第1編　長期給付関係事業部門

第1部
長期給付関係業務

第1章

長期給付関係業務の概要

平成11年以前の新共済年金制度における長期給付関係業務については『五十年史』に詳しい記述があるので、ここでは平成12年以降について述べる。

第1節　新共済年金制度における長期給付業務（平成12年以降）

第1　地方事務官制度の廃止

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）が平成11年7月16日に公布されたことにより、平成12年4月1日地方事務官制度が廃止された。

これに伴い平成12年4月1日以降、都道府県の保険課、国民年金課及び社会保険事務所で社会保険関係業務に従事していた地方事務官は、社会保険庁（国）の地方支分部局である地方社会保険事務局及び社会保険事務所の厚生事務官となった。また都道府県の職業安定課及び雇用保険課で職業安定関係業務に従事していた地方事務官は、都道府県労働局及び公共職業安定所の労働事務官となった。

1　社会保険職員共済組合の設立

これまで地方事務官は、国家公務員でありながら年金制度においては地方公務員とみなされ地方職員共済組合の組合員となっていたが、平成12年4月1日から国家公務員共済組合の組合員となった。

このうち社会保険関係業務に従事していた地方事務官は厚生事務官となり、新たに設立した社会保険職員共済組合の組合員となった。社会保険職員共済組合の本部は社会保険庁内に置かれた。

また職業安定関係業務に従事していた地方事務官は労働事務官となり、労働省共済組合の組合員となった。

2　地方職員共済組合から長期給付業務の移管

組合員、支給開始年齢に到達していない待機者及び既に地方職員共済組合が年金を決定し支給を行っていた年金受給権者の移管作業は、地方職員共済組合本部、社会保険庁総務部及び労働省共済組合本部と協議の上、次の日程で進めた。

①組合員の移管

組合員数は、社会保険業務に従事していた地方事務官1万6,610人、職業安定関係に従事していた地方事務官2,208人で、計1万8,818人である。

・標準報酬基礎届の通知（社会保険職員・労働省共済組合→連合会）
　平成12年4月上旬～4月末

・標準報酬基礎届のデータ登録処理及び登録通知（連合会→社会保険職員・労働省共済組合）
　平成12年5月初日～下旬

・長期組合員取得届の通知（社会保険職員・労働省共済組合→連合会）
　平成12年6月上旬～7月上旬

・長期組合員取得届のデータ登録処理及び登録通知（連合会→社会保険職員・労働省共済組合）
　平成12年6月下旬～8月上旬

②待機者の移管

地方事務官であった者のうち、支給開始年齢に到達していない待機者の組合員原票等の移管（地方職員共済組合本部→連合会）
　平成13年3月末
　期限までに移管されたものは僅かで、その後随時移管が行われた。

③年金受給権者の移管

地方職員共済組合から移管を受けた年金受給権者は1万1,102人である（表1）。

・年金受給権者の年金額、支給額等の審査
　平成11年度中

・新たな年金証書の発送
　平成12年4月

・初回の年金支給

初回の年金支給は、平成12年6月15日定期支給（平成12年4月及び5月の2か月分）で、支給対象者は全部停止者を除く1万813人で、支給額は約35億円であった。

なお平成12年4月定期支給（平成12年2月及び3月の2か月分）までは、地方職員共済組合が支給していた。

表1　移管した年金受給権者数　（単位：人）

年金種別	社会保険職員	労働省	合　計
退職共済年金	4,392	541	4,933
障害共済年金	99	6	105
遺族共済年金	1,259	359	1,618
退　職　年　金	2,753	553	3,306
減額退職年金	254	17	271
通算退職年金	27	1	28
障　害　年　金	97	9	106
遺　族　年　金	488	240	728
実期間遺族年金	1	0	1
通算遺族年金	5	0	5
（旧法）退職年金	1	0	1
合　　計	9,376	1,726	11,102

長期給付統計ハンドブックより

第2　共済組合の統合等

1　中央省庁等改革に伴う共済組合の再編成

「中央省庁等改革関係法施行法」（平成11年法律第160号）が平成11年12月22日に公布され、平成13年1月6日に中央省庁等が再編成されたことに伴い、各省庁ごとに設けられている共済組合についても再編成が行われた。

①再編成

総理府、文部省、運輸省、建設省の共済組合は、内閣、総務省、文部科学省、国土交通省の共済組合に再編成された。

②統合

厚生省と労働省の共済組合は厚生労働省共済組合に、防衛施設庁の共済組合は防衛庁共済組合に統合された。

③名称変更

大蔵省、通商産業省、厚生省第二、郵政省の共済組合は、それぞれ財務省、経済産業省、厚生労働省第二、郵政共済組合に名称が変更された。

その結果、連合会の加入組合は、25共済組合から23共済組合となった（図1）。

なお、旧組合が決定又は改定した組合員の施行日前日における標準報酬については、その者が属する新組合が決定又は改定した標準報酬とみなすことにより、改めて施行日に資格取得時決定を行うことを要しないこととしている。

図1　省庁再編による国家公務員各共済組合の関係

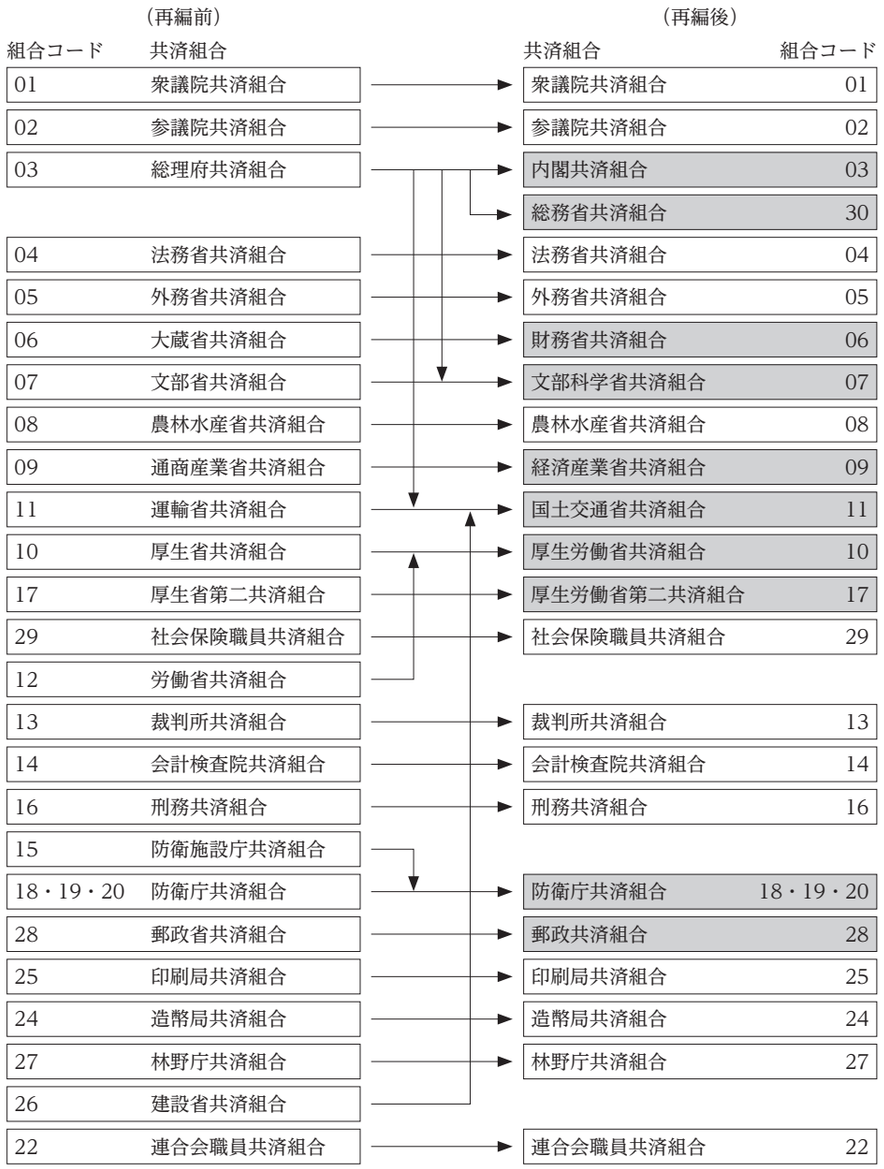

2　造幣局、印刷局共済組合の財務省共済組合への統合

「独立行政法人造幣局法」（平成14年法律第40号）及び「独立行政法人国立印刷局法」（平成14年法律第41号）が平成14年5月10日に公布され、平成15年4月1日から独立行政法人化（国家公務員型の特定独立行政法人）されることに伴い、造幣局共済組合（約1,400人）及び印刷局共済組合（約5,800人）は財務省共済組合に統合されることとなった。その結果、連合会の加入組合は、23共済組合から21共済組合となった。

なお造幣局及び印刷局においては、国共済制度が現業職員を対象に発足したという沿革、業務の特殊性を踏まえ、長期間独自の共済組合を設けており、連合会の加入組合となったのは昭和55年4月1日からである。

3　郵政共済組合の名称変更

「日本郵政公社法」（平成14年法律第97号）が平成14年7月31日に公布され、平成15年4月1日から日本郵政公社が新たに設立されたことに伴い、郵政共済組合は日本郵政公社共済組合に名称変更となった。

なお旧郵政共済組合員のうち、総務省総合通信局等に所属する者は総務省共済組合の組合員となった。これに関連して、「日本郵政公社法施行法」（平成14年法律第98号）が平成14年7月31日に公布され、平成15年4月1日に簡易保険福祉事業団の解散に伴って、日本郵政公社共済組合員となった者に対する国共済制度の経過措置が定められた。

4　防衛庁共済組合の名称変更

「防衛庁設置法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第118号）が平成18年12月22日に公布され、平成19年1月9日から防衛庁から防衛省となったことに伴い、防衛庁共済組合は防衛省共済組合に名称変更となった。

5　日本郵政公社共済組合の名称変更

「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第102号）が平成17年10月21日に公布され、平成19年10月1日から日本郵政公社の民営化に伴い、日本郵政公社共済組合は日本郵政共済組合となった。

6　社会保険職員共済組合の解散

（1）社会保険庁の廃止

「日本年金機構法」（平成19年法律第109号）が平成19年7月6日に公布され、平成22年1月1日社会保険庁が廃止となり新たに日本年金機構が設立された。

これに伴い、社会保険庁職員は一旦退職となり、日本年金機構に移行する者については、新たに非公務員型の機構職員に改めて採用される取扱いとなった。

したがって社会保険職員共済組合は平成22年1月1日をもって解散し、その権利義務は厚生労働省共済組合に承継された。その結果、連合会の加入組合は、21共済組合から20共済組合となった。

（2）国共済の組合員資格喪失

社会保険庁の職員数は平成20年度末で1万2,560人であった。

このうち厚生労働省や他省庁に転任した者を除き、日本年金機構職員に採用された者や退職又は免職となった者については、国共済の組合員資格を喪失したため、約1万件（平成22年2月現在）の退職届が連合会に送付された。

第3　施行日前の組合員期間情報等の整備

1　平成16年3月時点の整備状況等

（1）施行日前のみなし標準報酬月額の算定

昭和61年4月1日（以下「施行日」という）改正前の「旧共済法」では、年金額の計算や掛金は俸給を基に算定されていた。しかし改正後の「新共済法」では厚生年金保険制度と同様、俸給に諸手当を加えた給与を基準とした標準報酬を基に算定するように改めら

れた。

施行日前の標準報酬月額については、当時の掛金の基礎となった俸給を基礎として、補正率等を乗じて施行日前の各月の平均標準報酬月額とみなすこととした。例えば施行日まで引き続く期間の場合、施行日前5年間の平均俸給月額に施行日前の組合員期間に応じた補正率を乗じて得た額を、この期間の平均標準報酬月額とみなしている。

(2) 施行日前の標準報酬の登録

施行日前の組合員期間を有する者については、施行日前の組合員期間と標準報酬を算定するための基礎情報（発令俸給）を各共済組合が作成し、昭和61年12月から平成2年3月末までの間に連合会に提出し登録を行うこととしたが、この基礎情報が期限を過ぎても登録漏れとなっている者が相当数いたことから、平成5年9月28日共済連本年第1355号で改めて早期のデータ整備を依頼した。

(3) 年金請求時における連合会の処理

既に登録されている施行日前の組合員期間及び基礎情報は、年金請求時に添付される履歴書等と突合せ、年金を決定することとなる。

しかしながら、登録されている情報に誤りがあって、データを修正の上決定しなければならないケースが散見し、共済組合においては基礎情報が提出されずデータ登録すらされていないケースもあり、年金決定までに時間を費やす大きな要因となっていた。

2　履歴書等の作成及び連合会への送付

(1) 共済組合への依頼

年金決定の迅速かつ正確な処理を図るため、また平成16年の「改正法」において予定される年金の分割支給や組合員への情報提供に対応するためには、正確な基礎情報を整備しておくことが必須となった。

このため、年金請求時に添付することとしていた履歴書等を、組合員である間に共済組合から提出してもらい、施行日前の組合員期間及び基礎情報を整備することとし、平成16年3月29日事務連絡年第574号（表2）で共済組合へ依頼した。

(2) 施行日前の組合員期間情報等の整備に係る事務処理の概要

連合会は、整備スケジュール（表3）に基づき平成16年度から平成18年度の各年度の4月上旬に当該年度ごとの整備対象者名簿及び標準報酬等基礎情報確認票を作成し、4月中旬に共済組合に通知する。

共済組合は、施行日前の組合員期間にかかる履歴書又は人事記録の写し等を整備し、連合会に提出する（原則3年以内）。

(3) 整備対象者名簿の抽出条件（以下の条件を満たす者）

①施行日に組合員である

②施行日前に引き続く組合員期間を有する

③施行日以後、資格喪失がない

④障害（共済）年金の受給権者を除く

年度別整備対象者名簿の内訳（合計48万5,000人）

平成16年度対象者（7万3,000人） 昭22.4.2 ～ 25.4.1生まれの者（54歳から56歳）
平成17年度対象者（20万6,000人） 昭25.4.2 ～ 33.4.1生まれの者（46歳から53歳）
平成18年度対象者（20万6,000人） 昭33.4.2以降の生まれの者（45歳以下）

（注）年齢は平成16年3月31日時点

表2　昭和61年3月以前の組合員期間情報等の整備について

事務連絡年第574号
平成16年3月29日

衆議院共済組合担当課長　殿

国家公務員共済組合連合会
年 金 部 長

昭和61年3月以前の組合員期間情報等の整備について

現在連合会では、当会に登録されている昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）前の組合員期間情報及び俸給情報について、年金決定請求書に添付されている履歴書等で内容を確認し年金を決定しているところですが、登録情報の一部に誤りが見られるため、登録情報の訂正に時間を費やしています。

当会では、導入が予想される年金の分割支給や組合員への情報提供等に備えるとともに、年金決定の迅速かつ正確な処理を図るなど組合員のニーズに応えるためには、正確な施行日前の組合員期間情報及び俸給情報を整備する必要があると考えています。

つきましては、共済組合のご理解とご協力を得て登録情報の基盤整備を図っていきたいと考えていますので、別添「昭和61年3月以前の組合員期間情報等の整備にかかる事務処理要領」に基づき、履歴書等の作成・提出方よろしくお願いいたします。

また、当該整備に係る履歴書等の作成については、人事担当部局に多大な労力をお掛けすることとなりますが、当該整備の趣旨等を説明の上、協力を得られるように併せてお願いいたします。

なお、今般提出いただく履歴書等の確認書類は、当会で保管・管理いたしますので、当然のことながら、年金決定請求時には添付する必要がないことを申し添えます。

表3　施行日前の組合員期間情報等の整備に係るスケジュール（合計48万5,000人）

	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度以降
1	整備対象者の電算打上げ （整備対象者名簿及び標準報酬等基礎情報確認票）	4月上旬 7万3,000人 （54歳～ 56歳）	4月上旬 20万6,000人 （46歳～ 53歳）	4月上旬 20万6,000人 （～ 45歳）	
2	共済組合への送付 （整備対象者名簿及び標準報酬等基礎情報確認票）	4月中旬	4月中旬	4月中旬	
3	共済組合での履歴書等の作成及び連合会への送付（原則3年以内）	10月			
4	共済組合からの提出を受け、連合会で電算登録情報を確認、修正	10月			

第4　社会保険庁における年金記録問題への対応

平成19年、社会保険庁において、基礎年金番号に未統合の記録約5,000万件の存在が判明し政治的な問題に発展したことを受け、政府・与党では、同年7月5日に「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について（年金業務刷新に関する政府･与党連絡協議会）」を取りまとめた（表4）。

取りまとめた内容には、共済組合等に関する事項もあり、これについて、連合会での対応は、次のとおりであった。

1　基礎年金番号に未統合の年金記録・管理

平成19年の社会保険庁での基礎年金番号に未統合の記録約5,000万件の存在が判明したことに関連し、同年、共済三省（財務省・総務省・文部科学省）からの指示に基づき、連合会をはじめとした共済組合等において、「基礎年金番号が付番されていない共済過去記録」の確認作業を実施した。その結果、共済組合等全体で約181万件（うち国家公務員共済組合での共済過去記録は約67万件）存在していることが判明したため、同年6月25日、共済三省及び社会保険庁の連名にて「基礎年金番号が付番されていない共済過去記録の件数等について」により公表した（表5）。これにより、表4「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（Ⅰ-1.-(3)-①）において、「共済過去記録については、厚生年金制度への一元化に向けて、基礎年金番号に統合する」とされ、社会保険庁及び共済組合等において対応することとなった。

この政府・与党方針を受け、社会保険庁では、共済過去記録について基礎年金番号の記録との名寄せを行うため､共済組合等に対し、共済過去記録に係る氏名、性別、生年月日、共済組合コード、資格取得年月日、資格喪失年月日等の情報提供を要請し、連合会では約67万件の当該過去記録情報を収録した磁気テープを平成21年1月30日に同庁へ送付した。共済組合等から情報の提供を受けた社会保険庁では、基礎年金番号情報との名寄せを行い、氏名、性別、生年月日の3項目が一致した本人の記録と思われる者に対して、「共済組合等加入記録の確認のお知らせ」と題した書面を送付し、本人からの回答を基に本人特定を行い、当該過去記録情報を基礎年金番号に統合することとした。統合済の基礎年金番号情報については、月次のサイクルで共済組合等へ情報提供され、連合会では提供された情報を個人のデータベースに収録することとした。

なお、その後の基礎年金番号統合状況については、日本年金機構所管の「第5回年金記録問題に関する特別委員会（平成25年7月24日）」の資料2「共済記録に係る日本年金機構における整備状況について」に示されている（表6）。

表4　年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について（抜粋）

年金記録に対する信頼の回復と新たな
年金記録管理体制の確立について（抜粋）

平成19年7月5日
政　府・与　党

はじめに
（略）
Ⅰ 直面する年金記録問題への対応
　1．年金記録の名寄せ
（略）
　（3）基礎年金番号への統合に関連するその他の問題への対応
　①共済過去記録の基礎年金番号への統合
　平成9年の基礎年金番号導入前に退職して組合員でなくなっている方の共済年金の記録のうち、基礎年金番号に統合されていない、いわゆる共済過去記録「181万件」については、厚生年金制度への一元化に向けて、基礎年金番号に統合する。この過程において、「181万件」とすべての年金受給者及び現役加入者の記録との名寄せを行った上で、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨をお知らせする。【平成21年度中を目途】

（以下（略））
　2．すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）
　（1）名寄せにより新たに記録が結び付くと思われる方
　（2）その他すべての方
　3．コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ
　4．「年金記録確認第三者委員会」における記録確認

Ⅱ 相談体制の拡充
　1．相談体制の拡充
　2．相談への対応状況の定期的な公表

Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築
　1．新たな年金記録管理システムの導入
　2．「社会保障カード」（仮称）の導入

Ⅳ その他の課題への対応
　1．年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ
　2．保険料の着服への対応

Ⅴ「年金記録問題検証委員会」による検証

Ⅵ「年金業務・社会保険庁監理委員会」（仮称）の設置

おわりに

表5　基礎年金番号が付番されていない共済過去記録の件数等について

平成19年6月25日
財務省・総務省・文部科学省・社会保険庁

基礎年金番号が付番されていない共済過去記録の件数等について

1．共済過去記録の統合整理について

基礎年金番号に統合されていない共済過去記録（下記注参照）については、これまで年金受給時に統合していたが、「被用者年金制度の一元化に関する基本方針について」（平成18年4月閣議決定）において、「年金相談等の情報共有化を推進する」とされたことから、その実現を図るため、平成22年3月を目途に基礎年金番号への統合整理を予定。

2．基礎年金番号が付番されていない共済過去記録の件数

①国共済　　約67万件（平成19年6月時点）
②地共済　　約68万件（平成19年4月時点）
③私学共済　約46万件（平成19年3月時点）

（注）
平成9年の基礎年金番号導入前に、既に退職して共済組合員でなくなっている者の共済記録には、基礎年金番号に統合されていない、いわゆる共済過去記録が存在する。（基礎年金番号導入時点における組合員及び年金受給者には全て基礎年金番号を付番済み。）

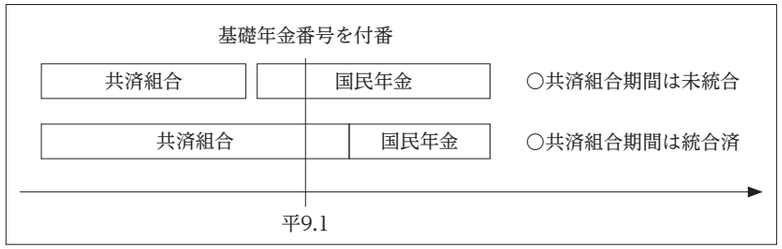

※ただし、共済においては、単一の付番等により管理してきており、同一人について複数に分かれたままの過去記録は存在しないことから、未支給につながるリスクが殆どないと考えられる。

表6　共済記録に係る日本年金機構における整備状況について（抜粋）

共済記録に係る日本年金機構における整備状況について（抜粋）

平成25年7月24日
日本年金機構

Ⅰ 共済記録の整備状況

○共済記録に関しては、基礎年金番号制度の導入と合わせて、平成9年1月より、各共済組合から組合員に関する情報等の提供を受けている。また、新たに基礎年金番号を付番した者の情報を共済組合に提供を行うなど、共済組合と旧社会保険庁・日本年金機構で基礎年金番号を基本とした情報交換を行っている。

○また、平成19年7月5日に年金業務に関する政府・与党連絡協議会において取りまとめられた「年金記録に対する信頼回復と新たな年金記録管理体制の確立について」に基づき、平成9年の基礎年金番号導入前に退職して組合員でなくなっている方の共済記録のうち、平成19年7月時点で基礎年金番号に統合されていない198万件の記録（以下「共済過去記録」という）について、基礎年金番号への統合を行ってきた。

○これらにより平成25年3月末現在で123.4万件（全体198万件の62％）の記録の統合を行った。

〔参考〕「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日政府・与党）＜抜粋＞

『平成9年の基礎年金番号導入前に退職して組合員でなくなっている方の共済年金の記録のうち、基礎年金番号に統合されていない、いわゆる共済過去記録「181万件」については、厚生年金制度への一元化に向けて、基礎年金番号に統合する。この過程において、「181万件」とすべての年金受給者及び現役加入者の記録との名寄せを行った上で、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨をお知らせする。
【平成21年度中を目途】』

（注）上記の「政府・与党」の文書<抜粋>中181万件とあるのは、その時点における共済組合等からの見込み件数であり、実際に提供された記録は198万件である。

2 「公務員共済ねんきん特別便」の送付

表4の「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（Ⅰ-2）にあるように、直面する年金記録問題への対応として、社会保険庁は全ての国民に年金の加入記録を知らせるため、「ねんきん特別便」を送付することとなった。この特別便には、共済組合員や共済年金受給者の年金加入記録も表示されることとなるが、共済組合等が管理する年金加入記録については、社会保険庁のデータベースに情報の提供を行う作業を推し進めているところであるため、同庁が保有する共済データはいまだ精度の低いものとなっている。そこで、共済三省及び共済組合等では独自の対応等を視野に検討が行われ、連合会においては、次のような懸念点を

示し協議を進めた。

①昭和36年4月前の組合員期間を有している場合でも、同月前の組合員期間は、国民年金の老齢基礎年金の算定基礎とならないことから、社会保険事務所によっては、同月前の組合員期間を除いて登録している場合がある

②公務員として在職中に60歳に達し、受給権が発生する場合、誕生月の前月までの組合員期間を基に退職共済年金を決定し、退職した場合は、誕生月から退職までの期間を加算して再決定が行われる。この場合、連合会が受給権発生から公務員を退職するまでの間に「年金加入期間確認通知書」を交付した場合は、社会保険庁では、国共済の期間を就職から誕生月の前月までの期間、又は交付日までの期間として登録している

③平成9年1月から基礎年金番号制度が導入され、同日現在組合員であった者の組合員情報は、社会保険庁の基礎年金番号管理ファイルに登録された。その後、前歴報告書の提出等により組合員期間の追加等があった場合は、連合会が保有する組合員情報を変更するとともに、同庁の登録情報を変更する必要があるが、同庁では、変更後の情報の受け入れ態勢が整っていないため、変更前の情報のままとなっている

これらの懸念点を解消するため、共済側から社会保険庁に対し、「ねんきん特別便」を送付する前に整備後の正しい組合員期間情報の置き換えを依頼したが、システム変更の日程等の理由により、困難であるとのことであった。このため、協議の結果、共済三省主導の下、共済組合等において管理している年金加入記録を組合員や共済年金受給者に情報提供することで、より正確性を期し組合員等に安堵をもたらすため、社会保険庁が送付する「ねんきん特別便」とは別に、共済年金の加入記録を通知するという結論に至った。実施については、平成20年1月25日、財務省主計局給与共済課から「『ねんきん特別便』及び『公務員共済ねんきん特別便（仮称）』の実施について」により、各省庁共済組合及び連合会へ通知された（表7）。

表7　「ねんきん特別便」及び「公務員共済ねんきん特別便（仮称）」の実施について

平成20年1月25日
財務省主計局給与共済課

「ねんきん特別便」及び「公務員共済ねんきん特別便（仮称）」の実施について

社会保険庁は、すべての年金受給者及び被保険者を対象に、自身の年金記録が適正に管理されているかどうかを確認していただくため、平成19年12月から平成20年10月までの間に「ねんきん特別便」として、年金の加入履歴を送付することとし、まず、基礎年金番号に結びつくと思われる方を対象として、昨年12月から送付を開始しております。

このため、関係省庁及び各共済保険者においても、共済加入期間を有する方に対して年金加入期間を送付することで昨年から検討を進めてきたところでありますが、社会保険庁が送付する「ねんきん特別便」と別に、今般、国共済においても「公務員共済ねんきん特別便」を、下記のとおり実施することといたしました。

つきましては、ご多忙中とは存じますが、貴共済組合の事務担当者に、この旨周知いただきますと共に、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、具体的な表示内容等につきましては、詳細が決まり次第、連合会から共済組合本部のご担当者に改めてご説明することを予定いたしております。

記

【送付スケジュール】
■別紙のとおり

【各共済組合にご協力いただく主な事項】
■連合会から組合員に通知する「公務員共済ねんきん特別便」を、共済組合経由で送付すること。
■社会保険庁から組合員に通知する「ねんきん特別便」を、共済組合経由で送付すること。
■組合員からの問い合わせを、原則として所属の共済組合で対応していただくこと。

別紙　「公務員共済ねんきん特別便」の送付スケジュール

送付対象者	送付区分	送付件数	送付方法	送付時期
①年金受給者	退職給付 （組合員を含む。） 障害給付 （組合員を含む。） 遺族給付	約105万件	『共済年金だより（5月号）』と共に、国共済に登録されている住所に送付する。	平成20年5月中旬
②組　合　員	現職者 （年金決定者は①で送付）	約107万件	組合員ごとに封筒に入れ、加入中の共済組合経由で送付する。	平成20年6月中旬
③待　機　者	平成9年1月以後の退職者	約34万件	社会保険庁から情報提供される予定の住所に送付する。	平成20年6月中旬
	平成9年1月前の退職者 （共済過去記録）	約67万件	※社会保険庁で平成21年度中を目途に基礎年金番号への統合を行う予定。（政府・与党が取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」による。）	—

正式決定を受け、連合会では、年金受給者や組合員に対して、連合会で管理している共済年金の加入記録を記載した「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）」（表8）と題した独自の通知書を送付することとし、送付に当たっては、属性別の送付スケジュールに従い、年金受給者には、同年5月16日から順次、組合員には、同年6月6日から順次送付（所属共済組合を経由）した。

本通知書には、年金加入記録の見方や内容を説明したリーフレット「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）につい

て)」(表9) を同封した。

連合会における「年金加入記録のお知らせ
(公務員共済ねんきん特別便)」の送付実績

属性	件数	送付時期
年金受給権者	1,036,126件	平成20年5月中旬
組合員	1,055,475件	平成20年6月中旬
元組合員 (注)	305,510件	平成20年8月下旬
計	2,397,111件	

(注) 基礎年金番号が付番されている平成9年1月以降に退職した年金待機者に送付し、基礎年金番号導入前に退職したいわゆる共済過去記録の該当者には送付していない。

なお、社会保険庁は「ねんきん特別便」を、年金受給者には同年4月～5月、被保険者には同年6月～10月の間に送付した。

一方、「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）」の送付による相談態勢については、年金部の代表電話の回線数を6回線増設して35回線にするとともに、臨時に「ねんきん特別便専用ダイヤル（30回線）」（同年5月19日～6月30日の間）を開設し、「ねんきん特別便専用相談デスク」として年金受給者からの問合せに対応した。

年金受給者が「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）」を受け取ってから最初の土曜日（5月24日）及び日曜日（同月25日）においても、電話による問合せに対応した。なお、組合員に送付した「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）」に対する問合せについては、原則として、所属の共済組合での対応としたため、例年5月から6月にかけて、各省庁共済組合の共済事務担当者を対象として開催している「資格・標準報酬管理事務研修会」（13か所・17回）を利用して、「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）」の実施内容について事前に説明するとともに、問合せに対応するための「Q&A」を配付した。

表8　「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）」

表9　年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）について

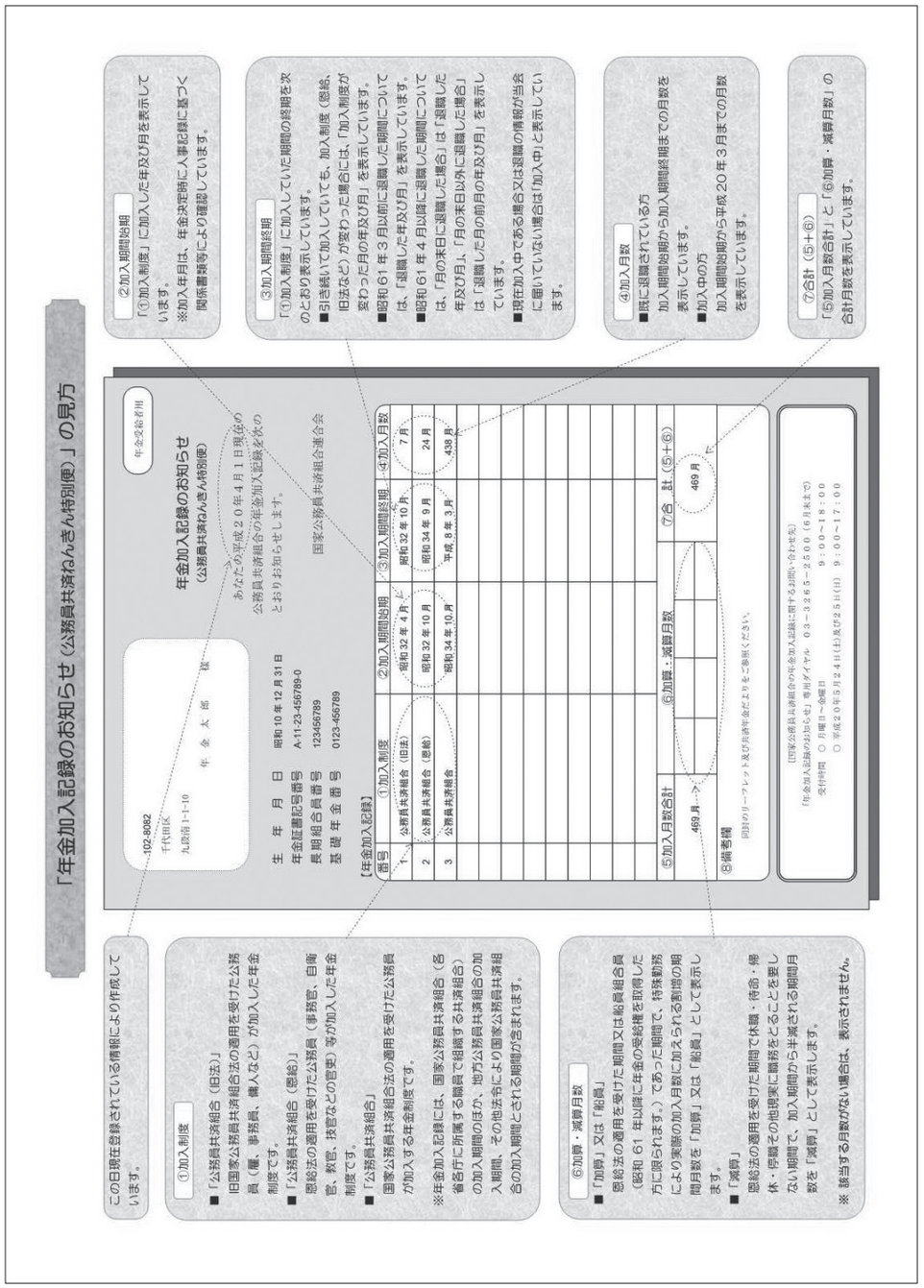

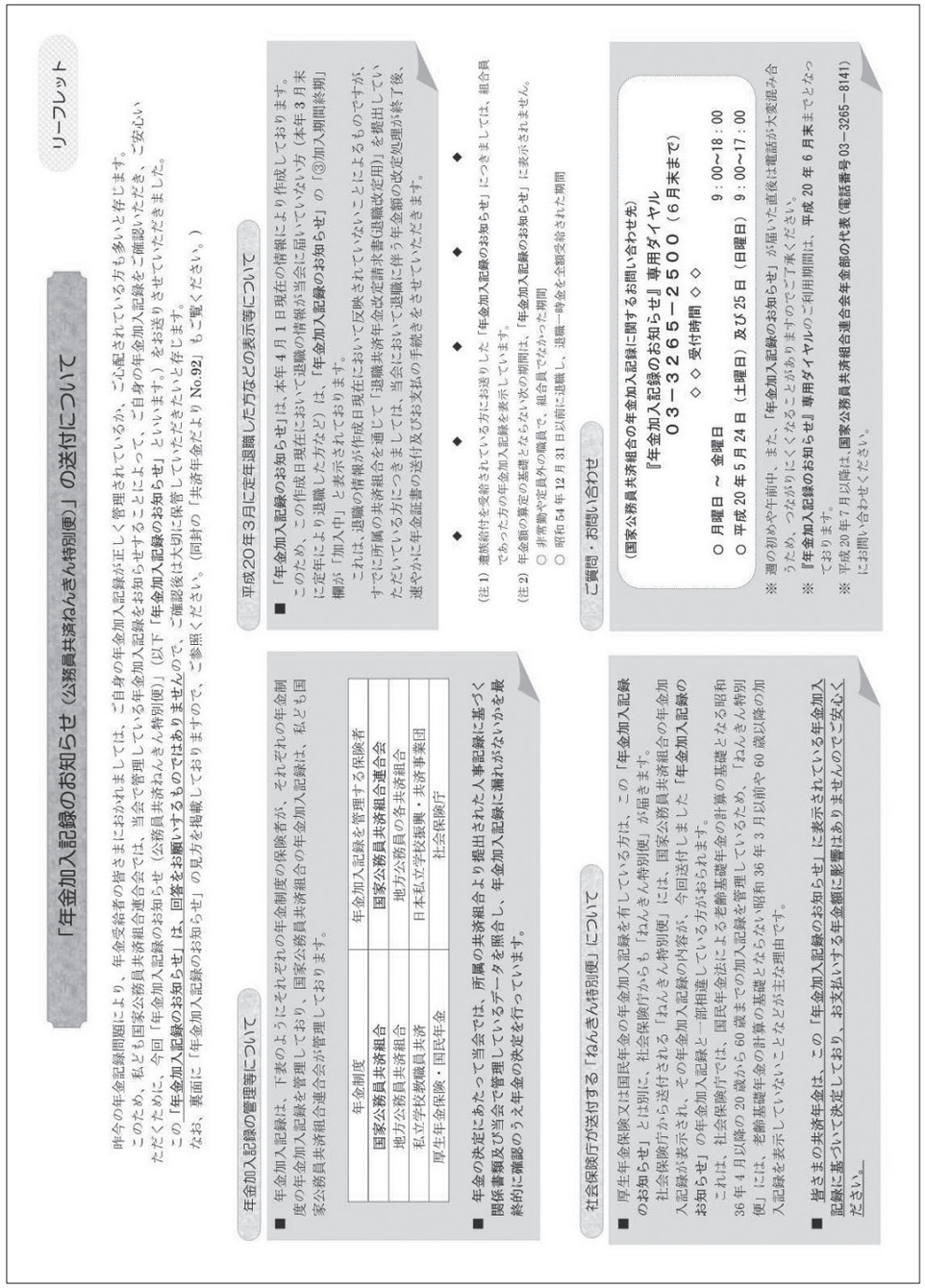

リーフレット

「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）」の送付について

昨今の年金記録問題により、年金受給者の皆さまにおかれましては、ご自身の年金加入記録が正しく管理されているか、ご心配されている方も多いと存じます。
このため、私ども国家公務員共済組合連合会では、当会で管理している年金加入記録をご確認いただき、ご安心いただくために、今回「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）」（以下「年金加入記録のお知らせ」といいます。）をお送りさせていただきました。
この「年金加入記録のお知らせ」は、回答をお願いするものではありませんので、ご確認後は大切に保管していただきたいと存じます。
なお、裏面に「年金加入記録のお知らせ」の見方を掲載しておりますので、ご参照ください。（同封の「共済年金だより No.92」もご覧ください。）

年金加入記録の管理等について

■ 年金加入記録は、下表のようにそれぞれの年金制度の保険者が、それぞれの年金制度の年金加入記録を管理しており、国家公務員共済組合の年金加入記録は、私ども国家公務員共済組合連合会が管理しております。

年金制度	年金加入記録を管理する保険者
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合連合会
地方公務員共済組合	地方公務員の各共済組合
私立学校教職員共済	日本私立学校振興・共済事業団
厚生年金保険・国民年金	社会保険庁

■ 年金の決定にあたって当会では、所属の共済組合より提出された人事記録に基づく関係書類及び当会で管理しているデータを照合し、年金加入記録に漏れがないかを最終的に確認のうえ年金の決定を行っています。

社会保険庁が送付する「ねんきん特別便」について

■ 厚生年金保険又は国民年金の年金加入記録を有している方は、この「年金加入記録のお知らせ」とは別に、社会保険庁からも「ねんきん特別便」が届きます。
社会保険庁から送付される「ねんきん特別便」には、国家公務員共済組合の年金加入記録が表示され、その年金加入記録の内容が、今回送付しました「年金加入記録のお知らせ」の年金加入記録と一部相違している方がおられます。
これは、社会保険庁では、国民年金法による老齢基礎年金の計算の基礎となる昭和36年4月以降の20歳から60歳までの加入記録を管理しているため、「ねんきん特別便」には、老齢基礎年金の計算の基礎とならない昭和36年3月以前や60歳以降の加入記録を表示していないことなどが主な理由です。

■ 皆さまの共済年金は、この「年金加入記録のお知らせ」に表示されている年金加入記録に基づいて決定しており、お支払いする年金額に影響はありませんのでご安心ください。

平成20年3月に定年退職した方などの表示等について

■「年金加入記録のお知らせ」は、本年4月1日現在の情報により作成しております。
このため、この作成日現在において退職の情報が当会に届いていない方（本年3月末に定年により退職した方など）は、「年金加入記録のお知らせ」の「③加入期間終期」欄が「加入中」と表示されております。
これは、退職の情報が作成日現在において反映されていないことによるものですが、すでに所属の共済組合を通じて「退職共済年金改定請求書（退職改定用）」を提出していただいている方につきましては、当会において退職に伴う年金額の改定処理が終了後、速やかに年金証書の送付及びお支払の手続きをさせていただきます。

◆　◆　◆　◆　◆

（注1）遺族給付を受給されている方にお送りした「年金加入記録のお知らせ」につきましては、組合員であった方の年金加入記録を表示しています。
（注2）年金額の裏定の基礎とならない次の期間は、「年金加入記録のお知らせ」に表示されません。
○ 非常勤や定員外の職員で、組合員でなかった期間
○ 昭和54年12月31日以前に退職し、退職一時金を全額受給された期間

ご質問・お問い合わせ

（国家公務員共済組合の年金加入記録に関するお問い合わせ先）
『年金加入記録のお知らせ』専用ダイヤル
０３－３２６５－２５００（６月末まで）
◇◇ 受付時間 ◇◇
○ 月曜日 ～ 金曜日　9：00～18：00
○ 平成20年5月24日（土曜日）及び25日（日曜日）　9：00～17：00

※ 週の初めや午前中、また、「年金加入記録のお知らせ」が届いた直後は電話がふ変混み合うため、つながりにくくなることがありますのでご了承ください。
※『年金加入記録のお知らせ』専用ダイヤルのご利用期間は、平成20年6月末までとなっております。
※ 平成20年7月以降は、国家公務員共済組合連合会年金部の代表（電話番号03－3265－8141）にお問い合わせください。

第2節　厚生年金保険制度における長期給付業務

第1　被用者年金制度一元化法の制定に至るまで

1　旧公共企業体の三共済組合（JR、JT、NTT）の厚生年金保険への統合

平成6年2月に「公的年金制度に関する関係閣僚会議」のもとに各公的年金制度の関係者、学識経験者からなる「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が開催された。この懇談会は、被用者年金制度の分立に伴う問題の解決に向けて、公的年金制度の一元化について各制度を通じて論議し、関係者の合意形成を図るため設置された。そして平成7年7月26日に「公的年金制度の一元化について」という報告書が取りまとめられた（連合会『五十年史（上）』841－843頁）。

この報告書を踏まえて、平成8年3月8日に「公的年金制度の再編成の推進について」が閣議決定された（表10）。

表10　公的年金制度の再編成の推進について（抄）

公的年金制度の再編成の推進について（抄）

（平成8年3月8日閣議決定）

公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、これまで逐次、全国民共通の基礎年金制度の導入、被用者年金制度の給付の公平化等の改革を進めてきたところであるが、今後、更に就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し制度の安定化と公平化を図るため、次のような再編成を推進するものとする。

1. 被用者年金制度の再編成については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、これを行うものとする。
2. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が今後21世紀にかけて成熟化する段階において以下のような斬新的な対応を進めつつ、その統一的な枠組みの形成を目指すものとする。

（1）再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており、かつ、成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合を、平成9年度に厚生年金保険に統合する。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支えあう措置を講ずる。

（2）国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、それぞれの成熟化の状況等に応じ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、公務員制度としての在り方をも踏まえつつ、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する。

（3）農林漁業団体職員共済組合については、構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を、また私立学校教職員共済組合については、その成熟化の進展等を踏ま

えつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行う。

3. 4. 略

被用者年金制度の再編成の第一段階として、旧公共企業体の三共済組合（JR、JT、NTT）を厚生年金保険に統合するための「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」は、平成8年6月7日に成立し、6月14日法律第82号として公布された。

これにより、旧公共企業体の三共済組合（JR、JT、NTT）は、平成9年4月1日に厚生年金保険に統合された。

2　農林漁業団体職員共済組合の厚生年金保険への統合等

平成11年10月に財政再計算が行われたこと、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険への統合を希望していることなどから、平成8年3月の閣議決定「公的年金制度の再編成の推進について」に基づいた取組みを更に推進するため、平成12年5月「公的年金制度に関する関係閣僚会議」において、「公的年金制度の一元化に関する懇談会」を再開することとされ、同懇談会は平成13年2月まで11回にわたり議論を重ね、「公的年金制度の一元化の更なる推進について」が取りまとめられた（表11）。

表11　公的年金制度の一元化の更なる推進について（抄）

公的年金制度の一元化の更なる推進について（抄）

平成13年2月28日
公的年金制度の一元化に関する懇談会

はじめに

○公的年金制度の一元化については、「高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るための改革を推進し、その一元化を完了させる」ものとされた昭和59年2月の閣議決定以来の課題であり、平成7年7月、当懇談会において基本的な考え方をとりまとめたところである。

この報告書を踏まえて、平成8年3月の閣議決定「公的年金制度の再編成の推進について」により政府の基本的な方針が示され、第一段階として、平成9年度に旧公共企業体共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合）が厚生年金保険に統合されている。

○その後、各被用者年金制度において財政再計算が行われたこと、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険への統合を希望していることなどから、この閣議決定に基づいた取組を推進するために、昨年5月、公的年金制度に関する関係閣僚会議において、当懇談会を再開することとされ、以来11回にわたり議論を重ねてきた。

○今般、前回の報告書や上記の閣議決定を踏まえ、公的年金制度の一元化の更なる推進についての取組の方向を取りまとめたので報告する。

1．一元化の更なる推進について

（1）一元化の今後の方向

○公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、各制度において次のような取組を行うものとする。

○農林漁業団体職員共済組合については、厚生年金保険に統合することが妥当である。

統合後は、厚生年金保険本体から厚生年金水準相当の給付を支給することとするが、農林漁業団体職員共済組合は厚生年金保険に対して、統合前の加入期間に係る再評価・物価スライドがない場合の給付現価を基礎とし、財政再計算に起因する予定利率の変更等に係る変動額の負担を考慮した妥当な水準の額を積立金から納付するものとする。

さらに、将来の農協等の被保険者数等の今後の見込みについて、統合時の見込みよりも変動するリスクがあることから、所要の上乗せ保険料を納付するものとする。なお、過去において、農林年金の職域部分を除く保険料率が、厚生年金に比べ低い期間が存在していた経緯もある。

おって、上記に基づき納付される額については、後出2の社会保障審議会の年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会において、必要な検証がなされるよう要請するものとする。

○残る3共済のうち、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図ることとする。

このため、今回の財政再計算の結果に基づき速やかに具体的な枠組みについて政府及び関係者において検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施することとすべきである。

○私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく、政府及び関係者において検討を行う。

あわせて、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時までに政府及び関係者における具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるべきである。

○さらに、今後、被用者年金制度のいわゆる2階部分の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐべきである。

（2）その他

○厚生年金と共済年金との間でいわゆる2階部分について給付面でなお残されている違いについて、引き続き検討することが適当である。

2．3．　略

この報告書を踏まえて、平成13年3月16日に「公的年金制度の一元化の推進について」が閣議決定された（表12）。

表12　公的年金制度の一元化の推進について（抄）

公的年金制度の一元化の推進について（抄）

（平成13年3月16日閣議決定）

就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、公的年金制度の一元化を推進してきたところであるが、今後、次に掲げるところによりその更なる推進を図るものとする。

1　公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。

（1）農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。

（2）国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。

（3）私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う。また、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算までに具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

2　さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

3　略

（1）閣議決定1（1）について

被用者年金制度の再編成の第二段階として、農林漁業団体職員共済組合を厚生年金保険に統合するための「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案」は、平成13年6月27日に成立し、7月4日法律第101号として公布された。

これにより、農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月1日に厚生年金保険に統合された。

（2）閣議決定1（2）について

国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の財政単位の一元化については、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第130号）及び「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第132号）により、平成16年10月から両制度間の財政調整の仕組みを導入することとされた。

（3）閣議決定1（3）について

私立学校教職員共済では、平成17年4月から他の被用者年金制度と同じ引上げ幅（0.354％）で保険料率の引上げを実施した。

（4）その後の動き

平成16年改正法の国会審議において、公的年金制度の一元化が大きな議論となり、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号）に、附則第3条第1項及び第2項が衆議院修正で追加された（表13）。

表13　平成16年改正法附則（抜粋）

平成16年改正法附則（抜粋）

第3条　政府は、社会保障制度に関する国会審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2　前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

3　略

3　「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」閣議決定

平成17年4月1日の衆・参本会議で「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議」が行われ、これに基づき国会に「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議」が設置され、同年4月8日から7月29日まで計8回、公的年金制度の必要性や国民皆年金の意義など根本的なテーマを含め、幅広い、精力的な議論が行われた。

平成17年9月、当時の小泉純一郎総理から「被用者年金の一元化に向け、検討すべき様々な課題について幅広く議論し、その処理方針をできる限り早く取りまとめるよう」との指示があり、政府や与党において、被用者年金一元化についての議論が行われた。

これを踏まえて、平成18年1月には、「被用者年金の一元化等に関する政府・与党協議会」が設置され、同年4月24日まで4回開催された。この結果、平成18年4月28日に「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」が閣議決定された。

「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」（閣議決定）の概要と検討事項については表14のとおり。

表14　被用者年金一元化の閣議決定（18.4.28）について（概要）

被用者年金一元化の閣議決定（18.4.28）について（概要）

【被用者年金制度の一元化の趣旨】

被用者年金制度の一元化については、平成16年年金制度改正法附則の規定を踏まえ公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。

【主な内容】

（1）共済年金の1・2階部分の保険料率について、平成22年以降、今後廃止される3階部分も含めた率からスタートして、厚生年金と同じ0.354％ずつ引き上げ、平成30年（私学は平成39年）に厚生年金（18.3％）に統一。

（2）共済年金にある遺族年金の転給制度を廃止するなど、制度的な差異については、基本的厚生年金に揃えて解消。

（3）共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）を廃止。
人事院による諸外国の公務員年金や民間企業の企業年金及び退職金の実態調査を踏まえ、新たな公務員制度としての仕組みを制度設計。

（4）追加費用の削減のため、税財源である恩給期間に係る給付について、本人負担の差（恩給2％、発足時の共済年金4.4％）に着目して27％引下げ（＝（4.4％ -2.0％）/8.8％）。ただし、一定の配慮措置（給付額に対する減額率≦10％、減額後の給付額≧250万円）を講じる。

○　4月28日の閣議決定以降、残された課題である以下の事項について、引き続き検討を進めているところ。

※法案提出までに更に検討すべき主な事項

・個々の制度的差異の解消
・新たな公務員制度としての仕組みの制度設計
・追加費用削減の施行時期等
・追加費用に関する郵政公社、旧三公社等の取扱い
・文官恩給の引下げ措置の内容
・制度体系・事務組織・積立金の運用主体の在り方

以上

4　19年一元化法案の提出及び廃案

表14において「※法案提出までに更に検討すべき主な事項」については更なる検討・議論が行われ、平成18年12月19日に開催された「被用者年金の一元化等に関する政府・与党協議会」で「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」が了承された。これらの決定事項について法案作成作業が行われ、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（以下「19年一元化法案」という）」は、平成19年4月13日の閣議決定を経て、同日第166回通常国会に提出された。

この「19年一元化法案」では、厚生年金に公務員も加入することとされ、2階部分の年金は厚生年金に統合されるとともに、共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止されることとされた。また、同法案附則第2条において、「公務員共済の職域加算額（中略）の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成19年中に検討を行い、その結果に基づいて、別の法律で定めるところにより、必要な措置を講ずる」と規定されていた。しかし、「19年一元化法案」は平成21年7月の衆議院解散に伴い廃案となった。

5　被用者年金一元化法の成立

民主党政権下の平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱について」の4.年金Ⅱ現行制度の改善（7）において、被用者年金一元化については、「☆平成19年法案をベースに、一元化の具体的内容について検討する。関係省庁間で調整の上、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する」とされた（表15）。

表15　社会保障・税一体改革大綱について（抜粋）

社会保障・税一体改革大綱について（抜粋）

（平成24年2月17日閣議決定）

4.　年金
Ⅱ現行制度の改善
（7）被用者年金一元化
○　被用者年金制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化する。
○　公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取り扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする。
☆平成19年法案をベースに、一元化の具体的内容について検討する。関係省庁間で調整の上、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。

この閣議決定を受けて、被用者年金制度の一元化に関する法案（「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」）が社会保障・税一体改革の関連法案として、平成24年4月13日に第180回通常国会に提出され、8月10日に成立し、8月22日に法律第63号として公布された（以下「被用者年金一元化法」という）。

被用者年金一元化法により、平成27年10月から厚生年金に公務員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金保険に統合されるとともに、共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止されることとされた。

第2　被用者年金制度一元化法の制定後

1　実施機関間の情報連携システムの構築

（1）情報連携（共有）の実現方式の検討

被用者年金一元化に向けた事務処理体制等を検討するために設置された「被用者年金一元化における情報共有化等のための担当者打合会」（平成23年10月13日設置。以下「親会」という）の第3回及び第4回の会議において、日本年金機構（以下「機構」という）から、

一元化後の情報連携（共有）の実現方式について、以下の三つのシステム案が提示された。

・情報連携システム（各実施機関間で直接連携する方式）（略称：直接連携方式）
・情報共有システム（共有データベースを参照・更新する方式）（略称：共有方式）
・情報連携システム（キーファイルを介して連携する方式）（略称：キーファイル連携方式）

この三つのシステム案について、機構から様々な観点から比較した整理表が席上配付され、その内容に基づき共済関係者を含めた議論が行われた。

3案提示にあたり、機構としては次のような意向であった。

〈機構の意見〉

機構は、被保険者及び年金受給者等を対象とした大量の業務を行っており、一元化後においても、顧客サービスや業務処理の効率性が低下することがないよう、下記に掲げる事項について対応する必要がある。

①事務処理における現行のサービススタンダード（受付を行ってから処理を完了するまでの処理期間）を順守する。
②処理の遅延に伴う過誤払いを発生させない。
③記録の不整合による事務処理誤り（誤った記録に基づく年金の決定、支払等）を増加させない。
④ワンストップサービスの実現（相談窓口等における記録照会や年金額試算等の即時対応など）

これらの事項の達成に向けて考えれば、業務効率化の面、顧客サービス面、コスト面を総合的に勘案して共有方式が最も適している（各共済としても共有方式の場合は、参照・更新の機能のみを構築すればよいため、効率的であると考える）が、次善の方式としてキーファイル連携方式でもやむを得ないと考えている。

なお、直接連携方式は、基幹業務処理（とりわけ2以上の期間を有する場合の併給処理）が効率的に行えない、ワンストップサービスの範囲が限られる、回線コストなど多くの問題があり、困難と考えている。

機構の意見に対し共済関係者の意見は次のようであった。

〈共済関係者の意見〉

開発コスト、データ管理、レスポンス等の運用面などから、国共済と私学共済はキーファイル連携方式、地共済は直接連携方式を支持している方向であり、機構が最も支持する共有方式とは意見が相違したが、許容できる次善の方式として示していたものとの一致点は見出せた。ただ、地共済としては、共有化すべき情報の種別及び量が未定であることなどから、直接連携方式が適当とのスタンスであったが、機構が強く主張していた「直接連携方式のシステム負荷や業務の非効率さ」について他の共済も同調したことから、そのような懸念があることを踏まえ、同共済から「キーファイル連携方式を完全否定するものではない」旨の意見が出された。

これにより関係者間において同じ方向性になったことから、親会の主催者である厚生労働省から、これまでの議論において最大公約数的なところでの結論として、次善の方式としても合意できるキーファイル連携方式で今後の作業を進めていきたいとの発言がなされた。

これについて、機構からは、「共有方式がやりやすいと思っていることに変わりはないが、キーファイル連携方式でやるということで、厚労省もこれでいくべしということであればそのようにする」との発言があり、また、地共済からは、キーファイル連携方式についてはインデックス機能に特化したものということを強調させるため、名称を「インデックスファイル連携方式」としてはどうかとの提案があり、特段異論がなかったことから「インデックスファイル連携方式」と称することとし、関係者間で合意に至った（表16）。

なお、システム構築にあたってのシステム仕様の詳細等に関する事項については、親会の下部に「被用者年金一元化における情報共有化等のためのシステム担当者打合会（システムワーキング）」を設置して協議を進めることとした。

（2）情報連携システムによる基幹業務

前述のとおり、情報連携による実現方式については、インデックスファイル連携方式により情報連携システムを構築していくこととなったが、このシステムを活用していくための基幹業務について、親会及びその下部に設置した「被用者年金一元化における情報共有

表16　情報連携システムのイメージ

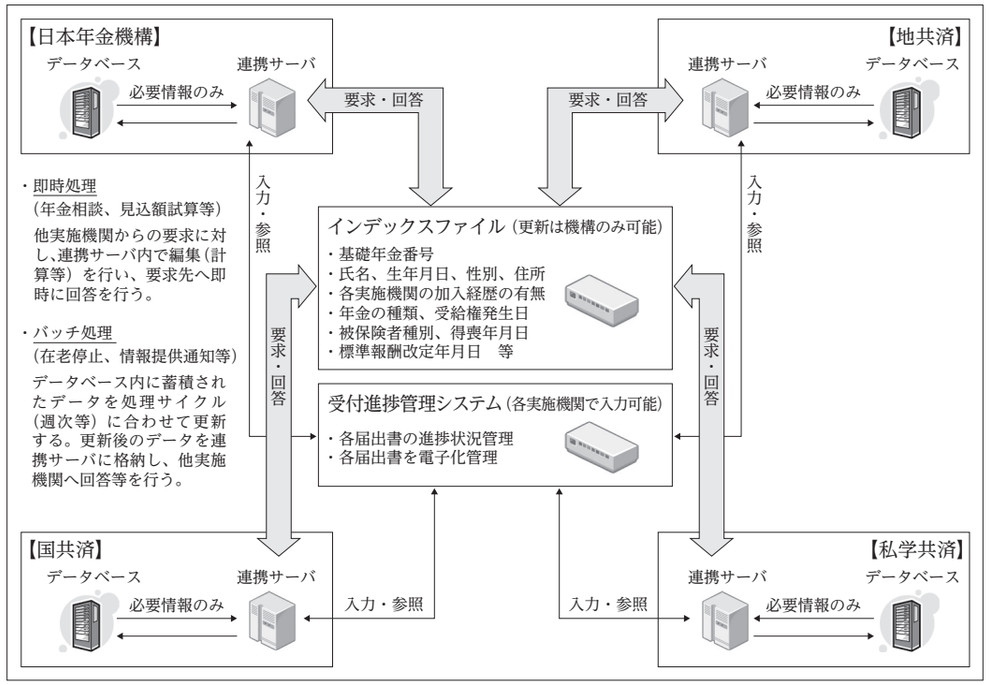

化等のための届出様式統一化担当者打合会（届書ワーキング）」において検討を進めた。

主な検討項目は以下のとおりである。

届出等関係では、①請求書、各種届書及び添付書類の統一、②原本の管理方法、③受付後の回付及び受付の管理等、④受付審査事務の統一。

裁定関係では、①ターンアラウンドの事前送付に当たり、直近に加入している実施機関の確認方法（年金請求書の事前送付については後述）、②裁定後に必要な現況調査等の窓口、③複数の実施機関で計算した最終結果の整合性の確認、④年金加入期間確認通知書の取扱い、⑤裁定処理の情報交換のタイミング。

情報連携関係では、①情報交換のスキーム、②恩給期間の費用削減処理。

障害・遺族関係では、①障害認定事務、②障害者特例の請求の取扱い、③障害厚生年金及び短期遺族厚生年金の処理。

その他、年金相談関係、離婚分割関係及び記録整備関係などであった（ワンストップサービスについては後述）。

これら多種多様の検討項目について、一元化法の施行日直前まで実施機関間を中心に協議を重ね、表17のように関係者間で合意に至った。

表17　検討項目と合意内容

大区分	小区分	検討項目	合意内容
各種年金共通	届出等	請求書様式の統一	請求書の共通様式、独自様式など一元化後の各種届書様式を実施機関間で共有
		添付書類の統一	各種届書に添付する書類を整理
	裁　定	裁定処理の情報交換のタイミング	インデックスファイルを経由して必要な実施機関に要求・回答する
		年金加入期間確認通知書の取扱い	情報連携システムで確認できる場合、現行の年金加入期間確認通知書の添付は不要
		記録変動	記録変動の契機はインデックスファイルを参照し、他の実施機関に提供
	年金額の決定及び支給	支　払	計算過程における数値を各実施機関間の情報交換に用いる場合においては、端数の有効桁数を統一する必要があることから、小数点第2位までを保持（小数点第3位を四捨五入）する
老齢・遺族関係	届出等	受付審査事務の統一（生計維持認定基準の統一）	機構の取扱いを基本として生計維持関係の認定基準を統一し、認定結果は実施機関間で共有する
		施行日前受発の厚年届書の受付	一元化前に受発した厚年の届書の受付・審査については、基本的に機構で対応する
		基礎年金届書の受付	厚年に併せて行われる基礎年金の届書は、機構以外の実施機関においても受付し、機構へ回付する
	裁　定	受付後の回付及び受付の管理等	・受付・進捗管理システムで電子化したものを管理する ・届書の返戻ルールについては、共通部分の不備は受付実施機関、独自部分の不備は回付先実施機関で行う
		他の実施機関への回付方法	電子的に送付する

大区分	小区分	検討項目	合意内容
障害・遺族関係	裁　定	生計維持認定基準の統一	機構の取扱いを基本として生計維持関係の認定基準を統一し、認定結果は実施機関間で共有する
	年金額の決定及び支給	第三者行為による支払停止方法の検討	機構の取扱いを基本として第三者行為による支払停止方法を統一
老齢関係	届出等	施行日前受発の共済届書の受付	一元化前に受発した共済年金の手続きが厚年と併せて行われた場合は、機構で受付・回付する（未支給請求書、死亡届、氏名変更届、住所変更届、議員在職支給停止関係届及び繰下請求書に限る）
	裁　定	2以上の期間を有する者の65歳裁定替え時の取扱い	それぞれの実施機関が送付、繰下げの有無を確認
		年金請求書の受付・審査	請求者が望む1か所の窓口で行う 受付実施機関は、各共済独自部分について形式審査を行う
		記録変動	厚年の資格取得、喪失等についてインデックスファイルを介して契機を知らせ、各実施機関で記録の要求・回答し、支払停止等を行う
		加給年金対象者異動	加算可否の判断は情報交換によって確認し、加入期間の確認のための書類提出は省略。加算後の加算可否の判断については、システム的な対応不可のため、その都度、届出が必要
		加給年金対象者確認方法	現行の厚年の取扱いに統一
		住基ネットによる生存確認の方法	機構が住基ネットにより確認した情報を実施機関間で共有する仕組みを構築。機構が確認できない方については、現行どおりの取扱い
		2以上老厚の繰下げの周知方法	実施機関で対応できる最大限の範囲・方法で周知を図る
		障害者特例の請求の取扱い	・請求者が望む1か所の窓口で行う ・認定結果を実施機関間で共有する ・再認定事務は行わない
	年金額の決定及び支給	決定通知書、年金証書	各々の実施機関で作成、送付
		支　払	・各々の実施機関で支払額を算出し、それぞれの実施機関が金融機関へ支払う ・2以上の実施機関の年金を有する者の差止めはそれぞれの実施機関のタイミングとする
	在　老	国会議員等の総報酬月額の提供	議員本人負担の軽減から実施機関で保有する情報を活用する
障害関係	裁　定	年金請求書の受付・審査	初診日を有する実施機関が受付・審査を行う
		他の実施機関への回付	ワンストップサービスの対象外とし、電子回付は行わない
障害関係	年金額の決定及び支給	決定通知書、年金証書	とりまとめ実施機関が作成、送付
		支　払	とりまとめ実施機関が支払額を算出し、金融機関へ支払う
	障害事務	障害認定事務	統一した障害認定基準に基づき事務を行う
		とりまとめ実施機関	初診日のある実施機関において処理する

大区分	小区分	検討項目	合意内容
障害関係	障害事務	初診日の認定事務	初診日の認定を明らかにする書類については、原則として医師の証明を求めるが、添付ができない場合には、当該初診日を証するのに参考となる書類を求める
遺族関係	裁　定	子の障害認定事務	・認定結果は実施機関間で共有する ・再認定事務は行わない
	年金額の決定及び支給	決定通知書、年金証書	（長期要件）各々の実施機関で作成、送付 （短期要件）とりまとめ実施機関が作成、送付
		支　払	・（長期要件）各々の実施機関で支払額を算出し、それぞれの実施機関が金融機関へ支払う （短期給付）とりまとめ実施機関が支払額を算出し、金融機関へ支払う ・（長期要件）2以上の実施機関の年金を有する者の差止めはそれぞれの実施機関のタイミングとする
	遺族事務	とりまとめ実施機関	遺族年金（短期要件）は、死亡時に加入していた実施機関において処理する
離婚分割関係	離婚分割	算出方法、情報提供	・対象期間標準報酬総額は、各実施機関において算出する ・請求を受けた実施機関が、各実施機関において算出した対象期間標準報酬に基づき改定割合を算出する ・標準報酬改定処理は各々の実施機関で行う（分割改定通知も別々） ・情報提供請求書の受付はどの実施機関でも行うが、受け付けた実施機関に記録がない場合は記録がある実施機関へ受付実施機関を変更 ・改定請求書は受付実施機関に1号改定者の記録がない場合は、1号改定者の記録がある実施機関へとりまとめ実施機関を変更
年金相談関係	年金相談	記録照会	・全被保険者、被保険者であった者、一元化後に受給権が発生した者を対象とする ・一元化前に受給権が発生した者（旧退職共済年金等の受給者）や共済3階部分に関する照会については、原則として、該当する実施機関の相談窓口を案内する ・インデックスファイル及び連携サーバを活用し、即時に情報提供できるよう対応する
		見込額の試算	・対象年金は、老齢厚生年金及び老齢基礎年金とする ・年金試算の受付は50歳以上とする ・年金額の試算の基となる年金額等について、各実施機関に「ねんきん定期便」で通知した年金見込額情報を情報連携システムに保持する。保持した情報は、オンラインにより参照を可能とする。年金額試算の相談は、オンライン照会できる年金額等を基に、各実施機関で対応する
		他制度の問合せ	・一元化後の一般的な厚年制度に関する問い合わせは、いずれの窓口でも行えるようにする ・一元化前に係る受給者の年金制度、職域部分に対する問合せは、原則として当該実施機関において行う
記録整備関係	記録の整備	情報連携を円滑に進めるための記録整備	・一元化施行前までに基礎年金番号調査を実施する ・実施方法としては共済からの確認依頼に基づき、日本年金機構で調査を実施し回答する方法とし、平成26年4月と平成27年3月の2回実施する

大区分	小区分	検討項目	合意内容
情報連携関係	情報連携	情報交換のスキーム	・既存ルートを活用する情報交換を除き、インデックスファイルを経由して行う ・インデックスファイルの収録は日本年金機構（管理主体）で行う ・基礎年金番号、氏名、加入制度、年金コード、共済コードなど情報交換に必要な項目について、インデックスファイルにおいて管理する
		恩給期間の追加費用削減処理	恩給期間など追加費用期間のある者の情報はインデックスファイルで管理する

2　ワンストップサービスと年金請求書の事前送付（ターンアラウンド）

前述によって構築することとされた情報連携システムを活用したワンストップサービスは、親会等の協議によりおおむね次のように整理された。

①年金相談

・全年金種別に係る年金相談（記録照会を含む）について、いずれの窓口においても、全ての被保険者と一元化施行後に受給権が発生する受給者を対象として行う。

・年金見込額計算は、各実施機関で管理している記録に基づく年金額の試算に加え、他の実施機関で管理している記録に基づく試算結果の提供を、いずれの窓口でも行えるようにする。

②年金情報の提供（「ねんきん定期便」については後述）

・50歳以上の者に対しては、その者が加入している制度の実施機関が、各年金制度を合算した加入期間・60歳到達時の年金見込額等を通知する。

・50歳未満の者に対しては、その者が加入している制度の実施機関が、各年金制度を合算した加入期間・当該加入期間に係る年金額等を通知する。

・各実施機関が持っているホームページを引き続き活用し、各年金制度の加入期間、年金見込額等を情報提供する。

③年金請求手続

・年金請求書は各保険者共通で1枚とし、直近に加入している実施機関が年金請求書の事前送付（ターンアラウンド）を行う。

・年金請求書の受付は、請求者が望む1カ所の窓口で行う。

・年金請求書の添付書類は、各実施機関で重複するものを省略する。

④年金額の決定及び支給

・決定通知書、年金証書等は、当分の間、実施機関ごとに1枚作成し、各実施機関が送付する。

・各々の実施機関で支払額を算出し、それぞれの実施機関が管理する金融機関へ支払を行う。

・加給年金額の調整については、情報共有によって他実施機関の加給年金対象者の年金受給状況を確認し、他実施機関に係る年金加入期間を確認するための書類提出を省略する。

・年金受給選択の申出及び遺族年金の決定については、情報共有によって他実施機関の年金額を確認し、他実施機関

に係る年金加入期間を確認するための書類の提出を省略する。

⑤受給権者の届出手続

・各種届出（氏名変更届、住所変更届、金融機関の変更届、死亡届、婚姻・養子縁組・離縁の届出、現況届。住基ネットとの連携によって省略可能な届出を除く）については、各保険者共通で1枚とし、その者が望む1カ所の窓口で受付を行う。

・届出書に添付する書類のうち、各保険者間で重複するものは省略する。

上記に掲げる事項のうち、「③年金請求手続」における特別支給の老齢厚生年金請求書については、一元化前から機構は年金請求書の事前送付（ターンアラウンド）を実施していたことから、その運用方法をベースに、一元化後の各実施機関による統一ルールについて親会等で協議・検討を重ね、以下のように整理された。

(a) 年金請求書の事前送付（ターンアラウンド）に係る送付実施機関の判定

年金請求書の事前送付については、インデックスファイルへのアクセス回数、抽出対象者の漏れ、二重抽出の防止を考慮し、機構でどの実施機関が送付するかの判定を行う。また、送付実施機関の判定については、各実施機関で決定する年金の受給権発生年月が同時期（第1号（男子）及び第2号から第4号厚年の支給開始年齢時点）となる者を対象とし、特例等により受給権発生年月が相違する者については各実施機関において送付することとする。第1号（男子）及び第2号から第4号の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢については、昭和29年4月2日から昭和30年4月1日生まれの者の場合、61歳（平成27年）と同時期になるため、抽出時点で加入している実施機関又は最終加入記録を有する実施機関から送付することとする。

(b) 年金請求書の事前送付（ターンアラウンド）を実施するまでの流れ

年金請求書の事前送付（ターンアラウンド）を実施するまでの流れは以下のとおりである。

①日本年金機構で送付実施機関の判定を行う。

②当該判定後、日本年金機構から送付実施機関に対して情報提供を行う。

③当該判定を基に送付実施機関がインデックスファイルに要求を行い、全ての資格記録の回答を他実施機関の情報連携サーバから取得する。

④送付実施機関が取得した情報を集約して、年金請求書事前送付を実施する。

(c) 年金請求書の事前送付（ターンアラウンド）に係る送付実施機関の判定時期

現行、機構では、誕生月の4か月前に対象者の抽出を行い、誕生月の3か月前に被保険者の手元に届くサイクル（週次）で運用していることもあり、また年金請求書の事前送付についてはその大半を機構が実施していることから、一元化後の統一ルールにおいても現行と同様に誕生月の4か月前に送付実施機関の判定を行うこととする。

なお、一元化後の統一ルールによる年金請求書の事前送付については、平成28年2月受給権発生者（平成27年10月抽出・同年11月発送）から行うこととし、平成27年10月から平成28年1月までの間の受給権発生者に対しては、統一ルールへの移行に伴う暫定措置として、連合会から対象者となる組合員及び待機者へ請求書を直接送付しつつ、他の種別の厚年期間をも有している者については、他の実施機関からも請求書を送付することとした（ただし、提出する請求書はいずれか一つのみ）（表18）。

表18　連合会からの年金請求書発送件数（平成28年3月末現在）

受給権発生年月	発送年月	発送件数	備　考
平成27年10月	平成27年8月	3,499件（注）	暫定措置として送付
平成27年11月	平成27年9月	3,122件（注）	
平成27年12月	平成27年10月	3,551件（注）	
平成28年1月	平成27年10月	4,564件（注）	
平成28年2月	平成27年11月	1,461件	統一ルールに基づく送付
平成28年3月	平成27年12月	1,524件	

（注）暫定措置のため、他機関との重複発送分を含む。

3　「ねんきん定期便」の送付

被用者年金一元化後の「ねんきん定期便」については、親会等において、「通知を行う実施機関」「59歳時の通知内容」「59歳以外の通知時期・内容」の主要論点などについて協議を重ね、おおむね以下の点について関係者間で合意に至った。

①最終加入制度の実施機関がそれぞれ通知（共済記録も全て通知）することを基本とする。

②59歳（受給直前）の通知については、各実施機関が他実施機関に係る情報を入手して通知する。通知内容は現在機構が実施している「ねんきん定期便」をベースに各実施機関共通とする。

③59歳以外の通知についても、59歳通知と同様に通知する。

④「ねんきん定期便」に表示する退職一時金記録は基礎年金番号に統合されたものを対象とし、「ねんきん定期便」を発行する実施機関は退職一時金記録を保有する実施機関から提供された内容を通知する。

⑤本人等からの照会はワンストップサービスとして、照会があった実施機関において情報連携システムで確認できる範囲で対応する。その上で、確認できないものや各制度独自のものについては、該当する実施機関を案内する。

⑥「標準報酬等」及び「加入履歴の勤務先等」欄の具体的な表示内容は、各実施機関で表示可能な方法とする。

⑦「ねんきん定期便」に表示する年金記録等は、各実施機関で保有する情報を使用することから、平成20年8月8日の3省3共済からの申入れ事項については、一元化施行日をもって廃止とする。

⑧59歳通知及び59歳以外通知の出力項目について合意し、各実施機関のレイアウト案を共有する。

⑨59歳以外の節目年齢等の通知方法（現在（最終）加入履歴の実施機関が通知を実施等）について合意した。

⑩年金加入記録回答票の送付について整理する。

⑪他の実施機関との資格記録、標準報酬等の情報交換を月次で行う。

⑫機構の「ねんきんネット」に他の実施機関の記録も含めてお知らせする（一部実施予定）。

このなかで、「59歳以外の通知」の通知サイクル（上記③関係）について、現行、機構は毎年通知していることに対し、共済関係者は、連合会を含め「組合員等に対して毎年通知は必要性に乏しいのでは」との否定的な意見を出したが、厚労省としては「各実施機関としてやらないというような判断が仮にあったとしても、機構のほうで行っている毎年通知とか節目通知というのは、基本的にはやっていく」という一貫した意向であったことから、その後、共済関係者間で検討した結果、共済実施機関においても「機構が行っている現在の定期便の発送と同様に送付する」ということで調整し、その旨の意向を示したことにより全体の合意に至った。

なお、一元化後の「ねんきん定期便」は、システム運用上、法施行日以降の10月から各実施機関の加入記録等の抽出処理を行い誕生月に送付することとし、12月に通知する12月生月者から実施することとした（表19、表20）。

表19　連合会における「ねんきん定期便」送付実績

年　度	送付件数	年　度	送付件数
平成27年度	342,058件	令和元年度	1,059,775件
平成28年度	1,034,180件	令和2年度	1,060,869件
平成29年度	1,052,438件	令和3年度	1,069,727件
平成30年度	1,060,100件	令和4年度	1,048,190件
		令和5年度	1,062,225件

（参考）
表20　「ねんきん定期便」実施要領

〈「ねんきん定期便」実施要領（抄）〉

1. 目的

保険料納付の実績や将来の年金給付に関する情報を分かりやすい形でお知らせし、年金制度に加入していることや年金給付と保険料負担の関係を実感していただき、現役世代、特に若い世代の方に年金制度に対する理解を深めていただくことにより、国民の年金制度に対する信頼を向上させることを目的とする。

2. 通知対象者

厚生年金保険又は国民年金の被保険者

3. 通知方法

原則として、現在加入実施機関（又は直近加入実施機関）から対象者へ送付（送付実施機関の判定は機構が誕生月の2か月前に実施）

※連合会から通知する者の大宗は、現役組合員

4. 通知時期

原則として、毎年の誕生月（連合会では原則として当該月の下旬）

5. 通知内容

35歳、45歳及び59歳の方への通知（以下「節目通知」という）は、これまでの全加入期間に係る情報を表示した「ねんきん定期便」に「ねんきん定期便の見方」（パンフレット）を同封のうえ送付。それ以外の年齢の方への通知は、直近13か月分を表示した簡易版の「ねんきん定期便」（はがき）を送付。

提供する主な情報は次のとおり。

（1）節目通知（封書）

■35歳及び45歳（50歳未満の方用）

①年金加入期間
②加入実績に応じた年金額（年額）
③保険料納付額
④年金加入履歴
⑤厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況
⑥国民年金保険料の納付状況（国民年金（1号）の加入履歴がある方のみ）

■59歳（50歳以上の方用）

①年金加入期間
②老齢年金の見込額
③保険料納付額
④年金加入履歴
⑤厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況
⑥国民年金保険料の納付状況（国民年金（1号）の加入履歴がある方のみ）

（2）毎年通知（ハガキ）

■50歳未満（表21）

①年金加入期間
②加入実績に応じた年金額と保険料納付額（累計額）
③最近の月別状況

■50歳以上（表22）

①年金加入期間
②老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）
③最近の月別状況
④保険料納付額（累計額）

■受給者用（受給者かつ、現役組合員の者）（表23）

①年金加入期間
②保険料納付額（累計額）
③最近の月別状況

表21　ねんきん定期便　50歳未満

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
	－

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1．これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間　合計（未納月数を除く）(a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者（未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金　計（未納月数を除く）				
１４８月	０月	１４８月	０月	２４９月	０月	２４９月
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	国共済厚生年金及び地共済厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険　計			
６０月	４１月	０月	１０１月			

・「第1号被保険者（未納月数を除く）」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
・（d）欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）」及び「特定期間」の合計月数を表示しています。
　この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2．これまでの加入実績に応じた年金額と【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

	加入実績に応じた年金額（年額）	保険料納付額（累計額）
（1）国民年金	老齢基礎年金	国民年金保険料（第1号被保険者）
	４０４，６７６円	１，９２５，２１０円
（2）厚生年金保険	老齢厚生年金	厚生年金保険料（被保険者負担額）
一般厚生年金期間	６８，３４７円	９９６，９２４円
国共済厚生年金期間及び地共済厚生年金期間	１３１，７３６円	１，８８８，４８８円
私学共済厚生年金期間	０円	０円
（1）と（2）の合計	６０４，７５９円	４，８１０，６２２円

これまでの加入実績に応じた年金額について
・これまでの加入実績（受給資格期間）のみを基に計算した年金額（年額）を表示しています。
・年金額が表示されていない場合は、年金加入記録に不備がある場合などですので、当会年金部にお問い合わせください。

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）について
・国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額を基に計算しています。
・厚生年金保険の保険料納付額（被保険者負担額）は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率（掛金率）を基に計算しています。

表22　ねんきん定期便　50歳以上

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
	－

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1．これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間　合計（未納月数を除く）(a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者（未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金　計（未納月数を除く）				
０月	０月	０月	０月	３２９月	０月	３２９月
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	国共済厚生年金及び地共済厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険　計			
０月	３２９月	０月	３２９月			

・「第1号被保険者（未納月数を除く）」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
・（d）欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）」及び「特定期間」の合計月数を表示しています。
　この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2．老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）

受給開始年齢	歳～	歳～	６４歳～	６５歳～
（1）国民年金				老齢基礎年金
				617，579円
（2）厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間		（報酬比例部分）円	（報酬比例部分）円	（報酬比例部分）円
		（定額部分）円	（定額部分）円	（経過的加算部分）円
国共済厚生年金期間及び地共済厚生年金期間	（報酬比例部分）円	（報酬比例部分）円	（報酬比例部分）1,335,607円	（報酬比例部分）1,335,607円
	（定額部分）円	（定額部分）円	（定額部分）円	（経過的加算部分）304円
	（経過的職域加算額（共済年金））円	（経過的職域加算額（共済年金））円	（経過的職域加算額（共済年金））227,986円	（経過的職域加算額（共済年金））227,986円
私学共済厚生年金期間	（報酬比例部分）円	（報酬比例部分）円	（報酬比例部分）円	（報酬比例部分）円
	（定額部分）円	（定額部分）円	（定額部分）円	（経過的加算部分）円
	（経過的職域加算額（共済年金））円	（経過的職域加算額（共済年金））円	（経過的職域加算額（共済年金））円	（経過的職域加算額（共済年金））円
（1）と（2）の合計	円	円	1,563,593円	2,181,476円

・老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変化します。
・老齢年金の見込額が表示されていない場合は、受給資格期間が300月に達していない場合などですので、当会年金部にお問い合わせください。

表23　ねんきん定期便　受給者用（受給者かつ、現役組合員の者）

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
	－

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1．これまでの年金加入期間

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間　合計（未納月数を除く）(a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者（未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金　計（未納月数を除く）				
６０月	０月	６０月	０月	５２６月	０月	５２６月
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	国共済厚生年金及び地共済厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険　計			
３７月	４２９月	０月	４６６月			

・「第1号被保険者（未納月数を除く）」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
・（d）欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）」及び「特定期間」の合計月数を表示しています。
　この任意加入未納期間の月数は参考です。

2.【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

	保険料納付額（累計額）
（1）国民年金	国民年金保険料（第1号被保険者）
	５５，３５０円
（2）厚生年金保険	厚生年金保険料（被保険者負担額）
一般厚生年金期間	１１８，２５８円
国共済厚生年金期間及び地共済厚生年金期間	１０，９０７，３７０円
私学共済厚生年金期間	０円
（1）と（2）の合計	１１，０８０，９７８円

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）について
・国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額を基に計算しています。
・厚生年金保険の保険料納付額（被保険者負担額）は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率（掛金率）を基に計算しています。

第3節　退職等年金給付制度における長期給付業務

第1　新3階年金制度の制定に至るまで

1　19年一元化法案の廃案

国家公務員の共済年金は、民間被用者の加入する厚生年金などと並び、公的年金制度の一つと位置付けられている。被用者の加入する公的年金制度については、平成18年4月28日の閣議決定等に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として一元化することとし、職域部分については平成22年に廃止することとされた（表24）。

表24　被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について（抜粋）

被用者年金制度の一元化等に関する
基本方針について（抜粋）

（平成18年4月28日閣議決定）

4. 職域部分

（1）現行の公的年金としての職域部分（3階部分）は、平成22年に廃止する。

（2）現行制度に基づく既裁定年金の給付については存続する。ただし、追加費用による職域相当分については、3.（1）による減額の対象に含める。未裁定者については、これまでの加入期間に応じた給付を行うことを基本としつつ、公務員共済については下記（3）の仕組みの制度設計を踏まえて検討する。

（3）新たに公務員制度としての仕組みを設けることとし、この仕組みについては、人事院において諸外国の公務員年金や民間の企業年金及び退職金の実態について調査を実施し、その結果を踏まえ制度設計を行う。

（4）私学共済については、別途、廃止する現行の職域部分（3階部分）に代わる新たな年金を設けることを検討する。

この閣議決定を受けて、平成19年4月13日に第166回通常国会に提出された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」の内容と廃案については、第1章第2節第1-4に述べたとおりである。

2　被用者年金一元化法の成立

その後、民主党政権下の平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱について」（表15）の4.年金Ⅱ現行制度の改善（7）被用者年金一元化において、「○共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する。」、「○公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取り扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする。」とされた（表25）。

この閣議決定を受けて、被用者年金一元化に関する法案（「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」）が社会保障・税一体改革の関連法案として第180回通常国会に提出され、平成24年8月10日に成立し、平成24年8月22日法律第63号として公布された。

なお公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、同法附則第2条において「公務員共済の職域加算額（中略）の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるもの」とされた。

3　新3階年金法案の成立

（1）「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の報告書

平成24年3月7日に公表された人事院による民間の企業年金及び退職金の実態調査結果において、退職給付における約400万円の官民較差が指摘された（表25）。

表25　「民間の企業年金及び退職金の調査結果並びに当該調査結果に係る本院の見解」の概要

「民間の企業年金及び退職金の調査結果並び
に当該調査結果に係る本院の見解」の概要

（平成24年3月7日人事院公表）（抜粋）

3. 退職給付水準の官民較差
年金（使用者拠出分）、退職一時金を合わせた退職給付総額での官民比較
民間 25,477千円　公務 29,503千円
（4,026千円（13.65%）公務が上回る）
＜同職種の者について、退職事由及び勤続年数を合わせて比較＞

4. 国家公務員の退職給付に係る見解
・官民均衡の観点から、民間との較差を埋める措置が必要
・退職給付の見直しに当たり、国家公務員の退職給付が終身年金の共済職域と退職手当から構成され、服務規律の維持等の面から重要な意義を果たしてきた経緯や、民間では企業年金を有する企業が過半を占めていることを考慮した対応が必要
（以下略）

この人事院の調査結果や被用者年金一元化法案附則第2条の規定を踏まえ、国家公務員等の退職手当及び共済年金職域部分から構成される退職給付の今後の在り方について検討する必要があるため、平成24年4月に「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議（以下「有識者会議」という）」が岡田克也副総理のもとに設けられ、同年4月26日から7回開催され、同年7月5日に報告書がまとめられた（表26、表27）。

報告書において、まず退職給付における約400万円の官民較差の調整は、一時金である退職手当の支給水準の引下げにより行うこととされ、また、引下げに当たっては段階的措置を講ずることが適切であるとの意見が多数を占めた。官民較差調整後の公務員の退職給付における配分の在り方については、退職給付の一部に民間の企業年金に相当する「年金払い退職給付」を導入することが適当であるとの提言がなされた。

表26　「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」報告書

「共済年金職域部分と退職給付に関する
有識者会議」報告書

（平成24年7月5日）概要（抜粋）

○　民間の企業年金に相当する労使折半の年金（「年金払い退職給付」）を導入し、退職手当との二本建てで支給すること
○　年金の一部を一時金として支給することが選択可能な仕組みとすること
○　確定給付型と確定拠出型双方の特長を併せ持つキャッシュ・バランス方式を採用
○　服務規律維持のための支給制限措置を導入したり適切な水準の公務上障害・遺族

年金を設けたりするために終身年金を設定するなど、公務の特殊性に配慮した公務員制度の一環としての年金とすること

表27　「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」　委員名簿

「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」　委員名簿

久保田政一	日本経済団体連合会専務理事
権丈　英子	亜細亜大学経済学部教授
佐藤　博樹	東京大学大学院情報学環教授
菅家　　功	日本労働組合総連合会副事務局長
関　ふ佐子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科准教授
田北　浩章	東洋経済新報社取締役・編集局長
藤村　博之	法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科教授
保高　芳昭	読売新聞東京本社論説委員
森田　　朗（座長）	学習院大学法学部教授
山崎　泰彦	神奈川県立保健福祉大学名誉教授

※五十音順

（2）新3階年金法案の内容

平成24年7月にまとめられた有識者会議報告書等に基づき、以下の内容の法律案が作成された。法律案は、①国家公務員の退職手当の引下げ（国家公務員退職手当法の改正）と②「年金払い退職給付」制度の創設（国家公務員共済組合法の改正）を行うものであり、両改正が官民の退職給付の均衡を図るという共通の趣旨・目的を有していることから一括化し、一本の法案とされた。

（a）国家公務員の退職手当の引下げ

人事院の官民比較調査結果や有識者会議報告書を踏まえ、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、平成25年1月1日から退職手当の額を段階的に引き下げる等の措置を講じ、退職給付における官民較差約400万円の全額を解消することとされた（表28）。

（b）「年金払い退職給付」制度の創設（概要）

①退職年金

現行の共済年金の職域部分は、公的年金の一部として全て終身年金であるが、「年金払い退職給付」は、民間の企業年金に相当するものとして、民間での支給状況も踏まえ半分を終身退職年金、半分を有期退職年金とする。有期退職年金の支給期間は10年又は20年を選択することとし、一時金の選択も可能とする。

財政方式について、現行の職域部分は、世代間扶養の仕組みである賦課方式であり、現役世代が減少した場合に保険料率が上昇するリスクがあるが、「年金払い退職給付」では、将来の年金給付に必要な原資を在職中に積み立てた保険料で賄う積立方式を採用することとし、現役世代が減少しても保険料率が上昇しない制度としている。

給付設計について、現行の職域部分は従来の確定給付型であるが、「年金払い退職給付」は近年企業年金で普及の進む

表28　国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について（抄）

国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について（抄）

（平成24年8月7日閣議決定）

国家公務員の退職手当については、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解並びに「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の報告を踏まえ、次のとおり、退職給付における官民較差の解消等を図ることとする。

このため、1及び2の措置を講ずるための国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）の改正案を国会に提出し、早期に退職手当の支給水準の引下げを行うこととする。

1　官民の支給水準の均衡を図るために退職手当法上設けられている「調整率」を次表のとおり、段階的に引き下げる。調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。

＜期　間＞	＜調整率＞
現行	104／100
平成25年1月1日～平成25年9月30日	98／100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92／100
平成26年7月1日以降	87／100

＜参考＞

段階的な引下げ措置については、過去の引下げ時の段階的措置に比べ、1回当たりの引下げ幅を2倍とし、かつ、引下げ間隔を1年から9か月に短縮する。

2　再就職あっせんの禁止等に伴い在職期間が長期化している状況等を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図る観点から、早期退職募集制度を導入するとともに、現行の定年前早期退職特例措置の内容を拡充し、募集に応じ認定された退職者に適用する。

拡充後の同措置の内容は、定年前15年以内に退職する勤続20年以上の者を対象として、定年前1年につき最大3％の割増しとし、具体的には政令で定める。

3　退職手当に関する1及び2の措置を通じ、退職給付における官民較差（平均402.6万円）の全額を解消する。

4、5略

6　地方公務員の退職手当については、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、各地方公共団体において制度の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請する。

キャッシュバランス方式を採用している。キャッシュバランス方式では、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることから、積立不足が生じにくい。さらに、保険料率の上限を現在の職域部分の保険料率に相当する1.5％に法定し、現状以上の事業主負担が発生しない仕組みとしている。

なお本人が死亡した場合、現行の共済年金では、職域部分についても遺族年金（本人に対する退職年金の4分の3の水準）が遺族に終身で支給されているが、「年金払い退職給付」では、遺族に対する終身年金は廃止し、有期年金の残余部分を一時金として遺族に支給することとする。

②公務上障害・遺族年金

公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、現行と同様の水準で、公務上障害・遺族年金を支給することとしている。財源となる保険料負担について、現行の共済年金の職域部分では全額事業主負担（公費負担）であるが、改正後は公務員の相互救済の観点から労使折半とする。

③信用失墜行為等に対する支給制限措置

国家公務員の服務規律維持の観点から、現行と同様に、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を講ずる。

（3）法案の成立

国家公務員の退職給付（退職金＋年金（事業主負担分））の官民均衡を図る観点から、人事院において「民間の企業年金及び退職金の実態調査」が実施され、その結果に基づき、国家公務員の退職手当の支給水準を約400万円引き下げるとともに、退職給付の一部として「年金払い退職給付（退職等年金給付）」を設ける等の改正を行う「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案」は、平成24年11月2日に第181回臨時国会に提出され、11月16日に衆議院総務委員会及び参議院総務委員会で審議が行われ、同日に成立し、平成24年11月26日に法律第96号として公布された。これにより、「年金払い退職給付（退職等年金給付）」制度が平成27年10月から導入されることとなった。

4「退職等年金給付」制度開始までの動き

「退職等年金給付」制度の創設に当たっては、有識者会議の報告書にもあるように、現行の職域部分のような賦課方式の公的年金と連続性のないこと、現在の職域部分が保有する積立金を活用せず、ゼロから積立を行い、企業年金と同様の仕組みとすることとされたこと。また、退職給付総額の官民均衡を維持するために退職手当と併せた退職給付全体での最終的な税負担を考慮し、年金財政の健全性を堅持する観点から、年金単体としても追加拠出のリスクを極力抑制すべきと提言された。これを受けて財政運営や指標の設定等において、現行法令上民間企業年金に認められた確定給付型と確定拠出型の特長を併せ持つキャッシュ・バランス方式を採用するものとし、同方式を基にさらに保守的な制度設計・運営を行うこととされた。退職年金以外にも、全額公費負担であった公務上障害・遺族年金制度を労使折半の枠内で本制度に導入することとされた。

退職等年金給付制度は、これまでの公的年金としての職域部分とは異なり、企業年金制度に類する私的年金としての位置付けであることから、制度創設に向けて新たな制度構築、その運営を実施するに当たって、財務省主計局給与共済課・総務省自治行政局公務員部福利課・国家公務員共済組合連合会・地方公務員共済組合連合会の四者において検討を行う場（以下「四者打合せ」という）が設置された。

四者打合せは、退職等年金給付の制度運営に関する諸問題について検討を行うこととされ、平成25年2月1日に第1回が開催され、平成27年6月15日まで計18回にわたって議題ごとの検討・協議が重ねられた（主な議題は以下のとおり）。

・制度運営方法について
・積立金の運用について
・事務体制について
・残高通知、年金支給等の流れについて
・給付設計及び数理計算について
・退職年金部分の保険料算出、財政検証方法等について
・公務上給付・事務費の保険料率について
・財政再計算、財政検証時の調整手順

2年以上にわたり開催された「四者打合せ」では、詳細な給付設計から制度運営にかかる各種問題に対して四者間での検討・協議を重ねることにより共有化が図られた結果、政省令の制定に寄与したほか、「退職等年金給付の給付設計及び数理計算の概要」（平成27年10月1日）や「財政調整（厚生年金保険経理、退職等年金給付経理、経過的長期給付経理）等の概要」（平成27年10月1日）として実務面での方向性がまとめられた。

また、四者打合せの開催と並行して、財政単位を一つにする公務員共済として年金財政に係る財源計算（数理計算）に特化した打合せを国家公務員共済組合連合会と地方公務員共済組合連合会の二者間で開催し、情報の共有化を図り、各種調整を実施することにより新制度への移行に向けた体制を整えた。この地方公務員共済組合連合会との打合せは平成25年7月17日から平成27年7月8日まで計26回実施し、数理計算システムを共同で開発するなど制度発足に向けた諸問題を解決するに至るものであった。

第2　新3階年金制度の制定後

1　ターンアラウンド請求書の送付

退職等年金給付における退職年金については、組合員を退職後65歳に到達したとき若しくは65歳以後に組合員を退職したときに受給権が発生することから、老齢厚生年金に類した運用として、これらの契機となる時期に連合会から年金請求書（ターンアラウンド）を送付することとした（表29）。

具体的には、65歳前に組合員を退職している者に対しては65歳の誕生月の翌月に、65歳以後に組合員を退職した者に対しては連合会のデータベース上、当該者の組合員資格喪失

（参考）
表29　ターンアラウンド請求書の送付実績

年　度	送付件数
平成28年度	3,356件
平成29年度	4,001件
平成30年度	4,877件
令和元年度	6,593件
令和2年度	13,710件
令和3年度	16,379件
令和4年度	16,970件
令和5年度	18,557件

年月日が登録（共済組合を通じた退職届の提出により登録処理）された月の翌月にターンアラウンド請求書を送付することとした。

なお、ターンアラウンド請求書については、次のような理由から連合会へ直接提出することを基本とするが、送付する書類には「提出先は連合会又は退職時に所属していた共済組合」と明示することとした。

①退職年金請求書の記載項目のうち、厚生年金との共通項目（大半の部分）は、予め連合会での保有情報を印字しその内容を請求者が確認する形式としていることから、共済組合における審査事務は特段発生しないものであること。

②同時期に同一人に対し老齢厚生年金の裁定替えに係る請求書を送付することとしており、当該請求書は直接連合会へ提出するものであるため、双方の請求書の提出先を極力同一機関へ提出できるような対応を講じるべきであること。

2 「退職年金分掛金の払込実績通知書」の送付

退職等年金給付制度は、将来の年金原資として、組合員ごとに仮想個人勘定（給付算定基礎額）を設けることから、類似の企業年金等と同様、毎年、積み立てられた残高等の情報を組合員等へ通知すべきであるとして、制度実施前における関係者協議（財務省・総務省・国共連・地共連・私学共済（オブザーバ））において検討がなされた。

検討事項としては、通知する情報の種類や通知方法等であったが、とりわけ公務員共済は同一設計による制度であることから、基本的に通知情報は同一にすべきとの意見があり、これを踏まえ連合会と地共連の間において調整を図ることとし、具体的には各省令に明示規定を置くこととなった。

結果、国共済については、国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年9月30日。財務省令第73号）による改正後の同法施行規則第119条の10の規定が置かれ、公務員共済間での通知情報の種類については、国共済と地共済で同一とされた。

しかし、通知の名称については、地共済では「給付算定基礎額残高通知書」として様式案を総務省へ上げ、同省から特段指摘がなかったことから国共済も合意したものと認識し準備を進めていたが、連合会ではこの名称について「給付事由が生じていない組合員等に対する通知に「給付算定基礎額」という文言を使用するのは適当ではない」という内部で異論が出たため、独自の名称案として「仮想個人勘定残高通知書」で確定し準備を進めたい旨、財務省へ意見を求めたところ、同省から次のような意見が示された。

〈財務省の意見〉

「仮想個人勘定残高通知書」という名称については、確定給付企業年金において使用されている例があるが、共済の新3階年金通知書に当該文言を使用した場合、確定給付企業年金の「仮想個人勘定残高通知書」と同一視される虞（おそ）れがあり、同じ通知書の名称を使用しながら、国共済の新3階年金はなぜ確定給付企業年金ではなく独自で設計されたのか、という議論が惹起（じゃっき）されかねないことから適当ではない。

また、「給付算定基礎額残高通知書」という名称については、確かに、給付事由が生じていない組合員に対する通知の名称としては法制的な観点で適当ではないため、国共済施行規則の中で用いているような「退職年金分掛金の払込の実績通知書」等、同規則に即した名称としたらどうか。

この意見を受け、国共済の通知書名については、「退職年金分掛金の払込実績通知書」（以下「実績通知書」という）として確定し、平成28年度から実施することとした。

3　実績通知書の概要

(1) 実施根拠

国家公務員共済組合法施行規則第119条の10（表30）。

(2) 通知対象者

通知対象者は以下のとおりである。

①前年度の3月31日現在において組合員である者（以下「組合員」という）

②前年度の3月31日現在において退職している者（平成27年10月以後の組合員期間を有する者に限る。以下「退職者」という）

なお平成28年度の通知対象者は約108万人であった。

(3) 通知時期

通知時期は以下のとおりである。

①組合員

毎年6月末（平成28年度は同年6月28日発送）

②退職者

次の指定時期

・退職した年の翌年度の6月末

・節目年齢（35歳、45歳、59歳、63歳）

表30　国家公務員共済組合法施行規則（抄）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）

（退職等年金分掛金の払込みの実績の通知）

第119条の10　連合会は、組合員に対し、当該組合員の退職等年金分掛金（法第100条第2項に規定する退職等年金分掛金をいう。次項において同じ。）の払込みの実績に関する次に掲げる情報を通知するものとする。

1）退職等年金給付の算定の基礎となる組合員期間の月数

2）最近1年間の組合員期間の各月における標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

3）最近1年間の組合員期間において適用される付与率及び基準利率並びに当該組合員期間の各月における付与額及び基準利率に基づく利息の額（次号において単に「利息の額」という。）

4）付与額及び利息の額の累計額

5）その他必要な事項

2　連合会は、組合員が退職したとき、又は組合員であつた者（退職等年金給付の受給権者を除く。）が35歳、45歳、59歳及び63歳に達したときは、その者に対し、その者の退職等年金分掛金の払込みの実績に関する前項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる情報を通知するものとする。

に達した年の翌年度の6月末

（4）通知内容

通知内容には前年度の3月31日時点の情報及び計算条件に基づく次の情報を記載する。

①標準報酬月額
掛金と付与額の基礎となる標準報酬の月額

②期末手当等額
掛金と付与額の基礎となる標準期末手当等（賞与など）の額

③付与額
年金原資となる給付算定基礎額の一部で、標準報酬月額及び期末手当等額に付与率を乗じて算定した額

④利息
付与額に基準利率を乗じて算定した額

⑤付与額と利息の合計額
適用年月ごとの付与額と利息の合計額

⑥計算基準日
通知する年の3月31日

⑦付与額累計額
各月の付与額を累計した額

⑧利息の累計額
各月の利息を累計した額

⑨前年度末現在の付与額と利息の累計額
前年度末現在における付与額と利息を累計した額で、将来の年金原資となる額

⑩給付算定基礎期間
平成27年10月（退職等年金給付制度創設）以後の組合員期間の年月数

⑪付与率
付与額を求めるために標準報酬月額及び期末手当等額に乗じる率

⑫基準利率
利息を求めるために付与額に乗じる率

表31　退職年金分掛金の払込実績通知書

退職年金分掛金の払込実績通知書　　作成日　平成××年××月××日

長期組合員番号　××××××××××
組合員氏名　××××××××××

あなたの退職年金分掛金の払込実績に関する情報については、下記のとおりとなります（各表示項目の内容については裏面をご覧ください）。

（単位：円）

適　用　年　月	(1)標準報酬月額	(2)期末手当等額	(3)付　与　額	(4)利　　息	(5)付与額と利息の合計額
平成××年××月	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××
平成××年××月	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××
平成××年××月	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××
平成××年××月	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××
平成××年××月	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××
平成××年××月	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××
平成××年××月	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××
平成××年××月	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××
平成××年××月	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××
平成××年××月	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××
平成××年××月	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××
平成××年××月	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××	×××,×××,×××

(6)計 算 基 準 日	平成××年××月××日	平成××年××月末現在の付与額と利息の累計額		×××,×××,×××
(7)付 与 額 累 計 額	×××,×××,×××	(8)利 息 の 累 計 額		×××,×××,×××
(9)平成××年××月末現在の付与額と利息の累計額	×××,×××,×××	(10)給付算定基礎期間		××年××月

(11)付 与 率	平成××年××月～平成××年××月	×.×××%	平成××年××月～平成××年××月	×.×××%
(12)基 準 利 率	平成××年××月～平成××年××月	×.×××%	平成××年××月～平成××年××月	×.×××%

（毎年10月に見直し）

（5）通知様式

退職年金分掛金の払込実績通知書（表31）

（6）通知方法

連合会が管理する組合員情報に登録されている住所へ直接送付（表32）。

（参考）
表32　実績通知書の送付実績（平成29年度以降）

年　度	送付件数
平成29年度	1,076,324件
平成30年度	1,084,334件
令和元年度	1,099,723件
令和２年度	1,106,236件
令和３年度	1,110,952件
令和４年度	1,119,373件
令和５年度	1,121,680件

第2章

長期給付制度の変遷

平成11年以前の長期給付制度の変遷については連合会『五十年史』及び『二十五年史』に詳しい記述があるので、ここでは平成12年以降について述べる。

第1節　新共済年金制度（平成12年以降）

第1　平成12年法律第21号による改正

この法律による改正は、21世紀の活力ある長寿社会を展望して、公的年金制度の信頼を確保する見地から、長期的に給付と負担の均衡を確保し、将来世代の負担を過重なものとしないよう、制度全般にわたり抜本的な見直しを行い、公務員制度の一環としての役割等にも配慮しつつ、基本的に厚生年金保険の見直しと同様の措置を講ずることとしたもので、施行の時期はそれぞれ次のようになっている。

公布日は平成12年3月31日である。

●平成12年4月1日施行
- ・共済年金の年金額の改定
- ・退職共済年金等の改定方式の見直し
- ・育児休業期間中の保険料の事業主（国）負担分の免除
- ・その他

●平成12年10月1日施行
- ・標準報酬の上下限の改定

●平成14年4月1日施行
- ・退職共済年金の支給開始年齢の引上げ
- ・厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の一部支給停止の見直し

●平成15年4月1日施行
- ・総報酬制の導入
- ・標準報酬の見直し

●平成16年4月1日施行
- ・厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の一部支給停止の見直し
- ・組合員である間の年金の一部支給制度の見直し

1　平成12年4月1日からの実施分

共済年金の年金額の改定

（1）給付水準の5％適正化

共済年金制度は、公的年金制度の一環として、厚生年金制度に準拠した給付設計となっていることから、厚生年金制度における改正と同様に、給付と負担の均衡を確保しつつ将来世代の負担を過重なものとしないよう、将来の保険料率を年収の2割程度に抑えることとし、将来の給付総額を2割程度調整するため、報酬比例部分の額を5％適正化することとした。具体的には、退職共済年金等の額のうち、厚生年金相当額及び職域加算額の算定に用いる給付乗率を、

①厚生年金相当額
1,000分の7.5→1,000分の7.125

②職域加算額
組合員期間20年以上
1,000分の1.5→1,000分の1.425
組合員期間20年未満
1,000分の0.75→1,000分の0.713とした。

また生年月日に応じて設けられている経過的な給付乗率についても同様に5％の適正化が行われた（表1）。

【従前保障額について】

適正化後の額が従前の算定方式により算定した額（平成6年再評価後の平均標準報酬月額を用いて、平成11年度までの物価スライドにより改定した額）を下回る場合は、従前保障額として、物価スライドを含めた従前の算定方式による額を支給することとした（表2）。

（2）退職共済年金の加給年金額等の額の改定

退職共済年金の加給年金額、3級の障害共済年金の最低保障額、定額部分の額等について、基礎年金に準じて改定した（表3～表7）。

なお、物価スライドによる平成12年度の年金額は、平成11年の物価指数が平成10年の物価指数に比べて0.3％下落したことから、本来であれば減額改定となるが、現下の社会経済状況に鑑み、国民年金等全ての公的年金について年金額を平成11年度と同額に据え置くこととする特例法「平成12年度における国民年金法の年金額等の改定の特例に関する法律」（平成12年法律第34号）が施行されたため、報酬比例部分の額は5％適正化に伴う従前保障額を含め平成11年度と比べ減額されることはなかった。

一方で、定額部分の単価については、平成11年度価格は平成6年ベースの定額単価に物価スライド率を乗じていたが、平成12年4月からは円位未満の端数を切り上げた関係で年金額が僅かながら増額する場合が生じた。

平成11年4月から1,625×1.031＝1,675.375
→平成12年4月から1,676円

表1　生年月日による新旧の給付乗率　（千分率）

生年月日	厚生年金相当額	職域加算額	
		20年以上	20年未満
昭2.4.1以前	10→9.5	0.5→0.475	0.25→0.238
～	～	～	～
昭12.4.2～13.4.1	8.54→8.113	1.18→1.121	0.59→0.561
～	～	～	～
昭21.4.2以後	7.50→7.125	1.50→1.425	0.75→0.713

表2　平成12年改正による従前保障額と改正後の額

平成12年改正による従前保障額		改正後の額
職域加算額（組合員期間20年以上の例） （平成6年再評価率による）平均標準報酬月額 ×0.5～1.5/1,000 ×組合員期間月数 ×1.031 ×平成12年度以降の物価スライド率	有利な方	職域加算額（組合員期間20年以上の例） （平成11年再評価率による）平均標準報酬月額 ×0.475～1.425/1,000 ×組合員期間月数 ×平成12年度以降の物価スライド率
厚生年金相当額 （平成6年再評価率による）平均標準報酬月額 ×10～7.5/1,000 ×組合員期間月数 ×1.031 ×平成12年度以降の物価スライド率		厚生年金相当額 （平成11年再評価率による）平均標準報酬月額 ×9.5～7.125/1,000 ×組合員期間月数 ×平成12年度以降の物価スライド率

表3　生年月日による定額単価　（平成12年4月～）

生年月日	政令で定める率	定額/月
施行日に60歳以上である者等	----	3,143
大正15.4.2～昭和2.4.1	1.875	3,142.500
2.4.2～ 3.4.1	1.817	3,045.292
3.4.2～ 4.4.1	1.761	2,951.436
4.4.2～ 5.4.1	1.707	2,860.932
5.4.2～ 6.4.1	1.654	2,772.104
6.4.2～ 7.4.1	1.603	2,686.628
7.4.2～ 8.4.1	1.553	2,602.828
8.4.2～ 9.4.1	1.505	2,522.380
9.4.2～ 10.4.1	1.458	2,443.608
10.4.2～ 11.4.1	1.413	2,368.188
11.4.2～ 12.4.1	1.369	2,294.444
12.4.2～ 13.4.1	1.327	2,224.052
13.4.2～ 14.4.1	1.286	2,155.336
14.4.2～ 15.4.1	1.246	2,088.296
15.4.2～ 16.4.1	1.208	2,024.608
16.4.2～ 17.4.1	1.170	1,960.920
17.4.2～ 18.4.1	1.134	1,900.584
18.4.2～ 19.4.1	1.099	1,841.924
19.4.2～ 20.4.1	1.065	1,784.940
20.4.2～ 21.4.1	1.032	1,729.632
21.4.2～	----	1,676

（注）大正15年4月2日～昭和21年4月1日生まれは
定額1,676×政令で定める率である。

（参考）
表4　定額部分を計算する場合の組合員期間限度月数

・施行日に60歳以上である者等 ・～昭4.4.1	420月
・昭4.4.2～ 9.4.1 （施行日に60歳以上である者等を除く）	432月
・昭9.4.2～	444月

（参考）
表5　施行日に60歳以上である者等とは

・大正15.4.1以前に生まれた者
・大正15.4.2以後に生まれた者で施行日（61.4.1）の前日に次の年金の受給権を有していた者 旧厚生年金保険法による老齢年金 旧船員保険法による老齢年金 共済組合が支給する退職年金 （施行日の前日に55歳に達している者に限る） 共済組合が支給する減額退職年金 （施行日の前日に55歳に達している者に限る）

表6　加給年金額・最低保障額等の改定（「新共済法」の年金）　（平成12年4月～）

年金種別	改正前（平成6年度）	平成11年度 平6×1.031	改正後（平成12年度）据置き
退職共済年金	円	円	円
・加給年金額			
配偶者	224,400	231,400	231,400
＋特別加算（受給権者の生年月日）			
昭9.4.2 ～ 15.4.1	33,100	34,100	34,100
昭15.4.2 ～ 16.4.1	66,200	68,300	68,300
昭16.4.2 ～ 17.4.1	99,400	102,500	102,500
昭17.4.2 ～ 18.4.1	132,500	136,600	136,600
昭18.4.2 ～	165,600	170,700	170,700
子　2人まで1人につき	224,400	231,400	231,400
3人目から1人につき	74,800	77,100	77,100
障害共済年金			
・1級、2級　配偶者加給年金額	224,400	231,400	231,400
・3級　厚生年金相当額の最低保障額	585,000	603,200	603,200
遺族共済年金			
中高齢寡婦加算額	585,000	603,200	603,200
公務等の障害共済年金			
・最低保障額　1級	4,148,000	4,276,600	4,276,600
2級	2,562,000	2,641,400	2,641,400
3級	2,318,000	2,389,900	2,389,900
公務等の遺族共済年金			
・最低保障額	1,037,000	1,069,100	1,069,100

表7　最低保障額等の改定（「旧共済法」の年金）

年金種別	改正前（平成6年度）	平成11年度	改正後（平成12年度）据置き
退職年金	円	円	円
・最低保障額	1,052,000	1,084,600	1,084,600
障害年金			
・最低保障額　1級	1,287,000	1,326,900	1,326,900
2級	1,052,000	1,084,600	1,084,600
3級	780,000	804,200	804,200
遺族年金			
・最低保障額	780,000	804,200	804,200
・寡婦加算　2子以上をもつ妻	261,800	269,900	269,900
1子をもつ妻	149,600	154,200	154,200
子なしの60歳以上の妻	149,600	154,200	154,200
・扶養加給　2人まで1人につき	224,400	231,400	231,400
3人目から1人につき	74,800	77,100	77,100
公務の障害年金			
・最低保障額　1級	5,123,000	5,281,900	5,281,900
2級	3,342,000	3,445,600	3,445,600
3級	2,318,000	2,389,900	2,389,900
・扶養加給　妻である配偶者	201,800	208,100	208,100
子等2人まで1人につき	64,900	66,900	66,900
子等3人目から1人につき	14,400	14,800	14,800
妻がいないときの子等1人に限り	137,000	141,200	141,200
公務の遺族年金			
・最低保障額	1,817,000	1,873,300	1,873,300
・扶養加給　扶養遺族2人まで1人につき	64,900	66,900	66,900
扶養遺族3人目から1人につき	14,400	14,800	14,800

退職共済年金等の改定方式の見直し

（1）65歳以降の既裁定者に対する改定方式の変更

現在、既裁定の共済年金額の改定方式については、算定基礎となっている各月の標準報酬月額を現役世代の手取り賃金の伸びに応じ再評価する「賃金スライド」と、年金額の実質価値を維持するための物価の変動に応じた「物価スライド」の二つの方式が適用されているが、厚生年金と同様に、

①裁定された後の年金額を物価上昇、賃金上昇等に応じてスライドさせる財源については、現役世代の負担に依らざるを得ないが、実質賃金上昇分まで所得移転を求めることは困難となっていること

②年金の実質価値の維持という観点からは、物価上昇分を保証し購買力を維持すれば公的年金の基本的役割は果たせると考えられること

等を踏まえ、65歳以降は賃金スライド等を行わず、物価スライドのみで年金額を改定することとした。

ただし、65歳以降の既裁定年金を物価スライドのみで改定した場合、長期間年金を受給することになると、賃金スライドを行った場合と比べて年金額が相対的に低くなることから、この乖離が過大にならないように、必要に応じて賃金スライドを行うことが盛り込まれた（図1）。

図1　賃金スライドと物価スライドの関係

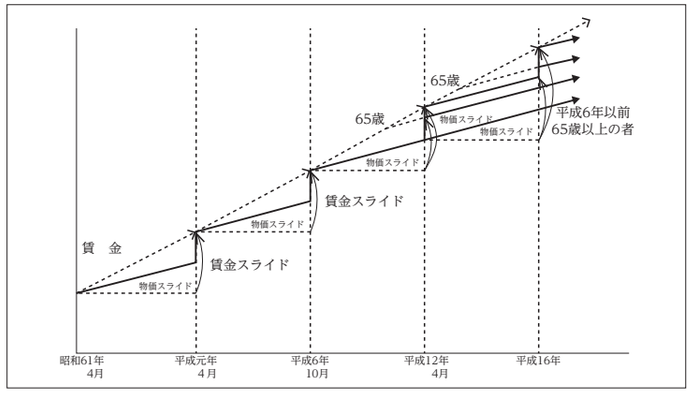

（注）平成12年4月以降65歳以上の者は物価スライドのみにより共済年金（報酬比例部分）を改定する。

表8　標準報酬月額の再評価率表（平成11年水準）

期間区分	昭和5.4.1 以前生まれ	昭和5.4.2 ～6.4.1	昭和6.4.2 ～7.4.1	昭和7.4.2 ～8.4.1	昭和8.4.2 以後生まれ
～昭62.3	1.258	1.270	1.298	1.304	1.304
62.4～63.3	1.227	1.239	1.266	1.272	1.272
63.4～平元.11	1.196	1.208	1.234	1.240	1.240
平元.12～3.3	1.124	1.135	1.160	1.165	1.165
3.4～4.3	1.072	1.083	1.106	1.112	1.112
4.4～5.3	1.041	1.052	1.074	1.080	1.080
5.4～6.3	1.021	1.031	1.053	1.059	1.059
6.4～7.3	1.012	1.012	1.033	1.038	1.038
7.4～8.3	1.011	1.011	1.011	1.016	1.016
8.4～9.3	1.008	1.008	1.008	1.004	1.004
9.4～10.3	0.988	0.988	0.988	0.988	0.991
10.4～	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980

表9　標準報酬月額の再評価率表（平成6年水準）

期間区分	再評価率
～昭62.3	1.220
62.4～63.3	1.190
63.4～平元.11	1.160
平元.12～3.3	1.090
3.4～4.3	1.040
4.4～5.3	1.010
5.4～	0.990
12.4～	0.917

（2）標準報酬月額の再評価

退職共済年金等の改定方式の見直しにより、共済年金の年金額の算定の基礎となる標準報酬月額の再評価については、平成6年度末で既に65歳に達している者（昭和5年4月1日以前の生まれ）にあっては平成6年水準の再評価率×物価スライド率1.031が再評価率となり、それ以後の生まれの者にあっては64歳までの賃金上昇率と65歳以後の物価上昇率により再評価率が定められ、平成11年4月2日以降に65歳に達する者（昭和9年4月2日以後の生まれ）については平成6年水準の再評価率×賃金上昇率1.069が再評価率となった（表8、表9）。

育児休業期間中の保険料の事業主（国）負担分の免除

年金制度における少子化対策として、育児を行う労働者が働きやすい職場環境づくりを支援するため、育児休業期間中の組合員に対する掛金については、既に平成7年4月から免除となっているが、事業主の保険料負担が依然として残っていることから、厚生年金においては、事業主負担分も併せて免除することにより、育児休業の取得を更に容易にする措置を講ずるとしたことを踏まえ、共済年金の特別掛金（ボーナス保険料）及び長期負担金についても育児休業期間中は免除することとした。

その他

（1）支払未済給付の支払の変更

支払未済給付の受給者は、遺族（死亡した者との生計維持関係にある配偶者、子、父母、孫及び祖父母）とし、これらの遺族がいないときは当該死亡した者の相続人に支給することとなっている。また同順位者が2人以上いるときは等分して支給するものとされている。

一方、国民年金や厚生年金においては、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹に対して支給することとしているが、同順位者が2人以上いるときは、その一人の行った請求が全員のためその全額についてなされたものとみなし、その一人に対してなされた支給は全員に対してなされたものとみなされるという簡便な請求及び支払ができることとなっている。

国共済の支払未済給付についても、請求者の請求手続きの利便を図るとともに、迅速な支払ができることから同様の措置を講ずることとした。

（2）長期加入者に係る年金額の特例

平成6年の改正において、60歳から64歳までの間に支給する特別支給の退職共済年金は、定額部分と加給年金額を加算しない報酬比例部分のみの年金として構成された。一方で、この改正に伴う特例として、同一制度で長期（45年）にわたり加入し退職した者については、65歳前であっても定額部分と加給年金額を加算した退職共済年金を支給することとされた（長期加入者特例）。

しかしながら、この長期加入要件については、義務教育を終えて就職した者が必ずしも60歳到達時点で45年以上の組合員期間を有することができないことから、年数の要件を

45年から44年に改正し、60歳到達時点から受給できることとした。

なお、60歳到達時点に在職中で、その後退職して45年以上となった場合にも長期加入者特例が適用されるが、その要件についても同様に44年に短縮した。

(3) 組合員である間の年金の一部支給制度に係る基準額の変更

退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が組合員である間は原則年金が支給停止となるが、標準報酬月額と年金額の合計額によっては年金の一部が支給される。

計算方法等については、平成7年4月から基本月額と標準報酬月額の区分に応じて支給額を求めることになっている（表10）。

今回の改正では、表10の標準報酬月額の基準について、平成12年3月まで「34万円」であったのが、平成12年4月から「37万円」に変更された。

2　平成12年10月1日からの実施分

標準報酬の上下限の改定

賃金の上昇等を勘案し、掛金及び給付額の算定の基礎となる標準報酬の下限金額を9万2,000円から9万8,000円に引き上げるとともに、長期給付に係る掛金及び給付額の算定の基礎となる標準報酬の上限金額を59万円から62万円に引き上げることとした（表11）。

3　平成14年4月1日からの実施分

退職共済年金の支給開始年齢の引上げ

(1) 報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ

平成6年の改正では、昭和16年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者の特別支給の退職共済年金は、定額部分と加給年金額の支給開始年齢が段階的（3年ごとに1歳ずつ）に61歳から64歳に引き上げられ、昭和24年4月2日以後に生まれた者の特別支給の退職共済年金は、報酬比例部分（厚生年金相当額及び職域加算額）だけが支給されるようになった（平成13年度から平成25年度にかけて引き上げられ、平成25年度が完成時）。

今回の改正では、60歳から支給される報酬比例部分についても、平均寿命が延びていることや保険料負担の増大を抑制する必要があ

表10　一部支給に係る計算方法
基本月額＝年金額（職域加算額及び加給年金額を除く）×0.8×1/12
合計収入額＝基本月額＋標準報酬月額

区　分		一部支給額（月額）
A 合計収入額が22万円以下の場合		基本月額
B 合計収入額が22万円を超える場合	ア　基本月額22万円以下 標準報酬月額37万円以下	基本月額 －（標準報酬月額＋基本月額－22万円）×1/2
	イ　基本月額22万円以下 標準報酬月額37万円超	基本月額 －｛(37万円＋基本月額－22万円）×1/2 ＋標準報酬月額－37万円｝
	ウ　基本月額22万円超 標準報酬月額37万円以下	基本月額 －標準報酬月額×1/2
	エ　基本月額22万円超 標準報酬月額37万円超	基本月額 －（標準報酬月額－18.5万円）

（注）支給額が算出される場合には、加給年金額も加算して支給される。

ること、更には将来の65歳現役社会への移行等を踏まえ、昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた者の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢を段階的（3年ごとに1歳ずつ）に61歳から64歳（「特例支給開始年齢」）に引き上げ（表12）、昭和36年4月2日以後に生まれた者は特別支給がなく、本来支給の退職共済年金のみの受給となった（平成25年度から平成37年度にかけて引き上げられ、平成37年度が完成時）（表13）。

表11　標準報酬月額表

標準報酬等級		標準報酬月額	報酬月額
平成6.12～12.9	平成12.10～		
第1級		92,000円	89,000円以上 95,000円未満
第2級	第1級	98,000円	95,000円以上101,000円未満
第3級	第2級	104,000円	101,000円以上107,000円未満
第4級	第3級	110,000円	107,000円以上114,000円未満
第5級	第4級	118,000円	114,000円以上122,000円未満
第6級	第5級	126,000円	122,000円以上130,000円未満
第7級	第6級	134,000円	130,000円以上138,000円未満
第8級	第7級	142,000円	138,000円以上146,000円未満
第9級	第8級	150,000円	146,000円以上155,000円未満
第10級	第9級	160,000円	155,000円以上165,000円未満
第11級	第10級	170,000円	165,000円以上175,000円未満
第12級	第11級	180,000円	175,000円以上185,000円未満
第13級	第12級	190,000円	185,000円以上195,000円未満
第14級	第13級	200,000円	195,000円以上210,000円未満
第15級	第14級	220,000円	210,000円以上230,000円未満
第16級	第15級	240,000円	230,000円以上250,000円未満
第17級	第16級	260,000円	250,000円以上270,000円未満
第18級	第17級	280,000円	270,000円以上290,000円未満
第19級	第18級	300,000円	290,000円以上310,000円未満
第20級	第19級	320,000円	310,000円以上330,000円未満
第21級	第20級	340,000円	330,000円以上350,000円未満
第22級	第21級	360,000円	350,000円以上370,000円未満
第23級	第22級	380,000円	370,000円以上395,000円未満
第24級	第23級	410,000円	395,000円以上425,000円未満
第25級	第24級	440,000円	425,000円以上455,000円未満
第26級	第25級	470,000円	455,000円以上485,000円未満
第27級	第26級	500,000円	485,000円以上515,000円未満
第28級	第27級	530,000円	515,000円以上545,000円未満
第29級	第28級	560,000円	545,000円以上575,000円未満
第30級	第29級	590,000円	575,000円以上605,000円未満
	第30級	620,000円	605,000円以上

表12　特別支給の退職共済年金の特例支給開始年齢

生年月日	特例支給開始年齢
昭和28.4.2～昭和30.4.1	61歳
30.4.2～　32.4.1	62歳
32.4.2～　34.4.1	63歳
34.4.2～　36.4.1	64歳

表13　報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ

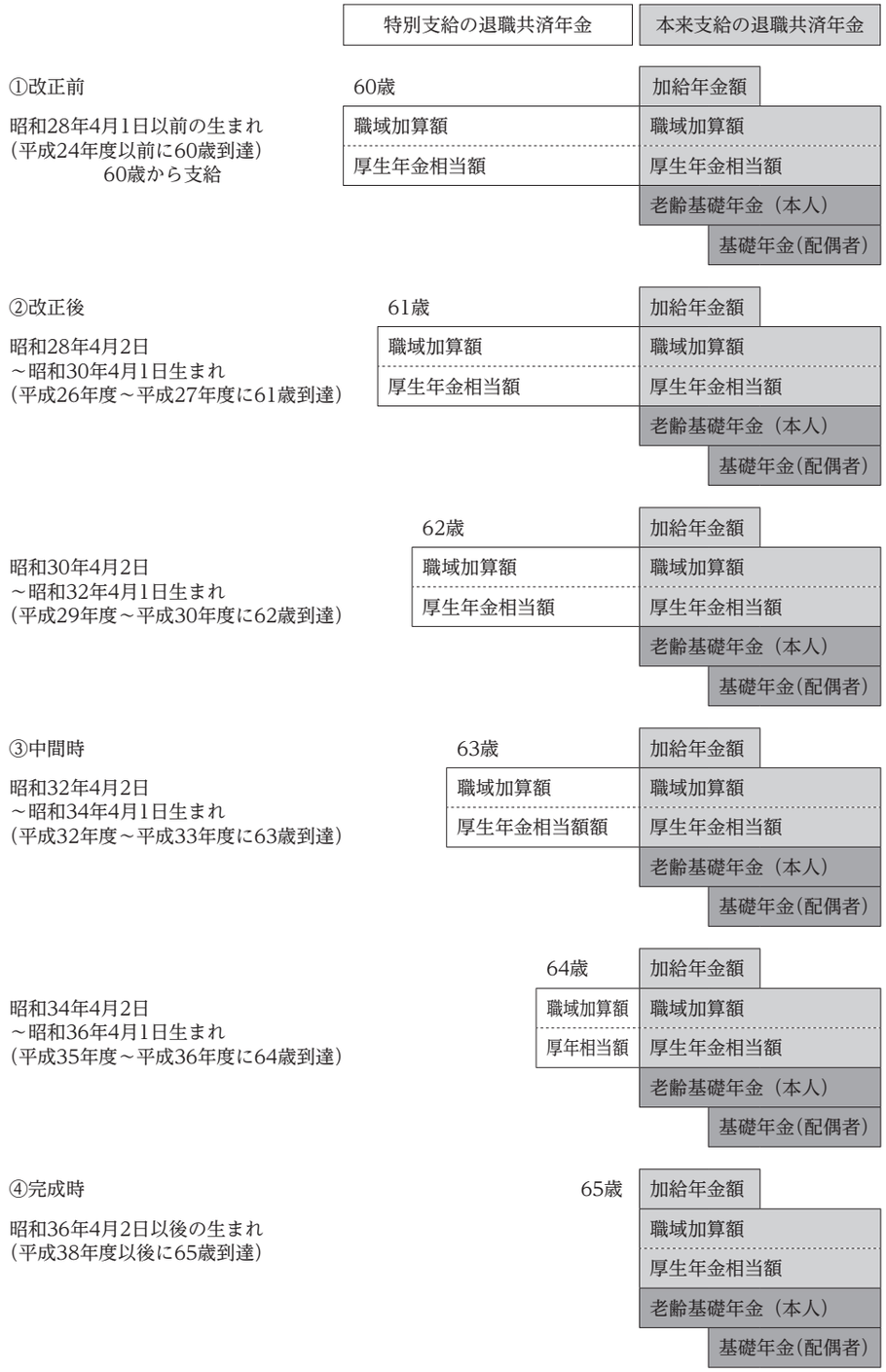

（2）新たな退職共済年金の繰上げ支給制度の創設

退職共済年金の支給開始年齢の引上げに伴い、新たな繰上げ支給制度を創設することとし、60歳から年金を繰り上げて減額受給できることとした。

減額する額等については、「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」（平成13年12月7日政令第391号）で次のように定められた。

①繰上げ支給の退職共済年金の加給年金額に係る生計維持関係の認定時期

・昭和28年4月2日以後に生まれた者（障害者及び長期加入者を除く）

65歳（本来支給の退職共済年金の支給開始年齢到達時）

・昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた障害者及び長期加入者

61歳～64歳（特別支給の退職共済年金の支給開始年齢到達時）

②繰上げ支給の退職共済年金の額の算定

・昭和36年4月2日以後に生まれた者

昭和36年4月2日以後に生まれた者が、65歳から支給される退職共済年金の繰上げ支給を請求した場合に、退職共済年金の額から減額する額は、「退職共済年金の額（経過的加算額を含む）×5/1,000×請求した月から65歳到達月の前月までの月数」とする。

・昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた者

昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた者が、特例支給開始年齢から支給される特別支給の退職共済年金の繰上げ支給を請求した場合に、特別支給の退職共済年金から減額する額は、

「特別支給の退職共済年金の額（報酬比例部分の額のみ）×5/1,000×請求した月から特例支給開始年齢到達月の前月までの月数」とする。

なお、その後、「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」（平成25年3月27日政令第86号）の制定により、経過的加算額に係る減額方法の詳細について定められ、当該加算額から減額する額は、「経過的加算額×5/1,000×請求した月から65歳到達月の前月までの月数」とされた。

・昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた障害者及び長期加入者

昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた障害者及び長期加入者が、特例支給開始年齢から支給される特別支給の退職共済年金の繰上げ支給を請求した場合に加算される繰上げ調整額を算定するときに、定額部分の額から減額する額は、「定額部分の額×請求した月から特例支給開始年齢到達月の前月までの月数/請求した月から65歳到達月の前月までの月数」とする。

厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の一部支給停止の見直し

年金の一部支給停止制度は、昭和61年4月に導入されたもので昭和63年8月分から実施されているものであるが、平成12年の改正法では、厚生年金保険の被保険者等の資格上

限年齢の延長と総報酬制の導入に伴い二段階での改正が行われた。

一部支給停止制度の導入当初の内容は、連合会『五十年史（上）』366頁に記載があるので、ここでは平成14年4月改正時点の概要について述べる。

（1）一部支給停止の概要

退職共済年金及び障害共済年金等の受給者で、公務員退職後に厚生年金の被保険者等となっている者が対象となる。支給停止対象となる年金は、「旧共済法」による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金と「新共済法」による退職共済年金、障害共済年金である。厚生年金の被保険者等とは、厚生年金保険の被保険者、私立学校教職員共済制度の加入者、国会議員、地方議会の議員をいう。

当初は日本電信電話共済組合の組合員、日本鉄道共済組合の組合員、日本たばこ産業共済組合の組合員及び農林漁業団体職員共済組合の組合員が含まれていたが、日本電信電話共済組合、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合は平成9年4月、農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金保険に統合されている。

次に収入要件として、公務員を退職した年を除き、翌年の勤務先から受ける給与に係る課税給与所得金額が120万円を超える場合に翌々年8月から1年間、年金の一部が支給停止となる。

課税給与所得金額とは、給与支払額から所得税法上の給与所得控除、社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、配偶者特別控除、基礎控除などの諸控除を差し引いた額をいう。課税給与所得金額120万円となる目安としては、月給20万円、ボーナス年間5か月の場合で、年間の給与支払額は20万円×17月＝340万円となり、これから諸控除を差し引くと120万円となる。

支給停止率は、課税給与所得金額に応じて5段階に分けている（表14）。

（2）平成14年4月からの一部支給停止（停止対象者の拡大）

厚生年金保険の被保険者及び私立学校教職員共済制度の加入者は65歳で資格喪失させることとしていたが、平成14年4月から70歳に見直されたことにより、一部支給停止の期間が延長された。

ただし、平成14年3月末において既に65歳に達している者（昭和12年4月1日以前生まれ）は被保険者等としていないことから一部支給停止に該当しない（表15）。

なお、この一部支給停止については、平成16年4月1日から新たな停止方法に見直されている（後述第2章第1節第1-5）。平成11年から平成16年3月までの一部支給停止該当状況は次のとおりである（表16）。

表14　課税給与所得金額に対する支給停止率

課税給与所得金額	支給停止率
120万円以下	----------
120万円超150万円以下	（課税給与所得金額－120万円）×20/100 ／ 課税給与所得金額
150万円超180万円以下	6万円＋（課税給与所得金額－150万円）×50/100 ／ 課税給与所得金額
180万円超210万円以下	21万円＋（課税給与所得金額－180万円）×80/100 ／ 課税給与所得金額
210万円超	45万円＋（課税給与所得金額－210万円） ／ 課税給与所得金額（90/100を限度）

表15　再就職した年金受給者の支給停止の条件

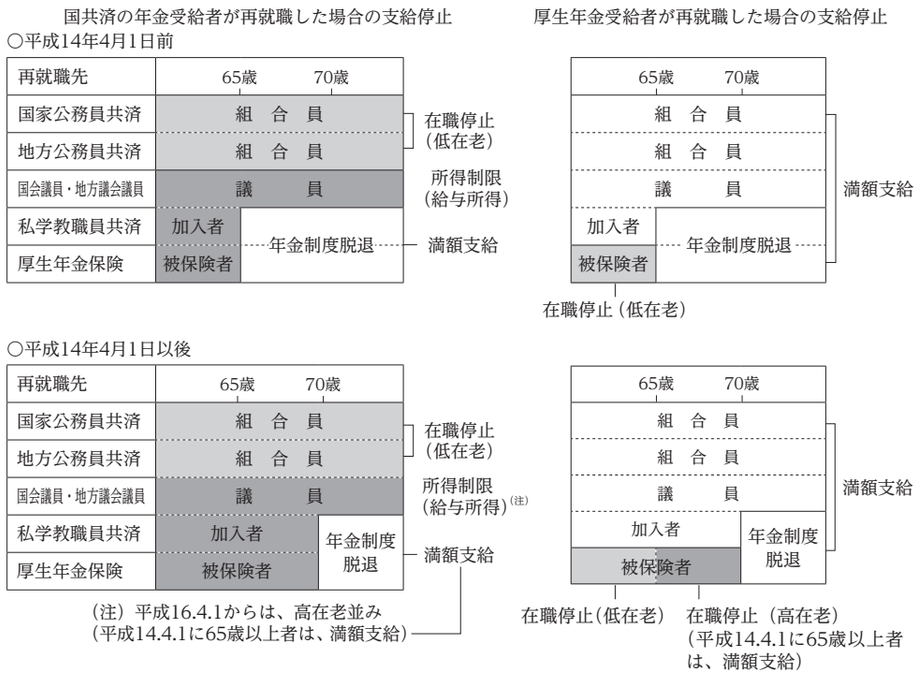

表16　一部支給停止該当状況（平成11年～平成16年3月）

調査対象年		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年（16.3まで）
調査対象者		128,808人	121,138人	116,945人	115,303人	143,645人
一部支給停止該当者及び金額	一部停止該当者	25,085人	23,291人	20,796人	21,040人	22,747人
	該当者の総年金額	60,700百万円	55,644百万円	48,369百万円	45,194百万円	46,659百万円
	一人平均年金額	2,419,773円	2,389,077円	2,325,880円	2,148,004円	2,051,216円
	該当者の総停止額	21,337百万円	20,267百万円	18,319百万円	17,324百万円	18,065百万円
	一人平均停止額	850,588円	870,164円	880,891円	823,384円	794,171円
	停止金額比率	35.15%	36.42%	37.87%	38.33%	38.72%

4　平成15年4月1日からの実施分

総報酬制の導入

平成15年3月までの国共済の保険料は標準報酬の月額を基に徴収し、これが給付の額に反映されている。一方、期末手当等については特別保険料（1％）が徴収されるものの給付の額に反映されなかった。

平成15年4月からは期末手当等を一般の保険料の賦課対象とするとともに、年金の給付に反映させる仕組み（総報酬制）が導入された。

これに伴い、

①保険料の総額と給付の総額が変動しないように保険料率と給付乗率を引き下げることとした。

新たな保険料率等については、被用者年金全体における月収に対する月平均のボーナスの割合が概ね0.3であることから、この割合をもとに算出した以下の率となる。

保険料率　18.39％→14.38％

（18.39％×1＋1％×0.3）÷（1＋0.3）

＝14.38％

給付乗率

厚生年金相当額

1,000分の7.125→1,000分の5.481

7.125÷（1＋0.3）＝5.481

職域加算額

組合員期間20年以上

1,000分の1.425→1,000分の1.096

1.425÷（1＋0.3）＝1.096

組合員期間20年未満

1,000分の0.713→1,000分の0.548

0.713÷（1＋0.3）＝0.548

なお、従前保障額の給付乗率についても、平成15年4月以後の期間は、従前の給付乗率（1,000分の7.5、1,000分の1.5）を÷1.3したもの（1,000分の5.769、1,000分の1.154）となる。

②年金額の計算においては、平成15年3月以前の期間については従来どおりの「平均標準報酬月額×給付乗率」で計算し、平成15年4月以後の期間については「平均標準報酬額（標準報酬の月額の総額＋期末手当等の額の合算額の平均）×新給付乗率」で計算することとなった（表17～表19）。

表17

平成12年改正による従前保障額		改正後の額
職域加算額（組合員期間20年以上の例） 平均標準報酬月額（平成6年水準） ×0.5～1.5/1,000 ×平成15.3以前の組合員期間月数 ×1.031 ×平成12年度以降の物価スライド率 ＋ 平均標準報酬額（平成6年水準） ×0.385～1.154/1,000 ×平成15.4以後の組合員期間月数 ×1.031 ×平成12年度以降の物価スライド率		職域加算額（組合員期間20年以上の例） 平均標準報酬月額（平成11年水準） ×0.475～1.425/1,000 ×平成15.3以前の組合員期間月数 ×平成12年度以降の物価スライド率 ＋ 平均標準報酬額（平成11年水準） ×0.365～1.096/1,000 ×平成15.4以後の組合員期間月数 ×平成12年度以降の物価スライド率
＋	有利な方	＋
厚生年金相当額 平均標準報酬月額（平成6年水準） ×10～7.5/1,000 ×平成15.3以前の組合員期間月数 ×1.031 ×平成12年度以降の物価スライド率 ＋ 平均標準報酬額（平成6年水準） ×7.692～5.769/1,000 ×平成15.4以後の組合員期間月数 ×1.031 ×平成12年度以降の物価スライド率		厚生年金相当額 平均標準報酬月額（平成11年水準） ×9.5～7.125/1,000 ×平成15.3以前の組合員期間月数 ×平成12年度以降の物価スライド率 ＋ 平均標準報酬額（平成11年水準） ×7.308～5.481/1,000 ×平成15.4以後の組合員期間月数 ×平成12年度以降の物価スライド率

表18　給付率等早見表（退職共済年金）

（厚生年金相当額、職域加算額については千分比）

生年月日	定額部分		厚生年金相当額				職域加算額（20年以上）				職域加算額（20年未満）			
	読替率（1,676円に乗じる率）	組合員期間の上限	（～平成15年3月）		（平成15年4月～）		（～平成15年3月）		（平成15年4月～）		（～平成15年3月）		（平成15年4月～）	
			旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率
～ 昭和2年4月1日	1.875	420月	10.00	9.500	7.692	7.308	0.50	0.475	0.385	0.365	0.25	0.238	0.192	0.183
昭和2年4月2日～ 昭和3年4月1日	1.817	〃	9.86	9.367	7.585	7.205	0.58	0.551	0.446	0.424	0.29	0.276	0.223	0.212
昭和3年4月2日～ 昭和4年4月1日	1.761	〃	9.72	9.234	7.477	7.103	0.66	0.627	0.508	0.482	0.33	0.314	0.254	0.242
昭和4年4月2日～ 昭和5年4月1日	1.707	432月	9.58	9.101	7.369	7.001	0.73	0.694	0.562	0.534	0.37	0.352	0.285	0.271
昭和5年4月2日～ 昭和6年4月1日	1.654	〃	9.44	8.968	7.262	6.898	0.80	0.760	0.615	0.585	0.40	0.380	0.308	0.292
昭和6年4月2日～ 昭和7年4月1日	1.603	〃	9.31	8.845	7.162	6.804	0.86	0.817	0.662	0.628	0.43	0.409	0.331	0.315
昭和7年4月2日～ 昭和8年4月1日	1.553	〃	9.17	8.712	7.054	6.702	0.92	0.874	0.708	0.672	0.46	0.437	0.354	0.336
昭和8年4月2日～ 昭和9年4月1日	1.505	〃	9.04	8.588	6.954	6.606	0.98	0.931	0.754	0.716	0.49	0.466	0.377	0.358
昭和9年4月2日～ 昭和10年4月1日	1.458	444月	8.91	8.465	6.854	6.512	1.03	0.979	0.792	0.753	0.52	0.494	0.400	0.380
昭和10年4月2日～ 昭和11年4月1日	1.413	〃	8.79	8.351	6.762	6.424	1.09	1.036	0.838	0.797	0.55	0.523	0.423	0.402
昭和11年4月2日～ 昭和12年4月1日	1.369	〃	8.66	8.227	6.662	6.328	1.13	1.074	0.869	0.826	0.57	0.542	0.438	0.417
昭和12年4月2日～ 昭和13年4月1日	1.327	〃	8.54	8.113	6.569	6.241	1.18	1.121	0.908	0.862	0.59	0.561	0.454	0.432
昭和13年4月2日～ 昭和14年4月1日	1.286	〃	8.41	7.990	6.469	6.146	1.22	1.159	0.938	0.892	0.61	0.580	0.469	0.446
昭和14年4月2日～ 昭和15年4月1日	1.246	〃	8.29	7.876	6.377	6.058	1.27	1.207	0.977	0.928	0.64	0.608	0.492	0.468
昭和15年4月2日～ 昭和16年4月1日	1.208	〃	8.18	7.771	6.292	5.978	1.30	1.235	1.000	0.950	0.65	0.618	0.500	0.475
昭和16年4月2日～ 昭和17年4月1日	1.170	〃	8.06	7.657	6.200	5.890	1.34	1.273	1.031	0.979	0.67	0.637	0.515	0.490
昭和17年4月2日～ 昭和18年4月1日	1.134	〃	7.94	7.543	6.108	5.802	1.38	1.311	1.062	1.008	0.69	0.656	0.531	0.505
昭和18年4月2日～ 昭和19年4月1日	1.099	〃	7.83	7.439	6.023	5.722	1.41	1.340	1.085	1.031	0.71	0.675	0.546	0.519
昭和19年4月2日～ 昭和20年4月1日	1.065	456月	7.72	7.334	5.938	5.642	1.44	1.368	1.108	1.052	0.72	0.684	0.554	0.526
昭和20年4月2日～ 昭和21年4月1日	1.032	468月	7.61	7.230	5.854	5.562	1.47	1.397	1.131	1.075	0.74	0.703	0.569	0.541
昭和21年4月2日～	1.000	480月	7.50	7.125	5.769	5.481	1.50	1.425	1.154	1.096	0.75	0.713	0.577	0.548

（注1）表中の「旧乗率」は、平成12年改正による従前保障額を計算するときに用いる乗率。
（注2）表中の「新乗率」は、平成12年改正後の年金額を計算するときに用いる乗率。

表19　給付率等早見表（遺族共済年金）

（千分比）

生年月日	厚生年金相当額				職域加算額（公務外20年以上）				職域加算額（公務外20年未満）				職域加算額（公務等）			
	（～平成15年3月）		（平成15年4月～）		（～平成15年3月）		（平成15年4月～）		（～平成15年3月）		（平成15年4月～）		（～平成15年3月）		（平成15年4月～）	
	旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率
～ 昭和2年4月1日	10.00	9.500	7.692	7.308	0.50	0.475	0.385	0.365	0.25	0.238	0.192	0.183	3.0000	2.85000	2.30800	2.19200
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	9.86	9.367	7.585	7.205	0.58	0.551	0.446	0.424	0.29	0.276	0.223	0.212	3.0450	2.89275	2.34225	2.22525
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	9.72	9.234	7.477	7.103	0.66	0.627	0.508	0.482	0.33	0.314	0.254	0.242	3.0900	2.93550	2.37725	2.25775
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	9.58	9.101	7.369	7.001	0.73	0.694	0.562	0.534	0.37	0.352	0.285	0.271	3.1250	2.96925	2.40425	2.28425
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	9.44	8.968	7.262	6.898	0.80	0.760	0.615	0.585	0.40	0.380	0.308	0.292	3.1600	3.00200	2.43050	2.30950
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	9.31	8.845	7.162	6.804	0.86	0.817	0.662	0.628	0.43	0.409	0.331	0.315	3.1875	3.02825	2.45250	2.32900
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	9.17	8.712	7.054	6.702	0.92	0.874	0.708	0.672	0.46	0.437	0.354	0.336	3.2125	3.05200	2.47150	2.34750
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	9.04	8.588	6.954	6.606	0.98	0.931	0.754	0.716	0.49	0.466	0.377	0.358	3.2400	3.07800	2.49250	2.36750
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	8.91	8.465	6.854	6.512	1.03	0.979	0.792	0.753	0.52	0.494	0.400	0.380	3.2575	3.09525	2.50550	2.38100
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	8.79	8.351	6.762	6.424	1.09	1.036	0.838	0.797	0.55	0.523	0.423	0.402	3.2875	3.12375	2.52850	2.40300
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	8.66	8.227	6.662	6.328	1.13	1.074	0.869	0.826	0.57	0.542	0.438	0.417	3.2950	3.13075	2.53450	2.40800
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	8.54	8.113	6.569	6.241	1.18	1.121	0.908	0.862	0.59	0.561	0.454	0.432	3.3150	3.14925	2.55025	2.42225
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	8.41	7.990	6.469	6.146	1.22	1.159	0.938	0.892	0.61	0.580	0.469	0.446	3.3225	3.15650	2.55525	2.42850
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	8.29	7.876	6.377	6.058	1.27	1.207	0.977	0.928	0.64	0.608	0.492	0.468	3.3425	3.17600	2.57125	2.44250
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	8.18	7.771	6.292	5.978	1.30	1.235	1.000	0.950	0.65	0.618	0.500	0.475	3.3450	3.17775	2.57300	2.44450
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	8.06	7.657	6.200	5.890	1.34	1.273	1.031	0.979	0.67	0.637	0.515	0.490	3.3550	3.18725	2.58100	2.45150
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	7.94	7.543	6.108	5.802	1.38	1.311	1.062	1.008	0.69	0.656	0.531	0.505	3.3650	3.19675	2.58900	2.45850
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	7.83	7.439	6.023	5.722	1.41	1.340	1.085	1.031	0.71	0.675	0.546	0.519	3.3675	3.19975	2.59075	2.46150
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	7.72	7.334	5.938	5.642	1.44	1.368	1.108	1.052	0.72	0.684	0.554	0.526	3.3700	3.20150	2.59250	2.46250
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	7.61	7.230	5.854	5.562	1.47	1.397	1.131	1.075	0.74	0.703	0.569	0.541	3.3725	3.20450	2.59450	2.46550
昭和21年4月2日～	7.50	7.125	5.769	5.481	1.50	1.425	1.154	1.096	0.75	0.713	0.577	0.548	3.3750	3.20600	2.59600	2.46600

（注1）表中の「旧乗率」は、平成12年改正による従前保障額を計算するときに用いる乗率。
（注2）表中の「新乗率」は、平成12年改正後の年金額を計算するときに用いる乗率。

標準報酬の見直し

(1) 標準報酬の決定方法の見直し

標準報酬の月額は、毎年5月から7月までの3か月間の報酬を基に算定し、その年の10月から翌年の9月までの標準報酬の月額としているが、標準報酬の決定事務の平準化を図る観点から、算定対象月を毎年4月から6月までの3か月間に変更し、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬の月額とすることとした。

(2) 総報酬制の導入による標準報酬の見直し

総報酬制の導入により、月収に係るものは従来どおり標準報酬の月額とし、ボーナスに係るものは標準期末手当等の額とした。この標準期末手当等の額は、その月に受けた額に基づいて決定し、支給ごとに1,000円未満の端数を切り捨て150万円を上限とした。この上限の額は、被用者全体の標準報酬の月額の上限の月給を受けている者の平均的な年間ボーナスの2分の1に相当する額である。

5　平成16年4月1日からの実施分

厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の一部支給停止の見直し

(1) これまでの経緯（昭和63年8月～平成16年3月）

退職共済年金等の受給者が再就職して厚生年金の被保険者等に加入したときは、加入者である間、前年の所得金額に応じて年金の一部を支給停止することとなっている（第2章第1節第1-3参照）。

この停止方法は、厚生年金保険の被保険者等である間の標準報酬等のデータ交換の事務処理体制が十分でなかったため採られた措置であり、その時々の収入に見合った年金額の停止をタイムリーに行うことができないという問題があった。

昭和61年4月に導入された標準報酬制は既に十数年を経過し、標準報酬等のデータ交換の事務処理体制が整ってきたことから、加入中の標準報酬等を基に年金の一部支給停止を行うこととした。

(2) 新たな一部支給停止の方法

一部支給停止額の算定方法は、厚生年金保険や私立学校教職員共済制度における65歳以上の在職者に対する年金額の一部支給停止措置（高在老制度）を参酌して、同様の水準になるように設計されている。

改正後は厚生年金保険等に加入中の総収入月額相当額(注)（標準報酬月額とその月以前1年間の標準期末手当等の月額相当額とを合算した額）と基本月額（退職共済年金等の額（職域加算額、加給年金額及び経過的加算額を除く）を12で除した額）との合計額が48万円を超えるときは、その超える額の2分の1を支給停止することとなった。

年金の停止額＝｛(基本月額＋総収入月額相当額）－48万円｝×1/2×12月

（注）厚生年金保険等に加入中の場合は「総収入月額相当額」といい、次頁の組合員である間の場合は「総報酬月額相当額」というが、いずれも算定方法は同じである。

(3) その他

総報酬制は平成15年4月から導入されたが、この一部支給停止の算定は標準報酬月額だけでなく、その月以前の1年間の標準期末手当等の額の支給実績を把握する必要があることから、平成16年4月からの実施となった（表20）。

組合員である間の年金の一部支給制度の見直し

在職中の組合員に支給する退職共済年金又は障害共済年金については、組合員の標準報酬の月額に応じて一部支給することとしており、その計算方法等については、第2章第1節第1-1及び表10で述べたとおりであるが、総報酬制の導入に伴い、平成16年4月からはボーナスを含めた総報酬ベースで一部支給額を算定することとし、合計収入額22万円→28万円、標準報酬月額37万円→総報酬月額相当額48万円とした。

①基本月額＝（年金額－職域加算額－加給年金額）×0.8×1/12

②総報酬月額相当額＝標準報酬月額＋その月以前1年間の標準期末手当等の額×1/12

③合計収入額=基本月額+総報酬月額相当額

なお、この計算方法等の改正については、前記5の（3）その他で述べたのと同様、標準期末手当等の額の支給実績の把握等の準備期間を考慮し、総報酬制の導入から1年後の実施となった（表21、表22）。

表20　厚生年金加入者に対する年金の支給制限

	厚生年金加入者に対する厚生年金の支給制限		厚生年金加入者に対する共済年金の支給制限	
	60歳台前半	60歳台後半	60歳台前半	60歳台後半
現　行	在職老齢年金（低在老）	な　し	給与所得制限	な　し
14年4月	同　上	新しい在職老齢年金制度の導入（高在老）	同　上	給与所得制限（同左）
（15年4月）	（総報酬制導入）		（総報酬制導入）	
16年4月	総報酬ベースへの切替え	総報酬ベースへの切替え	厚生年金の新しい在職老齢年金（総報酬ベース）並びの支給制限へ切り替え	
経過措置	―	14年4月 に65歳 以 上の者には適用しない	―	14年4月 に65歳 以 上の者には適用しない

表21　組合員である間の年金の一部支給（平成16年4月～）

区　分		一部支給額（月額）
A 合計収入額が28万円以下の場合		基本月額
B 合計収入額が28万円を超える場合	ア 基本月額28万円以下 総報酬月額相当額48万円以下	基本月額 －（総報酬月額相当額＋基本月額－28万円）×1/2
	イ 基本月額28万円以下 総報酬月額相当額48万円超	基本月額 －｛(48万円＋基本月額－28万円）×1/2＋総報酬月額相当額－48万円｝
	ウ 基本月額28万円超 総報酬月額相当額48万円以下	基本月額 －総報酬月額相当額×1/2
	エ 基本月額28万円超 総報酬月額相当額48万円超	基本月額 －（総報酬月額相当額－24万円）

（注）支給額が算出される場合には、加給年金額も加算して支給される。

表22　厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の高齢在職者に対する支給制限の比較

ケース ＼ 在職中の年齢		← 平成37年まで（2025年）→ 60～64歳（報酬比例＋定額）	65歳～69歳（報酬比例）	→ 改正なし 70歳～（報酬比例）
1	厚年→厚年 厚生年金加入中の者に対する厚生年金の支給	×	平成14年4月 ○ → ▲	○
		厚年加入	厚年脱退　厚年加入	厚年脱退
		（低在老）	（満額支給）（高在老）	（満額支給）
2	国共→国共 国共済加入中の者に対する共済年金の支給	×	×	×
		国共済加入	国共済加入	国共済加入
		（低在老）	（低在老）	（低在老）
3	国共→厚年 厚年加入中の者に対する共済年金の支給	平成16年4月 △ → ▲	平成14年4月　平成16年4月 ○ → △ → ▲	○
		厚年加入	厚年脱退　厚年加入	厚年脱退
		（旧支給制限）（新支給制限）	（満額支給）（旧支給制限）（新支給制限）	（満額支給）
4	厚年→国共 国共済加入中の者に対する厚生年金の支給	○	○	○
		国共済加入	国共済加入	国共済加入
		（満額支給）	（満額支給）	（満額支給）

備考　×…低在老
・（年金×0.8＋賃金）が22万円（平成16年4月からは28万円）までは、2割停止
・22万円超は、2割～全部を停止
▲…新支給制限
（高在老並み）
・（年金+賃金）が48万円までは、満額支給
・48万円超は、一部又は全部を停止
△…旧支給制限
・前年の所得に応じて最高9割まで停止
○…満額支給

第2　平成16年法律第130号による改正

この法律による改正は、少子高齢化の一層の進展等、社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、国家公務員共済組合制度に対する信頼を確保するとの観点から、年金額の水準を自動的に調整する制度を導入するとともに、多様な生き方及び働き方に対応し、組合員がその能力を発揮できる社会の実現に資する所要の改正を行うことを目的としたもので、適用や施行の時期はそれぞれ次のようになっている。また地方公務員共済組合制度との長期給付の財政単位の一元化に係る措置を講じることとしている。

公布日は平成16年6月23日である。

●平成16年10月1日施行
給付水準の自動改定
・マクロ経済スライドの導入
・各年度の再評価率の改定方法
・標準報酬の月額等の再評価による年金額の改定
・退職共済年金の配偶者及び子に係る加給年金額等の改定

●平成17年4月1日施行
・退職共済年金の受給権者が組合員である場合等における支給の停止の見直し
・65歳未満の者に対する退職共済年金の定額部分の上限の見直し
・育児をする組合員等に関する事項

●平成18年4月1日施行
65歳以上の障害基礎年金の受給権者に対する退職共済年金又は遺族共済年金の併給

●平成18年7月1日施行
標準報酬の月額を決定する際に算定基礎とする月の見直し

●平成19年4月1日施行
・退職共済年金の繰下げ支給制度の創設
・65歳以上の退職共済年金受給権者に対する遺族共済年金の支給方法の見直し
・子のいない30歳未満の妻の遺族共済年金受給権の見直し
・受給権者の申出による支給停止制度の創設
・離婚した場合における標準報酬月額分割制度の創設
・70歳以上の民間企業等に使用される者の退職共済年金等の支給停止

●平成20年4月1日施行
被扶養配偶者である期間についての標準報酬分割制度の創設

1　平成16年10月1日からの実施分

給付水準の自動改定

(1) マクロ経済スライドの導入

現行の年金額改定の仕組みについては、5年ごとの財政再計算時に、年金額計算の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前の組合員に係るものについては平均標準報酬月額）を算定する場合に用いられる過去に支払われた賃金を現在価値に引き上げるための再評価率を改定し、次の財政再計算までの毎年度については年平均の消費者物価指数の変動に合わせて年金額を改定（物価スライド）するものとなっている。この再評価率は平成12年改正法において、現役世代の賃金の伸びに応じた年金額の改定（賃金スライド）は65歳までの年金について行い、65歳以後の年金については物価変動のみで改定することとした。

今回この仕組みに加え、厚生年金保険と同

様にマクロ経済スライドを導入し、具体的には、調整期間（現役世代の人口の減少等を反映したマクロ経済スライドにより給付水準を調整する期間であり、おおむね100年先を見越した財政見通しで、将来年金の給付に支障が生じると予想されるときに政令により調整期間が開始され、財政の均衡が見込まれ、調整を行う必要がなくなったときに調整期間を終了する）において、次の指標に基づき算定される再評価率により年金額を改定するもので、この再評価率表は毎年度政令により改定することとした。

①通常期間における再評価率

・新規裁定者（68歳未満の者）の再評価率…名目手取り賃金変動率

・既裁定者（68歳以後の者）の再評価率…物価変動率

②マクロ経済スライド調整期間における再評価率

・新規裁定者（68歳未満の者）の再評価率

名目手取り賃金変動率×公的年金被保険者等総数の変動率×0.997（注）

・既裁定者（68歳以後の者）の再評価率

物価変動率×公的年金被保険者等総数の変動率×0.997

（注）公的年金被保険者等総数の変動率は、5年前から2年前までの間の当該総数の年平均の率。0.997は、65歳時の平均余命の延び率。この二つの指標を乗じた率がマクロ経済スライド調整率であり、現役世代の人口の減少等を反映した指標となる。

なお、平成16年時点の年金額は、物価スライドの特例措置により平成12年から平成14年までの物価下落分1.7%が据置きとなっているため、当面マクロ経済スライドは行われず、平成17年度以降、物価が上昇して1.7%分が解消されて本来の年金額に戻った時点からスタートする（図2）。

図2　マクロ経済スライドによる給付水準の調整
既に年金を受給している人（68歳に達する年度以後）の今後の年金額の動き（物価が一定率で上昇すると仮定）

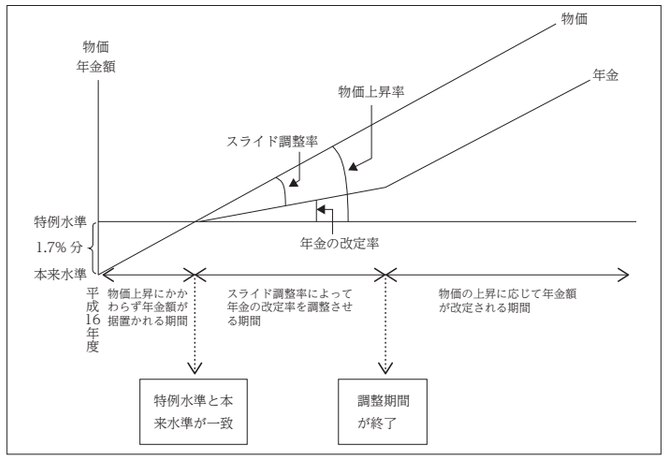

（2）各年度の再評価率の改定方法

①通常期間における改定

再評価率は、原則として物価変動率に実質賃金変動率及び可処分所得割合変化率を乗じて得た率（「名目手取り賃金変動率」）を基準として改定する。ただし、受給権者が65歳に達した年度の3年後の年度（「基準年度」）以後に適用される再評価率については、原則として物価変動率を基準として改定する。

②調整期間における改定

前記①にかかわらず、調整期間においては、原則として、次に掲げる率に公的年金被保険者数変動率及び0.997を乗じて得た率を基準として改定する。ただし、その率が1を下回るときは1とする。

a　b以外の場合に適用される再評価率
名目手取り賃金変動率

b　基準年度以後に適用される再評価率
物価変動率

表23　標準報酬の月額等の再評価率表（平成16年10月）

期間区分	昭5.4.1 以前生まれ	昭5.4.2 ～ 6.4.1	昭6.4.2 ～ 7.4.1	昭7.4.2 ～ 8.4.1	昭8.4.2 ～ 10.4.1	昭10.4.2 ～ 11.4.1	昭11.4.2 ～ 12.4.1	昭12.4.2 以後生まれ
～昭62.3	1.222	1.233	1.260	1.266	1.266	1.271	1.281	1.291
62.4～63.3	1.191	1.203	1.229	1.235	1.235	1.240	1.249	1.259
63.4～平元.11	1.161	1.173	1.198	1.204	1.204	1.209	1.218	1.228
平元.12～3.3	1.091	1.102	1.126	1.131	1.131	1.136	1.144	1.153
3.4～　4.3	1.041	1.052	1.074	1.080	1.080	1.084	1.092	1.101
4.4～　5.3	1.011	1.021	1.043	1.049	1.049	1.053	1.061	1.069
5.4～　6.3	0.991	1.001	1.022	1.028	1.028	1.033	1.040	1.048
6.4～　7.3	0.983	同左	1.003	1.008	1.008	1.012	1.019	1.028
7.4～　8.3	0.982	同左	同左	0.987	0.987	0.991	0.988	1.006
8.4～　9.3	0.979	同左	同左	0.975	0.975	0.979	0.986	0.994
9.4～10.3	0.959	同左	同左	同左	0.962	0.966	0.973	0.981
10.4～11.3	0.952	同左	同左	同左	同左	0.956	0.962	0.970
11.4～12.3	0.955	同左	同左	同左	同左	同左	0.961	0.969
12.4～13.3	0.961	同左	同左	同左	同左	同左	同左	0.969
13.4～14.3	0.968	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
14.4～15.3	0.977	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
15.4～16.3	0.980	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
16.4～17.3	0.980	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

（3）標準報酬の月額等の再評価による年金額の改定

①本来水準による年金額

改正後の水準（本来水準）による年金額は、平均標準報酬月額（又は平均標準報酬額）の算定の基礎となる組合員期間の各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額（標準報酬の月額等）に、受給権者の生年月日及び組合員であった期間に応じた区分ごとに定めた再評価率を乗じて再評価し、年金額（報酬比例部分の額）を改定することとした（表23、24）。

表24　標準報酬の月額の再評価率表（平成6年水準）

期間区分	再評価率
～昭62.3	1.22
62.4～63.3	1.19
63.4～平元.11	1.16
平元.12～3.3	1.09
3.4～4.3	1.04
4.4～5.3	1.01
5.4～12.3	0.99
12.4～17.3	0.917
平成17年度以後の各年度に属する月	政令で定める率

②従前額保障について

本来水準の年金額への改定に当たっては従前額保障措置が設けられており、「A 再評価後の平均標準報酬月額（又は平均標準報酬額）を基に算定した金額」が、「B 平成6年水準の平均標準報酬月額（又は平均標準報酬額）及び平成12年改正

表25　本来水準による年金額

A　平成16年再評価による本来水準 5%適正化後		B　平成6年水準の標準報酬の本来水準 5%適正化前
職域加算額（組合員期間20年以上） 平均標準報酬月額（平成16年再評価） ×0.475～1.425/1,000 ×平15.3以前の組合員期間月数 ＋ 平均標準報酬額（平成16年再評価） ×0.365～1.096/1,000 ×平15.4以後の組合員期間月数 ＋ 厚生年金相当額 平均標準報酬月額（平成16年再評価） ×9.5～7.125/1,000 ×平15.3以前の組合員期間月数 ＋ 平均標準報酬額（平成16年再評価） ×7.308～5.481/1,000 ×平15.4以後の組合員期間月数	有利な方	職域加算額（組合員期間20年以上） 平均報酬準報酬月額（平成6年水準） ×0.5～1.5/1,000 ×平15.3以前の組合員期間月数 ×従前額改定率1.001 ＋ 平均報酬準報酬額（平成6年水準） ×0.385～1.154/1,000 ×平15.4以後の組合員期間月数 ×従前額改定率1.001 ＋ 厚生年金相当額 平均報酬準報酬月額（平成6年水準） ×10～7.5/1,000 ×平15.3以前の組合員期間月数 ×従前額改定率1.001 ＋ 平均報酬準報酬額（平成6年水準） ×7.692～5.769/1,000 ×平15.4以後の組合員期間月数 ×従前額改定率1.001

前の給付乗率（5%適正化前）を基に算定した金額に従前額改定率1.001（1.031×0.971）を乗じて得た金額」

に満たない場合は、Bの額が保障される（表25）。

③物価スライド特例措置

前記により計算した本来水準の額が、平成12年改正後の規定による額に0.988を乗じて得た額（特例水準の額）に満たないときは、特例水準の額が保障される。

なお、特例水準の額についても従前額保障措置があり、

「C 平成11年水準の平均標準報酬月額（又は平均標準報酬額）と5%適正化後の給付乗率をもとに算定した金額」が、

「D 平成6年水準の平均標準報酬月額（又は平均標準報酬額）と5%適正化前の給付乗率をもとに算定した金額」

に満たない場合は、Dの額が保障される（表26）。

（4）退職共済年金の配偶者及び子に係る加給年金額等の改定

①退職共済年金の配偶者及び子に係る加給年金額並びに障害共済年金の配偶者に係る加算額

224,700円×賃金変動等改定率（平成16年度は1）

子3人目から74,900円×賃金変動等改定率

②障害等級3級の障害共済年金及び障害一時金の額の最低保障額並びに40歳以上の妻に対する遺族共済年金の加算額

障害基礎年金相当額の4分の3

③公務等による障害共済年金の額の最低保障額

表26　物価スライド特例措置

C　平成11年水準の標準報酬による特例水準 5%適正化後		D　平成6年水準の標準報酬による特例水準 5%適正化前
職域加算額（組合員期間20年以上） 平均標準報酬月額（平成11年水準） ×0.475～1.425/1,000 ×平15.3以前の組合員期間月数 ×物価スライド率0.988 ＋ 平均標準報酬額（平成11年水準） ×0.365～1.096/1,000 ×平15.4以後の組合員期間月数 ×物価スライド率0.988 ＋ 厚生年金相当額 平均標準報酬月額（平成11年水準） ×9.5～7.125/1,000 ×平15.3以前の組合員期間月数 ×物価スライド率0.988 ＋ 平均標準報酬額（平成11年水準） ×7.308～5.481/1,000 ×平15.4以後の組合員期間月数 ×物価スライド率0.988	有利な方	職域加算額（組合員期間20年以上） 平均標準報酬月額（平成6年水準） ×0.5～1.5/1,000 ×平15.3以前の組合員期間月数 ×1.031 ×物価スライド率0.988 ＋ 平均標準報酬額（平成6年水準） ×0.385～1.154/1,000 ×平15.4以後の組合員期間月数 ×1.031 ×物価スライド率0.988 ＋ 厚生年金相当額 平均標準報酬月額（平成6年水準） ×10～7.5/1,000 ×平15.3以前の組合員期間月数 ×1.031 ×物価スライド率0.988 ＋ 平均標準報酬額（平成6年水準） ×7.692～5.769/1,000 ×平15.4以後の組合員期間月数 ×1.031 ×物価スライド率0.988

障害等級1級　4,152,600円×国民年金法第27条に規定する改定率（以下「改定率」）

2級　2,564,800円×改定率

3級　2,320,600円×改定率

④公務等遺族共済年金の最低保障額

1,038,100円×改定率

⑤65歳未満の者に対する退職共済年金の定額単価　1,628円×改定率

2　平成17年4月1日からの実施分

退職共済年金の受給権者が組合員である場合等における支給の停止の見直し

（1）支給停止額の基準額の自動改定

退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が、組合員又は厚生年金保険の被保険者等である場合における年金の支給停止について、停止される額の決定の基準となる金額（注）を自動的に改定することとした。

①28万円→28万円×政令で定める率（停止解除調整開始額）

②48万円→48万円×物価変動率に実質賃金変動率を乗じて得た率（停止解除調整変更額）

（注）基準となる金額は、組合員である場合は①及び②が、厚生年金保険の被保険者等である場合は②のみが適用される。

（2）一律2割停止の廃止

特別支給の退職共済年金の定額部分の支給

開始年齢が引き上げられ、報酬比例部分のみの比較的低い額の年金を受給する者が多くなることなどを考慮して、組合員である退職共済年金又は障害共済年金の受給権者に関し、一律に2割停止する方式を廃止した。

基本月額＝（年金額－職域加算額－加給年金額）×0.8×1/12

→基本月額＝（年金額－職域加算額－加給年金額）×1/12

合計収入額＝基本月額＋総報酬月額相当額

（注）基本月額の見直しを行ったものであり、基本月額見直し後の算定方法は表21「組合員である間の年金の一部支給（平成16年4月～）」と同じである。

65歳未満の者に対する退職共済年金の定額部分の上限の見直し

特別支給の退職共済年金に加算される定額部分の額を算定する際に、単価に乗ずることとされている組合員期間の月数の上限について改正前は444月であったが、昭和19年4月2日以後生まれの者に対し、このままの上限では定額部分の額が老齢基礎年金の額を下回ってしまうことから、生年月日に応じて段階的に480月まで引き上げた（表27）。

表27　定額部分を計算する場合の組合員期間限度月数

生年月日	月　数
～昭4.4.1	420月
昭4.4.2～9.4.1	432月
9.4.2～19.4.1	444月
19.4.2～20.4.1	456月
20.4.2～21.4.1	468月
21.4.2～	480月

育児をする組合員等に関する事項

①育児休業等を終了した際における標準報酬の月額の改定

組合員であって育児休業等が終了した日に3歳未満の子を養育する者については、その申出により、その終了の翌日以後3月の報酬を基礎として標準報酬を改定することとした。

②3歳未満の子を養育する期間における平均標準報酬額の特例

3歳未満の子を養育する期間における標準報酬の月額が、養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬の月額（「従前標準報酬の月額」）を下回る場合には、組合員等の申出により、従前標準報酬の月額を標準報酬の月額とみなして、長期給付の給付額の算定の基礎となる平均標準報酬額を計算することとした。

③育児休業等をしている組合員に対する掛金の免除に関する事項

育児休業等をしている組合員の申出による掛金の免除制度について、養育する子が1歳に達した日の翌日が属する月以降についても、育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までは適用することとした（育児休業中の共済掛金の免除期間を1歳から3歳まで延長）。

3　平成18年4月1日からの実施分

65歳以上の障害基礎年金の受給権者に対する退職共済年金又は遺族共済年金の併給

これまで障害基礎年金の受給権者については、退職、死亡を給付事由とした長期給付との併給はできないこととしていたが、障害者の老後の所得保障という観点から、65歳以上の当該受給権者が退職共済年金又は遺族共済年金の受給権者である場合には、それぞれ退職共済年金又は遺族共済年金を障害基礎年金と併せて受給できることとなった（図3）。

なお、この措置は平成18年4月1日の施行

図3　65歳以上の障害基礎年金受給権者に対する措置

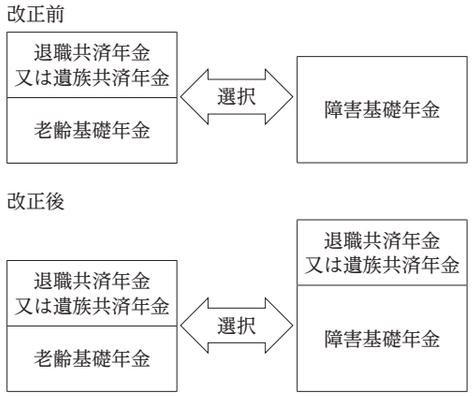

であることから、同日が「支給停止事由消滅日」となるため、施行日前に障害基礎年金の受給権を有している65歳以上の者が、本件に該当し併給できるのは、当該消滅日の属する月の翌月である平成18年5月からとなる。

4　平成18年7月1日からの実施分

標準報酬の月額を決定する際に算定基礎とする月の見直し

標準報酬の月額を決定する際に算定基礎とする月を、週休二日制の普及等の実態を踏まえた見直しにより、報酬支払の基礎となった日数が「20日以上ある月」から「17日以上ある月」に変更した。

5　平成19年4月1日からの実施分

退職共済年金の繰下げ支給制度の創設

今後、高齢者の就労が進んでいくことが見込まれるなか、実際の退職後から年金の受給を希望する者へのニーズに対応する上で、年金の受給開始時期について、受給権者の選択の幅を広げるため、支給開始年齢を繰り下げて受給できる制度が導入された。具体的には、退職共済年金の受給権者であって、その受給権を取得した日から起算して1年を経過した日前に退職共済年金を請求していなかった者は、連合会にその支給の繰下げの申出をすることにより、その翌月から政令で定める額を加算した退職共済年金を受給できることとなった。ただし、併給調整の対象となる障害共済年金等の受給権を有している場合は除かれる。

65歳以上の退職共済年金受給権者に対する遺族共済年金の支給方法の見直し

改正前の遺族年金制度では、自身の退職共済年金の受給権を有している者が遺族共済年金を選択受給した場合や、遺族共済年金と退職共済年金の一部を選択受給した場合は、自身の保険料納付に基づく給付の全部又は一部が受けられないという問題があり、これについて、自らの保険料納付が給付に確実に反映される仕組みとするという観点から、65歳以上の遺族共済年金の受給権者が、退職共済年金の受給権を有する場合には、退職共済年金を全額支給し、従前の制度で退職共済年金と遺族共済年金の受給権を有する者に対して支給される金額との差額を遺族共済年金として支給することとした（図4）。

図4　65歳以上の退職共済年金受給権者に対する措置

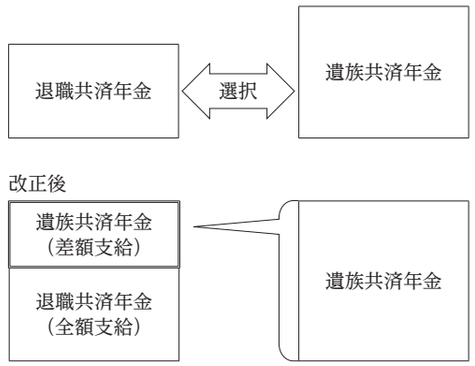

子のいない30歳未満の妻の遺族共済年金受給権の見直し

これまで、子のいない若齢期の遺族配偶者である女性は、死亡した場合や婚姻した場合のほかは、就労状況にかかわらず遺族共済年金を生涯受給できることになっていたが、諸外国では子を養育しない若齢の遺族配偶者に対する保障について、給付がないか有期の給付としているものも見られることなどから、子のいない一定年齢以下の妻に対する遺族共済年金について、その就労可能性を考慮しつつ、自身の就労を準備するまでの激変緩和策と位置付け、子のいない30歳未満の妻の遺族共済年金について、5年間の有期年金とした。

受給権者の申出による支給停止制度の創設

受給権者が自らの判断で受給をしないという選択を認め、受給権者の申出により長期給付の支給を停止することが可能となった。内容はおおむね次のとおり。

①長期給付の受給権者は、その申出により、全額の支給停止の措置が受けられる（一部のみの停止は不可）。

②在職中一部支給などにより、すでに一部停止されている場合は、停止されていない部分の停止の申出ができる。

③支給停止はいつでも撤回することが可能。この場合、将来に向かって効力が発生するため、撤回前の期間について遡及して給付されない。

離婚した場合における標準報酬分割制度の創設

近年、中高齢者等の比較的婚姻期間の長い夫婦における離婚件数が増加してきている一方、現役時代の男女の雇用格差などを背景に、実態として夫婦双方の年金額に大きな開きがあり、女性の高齢期の所得水準が低くなるという問題を是正するため、離婚時に年金の分割が可能となるような仕組み（離婚時における合意分割）を導入し、離婚した組合員等又はその配偶者は、①（両者の同意）又は②（裁判所の決定）があれば、離婚した時から2年以内に限り、婚姻期間中の組合員期間の標準報酬の月額等の改定又は決定を請求できることとした。

①改定又は決定後の両者の婚姻期間における標準報酬の月額等の総額の按分割合について両者が合意していること。

②裁判所において次の範囲内で按分割合について処分がなされた場合

〔第2号改定者の対象期間標準報酬総額(注)／第1・2号改定者の対象期間標準報酬総額(注)の合計額〕（下限割合）＜按分割合≦1／2

（注）対象期間に係る組合員期間の各月の標準報酬の月額（養育特例の適用を受けた期間については従前標準報酬月額）と標準期末手当等の額に対象期間の末日時点の再評価率を乗じて得た額の総額。

70歳以上の民間企業等に使用される者の退職共済年金等の支給停止

予想を上回る少子高齢化の進行により、現役世代に厳しい負担を求めていかざるを得ないなか、世代間の公平性や高齢世代内の公平性という観点から、就労して負担能力のある高齢受給者も年金制度の負担を分かち合うため、70歳以上の退職共済年金等の受給権者のうち、厚生年金適用事業所で使用される者又は私立学校教職員共済制度の加入者（特定教職員）については、60歳台の厚生年金保険の被保険者と同様、賃金と年金の合計額に応じて年金額の一部を支給停止することとした。ただし、昭和12年4月1日以前生まれ（施行日において既に70歳以上）の者は除かれた。

6　平成20年4月1日からの実施分

被扶養配偶者である期間についての標準報酬分割制度の創設

改正前の制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係に向けて制度を見直していくとともに、女性の貢献が目に見える形になるといった観点から、国民年金第3号被保険者を有する第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることを基本認識とし、被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）を有する組合員が離婚をしたときは、その被扶養配偶者の請求に基づき(注1)、元配偶者である組合員の在職期間(注2)中における被扶養配偶者が国民年金第3号被保険者であった期間に係る標準報酬月額及び標準期末手当等の額の2分の1を分割することとした。

（注1）両者の合意や裁判所の按分割合の決定は不要。
（注2）平成20年4月1日以降の組合員期間が対象。

第2節　被用者年金制度の一元化に伴う制度改正とその後

第1　平成24年法律第62号による改正

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という）は、平成24年3月30日に第180回通常国会に提出され、同年8月10日に成立した。公布日は平成24年8月22日である。「年金機能強化法」に盛り込まれた改正項目のうち、国共済制度に関するものは、次のとおりである。

●平成26年4月1日施行
　産休期間中の保険料免除等
　繰下げ支給の見直し
　遺族基礎年金の父子家庭への拡大
　障害者特例の見直し
●平成29年8月1日施行
　年金の受給資格期間の短縮

1　平成26年4月1日からの実施分

産休期間中の保険料免除等

育児休業期間中の保険料免除等については、既に平成16年の法改正により平成17年4月から、次の三つの配慮措置が行われている。

①育児休業終了時の標準報酬の月額の改定

②3歳未満の子を養育する間の標準報酬の月額の従前保障

③子が3歳に達するまでの育児休業期間中の掛金の免除

「年金機能強化法」では、産前産後休業を取得した者においても、育児休業と同様の配慮措置を次のように講ずることとした。

（1）産前産後休業を終了した際における標準報酬の月額の改定

組合員であって、産前産後休業が終了した日に子を養育する者（当該終了日の翌日から育児休業等を開始した者は除く）については、その申出により、当該終了日の翌日の属する月以後3か月間の報酬の平均を報酬月額として標準報酬を改定することとした。

（2）3歳未満の子を養育する期間における標準報酬の月額の特例

前述のとおり、平成17年4月から実施されている措置として、3歳未満の子を養育する期間における標準報酬の月額が、当該養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬の月額（以下「従前標準報酬の月額」とい

う）を下回る場合には、組合員等の申出により、従前標準報酬の月額を当該期間における標準報酬の月額とみなす特例（以下「養育特例」という）が設けられている。

この養育特例については、育児休業等を開始（掛金の免除）したときに終了することになるが、これと同様に、産前産後休業を開始（掛金の免除）したときにも終了することとした。

（3）産前産後休業中の掛金の特例

社会保障・税一体改革成案及び社会保障審議会年金部会の議論において、次世代育成の観点から、育児休業期間だけでなく、産前産後休業期間中も厚生年金保険料を免除することとしたため、国共済においても、組合員の申出により、産前産後休業を開始した日の属する月から、終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は徴収しないこととした。

繰下げ支給の見直し

本来支給の退職共済年金については、受給権者自身の希望により、原則70歳までの範囲で受給を繰り下げて年金額を増額（繰下げ月数1月あたり0.7％の増額[注]）させることができる「繰下げ支給」の制度が設けられている。

これに関し、70歳に達した後に支給の繰下げの申出を行った場合には、増額分は70歳に達する前月までの期間に応じて計算されるにもかかわらず、支給開始はあくまでも申出のあった月の翌月からとなり、70歳に達した月の翌月から申出のあった月までの分が支給されないこととなる。

このため、今般の改正では、受給権者が70歳に達した後に支給の繰下げの申出を行った場合には、70歳に達した時点に遡って申出があったものとみなし、70歳に達した月の翌月から申出のあった月までの分（支分権時効（5年）が成立した分を除く）についても支給することとした。

（注）繰下げに係る増額率及び繰下げ可能期間（65歳から70歳までの期間に相当する60月間）については、政令で規定。

遺族基礎年金の父子家庭への拡大

従来、遺族基礎年金の支給対象は妻又は子であったが、今回の改正により、夫も遺族基礎年金の支給対象とされたことに伴い、妻と子の間の遺族基礎年金の支給調整（妻優先）は、配偶者（妻又は夫）と子の間の支給調整（配偶者優先）となった。

この改正に伴い、遺族共済年金においても、妻と子の間の支給調整（妻優先）から、配偶者（妻又は夫）と子の間の支給調整（配偶者優先）へ変更した。ただし、配偶者が遺族基礎年金の受給権者でない場合で、子に遺族基礎年金の受給権があるときには、子が優先される。また、夫の遺族共済年金については、60歳に達するまでの支給停止（若年停止）の措置が設けられているが、今回、夫も遺族基礎年金の支給対象とされたことに伴い、当該年金の受給権を有する60歳未満の夫が受給する遺族共済年金については支給停止を行わないこととした。

障害者特例の見直し

（1）退職共済年金の支給開始年齢の変遷

特別支給の退職共済年金の年金額を構成する額には、定額、厚生年金相当額、職域加算額及び加給年金額（組合員期間が20年以上で、かつ、加給年金額加算対象者がいる場合に限る）が設けられている。

このうちの定額及び加給年金額については、平成6年改正により、昭和16年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者に対する定額及び加給年金額の支給開始年齢を、生年月日に応じて段階的に61歳から64歳に引き上げることとし、昭和24年4月2日以後に生まれた者に対しては、定額を加算しない（加給年金額は65歳から加算する）こととした。

さらに平成12年改正では、昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた者に対する特別支給の退職共済年金（厚生年金相当額及び職域加算額。以下「報酬比例部分」という）の支給開始年齢も、生年月日に応じて段階的に61歳から64歳に引き上げることとし、昭和36年4月2日以後に生まれた者に対しては、特別支給がなく、65歳からの本来支給の退職共済年金のみが支給されることとなった（表28）。

（2）障害者特例の見直し

特別支給の退職共済年金（報酬比例部分を支給）の受給権者で、退職していて、かつ障害の程度が3級以上の等級に該当する者が、その旨の請求をしたときに、障害者特例（定額、加給年金額が加算）を受けることができるが、特例による支給開始は請求のあった月の翌月からとなっていた。

今回の改正では、既に障害年金の受給者であり、障害等級1級から3級に該当することが客観的に把握できる者については、その請求があった場合、報酬比例部分の支給開始年齢到達時又は障害認定日（組合員である場合は、組合員資格を喪失した日）に遡及して請求があったものとみなし、遡及による未支給分も含めて、請求の翌月から定額部分等を支給することとした（図5）。

ただし、施行日である平成26年4月1日前に遡ることはできない。

表28　退職共済年金の支給開始年齢

生年月日	報酬比例部分	定　額	加給年金額	備　考
～昭16.4.1	60歳	60歳	60歳	
昭16.4.2～18.4.1	60歳	61歳	61歳	平成6年改正
昭18.4.2～20.4.1	60歳	62歳	62歳	
昭20.4.2～22.4.1	60歳	63歳	63歳	
昭22.4.2～24.4.1	60歳	64歳	64歳	
昭24.4.2～26.4.1	60歳	---	65歳	
昭26.4.2～28.4.1	60歳	---	65歳	
昭28.4.2～30.4.1	61歳	---	65歳	平成12年改正
昭30.4.2～32.4.1	62歳	---	65歳	
昭32.4.2～34.4.1	63歳	---	65歳	
昭34.4.2～36.4.1	64歳	---	65歳	
昭36.4.2～	65歳	---	65歳	

図5　障害者特例の見直し

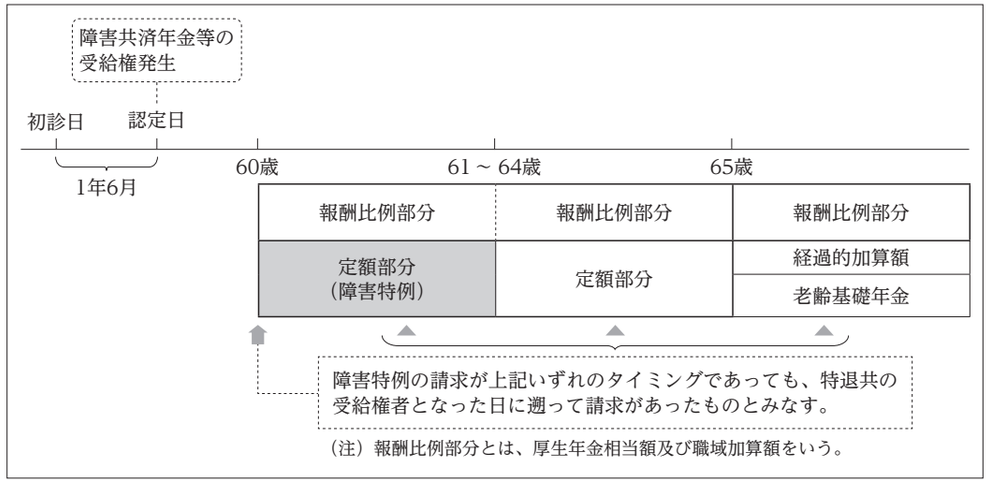

（注）報酬比例部分とは、厚生年金相当額及び職域加算額をいう。

2　平成29年8月1日からの実施分

年金の受給資格期間の短縮

（1）施行に至る経緯

年金機能強化法による改正項目のうち、受給資格期間を25年から10年に短縮する改正については、消費税率10％への引上げによる増収分を財源として活用することとされていたため、その施行期日は「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成27年10月1日）としていた。

また、一元化法（後述の「第2」参照）では、年金機能強化法による受給資格期間の短縮に係る改正が先に行われることを前提として、被用者年金制度を厚生年金保険制度に統合するための年金各法の改正を行うこととされていたため、その施行期日は平成27年10月1日としていた。

その後、平成27年10月1日に予定していた消費税率10％への引上げが「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）により平成29年4月1日に延期されたことに伴い、年金機能強化法における受給資格期間の短縮の施行日も同日となった。

さらに、消費税率10％への引上げについては令和元年10月1日に再度延期されたが、受給資格期間の短縮については消費税引上げの時期より先に実施することとなり、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第84号）により、平成29年8月1日から施行するに至った。

（2）改正の内容等

現行の国民年金制度においては、20歳から60歳に達するまでの間、被保険者として40年間の保険料納付義務が課されており、このうち保険料納付済期間と保険料免除期間等を合わせて25年以上ある場合に老齢基礎年金が支給される。

一元化後の厚生年金保険制度においては、被保険者である間は保険料納付義務が課せられているほか、保険料納付済期間と保険料免除期間等を合わせて25年以上という受給資格期間は、国民年金制度と同様の規定となっている。

この「受給資格期間25年以上」という要件については、一定の年金額を確保するという役割を果たしてきた一方で、保険料を納めた期間が短い場合であってもその期間に応じた給付を受けられるようにすべきとの考え方が広まってきていることを踏まえ、納付した保険料をできるだけ年金給付に結び付けることができる制度とするため、諸外国の例や60歳から国民年金に任意加入できる期間が最大10年であることを考慮し、国民年金制度と共に受給資格期間を25年から10年に短縮することとした。ただし、例外的に遺族給付の長期要件については、引き続き25年のままとした。

また、本改正に係る経過措置として、施行日に既に65歳を超えており、老齢・退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者であって、改正後の支給要件に該当する者については、施行日において支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、老齢給付を支給することとした。

このほか、一元化法の施行日前の国共済組合員期間を有する者に対し、一元化法の施行日以後に老齢厚生年金の受給権が発生した場合には、一元化法附則第36条の規定によりなお効力を有するものとされた改正前国共済法による退職共済年金の職域加算額（以下「経過的職域加算額」という）を支給することとしている。

この経過的職域加算額の支給要件についても、現行では「受給資格期間25年以上」であることから、厚生年金と同様、25年から10年に短縮するとともに、施行日前日時点で経過的職域加算額の受給権を持たないが、短縮後の「10年以上」の要件は満たしている者に対して、施行日以後、経過的職域加算額を支給するための経過措置が設けられた。

第2　平成24年法律第63号による改正

被用者年金一元化法

被用者年金制度については、多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保する。これにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、厚生年金保険制度に統一することを目的とした、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という）は、平成24年8月10日に成立し、同年8月22日に公布された。

こうして平成27年10月1日から、厚生年金と共済年金に分かれていた被用者年金制度を厚生年金保険制度に統一すると同時に、共済年金に係る規定の削除、共済年金にある公的年金としての職域部分の廃止等の措置を講じることとされた。

一元化法に盛り込まれた改正項目のうち、国共済制度に関するものは、次のとおりである。

●平成25年8月1日施行
追加費用の削減
●平成27年10月1日施行
厚生年金保険法への統一
制度的差異の解消
保険料率の統一
事務組織
共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）の廃止等

1　平成25年8月1日からの実施分

追加費用の削減

（1）削減措置の実施に至る経緯

新法が施行された昭和34年1月1日（非現業のいわゆる官吏については、同年10月1日）前においては、いわゆる官吏には恩給法が、いわゆる雇用人には旧法が適用されていたが、新法の施行に際し、期待権を尊重する観点から、恩給法や旧法が適用されていた期間を新法の加入期間に通算して年金等を支給する措置が講じられた。

具体的には、施行法において、これらの恩給法等の適用を受けていた期間を新法の加入期間に通算する旨の規定を設け、併せて、当該通算によって増加する年金等の支払費用（追加費用）を現役組合員の保険料に賦課することなく全て国が負担する旨の規定も設けられた。

これは、もともと恩給法には掛金という概念がなく、それに代わるものとして恩給納金という仕組みはあったものの納金収入は各年度の国の歳入に組み込まれ、恩給費の支払が発生した場合には各年度の国の歳出で賄うこととされ、積立金として積立てられることがなかったため、新法下でも、年金の支払が発生したときには、年金費用のうち恩給法の適用を受けていた期間相当の年金額については、従来同様、毎年度の予算措置をもって国が負担することとされた。

また、旧法が適用されていた期間についても、退職年次による支給年金額の不均衡を解消するとともに、年金の給付水準を経済状況に適合するように維持していくため、昭和40年以降累次の年金額改定や制度改正が行われてきたが、その費用の増加額（追加費用）は、同様に、現役組合員の保険料に賦課することなく全て国が負担することとされていた。

今回の追加費用対象期間に相当する部分の年金額の減額措置は、平成18年4月28日の閣議決定（被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について）に基づき実施された措置であり、「3.追加費用等（1）」において「国民負担を抑制する点から、税負担による追加費用を減額するため、公務員共済における恩給期間に係る給付について、恩給期間と新法施行時との負担の差に着目し、負担に見合った水準に減額する。ただし、年金受給者に係る生活の安定確保及び財産権の保障等の観点から、減額に当たって一定の配慮を行う」としている。具体的には、「（2）税負担を財源とする恩給期間に係る給付について」により、「①共済年金制度発足時の本人負担（対俸給8.8％の保険料のうち本人負担分4.4％）よりも低い恩給期間の本人負担（恩給納金として対俸給2.0％）に見合った給付水準とするため、恩給期間に係る給付について、27％減額する」、「②ただし、恩給期間と社会保険方式による公務員共済期間の合計に係る給付について、ア）給付額に対する引下げ額の割合が10％を上回らないこととする、イ）減額により、給付額が250万円を下回らないこととする、との措置を講じる」こととされた（表29、表30）。

なお、閣議決定では、旧法が適用されていた期間についての直接の言及はされていないが、恩給法が適用されていた期間と同様、給付費用を現役組合員の保険料に賦課することなく、国が負担しているという点では同じ事情にあることから、当該期間についても追加費用対象期間とされた。

この措置の施行日は、一元化法附則第1条第3号により「公布の日〔平成24年8月22日〕から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」とされ、平成25年7月31日に公布された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成25年政令第225号）によって、平成25年8月1日と定められた。

平成25年7月31日公布の「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」附則第2条では、改正後の施行令の規定は、同改正政令の施行日である平成25年8月1日以後の月分として支給される年金である給付について適用する旨が定められ、同改正政令附則第3条では、年金額の改定は、改正後の規定を適用して施行日である平成25年8月1日に行う旨及び「国家公務員共済組合法」（昭和33年法律第128号）第73条第3項（年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、

表29　被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について（抜粋）

被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について（抜粋）

（平成18年4月28日閣議決定）

3. 追加費用等

（1）国民負担を抑制する観点から税負担による追加費用を減額するため、公務員共済における恩給期間に係る給付について、恩給期間と共済年金制度発足時との負担の差に着目し、負担に見合った水準に減額する。ただし、受給者に係る生活の安定確保及び財産権保障等の観点から、減額に当たって一定の配慮を行う。

（2）以上の考え方に基づき、税負担を財源とする恩給期間に係る給付について、次の①及び②により減額する。

①共済年金制度発足時の本人負担（対俸給8.8％の保険料のうち本人負担分4.4％）よりも低い恩給期間の本人負担（恩給納金として対俸給2.0％）に見合った給付水準とするため、恩給期間に係る給付について、27％減額する。

②ただし、恩給期間と社会保険方式による公務員共済期間の合計に係る給付について、
ア）給付額に対する引下げ額の割合が10％を上回らないこととする
イ）減額により、給付額が250万円を下回らないこととする
との措置を講じる。

（3）文官恩給についても、上記（1）（2）との均衡を考慮した給付水準の引下げ措置を講じる。

（4）税負担ではない国家公務員共済組合の郵政公社分及び厚生年金保険に統合した旧三公社等における追加費用について、税負担による追加費用と同様の取扱いとするかどうかは、更に検討する。

表30　共済年金（追加費用）の減額の考え方

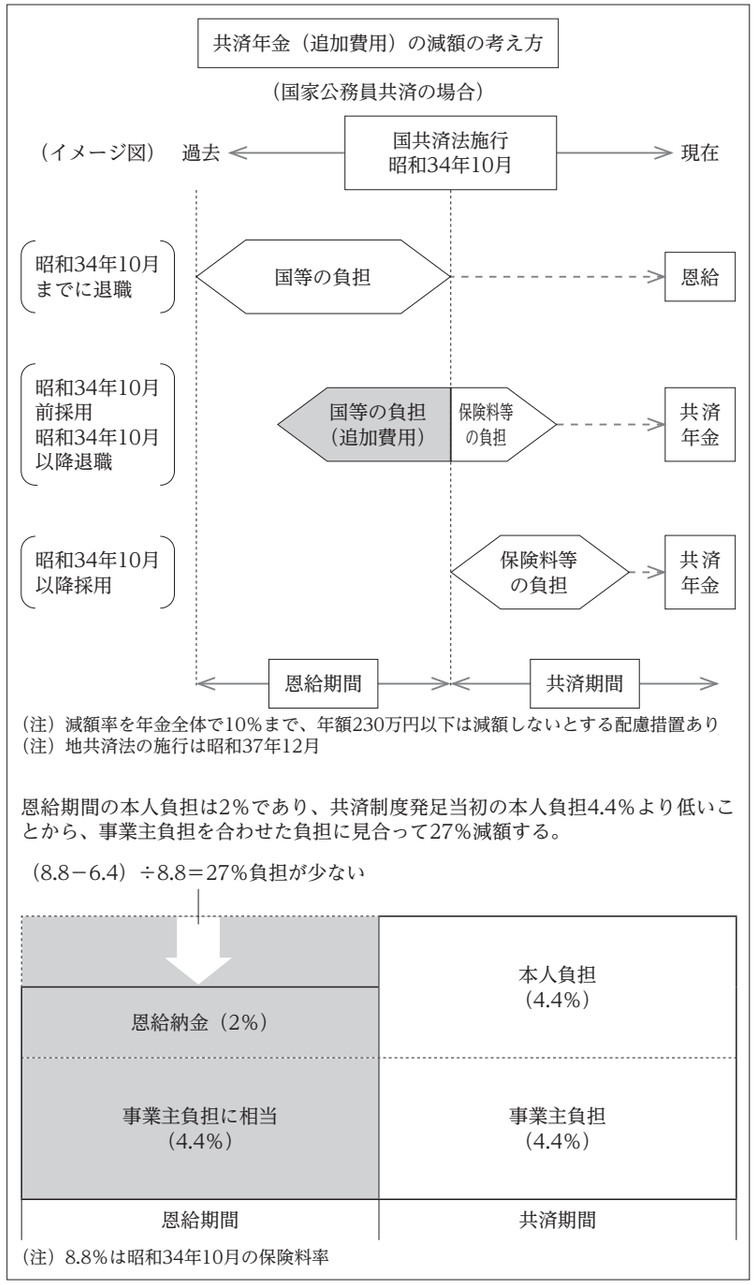

その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支払う）の規定にかかわらず、施行日の属する月分から当該改定後の額を支払う旨が定められた。

（2）削減措置の概要

追加費用対象期間を有する者の退職共済年金等の額（年額）について、その年金額が控除調整下限額（230万円に各年度の再評価率をそれぞれ乗じて得た金額）を超えるときは、当該年金額は、追加費用対象期間に係る当該年金額の100分の27に相当する額を控除した金額を基本とされた。ただし、その控除額が控除前の年金額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該100分の10に相当する額を当該控除額とし、控除後の年金額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって当該年金額とすることとされた。

控除調整下限額については、前述の閣議決定に基づき第166回通常国会に提出された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」では250万円としていたが、同法律案は平成21年7月21日の衆議院解散に伴い廃案となった後、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）に基づく関連法案として、「平成19年法案をベースに、一元化の具体的内容について検討の上、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する」との同閣議決定後、平成24年4月13日に第180回通常国会に提出された一元化法案では230万円とされた。

なお、230万円については、総務省統計局が発表している平成21年の「全国消費実態調査」において、年金収入が家計の中心となっている高齢者世帯（夫婦のみ世帯）における平均の公的年金・恩給給付額が約230万円となっていることを踏まえて設定したもので、平成26年度以後は230万円を物価の上昇等により再評価し改定することとされた。

①追加費用対象期間

施行法第7条第1項各号の期間（恩給公務員期間（加算・減算後の期間）、旧長期組合員期間、旧法控除期間、職員期間、外国政府等期間、移行組合員に係るこれらの期間、地方の更新組合員に係る恩給条例等の期間等々）

②削減の対象となる年金

追加費用対象期間を有する年金のうち、年金総額が控除調整下限額を超える場合は基本的に削減の対象となるが、例外として下記に掲げる年金については、削減対象から除かれる。

・公務による障害年金及び公務等による障害共済年金
・公務による遺族年金及び公務等による遺族共済年金
・通算退職年金及び通算遺族年金（ただし、合算対象年金には該当）
・旧船員保険法による年金（ただし、合算対象年金には該当）
・旧法による年金

このうち、通算退職年金、通算遺族年金及び旧法による年金については、それぞれ単体の年金額で控除調整下限額を超えるものがないため、法律上、減額対象外と整理された（法律に減額の根拠規定を設置しない）。また、旧船員保険法による年金については、民間船員期間も含めた船員という特殊な職域に対する年金で

あるため、法律上、減額対象外と整理された（法律に減額の根拠規定を設置しない）。

③削減基準の判定等における合算対象年金

年金額が「控除調整下限額を超えているか否か」の判定については、当該受給権者が、国民年金法による基礎年金や国共済法または地共済法による他の年金も受けている場合は、減額主体の年金に応じ、他の年金を合算した額（支給年金額）により判定することとされた（表31）。

④削減額の計算プロセス

削減方法については、追加費用対象期間に係る部分に対し27％控除する方法（下記ア）が基本となるが、別途財産権の保障等を踏まえた配慮措置を設けているため、実際には次のアからウの額のうち、最も少ない額が控除される。

ア　追加費用対象期間に係る年金額の27％控除額＝年金額（注1）×〔追加費用対象期間（注2・注3）／組合員期間（注2・注4）〕×27％

イ　年金額の10％
控除額＝年金額（注1）×10％

ウ　控除前の年金額と控除調整下限額との差額（控除後年金額の控除調整下限額の保障）
控除額＝控除前年金額（注5）－控除調整下限額（注6）

（注1）退職共済年金（老齢基礎年金併給）の場合は、組合員期間に係る老齢基礎年金相当額を含む。
（注2）昭和61年3月以前に受給権が発生した旧共済年金の場合は年数単位、昭和61年4月以後に受給権が発生した新共済年金の場合は月数単位。
（注3）控除期間等の期間のうち、報酬比例部分が45％減額されている期間を除く。
（注4）昭和61年3月以前に受給権が発生した旧共済年金のうち、年金額算定基礎期間の上限（40年）が適用されている場合は実際の組合員期間の年数。
（注5）合算対象年金（基礎年金を除く）がある場合は、当該年金を含んだ額。
（注6）基礎年金の支給を受けている場合は、当該年金を除いた額。

（3）追加費用削減による年金額改定の結果

平成25年8月分からの追加費用削減による年金額改定の結果、減額対象者が延べ約26万5,000人、削減総額が約373億3,800万円であった（表32）。

なお、適用された減額方法については、前記（2）④アの追加費用対象期間に係る年金額の27％減額者が約80％、配慮措置として設けられたイの年金額の10％減額者が約8％及びウの年金額230万円保障者が約12％であった。

表31　削減基準の判定等における合算対象年金

減額主体年金	合算対象年金
退職共済年金	老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族共済年金
障害共済年金	障害基礎年金
遺族共済年金	老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、退職共済年金、退職年金、通算退職年金
退職年金	退職共済年金、遺族共済年金、船員老齢年金、船員通算老齢年金
遺族年金	退職年金、障害年金、遺族年金、通算退職年金、船員老齢年金

（注）厚生年金、私学共済、旧三公社、旧農林共済及び旧国年の各年金ならびに恩給、旧法及び旧令による年金は合算対象には含まれない。

表32　追加費用削減による年金額改定の結果

区分	年金種別	A：受給者数	B：追加費用期間を有する者	C：減額対象者	C/A	D：削減額	E：平均削減額 D/C
新共済法による年金	退職共済年金	803,046人	190,485人	154,893人	19.3%	18,022,677千円	116.4千円
	公務外障害共済年金	14,278人	675人	111人	0.8%	9,092千円	81.9千円
	公務外遺族共済年金	271,775人	199,931人	46,411人	17.1%	5,265,922千円	113.5千円
	小　計	1,089,099人	391,091人	201,415人	18.5%	23,297,691千円	115.7千円
旧共済法による年金	退職年金・減額退職年金	115,101人	109,771人	62,058人	53.9%	13,777,841千円	222.0千円
	公務外障害年金	2,684人	974人	553人	20.6%	105,877千円	191.5千円
	公務外遺族年金	36,733人	33,096人	1,358人	3.7%	156,799千円	115.5千円
	小　計	154,518人	143,841人	63,969人	41.4%	14,040,517千円	219.5千円
合　計		1,243,617人	534,932人	265,384人	21.3%	37,338,208千円	140.7千円

（注）併給者（5,052人）については、種別ごとにカウントしている。

2　平成27年10月1日からの実施分

厚生年金保険法への統一

国家公務員共済組合の組合員については、新たに厚生年金保険法上の「第2号厚生年金被保険者」の資格を有することとなるため、施行後に年金の支給開始年齢に達した国共済組合員又は国共済組合員であった者に対しては、厚年法の規定による老齢厚生年金が支給されることとなった。また、これらの者の障害又は死亡を支給事由とするものについても、施行後に受給権が生じた場合には、厚年法の規定による障害厚生年金又は遺族厚生年金が支給されることとなった。

主な内容は、以下のとおりである。

（1）被保険者の種別及び実施機関

①被保険者の種別

厚生年金保険の被保険者について、次のとおり区分する。

・第1号厚生年金被保険者…第2号から第4号厚生年金被保険者以外の民間被用者等
・第2号厚生年金被保険者…国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者
・第3号厚生年金被保険者…地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者
・第4号厚生年金被保険者…私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金被保険者

②実施機関

厚生年金保険法における被保険者の資格及び標準報酬等の管理、保険給付、拠出金納付、保険料徴収等に関する事務については、第1号から第4号の種別に応じた下記の「実施機関」が行う。

・第1号厚生年金被保険者に係るもの…厚生労働大臣
・第2号厚生年金被保険者に係るもの…国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
・第3号厚生年金被保険者に係るもの…地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
・第4号厚生年金被保険者に係るもの…日本私立学校振興・共済事業団

（2）適用事業所

国又は法人の事業所又は事務所は、適用事業所とする。

（3）被保険者の資格の得喪

第2号厚生年金（以下「２号厚年」という）被保険者の資格喪失事由及び資格喪失日は、次のとおり。

・死亡したとき…死亡日の翌日が資格喪失日
・退職したとき…退職日の翌日が資格喪失日。ただし、退職日と同日に、再び第1号から第4号の厚生年金被保険者の資格を取得したときは、退職日が資格喪失日
・70歳に達したとき…到達日が資格喪失日

（4）被保険者期間

①被保険者期間については、第1号から第4号の種別ごとに、資格を取得した月から資格を喪失した月の前月までの計算による。

②旧国家公務員共済組合員期間（追加費用対象期間を除く。以下「旧国共済期間」という）は、次に掲げる期間を除き、2号厚年被保険者である期間とみなす。

ア　外国人の脱退一時金の計算基礎となった期間

イ　旧共済法による脱退一時金の計算基礎となった期間

ウ　経過措置による脱退一時金の計算基礎となった期間

なお、2号厚年とみなす期間のうち、旧船員組合員期間又は新船員組合員期間については、それぞれ3分の４又は5分の6により割増換算した後の期間として扱われる。

（5）旧国共済期間に係る標準報酬の月額等の取扱い

旧国共済期間（民間船員期間を除く）に係る各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額は、厚年法による標準報酬月額及び標準賞与額とみなす。

（6）老齢厚生年金の受給要件

①特別支給の老齢厚生年金に係る期間要件（1年以上の被保険者期間）には2号厚年期間以外の他の種別の期間を含む。

②2以上の種別の被保険者期間を有している場合は、種別ごとの被保険者期間に係る老齢厚生年金として受給要件を判定する。

③2以上の種別の被保険者期間を有している場合において、老齢厚生年金の繰上げ請求・繰下げ申出を行うときは、全て同時に行わなければならない。

（7）２以上の種別の老齢厚生年金に対する加給年金額の加算等

①加給年金額の加算要件（被保険者期間が240月以上）については、種別ごとの被保険者期間を合算し一の期間とみなした期間の月数により判定する。

②種別ごとの老齢厚生年金のうち、加給年金額の加算年齢が最も早い年金（受給権発生が早い年金）に加算する。

③種別ごとの老齢厚生年金に係る加給年金額の加算年齢が同一である場合は、それぞれの年金額の計算の基礎となっている被保険者期間が最も長い種別の年金に加算する。

④種別ごとの老齢厚生年金の被保険者期間の長さが同一であるときは、1号老齢厚生年金から4号老齢厚生年金までの順位のうち上位の年金に加算する。

⑤加給年金額対象配偶者が2以上の種別の老齢厚生年金を受給し、かつ、当該種別ごとの年金の計算基礎となっている被保険者期間の合計月数が240月以上であるときは、加給年金額の支給を停止する。

（8）在職支給停止

老齢厚生年金の在職支給停止については、65歳未満は低在老、65歳以上は高在老のそれぞれの方式が適用され（次項「制度的差異の解消」参照）、他の種別の老齢厚生年金を併有している場合については、各年金の報酬比例額を合算した基本月額を用いて、按分方式により各年金に対する支給停止額を計算する。

（9）障害厚生年金の決定等

2以上の種別の被保険者期間を有している場合の障害厚生年金については、原則として、初診日において加入していた実施機関（取り纏め実施機関）で決定し支給する。年金額については、種別ごとの被保険者期間を合算し一つの期間とみなして計算する。

（10）遺族厚生年金の決定等

2以上の種別の被保険者期間を有している場合の短期要件による遺族厚生年金については、原則として、死亡日又はその直近において加入していた実施機関(取り纏め実施機関)で決定し支給する。年金額については、種別ごとの被保険者期間を合算し一の期間とみなして計算する。

また、2以上の種別の被保険者期間を有している場合の長期要件による遺族厚生年金の額に係る中高齢寡婦加算額については、種別ごとの被保険者期間を合算し一の期間とみなして加算要件を判定し、死亡時又はその直近に加入していた実施機関が支給する年金額に加算する。

制度的差異の解消

一元化に伴い、従来の共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消することとし、表33のように改正された。

なお、施行日前に受給権が発生していた退職共済年金等の既裁定年金については、施行日以後においても連合会が支給し、原則として、改正前の国共済法等の規定はなお効力を有するものとして引き続き改正前の規定を適用することとされたが、この制度的差異の解消に関する事項等については、経過措置等を含め次のように改正された。

（1）共通的事項

①支払未済給付の受給者の範囲

既裁定年金受給権者の死亡に係る支払未済給付を受給することができる者は、当該受給権者の死亡当時その者と生計を同じくしていた次の者が該当する。

→配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族

②再評価による年金額の改定

既裁定年金に係る再評価率等による年金額の改定については、厚年法の規定を適用する（厚生年金と同条件による改定）。

③年金額の端数処理

既裁定年金の額に係る端数処理（現在は百円単位）については、みなし従前額保障等による一部の額を除き、平成28年4月分の年金額から円単位（円未満四捨五入）へ変更する。

④既裁定年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合の遺族給付

既裁定年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合の遺族給付については、厚年法による遺族厚生年金の支給要件が適用され、当該要件を満たしたときはその遺族に遺族厚生年金を支給する。

表33　制度的な差異の解消

制度的な差異の解消

厚生年金と共済年金とで、遺族年金の転給制度（下表⑤）など制度間の差異があるが、①～⑤の差異は厚生年金にそろえる（⑥の厚生年金の女子の支給開始年齢が５年遅れである点については、経過的措置として存続する）など、基本的に厚生年金にそろえることで差異を解消する。

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹 （注：平成24年8月に成立した年金機能強化法により、甥姪など3親等内の親族にも拡大　平成26年4月施行）	○遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）、又は遺族がないときは相続人
③老齢給付の在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚生被保険者となった場合 ・65歳までは（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ・65歳以降は（賃金＋年金）が46万円(注)を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 年金の支給停止なし。	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 （賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式 ○退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合 (賃金＋年金)が46万円(注)を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
④障害給付の支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要 （保険料納付要件あり）。	○保険料納付要件なし。
⑤遺族年金の転給	○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。 （例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。）	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。 （例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。）
（経過的措置）		
⑥女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始 年齢引上げは、男子の5年遅れのスケジュール。 （昭和21年4月2日以降生まれ～）	○60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始 年齢引上げは、男子と同じスケジュール。 （昭和16年4月2日以降生まれ～）

（注）46万円は平成24年度の停止基準額であり、平成27年度は47万円となっている。

（2）退職給付関係

①施行日以後に65歳に達したときの老齢厚生年金への裁定替え

特別支給の退職共済年金の受給権者が、施行日以後に65歳に達したときは、本来支給の老齢厚生年金に裁定替えする。

②施行日以後に退職した場合の年金額の改定等

施行日の前日において組合員である退職共済年金の受給権者が、施行日以後に2号厚年被保険者の資格を喪失したときは、当該年金について、資格喪失日（月の末日に退職したときは退職日）から起算して1月を経過した日の属する月から、施行日の前月以前の組合員期間を基礎として計算した額に改定する。また、この改定に併せて、施行日以後の2号厚年期間を基礎とした老齢厚生年金を決定する。

③施行日以後の障害者特例請求による年金額の改定

特別支給の退職共済年金の受給権者(「年金額＝厚生年金相当額＋職域加算額」の者に限る）が、施行日以後、各号の厚生年金被保険者ではなく、かつ、65歳到達前に障害等級1級から3級までに該当しその旨の請求があったときは、当該年金額について、その請求の翌月から定額と加給年金額(対象者がいる場合に限る）を加算した額に改定する。

④施行日以後に退職した場合の長期加入者特例による年金額の改定等

施行日の前日において組合員である特別支給の退職共済年金の受給権者（「年金額＝厚生年金相当額＋職域加算額」の者に限る）が、施行日以後に2号厚年被保険者の資格を喪失したときにおいて、施行日前の組合員期間と施行日以後の第2号厚年期間を合算して44年以上になるときは、当該年金について、資格喪失日（月の末日に退職したときは退職日）から起算して1月を経過した日の属する月から、施行日の前月以前の組合員期間を基礎として計算した額に定額(注)と加給年金額（対象者がいる場合に限る）を加算した額に改定する。また、この改定に併せて、施行日以後の2号厚年期間を基礎として計算した「定額(注)＋報酬比例額」による老齢厚生年金を決定する。

（注）定額の算定基礎月数は、施行日前後の期間を通算して480月を限度。

⑤在職支給停止

厚生年金と共済年金の制度的差異を解消するため、老齢給付の在職支給停止については、制度内・制度外を問わず、厚生年金・私学共済の制度内の取扱い（60歳台前半は低在老方式、65歳以上は高在老方式）に統一した。また、既裁定年金については、従来、退職共済年金ならば共済各法による在職支給停止、老齢厚生年金ならば厚年法による在職支給停止が、それぞれ別個に行われていたが、これを改め、老齢厚生年金と退職共済年金の両方の受給権を有する場合には、これらの年金を合算して一つの老齢給付とし、厚年法による在職支給停止の計算の対象とした。したがって、施行日時点において既裁定者である者については、施行日以降すべての既裁定年金に対し変更後の在職支給停止を適用することとした。さらに、平成16年改正法による経過措置により在職支給停止の仕組みの適用対象外となっている同法施行日（平成17年4月1日）時点で70歳以上（昭和12年4月1日以前生まれ）の者についても、改めてこの新しい在職支給停止の適用対象とした（表34）。

【支給停止額の配慮措置】

一元化に伴う在職支給停止の見直しの結

表34　在職支給停止の適用対象

（一元化前）
加入制度に応じ、下記の区分で
年金の全部または一部を支給停止

○**公務員共済の組合員**
賃金＋年金＞**28万円**（注3）
○**厚生年金の被保険者等**（注1）
賃金＋年金＞**47万円**（注3）

→

（一元化後）
年齢に応じ、下記の区分で
年金の全部または一部を支給停止

厚生年金の被保険者等（注1）であって
○**65歳未満**
賃金＋年金（注2）＞**28万円**（注3）
○**65歳以上**
賃金＋年金（注2）＞**47万円**（注3）

在職支給停止の計算式（注4）
支給停止額（月額）＝｛(賃金の月額＋年金の月額（注5））－28万円（または47万円)｝×1/2

（注1）「厚生年金の被保険者等」とは、平成27年9月までは次の①から③の者をいい、同年10月からは公務員共済の組合員や私学共済の加入者も厚生年金の被保険者となり、これらの者を含んだ①と③の者をいう。
①厚生年金保険の被保険者及び70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務されている者
②私立学校教職員共済制度の加入者及び特定教職員
③国会議員及び地方議会の議員
（注2）一元化後は、退職共済年金と老齢厚生年金を有している場合は、それぞれの年金の合計額（職域加算額や加給年金額は除く）により、支給停止の有無の判定や支給停止額の計算を行う。
（注3）「28万円」「47万円」は平成27年度における停止基準額であり、今後の年金額の改定に伴い変動する場合がある。
（注4）65歳未満の者で、賃金の月額が47万円を超えるときや年金の月額が28万円を超えるときは、支給停止額の計算方法が異なる。
（注5）職域加算額及び加給年金額を除く。なお、職域加算額は公務員共済の組合員である間は支給停止となり、加給年金額はそれ以外の年金の全額が支給停止となるときは合わせて支給停止となる。

果、既に受給している年金額が減額されるため、憲法上の財産権の保障に配慮し、受給者の生活の安定を図る観点から、

・年金の支給停止額が、賃金と年金の合計額の10％を超える場合は、その額を停止額の上限とする
・賃金と年金の合計額が35万円を超える部分について見直しを行う

こととする配慮措置を講じることとした。

在職支給停止は、賃金と年金の合計額が低い者ほど、減額措置が生活に与える影響は大きくなる。

一方で、年金と賃金の合計額が35万円以下の者に低在老方式（年金と賃金の合計額28万円を超える額の2分の1の額について年金額を支給停止）を導入した場合、賃金と年金の合計額10％を超える部分について支給停止しないとする配慮措置が事実上機能せず、低収入の者については新方式による支給停止額が満額反映されることになってしまうため、10％配慮措置を講じる効果がない。

したがって、10％の配慮措置がかからない程度の低所得者に配慮して、10％配慮措置に加えて、年金と賃金の合計額35万円を上限までの減額措置とする。

（例1）

年金と賃金の合計額が35万円の者に低在老を導入した場合の支給停止額

支給停止額＝（35万円－28万円）×1/2
＝3.5万円

→年金と賃金の合計額（35万円）の10％と同額

（例2）

年金と賃金の合計額が30万円の者に低在老を導入した場合の支給停止額

支給停止額＝（30万円－28万円）×1/2
＝1万円

→年金と賃金の合計額（30万円）の10％

配慮措置（3万円が上限）の効果がない。

また、収入保障を35万円としたのは、60歳台前半の勤労者世帯における賃金と年金の合計額の平均額が約35万円であることも踏まえており、その平均収入を超える部分についてのみ、既に受給している年金額の減額対象とすることとした（表35、表36）。

（参考）
○平成16年度家計調査
60歳から64歳までの者の世帯で、賃金と年金の額の合計額の平均：34万8,901円
○平成16年度全国消費実態調査
世帯主だけが働いている世帯で、60歳から69歳までの者の賃金と年金の額の合計額の平均：34万2,303円

表35　在職支給停止の計算方法の変更に伴う経過措置について

一元化により在職支給停止の計算方法が変更され、年金額が平成27年10月以降大幅に減少（支給停止される額が増加）する場合があること等に鑑み、一定の条件のもと、配慮措置が設けられた。

※現行制度においては、退職共済年金等の受給権者の方が65歳未満で厚生年金保険の被保険者等となった場合、支給停止となる下限額が47万円であったが、一元化法施行後、厚生年金保険制度の下では、65歳に達するまでは支給停止となる下限額が28万円となるため、支給停止額が増加することから、その影響を緩和するために配慮措置が設けられた。

◆配慮措置の対象となる条件
①平成27年10月前に受給権が発生した退職共済年金や老齢厚生年金を有していること
②平成27年10月前から引き続き同一の被保険者等※（2号厚年被保険者を除く）であること
※「同一の被保険者等」とは、厚生年金の被保険者等として同一の適用事業所に属している状態を指すため、同じ会社等であっても人事異動等による所属先の変更（支店間異動など）に伴い、厚生年金の適用事業所が変更される場合は、被保険者資格の喪失及び再取得が発生するため、この喪失により「同一の被保険者等」ではなくなる。

【65歳未満である退職共済年金等の受給権者が民間会社に勤務したとき】

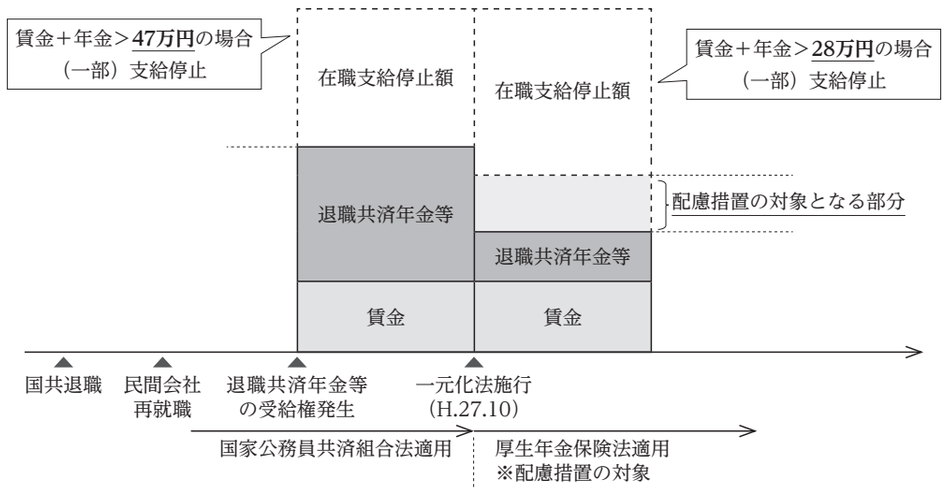

表36　配慮措置の概要

次のA、Bのいずれか低いほうの額（65歳以上はAの額）が、一元化後の計算方法による本来の支給停止額(注)よりも低い場合は、その低いほうの額が支給停止額となる。

（注）退職共済年金以外に老齢厚生年金や他の共済制度の退職共済年金を併せて受給している場合は、それぞれの年金の合計額に基づき計算された支給停止額となる。

A　支給停止額＝（①－②）×10％＋②

B　支給停止額＝｛(①－②)－35万円｝(0円以下となるときは0円)＋②

① 賃金の月額(※1)＋各年金の月額の合計額(※2)

※1　当月の標準報酬月額＋過去1年間の標準賞与の合計額×1/12
※2　各年金の年金額から職域加算額及び加給年金額を除いた額×1/12の合計額

② 各年金に対する一元化前の計算方法による支給停止額の合計額

【計算例】退職共済年金と老齢厚生年金を受給している65歳未満の者

退職共済年金　月額10万円（年額120万円、職域加算額を除く）
老齢厚生年金　月額2万円（年額24万円）
賃金の月額　30万円

一元化後の本来の支給停止額

○各年金の月額の合計額　10万円＋2万円＝12万円
○支給停止額　(30万円＋12万円－28万円)×1/2＝7万円 …ア

配慮措置による支給停止額

○一元化前の計算方法による支給停止額の合計額　0円＋2万円＝2万円
・退職共済年金に係る支給停止額
｛(30万円＋10万円)－47万円｝×1/2＝0円（「年金＋賃金」が47万円以下のため支給停止なし）
・老齢厚生年金に係る支給停止額
｛(30万円＋2万円)－28万円｝×1/2＝2万円

○**上記Aの額**
(30万円＋12万円－2万円)×1/10＋2万円＝6万円 …イ

○**上記Bの額**
(30万円＋12万円－2万円)－35万円＋2万円＝7万円 …ウ

上記①の額　上記②の額

イ＜ア＝ウにより、年金の合計額に対する支給停止額は**6万円（月額）**

退職共済年金及び老齢厚生年金の支給停止額（月額）

○退職共済年金　6万円×10万円／12万円＝5万円
○老齢厚生年金　6万円×2万円／12万円＝1万円

⑥高年齢雇用継続給付等との調整

65歳未満である退職共済年金の受給権者が、厚生年金の被保険者（全種別）(注)である間において、高年齢雇用継続基本給付金（または高年齢再就職給付金）を受けることができるときは、一定の要件のもと年金の一部の支給を停止する。

（注）一元化前は「組合員である間」に限定されていたが、一元化後は他の種別の被保険者である間にも適用。

(3) 障害給付関係

障害共済年金の受給権者が、施行日以後、被保険者等である間であっても当該年金は支給。ただし、当該受給権者が組合員であるときは、職域加算額に相当する部分は支給停止となる。

(4) 遺族給付関係

施行日の前日において遺族共済年金の支給を受けている受給権者について、下記に掲げる当該受給権者の後順位者がいるときは、当該後順位者は施行日において遺族共済年金の支給を受けることができる遺族に該当しないこととした。

①配偶者又は子が受給権者であるとき→父母、孫、祖父母は非該当
②父母が受給権者であるとき→孫、祖父母は非該当
③孫が受給権者であるとき→祖父母は非該当

保険料率の統一

保険料率の統一に関しては、平成27年現在も共済年金及び厚生年金の保険料率を毎年0.354％ずつ引き上げている過程にあるが、この引上げスケジュールを一元化法附則に規定し、平成30年に2号厚年被保険者の保険料率を厚生年金と同じ18.3％に統一することとされた。

事務組織

共済組合等は、これまで公的年金たる共済年金の運営者として、適用・徴収・給付・記録管理等の一連の運営業務を自らの権限と責任において実施してきたことを踏まえ、一元化後においても、超長期の保険である年金制度の事務組織は、これら一連の運営業務を一貫して責任を果たすことが基本であること、過去記録の移管には膨大な作業量とコストが必要であること、共済組合等は今後も新3階年金や医療、福祉事業を一体的に行う必要があること等から、一元化後も引き続き、共済組合等がその権限と責任においてこれらの業務を行うこととされた。

これにより、国共済においては、一元化後の厚生年金事業の実施主体について厚生年金保険法の改正により、厚生年金の被保険者の記録管理、保険料徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加えて国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が規定され、従来の国共済の単位共済組合及び連合会の組織を引き続き活用し、効率的な事務処理を行うことが可能となった。

共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）の廃止等

一元化法による国共済法の一部改正により、国共済法による長期給付に関する規定が削除され、新たに厚生年金保険法の規定が適用されることとなった。これに伴い、共済年金の職域加算額は廃止されたが、施行日時点で既に受給権が生じている「既裁定3階年金」については、改正前国共済法等の規定はなお効力を有するものとして引き続き適用することとされた。

また、一元化法案の作成段階では、職域加算額廃止後の新たな年金制度の在り方について平成24年中に検討を行い、別に法律で定めるところにより必要な措置を講ずることとされたため、職域部分が廃止された後の未裁定者の年金については、廃止までの加入期間に応じた給付を行うことを基本としつつ、新たな年金制度の制度設計を踏まえて検討することとされた（平成18年4月閣議決定）。

新たな年金制度について「別に法律で定める」こととされたのは、次のような理由によるものであった。

①平成24年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」において、公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとされ、3月に人事院調査の結果が公表されたところであり、官民較差是正については退職手当も含め一体的に検討・措置する必要があること。

②国家公務員法第107条第1項が要請する年金制度はいわゆる2階＋3階部分と整理されているが、今回の一元化法だけでは3階部分が廃止されたままとなるため、新3階年金を別に法律で定める必要があること。

③国家公務員法は、公務による障害・死亡に係る年金制度を要請しており、これまでは職域部分の給付乗率を手厚くすることにより公務上の障害・死亡を給付事由とする年金を支給することとしていたが、一元化後は新たな年金制度で何らかの措置を講ずる必要があること。

なお、新たな年金制度については、「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」による最終報告を踏まえ、平成24年11月に提出し、同月16日に可決・成立した「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第96号）において、国共済法の一部改正により「退職等年金給付」制度が創設された。（後記「第3」参照）

この改正と併せて、職域加算額の廃止に伴う経過措置として「未裁定3階年金」の取扱いについて、一元化法附則の一部改正により措置することとされた。

第3　平成24年法律第96号による改正

公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金については、一元化法附則第2条及び第3条の規定により、その在り方について平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で定めるところにより必要な措置を講ずることとされ、また、施行日において受給権を有しない共済年金加入者が、それまで保険料を払い込んだ職域部分の取扱いについても、別に法律で定めることとされていた。

これに基づき、平成24年3月7日に人事院において公表された「民間の企業年金及び退職金の調査結果並びに当該調査結果に係る本院の見解」（退職給付総額で402万6,000円公務が上回り、その較差を埋める措置が必要）や、退職給付の官民較差を図る措置などについて検討を行うため岡田副総理のもとに設置された「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」における同年7月5日の報告書等を踏まえつつ、この新たな年金制度の制度設計に向けた具体的な検討が行われ、同年11月2日に「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案」が閣議決定・国会提出され、同月26日に法律第96号として公布された。

施行日は、平成27年10日1日である。

職域加算部分の廃止に伴う退職等年金給付制度の創設

（1）「退職等年金給付」の名称

今回の新たな年金制度の制度設計に関する検討段階においては、新3階年金について「年金払い退職給付」という名称を用いていたが、そもそも「退職給付」の概念が法律では規定されていないことや、「一時払い退職給付」については、国家公務員退職手当法において「退職手当」として規定されているため、この名称を法律上用いることは適当でなかった。

このため、新3階年金は、退職を給付事由とする「退職年金」を中心としつつ、公務傷病を原因とする障害を給付事由とする「公務障害年金」と、公務傷病を原因とする死亡を給付事由とする「公務遺族年金」も併せて実施することから、法律上の名称を「退職等年金給付」とした。

（2）制度の概要

退職等年金給付制度は、民間企業が厚生年金とは別に退職金の一部として企業年金を設けているのと同様に、公務員の退職手当の一部を公的年金の枠外で、平成27年10月以後新たに保険料を積み立てることにより設けることとされた（図6）。

給付については、国共済法に規定する相互救済を目的とする共済組合の制度の趣旨を踏まえ、退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金の3種類とし、追加拠出のリスクを極力抑制し年金財政の健全性を堅持しつつ、服務規律を維持し、高いモラルをもって公務に専念できるといった様々な要請に対応可能な制度とする観点から、特に退職年金に関しては確定給付型と確定拠出型双方の特長を併せ持つキャッシュバランス方式が採用された。

主要項目は以下のとおりである。

・半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳まで繰上げ可能））
・有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可）
・本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給
・財政運営は積立方式。給付設計はキャッ

図6　「年金払い退職給付」のイメージ図

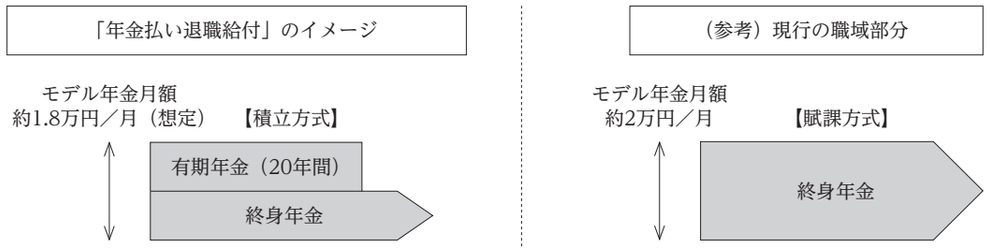

（注）モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等の一定の前提を置いて試算。

シュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制した上で、保険料率の上限を法定（労使合わせて1.5％）

・公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給

・服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入

〈一般的事項〉

（a）給付の種類

退職等年金給付の種類は、「退職年金」「公務障害年金」及び「公務遺族年金」の3種類とされ、退職年金については、さらに「終身退職年金」と「有期退職年金」に区分されている。

なお、有期退職年金については、一時金として受給することもできる。

（b）適用対象者

退職等年金給付の適用対象者は、基本的に厚生年金保険給付と一致しており、国会議員である国務大臣等は適用除外される一方で、継続長期組合員や郵政会社の組合員にも適用される。なお、適用対象者の上限年齢は、厚生年金保険給付は70歳とされているが、退職等年金給付には設けられていない。

（c）標準報酬等

退職等年金給付の給付額や掛金の算定の基礎となる標準報酬の月額及び標準期末手当等の額については、厚生年金保険給付と一致しており、標準報酬の月額の区分は、第1級（9万8,000円）から第30級（62万円）、また、標準期末手当等の額は、その月に支給された期末手当等相当額で上限が150万円とされている。

（d）支払未済の給付

退職等年金給付の受給者が死亡した場合において、その支払を受けなかったものがあるときは、その者の親族（注）であって、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていた者に支給することとし、これまで支給対象範囲が異なっていた厚生年金保険給付と一致させている。

（注）「親族」は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれら以外の3親等内の親族（年金機能強化法で拡大）。なお、親族がない場合であっても、相続人には支給されない。

（e）支給期間及び支給期月

退職等年金給付は、その給付事由が生じた月の翌月からその事由がなくなった月までの分が支給され、また、毎年偶数月にその前月までの2か月分が支給される。

（f）併給調整

複数の退職等年金給付の受給権が生じたときは、本人の選択によりそのいずれかを支給することとされているが、退職年金と公務遺族年金は併給が可能となっている。また、厚生年金保険給付（2階部分）と給付事由が異なっても併給が可能であり、例えば、障害厚生年金と退職年金が併給できる。

（g）申出による支給停止

退職等年金給付は、厚生年金保険給付と同様、受給権者の申出があった場合には、将来その申出が撤回されるまでの間、支給が停止される。なお、将来撤回しても、遡って支給されることにはならない。

（h）給付制限

組合員又は組合員であった者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（懲戒免職又は停職処分）を受けたとき又は退職手当支給制限等処分を受けたときは、退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。

公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、公務遺族年金の一部を支給しないことができる。

禁錮以上の刑に処せられて、その刑の執行を受ける間は、退職年金又は公務障害年金の支給を全額停止する。

（i）端数処理

退職等年金給付の額の端数は、四捨五入により100円単位とされる。

なお、厚生年金では、被用者年金一元化後、年金額の1円未満の端数は、四捨五入により1円単位とすることとされており、第2号厚生年金給付の額の端数処理も同様のため、退職等年金給付の端数処理と異なることになる。

（3）退職年金給付の概要

退職年金は、「終身退職年金」と「有期退職年金」に区分され、年金の2分の1を「終身退職年金」として受給し、残りを「有期退職年金」として受給する。このうち、有期退職年金の受給期間は20年とされているが、年金請求の際に申出をすれば、受給期間を10年とすることも選択できる。また、有期退職年金に代えて一時金での受給も可能となっている。

（注）民間の企業年金では、終身年金及び有期年金が相当程度普及している（終身年金39.3％、有期年金50.0％：人事院調査）。また、終身年金は公務員の信用失墜行為の防止措置を終身にわたって講ずることが可能となり、他方で、退職後の様々なニーズに応えるためには、一部を有期年金ないしは一時金として受け取ることを可能とすること等から、半分を終身年金、残り半分を有期年金としている。

①支給要件

退職年金は、1年以上の引き続く組合員期間を有する者が退職し、かつ、65歳（注）以上である場合に支給される。

（注）厚生年金保険給付は65歳支給となっており、一般的に65歳までは稼得能力があるものと考えられることや、平成25年4月から公務員の再任用上限年齢が65歳に引き上げられるなど、65歳までの生活は自助努力により営むという環境も整いつつあることから、支給開始年齢を65歳とする。

②年金額

ア　終身退職年金の額

終身退職年金の額は、終身退職年金算定基礎額を受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率で割った額となる。

・終身退職年金算定基礎額

終身退職年金の額は、基本的には組合員ごとに仮想個人勘定（給付算定基礎額）を設け、積み立てられた掛金の残高に基づいて給付額を定めるという考え方から、まず、掛金の算定の基礎となる各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た額の総額に利子を加えた額を給付算定基礎額としている。この給付算定基礎額の算定に用いる付与率は、掛金率から公務上の障害・遺族年金の支給のための費用、事務に要する費用等の諸コストに充てるための財源額を控除した率であり、適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること、その他政令で定める事情を勘案して連合会の定款で定められる。また、利子は、前月末の給付算定基礎額の残高に対する利息相当額を付加していくものであり、具体的には給付事由発生までの期間に応じて基準利率により複利計算した利子の総額であるが、この場合の基準利率は、この残高と実際に保有する積立金が乖離することに

よって生じる掛金等の追加拠出を極力抑制するため、実際の安全な資産運用でも達成しやすいと考えられる国債利回りを基礎とすることとされている。

なお、その年の10月から翌年9月までの各月の基準利率は、毎年9月30日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付積立金の運用状況及び見通しその他政令で定める事情を勘案して連合会の定款で定められる。

このようにして算定された給付算定基礎額の2分の1（組合員期間10年未満の場合は4分の1）の額が、将来にわたって終身退職年金を支給するための財源となる終身退職年金算定基礎額となる。

なお、その年の10月から翌年9月までの終身退職年金算定基礎額は、毎年9月30日における終身退職年金の額に同日においてその年の3月31日における年齢に1年を加えた年齢に応じた終身年金現価率を乗じて得た額とされる。

（参考）民間の確定給付型企業年金のキャッシュ・バランス方式は、仮想的な勘定を設けることで、積立金の形成過程と給付債務の増加過程を極力一致させ、積立不足リスクの低減を可能とするものであり、このような手法を参考にしたものとなっている(民間のキャッシュ・バランス方式の企業年金を採用している企業の8～9割が国債利回りを用いている：人事院調査)。

・終身年金現価率

終身退職年金算定基礎額を割ることとされる受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率は、終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率であり、その年の10月から翌年9月までの率は、毎年9月30日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して連合会の定款で定められる。

・年金額改定

当初決定時の終身退職年金額は、その年の9月30日まで（給付事由が9月1日から12月31日までに生じた場合には、翌年の9月30日まで）の年金額とされ、それ以降の終身退職年金額は、毎年10月1日において見直しが行われる。

見直し後年金額＝見直し前年金額×（3月31日の年齢＋1歳の年齢区分に応じた）旧終身年金現価率／新終身年金現価率

（注）平均余命が伸びると年金額は減額改定され、また、基準利率が高くなると年金額は増額改定される。

イ　有期退職年金の額

有期退職年金の額は、有期退職年金算定基礎額を支給残月数の区分に応じた有期年金現価率で割った額となる。

・有期退職年金算定基礎額

有期退職年金の額は、給付算定基礎額の2分の1（組合員期間10年未満の場合は4分の1）の額が、20年又は10年にわたって有期退職年金を支給するものであり、その財源が有期退職年金算定基礎額となる。

なお、その年の10月から翌年9月までの有期退職年金算定基礎額は、毎年9月30日における有期退職年金の額にその者の同日における支給残月数の区分に応じた有期年金現価率を乗じて得た額とされる。

（注）支給残月数は、240月又は120月から当該年の9月分までの有期退職年金の支給月数を控除した月数。ただし、1月1日から9月30日までの間に給付事由が生じた場合には、240月又は120月をその年の9月30日までの支給残月数とする。

・有期年金現価率

有期退職年金算定基礎額を割ることとされる有期年金現価率は、一定期間（20年又は10年）にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率であり、その年の10月から翌年9月までの率は、毎年9月30日までに、基準利率その他政令で定める事情を勘案して連合会の定款で定められる。

・年金額改定

当初決定時の有期退職年金額は、その年の9月30日まで（給付事由が9月1日から12月31日までに生じた場合には、翌年の9月30日まで）の年金額とされ、それ以降の有期退職年金額は、毎年10月1日において見直しが行われる。

見直し後年金額＝見直し前年金額×（支給残月数に応じた）旧有期年金現価率／新有期年金現価率

③有期退職年金に代わる一時金等の支給

・有期退職年金の受給権者が希望したとき

有期退職年金の受給権者は、退職年金の請求時（給付事由発生日から6月以内）に、有期退職年金に代えて一時金の支給を請求することができる。

この一時金の額は、有期退職年金算定基礎額（給付算定基礎額の2分の1（組合員期間10年未満の場合は4分の1））相当額となる。

・整理退職者が希望したとき

1年以上の引き続く組合員期間を有する65歳（当分の間60歳）未満の整理退職者は、退職後6月以内に、一時金の支給を請求することができる。

この一時金の額は、給付算定基礎額の2分の1相当額となる。

（注）仮に、組合員期間が10年未満であっても、一時金額は給付算定基礎額の2分の1相当額となる。

・退職年金を受給していない者が死亡したとき

1年以上の引き続く組合員期間を有する者が退職年金の受給権を有しないまま死亡したときは、一時金が遺族に支給される。

この一時金の額は、給付算定基礎額の2分の1（組合員期間10年未満で、退職後に死亡した場合は4分の1）相当額となる。

なお、この一時金と公務遺族年金の支給を受けることができるときは、遺族の選択したいずれかが支給される。

・有期退職年金の受給権者が死亡したとき

有期退職年金の受給権者が死亡したときは、一時金が遺族に支給される。

この一時金の額は、本人の未支給分を遺族に支給する考え方から、有期退職年金の額に支給残月数の区分に応じた有期年金現価率を乗じた額に相当する額となる。

なお、この場合にも一時金と公務遺族年金の支給を受けることができるときは、遺族の選択したいずれかが支給される。

④繰上げ・繰下げ支給

・繰上げ支給

当分の間、1年以上の引き続く組合員期間を有する者が退職し、かつ、60歳以上65歳未満の場合には、希望するときから退職年金の繰上げ支給の申出を行うことができる。

この場合の退職年金の額は、65歳までの利子相当額に見合った分の年金額が減少し、また、終身退職年金については、終身年金現価率も大きくなる（想定される受給期間が長くなる）ことから、1年間の受給額は減少することになる。

・繰下げ支給

退職年金の受給権者でまだ請求していない場合には、70歳までに、連合会に繰下げ支給の申出をすることができる。

この場合の退職年金の額は、受給開始までの利子相当額に見合った分の年金額が増額し、また、終身退職年金については、終身年金現価率も小さくなる（想定される受給期間が短くなる）ことから、1年間の受給額は増加することになる。

⑤在職中支給停止

退職年金の受給権者が組合員（在職中）であるときは、その間は全額が支給停止される。なお、その者が退職したときは、再就職期間中の経過利子相当額及び再就職期間に係る給付算定基礎額が加算され、終身退職年金及び有期退職年金は増額改定されることになるが、有期退職年金の支給期間（給付事由発生後20年又は10年）は延長されない。

⑥失権

退職年金は、受給権者が死亡したときはその権利を失うほか、有期退職年金については、その支給期間が終了したときや一時金の支給を請求したときにも権利を失う。

（4）公務障害年金給付の概要

①支給要件

組合員である間に初診日がある公務傷病により、障害認定日（初診日から1年6月経過後等）において障害厚生年金の障害等級1級から3級に該当する状態にあるときは、公務障害年金が支給される。

（注）通勤災害による傷病は対象外。

②年金額

公務障害年金の額は、公務障害年金算定基礎額を受給権者の年齢区分（64歳（当分の間59歳）未満の場合には、64歳（当分の間59歳））に応じた終身年金現価率で割った額に調整率を乗じた額となる。

・公務障害年金算定基礎額

公務障害年金の額は、これまでの退職共済年金の職域部分に対する公務等による障害共済年金の職域部分の水準をある程度維持する考え方から、公務障害年金の額の算定の基礎となる公務障害年金算定基礎額は、退職年金の算定の基礎となる給付算定基礎額（注）を基に算定する。

公務障害年金算定基礎額は、組合員期間が300月以下の場合には、給付算定基礎額の平均月額に5.334（障害1級は8.001）を乗じた額の300月分の額とされ、組合員期間が300月を超える場合には、その額に、給付算定基礎額（障害1級は、その1.25倍）の平均月額の300月を超える月数分の額を加えた額となる。

（注）給付算定基礎額を2分の1（組合員期間10年未満の場合4分の1）としない。

・終身年金現価率

終身年金現価率は、退職年金の終身年金現価率と同じ率。なお、若年障害者の一定の給付水準を確保するため、64歳（当分の間59歳）未満の者の終身年金現価率は、64歳（当分の間59歳）の終身年金現価率が適用される。

・調整率

調整率は、各年度における老齢基礎年金（国民年金）の改定率を公務障害年金の給付事由が生じた年度における改定率で除して得た率となる。

これは、物価変動率や賃金変動率を基準（名目手取り賃金変動率＋マクロ経済スライド調整率）として改定している国民年金の改定率による改定を行うこととするものであり、毎年4月に調整率の見直しが行われる。

・最低保障額

公務障害年金の額を一定額保障する観点から、これまでの公務等による障害共済年金と同様の最低保障額を設ける。

この最低保障額（平成16年度価格）は、障害等級1級415万2,600円、障害等級2級256万4,800円、障害等級3級232万600円となっているが、この額は、公務障害年金に併せて障害厚生年金等の2階部分を含む額となっており、この2階部分の額を控除した額が、実質的に公務障害年金の最低保障額となる。なお、この最低保障額は、毎年4月に、国民年金の改定率により改定される。

・年金額改定

障害の程度が減退又は増進した場合には、年金額の改定が行われるが、終身年金現価率による年金額の改定は行われない。

障害の程度の減退又は増進がない場合には、調整率（改定率）による国民年金並びの年金額の改定のみが行われる。

③在職中支給停止

公務障害年金の受給権者が組合員（在職中）であるときは、その間は全額が支給停止される。また、その者が退職したときの再任改定（再就職期間に係る年金額の増額改定）は行わない。なお、障害の程度が障害等級3級より軽快した場合にも全額が支給停止される。

④公務災害補償年金等との調整

従来の制度では、公務等による障害共済年金と公務災害補償年金が併給されるときは、公務等による障害共済年金の職域部分の一部を支給停止することとされていたが、被用者年金一元化後は、障害厚生年金が支給される場合には公務災害補償年金が減額される。

このため、同一の給付事由により公務災害補償年金が併給される場合であっても、民間において企業年金と労災との併給調整が行われていないことと同様に、公務障害年金の支給停止は行わない。

⑤失権

公務障害年金は、受給権者が死亡したときのほか、障害等級に該当しなくなって3年を経過したとき又は65歳に達したと

きのいずれか遅い日に、権利を失う。

(5) 公務遺族年金給付の概要

①支給要件

組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当したときは、その者の遺族に公務遺族年金が支給される。

・組合員が公務傷病により死亡したとき

・退職後に、組合員であった間の公務傷病の初診日から5年経過前(注)に死亡したとき

(注) 1年以上引き続く組合員期間を有し、公的年金加入期間が25年以上ある者の場合には、「初診日から5年経過前」の要件は不要。

・障害等級1・2級の公務障害年金受給権者(注)がその公務傷病により死亡したとき

(注) 1年以上引き続く組合員期間を有し、公的年金加入期間が25年以上ある者の場合には、障害等級3級の公務障害年金受給権者もその対象となる。

②遺族の範囲等

公務遺族年金の支給を受けることができる遺族は、厚生年金と同様、組合員又は組合員であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持していたもので、以下の者とされている。

・配偶者（夫は、55歳以上の者に限る）

・子又は孫（18歳到達以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で障害等級1・2級の状態にあり、かつ、まだ配偶者がないものに限る）

・父母又は祖父母(55歳以上の者に限る)

なお、海上保安官等、特殊な職務に従事して死亡した場合の遺族の要件の特例措置(注)が設けられている。

(注) 生計を共にしていた配偶者、子又は父母は、遺族に該当し、夫及び父母は「死亡時55歳以上」の要件が必要なく、また、1・2級の障害状態にある子又は孫は20歳になっても失権しない。

また、遺族の順位は、①配偶者及び子、②父母、③孫、④祖父母とし、先順位者が給付を受けるべき権利を有することとなったときは、後順位者は給付を受けるべき権利を有する遺族としない（被用者年金一元化により廃止された遺族共済年金の転給制度は、採用しない）。

③年金額

公務遺族年金の額は、公務遺族年金算定基礎額を死亡日の年齢区分（64歳（当分の間59歳）未満の場合には、64歳（当分の間59歳））に応じた終身年金現価率で割った額に調整率を乗じた額となる。

・公務遺族年金算定基礎額

公務遺族年金の額は、これまでの退職共済年金の職域部分に対する公務等による遺族共済年金の職域部分の水準をある程度維持する考え方から、公務遺族年金の額の算定の基礎となる公務遺族年金算定基礎額は、退職年金の算定の基礎となる給付算定基礎額を基に算定する。

公務遺族年金算定基礎額は、給付算定基礎額に2.25を乗じた額であり、組合員期間が300月未満の場合には、300月分の額が保障される。

(注) 給付算定基礎額を2分の1（組合員期間10年未満の場合4分の1）としない。

・終身年金現価率

終身年金現価率は、退職年金の終身年金現価率と同じ率。なお、若年で死亡した者の遺族の一定の給付水準を確保するため、64歳（当分の間59歳）未満の者の終身年金現価率は、64歳（当分の間59歳）の終身年金現価率が適用される。

・調整率

調整率は、各年度における国民年金の改定率を公務遺族年金の給付事由が生じた年度における改定率で除して得た率となる。

これは、物価変動率や賃金変動率を基準（名目手取り賃金変動率＋マクロ経済スライド調整率）として改定している国民年金の改定率による改定を行うこととするものであり、毎年4月に調整率の見直しが行われる。

・最低保障額

公務遺族年金の額を一定額保障する観点から、これまでの公務等による遺族共済年金と同様の最低保障額を設ける。この最低保障額（平成16年度価格）は103万8,100円となっているが、この額は、公務遺族年金に併せて遺族厚生年金等の2階部分を含む額となっており、この2階部分の額を控除した額が、実質的に公務遺族年金の最低保障額となる。なお、この最低保障額は、毎年4月に、国民年金の改定率により改定される。

・年金額改定

終身年金現価率による年金額の改定は行われず、調整率（改定率）による国民年金並びの年金額の改定のみが行われる。

④支給停止

夫、父母又は祖父母に支給される公務遺族年金は、厚生年金と同様、60歳までその支給が停止される。ただし、夫が遺族基礎年金の受給権を有するときは、夫分の公務遺族年金は支給停止されない。

⑤公務災害補償年金等との調整

従来の制度では、公務等による遺族共済年金と公務災害補償年金が併給されるときは、公務等による遺族共済年金の職域部分の一部を支給停止することとされていたが、被用者年金一元化後は、遺族厚生年金が支給される場合には公務災害補償年金が減額される。

このため、同一の給付事由により公務災害補償年金が併給される場合であっても、民間において企業年金と労災との併給調整が行われていないことと同様に、公務遺族年金の支給停止は行わない。

⑥失権

公務遺族年金は、その受給権者が次の場合に、その権利を失う。

・死亡したとき

・婚姻をしたとき

・直系血族及び直系姻族以外の者の養子となったとき

・死亡した者との親族関係が離縁によって終了したとき

・公務遺族年金の受給権を取得した当時30歳未満の妻が同一の給付事由により遺族基礎年金の受給権を取得せず5年を経過したとき

・公務遺族年金の受給権と遺族基礎年金の受給権を有する妻であって、30歳到達前に遺族基礎年金の受給権が消滅して5年を経過したとき

さらに、受給権者が子又は孫であるときは、次の場合にも消滅する。

・18歳到達以後の最初の3月31日が終了したとき（1・2級障害者を除く）
・18歳到達以後1・2級障害者について、その事情がなくなったとき
・1･2級障害者が20歳に達したとき（特例公務の場合を除く）

共済年金の職域部分（旧3階部分）の未裁定者に対する支給

退職等年金給付制度の実施に伴い、支給開始年齢の未到達等により、一元化施行前に共済年金の受給権が発生していない者に係る平成27年9月以前の組合員期間については、改正前の国共済法の職域部分に関する支給要件規定を適用して、従来どおりの職域部分（以下「経過的職域加算額」という）を支給することとした。

なお、この職域部分の名称については、平成27年政令第345号では「旧職域加算（退職・障害・遺族）給付」という用語であるが、実務上の用語を財務省了解のもと「経過的職域加算額」とした。

経過的職域加算額の主な内容は、以下のとおりである。

（1）基本的事項

①旧国共済期間を有する者（下記に掲げる者を除く）の当該期間に係る退職共済年金及び障害共済年金の職域加算額の受給要件等に関する規定については、施行日以後においてもなお効力を有するものとして、次項「（2）共通的事項」以下の読替え等により経過的職域加算額の給付を行う。
・施行日において本来支給の退職共済年金（繰下げを含む）の受給権者
・施行日において繰上げ支給の退職共済年金の受給権者
・施行日において障害共済年金の受給権者

②障害共済年金（経過的職域加算額）については、初診日が施行日前にある傷病に係る障害の場合のみ対象となり、初診日が施行日以後である障害は対象とならない。

③旧国共済期間を有する者が施行日以後に死亡した場合、その者に遺族があるときは、当該遺族に対する遺族共済年金の職域加算額の受給要件等に関する規定については施行日以後においてもなお効力を有するものとして、遺族共済年金に係る経過的職域加算額の給付を行う。

④遺族共済年金（経過的職域加算額）については、下記に掲げる場合のみ対象となり、初診日が施行日以後にある公務傷病により死亡した場合は対象とならない。
・初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合
・初診日が施行日以後にある公務外傷病により死亡した場合

⑤経過的職域加算額については、連合会が支給し、各規定の適用については、次項「（2）共通的事項」以下において別途の取扱いとして掲げる事項を除き、改正前の国共済法等の規定はなお効力を有するものとして、読替え等を行ったうえで改正前の規定を適用する。

（2）共通的事項

①支払未済給付の受給者の範囲
経過的職域加算額の受給権者の死亡に係る支払未済給付を受給することができる者は、当該受給権者の死亡当時その者と生計を同じくしていた次の者とする。
配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族

②再評価による年金額の改定
経過的職域加算額に係る再評価率等による年金額の改定については、厚年法の規定を適用する。

③年金額の端数処理
経過的職域加算額に係る端数処理については、円位未満四捨五入とし、その計算過程における端数の保持については、銭位未満四捨五入とする。

④平均標準報酬額
経過的職域加算額の算定基礎となる平均標準報酬額は、次の方法により計算する。
平均標準報酬額＝｛（平成15年4月以後平成27年9月以前の旧国共済期間に係る各月の標準報酬月額（×再評価率）の総額）＋（平成15年4月以後平成27年9月以前の旧国共済期間に係る標準期末手当等の額（×再評価率）の総額｝/平成15年4月以後平成27年9月以前の旧国共済期間の月数

（3）退職共済年金（経過的職域加算額）関係

①受給要件
改正前の本来支給の退職共済年金又は特別支給の退職共済年金の受給要件を満たすときは、その者に退職共済年金（経過的職域加算額）を支給する。

②年金額
次の前提条件を満たすときの退職共済年金（経過的職域加算額）については、A、Bの区分に応じて計算した額とする。
〈前提条件（次のいずれかに該当）〉
○1年以上の引き続く旧国共済期間を有する場合
○1年以上の引き続く旧国共済期間を有しないが、当該期間に引き続く施行日以後の2号厚年期間と合算して1年以上となる場合

A旧国共済期間が20年以上若しくは「旧国共済期間＋2号厚年期間」が20年以上の場合
年金額＝旧国共済期間に係る職域加算額（組合員期間が20年以上である場合の給付乗率を適用）

B前記Aに該当しない場合
年金額＝旧国共済期間に係る職域加算額（組合員期間が20年未満である場合の給付乗率を適用）

③在職支給停止
退職共済年金（経過的職域加算額）の受給権者が組合員であるときは、その間、当該年金の支給を停止する。

④支給の繰上げ・繰下げ
退職共済年金（経過的職域加算額）については、老齢厚生年金と同様の条件により、当該年金の繰上げ請求又は繰下げ申出を行うことができる。

（4）障害共済年金（経過的職域加算額）関係

①受給要件
改正前の法による障害共済年金の受給要件（旧国共済期間中に初診日がある障害の場合に限る）を満たすときは、その者に障害共済年金（経過的職域加算額）を支給する。

②年金額
障害共済年金（経過的職域加算額）の額は、次のAからDの区分に応じて計算した額とする。

〈公務外障害の場合〉

A 旧国共済期間の月数が300月未満

年金額＝旧国共済期間に係る300月相当の職域加算額

B 旧国共済期間の月数が300月以上

年金額＝旧国共済期間に係る職域加算額

〈公務等障害の場合〉

C 旧国共済期間の月数が300月以下

年金額＝旧国共済期間に係る300月相当の公務等による職域加算額

D 旧国共済期間の月数が300月超

年金額＝旧国共済期間に係る公務等による職域加算額

（注）C、Dについては、別途最低保障額あり。

③在職支給停止

障害共済年金（経過的職域加算額）の受給権者が組合員であるときは、その間、当該年金の支給を停止する。

④公務調整

公務等による障害共済年金（経過的職域加算額）については、別途国家公務員災害補償法等による障害補償年金等が支給される間は、当該年金のうち300月に相当する部分の額の支給を停止する。

（5）遺族共済年金（経過的職域加算額）関係

①遺族の範囲

遺族共済年金（経過的職域加算額）を受けることができる遺族は、組合員又は組合員であった者が死亡した当時その者によって生計を維持していた次の者とする。

・配偶者（夫は55歳以上に限る）

・子

・父母（配偶者又は子が受給権を取得したときは遺族非該当）

・孫（配偶者、子又は父母が受給権を取得したときは遺族非該当）

・祖父母（配偶者、子、父母又は孫が受給権を取得したときは遺族非該当）

（注1）夫、父母、祖父母は55歳以上の者。

（注2）子、孫は18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で2級以上の障害等級に該当する障害状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない者。

②受給要件

改正前の法による遺族共済年金の受給要件（施行日以後の組合員期間中に初診日がある公務傷病により死亡した場合を除く）を満たすときは、その者の遺族に遺族共済年金（経過的職域加算額）を支給する。

③年金額

遺族共済年金（経過的職域加算額）の額は、次のAからDの区分に応じて計算した額とする。

〈公務外による死亡の場合〉

A 短期要件

年金額＝旧国共済期間（300月未満である場合は300月）に係る職域加算額（×表37の割合[注]）

B 長期要件

ア 旧国共済期間が20年以上

年金額＝旧国共済期間に係る職域加算額（組合員期間が20年以上である場合の給付乗率を適用）（×表37の割合[注]）

イ 旧国共済期間が20年未満

年金額＝旧国共済期間に係る職域加算額（組合員期間が20年未満である場合の給付乗率を適用）（×表37の割合[注]）

（注）遺族共済年金（経過的職域加算額）の水準に係る経過措置。

遺族共済年金（経過的職域加算額）の給付水準については、退職等年金給付制度における遺族給付が有期退職年金の支給期間を残して死亡した場合の残余部分のみであることとの均衡を踏まえ、本人に対する退職共済年金の4分の3の水準から、一定の経過措置を設けて退職共済年金の2分の1相当水準とする。具体的には、遺族共済年金（経過的職域加算額）の給付事由発生日が平成37年10月1日以後である場合は、さらに表37の区分に応じた割合を乗じることとする。

表37　給付事由発生日と割合

給付事由発生日	割　合
H37.10.1 ～ H38.9.30	29/30
H38.10.1 ～ H39.9.30	28/30
H39.10.1 ～ H40.9.30	27/30
H40.10.1 ～ H41.9.30	26/30
H41.10.1 ～ H42.9.30	25/30
H42.10.1 ～ H43.9.30	24/30
H43.10.1 ～ H44.9.30	23/30
H44.10.1 ～ H45.9.30	22/30
H45.10.1 ～ H46.9.30	21/30
H46.10.1 ～	20/30

〈公務等による死亡の場合〉

C 短期要件

年金額＝旧国共済期間（300月未満である場合は300月）に係る公務等による職域加算額

D 長期要件

年金額＝旧国共済期間（300月未満である場合は300月）に係る公務等による職域加算額（死亡した者の生年月日に応じた給付乗率により計算）

（注）C、Dについては、別途最低保障額あり。

④支給停止

・夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金（経過的職域加算額）は、これらの受給権者が60歳に達するまでの間は当該年金の支給を停止する。ただし、夫については、遺族共済年金（経過的職域加算額）と同一事由による遺族基礎年金の受給権を有するときは当該年金の支給停止は行わない。

・子に対する遺族共済年金（経過的職域加算額）は、配偶者が当該年金の受給権を有する間、次の場合を除き、当該年金の支給を停止する。

ア 遺族基礎年金の受給権を有しない夫が60歳未満により年金の支給が停止されているとき

イ 子のみが同一事由による遺族基礎年金の受給権を有しているとき

（6）給付の制限

①次のア～エに該当したときは、退職共済年金（経過的職域加算額）及び障害共済年金（経過的職域加算額）の一部の支給を制限する。

ア 組合員又は組合員であった者が禁錮以上の刑に処せられたとき

制限額＝年金額×50/100

イ 組合員が免職処分を受けたとき

制限額＝年金額×免職に引き続く旧国共済期間[注]の月数/旧国共済期間の月数×50/100

ウ 組合員が停職処分を受けたとき

制限額＝年金額×旧国共済期間に係る停職期間[注]の月数/旧国共済期間の月数×25/100

エ 組合員（再就職者に限る）又は組合員であった者が退職手当支給制限等処分を受けたとき

制限額＝年金額×退職手当等の算定基礎となる引き続く旧国共済

期間(注)の月数/旧国共済期間の月数×50/100

(注) 労働組合の専従職員であった期間を除く。

②遺族共済年金（経過的職域加算額）の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、当該年金の一部の支給を制限する。
制限額＝年金額×50/100

③禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける間、年金の全部の支給を停止する。

④①及び②の制限については、当該制限を開始すべき月から60月間適用する。ただし、併給調整や在職中などにより年金の支給が停止されている月を除く。

第4　令和2年法律第40号による改正

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）は、多様な働き方や高齢期の就労拡大を年金制度に反映させ、長期化する高齢期の経済基盤の充実等を図ることを目的としたもので、施行の時期はそれぞれ次のようになっている。

公布は令和2年6月5日である。

●令和3年4月1日施行

【厚生年金保険関係】

脱退一時金の支給上限月数の見直し

●令和4年4月1日施行

【厚生年金保険関係】

繰下げ受給開始年齢の引上げ

繰上げ減額率の見直し

特別支給の老齢厚生年金の在職中支給停止の見直し

65歳以上の在職者について老齢厚生年金の額を毎年改定（在職定時改定の導入）

加給年金の支給停止規定の見直し

【国家公務員共済関係】

繰下げ受給開始年齢の引上げ（退職等年金給付・経過的職域加算額）

繰上げ減額率の見直し（経過的職域加算額）

日本国籍を有しない者に対する一時金制度の創設（退職等年金給付）

●令和4年10月1日施行

【国家公務員共済関係】

標準報酬の等級及び月額の改定（退職等年金給付）

●令和5年4月1日施行

【厚生年金保険関係】

特例的な繰下げみなし増額の導入

【国家公務員共済関係】

特例的な繰下げみなし制度の導入（退職等年金給付）

特例的な繰下げみなし増額の導入（経過的職域加算額）

1　令和3年4月1日からの実施分（厚生年金保険関係）

脱退一時金の支給上限月数の見直し

短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給については、被保険者であった期間に応じて決定されるが、期間が定められている（更新に限度のある）在留資格に係る在留期間の最長期間（以下「在留期間の上限」という）が3年であること等を踏まえ、その支給上限は3年（36か月）となっている。

これについて、平成31年4月に施行された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）により、在留資格「特定技能1号」が創設され、その在留期間の上限が5年となるなど短期滞在の外国人の状況に変化が生じていることから、脱退一時金の支給上限についても、制度趣旨に鑑み、在留期間の上限等短期滞在の外国人の現状に合わせ見直すこととし、当該一時金の支給率の計算における「被保険者期間の区分に応じた数」について、「厚生年金保険法施行令の一部改正」（令和2年12月23日政令第369号）により「36か月（3年）」を上限としていたものを「60か月（5年）」へ改正した。

〈支給率の計算方法〉

支給率＝最終月の属する年の前年10月の保険料率（最終月が1月から8月までの場合は、前々年10月の保険料率）×1/2×被保険者期間の区分に応じた数（表38）

なお、脱退一時金の支給額に関する改正規定は、施行日前後に厚生年金保険の被保険者期間を有する者又は施行日以降のみの厚生年金保険の被保険者期間を有する者に適用することとし、それ以前の厚生年金保険の被保険者期間のみに係る脱退一時金の額については、従前の例によることとした。

表38　被保険者期間の区分に応じた数

被保険者であった期間	数
6月以上12月未満	6
12月以上18月未満	12
18月以上24月未満	18
24月以上30月未満	24
30月以上36月未満	30
36月以上42月未満	36
42月以上48月未満	42
48月以上54月未満	48
54月以上60月未満	54
60月以上	60

2　令和4年4月1日からの実施分

(1) 厚生年金保険関係

繰下げ受給開始年齢の引上げ

本来支給の老齢厚生年金には、受給権者が自身の希望により受給権が発生しても受給を開始せずに待機することで、受給総額に対する中立性を損なわない範囲で年金額を増額させることができる「繰下げ受給」の制度が設けられている。

具体的には、65歳到達後に繰り下げて受給を開始した場合に、繰り下げた月数に応じて年金額が増額（加算）されるが、繰下げ増額率の算出に用いる待機月数は60月が上限となっているため、年金の受給を5年以上待機した場合であっても、増額率は5年分に限られ（増額率が最大となる年齢（以下「繰下げ上限年齢」という）は70歳）、仮に70歳以降に繰下げ申出を行った場合であっても、70歳に当該申出があったものとみなすこととされている。

今回、この繰下げ上限年齢について、高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の開始時期を選択できるよう、当該上限年齢を現行の70歳から75歳に引き上げた（具体的には、国年令及び厚年令において、繰下げ増額率の算出に用いる待機月数の上限を現行の60月から120月に引き上げ（図7））。

なお、対象者については、原則的には施行日以降に受給権が発生する者を対象としつつ、改正の効果をできるだけ早く反映させるため一定程度広めに範囲をとる観点から、施行日時点で改正前の繰下げ上限年齢を超えていない者（昭和27年4月2日以後に生まれた者）を対象とした。

図7　繰下げ受給開始年齢の引上げ

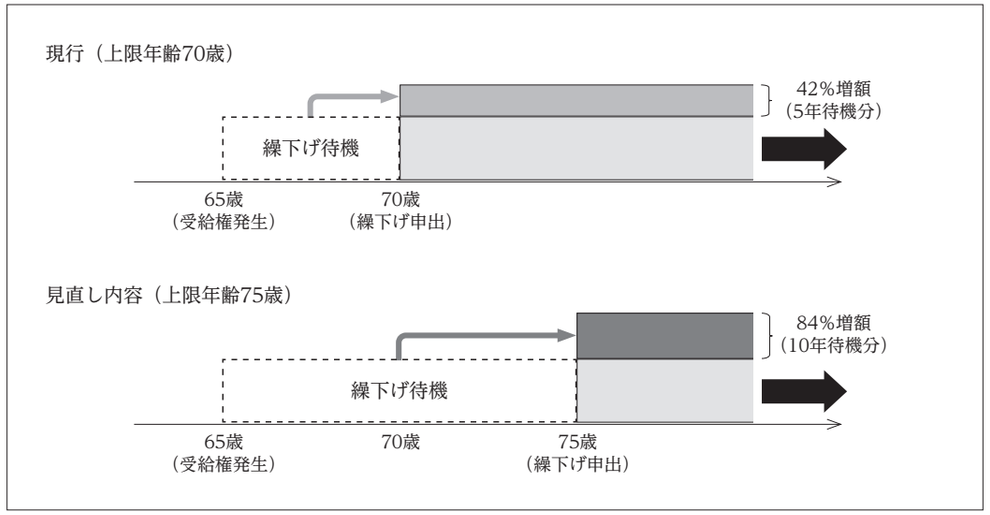

繰上げ減額率の見直し

老齢厚生年金の繰下げ上限年齢を引き上げる一方で、繰上げ減額率については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年8月6日政令第229号。以下「令和3年改正令」という）により、1月あたり0.5%から0.4%に改めた。

なお、対象者は施行日の前日において60歳に達していない（昭和37年4月2日以後に生まれた）者であり、改正については、次のような理由によるものであった。

〈改正理由〉

繰上げ減額率及び繰下げ増額率は受給開始時期からみた平均余命までの平均的な受給額を考慮し、数理的に年金財政上中立を基本として設定されている。ここでいう「年金財政上中立」とは、本人が選択した受給開始時期に応じた受給総額がおおよそ等しくなることを指す。すなわち、繰上げ減額率及び繰下げ増額率は、「平均的な受給総額」（65歳から平均余命まで年金を受給した場合の受給総額）と、本人が選択した受給開始時期から平均余命まで年金を受給した場合の受給総額が等しくなるように設定される。

今般、最新の完全生命表に基づく平均余命や財政検証上の経済前提を用いて再計算した結果、繰上げ減額率を0.5%から0.4%に改めることとした。これは、平均余命が伸びたことにより、年金財政上の中立をみるための基準となる「平均的な受給総額」が増加した結果、繰上げ受給選択時に減額すべき率が緩和されることとなった。

特別支給の老齢厚生年金の在職中支給停止の見直し

60歳以上65歳未満を対象とする在職老齢年金制度（以下「低在老」という）では、その世代の在職中の特別支給の老齢厚生年金受給権者について、総報酬月額相当額及び基本月額が支給停止調整開始額（28万円）を超える場合、その上回る額の2分の1に相当する年金の支給を停止している。さらに、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額（令和2年度は47万円）を超える場合、その上回る額に相当する年金の支給を停止している。

〈低在老の計算方法〉

①総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下で、基本月額が支給停止調整開始額以下の場合

基本月額－（総報酬月額相当額＋基本月額－支給停止調整開始額）×1/2

②総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えて、基本月額が支給停止調整開始額以下の場合

基本月額－{(支給停止調整変更額＋基本月額－支給停止調整開始額）×1/2＋(総報酬月額相当額－支給停止調整変更額)}

③総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下で、基本月額が支給停止調整開始額を超える場合

基本月額－総報酬月額相当額×1/2

④総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えて、基本月額が支給停止調整開始額を超える場合

基本月額－{支給停止調整変更額×1/2＋(総報酬月額相当額－支給停止調整変更額)}

他方、65歳以上を対象とする在職老齢年金制度（以下「高在老」という）では、在職中の老齢厚生年金受給権者について、総報酬月額相当額及び基本月額が支給停止調整額（令和2年度は47万円）を超える場合、その上回る額の2分の1に相当する年金の支給を停止している。

〈高在老の計算方法〉

基本月額－(総報酬月額相当額＋基本月額－支給停止調整額)×1/2

上記のとおり、低在老は、低賃金の在職者の生活を保障するという観点から、高在老よりも厳しい支給停止基準となっているが、一方で次のような事情も存在していた。

①賃金と年金を合わせた際に低在老による支給停止の対象とならないよう労働者本人において就業調整をしていることや、企業において労働者本人の年金の支給状況を考慮して賃金水準の決定が行われていること等の可能性が窺えること

②低在老は、特別支給の老齢厚生年金を対象とする制度であるため時限的ではあるが、今後特に就業率が上昇することが見込まれる中高齢層の女性（第1号厚生年金被保険者の場合）にとっては10年程度続く制度であること

このようなことから、今回の改正において、就労により中立的な制度とするため、今後更に進展が見込まれる高齢者、女性の就業を年金制度に反映していくことや制度を分かりやすくするという観点から、低在老についても高在老と同じ基準とするよう改正した（表39）。

65歳以上の在職者について老齢厚生年金の額を毎年改定（在職定時改定の導入）

老齢厚生年金の額の計算においては、受給権者がその権利を取得した月以後の被保険者であった期間は、原則としてその計算の基礎としないこととされている。ただし、被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは、被保険者の資格を喪失した月前の被保険者であった期間を加えて、年金の額を改定することとされている（「退職改

表39　性別・年齢別　在職支給停止者数（60歳台前半の在職老齢年金）

性別・年齢別　在職支給停止者数（60歳台前半の在職老齢年金）

・　60歳台前半の在職老齢年金制度（低在老）は支給開始年齢引上げまでの間（男性は2025年度まで、女性は2030年度まで）特別に支給している年金給付が対象であり、制度は2030年度に終了する。
・　また、支給停止の規模は、支給開始年齢の段階的な引上げに伴い小さくなっていく。

2019年度末推計の性別・年齢別支給停止対象者数及び支給停止総額を支給開始年齢引上げスケジュールに機械的に当てはめた場合

			2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
支給開始年齢		男性	63歳	63歳	63歳	64歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳
		女性	61歳	61歳	62歳	62歳	62歳	63歳	63歳	63歳	64歳	64歳	64歳	65歳
現行28万円の場合	男性	人数(万人)	47.1	47.1	47.1	22.8	22.8	22.8	－	－	－	－	－	－
		総額(億円)	3,900	3,900	3,900	1,900	1,900	1,900	－	－	－	－	－	－
	女性	人数(万人)	19.9	19.9	14.5	14.5	14.5	9.1	9.1	9.1	4.2	4.2	4.2	－
		総額(億円)	900	900	700	700	700	400	400	400	200	200	200	－
	計	総額①	約4,800億円	約4,800億円	約4,600億円	約2,600億円	約2,600億円	約2,300億円	約400億円	約400億円	約200億円	約200億円	約200億円	－
47万円に引上げの場合	男性	人数(万人)	16.5	16.5	16.5	8.1	8.1	8.1	－	－	－	－	－	－
		総額(億円)	1,600	1,600	1,600	800	800	800	－	－	－	－	－	－
	女性	人数(万人)	4.5	4.5	3.2	3.2	3.2	2.1	2.1	2.1	1.0	1.0	1.0	－
		総額(億円)	300	300	200	200	200	100	100	100	60	60	60	－
	計	総額②	約1,900億円	約1,900億円	約1,800億円	約1,000億円	約1,000億円	約900億円	約100億円	約100億円	約60億円	約60億円	約60億円	－
現行制度と比較した場合の給付増額(①－②)			約2,900億円	約2,900億円	約2,800億円	約1,600億円	約1,600億円	約1,400億円	約300億円	約300億円	約140億円	約140億円	約140億円	－

（注）「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律参考資料集」より抜粋

定」・「70歳到達時改定」）。

今回、高齢期の年金額の早期充実を図り、退職を待たずに就労による年金増額を実感できるようにする観点から、毎年基準日（9月1日）において被保険者である65歳以上の受給権者の老齢厚生年金の額について、前年の9月から当年8月までの被保険者期間を加えて、基準日の属する月の翌月である10月に改定を行うこととした（図8）。

なお、基準月を9月、改定月を10月としたのは、次の理由によるものであった。

①年金額の計算等に用いられる標準報酬月額の決定については、事務を正確かつ効率的に行う観点から、当年9月から翌年8月までのサイクルで原則定時に決定していること

②在職定時改定は、被保険者である65歳以上の老齢厚生年金受給権者の全てを対象とし、その賃金を保険料だけでなく給付にも反映していく制度であることから、導入に当たっては、標準報酬月額の定時決定の趣旨及びそのサイクルを踏まえ、これと整合的な制度にするべきであること

また、在職定時改定について、65歳未満の老齢厚生年金を対象外とした主な理由は、次のようなことであった。

①今回の改正は、70歳までの就業機会の確保に伴い、主に65歳以降の就労促進・選択肢の拡大を企図した改革であるため、65歳未満の者に在職定時改定の恩恵を及ぼす必要性は薄いこと

図8　在職定時改定のイメージ

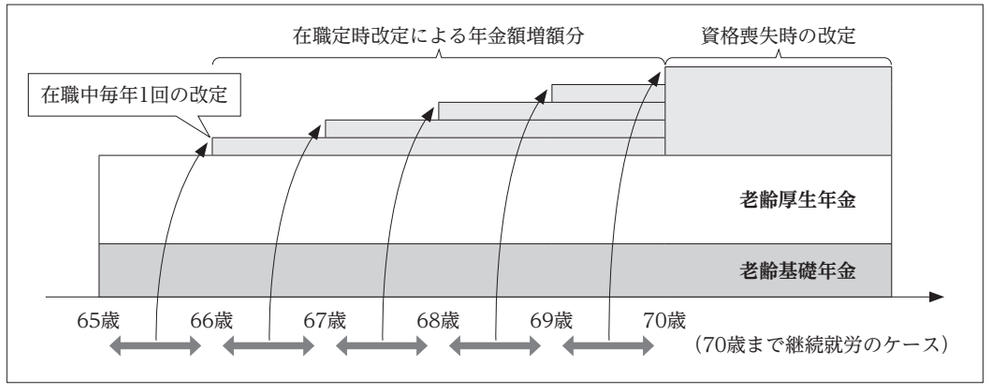

②65歳までの雇用確保が既に進みつつある一方で、高齢化の進展を踏まえれば、継続雇用措置が義務化されていない65歳以降の就労促進を図る必要性が高いこと

加給年金の支給停止規定の見直し

加給年金は、老齢厚生年金受給権者の扶養の実態に着目し加算を行う制度であることから、加算対象となる配偶者自身が、被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものを受給することができる場合には、年金保障上独立しているとして、その対象となる年金が全額支給停止されている場合（以下「支給停止の例外」という）を除き加給年金額に相当する部分の支給を停止することとしている。

ここでいう支給停止の例外については、配偶者が有する被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等が全額支給停止となっている場合に加給年金を支給するものであるが、例えば、配偶者に一定以上の賃金があり、在職老齢年金制度によりその年金額が全額支給停止されている場合にも、これに該当し加給年金が支給されることとなっている。

この扱いに関しては、そもそも在職老齢年金制度は、賃金の増加に応じて年金支給額が逓減する仕組みであるにもかかわらず、このような支給停止の例外に該当してしまうため、加給年金額の加算対象となっている配偶者の収入の多寡と、他方の配偶者への加給年金の支給の有無を比較したときに不均衡が生じている場合がある。

具体的には、

・妻の被保険者期間240月以上の老齢厚生年金が一部でも支給されている場合は夫の加給年金が支給停止される一方で、
・妻の賃金が十分に高く、老齢厚生年金が全額支給停止される場合には夫に加給年金が支給される

といった事例がある。

さらに、今回の改正法では、低在老の支給停止基準額の引上げ（28万円→47万円）が実施されたことから、

・これまで支給されていた加給年金が停止され、世帯年金収入が減少するケースが発生する
・新たな47万円基準は現役並み賃金を参照して設定されているところ、その水準

を超えるようなケースには引き続き加給年金を支給することとなる

といった状況が生じることとなる。

このような状況を踏まえ、令和3年改正令において、加給年金額の加算対象となっている配偶者が、老齢又は退職を支給事由とする給付（240月以上加入）の受給権を有しているときは、当該老齢厚生年金等の全額が支給停止されている場合であっても、加給年金額に相当する部分の支給を停止することとした。

ただし、本措置の実施により、世帯年金収入が減少するような場合も想定されることから、急激な変化を防ぐため、ケースに応じ、加給年金の支給が停止とならないよう経過措置を設けることとした（表40）。

経過措置の適用の有無については以下のとおりである。

①経過措置が適用される場合

・配偶者が施行日の前日において、改正前の低在老基準（28万円）により老齢厚生年金が全額支給停止となっていたが、施行日において、改正後の低在老基準（47万円）により老齢厚生年金の全額又は一部が支給となるとき

・配偶者の施行日後の状態変化（賃金減少・退職）によって在職老齢年金又は雇用保険法による高年齢雇用継続給付受給による全額支給停止が終了したとき（経過措置を維持）

②経過措置が終了する場合

・加給年金が加算された本人の老齢厚生年金又は障害厚生年金が全額支給停止となったとき

・雇用保険法の基本手当受給による全額支給停止が解除されたとき

〈理由〉

基本手当受給による全額支給停止については、基本手当が有期の給付であるところ、配偶者が65歳に到達するまで経過措置を継続することとすれば、改正前に比べて過剰給付となってしまうため

・他の年金たる給付を受給することにより支給を停止されることとなったとき

（2）国家公務員共済関係

繰下げ受給開始年齢の引上げ（退職等年金給付・経過的職域加算額）

〈退職等年金給付〉

（参考）

表40　経過措置の対象となる要件と経過措置終了の要件

区　分	経過措置の対象となる要件 （施行日の前日に全て満たしている場合）	経過措置終了の要件 （施行日後いずれかに該当すれば終了）
本　人	・老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権を有している ・加給年金の加算対象である ・配偶者が下欄に該当することにより加給年金が支給されている	・他年金に選択替えしたとき ・老齢厚生年金又は障害厚生年金が在老等により全額支給停止となったとき
加給対象配偶者	老齢厚生年金又は退職を支給事由とする給付（240月以上加入）の受給権を有しており、その全額が支給停止されている	・基本手当受給による全額支給停止が解除されたとき（施行日の前日において基本手当受給により老齢厚生年金が全額支給停止されていた場合に限る） ・他年金に選択替えしたとき

原則65歳から支給することとしている退職年金について、70歳に達する日の前日までに本人が連合会に支給の繰下げの申出をすることにより、当該申出をした月の翌月から退職年金の受給を可能とする支給繰下げの制度が設けられている。

支給を繰り下げて受給した場合の退職年金の額は、給付算定基礎額に利子相当額が受給申出時点まで加算されることから、有期退職年金及び終身退職年金ともに増加する仕組みとなっているが、この退職年金についても、高齢期の就労拡大等に対応するため、高齢者の就労状況等に合わせて多様な受給方法を選択できるよう、老齢厚生年金と同様、繰下げ上限年齢を以下のように改正した。

・繰下げ上限年齢を現行の70歳から75歳（一般的な事例の場合）に引上げ

・退職年金の受給権を取得した日から起算して10年を経過した日（以下「10年を経過した日」という。一般的には75歳に達した日）後の繰下げ申出が可能

・10年を経過した日（一般的には75歳に達した日）後にある者が繰下げ申出をしたときは、10年を経過した日（一般的には75歳に達した日）において繰下げ申出があったものとみなす

なお、従来の退職年金の繰下げ制度では、70歳に達する日の前日までに繰下げの申出が必要であったが、これは、

①いつまでも権利関係が決まらないのは好ましくないこと

②退職年金の受給権の消滅時効が5年であること

③厚年の支給繰下げによる加算も5年を限度としていること

を理由としたもので、今般、厚年法に合わせ繰下げ上限年齢を引き上げたことにより、今後は消滅時効期間を超えた申出を許容することになるが、基本権については早期に権利関係を確定させ時効消滅処理を急ぐというような運用はせず、支分権については従来どおり5年で消滅時効とする取扱いであることから、繰下げ上限年齢以降の申出を可能としても、従来の要請には反しない。

〈経過的職域加算額〉

令和2年改正法における厚年法の改正により老齢厚生年金の繰下げ上限年齢の引上げが行われたことを踏まえ、令和3年改正令において経過的職域加算額について適用することとされた一元化前国共済法においても、同様に退職共済年金（経過的職域加算額）の繰下げ上限年齢の引上げ（70歳→75歳）を行うこととした。具体的には、当該加算額の受給権を取得した日から起算して5年経過した日後にある者が繰下げ申出をしたときは、5年を経過した日において繰下げ申出があったものとされているところ、これを10年に改め、繰下げの際に加算する額の算定方法に係る上限月数について60月を120月へ改正した。

なお、今回の改正については、繰下げ申出ができる上限年齢を5年引き上げるものであるため、施行日の前日時点で退職共済年金（経過的職域加算額）の受給権取得日から5年を経過していない者にのみ適用することとした。

繰上げ減額率の見直し（経過的職域加算額）

公的年金制度における支給の繰上げについては、繰上げ減額率を月当たり0.5％を0.4％に引き下げる改正が行われたことを踏まえ、令和3年改正令において経過的職域加算額に

ついて適用することとされた一元化前国共済令においても、同様に退職共済年金（経過的職域加算額）の繰上げ減額率について1月あたり0.5％を0.4％へ改正した。

なお、今回の改正については老齢厚生年金と同様、施行日の前日において60歳に達していない（昭和37年4月2日以後に生まれた）者が対象となる。

日本国籍を有しない者に対する一時金制度の創設（退職等年金給付）

退職等年金給付には、厚生年金保険の脱退一時金のような仕組みはなく、年金額の多寡にかかわらず、組合員期間1年以上、65歳到達時に終身退職年金及び有期退職年金を支給していた。

他方、厚生年金保険には脱退一時金の仕組みがあることから、先に当該一時金を受給した者については、将来において退職等年金給付（退職年金）のみ受給することとなり、この場合、有期退職年金には一時金受給の選択肢はあるものの、終身退職年金は失権するまで少額の年金を受給していくことになるため、受給権者の状況によっては次のような問題が存在していた。

・本人が外国で受け取る際に、受取金融機関で手数料（1件あたり1,000円～ 3,000円）が発生し、「手数料＞送金額」の場合は受取年金額が0円となる（送金できない）。
・連合会が送金する際の送金手数料（仕向銀行（為替業務において、顧客から送金等の依頼を受けた銀行）以外の銀行に国外送金する場合は1件あたり4,500円程度）と送金額が同額となるようなケースもある（手数料を含め事務費の財源は保険料で賄っている）。
・再び加入者となる可能性の低い者の給付算定基礎額や種々の情報記録について、保険者として長期にわたって管理する必要があり、海外居住により連絡不能となった場合等のリスク、所属していた組合への事務負担の増加が懸念される。
・受給権者本人からの請求に基づく支給ではあるが、海外からの請求となり、また、厚生年金保険は脱退一時金として受給済みのため、退職年金の請求漏れが相当程度発生するおそれがある。

【参考】短期在留外国人の退職等年金給付額（一定の条件に基づく試算）
（条件）組合員期間3年、標準報酬月額62万円、標準賞与額140万円、利子分は含まない等
・終身年金部分のみの年金額1万円程度
・1回当たりの送金額1,700円程度

このことから、今回の改正では、上記の問題点を解消するための措置として、組合員期間が1年以上で日本国籍を有しない者であって、退職等年金給付の請求を行っていない者が、厚生年金保険の脱退一時金の支給を請求した場合に、一時金を請求できることとし、一時金の額については、退職した日における給付算定基礎額の2分の1に相当する金額とした。

なお、給付算定基礎額の2分の1とした理由は、退職等年金給付の掛金は、本人と事業主が折半して負担しており、また比較対象となる厚生年金保険の脱退一時金の支給額は、公的年金制度が障害・死亡事故についての保障も行っており、保険料の全額を基準にはできないため、そういった点を考慮し本人負担分相当額を基準としていることを踏まえ、国共済制度における一時金の対象も本人の掛金負担分のみとした。

3　令和4年10月1日からの実施分（国家公務員共済関係）

標準報酬の等級及び月額の改定（退職等年金給付）

令和4年10月から短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大に伴って、国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して健康保険から公務員共済の短期給付を適用することとした。この適用拡大に併せて、標準報酬の等級及び月額について、長期給付（退職等年金給付）は厚生年金に、短期給付は健康保険にそれぞれ合わせることとした。

退職等年金給付については、第1級9万8,000円から第31級65万円までを、令和4年10月から新たに最低等級8万8,000円を追加して第1級8万8,000円から第32級65万円までとした（表41、表42）。

表41　厚生年金保険及び退職等年金給付に係る標準報酬月額表（令和4年10月～）

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第1級	88,000円	93,000円未満
第2級	98,000円	93,000円以上　101,000円未満
第3級	104,000円	101,000円以上　107,000円未満
第4級	110,000円	107,000円以上　114,000円未満
第5級	118,000円	114,000円以上　122,000円未満
第6級	126,000円	122,000円以上　130,000円未満
第7級	134,000円	130,000円以上　138,000円未満
第8級	142,000円	138,000円以上　146,000円未満
第9級	150,000円	146,000円以上　155,000円未満
第10級	160,000円	155,000円以上　165,000円未満
第11級	170,000円	165,000円以上　175,000円未満
第12級	180,000円	175,000円以上　185,000円未満
第13級	190,000円	185,000円以上　195,000円未満
第14級	200,000円	195,000円以上　210,000円未満
第15級	220,000円	210,000円以上　230,000円未満
第16級	240,000円	230,000円以上　250,000円未満
第17級	260,000円	250,000円以上　270,000円未満
第18級	280,000円	270,000円以上　290,000円未満
第19級	300,000円	290,000円以上　310,000円未満
第20級	320,000円	310,000円以上　330,000円未満
第21級	340,000円	330,000円以上　350,000円未満
第22級	360,000円	350,000円以上　370,000円未満
第23級	380,000円	370,000円以上　395,000円未満
第24級	410,000円	395,000円以上　425,000円未満
第25級	440,000円	425,000円以上　455,000円未満

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第26級	470,000円	455,000円以上　485,000円未満
第27級	500,000円	485,000円以上　515,000円未満
第28級	530,000円	515,000円以上　545,000円未満
第29級	560,000円	545,000円以上　575,000円未満
第30級	590,000円	575,000円以上　605,000円未満
第31級	620,000円	605,000円以上　635,000円未満
第32級	650,000円	635,000円以上

（参考）
表42　標準報酬の等級及び月額に係るこれまでの経緯

標準報酬の等級及び月額に係るこれまでの経緯

①平成12年10月～平成27年9月（第2章第1節第1-2、表11「標準報酬月額表」参照）
長期給付　1級98,000円～ 30級620,000円
（注）短期給付については平成12年10月から上限が39級980,000円、平成19年4月から上限が43級1,210,000円となっている。

②平成27年10月（一元化後）～平成28年9月
厚生年金保険　1級98,000円～ 30級620,000円
退職等年金給付　1級98,000円～ 30級620,000円
（注）短期給付については平成28年4月から上限が46級1,390,000円となっている。

③平成28年10月～令和2年8月
厚生年金保険　1級88,000円～ 31級620,000円（下限追加）
退職等年金給付　1級98,000円～ 30級620,000円

④令和2年9月～令和4年9月
厚生年金保険　1級88,000円～ 32級650,000円（上限追加）
退職等年金給付　1級98,000円～ 31級650,000円（上限追加）

⑤令和4年10月～
厚生年金保険　1級88,000円～ 32級650,000円
退職等年金給付　1級88,000円～ 32級650,000円（下限追加）
（注）短期給付については令和4年10月から最低等級の58,000円から88,000円の四つの等級を追加し、1級58,000円～ 50級1,390,000円となっている。

4　令和5年4月1日からの実施分

（1）厚生年金保険関係

特例的な繰下げみなし増額の導入

繰下げ上限年齢の引上げに伴い、70歳以降も繰下げ待機を選択することが可能となったが、その一方で、年金給付に係る支分権の消滅時効は5年間であるため、70歳以降繰下げ待機をしていたが何らかの事情により65歳時点からの本来受給（繰下げ増額なし）を選択する場合には、既に一部の支分権は時効消滅しており、遡って受給できるのは最大過去5年分となる。

こうしたなかでは、繰下げ上限年齢を75歳へ引き上げたとしても、実際に70歳以降繰下げ待機を続けることを選択しにくくなる状況も想定できることから、これを緩和するための措置として、70歳以降に繰下げ待機していた者が、65歳時点からの本来受給を選択した場合、請求の5年前に繰下げ申出をしたものとみなして年金を支給（以下「特例増額」という）することとした（図9）。

なお、特例増額については、次に掲げる者には適用しない。

①80歳に達した日以後にあるとき
②裁定請求をした日の5年前の日（「繰下げ申出みなし日」）以前に他の年金たる給付の受給権者であったとき

〈特例増額の対象者を80歳未満の者とする理由〉

繰下げ上限年齢到達以降に繰下げ申出を行った場合は、繰下げ上限年齢到達時に繰下げ申出があったものとみなされることにより、繰下げ上限年齢到達時点で増額率は打止めになり、申出の時点が異なっても受給する年金額は変わらないことになる。

このため、裁定請求時に80歳以上の者（繰下げ上限年齢75歳から5年以上経過）が本来受給を選択した場合、仮に特例増額を適用したとすると、繰下げ申出みなし日は75歳到達以降の日となる。これに、繰下げ上限年齢以降に繰下げ申出があった場合の前述の取扱いを当てはめた場合、繰下げ申出みなし日はさらに75歳到達日とみなされ、10年待機分の加算額を含めた年金を5年分一括受給することとなる。

一方、80歳以上の者が通常の繰下げ申出を行った場合も、75歳到達日に繰下げ申出

図9　特例的な繰下げみなし増額の例

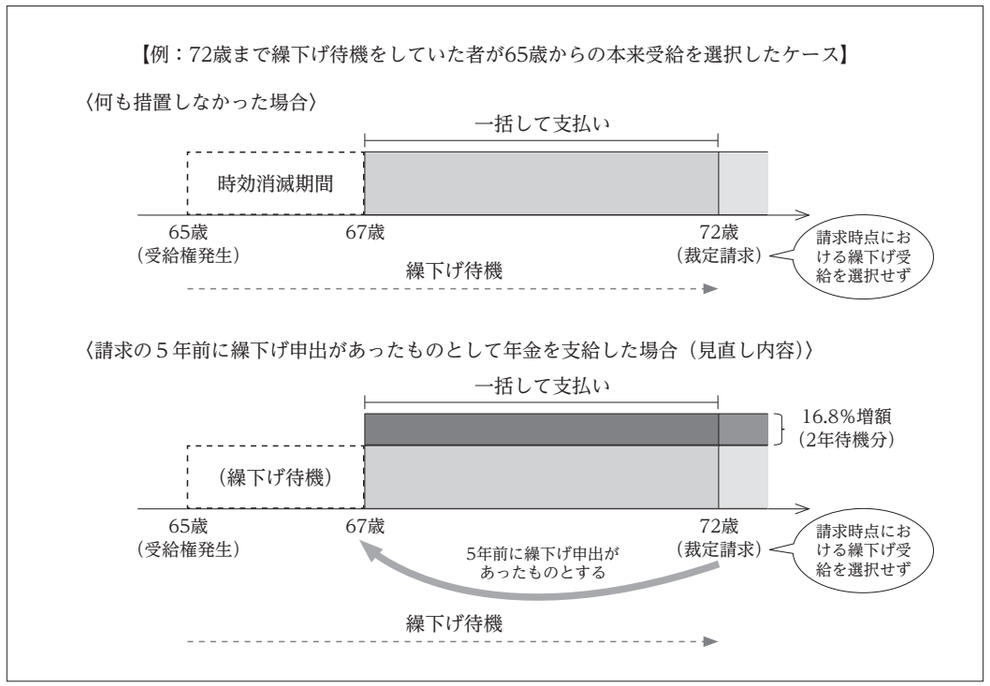

図10　80歳以上の者（特例増額を適用したと仮定）の選択例

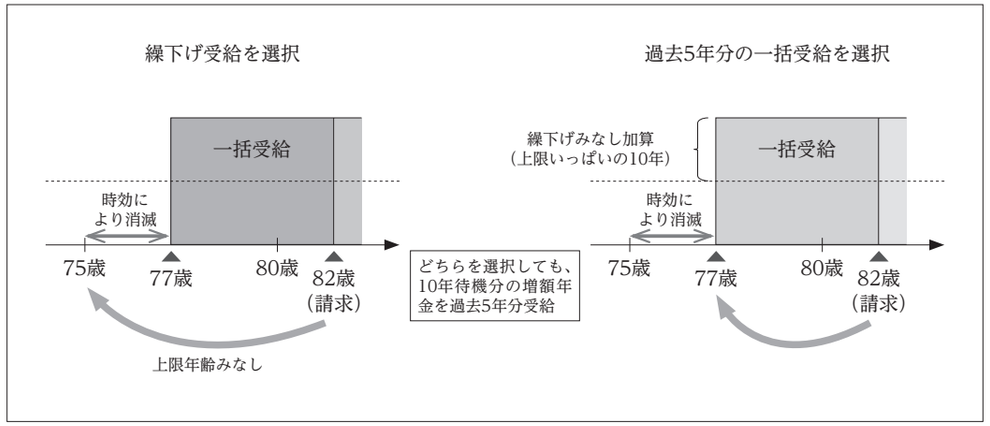

を行ったものとみなされ、10年待機分の加算額を含めた年金を5年分一括受給することになり、特例増額適用時と全く同様の年金を受け取ることとなる（図10）。

したがって、80歳以上の者については、この特例を適用する必要がないため、特例増額は70歳以上80歳未満の者に適用することとする。なお、80歳以降の請求の場合は、繰下げ受給を選択する方が必ず有利となる。

（2）国家公務員共済関係

特例的な繰下げみなし制度の導入（退職等年金給付）

前記（1）の厚生年金と同様、退職年金についても、年金受給の多様性確保の観点から、70歳以降に退職年金の請求を行った場合、一部支分権が消滅時効にかかることへの対応として、70歳以降80歳までに決定請求を行い、かつ繰下げ申出を行わなかった者については決定請求の5年前の日に繰下げ申出を行ったものとみなすこととした。なお、退職年金については、繰下げを行ったからといって、厚年法のような特例増額が行われるわけではないため、従来障害年金など他の年金を受給している者に対しても厚年法のように繰下げ申出を制限していないところ、これらの者によるみなし繰下げ申出の場合も、同様に繰下げ申出を制限しないこととした。

具体的な内容としては、例えば72歳の者が繰下げ申出をすると、65歳からの7年間の繰下げ待機期間中に付利された給付算定基礎額を基に算定された年金額を受給できることとなる。一方、通常の裁定請求を行った場合には、支分権の時効は5年であることから、65歳以降2年間分の支分権は時効消滅し、過去5年間分の年金（繰下げ増額なし）しか受給できない。このため、70歳以降の裁定請求をより選択しやすいものとする観点から、67歳時点で繰下げ申出をしたものとみなすこととし、65歳からの2年間の繰下げ待機期間中に付利された給付算定基礎額を基に算定された年金額を受給することとなる（図11）。

特例的な繰下げみなし増額の導入（経過的職域加算額）

令和2年改正法において、老齢厚生年金の支給の繰下げについて5年前みなし繰下げの仕組みが創設されたことを踏まえ、退職共済年金（経過的職域加算額）についても、「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」（令和5年3月30日。政令第119号）により、老齢厚生年金と同様、5年前みなし繰下げの仕組みが適用されるよう改正した。

図11　特例的な繰下げみなし制度の例

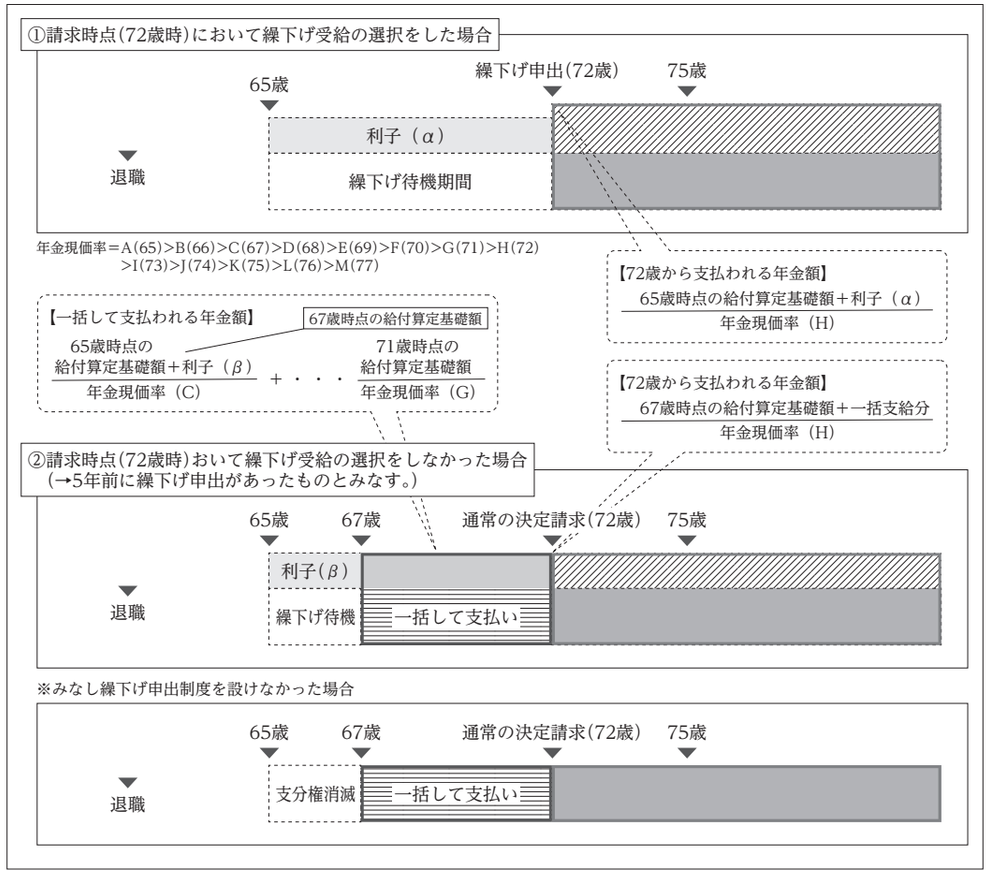

第3章

年金額改定措置の変遷

第1節　新共済年金制度の制定後（平成12年以降）

平成11年以前の年金額改定措置については、連合会『五十年史』に詳しい記述があるので、ここでは平成12年以降について記述する。

第1　「国共済法（旧法）」による年金の額の改定

「国家公務員共済組合法」（昭和23年法律第69号。以下「旧法」という）及び「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」（昭和25年法律第256号）に基づく年金については、新共済年金制度の制定後（昭和61年4月1日以後）は、「年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して、政令で定めるところにより改定する」こととなった（いわゆる恩給自動改定措置）。

連合会『五十年史』では旧法による年金の額の改定について、平成11年までを記述しているが、これは「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」に基づくものであり、「旧令共済組合年金額改定措置の変遷」に記述した内容と同一である。したがって本史に記述する平成12年以降については第2部第2章「旧令共済組合年金額改定措置の変遷」にその内容を委ねることとする。

なお、旧法年金の受給者数は平成10年度末現在2,563人であり、全受給者の0.3％とごく僅かとなっている。

第2　「国共済法（新法）」による年金の額の改定

「国家公務員共済組合法」（昭和33年法律第128号。以下「国共済法（新法）」という）による年金は、昭和61年4月より施行された制度改正後に給付事由が発生した年金（以下「新共済法の年金」という）と、昭和61年3月以前に給付事由が発生した年金（以下「旧共済法の年金」という）とでは、年金額の算定方式が異なっているので、区分して記述する。

1　平成12年法律第21号による改定

第147回通常国会において成立した「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」が平成12年3月31日に法律第21号をもって公布され、次のような給付の改善措置が行われた。

(1) 年金給付の改善

国共済法（新法）による年金については、平成6年の標準報酬の月額等の再評価及び定額単価の見直し以後、物価スライドによって年金額の実質価値の維持を図ってきたが、今回、公的年金の大宗を占める厚生年金において、財政再計算に伴う種々の年金給付の改善措置が講じられたことから、共済年金についてもこれに倣って次のような年金給付の改善が行われた。

(a) 標準報酬の月額の再評価等

i）標準報酬の月額の再評価基準の見直し

これまでは、5年ごとの財政再計算において、基礎年金は高齢世帯や現役世帯の消費支出等を勘案して政策改定を行い、共済年金は年金額の算定の基礎となる受給者の過去の賃金を現役世代の手取り賃金の伸びに応じて改定（賃金再評価、可処分所得スライド）し、次の財政再計算の年までの間は、毎年度、前年の物価の伸びに応じて年金額を改定（物価スライド）してきた。

この改定方式については、現役世代の負担が重くなっていくなかで、重い負担をしている現役世代から受給権者に、実質賃金上昇（労働生産性の伸び）まで所得移転をする余力は乏しいと考えられること、既に年金を受給している者の年金額については、物価スライドを行うことにより購買力を確保することで、公的年金の基本的役割は果たせると考えられること等から、現役世代の負担を過重なものとしないための方策の一つとして、共済年金の額について、65歳以後は、賃金再評価や政策改定を行わず、物価上昇率に応じた改定を行うこととした。なお、裁定後の年金を物価上昇率のみで改定することとした場合、長期間年金を受給することとなると、賃金再評価を行った場合と比べて年金額が相対的に低くなることから、この乖離が過大にならないように、必要に応じて賃金再評価を行うこととした。

ii）標準報酬の月額の再評価

従来は、過去の標準報酬の月額を現役世代の手取り賃金（可処分所得）の伸びに応じて再評価（賃金スライド）していたが、今回の改正により、標準報酬の月額に乗じる再評価率を算出する場合の賃金スライドの反映が65歳に達するまでとなったことにより、再評価率は次のように生年月日ごとに定められた。

○平成6年度において既に65歳に達している者（昭和4年度以前に生まれた者）
・物価スライドのみを反映

○平成7年度から平成10年度までに65歳に達する者（昭和5年度から昭和8年度生まれの者）
・平成6年度から65歳までは賃金スライド、65歳到達後平成10年度までは物価スライドを反映

○平成11年度以降65歳に達する者（昭和9年度以降生まれの者）
・平成6年度から平成10年度までの賃金スライドのみを反映

再評価は、「期間別の再評価率」（表1）を用いて、各期間の標準報酬の月額に生年月日ごとに区分されたそれぞれの期間に対応する再評価率を乗じ、この乗じた後の標準報酬の月額を基に年金額の算定の基礎となる平均標準報酬月額を計算し直すことで行われた。

(b) 俸給年額の再評価

俸給年額（退職前1年間の平均俸給月額を12倍した額）を年金額の算定の基礎としている旧共済法の年金については、その全てが昭和61年3月以前に退職等した者に係るものであり、その算定の基礎となった俸給年額は昭和60年度の給与ベースになっているので、再評価は、新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬の月額について適用される再評

表1　期間別の再評価率

期間区分	昭5.4.1 以前の生まれ	昭5.4.2 ～6.4.1	昭6.4.2 ～7.4.1	昭7.4.2 ～8.4.1	昭8.4.2 以後の生まれ
～昭62. 3	1.258	1.270	1.298	1.304	1.304
昭62. 4 ～ 63. 3	1.227	1.239	1.266	1.272	1.272
63. 4 ～平元.11	1.196	1.208	1.234	1.240	1.240
平元.12 ～ 3. 3	1.124	1.135	1.160	1.165	1.165
3. 4 ～ 4. 3	1.072	1.083	1.106	1.112	1.112
4. 4 ～ 5. 3	1.041	1.052	1.074	1.080	1.080
5. 4 ～ 6. 3	1.021	1.031	1.053	1.059	1.059
6. 4 ～ 7. 3	1.012	1.012	1.033	1.038	1.038
7. 4 ～ 8. 3	1.011	1.011	1.011	1.016	1.016
8. 4 ～ 9. 3	1.008	1.008	1.008	1.004	1.004
9. 4 ～ 10. 3	0.988	0.988	0.988	0.988	0.991
10. 4 ～	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980

価率を用いて行われた（表1）。

（c）給付水準の5％適正化

将来世代の負担を過重なものとしないよう、新共済法の年金の報酬比例部分（厚生年金相当部分及び職域加算額）の算定に用いられている給付乗率を5％引き下げることにより、給付水準の適正化が図られた。具体的には、退職共済年金等の厚生年金相当部分の算定に用いられている給付乗率1,000分の7.5を1,000分の7.125に、職域加算額の算定に用いられている給付乗率1,000分の1.5を1,000分の1.425（組合員期間20年未満の場合は、1,000分の0.75を1,000分の0.713）とし、生年月日に応じて設けられているこれらの給付乗率についても同様に5％引き下げられた。

なお、経過措置として、現在受給している年金額を保障することとし、給付水準の5％適正化後の年金額が従前の算定方式により算定した年金額（平成6年の再評価後の平均標準報酬月額及び給付水準の5％適正化前の給付乗率により計算された年金額を平成11年度までの物価スライドにより改定した年金額）を下回る場合には、物価スライドを含めた従前の算定方式による年金額（物価スライド付従前保障額）を支給することとした。

物価スライド付従前保障額の計算に当たっては、標準報酬の月額の水準を平成6年の改正時点の水準に再評価する必要があるため、平成12年4月以後の組合員期間に係る再評価率（0.917）が設定された。

また、旧共済法の年金のうち、計算方法が通年方式による年金額は、俸給年額と組合員期間に応じた俸給比例部分と組合員期間に応じた定額部分により構成されているが、この俸給比例部分の算定に用いられている給付乗率を100分の1から100分の0.95に5％引き下げ、給付水準の適正化が図られた。

なお、経過措置として、現在受給している年金額を保障することとし、給付水準の5％適正化後の年金額が従前の算定方式により算定した年金額（平成6年の再評価後の俸給年額及び給付水準の5％適正化前の給付乗率により計算された年金額を平成11年度まで物価スライドにより改定した年金額）を下回る場合には、物価スライドを含めた従前の算定方式による年金額（旧共済法の物価スライド付従前保障額）を支給することとした。

（d）定額部分の単価等の改定

新共済法の年金の定額部分の単価、退職共済年金の配偶者に係る加給年金額、3級障害共済年金の最低保障額、遺族共済年金に加算される中高齢寡婦加算額等について、それぞれ表2のように、また、旧共済法の年金の定額部分の単価、最低保障額等について、それぞれ表3のようにその額が改定された。

（2）施行期日

平成12年4月1日から施行。

2　平成12年法律第34号による年金の額等の改定の特例

国共済法（新法）による年金の額については、実質価値の維持の観点から、総務庁において発表される年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という）の変動に応じて改定（物価スライド）することとしている。

物価スライドは、物価指数が直近の改定が行われた年の前年の物価指数を上回り、または下回るに至った場合に、その上昇または低下した比率を基準として、物価指数が変動した年の翌年の4月分以降の年金の額について行われ、その改定措置は政令で定められることになっている。

表2　新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定　（平成12年4月～）

年金種別	改正前 （平成6年度）	平成11年度 平6×1.031	改正後 （平成12年度） 据置き
退職共済年金	円	円	円
・定額部分の単価	1,625 ～ 3,047	1,676 ～ 3,143	1,676 ～ 3,143
・加給年金額			
配偶者	224,400	231,400	231,400
特別加算（受給権者の生年月日）			
昭9.4.2 ～ 15.4.1	33,100	34,100	34,100
昭15.4.2 ～ 16.4.1	66,200	68,300	68,300
昭16.4.2 ～ 17.4.1	99,400	102,500	102,500
昭17.4.2 ～ 18.4.1	132,500	136,600	136,600
昭18.4.2 ～	165,600	170,700	170,700
子2人まで1人につき	224,400	231,400	231,400
3人目から1人につき	74,800	77,100	77,100
障害共済年金			
・1級、2級　配偶者加給年金額	224,400	231,400	231,400
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	585,000	603,200	603,200
遺族共済年金			
中高齢寡婦加算額	585,000	603,200	603,200
公務等の障害共済年金			
・最低保障額　1級	4,148,000	4,276,600	4,276,600
2級	2,562,000	2,641,400	2,641,400
3級	2,318,000	2,389,900	2,389,900
公務等の遺族共済年金			
・最低保障額	1,037,000	1,069,100	1,069,100

表3　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（平成12年4月～）

年金種別	改正前（平成6年度）	平成11年度 平6×1.031	改正後（平成12年度）据置き
各年金共通	円	円	円
・定額部分の単価　20年分	731,280	754,320	754,320
1年分	36,564	37,716	37,716
退職年金			
・最低保障額	1,052,000	1,084,600	1,084,600
障害年金			
・最低保障額　1級	1,287,000	1,326,900	1,326,900
2級	1,052,000	1,084,600	1,084,600
3級	780,000	804,200	804,200
遺族年金			
・最低保障額	780,000	804,200	804,200
・寡婦加算　2子以上をもつ妻	261,800	269,900	269,900
1子をもつ妻	149,600	154,200	154,200
子なしの60歳以上の妻	149,600	154,200	154,200
・扶養加給　2人まで1人につき	224,400	231,400	231,400
3人目から1人につき	74,800	77,100	77,100
公務の障害年金			
・最低保障額　1級	5,123,000	5,281,900	5,281,900
2級	3,342,000	3,445,600	3,445,600
3級	2,318,000	2,389,900	2,389,900
・扶養加給　妻である配偶者	201,800	208,100	208,100
子等2人まで1人につき	64,900	66,900	66,900
子等3人目から1人につき	14,400	14,800	14,800
妻がいないときの子等1人に限り	137,000	141,200	141,200
公務の遺族年金			
・最低保障額	1,817,000	1,873,300	1,873,300
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき	1,693,900	1,746,400	1,746,400
・扶養加給　扶養遺族2人まで1人につき	64,900	66,900	66,900
扶養遺族3人目から1人につき	14,400	14,800	14,800

平成12年1月に総務庁によって発表された平成11年の物価指数は102.2（平成7年を100とした数値）であり、直近の物価スライドの基準となった平成10年の物価指数102.5に対して0.3％下落したことから、特段の措置が講じられなければ現行の法令上では物価指数の変動に応じて平成12年4月分からの年金の額を0.3％引き下げることになる。

しかし、現下の社会経済情勢に鑑み、国民年金等すべての公的年金について年金額を平成11年度と同額に据え置くこととする特例法（「平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」（平成12年法律第34号））が平成12年3月31日に公布され、平成12年度の年金の額の減額改定は行わず、平成11年度と同額に据え置くこととした（表4）。

3　平成13年法律第13号による年金の額等の改定の特例

平成13年1月に総務省によって発表された平成12年の物価指数は101.5（平成7年を100とした数値）であり、前年に比べ0.7％下落し、平成12年度の特例措置として引下げを据え置いた0.3％と合わせると1.0％（平成10年を基準）になることから、特段の措置が講ぜられなければ現行の法令上では平成13年4月分からの年金の額を1.0％引き下げることになる。

しかし、現下の社会経済情勢に鑑み、国民年金等全ての公的年金について年金の額を平成12年度と同額に据え置くこととする特例法（「平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」（平成13年法律第13号））が平成13年3月30日に公布され、平成13年度の年金の額の減額改定は行わず、平成12年度と同額に据え置くこととした（表5）。

表4　平成12年法律第34号（抄）

平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成12年法律第34号）

平成12年4月から平成13年3月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成10年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成11年の年平均の物価指数の比率を基準とする改定は、行わない。

（上欄）	（下欄）
国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金たる給付（付加給付を除く。）の額	国民年金法第16条の2
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。）附則第32条第1項に規定する年金たる給付の額	昭和60年国民年金等改正法附則第32条第3項において準用する国民年金法第16条の2
厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金たる保険給付の額	厚生年金保険法第34号
昭和60年国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付の額	昭和60年国民年金等改正法附則第78条第3項において準用する厚生年金保険法第34条
昭和60年国民年金等改正法附則第87条第4項に規定する年金たる保険給付の額	昭和60年国民年金等改正法附則第87条第4項において準用する厚生年金保険法第34条
（以下略）	
国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第72条の2
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号。以下「昭和60年国家公務員共済改正法」という。）附則第50条第1項に規定する旧共済法による年金の額	昭和60年国家公務員共済改正法附則第50条第1項及び第2項
（以下略）	

附則

この法律は、平成12年4月1日から施行する。

表5　平成13年法律第13号（抄）

平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成13年法律第13号）

平成13年4月から平成14年3月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成10年の年平均の物価指数（従前の総務庁において作成した全国消費者物価指数をいう。）に対する平成12年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。）の比率を基準とする改定は、行わない。

（表は平成12年特例法と同じ。）

附則

（施行期日）

第1条　この法律は、平成13年4月1日から施行する。

（検討）

第2条　政府は、平成13年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算（同法第87条第3項に規定する再計算をいう。）が行われるまでの間に、本則の表の上欄に掲げる額に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成12年度に引き続き、平成13年度においてこの法律に基づき行わなかったことにより、財政に与える影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4　平成14年法律第21号による年金の額等の改定の特例

平成14年1月に総務省によって発表された平成13年の物価指数は99.3（平成12年を100とした数値）であり、前年に比べて0.7％下落し、特例措置により一昨年の0.3％と昨年の0.7％の引き下げを据え置いた分と合わせると1.7％（平成10年を基準）になることから、特段の措置が講ぜられなければ現行の法令上では平成14年4月分からの年金の額を1.7％引き下げることになる（表6）。

しかし、現下の社会経済情勢に鑑み、国民年金等すべての公的年金について年金の額を平成13年度と同額に据え置くこととする特例法（「平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」（平成14年法律第21号））が平成14年3月31日に公布され、平成14年度の年金の額の減額改定は行わず、平成13年度と同額に、据え置くこととした（表7）。

5　平成15年政令第157号による年金の額等の改定の特例

平成15年3月31日に「平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令」（平成15年政令第157号）が公布され、退職共済年金等の年金の額について、次のように措置された。

（1）年金額改定政令の制定

平成15年1月に総務省によって発表された平成14年の物価指数は98.4（平成12年を100とした数値）であり、前年に比べ0.9％下落し、過去3か年の累積下落分1.7％（平成11年0.3％、平成12年0.7％、平成13年0.7％）と合わせると2.6％となることから、特段の措置が講ぜられなければ、現行の法令上ではこの下落率を基準として平成15年4月分からの年金の額を2.6％引き下げることになる。

しかし、平成14年は現役世代の賃金の低下傾向も顕著となっており、このような状況の下、保険料を負担する現役世代との均衡を考慮し、平成15年度の特例措置として、過去3か年の累積下落分1.7％は据え置き、平成13年平均の物価指数に対する平成14年平均の物価指数の比率であるマイナス0.9％を基準として、平成15年4月分からの年金の額について、政令により0.9％引き下げることとした（表8）。

表6　物価の動向と年金額の改定

	平11年	12年	13年
対前年比（％）	▲0.3	▲0.7	▲0.7
翌年度の改定	←特例措置による据置き累積分▲1.7→		

表7　平成14年法律第21号（抄）

平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成14年法律第21号）

平成14年4月から平成15年3月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成10年の年平均の物価指数（従前の総務庁において作成した全国消費者物価指数をいう。）に対する平成13年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。）の比率を基準とする改定は、行わない。

（表は平成12年特例法と同じ。）

附　則

（施行期日）

第1条　この法律は、平成14年4月1日から施行する

（検討）

第2条　政府は、平成14年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算（同法第87条第3項に規定する再計算をいう。）が行われるまでの間に、本則の表の上欄に掲げる額に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成14年度においてこの法律に基づき行わなかったことにより、財政に与える影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

表8　物価の動向と年金額の改定

	平11年	12年	13年	14年
対前年比（％）	▲0.3	▲0.7	▲0.7	▲0.9
翌年度の改定	←特例措置による据置き累積分▲1.7→			15年度実施

ただし、今回の改定は平成13年の物価水準により設定された年金額（平成12年度以降年金額は据え置かれているので、実際には平成11年度価格の年金額が基準となる）を平成14年の物価水準に合わせるものとする改定であるので、物価変動の影響を受けていない平成14年1月以後の組合員期間のみを有する者に係る年金の報酬比例部分については、改定（物価スライド）は行わないこととした。

（2）年金額改定政令による年金の額の改定

共済年金の額の改定については、新共済法の年金と旧共済法の年金とに区分される。

（a）新共済法の年金の改定

新共済法の年金である退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金は、平均標準報酬月額と組合員期間に応じた報酬比例部分（厚生年金相当部分及び職域加算額）、生年月日や組合員期間に応じた退職共済年金の定額部分（65歳からは経過的加算額）により構成されているが、これらの部分について、それぞれ0.9％引き下げられた。具体的には、平成11年度価格に0.991を乗じて得た額に改定された。

また、平成12年改正において給付水準の5％適正化が行われた際、従前の算定方式による年金額を保障する措置（給付水準の5％適正化後の年金額が従前の算定方式により算定した年金額（平成6年の再評価後の平均標準報酬月額（平成15年4月以後の組合員期間に係るものは平均標準報酬額）と5％適正化前の給付乗率により計算された年金額を平成11年まで物価スライドにより改定した年金額）を下回る場合には、物価スライドを含めた従前の算定方式による年金額（スライド付従前保障額）を支給する）がとられたが、その額についても0.9％引き下げられた。具体的には、スライド付従前保障額（平成6年度価格）に1.031×0.991を乗じて得た額に改定された。

さらに、配偶者等に係る加給年金額、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に設けられている最低保障額等についても、同様に0.9％引き下げられた（表9）。

（b）旧共済法の年金の改定

旧共済法の年金のうち、計算方法が通年方式による年金額は、俸給年額（退職前1年間の平均俸給月額を12倍した額）と組合員期間に応じた俸給比例部分、組合員期間に応じた定額部分により構成されているが、これらの部分の額についてそれぞれ0.9％引き下げられた。具体的には、平成11年度価格に0.991を乗じて得た額に改定された。

また、平成12年改正において給付水準の5％適正化が行われた際、従前の算定方式による年金額を保障する措置（給付水準の5％適正化後の年金額が従前の算定方式により算定した年金額（平成6年の再評価後の俸給年額と5％適正化前の給付乗率により計算した年金額を平成11年まで物価スライドにより改定した年金額）を下回る場合には、物価スライドを含めた従前の算定方式による年金額（旧共済法のスライド付従前保障額）を支給する）がとられたが、その額についても0.9％引き下げられた。具体的には、旧共済法のスライド付従前保障額（平成6年度価格）に1.031×0.991を乗じて得た額に改定された。

さらに、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等についても、同様に0.9％引き下げられた（表10）。

（c）傷病補償年金等との調整額の改定

表9　新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定　（平成15年4月～）

年金種別	改正前	改正後
退職共済年金	円	円
・定額部分の単価	1,676 ～ 3,143	1,676×0.991 ～ 3,143×0.991
・加給年金額		
配偶者	231,400	229,300
特別加算（受給権者の生年月日）		
昭9.4.2 ～ 15.4.1	34,100	33,800
昭15.4.2 ～ 16.4.1	68,300	67,700
昭16.4.2 ～ 17.4.1	102,500	101,600
昭17.4.2 ～ 18.4.1	136,600	135,400
昭18.4.2 ～	170,700	169,200
子2人まで1人につき	231,400	229,300
3人目から1人につき	77,100	76,400
障害共済年金		
・1級、2級　配偶者加給年金額	231,400	229,300
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	603,200	597,800
遺族共済年金		
中高齢寡婦加算額	603,200	597,800
公務等の障害共済年金		
・最低保障額　1級	4,276,600	4,238,100
2級	2,641,400	2,617,600
3級	2,389,900	2,368,400
公務等の遺族共済年金		
・最低保障額	1,069,100	1,059,500

表10　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（平成15年4月～）

年金種別	改正前	改正後
各年金共通	円	円
・定額部分の単価　20年分	754,320	754,320×0.991
1年分	37,716	37,716×0.991
退職年金		
・最低保障額	1,084,600	1,074,800
障害年金		
・最低保障額　1級	1,326,900	1,315,000
2級	1,084,600	1,074,800
3級	804,200	797,000
遺族年金		
・最低保障額	804,200	797,000
・寡婦加算　2子以上をもつ妻	269,900	267,500
1子をもつ妻	154,200	152,800
子なしの60歳以上の妻	154,200	152,800
・扶養加給　2人まで1人につき	231,400	229,300
3人目から1人につき	77,100	76,400
公務の障害年金		
・最低保障額　1級	5,281,900	5,234,400
2級	3,445,600	3,414,600
3級	2,389,900	2,368,400
・扶養加給　妻である配偶者	208,100	206,200
子等2人まで1人につき	66,900	66,300
子等3人目から1人につき	14,800	14,700
妻がいないときの子等1人に限り	141,200	139,900

年金種別	改正前	改正後
公務の遺族年金		
・最低保障額	1,873,300	1,856,400
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき	1,746,400	1,730,700
・扶養加給　扶養遺族2人まで1人につき	66,900	66,300
扶養遺族3人目から1人につき	14,800	14,700

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付も受ける場合には重複支給を避けるため、上積み部分の支給を停止することとしている。

今回の改定（物価スライド）では公務等による上積み部分も含めて0.9％引き下げられたため、支給停止額についても0.9％引き下げられた。

（d）老齢者加算部分の改定

旧共済法の年金のうち、計算方法が一般方式（恩給公務員期間や組合員期間別に俸給年額と給付乗率を用いて算定）による年金額についてはスライドは行われないことになっているが、最短恩給年限を超える恩給公務員期間等がある者が70歳以上になった場合に支給される、いわゆる老齢者加算部分についてはスライドは行われることとされている。

この老齢者加算部分の額が物価変動率を基にして引き下げられた。

（3）施行期日

平成15年4月1日から施行。

6　平成16年政令第114号による年金の額等の改定の特例

平成16年3月31日に「平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成16年政令第114号）」が公布され、退職共済年金等の年金の額について次のように措置された。

（1）年金額改定政令の制定

平成16年1月に総務省によって発表された平成15年の物価指数は前年に比べ0.3％下落し、平成12度～14年度に特例措置により据置きとなった累積物価下落分1.7％と合わせると2.0％になることから、特段の措置が講ぜられなければ現行の法令上では平成16年4月分から年金の額を2.0％引き下げることになる。

しかし、平成16年度においても、平成15年度と同様の特例措置として、過去3か年の累積下落分1.7％は据え置き、平成14年の物価指数に対する平成15年の物価指数の比率であるマイナス0.3％を基準として、平成16年4月分からの年金の額について、政令により0.3％引き下げることとした（表11）。

ただし、今回の改定は平成13年の物価水準により設定された年金額（平成12年度以降、年金額は据え置かれているので、実際には平成11年度価格の年金額が基準となる）を平成15年の物価水準に合わせるものとする改定であり、物価の変動を受けていない平成15年1月以後の組合員期間のみを有する者に係る年金の報酬比例部分については、改定（物価スライド）は行わないこととした。

（2）年金額改定政令による年金の額の改定

共済年金の額の改定については、新共済法の年金と旧共済法の年金とに区分される。

表11　物価の動向と年金額の改定

	平11年	12年	13年	14年	15年
対前年比（％）	▲0.3	▲0.7	▲0.7	▲0.9	▲0.3
翌年度の改定	←特例措置による据置き累積分▲1.7→			15年度実施	16年度実施

表12　新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定　（平成16年4月～）

年金種別	平成11年度（再計算）	平成15年度 平11×0.991	平成16年度 平11×0.988
退職共済年金	円	円	円
・定額部分の単価	1,676 ～ 3,143	1,676×0.991 ～ 3,143×0.991	1,676×0.988 ～ 3,143×0.988
・加給年金額			
配偶者	231,400	229,300	228,600
特別加算（受給権者の生年月日）			
昭9.4.2～15.4.1	34,100	33,800	33,700
昭15.4.2～16.4.1	68,300	67,700	67,500
昭16.4.2～17.4.1	102,500	101,600	101,300
昭17.4.2～18.4.1	136,600	135,400	135,000
昭18.4.2～	170,700	169,200	168,700
子2人まで1人につき	231,400	229,300	228,600
3人目から1人につき	77,100	76,400	76,200
障害共済年金			
・1級、2級　配偶者加給年金額	231,400	229,300	228,600
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	603,200	597,800	596,000
遺族共済年金			
・中高齢寡婦加算額	603,200	597,800	596,000
公務等の障害共済年金			
・最低保障額　1級	4,276,600	4,238,100	4,225,300
2級	2,641,400	2,617,600	2,609,700
3級	2,389,900	2,368,400	2,361,200
公務等の遺族共済年金			
・最低保障額	1,069,100	1,059,500	1,056,300

（a）新共済法の年金の改定

新共済法の年金である退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金は、平均標準報酬月額と組合員期間に応じた報酬比例部分（厚生年金相当部分及び職域加算額）と生年月日や組合員期間に応じた退職共済年金の定額部分（65歳からは経過的加算額）により構成されているが、これらの部分の額について、それぞれ0.3％引き下げられた。具体的には、平成11年度価格に0.988（0.991（前年度の改定率）×0.997）を乗じて得た額に改定された。ただし、組合員期間が平成14年1月以後のみの場合の改定率は0.997とされた。

また、平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（スライド付従前保障額）についても0.3％引き下げられた。

具体的には、スライド付従前保障額（平成6年度価格）に1.031×0.988（0.991（前年度の改定率）×0.997）を乗じて得た額に改定された。

さらに、配偶者等に係る加給年金額、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に設けられている最低保障額等についても、同様に0.3％引き下げられた（表12）。

(b) 旧共済法の年金の改定

旧共済法の年金のうち、計算方法が通年方式による年金額は俸給年額（退職前1年間の平均俸給月額を12倍した額）と組合員期間に応じた俸給比例部分、組合員期間に応じた定額部分により構成されているが、これらの部分について0.3%引き下げられた。具体的には、平成11年度価格に0.988（0.991（前年度の改定率）×0.997）を乗じて得た額に改定された。

また、平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（旧共済法のスライド付従前保障額）についても0.3%引き下げられた。具体的には、旧共済法のスライド付従前保障額（平成6年度価格）に1.031×0.988（0.991（前年度の改定率）×0.997）を乗じて得た額に改定された。

さらに、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等についても、同様に0.3%引き下げられた（表13）。

(c) 傷病補償年金等との調整額の改定

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付も受ける場合には重複支給を避けるため、上積み部分の支給を停止することとしている。

表13　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（平成16年4月～）

年金種別	平成11年度（再計算）	平成15年度 平11×0.991	平成16年度 平11×0.988
各年金共通	円	円	円
・定額部分の単価　20年分	754,320	754,320×0.991	754,320×0.988
1年分	37,716	37,716×0.991	37,716×0.988
退職年金			
・最低保障額	1,084,600	1,074,800	1,071,600
障害年金			
・最低保障額　1級	1,326,900	1,315,000	1,311,000
2級	1,084,600	1,074,800	1,071,600
3級	804,200	797,000	794,500
遺族年金			
・最低保障額	804,200	797,000	794,500
・寡婦加算　2子以上をもつ妻	269,900	267,500	266,700
1子をもつ妻	154,200	152,800	152,300
子なしの60歳以上の妻	154,200	152,800	152,300
・扶養加給　2人まで1人につき	231,400	229,300	228,600
3人目から1人につき	77,100	76,400	76,200
公務の障害年金			
・最低保障額　1級	5,281,900	5,234,400	5,218,500
2級	3,445,600	3,414,600	3,404,300
3級	2,389,900	2,368,400	2,361,200
・扶養加給　妻である配偶者	208,100	206,200	205,600
子等2人まで1人につき	66,900	66,300	66,100
子等3人目から1人につき	14,800	14,700	14,600
妻がいないときの子等1人に限り	141,200	139,900	139,500
公務の遺族年金			
・最低保障額	1,873,300	1,856,400	1,850,800
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき	1,746,400	1,730,700	1,725,400
・扶養加給　扶養遺族2人まで1人につき	66,900	66,300	66,100
扶養遺族3人目から1人につき	14,800	14,700	14,600

今回の改定（物価スライド）では、公務等による上積み部分も含めて0.3%引き下げられたため、支給停止額についても、0.3%引き下げられた。

(d) 老齢者加算部分の改定

旧共済法の年金のうち、計算方法が一般方式（恩給公務員期間や組合員期間別に俸給年額と給付乗率を用いて算定）による年金額についてはスライドは行われないことになっているが、最短恩給年限を超える恩給公務員期間等がある者が70歳以上になった場合に支給される、いわゆる老齢者加算部分についてはスライドは行われることとされている。

この老齢者加算部分の額が物価変動率を基にして引き下げられた。

(3) 施行期日

平成16年4月1日から施行。

7　平成16年法律第130号による改定

平成16年6月23日に「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第130号）が公布され、年金額の改定の仕組みの改正及び年金の給付水準の調整の仕組みとして、共済年金についても厚生年金と同様にマクロ経済スライドによる調整の方法が導入される等、次のように措置された。

(1) 年金額の改定の仕組みの改正

年金額については、5年ごとの財政再計算時に、年金額の計算の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前の組合員期間に係るものについては平均標準報酬月額）を計算する場合に用いられる各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額（以下「標準報酬の月額等」という）を現在価値に引き上げるための再評価率を改定し、次の財政再計算までの毎年度については、年平均の消費者物価指数の変動に合わせて改定（物価スライド）する仕組みとなっている。再評価率については、平成12年改正法において、現役世代の賃金の伸びに応じた年金額の改定（賃金スライド）は65歳までの年金について行うものとし、65歳以後の年金は物価変動のみをもって改定されることとされた。

今回、この仕組みに加え、再評価率を毎年度改定することにより標準報酬の月額等を再評価して年金額を改定する仕組みに改められた。

(2) マクロ経済スライドの導入

国共済法（新法）による年金の給付水準を自動的に調整する仕組みとして、厚生年金と同様にマクロ経済スライドによる調整方法が導入された。このマクロ経済スライドは、調整期間（現役世代の人口減少等を反映したマクロ経済スライドにより給付水準を調整する期間であり、おおむね100年先を見越した財政見通しで、将来、年金の給付に支障が生じると予想されるときに政令により調整期間が開始され、財政の均衡が見込まれて、調整を行う必要がなくなったときに調整期間が終了する）において、次に掲げる指標に基づき算定される再評価率により年金額の改定を行うものであり、この再評価率は平成17年度以降、物価変動率または名目手取り賃金変動率を基準として、毎年度自動的に政令により改定することとした。

(a) 通常期間における再評価率の改定

・新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金の再評価率……名目手取り賃金変動率
名目手取り賃金変動率＝前年の物価変動率×3か年平準化実質賃金変動率×3年前の可処分所得割合変化率

ただし、名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は物価変動率を基準とし、物価変動率が1を上回る場合は1を基準とする。

・既裁定者（68歳以上の者）に係る年金の再評価率……物価変動率
　物価変動率＝前々年の物価指数（総務省の公表する物価指数）に対する前年の物価指数の比率

ただし、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が1以上となる場合は名目手取り賃金変動率を基準とし、物価変動率が1を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が１を下回る場合は1を基準とする。

(b) マクロ経済スライド調整期間における再評価率の改定

・新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金の再評価率……名目手取り賃金変動率×公的年金被保険者等総数の変動率×0.997（平均余命の伸び率）
・既裁定者（68歳以上の者）に係る年金の再評価率……物価変動率×公的年金被保険者等総数の変動率×0.997（平均余命の伸び率）

ただし、新規裁定者、既裁定者ともに当該年度の再評価率が当該年度の前年度の再評価率を下回るときは、1を基準とする。

(3) 標準報酬の月額等の再評価

新共済法の年金の報酬比例部分（厚生年金相当部分及び職域加算額）の算定の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前の組合員期間に係るものは平均標準報酬月額）は掛金の標準となる標準報酬の月額等に再評価率を乗じて得た額の総額を組合員期間の月数で除して得た額であるが、この再評価率について、特例措置により据え置かれた平成11年から平成13年までの累積物価下落分マイナス1.7％と平成14年のマイナス0.9％及び平成15年のマイナス0.3％の物価下落分を合わせたマイナス2.9％を基準として改定して標準報酬の月額等を再評価し、平成16年10月から平均標準報酬額の見直しが行われた（表14）。

平均標準報酬額の見直しによる年金額は、平成11年度の水準に対して2.9％引き下げられた年金額（以下「本来水準の年金額」という）であり、現在（平成16年度）支給されている平成11年から平成13年までの累積物価下落分（マイナス1.7％）の減額改定を実施せず据え置かれた年金額（以下「特例水準の年金額」という）を下回るため、現在支給している特例水準の年金額を引き続き支給することとした。

この経過措置は、特例水準の年金額は物価が上昇した場合は引上げを行わず据え置き、物価が下落した場合は物価スライドにより引き下げることとし、これにより、本来水準の年金額が徐々に上がり特例水準の年金額に追いつく形で1.7％を解消することにしている。

なお、本来水準の年金額については、平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（平成6年度価格の年金額に従前額改定率（1.001）を乗じて得た年金額（従前保障額））を下回るときは、従前保障額を支給することとした。

また、特例水準の年金額を支給する経過措置が講じられている期間中は、マクロ経済スライド調整を行うと本来の年金額が調整率分だけさらに減額され、1.7％嵩上げ分の解消

表14　期間別の再評価率

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2以後の生まれ
～昭62. 3	1.222	1.233	1.260	1.266	1.266	1.271	1.281	1.291
昭62. 4～ 63. 3	1.191	1.203	1.229	1.235	1.235	1.240	1.249	1.259
63. 4～平元. 11	1.161	1.173	1.198	1.204	1.204	1.209	1.218	1.228
平元. 12～ 3. 3	1.091	1.102	1.126	1.131	1.131	1.136	1.144	1.153
3. 4～ 4. 3	1.041	1.052	1.074	1.080	1.080	1.084	1.092	1.101
4. 4～ 5. 3	1.011	1.021	1.043	1.049	1.049	1.053	1.061	1.069
5. 4～ 6. 3	0.991	1.001	1.022	1.028	1.028	1.033	1.040	1.048
6. 4～ 7. 3	0.983	0.983	1.003	1.008	1.008	1.012	1.019	1.028
7. 4～ 8. 3	0.982	0.982	0.982	0.987	0.987	0.991	0.998	1.006
8. 4～ 9. 3	0.979	0.979	0.979	0.975	0.975	0.979	0.986	0.994
9. 4～ 10. 3	0.959	0.959	0.959	0.959	0.962	0.966	0.973	0.981
10. 4～ 11. 3	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.956	0.962	0.970
11. 4～ 12. 3	0.955	0.955	0.955	0.955	0.955	0.955	0.961	0.969
12. 4～ 13. 3	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.969
13. 4～ 14. 3	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968
14. 4～ 15. 3	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977
15. 4～ 16. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980
16. 4～ 17. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980

に要する時間がさらに長期間となることから、これが解消するまでの間は、マクロ経済スライド調整は行わないこととした。

(4) 俸給年額の再評価

旧共済法の年金については、年金額（俸給比例部分）の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」を新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬の月額に適用される再評価率（表14）に読み替えて平成16年10月から再評価が行われた。

今回再評価された俸給年額を基に計算した本来水準の年金額（平成11年水準に対して2.9％引き下げられた額）が現在支給されている特例措置によりマイナス1.7％が据え置かれた特例水準の年金額を下回ることから、引き続き特例水準の年金額が支給されることとなった。

この経過措置は、特例水準の年金額は物価が上昇した場合は引上げを行わず据え置き、物価が下落した場合は物価スライドにより引き下げることとし、これにより本来水準の年金額が徐々に上がり特例水準の年金額に追いつく形で1.7％を解消することにしている。

なお、本来水準の年金額については、平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（平成6年度価格の年金額に従前

額改定率（1.001）を乗じて得た年金額（旧共済法の従前保障額））を下回るときは、旧共済法の従前保障額を支給することとした。

(5) 定額部分の上限の見直し

定額部分の計算の基礎となる組合員期間の上限（444月）を昭和19年4月2日以後に生まれた者について、次のように生年月日に応じて段階的に見直し、満額の老齢基礎年金を下回らないようにした。

・昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれの者　456月
・昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの者　468月
・昭和21年4月2日以後生まれの者　480月

(6) 施行期日

平成16年10月1日から施行。

(5) については平成17年4月1日から施行。

8　平成17年度における年金の額等の改定

平成17年1月に総務省によって発表された平成16年平均の物価指数は98.1（平成12年を100とした数値）であり、平成15年の物価指数98.1に対する平成16年物価指数の比率が0.0%となったことから、平成17年度の年金の額の改定は行われず据置きとなった。

なお、平成17年3月30日に「国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令」（平成17年政令第82号）が公布され、昭和13年4月2日以後に生まれた者及び平成17年度の組合員期間に係る再評価率が設定された（表15）。

また、本来水準の年金額のうち、平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（平成6年度価格）の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成17年度の組合員期間に係る再評価率（0.923）が設定された。

さらに、特例水準の年金額の計算に当たっても、標準報酬の月額等の水準を平成11年と平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成17年度の組合員期間に係る平成12年改正による給付水準の5%適正化後の年金額（平成11年度価格）の計算に適用される再評価率（0.987）と平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（平成6年度価格）の計算に適用される再評価率（0.923）が設定された。

9　平成18年政令第75号による改定

総務省は平成18年1月27日、平成17年の物価指数が前年に比べ0.3%下落したと発表した。これを踏まえ、平成18年3月29日に「国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令及び国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令」（平成18年政令第75号）が公布され、退職共済年金等の年金の額について次のように措置された。

(1) 年金額改定政令の制定

平成17年の物価変動率（平成16年の物価指数に対する平成17年の物価指数の比率）はマイナス0.3%、名目手取り賃金変動率（平成14年度から平成16年度までの3年度平均の実質賃金変動率等を基に計算した率）はマイナス0.4%となった。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として、それぞれ毎年度改定することとしているが、名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、物価変動率を基準として改定することとされており、平成18年4月分からの年金の額は、物価変動率を基準として政令により0.3%引き下げることとした。

なお、現在支給されている年金額は、平成11年から平成13年までの累積物価下落分（マイナス1.7%）の減額改定を実施せず据え置かれた特例水準の年金額になっており、平成16年改正後の規定により計算された本来水準の年金額が特例水準の年金額を下回る場合は、特例水準の年金額を支給することとしている。

特例水準の年金額は物価が上昇した場合は引上げを行わず据え置き、物価が下落した場合は物価スライドにより引き下げることとし、これにより、本来水準の年金額が徐々に上がり特例水準の年金額に追いつく形で1.7%を解消することとしている。

(2) 年金額改定政令による年金の額の改定

共済年金の額の改定については、新共済法の年金と旧共済法の年金とに区分される。

(a) 新共済法の年金の改定

i) 本来水準の年金額の改定

①標準報酬の月額等の再評価

年金額（報酬比例部分）の算定の基礎と

表15　期間別の再評価率

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
～昭62. 3	1.222	1.233	1.260	1.266	1.266	1.271	1.281	1.291	1.295
昭62. 4～ 63. 3	1.191	1.203	1.229	1.235	1.235	1.240	1.249	1.259	1.263
63. 4～平元.11	1.161	1.173	1.198	1.204	1.204	1.209	1.218	1.228	1.232
平元.12～ 3. 3	1.091	1.102	1.126	1.131	1.131	1.136	1.144	1.153	1.156
3. 4～ 4. 3	1.041	1.052	1.074	1.080	1.080	1.084	1.092	1.101	1.104
4. 4～ 5. 3	1.011	1.021	1.043	1.049	1.049	1.053	1.061	1.069	1.072
5. 4～ 6. 3	0.991	1.001	1.022	1.028	1.028	1.033	1.040	1.048	1.051
6. 4～ 7. 3	0.983	0.983	1.003	1.008	1.008	1.012	1.019	1.028	1.031
7. 4～ 8. 3	0.982	0.982	0.982	0.987	0.987	0.991	0.998	1.006	1.009
8. 4～ 9. 3	0.979	0.979	0.979	0.975	0.975	0.979	0.986	0.994	0.997
9. 4～ 10. 3	0.959	0.959	0.959	0.959	0.962	0.966	0.973	0.981	0.984
10. 4～ 11. 3	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.956	0.962	0.970	0.973
11. 4～ 12. 3	0.955	0.955	0.955	0.955	0.955	0.955	0.961	0.969	0.972
12. 4～ 13. 3	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.969	0.972
13. 4～ 14. 3	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.971
14. 4～ 15. 3	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977
15. 4～ 16. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980
16. 4～ 17. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980
17. 4～ 18. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980

なる平均標準報酬額（平成15年4月前は平均標準報酬月額）の算出に係る標準報酬の月額等を再評価するために乗じる再評価率について、物価変動率（マイナス0.3％）を基準に改定（表16）して標準報酬の月額等を再評価し、報酬比例部分の改定が行われた。

なお、平成18年度及び直近3か年の組合員期間に係る再評価率については、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された。

②定額部分の単価等の改定

退職共済年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.3％引き下げられた。

③従前保障額の改定

平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）について物価変動率を基準として0.3％引き下げられた。具体的には、従前保障額（平成6年度価格）に0.998（1.001（前年度の従前額改定率）×0.997）を乗じて得た額に改定された。

表16　期間別の再評価率

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
～昭62. 3	1.218	1.229	1.256	1.262	1.262	1.267	1.277	1.287	1.291
昭62. 4 ～ 63. 3	1.187	1.199	1.225	1.231	1.231	1.236	1.245	1.255	1.259
63. 4 ～ 平元. 11	1.158	1.169	1.194	1.200	1.200	1.205	1.214	1.224	1.228
平元.12 ～ 3. 3	1.088	1.099	1.123	1.128	1.128	1.133	1.141	1.150	1.153
3. 4 ～ 4. 3	1.038	1.049	1.071	1.077	1.077	1.081	1.089	1.098	1.101
4. 4 ～ 5. 3	1.008	1.018	1.040	1.046	1.046	1.050	1.058	1.066	1.069
5. 4 ～ 6. 3	0.988	0.998	1.019	1.025	1.025	1.030	1.037	1.045	1.048
6. 4 ～ 7. 3	0.980	0.980	1.000	1.005	1.005	1.009	1.016	1.025	1.028
7. 4 ～ 8. 3	0.979	0.979	0.979	0.984	0.984	0.988	0.995	1.003	1.006
8. 4 ～ 9. 3	0.976	0.976	0.976	0.972	0.972	0.976	0.983	0.991	0.994
9. 4 ～ 10. 3	0.956	0.956	0.956	0.956	0.959	0.963	0.970	0.978	0.981
10. 4 ～ 11. 3	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.953	0.959	0.967	0.970
11. 4 ～ 12. 3	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.958	0.966	0.969
12. 4 ～ 13. 3	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.966	0.969
13. 4 ～ 14. 3	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.968
14. 4 ～ 15. 3	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974
15. 4 ～ 16. 3	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977
16. 4 ～ 17. 3	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977
17. 4 ～ 18. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980
18. 4 ～ 19. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980

なお、従前保障額（平成6年度価格）の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成18年度の組合員期間に係る再評価率（0.926）が新たに設定された。

ii）特例水準の年金額の改定

特例水準の年金額について、物価変動率を基準として0.3％引き下げられた。

なお、特例水準の年金額については、平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額（平成12年改正後の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（スライド付従前保障額）を下回るときはスライド付従前保障額を支給することとしており、具体的には次のように改定された。

・平成12年改正後の年金額（平成11年度価格×0.985（注）（0.988（前年度の改定率）×0.997）

・スライド付従前保障額（平成6年度価格）×1.031×0.985（注）（0.988（前年度の改定率）×0.997）

（注）報酬比例部分に適用する改定率0.985は、組合員期間に応じて次の改定率になる。
・平成14年1月以後の組合員期間のみの場合　0.994
・平成15年1月以後の組合員期間のみの場合　0.997
・平成17年1月以後の組合員期間のみの場合　なし

特例水準の年金額の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成11年と平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成18年度の組合員期間に係る平成12年改正後の年金額（平成11年度価格）の計算に適用される再評価率（0.990）とスライド付従前保障額（平成6年度価格）の計算に適用される再評価率（0.926）が新たに設定された。

また、退職共済年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.3％引き下げられた（表17）。

本来水準の年金額、特例水準の年金額ともに0.3％引き下げられたことから、引き続き特例水準の年金額が支給されることとなった。

(b) 旧共済法の年金の改定

ｉ）本来水準の年金額の改定

①俸給年額の改定

年金額（俸給比例部分）の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」を新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬月額について適用されている再評価率（表16）に読み替えて俸給比例部分の改定が行われた。

②定額部分の単価等の改定

定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.3％引き下げられた。

③旧共済法の従前保障額の改定

平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（旧共済法の従前保障額）について0.3％引き下げられた。

具体的には、旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）に0.998（1.001（前年度の従前額改定率）×0.997）を乗じて得た額に改定された。

ii）特例水準の年金額の改定

特例水準の年金額について、物価変動率を基準として0.3％引き下げられた。

特例水準の年金額については、平成12年

表17　新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定　（平成18年4月～）

年金種別	改正前	改正後
退職共済年金	円	円
・定額部分の単価	1,676×0.988 ～ 3,143×0.988	1,676×0.985 ～ 3143×0.985
・加給年金額		
配偶者	228,600	227,900
特別加算（受給権者の生年月日）		
昭9.4.2 ～ 15.4.1	33,700	33,600
昭15.4.2 ～ 16.4.1	67,500	67,300
昭16.4.2 ～ 17.4.1	101,300	101,000
昭17.4.2 ～ 18.4.1	135,000	134,600
昭18.4.2 ～	168,700	168,100
子2人まで1人につき	228,600	227,900
3人目から1人につき	76,200	75,900
障害共済年金		
・1級、2級　配偶者加給年金額	228,600	227,900
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	596,000	594,200
遺族共済年金		
中高齢寡婦加算額	596,000	594,200
公務等の障害共済年金		
・最低保障額　1級	4,225,300	4,212,500
2級	2,609,700	2,601,800
3級	2,361,200	2,354,100
公務等の遺族共済年金		
・最低保障額	1,056,300	1,053,100

改正による給付水準の5％適正化後の年金額（平成12年改正後の旧共済法の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（旧共済法のスライド付従前保障額）を下回るときは旧共済法のスライド付従前保障額を支給することとしており、具体的には次のように改定された。

・平成12年改正後の旧共済法の年金額（平成11年度価格）×0.985（0.988（前年度の改定率）×0.997）

・旧共済法のスライド付従前保障額（平成6年度価格）×1.031×0.985（0.988（前年度の改定率）×0.997）

また、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.3％引下げられた（表18）。

本来水準の年金額、特例水準の年金額ともに0.3％引き下げられたことから、引き続き特例水準の年金額が支給されることとなった。

（c）傷病補償年金等との調整額の改定

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受ける場合には重複支給を避けるため、上積み部分の支給を停止することとなっている。

今回の改定では、公務等による上積み部分も含めて0.3％引き下げられたため、支給停止額についても、0.3％引き下げられた。

（d）老齢者加算部分の改定

旧共済法の年金のうち、計算方法が一般方式（恩給公務員期間や組合員期間別に俸給年額と給付乗率を用いて算定）による年金額については、スライドは行われないことになっ

表18　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（平成18年4月～）

年金種別	改正前	改正後
各年金共通	円	円
・定額部分の単価　20年分	754,320×0.988	754,320×0.985
1年分	37,716×0.988	37,716×0.985
退職年金		
・最低保障額	1,071,600	1,068,300
障害年金		
・最低保障額　1級	1,311,000	1,307,000
2級	1,071,600	1,068,300
3級	794,500	792,100
遺族年金		
・最低保障額	794,500	792,100
・寡婦加算　2子以上をもつ妻	266,700	265,900
1子をもつ妻	152,300	151,900
子なしの60歳以上の妻	152,300	151,900
・扶養加給　2人まで1人につき	228,600	227,900
3人目から1人につき	76,200	75,900
公務の障害年金		
・最低保障額　1級	5,218,500	5,202,700
2級	3,404,300	3,393,900
3級	2,361,200	2,354,100
・扶養加給　妻である配偶者	205,600	205,000
子等2人まで1人につき	66,100	65,900
子等3人目から1人につき	14,600	14,600
妻がいないときの子等1人に限り	139,500	139,100
公務の遺族年金		
・最低保障額	1,850,800	1,845,200
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき	1,725,400	1,720,200
・扶養加給　扶養遺族2人まで1人につき	66,100	65,900
扶養遺族3人目から1人につき	14,600	14,600

ているが、最短恩給年限を超える恩給公務員期間等がある者が70歳以上になった場合に支給される、いわゆる老齢者加算部分についてはスライドは行われることとされている。

この老齢者加算部分の額が物価変動率を基にして引き下げられた。

（3）施行期日

平成18年4月1日から施行。

10　平成19年度における年金の額等の改定

総務省は平成19年1月26日、平成18年平均の物価指数が前年に比べプラス0.3％になったと発表した。

平成18年の物価変動率（平成17年の物価指数に対する平成18年の物価指数の比率）はプラス0.3％、名目手取り賃金変動率（平成15年度から平成17年度の実質賃金変動率等を基に計算した率）は0.0％となった。年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として、それぞれ毎年度改定することとしているが、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率がマイナスにならない場合は、新規裁定者、既裁定者に係る年金とも名目手取り賃金変動率で改定することとされており、平

表19　期間別の再評価率

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
平成16年3月以前の再評価率は表16と同じ。									
平16. 4 ～　17. 3	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978
17. 4 ～　18. 3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981
18. 4 ～　19. 3	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978
19. 4 ～　20. 3	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978

成18年度の年金額がそのまま据え置かれた。

なお、平成19年3月30日に「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」(平成19年政令第77号）が公布され、平成19年度及び直近3か年の組合員期間に係る再評価率について、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された（表19)。

また、本来水準の年金額のうち、平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（平成6年度価格）の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成19年度の組合員期間に係る再評価率（0.924）が新たに設定された。

さらに、特例水準の年金額の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成11年と平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成19年度の組合員期間に係る平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額（平成11年度価格）の計算に適用される再評価率（0.988）と平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（平成6年度価格）の計算に適用される再評価率（0.924）が新たに設定された。

11　平成20年度における年金の額等の改定

総務省は平成20年1月25日、平成19年平均の物価指数の対前年比変動率が0.0％になったと発表した。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者)に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として、それぞれ毎年度改定することとしているが、平成19年の物価変動率（平成18年の物価指数に対する平成19年の物価指数の比率）は0.0％、名目手取り賃金変動率（平成16年度から平成18年度の実質賃金変動率等を基に計算した率）はマイナス0.4％となり、名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は新規裁定者、既裁定者に係る年金とも物価変動率を基準として改定することとされており、平成19年度の年金の額がそのまま据え置かれた。

なお、平成20年3月31日に「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」(平成20年政令第85号）が公布され、平成20年度及び直近3か年の組合員期間に係る再評価率について、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された（表20)。

また、本来水準の年金額のうち、平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（平成6年度価格）の計算に当たっては、標準報

表20　期間別の再評価率

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
平成16年3月以前の再評価率は表16と同じ。									
平16. 4 ～　17. 3	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978
17. 4 ～　18. 3	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979
18. 4 ～　19. 3	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976
19. 4 ～　20. 3	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976
20. 4 ～　21. 3	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976

酬の月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成20年度の組合員期間に係る再評価率（0.924）が新たに設定された。

さらに、特例水準の年金額の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成11年と平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成20年度の組合員期間に係る平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額（平成11年度価格）の計算に適用される再評価率（0.988）と平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（平成6年度価格）の計算に適用される再評価率（0.924）が新たに設定された。

12　平成21年政令第58号による改定

総務省は平成21年1月30日、平成20年平均の物価指数が対前年度比変動率で1.4％上昇したことを発表した。これを踏まえ、「国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令」（平成21年政令第58号）が公布され、退職共済年金等の年金の額について次のように措置された。

(1) 年金額改定政令の制定

平成20年の物価変動率（平成19年の物価指数に対する平成20年の物価指数の比率）はプラス1.4％、名目手取り賃金変動率（平成17年度から平成19年度までの3年度平均の実質賃金変動率等を基に計算した率）はプラス0.9％となった。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者)に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として、それぞれ毎年度改定することとしているが、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率がプラスの場合は、新規裁定者、既裁定者に係る年金とも名目手取り賃金変動率を基準として改定することとされており、平成21年4月分からの年金の額は、名目手取り賃金変動率を基準として政令により0.9％引き上げることとした。

なお、現在支給されている特例水準の年金額は、物価が上昇した場合は改定せず据え置かれ、下落した場合には物価スライドにより引き下げることとしており、平成21年度は、物価が上昇したことにより、特例水準の年金額の改定は行われず据え置くこととした。

(2) 年金額改定政令による年金の額の改定

共済年金の額の改定については、新共済法の年金と旧共済法の年金とに区分される。

(a) 新共済法の年金の改定

i）本来水準の年金額の改定

①標準報酬の月額等の再評価

年金額（報酬比例部分）の算定の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前は平均標準報酬月額）の算出に係る標準報酬の月額等を再評価するために乗じる再評価率について、名目手取り賃金変動率（プラス0.9%）を基準に改定（表21）して標準報酬の月額等を再評価し、報酬比例部分の改定が行われた。

なお、平成21年度及び直近3か年の組合員期間に係る再評価率については、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された。

②定額部分の単価等の改定

退職共済年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.9%引き上げられた。

表21　期間別の再評価率

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
～ 昭62. 3	1.229	1.240	1.267	1.273	1.273	1.278	1.288	1.299	1.303
昭62. 4 ～ 63. 3	1.198	1.210	1.236	1.242	1.242	1.247	1.256	1.266	1.270
63. 4 ～ 平元. 11	1.168	1.180	1.205	1.211	1.211	1.216	1.225	1.235	1.239
平元.12 ～ 3. 3	1.098	1.109	1.133	1.138	1.138	1.143	1.151	1.160	1.163
3. 4 ～ 4. 3	1.047	1.058	1.081	1.087	1.087	1.091	1.099	1.108	1.111
4. 4 ～ 5. 3	1.017	1.027	1.049	1.055	1.055	1.059	1.068	1.076	1.079
5. 4 ～ 6. 3	0.997	1.007	1.028	1.034	1.034	1.039	1.046	1.054	1.057
6. 4 ～ 7. 3	0.989	0.989	1.009	1.014	1.014	1.018	1.025	1.034	1.037
7. 4 ～ 8. 3	0.988	0.988	0.988	0.993	0.993	0.997	1.004	1.012	1.015
8. 4 ～ 9. 3	0.985	0.985	0.985	0.981	0.981	0.985	0.992	1.000	1.003
9. 4 ～ 10. 3	0.965	0.965	0.965	0.965	0.968	0.972	0.979	0.987	0.990
10. 4 ～ 11. 3	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.962	0.968	0.976	0.979
11. 4 ～ 12. 3	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.967	0.975	0.978
12. 4 ～ 13. 3	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.975	0.978
13. 4 ～ 14. 3	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.977
14. 4 ～ 15. 3	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983
15. 4 ～ 16. 3	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986
16. 4 ～ 17. 3	0.987	0.987	0.987	0.987	0.987	0.987	0.987	0.987	0.987
17. 4 ～ 18. 3	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988
18. 4 ～ 19. 3	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988
19. 4 ～ 20. 3	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988	0.988
20. 4 ～ 21. 3	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974
21. 4 ～ 22. 3	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974

③従前保障額の改定

平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）について0.9%引き上げられた。具体的には、従前保障額（平成6年度価格）に1.007（0.998（前年度の従前額改定率）×1.009）を乗じて得た額に改定された。

なお、従前保障額（平成6年度価格）の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成21年度の組合員期間に係る再評価率（0.914）が新たに設定された。

ii）特例水準の年金額の改定

特例水準の年金額は、物価変動率を基準として改定することとしているが、物価が上昇した場合は改定せず据え置き、物価が下落した場合は物価スライドにより引き下げることとしている。平成21年度は物価が上昇したことにより、特例水準の年金額の改定は行われず据置きとなった。

なお、平成21年4月から平成22年3月までの組合員期間を有する者の特例水準の年金額の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成11年と平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成12年改正による給付水準の5%適正化後の年金額（平成11年度価格）の計算に適用される再評価率（0.977）と平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（平成6年度価格）の計算に適用される再評価率（0.914）が新たに設定された。

また、加給年金額等、定額で定められている額についても、改定は行われず据置きとなった。

本来水準の年金額は0.9%引き上げられたが、特例水準の年金額は改定が行われず据置きとなったことから、本来水準の年金額と特例水準の年金額との差は、0.8%に縮まったが依然として特例水準の年金額が本来水準の年金額を上回るため、平成20年度の年金額と同額となった。

(b) 旧共済法の年金の改定

i）本来水準の年金額の改定

①俸給年額の改定

年金額（俸給比例部分）の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」を新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬月額について適用される再評価率（表21）に読み替えて俸給比例部分の改定が行われた。

②定額部分の単価等の改定

定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.9%引き上げられた。

③旧共済法の従前保障額の改定

平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（旧共済法の従前保障額）について0.9%引き上げられた。具体的には、旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）に1.007（0.998（前年度の従前額改定率）×1.009）を乗じて得た額に改定された。

ii）特例水準の年金額の改定

特例水準の年金額は、物価変動率を基準として改定することにしているが、物価が上昇

した場合は改定せず据え置き、物価が下落した場合は引き下げることとしている。平成21年度は物価が上昇したことにより、年金額の改定は行われず据置きとなった。

また、最低保障額等、定額で定められている額についても、改定は行われず据置きとなった。

本来水準の年金額は0.9％引き上げられたが、特例水準の年金額は改定が行われず据置きとなったことから、本来水準の年金額と特例水準の年金額との差は0.8％に縮まったが、依然として特例水準の年金額が本来水準の年金額を上回るため、平成20年度の年金額と同額となった。

(c) 傷病補償年金等との調整額の改定

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受ける場合には重複支給を避けるため、上積み部分の支給を停止することとしている。

今回の改定では、公務等による上積み部分も含めて0.9％引き上げられたため、支給停止額についても0.9％引き上げられた。なお、特例水準の年金額については、物価が上昇したことにより改定が行われず据置きとなったため、支給停止額についても改定は行われなかった。

(d) 老齢者加算部分の改定

旧共済法の年金のうち、計算方法が一般方式（恩給公務員期間や組合員期間別に俸給年額と給付乗率を用いて算定）による年金額については、スライドは行われないことになっているが、最短恩給年限を超える恩給公務員期間等がある者が70歳以上になった場合に支給される、いわゆる老齢者加算部分についてはスライドは行われることとされている。

しかし平成21年度は、特例水準の年金額の改定は行われず据置きとなったため、老齢者加算部分の額についても、改定は行われず据置きとなった。

(3) 施行期日

平成21年4月1日から施行。

13　平成22年政令第42号による改定

総務省は平成22年1月29日、平成21年平均の物価指数が対前年比1.4％下落したと発表した。これを踏まえ、「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」（平成22年政令第42号）が公布され、退職共済年金等の年金の額について次のように措置された。

(1) 年金額改定政令の制定

平成21年の物価変動率（平成20年の物価指数に対する平成21年の物価指数の比率）はマイナス1.4％、名目手取り賃金変動率（平成18年度から平成20年度までの3年度平均の実質賃金変動率等を基に計算した率）がマイナス2.6％となった。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として、それぞれ毎年度改定することとしているが、物価変動率と名目手取り賃金変動率がともに1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は物価変動率を基準として改定することとされており、平成22年4月分からの年金の額は、物価変動率を基準として政令により1.4％引き下げることとした。

なお、現在支給されている特例水準の年金額は、物価変動率を基準として改定することとされており、物価が上昇した場合は改定せずに据え置かれ、下落した場合には原則として物価スライドにより引き下げることになるが直近の減額改定の物価スライドを下回らなければ年金額の引き下げは行わないことになっている。

(2) 年金額改定政令による年金の額の改定

共済年金の額の改定については、新共済法の年金と旧共済法の年金とに区分される。

(a) 新共済法の年金の改定

i) 本来水準の年金額の改定

①標準報酬の月額等の再評価

年金額（報酬比例部分）の算定の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前は平均標準報酬月額）の算出に係る標準報酬の月額等を再評価するために乗じる再評価率について、物価変動率（マイナス1.4％）を基準に改定（表22）して標準報酬の月額等を再評価し、報酬比例部分の改定が行われた。

なお、平成22年度及び直近3か年の組合員期間に係る再評価率については、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された。

②定額部分の単価等の改定

退職共済年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ1.4％引き下げられた。

③従前保障額の改定

平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）について1.4％引き下げられた。具体的には、従前保障額（平成6年度価格）に0.993（1.007（前年度の従前額改定率）×0.986）を乗じて得た額に改定された。

なお、従前保障額（平成6年度価格）の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成22年度の組合員期間に係る再評価率（0.927）が新たに設定された。

ii) 特例水準の年金額の改定

特例水準の年金額は、平成21年の物価指数は対前年比で1.4％下落したが、基準となる直近の減額改定が行われた平成18年度の前年である平成17年の物価水準より0.3％上回ることになり、直近の物価下落となった水準を下回らなければ減額改定はしないこととされていることから、改定は行われず据置きとなった。

なお、平成22年4月から平成23年3月までの組合員期間を有する者の特例水準の年金額の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成11年と平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額（平成11年度価格）の計算に適用される再評価率（0.991）と平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（平成6年度価格）の計算に適用される再評価率（0.927）が新たに設定された。

また、加給年金額等、定額で定められている額についても、改定は行われず据置きとなった。

本来水準の年金額は1.4％引き下げられたが、特例水準の年金額は改定が行われず据置きとなったことから、本来水準の年金額と特例水準の年金額との差は、前年度までの差

表22　期間別の再評価率

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
～ 昭62. 3	1.212	1.223	1.249	1.255	1.255	1.260	1.270	1.281	1.285
昭62. 4 ～ 63. 3	1.181	1.193	1.219	1.225	1.225	1.230	1.238	1.248	1.252
63. 4 ～ 平元. 11	1.152	1.163	1.188	1.194	1.194	1.199	1.208	1.218	1.222
平元.12 ～ 3. 3	1.083	1.093	1.117	1.122	1.122	1.127	1.135	1.144	1.147
3. 4 ～ 4. 3	1.032	1.043	1.066	1.072	1.072	1.076	1.084	1.092	1.095
4. 4 ～ 5. 3	1.003	1.013	1.034	1.040	1.040	1.044	1.053	1.061	1.064
5. 4 ～ 6. 3	0.983	0.993	1.014	1.020	1.020	1.024	1.031	1.039	1.042
6. 4 ～ 7. 3	0.975	0.975	0.995	1.000	1.000	1.004	1.011	1.020	1.022
7. 4 ～ 8. 3	0.974	0.974	0.974	0.979	0.979	0.983	0.990	0.998	1.001
8. 4 ～ 9. 3	0.971	0.971	0.971	0.967	0.967	0.971	0.978	0.986	0.989
9. 4 ～ 10. 3	0.951	0.951	0.951	0.951	0.954	0.958	0.965	0.973	0.976
10. 4 ～ 11. 3	0.945	0.945	0.945	0.945	0.945	0.949	0.954	0.962	0.965
11. 4 ～ 12. 3	0.948	0.948	0.948	0.948	0.948	0.948	0.953	0.961	0.964
12. 4 ～ 13. 3	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.961	0.964
13. 4 ～ 14. 3	0.960	0.960	0.960	0.960	0.960	0.960	0.960	0.960	0.963
14. 4 ～ 15. 3	0.969	0.969	0.969	0.969	0.969	0.969	0.969	0.969	0.969
15. 4 ～ 16. 3	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972
16. 4 ～ 17. 3	0.973	0.973	0.973	0.973	0.973	0.973	0.973	0.973	0.973
17. 4 ～ 18. 3	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974
18. 4 ～ 19. 3	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974
19. 4 ～ 20. 3	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972
20. 4 ～ 21. 3	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958
21. 4 ～ 22. 3	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972
22. 4 ～ 23. 3	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972

0.8％と合わせて2.2％に広がった。

(b) 旧共済法の年金の改定

i）本来水準の年金額の改定

①俸給年額の改定

年金額（俸給比例部分）の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」を新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬月額について適用される再評価率（表22）に読み替えて俸給比例部分の改定が行われた。

②定額部分の単価等の改定

定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ1.4％引き下げられた。

③旧共済法の従前保障額の改定

平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（旧共済法の従前保障額）について1.4％引き下げられた。具体的には、旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）に0.993（1.007（前年度の従前額改定率）×0.986）を乗じて得た額に改定された。

ii）特例水準の年金額の改定

特例水準の年金額は、平成21年の物価指数は対前年比で1.4％下落したが、基準となる直近の減額改定が行われた平成18年度の前年である平成17年の物価水準より0.3％上回ることになり、直近の物価下落となった水準を下回らなければ減額改定はしないこととされていることから、改定は行われず据置きとなった。

また、最低保障額等、定額で定められている額についても、改定は行われず据置きとなった。

本来水準の年金額は1.4％引き下げられたが、特例水準の年金額は改定が行われず据置きとなったことから、本来水準の年金額と特例水準の年金額との差は、前年度までの差0.8％と合わせて2.2％に広がった。

(c) 傷病補償年金等との調整額の改定

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受ける場合には重複支給を避けるため、上積み部分の支給を停止することとしている。

今回の改定では、公務等による上積み部分も含めて1.4％引き下げられたため、支給停止額についても1.4％引き下げられた。なお、特例水準の年金額については改定が行われなかったことから、支給停止額についても改定は行われなかった。

（d）老齢者加算部分の改定

旧共済法の年金のうち、計算方法が一般方式（恩給公務員期間や組合員期間別に俸給年額と給付乗率を用いて算定）による年金額については、スライドは行われないこととなっているが、最短恩給年限を超える恩給公務員期間等がある者が70歳以上になった場合に支給される、いわゆる老齢者加算部分についてはスライドは行われることとされている。

今年度は、特例水準の年金額の改定は行われず据置きとなったため、老齢者加算部分の額についても、改定は行われず据置きとなった。

(3) 施行期日

平成22年4月1日から施行。

14　平成23年政令第58号による改定

総務省は平成23年1月28日、平成22年平均の物価指数が前年と比べて0.7％下落し、平成17年物価指数（100）と比べてマイナス0.4％の99.6となったと発表した。これを踏まえ、「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」（平成23年政令第58号）が公布され、退職共済年金等の年金の額について次のように措置された。

(1) 年金額改定政令の制定

平成22年の物価変動率（平成21年の物価指数に対する平成22年の物価指数の比率）がマイナス0.7％、名目手取り賃金変動率（平成19年度から平成21年度までの3年度平均の実質賃金変動率等を基に計算した率）がマイナス2.2％となった。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物

価変動率を基準として、それぞれ毎年度改定することとしているが、物価変動率と名目手取り賃金変動率がともに1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、物価変動率を基準として改定することとされており、平成23年4月分からの年金の額は、物価変動率を基準として政令により0.7％引き下げることとした。

なお、現在支給されている特例水準の年金額は、物価変動率を基準として改定することとされており、物価が上昇した場合は改定せず据え置かれ、下落した場合には原則として物価スライドにより引き下げることとなるが、直近の減額改定の物価スライドを下回らなければ年金額の引下げは行わないことになっている。

（2）年金額改定政令による年金の額の改定

共済年金の額の改定については、新共済法の年金と旧共済法の年金とに区分される。

（a）新共済法の年金の改定

i）本来水準の年金額の改定

①標準報酬の月額等の再評価

年金額（報酬比例部分）の算定の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前は平均標準報酬月額）の算出に係る標準報酬の月額等を再評価するために乗じる再評価率について、物価変動率（マイナス0.7％）を基準に改定（表23）して標準報酬の月額等を再評価し、報酬比例部分の改定が行われた。

なお、平成23年度及び直近3か年の組合員期間に係る再評価率については、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された。

②定額部分の単価等の改定

退職共済年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.7％引き下げられた。

③従前保障額の改定

平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）について0.7％引き下げられた。

具体的には、従前保障額（平成6年度価格）に0.986（0.993（前年度の従前額改定率）×0.993）を乗じて得た額に改定された。

なお、従前保障額（平成6年度価格）の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成23年度の組合員期間に係る再評価率（0.934）が新たに設定された。

ii）特例水準の年金額の改定

特例水準の年金額は、平成22年の物価指数は対前年比で0.7％下落したが、前回の減額改定の基準となる平成17年の物価指数（100）を0.4％下回ったことにより、0.4％引き下げられた。

特例水準の年金額については、平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額（平成12年改正後の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（スライド付従前保障額）を下回るときはスライド付従前保障額を支給することとしており、具体的には次のように改定された。

・平成12年改正後の年金額（平成11年度価格）×0.981（注）（0.985（前年度の改定率）×0.996）

表23　期間別の再評価率

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
～昭62. 3	1.204	1.214	1.240	1.246	1.246	1.251	1.261	1.272	1.276
昭62. 4～63. 3	1.173	1.185	1.210	1.216	1.216	1.221	1.229	1.239	1.243
63. 4～平元. 11	1.144	1.155	1.180	1.186	1.186	1.191	1.200	1.209	1.213
平元.12～3. 3	1.075	1.085	1.109	1.114	1.114	1.119	1.127	1.136	1.139
3. 4～4. 3	1.025	1.036	1.059	1.064	1.064	1.068	1.076	1.084	1.087
4. 4～5. 3	0.996	1.006	1.027	1.033	1.033	1.037	1.046	1.054	1.057
5. 4～6. 3	0.976	0.986	1.007	1.013	1.013	1.017	1.024	1.032	1.035
6. 4～7. 3	0.968	0.968	0.988	0.993	0.993	0.997	1.004	1.013	1.015
7. 4～8. 3	0.967	0.967	0.967	0.972	0.972	0.976	0.983	0.991	0.994
8. 4～9. 3	0.964	0.964	0.964	0.960	0.960	0.964	0.971	0.979	0.982
9. 4～10. 3	0.944	0.944	0.944	0.944	0.947	0.951	0.958	0.966	0.969
10. 4～11. 3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.942	0.947	0.955	0.958
11. 4～12. 3	0.941	0.941	0.941	0.941	0.941	0.941	0.946	0.954	0.957
12. 4～13. 3	0.946	0.946	0.946	0.946	0.946	0.946	0.946	0.954	0.957
13. 4～14. 3	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.956
14. 4～15. 3	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962
15. 4～16. 3	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965
16. 4～17. 3	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966
17. 4～18. 3	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967
18. 4～19. 3	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967
19. 4～20. 3	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965
20. 4～21. 3	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949
21. 4～22. 3	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963
22. 4～23. 3	0.970	0.970	0.970	0.970	0.970	0.970	0.970	0.970	0.970
23. 4～24. 3	0.970	0.970	0.970	0.970	0.970	0.970	0.970	0.970	0.970

・スライド付従前保障額（平成6年度価格）×1.031×0.981（注）（0.985（前年度の改定率）×0.996）

（注）報酬比例部分に適用する改定率0.981は、組合員期間に応じて次の改定率になる。
・平成14年1月以後の組合員期間のみの場合　0.990
・平成15年1月以後の組合員期間のみの場合　0.993
・平成17年1月以後の組合員期間のみの場合　0.996
・平成22年1月以後の組合員期間のみの場合　なし

なお、特例水準の年金額の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成11年と平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成23年度の組合員期間に係る平成12年改正後の年金額（平成11年度価格）の計算に適用される再評価率（0.998）とスライド付従前保障額（平成6年度価格）の計算に

適用される再評価率(0.934)が新たに設定された。

また、退職共済年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、公務等による障害共済年及び遺族共済年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.4％引き下げられた（表24）。

本来水準の年金額は0.7％引き下げられ、特例水準の年金額は0.4％引き下げられたことから、本来水準の年金額と特例水準の年金額との差は、前年度までの2.2％から2.5％に広がった。

(b) 旧共済法の年金の改定

i）本来水準の年金額の改定

①俸給年額の改定

年金額（俸給比例部分）の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」を新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬月額について適用される再評価率（表23）に読み替えて俸給比例部分の改定が行われた。

②定額部分の単価等の改定

定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.7％引き下げられた。

③旧共済法の従前保障額の改定

平成12年改正前の従前の算定による年金額（旧共済法の従前保障額）について0.7％引き下げられた。具体的には、旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）に0.986（0.993（前年度の従前額改定率）×0.993）を乗じて得た額に改定された。

表24　新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定　（平成23年4月～）

年金種別	改正前	改正後
退職共済年金	円	円
・定額部分の単価	1,676×0.985 ～ 3,143×0.985	1,676×0.981 ～ 3,143×0.981
・加給年金額		
配偶者	227,900	227,000
特別加算（受給権者の生年月日）		
昭9.4.2 ～ 15.4.1	33,600	33,500
昭15.4.2 ～ 16.4.1	67,300	67,000
昭16.4.2 ～ 17.4.1	101,000	100,600
昭17.4.2 ～ 18.4.1	134,600	134,000
昭18.4.2 ～	168,100	167,500
子2人まで1人につき	227,900	227,000
3人目から1人につき	75,900	75,600
障害共済年金		
・1級、2級　配偶者加給年金額	227,900	227,000
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	594,200	591,700
遺族共済年金		
中高齢寡婦加算額	594,200	591,700
公務等の障害共済年金		
・最低保障額　1級	4,212,500	4,195,300
2級	2,601,800	2,591,200
3級	2,354,100	2,344,500
公務等の遺族共済年金		
・最低保障額	1,053,100	1,048,800

ii）特例水準の年金額の改定

特例水準の年金額は、平成22年の物価指数は対前年比で0.7％下落したが、前回の減額改定の基準となる平成17年の物価指数（100）を0.4下回ったことにより、0.4％引き下げられた。

特例水準の年金額については、平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額（平成12年改正後の旧共済法の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（旧共済法のスライド付従前保障額）を下回るときは旧共済法のスライド付従前保障額を支給することとしており、具体的には次のように改定された。

・平成12年改正後の旧共済法の年金額（平成11年度価格）×0.981（0.985（前年度の改定率）×0.996）

・旧共済法のスライド付従前保障額（平成6年度価格）×1.031×0.981（0.985（前年度の改定率）×0.996）

また、定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.4％引き下げられた（表25）。

本来水準の年金額は0.7％引き下げられ、特例水準の年金額は0.4％引き下げられたこと

表25　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（平成23年4月～）

年金種別	改正前	改正後
各年金共通	円	円
・定額部分の単価　20年分	754,320×0.985	754,320×0.981
1年分	37,716×0.985	37,716×0.981
退職年金		
・最低保障額	1,068,300	1,064,000
障害年金		
・最低保障額　1級	1,307,000	1,301,700
2級	1,068,300	1,064,000
3級	792,100	788,900
遺族年金		
・最低保障額	792,100	788,900
・寡婦加算　2子以上をもつ妻	265,900	264,800
1子をもつ妻	151,900	151,300
子なしの60歳以上の妻	151,900	151,300
・扶養加給　2人まで1人につき	227,900	227,000
3人目から1人につき	75,900	75,600
公務の障害年金		
・最低保障額　1級	5,202,700	5,181,500
2級	3,393,900	3,380,100
3級	2,354,100	2,344,500
・扶養加給　妻である配偶者	205,000	204,100
子等2人まで1人につき	65,900	65,600
子等3人目から1人につき	14,600	14,500
妻がいないときの子等1人に限り	139,100	138,500
公務の遺族年金		
・最低保障額	1,845,200	1,837,300
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき	1,720,200	1,713,200
・扶養加給　扶養遺族2人まで1人につき	65,900	65,600
扶養遺族3人目から1人につき	14,600	14,500

から、本来水準の年金額と特例水準の年金額との差は、前年度までの2.2％から2.5％に広がった。

(c) 傷病補償年金等との調整額の改定

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受ける場合には、重複支給を避けるため、上積み部分の支給を停止することとしている。

今回の改定では、公務等による上積み部分も含めて0.7％引き下げられたため、支給停止額についても、0.7％引き下げられた。なお、特例水準の年金額については0.4％引き下げられため、支給停止額についても0.4％引き下げられた。

(d) 老齢者加算部分の改定

旧共済法の年金のうち、計算方法が一般方式（恩給公務員期間や組合員期間別に俸給年額と給付乗率を用いて算定）による年金額については、スライドは行われないことになっているが、最短恩給年限を超える恩給公務員期間等がある者が70歳以上になった場合に支給される、いわゆる老齢者加算部分についてはスライドは行われることとされている。

この老齢者加算部分の額が物価変動率を基にして引き下げられた。

(3) 施行期日

平成23年4月1日から施行。

15　平成24年政令第58号による改定

総務省は平成24年1月27日、平成23年平均の物価指数が対前年比で0.3％下落し、平成22年の指数（100）と比べてマイナス0.3％の99.7となったと発表した。これを踏まえ、「国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令及び国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令」（平成24年政令第58号）が公布され、退職共済年金等の年金の額について次のように措置された。

(1) 年金額改定政令の制定

平成23年の物価変動率（平成22年の物価指数に対する平成23年の物価指数の比率）がマイナス0.3％、名目手取り賃金変動率（平成20年度から平成22年度までの3年度平均の実質賃金変動率等を基に計算した率）がマイナス1.6％となった。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として、それぞれ毎年度改定することとしているが、物価変動率と名目手取り賃金変動率がともに1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、新規裁定者、既裁定者に係る年金とも物価変動率を基準として改定することとされており、平成24年4月分からの年金の額は、物価変動率を基準として政令により0.3％引き下げることとした。

(2) 年金額改定政令による年金の額の改定

共済年金の額の改定については、新共済法の年金と旧共済法の年金とに区分される。

(a) 新共済法の年金の改定

i）本来水準の年金額の改定

①標準報酬の月額等の再評価

年金額（報酬比例部分）の算定の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前は平均標準報酬月額）の算出に係る標準報酬の月額等を再評価するために乗じる再評価率について、物価変動率（マイナス0.3％）を基準に改定（表26）して標準報酬の月額等を再評価し、報酬比例部分の改定が行われた。

なお、平成24年度及び直近3か年の組合員期間に係る再評価率については、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された。

②定額部分の単価等の改定

退職共済年金の定額部分の単価、配偶者に係る加給年金額、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ

表26　期間別の再評価率

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
～ 昭62. 3	1.200	1.210	1.236	1.242	1.242	1.247	1.257	1.268	1.272
昭62. 4 ～ 63. 3	1.169	1.181	1.206	1.212	1.212	1.217	1.225	1.235	1.239
63. 4 ～ 平元. 11	1.141	1.152	1.176	1.182	1.182	1.187	1.196	1.205	1.209
平元.12 ～ 3. 3	1.072	1.082	1.106	1.111	1.111	1.116	1.124	1.133	1.136
3. 4 ～ 4. 3	1.022	1.033	1.056	1.061	1.061	1.065	1.073	1.081	1.084
4. 4 ～ 5. 3	0.993	1.003	1.024	1.030	1.030	1.034	1.043	1.051	1.054
5. 4 ～ 6. 3	0.973	0.983	1.004	1.010	1.010	1.014	1.021	1.029	1.032
6. 4 ～ 7. 3	0.965	0.965	0.985	0.990	0.990	0.994	1.001	1.010	1.012
7. 4 ～ 8. 3	0.964	0.964	0.964	0.969	0.969	0.973	0.980	0.988	0.991
8. 4 ～ 9. 3	0.961	0.961	0.961	0.957	0.957	0.961	0.968	0.976	0.979
9. 4 ～ 10. 3	0.941	0.941	0.941	0.941	0.944	0.948	0.955	0.963	0.966
10. 4 ～ 11. 3	0.935	0.935	0.935	0.935	0.935	0.939	0.944	0.952	0.955
11. 4 ～ 12. 3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.943	0.951	0.954
12. 4 ～ 13. 3	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.951	0.954
13. 4 ～ 14. 3	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.953
14. 4 ～ 15. 3	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959
15. 4 ～ 16. 3	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962
16. 4 ～ 17. 3	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963
17. 4 ～ 18. 3	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964
18. 4 ～ 19. 3	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964
19. 4 ～ 20. 3	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962
20. 4 ～ 21. 3	0.946	0.946	0.946	0.946	0.946	0.946	0.946	0.946	0.946
21. 4 ～ 22. 3	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958
22. 4 ～ 23. 3	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965
23. 4 ～ 24. 3	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968
24. 4 ～ 25. 3	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968

0.3%引き下げられた。

③従前保障額の改定

平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）について0.3%引き下げられた。

具体的には、従前保障額（平成6年度価格）に0.983（0.986（前年度の従前額改定率）×0.997）を乗じて得た額に改定された。

なお、従前保障額（平成6年度価格）の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成24年度の組合員期間に係る再評価率（0.937）が新たに設定された。

ii）特例水準の年金額の改定

特例水準の年金額は、物価変動率を基準として0.3%引き下げられた。

特例水準の年金額については、平成12年改正による給付水準の5%適正化後の年金額（平成12年改正後の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（スライド付従前保障額）を下回るときはスライド付従前保障額を支給することとしており、具体的には次のように改定された。

・平成12年改正後の年金額（平成11年度価格）×0.978 (注)（0.981（前年度の改定率）×0.997）

・スライド付従前保障額（平成6年度価格）×1.031×0.978 (注)（0.981（前年度の改定率）×0.997）

（注）報酬比例部分に適用する改定率0.978は、組合員期間に応じて次の改定率となる。

・平成14年1月以後の組合員期間のみの場合　0.987
・平成15年1月以後の組合員期間のみの場合　0.990
・平成17年1月以後の組合員期間のみの場合　0.993
・平成22年1月以後の組合員期間のみの場合　0.997
・平成23年1月以後の組合員期間のみの場合　なし

特例水準の年金額の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成11年と平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成24年度の組合員期間に係る平成12年改正後の年金額（平成11年度価格）の計算に適用される再評価率（1.001）とスライド付従前保障額（平成6年度価格）の計算に適用される再評価率（0.937）が新たに設定された。

また、退職共済年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.3%引き下げられた（表27）。

本来水準の年金額、特例水準の年金額とも0.3%引き下げられたことから、その差は2.5%のままであり、引き続き特例水準の年金額が支給されることとなった。

(b) 旧共済法の年金の改定

i）本来水準の年金額の改定

①俸給年額の改定

年金額（俸給比例部分）の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」を新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬月額について適用される再評価率（表26）に読み替えて俸給比例部分の改定が行われた。

②定額部分の単価等の改定

定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.3%引き下げられた。

③旧共済法の従前保障額の改定

平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（旧共済法の従前保障額）について物価変動率を基準として0.3%引き下げられた。具体的には、旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）に0.983（0.986（前年度の改定率）×0.997）を乗じて得た額に改定された。

表27　新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定　（平成24年4月～）

年金種別	改正前	改正後
退職共済年金	円	円
・定額部分の単価	1,676×0.981 ～ 3143×0.981	1,676×0.978 ～ 3143×0.978
・加給年金額		
配偶者	227,000	226,300
特別加算（受給権者の生年月日）		
昭9.4.2 ～ 15.4.1	33,500	33,300
昭15.4.2 ～ 16.4.1	67,000	66,800
昭16.4.2 ～ 17.4.1	100,600	100,200
昭17.4.2 ～ 18.4.1	134,000	133,600
昭18.4.2 ～	167,500	166,900
子2人まで1人につき	227,000	226,300
3人目から1人につき	75,600	75,400
障害共済年金		
・1級、2級　配偶者加給年金額	227,000	226,300
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	591,700	589,900
遺族共済年金		
中高齢寡婦加算額	591,700	589,900
公務等の障害共済年金		
・最低保障額　1級	4,195,300	4,182,500
2級	2,591,200	2,583,300
3級	2,344,500	2,337,300
公務等の遺族共済年金		
・最低保障額	1,048,800	1,045,600

ii）特例水準の年金額の改定

特例水準の年金額は物価変動率を基準として、0.3%引き下げられた。

特例水準の年金額については、平成12年改正による給付水準5%適正化後の年金額（平成12年改正後の旧共済法の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（旧共済法のスライド付従前保障額）を下回るときは旧共済法のスライド付従前保障額を支給することとしており、具体的には次のように改定された。

・平成12年改正後の旧共済法の年金額（平成11年度価格）×0.978（0.981（前年度の改定率）×0.997）

・旧共済法のスライド付従前保障額（平成6年度価格）×1.031×0.978（0.981（前年度の改定率）×0.997）

また、定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.3%引き下げられた（表28）。

本来水準の年金額、特例水準の年金額とも0.3%引き下げられたことから、その差は2.5%のままであり、引き続き特例水準の年金額が支給されることとなった。

(c) 傷病補償年金等との調整額の改定

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特

表28　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（平成24年4月～）

年金種別		改正前	改正後
各年金共通		円	円
・定額部分の単価	20年分	754,320×0.981	754,320×0.978
	1年分	37,716×0.981	37,716×0.978
退職年金			
・最低保障額		1,064,000	1,060,700
障害年金			
・最低保障額	1級	1,301,700	1,297,700
	2級	1,064,000	1,060,700
	3級	788,900	786,500
遺族年金			
・最低保障額		788,900	786,500
・寡婦加算	2子以上をもつ妻	264,800	264,000
	1子をもつ妻	151,300	150,800
	子なしの60歳以上の妻	151,300	150,800
・扶養加給	2人まで1人につき	227,000	226,300
	3人目から1人につき	75,600	75,400
公務の障害年金			
・最低保障額	1級	5,181,500	5,165,700
	2級	3,380,100	3,369,800
	3級	2,344,500	2,337,300
・扶養加給	妻である配偶者	204,100	203,500
	子等2人まで1人につき	65,600	65,400
	子等3人目から1人につき	14,500	14,500
	妻がいないときの子等1人に限り	138,500	138,100
公務の遺族年金			
・最低保障額		1,837,300	1,832,100
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき		1,713,200	1,708,000
・扶養加給	扶養遺族2人まで1人につき	65,600	65,400
	扶養遺族3人目から1人につき	14,500	14,500

殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受ける場合には重複支給を避けるため、上積み部分の支給を停止することとしている。

今回の改定では、公務等による上積み部分も含めて0.3％引き下げられたため、支給停止額についても、0.3％引き下げられた。

（d）老齢者加算部分の改定

旧共済法の年金のうち、計算方法が一般方式（恩給公務員期間や組合員期間別に俸給年額と給付乗率を用いて算定）による年金額については、スライドは行われないことになっているが、最短恩給年限を超える恩給公務員期間等がある者が70歳以上になった場合に支給される、いわゆる老齢者加算部分についてはスライドは行われることとされている。

この老齢者加算部分の額が物価変動率を基にして引き下げられた。

（3）施行期日

平成24年4月1日から施行。

16　平成25年度における年金の額等の改定

総務省は平成25年1月25日、平成24年の物価指数は平成22年の物価指数（100）と比べてマイナス0.3％の99.7となり、前年と同率で、対前年比変動率は0.0％と発表した。一方、名目手取り賃金変動率はマイナス0.6％となった。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として、毎年度改定することとしているが、物価変動率、名目手取り賃金変動率ともマイナスで物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、新規裁定者、既裁定者に係る年金とも物価変動率を基準として改定することとされており、平成25年度の改定は行われなかった。

（1）平成25年度における再評価率の設定及び改定

平成25年3月27日に「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」（平成25年政令第86号）が公布され、平成25年度及び直近3か年の組合員期間に係る再評価率について、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された（表29）。

また、本来水準の年金額のうち、平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（平成6年度価格）の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成6年水準に再評価する必要があるため、平成25年度の組合員期間に係る再評価率（0.937）が新たに設定された。

さらに、特例水準の年金額の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成11年と平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成25年度の組合員期間に係る平成12年改正後の年金額（平成11年度価格）の計算に適用される再評価率（1.001）とスライド付従前保障額（平成6年度価格）の計算に適用される再評価率（0.937）が新たに設定された。

本来水準の年金額、特例水準の年金額とも改定が行われなかったことから、その差は2.5％のままであり、引き続き特例水準の年金額が支給されることとなった。

（2）追加費用対象期間を有する者に対する退職共済年金等の額の特例

昭和34年まで恩給制度が適用され、同年以後も引き続き国家公務員である者については、国家公務員共済組合制度に加入することとされ、恩給法適用期間を引き継いだ形で共済年金の額の算定の基礎とすることとされた。このため、本人負担がごく僅かであった昭和34年以前の公務員期間を算定の基礎とする共済年金の額のうち、当該期間に相当する部分の費用負担（追加費用）については、恩給等の費用を国が負担していたこととの均衡から、当時の事業主としての国が負担することとされた。

この追加費用適用期間に係る共済年金等の額について、制度切替前後の年金掛金の本人

表29　期間別の再評価率

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
平成22年3月以前の再評価率は表26と同じ。									
平22. 4 ～ 23. 3	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963
23. 4 ～ 24. 3	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966
24. 4 ～ 25. 3	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966
25. 4 ～ 26. 3	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966

負担の差を考慮して、世代間の公平を図るため、平成25年8月分の年金額から、追加費用対象期間の長さに応じて、最大で年金額を10%引き下げることとした。

具体的には、年金額の算定の基礎となっている組合員期間に追加費用対象期間がある者のうち、支給されている年金額が230万円（控除調整下限額）を超えている者について、次の①～③の額のうち、最も多い額を改定後の年金額とした。

①現在の年金額から追加費用対象期間に係る額の27%を減額した後の額

②現在の金額から全体の年金額の10%を控除した後の額

③230万円

(3) 特例水準の解消による年金の額の改定

現在支給されている年金額の水準は、平成11年から平成13年にかけて物価が下落したにもかかわらず、特例法によりマイナスの物価スライド改定を行わず年金額が据え置かれたことにより、本来水準の年金額より2.5%高い特例水準の年金額となっている。この特例水準の年金額については、現役世代の年金額の確保につなげ、世代間の公平を図るために平成25年度から平成27年度までの3年間で特例水準を段階的に解消することとする「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）が平成24年11月26日に公布され、その後、同法に基づく「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第282号）が平成25年9月26日に公布され、平成25年10月分の年金額から1.0%、平成26年4月分の年金額から1.0%、平成27年4月分の年金額から0.5%引き下げることとした（以下「特例水準の段階的解消」という）。

(a) 新共済法の年金の改定

平成25年度は物価や賃金の変動による年金額の改定は行われないが、特例水準の年金額については、特例水準の段階的解消により平成25年10月から1.0%引き下げられた。

特例水準の年金額については、平成12年改正による給付水準の5%適正化後の年金額（平成12年改正後の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（スライド付従前保障額）を下回るときはスライド付従前保障額を支給することとしており、具体的には次のように改定された。

・平成12年改正後の年金額（平成11年度価格）×0.968 (注)（0.978×0.990（特例水準の解消分マイナス1.0%））

・スライド付従前保障額（平成6年度価格）×1.031×0.968 (注)（0.978×0.990（特例水準の解消分マイナス1.0%））

（注）報酬比例部分に適用する改定率0.968は、組合員期間に応じて次の改定率となる。
・平成14年1月以後の組合員期間のみの場合　0.977
・平成15年1月以後の組合員期間のみの場合　0.980
・平成17年1月以後の組合員期間のみの場合　0.983
・平成22年1月以後の組合員期間のみの場合　0.997
・平成23年1月以後の組合員期間のみの場合　0.990

また、退職共済年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に設けられている最低保障額等についても、特例水準の段階的解消により平成25年10月から1.0%引き下げられた（表30）。

本来水準の年金額の改定は行われず据置きとなったが、特例水準の年金額については1.0%引き下げられたことから、本来水準の年金額と特例水準の年金額との差は1.5%となった。

表30　新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定　（平成25年10月～）

年金種別	改正前	改正後
退職共済年金	円	円
・定額部分の単価	1,676×0.978 ～ 3,143×0.978	1,676×0.968 ～ 3,143×0.968
・加給年金額		
配偶者	226,300	224,000
特別加算（受給権者の生年月日）		
昭9.4.2 ～ 15.4.1	33,300	33,000
昭15.4.2 ～ 16.4.1	66,800	66,100
昭16.4.2 ～ 17.4.1	100,200	99,200
昭17.4.2 ～ 18.4.1	133,600	132,200
昭18.4.2 ～	166,900	165,200
子2人まで1人につき	226,300	224,000
3人目から1人につき	75,400	74,600
障害共済年金		
・1級、2級　配偶者加給年金額	226,300	224,000
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	589,900	583,900
遺族共済年金		
中高齢寡婦加算額	589,900	583,900
公務等の障害共済年金		
・最低保障額　1級	4,182,500	4,139,700
2級	2,583,300	2,556,900
3級	2,337,300	2,313,400
公務等の遺族共済年金		
・最低保障額	1,045,600	1,034,900

(b) 旧共済法の年金の改定

平成25年度は物価や賃金の変動による年金額の改定は行われないが、特例水準の年金額については、特例水準の段階的解消により平成25年10月から1.0%引き下げられた。

特例水準の年金額については、平成12年改正による給付水準の5%適正化後の年金額（平成12年改正後の旧共済法の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（旧共済法のスライド付従前保障額）を下回るときは旧共済法のスライド付従前保障額を支給することとしており、具体的には次のように改定された。

・平成12年改正後の旧共済法の年金額（平成11年度価格）×0.968（0.978（前年度の改定率）×0.990（特例水準の解消分マイナス1.0%））

・旧共済法のスライド付従前保障額（平成6年度価格）×1.031×0.968（0.978（前年度の改定率）×0.990（特例水準の解消分マイナス1.0%））

また、定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等についても、特例水準の段階的解消により平成25年10月から1.0%引き下げられた（表31）。

本来水準の年金額の改定は行われず据置きとなったが、特例水準の年金額については1.0%引き下げられたことから、本来水準の年金額と特例水準の年金額との差は1.5%となった。

(c) 傷病補償年金等との調整額の改定

表31　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（平成25年10月～）

年金種別	改正前	改正後
各年金共通	円	円
・定額部分の単価　20年分	754,320×0.978	754,320×0.968
1年分	37,716×0.978	37,716×0.968
退職年金		
・最低保障額	1,060,700	1,049,900
障害年金		
・最低保障額　1級	1,297,700	1,284,400
2級	1,060,700	1,049,900
3級	786,500	778,500
遺族年金		
・最低保障額	786,500	778,500
・寡婦加算　2子以上をもつ妻	264,000	261,300
1子をもつ妻	150,800	149,300
子なしの60歳以上の妻	150,800	149,300
・扶養加給　2人まで1人につき	226,300	224,000
3人目から1人につき	75,400	74,600
公務の障害年金		
・最低保障額　1級	5,165,700	5,112,900
2級	3,369,800	3,335,300
3級	2,337,300	2,313,400
・扶養加給　妻である配偶者	203,500	201,400
子等2人まで1人につき	65,400	64,800
子等3人目から1人につき	14,500	14,300
妻がいないときの子等1人に限り	138,100	136,700
公務の遺族年金		
・最低保障額	1,832,100	1,813,400
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき	1,708,000	1,690,500
・扶養加給　扶養遺族2人まで1人につき	65,400	64,800
扶養遺族3人目から1人につき	14,500	14,300

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受ける場合には、重複支給を避けるため、上積み部分の支給を停止することにしている。

今回の改定では、特例水準の年金額については公務等による上積み部分も含めて特例水準の段階的解消により1.0％引き下げられたため、支給停止額についても、平成25年10月から1.0％引き下げられた。

（d）老齢者加算部分の改定

旧共済法の年金のうち、計算方法が一般方式（恩給公務員期間や組合員期間別に俸給年額と給付乗率を用いて算定）による年金額については、スライドは行われないことになっているが、最短恩給年限を超える恩給公務員期間等がある者が70歳以上になった場合に支給される、いわゆる老齢者加算部分についてはスライドは行われることとされている。

この老齢者加算部分の額が特例水準の段階的解消により平成25年10月から引き下げられた。

（4）施行期日

（1）は平成25年4月1日から施行。

（2）は平成25年8月1日から施行。

（3）は平成25年10月1日から施行。

17　平成26年政令第85号による改定

総務省は平成26年1月31日、平成25年の物価指数は対前年比プラス0.4％と発表した。これを踏まえ、「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」（平成26年政令第85号）が公布され、退職共済年金等の年金の額について次のように措置された。

（1）年金額改定政令の制定

平成25年の物価変動率（平成24年の物価指数に対する平成25年の物価指数の比率）はプラス0.4％、名目手取り賃金変動率（平成22年度から平成24年度までの3年度平均の実質賃金変動率等を基に計算した率）はプラス0.3％となった。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として毎年度改定することになっているが、物価変動率、名目手取り賃金変動率ともにプラスとなり、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、新規裁定者、既裁定者に係る年金とも名目手取り賃金変動率を基準として改定することとされており、平成26年4月分からの年金の額は、名目手取り賃金変動率を基準として政令により0.3％引き上げることとした。

なお、特例水準の年金額については、これに加え、特例水準の段階的解消により1.0％引き下げることとした。

（2）年金額改定政令による年金の額の改定

共済年金の額の改定については、新共済法の年金と旧共済法の年金とに区分される。

（a）新共済法の年金の改定

i）本来水準の年金額の改定

①標準報酬の月額等の再評価

年金額（報酬比例部分）の算定の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前は平均標準報酬月額）の算出に係る標準報酬の月額等を再評価率するために乗じる再評価率について、名目手取り賃金変動率（プラス0.3％）を基準に改定（表32）して標準報酬の月額等を再評価し、報酬比例部分の改定が行われた。

ただし、本来水準の指数が特例水準の指数を上回る場合には、名目手取り賃金変動率に、公的年金被保険者変動率（当該年度の初日の属する5年前の年の4月1日の属する年度における公的年金被保険者等総数に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率）に0.997を乗じて得た率（以下「調整率」という）を乗じて再評価率を改定することになっている。

昭和13年4月2日以降に生まれた者の年金に係る再評価率については、本来水準の指数が特例水準の指数を上回ることから、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率により改定を行うことになるが、調整率が本来水準の指数に対する特例水準の指数の比率（以下「比率」という）を下回る場合には、その比率を調整率とみなすこととされた。

・調整率　0.990=0.993（公的年金被保険者変動率）×0.997

・比　率　0.998=0.9761（特例水準の指数）÷0.9780（本来水準の指数）

比率が調整率を上回ることから、比率を調整率とみなして名目手取り賃金変動率（プラス0.3％）に調整率（0.998）を乗

表32　期間別の再評価率

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
～ 昭62. 3	1.204	1.214	1.240	1.246	1.246	1.251	1.261	1.272	1.273
昭62. 4 ～ 63. 3	1.173	1.185	1.210	1.216	1.216	1.221	1.229	1.239	1.240
63. 4 ～ 平元. 11	1.144	1.155	1.180	1.186	1.186	1.191	1.200	1.209	1.210
平元.12 ～ 3. 3	1.075	1.085	1.109	1.114	1.114	1.119	1.127	1.136	1.137
3. 4 ～ 4. 3	1.025	1.036	1.059	1.064	1.064	1.068	1.076	1.084	1.085
4. 4 ～ 5. 3	0.996	1.006	1.027	1.033	1.033	1.037	1.046	1.054	1.055
5. 4 ～ 6. 3	0.976	0.986	1.007	1.013	1.013	1.017	1.024	1.032	1.033
6. 4 ～ 7. 3	0.968	0.968	0.988	0.993	0.993	0.997	1.004	1.013	1.013
7. 4 ～ 8. 3	0.967	0.967	0.967	0.972	0.972	0.976	0.983	0.991	0.992
8. 4 ～ 9. 3	0.964	0.964	0.964	0.960	0.960	0.964	0.971	0.979	0.980
9. 4 ～ 10. 3	0.944	0.944	0.944	0.944	0.947	0.951	0.958	0.966	0.967
10. 4 ～ 11. 3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.942	0.947	0.955	0.956
11. 4 ～ 12. 3	0.941	0.941	0.941	0.941	0.941	0.941	0.946	0.954	0.955
12. 4 ～ 13. 3	0.946	0.946	0.946	0.946	0.946	0.946	0.946	0.954	0.955
13. 4 ～ 14. 3	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.954
14. 4 ～ 15. 3	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.960
15. 4 ～ 16. 3	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.963
16. 4 ～ 17. 3	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.964
17. 4 ～ 18. 3	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.965
18. 4 ～ 19. 3	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.965
19. 4 ～ 20. 3	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.963
20. 4 ～ 21. 3	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.947
21. 4 ～ 22. 3	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.959
22. 4 ～ 23. 3	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.964
23. 4 ～ 24. 3	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.966
24. 4 ～ 25. 3	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.966
25. 4 ～ 26. 3	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.962
26. 4 ～ 27. 3	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.962

じた率（プラス0.1%）で再評価率の改定が行われた。

なお、平成26年度及び直近3か年の組合員期間に係る再評価率については、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された。

②定額部分の単価等の改定

退職共済年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.3%引き上げられた。

③従前保障額の改定

平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）について0.3%引き上げられた。

具体的には従前保障額（平成6年度価格）に0.986（0.983（前年度の従前額改定率）×1.003）を乗じて得た額に改定された。ただし、従前保障額（平成6年度価格）についても、昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金については、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率により改定を行うことになり、従前保障額（平成6年度価格）に0.984（0.983（前年度の従前額改定率）×1.003×0.998（調整率））を乗じて得た額に改定された。

なお、従前保障額（平成6年度価格）の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成6年の改正時点の水準に再評価する必要があるため、平成26年度の組合員期間に係る再評価率（0.932）が新たに設定された。

ii）特例水準の年金額の改定

特例水準の年金額は、名目手取り賃金変動率又は物価変動率に特例水準の段階的解消によるマイナス0.1%の率を加えて1を下回る場合には改定することとされおり、名目手取り賃金変動率（プラス0.3%）に特例水準の段階的解消によるマイナス1.0%を加えて、0.7%の引き下げが行われた。

特例水準の年金額については、平成12年改正による給付水準の5%適正化後の年金額（平成12年改正後の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（スライド付従前保障額）を下回るときはスライド付従前保障額を支給することとしており、具体的には次のように改定された。

・平成12年改正後の年金額（平成11年度価格）×0.961（注）（0.968（前年度の改定率）×1.003×0.990（特例水準の解消分マイナス1.0%））

・スライド付従前保障額（平成6年度価格）×1.031×0.961（注）（0.968（前年度の改定率）×1.003×0.990（特例水準の解消分マイナス1.0%））

（注）報酬比例部分に適用する改定率0.961は、組合員期間に応じて次の改定率になる。
・平成14年1月以後の組合員期間のみの場合　0.970
・平成15年1月以後の組合員期間のみの場合　0.973
・平成14年1月以後の組合員期間のみの場合　0.976
・平成22年1月以後の組合員期間のみの場合　0.980
・平成23年1月以後の組合員期間のみの場合　0.983
・平成26年1月以後の組合員期間のみの場合　0.993

特例水準の年金額の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成11年と平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成26年度の組合員期間に係る平成12年改正後の年金額（平成11年度価格）の計算に適用される再評価率（0.996）とスライド付従前保障額（平成6年度価格）の計算に適用される再評価率（0.932）が新たに設定された。

さらに、退職共済年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.7%引き下げられた（表33）。

本来水準の年金額は0.3%引き上げられ、特例水準の年金額は0.7%引き下げられたことにより、本来水準の年金額と特例水準の年

表33　新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定　（平成26年4月～）

年金種別	改正前	改正後
退職共済年金	円	円
・定額部分の単価	1,676×0.968 ～ 3,143×0.968	1,676×0.961 ～ 3,143×0.961
・加給年金額		
配偶者	224,000	222,400
特別加算（受給権者の生年月日）		
昭9.4.2 ～ 15.4.1	33,000	32,800
昭15.4.2 ～ 16.4.1	66,100	65,600
昭16.4.2 ～ 17.4.1	99,200	98,500
昭17.4.2 ～ 18.4.1	132,200	131,300
昭18.4.2 ～	165,200	164,000
子2人まで1人につき	224,000	222,400
3人目から1人につき	74,600	74,100
障害共済年金		
・1級、2級　配偶者加給年金額	224,000	222,400
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	583,900	579,700
遺族共済年金		
中高齢寡婦加算額	583,900	579,700
公務等の障害共済年金		
・最低保障額　1級	4,139,700	4,109,800
2級	2,556,900	2,538,400
3級	2,313,400	2,296,700
公務等の遺族共済年金		
・最低保障額	1,034,900	1,027,400

金額との差は、0.5%になった。

(b) 旧共済法の年金の改定

i）本来水準の年金額の改定

①俸給年額の改定

年金額（俸給比例部分）の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」を新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬額について適用される再評価率（表32）に読み替えて俸給比例部分の改定が行われた。

②定額部分の単価等の改定

定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.3%引き上げられた。

③旧共済法の従前保障額の改定

平成12年改正前の従前の算定による年金額（旧共済法の従前保障額）について0.3%引き上げられた。

具体的には、旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）に0.986（0.983（前年度の従前額改定率）×1.003）を乗じて得た額に改定された。

なお、昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金については、新共済法の年金と同様に調整率が乗じられ、旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）に0.984（0.983(前年度の従前額改定率)×1.003（プラス0.3%）×0.998（調整率））を乗じて得た額に改定された。

ii）特例水準の年金額の改定

特例水準の年金額は、名目手取り賃金変動率又は物価変動率に特例水準の段階的解消によるマイナス0.1%の率を加えて1を下回る場合には改定することとされおり、名目手取り賃金変動率（プラス0.3%）に特例水準の段階的解消によるマイナス1.0%を加えて、0.7%引き下げられた。

特例水準の年金額については、平成12年改正による給付水準の5%適正化後の年金額（平成12年改正後の旧共済法の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（旧共済法のスライド付従前保障額）を下回るときは旧共済法のスライド付従前保障額を支給することとしており、具体的には、次のように改定された。

・平成12年改正後の旧共済法の年金額（平成11年度価格）×0.961（0.968（前年度の改定率）×1.003×0.990（特例水準の解消分マイナス1.0%））

・旧共済法のスライド付従前保障額（平成6年度価格）×1.031×0.961（0.968（前年度の改定率）×1.003×0.990（特例水準の解消分マイナス1.0%））

また、定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等についても、それぞれ0.7%引き下げられた（表34）。

本来水準の年金額は0.3%引き上げられ、特例水準の年金額は0.7%の引き下げられた

表34　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（平成26年4月～）

年金種別	改正前	改正後
各年金共通	円	円
・定額部分の単価　20年分	754,320×0.968	754,320×0.961
1年分	37,716×0.968	37,716×0.961
退職年金		
・最低保障額	1,049,900	1,042,300
障害年金		
・最低保障額　1級	1,284,400	1,275,200
2級	1,049,900	1,042,300
3級	778,500	772,800
遺族年金		
・最低保障額	778,500	772,800
・寡婦加算　2子以上をもつ妻	261,300	259,400
1子をもつ妻	149,300	148,200
子なしの60歳以上の妻	149,300	148,200
・扶養加給　2人まで1人につき	224,000	222,400
3人目から1人につき	74,600	74,100
公務の障害年金		
・最低保障額　1級	5,112,900	5,075,900
2級	3,335,300	3,311,200
3級	2,313,400	2,296,700
・扶養加給　妻である配偶者	201,400	200,000
子等2人まで1人につき	64,800	64,300
子等3人目から1人につき	14,300	14,200
妻がいないときの子等1人に限り	136,700	135,700
公務の遺族年金		
・最低保障額	1,813,400	1,800,200
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき	1,690,500	1,678,300
・扶養加給　扶養遺族2人まで1人につき	64,800	64,300
扶養遺族3人目から1人につき	14,300	14,200

ことにより、本来水準の年金額と特例水準の年金額との差は、0.5%になった。

(c) 傷病補償年金等との調整額の改定

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に、公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受けている場合には重複支給を避けるため、公務等による上積み部分の支給を停止することとしている。

今回の改定では、公務等による上積み部分も含めて0.3%引き上げられたため、支給停止額についても0.3%引き上げられた。なお、特例水準の年金額については、0.7%引き下げられたため、支給停止額についても、0.7%引き下げられた。

(d) 老齢者加算部分の改定

旧共済法の年金のうち、計算方法が一般方式（恩給公務員期間や組合員期間別に俸給年額と給付乗率を用いて算定）による年金額については、スライドは行われないことになっているが、最短恩給年限を超える恩給公務員期間等がある者が70歳以上になった場合に支給される、いわゆる老齢者加算部分についてはスライドは行われることとされている。

この老齢者加算部分の額が名目手取り賃金変動率から特例水準の段階的解消のための率を控除した率を基にして引き下げられた。

(3) 施行期日

平成26年4月1日から施行。

18　平成27年政令第103号による改定

総務省は平成27年1月30日、平成26年の物価指数は対前年比でプラス2.7%と発表した。これを踏まえ、「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」（平成27年政令第103号）が公布され、退職共済年金等の年金の額について次のように措置された。

(1) 年金額改定政令の制定

平成26年の物価変動率（平成25年の物価指数に対する平成26年の物価指数の比率）がプラス2.7%、名目手取り賃金変動率（平成23年度から平成25年度までの3年度平均の実質賃金変動率等を基に計算した率）はプラス2.3%となった。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として毎年度改定することになっているが、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回ったため、新規裁定者、既裁定者に係る年金とも名目手取り賃金変動率を基準として改定されることになる。

また、特例水準の段階的解消が平成27年4月分からの0.5%引下げをもって完了することにより、平成16年の年金制度改正において導入されたマクロ経済スライド(注)が初めて適用されることになる。したがって、平成27年4月分の年金額は、名目手取り賃金変動率（プラス2.3%）からスライド調整率（マイナス0.9%（公的年金被保険者数の変動率マイナス0.6%）×平均余命の伸び率（マイナス0.3%））を差し引いた率（以下「改定率」という）を基準として、政令により1.4%引き上げることとした。

(注) 年金額の改定に用いられる賃金や物価の変動率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みで、現役被保険者（組合員）の減少と平均余命の伸びに基づいて「スライド調整率」が設定され、賃金・物価の変動がプラスとなる場合にその変動率からスライド調整を控除するもの。

(2) 年金額改定政令による年金の額の改定

共済年金の額の改定については、新共済法の年金と旧共済法の年金とに区分される。

(a) 新共済法の年金の改定

①標準報酬の月額等の再評価

年金額（報酬比例部分）の算定の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前は平均標準報酬月額）の算出に係る標準報酬の月額等を再評価するために乗じる再評価率について、改定率（1.4%）を基準に改定（表35）して標準報酬の月額等を再評価し、報酬比例部分の改定が行われた。

なお、平成27年度及び直近3か年の組合員期間に係る再評価率については、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された。

なお、昭和12年度生まれの者は平成13年度までの賃金上昇率、昭和13年度生まれの者は平成14年度までの賃金上昇率が反映されているため、昭和11年度以前に生まれた者と比較して本来水準が高くなっていて、平成26年度時点における本来水準と特例水準との差は、0.5%より少なくなっている。具体的には、昭和12年度生まれの者は0.1%の差、昭和13年度の生まれの者は0.0%（特例水準と同水準）となっている。このため、平成26年度の特例水準の年金額（報酬比例部分）との比較では、昭和11年度以前の生まれの者はプラス0.9%（特例水準マイナス0.5%解消）、昭和12年度生まれの者はプラス1.3%（特例水準マイナス0.1%解消）、昭和13年度生まれの者は平成26年度に特例水準が解消済みにより、プラス1.4%の引き上げとなった。

②定額部分の単価等の改定

退職共済年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に設けられている最低保障額等についても、表36のように改定された。

③従前保障額の改定

平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）について1.4%引き上げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者
　従前保障額（平成6年度価格）×1.000
　（0.986（前年度の従前額改定率）×1.014）
・昭和13年4月2日以後に生まれた者
　従前保障額（平成6年度価格）×0.998
　（0.984（前年度の従前額改定率）×1.014）

なお、平成14年1月以後の期間のみを有する者（平成27年3月31日において年金を受けている者に限る）に係る年金の改定率は、1.031に次の区分に応じた率を乗じて得た率とされた。

・平成14年1月以後の期間のみを有する者（平成15年1月以後の期間のみを有する者を除く）　0.970
・平成15年1月以後の期間のみを有する者（平成17年1月以後の期間のみを有する者を除く）　0.973
・平成17年1月以後の期間のみを有する者（平成22年1月以後の期間のみを有する者を除く）　0.976
・平成22年1月以後の期間のみを有する者（平成23年1月以後の期間のみを有する者を除く）　0.980

表35　期間別の再評価率

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
～ 昭62. 3	1.221	1.231	1.257	1.263	1.263	1.269	1.279	1.290	1.291
昭62. 4 ～ 63. 3	1.189	1.202	1.227	1.233	1.233	1.238	1.246	1.256	1.257
63. 4 ～ 平元. 11	1.160	1.171	1.197	1.203	1.203	1.208	1.217	1.226	1.227
平元.12 ～ 3. 3	1.090	1.100	1.125	1.130	1.130	1.135	1.143	1.152	1.153
3. 4 ～ 4. 3	1.039	1.051	1.074	1.079	1.079	1.083	1.091	1.099	1.100
4. 4 ～ 5. 3	1.010	1.020	1.041	1.047	1.047	1.052	1.061	1.069	1.070
5. 4 ～ 6. 3	0.990	1.000	1.021	1.027	1.027	1.031	1.038	1.046	1.047
6. 4 ～ 7. 3	0.982	0.982	1.002	1.007	1.007	1.011	1.018	1.027	1.027
7. 4 ～ 8. 3	0.981	0.981	0.981	0.986	0.986	0.990	0.997	1.005	1.006
8. 4 ～ 9. 3	0.977	0.977	0.977	0.973	0.973	0.977	0.985	0.993	0.994
9. 4 ～ 10. 3	0.957	0.957	0.957	0.957	0.960	0.964	0.971	0.980	0.981
10. 4 ～ 11. 3	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.955	0.960	0.968	0.969
11. 4 ～ 12. 3	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.959	0.967	0.968
12. 4 ～ 13. 3	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.967	0.968
13. 4 ～ 14. 3	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.967
14. 4 ～ 15. 3	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.973
15. 4 ～ 16. 3	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.976
16. 4 ～ 17. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.977
17. 4 ～ 18. 3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.979
18. 4 ～ 19. 3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.979
19. 4 ～ 20. 3	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.976
20. 4 ～ 21. 3	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.960
21. 4 ～ 22. 3	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.972
22. 4 ～ 23. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.977
23. 4 ～ 24. 3	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.980
24. 4 ～ 25. 3	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.981
25. 4 ～ 26. 3	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.977
26. 4 ～ 27. 3	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.951
27. 4 ～ 28. 3	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.951

・平成23年1月以後の期間のみを有する者　0.983

また、従前保障額（平成6年度価格）の計算に当たっては、標準報酬の月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成27年度の組合員期間に係る再評価率（0.909）が新たに設定された。

表36　新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定　（平成27年4月～）

年金種別	改正前	改正後
退職共済年金	円	円
・定額部分の単価	1,676×0.961 ～ 3,143×0.961	1,626 ～ 3,050
・加給年金額		
配偶者	222,400	224,500
特別加算（受給権者の生年月日）		
昭9.4.2 ～ 15.4.1	32,800	33,200
昭15.4.2 ～ 16.4.1	65,600	66,200
昭16.4.2 ～ 17.4.1	98,500	99,400
昭17.4.2 ～ 18.4.1	131,300	132,500
昭18.4.2 ～	164,000	165,600
子2人まで1人につき	222,400	224,500
3人目から1人につき	74,100	74,800
障害共済年金		
・1級、2級　配偶者加給年金額	222,400	224,500
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	579,700	585,100
遺族共済年金		
中高齢寡婦加算額	579,700	585,100
公務等の障害共済年金		
・最低保障額　1級	4,109,800	4,148,400
2級	2,538,400	2,562,200
3級	2,296,700	2,318,300
公務等の遺族共済年金		
・最低保障額	1,027,400	1,037,100

(b) 旧共済法の年金の改定

i）本来水準の年金額の改定

①俸給年額の改定

年金額（俸給比例部分）の改定が行われた。具体的には、俸給比例部分の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」（受給権者の生年月日に応じて定められた率）を新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬月額について適用される再評価率（表35）に読み替えて俸給比例部分の改定が行われた。

②定額部分の単価等の改定

定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等についても、表37のように改定された。

③旧共済法の従前保障額の改定

平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（旧共済法の従前保障額）について1.4％引き上げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者
旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×1.000（0.986（前年度の従前額改定率）×1.014）

・昭和13年4月2日以後に生まれた者
旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×0.998（0.984（前年度の従前額改定率）×1.014）

(c) 傷病補償年金等との調整額の改定

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特

表37　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（平成27年4月～）

年金種別	改正前	改正後
各年金共通	円	円
・定額部分の単価　20年分	754,320×0.961	731,990
1年分	37,716×0.961	36,600
退職年金		
・最低保障額	1,042,300	1,052,100
障害年金		
・最低保障額　1級	1,275,200	1,287,200
2級	1,042,300	1,052,100
3級	772,800	780,100
遺族年金		
・最低保障額	772,800	780,100
・寡婦加算　2子以上をもつ妻	259,400	261,800
1子をもつ妻	148,200	149,600
子なしの60歳以上の妻	148,200	149,600
・扶養加給　2人まで1人につき	222,400	224,500
3人目から1人につき	74,100	74,800
公務の障害年金		
・最低保障額　1級	5,075,900	5,123,800
2級	3,311,200	3,342,500
3級	2,296,700	2,318,400
・扶養加給　妻である配偶者	200,000	201,900
子等2人まで1人につき	64,300	64,900
子等3人目から1人につき	14,200	14,400
妻がいないときの子等1人に限り	135,700	137,000
公務の遺族年金		
・最低保障額	1,800,200	1,817,200
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき	1,678,300	1,694,100
・扶養加給　扶養遺族2人まで1人につき	64,300	64,900
扶養遺族3人目から1人につき	14,200	14,400

殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受けている場合には重複支給を避けるため、上積み部分の支給を停止することとしている。

今回の改定では、公務等による上積み部分も含めて1.4％引き上げられたため、支給停止額についても、1.4％引き上げられた。

（d）老齢者加算部分の改定

旧共済法の年金のうち、計算方法が一般方式（恩給公務員期間や組合員期間別に俸給年額と給付乗率を用いて算定）による年金額については、スライドは行われないことになっているが、最短恩給年限を超える恩給公務員期間等がある者が70歳以上になった場合に支給される、いわゆる老齢者加算部分についてはスライドは行われることとされている。

この老齢者加算部分の額が改定率を基にして引き上げられた。

（3）施行期日

平成27年4月1日から施行。

第2節　被用者年金制度の一元化（平成27年10月）後

第1　厚生年金保険法等による年金の額の改定

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号。以下「年金一元化法」という）による「厚生年金保険法」（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という）及び「国家公務員共済組合法」（昭和33年法律第128号。以下「国共済法」という）の一部改正により、共済年金制度は厚生年金制度に統一され、国家公務員は年金一元化法の施行日（平成27年10月1日）以降、厚生年金に加入することになり、国家公務員としての年金の受給資格を得た場合は、退職共済年金に代わり老齢厚生年金を受給することとなった。

なお、年金一元化法の施行日前に受給権を取得している者に係る昭和61年4月より施行された制度改正後に給付事由が発生した年金（以下「新共済法の年金」という）と昭和61年3月以前に給付事由が発生した年金（以下「旧共済法の年金」という）については、年金一元化法による改正前の国共済法が効力を有することとされ、引き続き同法による年金が支給されることとなった。

また、新共済法の年金の報酬比例部分（厚生年金相当額及び職域加算額）のうち、職域加算額は年金一元化法の施行日をもって廃止されたが、同日において退職共済年金等の給付事由が発生していない者（未裁定者）に対しては、経過措置として、それまでの組合員期間及び標準報酬の月額等を基礎とした「経過的職域加算額」が支給されることとなった。

1　平成28年度における年金の額等の改定

総務省は平成28年1月29日、平成27年平均の物価指数は平成22年の総合指数（＝100）と比べて103.6で対前年比プラス0.8％となったと発表した。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として、それぞれ毎年度改定することとしているが、物価変動率（平成26年の物価指数に対する平成27年の物価指数の比率）はプラス0.8％、名目手取り賃金変動率（平成24年度から平成26年度まで3年度平均の実質賃金変動率等を基に計算した率）はマイナス0.2％となり、物価変動率がプラスで名目手取り賃金変動率がマイナスの場合は、新規裁定者、既裁定者に係る年金とも「1」を基準として改定することとされており、平成28年度は平成27年度の年金額がそのまま据置きとなった。

ただし、被用者年金制度の一元化に伴い、年金額の端数処理がそれまでの100円未満四捨五入から1円未満四捨五入に変更になったことから、平成28年4月分からの年金の額について端数処理の変更による改定が行われた。

年金額が据置きとなったことにより、マクロ経済スライドによる調整（賃金と物価の変動がプラスとなる場合にその変動率（改定率）から公的年金被保険者数の減少と平均余命の伸びに基づいて設定されるスライド調整率を控除して年金の給付水準を調整する仕組み）は、実施されなかった。

また、平成28年3月31日に「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（平成28年政令第128号）が公布され、平成28年度及び直近の3か年の被保険者期間に係る再評価率について、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された（表38）。

さらに、年金額については、平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額（本来水準の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）を

表38　期間別の再評価率　（平成28年4月～）

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
平成25年3月以前の再評価率は表35と同じ。									
平25. 4 ～　26. 3	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.983
26. 4 ～　27. 3	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.957
27. 4 ～　28. 3	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.949
28. 4 ～　29. 3	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.949

下回る場合は、従前保障額を支給することとしており、従前保障額の算定に当たっては、標準報酬月額と標準賞与額の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成28年度の被保険者期間に係る再評価率（0.909）が新たに設定された。

2　平成29年政令第100号による改定

総務省は平成29年1月27日、平成28年平均の物価指数は対前年比マイナス0.1％となったと発表した。これを踏まえ、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（平成29年政令第100号）が公布され、老齢厚生年金等の年金の額について次のように措置された。

（1）年金額改定政令の制定

平成28年の物価変動率（平成27年の物価指数に対する平成28年の物価指数の比率）はマイナス0.1％、名目手取り賃金変動率（平成25年度から平成27年度までの3年度平均の実質賃金変動率等を基に計算した率）はマイナス1.1％となった。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として、それぞれ毎年度改定することとしているが、名目手取り賃金変動率、物価変動率がともにマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合は、新規裁定者、既裁定者に係る年金とも物価変動率を基準として改定することとされており、平成29年4月分からの年金の額は、物価変動率を基準として政令により0.1％引き下げることとした。

なお、年金額がマイナス改定により、マクロ経済スライドによる調整は、実施されない。

年金額については、平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額（本来水準の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）を下回る場合は、従前保障額を支給することとしている。

（2）年金額改定政令による年金の額の改定

年金の額の改定は、年金一元化法の施行日以後に給付事由が発生した「厚年法の年金」、年金一元化法の施行日前に給付事由が発生した、年金一元化法による改正前の国共済法の年金である「新共済法の年金」と「旧共済法の年金」とに区分される。

(a) 厚年法の年金の改定

ⅰ）本来水準の年金額の改定

①標準報酬月額等の再評価

年金額（報酬比例部分）の算定の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前は平均標準報酬月額）の算出に係る標準報酬月額及び標準賞与額（以下「標準報酬月額等」という）を再評価するために乗じる再評価率について、物価変動率（マイナス0.1％）を基準に改定（表39）して標準報酬月額等を再評価し、報酬比例部分の改定が行われた。

ただし、平成29年2月以前に給付事由が発生した年金に係る報酬比例部分については、改定後の報酬比例部分が同年3月31日時点の当該額に物価変動率（0.999）を乗じて得た額に満たないときは、その額を改定後の報酬比例部分とすることとした。

なお、平成29年度及び直近3か年の被保険者期間に係る再評価率については、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された。

②定額部分の単価等の改定

老齢厚生年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、3級障害厚生年金の最低保障額及び遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算額等について、物価変動率を基準として、それぞれ0.1％引き下げられた（表40）。

ⅱ）従前保障額の改定

従前保障額についても物価変動率を基準として0.1％引き下げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者に係る年金

従前保障額（平成6年度価格）×0.999

（1.000（前年度の従前額改定率）×0.999）

・昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金

従前保障額（平成6年度価格）×0.997

（0.998（前年度の従前額改定率）×0.999）

ただし、平成14年1月以後の被保険者期間のみを有する者（平成27年2月28日までに受給権が発生した者に限る）に係る年金（報酬比例部分）の改定率は、1.031に次の区分に応じた率を乗じて得た率とされた。

・平成14年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成15年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）　0.969

・平成15年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成17年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）　0.972

・平成17年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成22年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）　0.975

・平成22年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成23年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）　0.979

・平成23年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金　0.982

また、従前保障額（平成6年度価格）の算定に当たっては、標準報酬月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成29年度の被保険者期間に係る再評価率（0.910）が新たに設定された。

(b) 新共済法の年金の改定

新共済法の年金は、厚年法の年金と同様の方法により本来水準の年金額、従前保障額及び定額部分の単価等について改定された。

表39　期間別の再評価率　（平成29年4月～）

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
～ 昭62. 3	1.220	1.230	1.256	1.262	1.262	1.268	1.278	1.289	1.290
昭62. 4 ～ 63. 3	1.188	1.201	1.226	1.232	1.232	1.237	1.245	1.255	1.256
63. 4 ～ 平元. 11	1.159	1.170	1.196	1.202	1.202	1.207	1.216	1.225	1.226
平元.12 ～ 3. 3	1.089	1.099	1.124	1.129	1.129	1.134	1.142	1.151	1.152
3. 4 ～ 4. 3	1.038	1.050	1.073	1.078	1.078	1.082	1.090	1.098	1.099
4. 4 ～ 5. 3	1.009	1.019	1.040	1.046	1.046	1.051	1.060	1.068	1.069
5. 4 ～ 6. 3	0.989	0.999	1.020	1.026	1.026	1.030	1.037	1.045	1.046
6. 4 ～ 7. 3	0.981	0.981	1.001	1.006	1.006	1.010	1.017	1.026	1.026
7. 4 ～ 8. 3	0.980	0.980	0.980	0.985	0.985	0.989	0.996	1.004	1.005
8. 4 ～ 9. 3	0.976	0.976	0.976	0.972	0.972	0.976	0.984	0.992	0.993
9. 4 ～ 10. 3	0.956	0.956	0.956	0.956	0.959	0.963	0.970	0.979	0.980
10. 4 ～ 11. 3	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.954	0.959	0.967	0.968
11. 4 ～ 12. 3	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.958	0.966	0.967
12. 4 ～ 13. 3	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.966	0.967
13. 4 ～ 14. 3	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.965	0.966
14. 4 ～ 15. 3	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.972
15. 4 ～ 16. 3	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.975
16. 4 ～ 17. 3	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.976
17. 4 ～ 18. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.978
18. 4 ～ 19. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.978
19. 4 ～ 20. 3	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.975
20. 4 ～ 21. 3	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.959
21. 4 ～ 22. 3	0.973	0.973	0.973	0.973	0.973	0.973	0.973	0.973	0.971
22. 4 ～ 23. 3	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.976
23. 4 ～ 24. 3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.979
24. 4 ～ 25. 3	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.980
25. 4 ～ 26. 3	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.982
26. 4 ～ 27. 3	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.954
27. 4 ～ 28. 3	0.948	0.948	0.948	0.948	0.948	0.948	0.948	0.948	0.946
28. 4 ～ 29. 3	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.947
29. 4 ～ 30. 3	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.947

表40　厚年法・新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定（平成29年4月～）

年金種別	改正前	改正後
老齢厚生（退職共済）年金	円	円
・定額部分の単価	1,626 ～ 3,050	1,625 ～ 3,047
・加給年金額		
配偶者	224,500	224,300
特別加算（受給権者の生年月日）		
昭9.4.2 ～ 15.4.1	33,200	33,100
昭15.4.2 ～ 16.4.1	66,200	66,200
昭16.4.2 ～ 17.4.1	99,400	99,300
昭17.4.2 ～ 18.4.1	132,500	132,300
昭18.4.2 ～	165,600	165,500
子　2人まで1人につき	224,500	224,300
3人目から1人につき	74,800	74,800
障害厚生（共済）年金		
・1級、2級　配偶者加給年金額	224,500	224,300
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	585,100	584,500
遺族厚生（共済）年金		
中高齢寡婦加算額	585,100	584,500
公務等の障害共済年金		
・最低保障額　1級	4,148,400	4,144,300
2級	2,562,200	2,559,700
3級	2,318,300	2,316,000
公務等の遺族共済年金		
・最低保障額	1,037,100	1,036,000

（c）旧共済法の年金の改定

ⅰ）本来水準の年金額の改定

①俸給年額の改定

年金額（俸給比例部分）の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」を「平成29年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令」（平成28年政令第130号）で定める率（新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬月額に適用される再評価率（表39））に読み替えて俸給年額を再評価し、俸給比例部分の改定が行われた。

②定額部分の単価等の改定

定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等について、物価変動率を基準として、それぞれ0.1％引き下げられた（表41）。

ⅱ）旧共済法の従前保障額の改定

旧共済法の従前保障額についても物価変動率を基準として0.1％引き下げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者に係る年金

旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×0.999（1.000（前年度の従前額改定率）×0.999）

・昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金

旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×0.997（0.998（前年度の従前額改定率）×0.999）

（d）傷病補償年金等との調整額の改定

表41　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（平成29年4月～）

年金種別	改正前	改正後
各年金共通	円	円
・定額部分の単価　20年分	731,990	731,250
1年分	36,600	36,563
退職年金		
・最低保障額	1,052,100	1,051,100
障害年金		
・最低保障額　1級	1,287,200	1,285,900
2級	1,052,100	1,051,100
3級	780,100	779,300
遺族年金		
・最低保障額	780,100	779,300
・寡婦加算　2子以上をもつ妻	261,800	261,600
1子をもつ妻	149,600	149,400
子なしの60歳以上の妻	149,600	149,400
・扶養加給　2人まで1人につき	224,500	224,300
3人目から1人につき	74,800	74,800
公務の障害年金		
・最低保障額　1級	5,123,800	5,118,600
2級	3,342,500	3,339,100
3級	2,318,400	2,316,100
・扶養加給　妻である配偶者	201,900	201,700
子等2人まで1人につき	64,900	64,900
子等3人目から1人につき	14,400	14,400
妻がいないときの子等1人に限り	137,000	136,800
公務の遺族年金		
・最低保障額	1,817,200	1,815,400
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき	1,694,100	1,692,400
・扶養加給　扶養遺族2人まで1人につき	64,900	64,900
扶養遺族3人目から1人につき	14,400	14,400

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受けている場合には、重複支給を避けるため上積み部分の支給を停止することとしている。

今年度の改定では、公務等による上積み部分も含めて0.1％引き下げられたため、支給停止額についても0.1％引き下げられた。

（3）施行期日

平成29年4月1日から施行。

3　平成30年度における年金の額等の改定

総務省は平成30年1月26日、平成29年平均の物価指数は対前年比プラス0.5％となったと発表した。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として、それぞれ毎年度改定することとしているが、平成29年の物価変動率（平成28年の物価指数に対する平成29年の物価指数の比率）はプラス0.5％、名目手取り賃金変動率（平成26年度～平成28年度までの3年度平均の実質賃金変動率等を基に計算した率）はマイナス0.4％となり、物価変動率がプラスで名目手取り賃金変動率がマイナスの場合は、新規裁定者、既裁定者に係る年金とも「1」を基準に改定することとされており、平成30年度は平成29年度の年金額がそのまま据置きとなった。

年金額が据置きとなったことにより、マクロ経済スライドによる調整は、実施されない。このため、平成28年に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第114号）により、平成30年度から、スライド未調整分（マクロ経済スライドによって前年度よりも年金額の名目額を下げないという措置を維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越しされる調整分（特別調整率（マイナス0.3％）））は翌年度以降に繰り越されることとなった。

また、平成30年3月30日に「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（平成30年政令第115号）が公布され、平成30年度及び直近の3か年の被保険者期間に係る再評価率について、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された（表42）。

さらに、平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）の算定に当たっては、標準報酬月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成30年度の被保険者期間に係る再評価率（0.910）が新たに設定された。

4　平成31年政令第120号による改定

総務省は平成31年1月18日、平成30年平均の物価指数は対前年比プラス1.0％となったと発表した。これを踏まえて「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（平成31年政令第120号）が公布され、老齢厚生年金等の年金の額について次のように措置された。

（1）年金額改定政令の制定

平成30年の物価変動率（平成29年の物価指数に対する平成30年の物価指数の比率）はプラス1.0％、名目手取り賃金変動率（平成27年度から平成29年度までの3年度平均の実質賃金変動率等を基に計算した率）はプラス0.6％となった。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として、それぞれ毎年度改定することとしているが、名目手取り賃金変動率、物価変動率ともにプラスで、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、新規裁定者、既裁定者に係る年金とも名目手取り賃金変動率を基準として改定することとなる。

表42　期間別の再評価率　（平成30年4月～）

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
平成27年3月以前の再評価率は表39と同じ。									
平27. 4 ～　28. 3	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.949
28. 4 ～　29. 3	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.950
29. 4 ～　30. 3	0.947	0.947	0.947	0.947	0.947	0.947	0.947	0.947	0.945
30. 4 ～　31. 3	0.947	0.947	0.947	0.947	0.947	0.947	0.947	0.947	0.945

ただし、年金額がプラス改定により、マクロ経済スライドによる調整が実施されることになり、平成31年4月分からの年金の額は、名目手取り賃金変動率（プラス0.6％）から平成31年度のスライド調整率（マイナス0.2％）と平成30年度に繰り越されたスライド未調整分（特別調整率（マイナス0.3％））を差し引いた率（以下「改定率」という）を基準として政令により0.1％引き上げることとした。

年金額については、平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額（本来水準の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）を下回る場合は、従前保障額を支給することとしている。

（2）年金額改定政令による年金の額の改定

年金の額の改定は、年金一元化法の施行日以後に給付事由が発生した「厚年法の年金」、年金一元化法の施行日前に給付事由が発生した年金一元化法による改正前の国共済法の年金である「新共済法の年金」と「旧共済法の年金」とに区分される。

（a）厚年法の年金の改定

ⅰ）本来水準の年金額の改定

①標準報酬月額等の再評価

年金額（報酬比例部分）の算定の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前は平均標準報酬月額）の算出に係る標準報酬月額等を再評価するために乗じる再評価率について、改定率（プラス0.1％）を基準に改定（表43）して標準報酬月額等を再評価し、報酬比例部分の改定が行われた。

ただし、平成31年2月以前に給付事由が発生した年金に係る報酬比例部分については、改定後の報酬比例部分が同年3月31日時点の当該額に満たないときは、その額を改定後の報酬比例部分とすることとした。

なお、平成31年度及び直近3か年の被保険者期間に係る再評価率については、可処分所得割合変化率等からスライド調整率（前年度のスライド未調整分を含む）を差し引いた率を基準として設定及び改定された。

②定額部分の単価等の改定

老齢厚生年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、3級障害厚生年金の最低保障額及び遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算額等について、改定率を基準として、それぞれ0.1％引き上げられた（表44）。

ⅱ）従前保障額の改定

従前保障額についても改定率を基準として0.1％引き上げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者に係る年金

従前保障額（平成6年度価格）×1.000

（0.999（前年度の従前額改定率）×1.001）

・昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金

従前保障額（平成6年度価格）×0.998

（0.997（前年度の従前額改定率）×1.001）

ただし、平成14年1月以後の被保険者期間のみを有する者（平成27年2月28日までに受給権が発生した者に限る）に係る年金（報酬比例部分）の改定率は、1.031に次の区分に応じた率を乗じて得た率とされた。

・平成14年1月以後の被保険者期間のみを

表43　期間別の再評価率　（平成31年4月～）

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
～ 昭62. 3	1.221	1.231	1.257	1.263	1.263	1.269	1.279	1.290	1.291
昭62. 4 ～ 63. 3	1.189	1.202	1.227	1.233	1.233	1.238	1.246	1.256	1.257
63. 4 ～ 平元. 11	1.160	1.171	1.197	1.203	1.203	1.208	1.217	1.226	1.227
平元.12 ～ 3. 3	1.090	1.100	1.125	1.130	1.130	1.135	1.143	1.152	1.153
3. 4 ～ 4. 3	1.039	1.051	1.074	1.079	1.079	1.083	1.091	1.099	1.100
4. 4 ～ 5. 3	1.010	1.020	1.041	1.047	1.047	1.052	1.061	1.069	1.070
5. 4 ～ 6. 3	0.990	1.000	1.021	1.027	1.027	1.031	1.038	1.046	1.047
6. 4 ～ 7. 3	0.982	0.982	1.002	1.007	1.007	1.011	1.018	1.027	1.027
7. 4 ～ 8. 3	0.981	0.981	0.981	0.986	0.986	0.990	0.997	1.005	1.006
8. 4 ～ 9. 3	0.977	0.977	0.977	0.973	0.973	0.977	0.985	0.993	0.994
9. 4 ～ 10. 3	0.957	0.957	0.957	0.957	0.960	0.964	0.971	0.980	0.981
10. 4 ～ 11. 3	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.955	0.960	0.968	0.969
11. 4 ～ 12. 3	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.959	0.967	0.968
12. 4 ～ 13. 3	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.967	0.968
13. 4 ～ 14. 3	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.967
14. 4 ～ 15. 3	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.973
15. 4 ～ 16. 3	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.976
16. 4 ～ 17. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.977
17. 4 ～ 18. 3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.979
18. 4 ～ 19. 3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.979
19. 4 ～ 20. 3	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.976
20. 4 ～ 21. 3	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.962	0.960
21. 4 ～ 22. 3	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.972
22. 4 ～ 23. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.977
23. 4 ～ 24. 3	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.980
24. 4 ～ 25. 3	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.981
25. 4 ～ 26. 3	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.983
26. 4 ～ 27. 3	0.957	0.957	0.957	0.957	0.957	0.957	0.957	0.957	0.955
27. 4 ～ 28. 3	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.950
28. 4 ～ 29. 3	0.955	0.955	0.955	0.955	0.955	0.955	0.955	0.955	0.953
29. 4 ～ 30. 3	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.948
30. 4 ～ 31. 3	0.940	0.940	0.940	0.940	0.940	0.940	0.940	0.940	0.938
31. 4 ～ 令2. 3	0.940	0.940	0.940	0.940	0.940	0.940	0.940	0.940	0.938

表44　厚年法・新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定（平成31年4月～）

年金種別	改正前	改正後
老齢厚生（退職共済）年金	円	円
・定額部分の単価	1,625	1,626
	～ 3,047	～ 3,050
・加給年金額		
配偶者	224,300	224,500
特別加算（受給権者の生年月日）		
昭9.4.2 ～ 15.4.1	33,100	33,200
昭15.4.2 ～ 16.4.1	66,200	66,200
昭16.4.2 ～ 17.4.1	99,300	99,400
昭17.4.2 ～ 18.4.1	132,300	132,500
昭18.4.2 ～	165,500	165,600
子　2人まで1人につき	224,300	224,500
3人目から1人につき	74,800	74,800
障害厚生（共済）年金		
・1級、2級　配偶者加給年金額	224,300	224,500
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	584,500	585,100
遺族厚生（共済）年金		
中高齢寡婦加算額	584,500	585,100
公務等の障害共済年金		
・最低保障額　1級	4,144,300	4,148,400
2級	2,559,700	2,562,200
3級	2,316,000	2,318,300
公務等の遺族共済年金		
・最低保障額	1,036,000	1,037,100

有する者に係る年金（平成15年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）0.969 (注)

（注）昭和13年4月1日以前に生まれた者は1.000。

・平成15年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成17年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）0.972

・平成17年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成22年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）0.975

・平成22年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成23年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）0.979

・平成23年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金　0.982

また、従前保障額（平成6年度価格）の算定に当たっては、標準報酬月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、平成31年度の被保険者期間に係る再評価率（0.903）が新たに設定された。

（b）新共済法の年金の改定

新共済法の年金は、厚年法の年金と同様の方法により本来水準の年金額、従前保障額及び定額部分の単価等について改定された。

（c）旧共済法の年金の改定

ⅰ）本来水準の年金額の改定

①俸給年額の改定

年金額（俸給比例部分）の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」を「平成31年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令」（平成28年政令第130号）で定める率（新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬月額に適用される再評価率（表43））に読み替えて俸給年額を再評価し、俸給比例部分の改定が行われた。

②定額部分の単価等の改定

定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等について、改定率を基準として、それぞれ0.1％引き上げられた（表45）。

ⅱ）旧共済法の従前保障額の改定

旧共済法の従前保障額についても改定率を基準として0.1％引き上げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者に係る年金

旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×1.000（0.999（前年度の従前額改定率）×1.001）

・昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金

旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×0.998（0.997（前年度の従前額改定率）×1,001）

（d）傷病補償年金等との調整額の改定

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共

表45　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（平成31年4月～）

年金種別	改正前	改正後
各年金共通	円	円
・定額部分の単価　20年分	731,250	731,990
1年分	36,563	36,600
退職年金		
・最低保障額	1,051,100	1,052,100
障害年金		
・最低保障額　1級	1,285,900	1,287,200
2級	1,051,100	1,052,100
3級	779,300	780,100
遺族年金		
・最低保障額	779,300	780,100
・寡婦加算　2子以上をもつ妻	261,600	261,800
1子をもつ妻	149,400	149,600
子なしの60歳以上の妻	149,400	149,600
・扶養加給　2人まで1人につき	224,300	224,500
3人目から1人につき	74,800	74,800
公務の障害年金		
・最低保障額　1級	5,118,600	5,123,800
2級	3,339,100	3,342,500
3級	2,316,100	2,318,400
・扶養加給　妻である配偶者	201,700	201,900
子等2人まで1人につき	64,900	64,900
子等3人目から1人につき	14,400	14,400
妻がいないときの子等1人に限り	136,800	137,000
公務の遺族年金		
・最低保障額	1,815,400	1,817,200
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき	1,692,400	1,694,100
・扶養加給　扶養遺族2人まで1人につき	64,900	64,900
扶養遺族3人目から1人につき	14,400	14,400

済）年金は、通常の年金額に公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受けている場合には、重複支給を避けるため上積み部分の支給を停止することとしている。

今年度の改定では、公務等による上積み部分も含めて0.1％引き上げられたため、支給停止額についても0.1％引き上げられた。

（3）施行期日

平成31年4月1日から施行。

5　令和2年政令第101号による改定

総務省は令和2年1月14日、令和元年平均の物価指数は対前年比プラス0.5％となったと発表した。これを踏まえ、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（令和2年政令第101号）が公布され、老齢厚生年金等の年金の額について次のように措置された。

（1）年金額改定政令の制定

令和元年の物価変動率（平成30年の物価指数に対する令和元年の物価指数の比率）はプラス0.5％、名目手取り賃金変動率（平成28年度から平成30年度の実質賃金変動率等を基に計算した率）はプラス0.3％となった。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として、それぞれ毎年度改定することとしているが、名目手取り賃金変動率、物価変動率ともにプラスで、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、新規裁定者、既裁定者に係る年金とも名目手取り賃金変動率を基準として改定することとなる。

ただし、年金額がプラス改定により、マクロ経済スライドによる調整が実施されることになり、令和2年4月分からの年金の額は、名目手取り賃金変動率（プラス0.3％）から令和2年度のスライド調整率（マイナス0.1％）を差し引いた率（以下「改定率」という）を基準として政令により0.2％引き上げることとした。

年金額については、平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額（本来水準の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）を下回る場合は、従前保障額を支給することとしている。

（2）年金額改定政令による年金の額の改定

年金の額の改定は、年金一元化法の施行日以後に給付事由が発生した「厚年法の年金」、年金一元化法の施行日前に給付事由が発生した、年金一元化法による改正前の国共済法の年金である「新共済法の年金」と「旧共済法の年金」とに区分される。

（a）厚年法の年金の改定

ⅰ）本来水準の年金額の改定

①標準報酬月額等の再評価

年金額（報酬比例部分）の算定の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前は平均標準報酬月額）の算出に係る標準報酬月額等を再評価するために乗じる再評価率について、改定率（プラス0.2％）を基準に改定（表46）して標準報酬月額等を再評価し、報酬比例部分の改定が行われた。

ただし、令和2年2月以前に給付事由が発生した年金に係る報酬比例部分については、改定後の報酬比例部分が同年3月31日時点の当該額に満たないときは、その額を改定後の報酬比例部分とすることとした。

表46　期間別の再評価率　（令和2年4月～）

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2以後の生まれ
～ 昭62. 3	1.223	1.233	1.260	1.266	1.266	1.272	1.282	1.293	1.294
昭62. 4 ～ 63. 3	1.191	1.204	1.229	1.235	1.235	1.240	1.248	1.259	1.260
63. 4 ～ 平元. 11	1.162	1.173	1.199	1.205	1.205	1.210	1.219	1.228	1.229
平元.12 ～ 3. 3	1.092	1.102	1.127	1.132	1.132	1.137	1.145	1.154	1.155
3. 4 ～ 4. 3	1.041	1.053	1.076	1.081	1.081	1.085	1.093	1.101	1.102
4. 4 ～ 5. 3	1.012	1.022	1.043	1.049	1.049	1.054	1.063	1.071	1.072
5. 4 ～ 6. 3	0.992	1.002	1.023	1.029	1.029	1.033	1.040	1.048	1.049
6. 4 ～ 7. 3	0.984	0.984	1.004	1.009	1.009	1.013	1.020	1.029	1.029
7. 4 ～ 8. 3	0.983	0.983	0.983	0.988	0.988	0.992	0.999	1.007	1.008
8. 4 ～ 9. 3	0.979	0.979	0.979	0.975	0.975	0.979	0.987	0.995	0.996
9. 4 ～ 10. 3	0.959	0.959	0.959	0.959	0.962	0.966	0.973	0.982	0.983
10. 4 ～ 11. 3	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.957	0.962	0.970	0.971
11. 4 ～ 12. 3	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.961	0.969	0.970
12. 4 ～ 13. 3	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.961	0.969	0.970
13. 4 ～ 14. 3	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.968	0.969
14. 4 ～ 15. 3	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.975
15. 4 ～ 16. 3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.978
16. 4 ～ 17. 3	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.979
17. 4 ～ 18. 3	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.981
18. 4 ～ 19. 3	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.981
19. 4 ～ 20. 3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.978
20. 4 ～ 21. 3	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.962
21. 4 ～ 22. 3	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.974
22. 4 ～ 23. 3	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.979
23. 4 ～ 24. 3	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.982
24. 4 ～ 25. 3	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.983
25. 4 ～ 26. 3	0.987	0.987	0.987	0.987	0.987	0.987	0.987	0.987	0.985
26. 4 ～ 27. 3	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.957
27. 4 ～ 28. 3	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.952
28. 4 ～ 29. 3	0.957	0.957	0.957	0.957	0.957	0.957	0.957	0.957	0.955
29. 4 ～ 30. 3	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.951
30. 4 ～ 31. 3	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.941
31. 4 ～ 令2. 3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.936
令2. 4 ～ 3. 3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.936

表47　厚年法・新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定　（令和2年4月～）

年金種別	改正前	改正後
老齢厚生（退職共済）年金	円	円
・定額部分の単価	1,626 ～ 3,050	1,630 ～ 3,056
・加給年金額		
配偶者	224,500	224,900
特別加算（受給権者の生年月日）		
昭9.4.2 ～ 15.4.1	33,200	33,200
昭15.4.2 ～ 16.4.1	66,200	66,400
昭16.4.2 ～ 17.4.1	99,400	99,600
昭17.4.2 ～ 18.4.1	132,500	132,700
昭18.4.2 ～	165,600	166,000
子　2人まで1人につき	224,500	224,900
3人目から1人につき	74,800	75,000
障害厚生（共済）年金		
・1級、2級　配偶者加給年金額	224,500	224,900
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	585,100	586,300
遺族厚生（共済）年金		
中高齢寡婦加算額	585,100	586,300
公務等の障害共済年金		
・最低保障額　1級	4,148,400	4,156,800
2級	2,562,200	2,567,400
3級	2,318,300	2,322,900
公務等の遺族共済年金		
・最低保障額	1,037,100	1,039,100

なお、令和2年度及び直近3か年の被保険者期間に係る再評価率については、可処分所得割合変化率等からスライド調整率を差し引いた率を基準として設定及び改定された。

②定額部分の単価等の改定

老齢厚生年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、3級障害厚生年金の最低保障額及び遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算額等について、改定率を基準として、それぞれ0.2％引き上げられた（表47）。

ⅱ）従前保障額の改定

従前保障額についても改定率を基準として0.2％引き上げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者に係る年金

従前保障額（平成6年度価格）×1.002

（1.000（前年度の従前額改定率）×1.002）

・昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金

従前保障額（平成6年度価格）×1.000

（0.998（前年度の従前額改定率）×1.002）

ただし、平成15年1月以後の被保険者期間のみを有する者（平成27年2月28日までに受給権が発生した者に限る）に係る年金（報酬比例部分）の改定率は、1.031に次の区分に応じた率を乗じて得た率とされた。

・平成15年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成17年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）

0.972

・平成17年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成22年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）

0.975

・平成22年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成23年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）

0.979

・平成23年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金　0.982

また、従前保障額（平成6年度価格）の算定に当たっては、標準報酬月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、令和2年度の被保険者期間に係る再評価率（0.899）が新たに設定された。

（b）新共済法の年金の改定

新共済法の年金は、厚年法の年金と同様の方法により本来水準の年金額、従前保障額及び定額部分の単価等について改定された。

（c）旧共済法の年金の改定

ⅰ）本来水準の年金額の改定

①俸給年額の改定

年金額（俸給比例部分）の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」を「令和2年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令」（平成28年政令第130号）で定める率（新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬月額に適用される再評価率（表46））に読み替えて俸給年額を再評価し、俸給比例部分の改定が行われた。

②定額部分の単価等の改定

定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等について、改定率を基準として、それぞれ0.2％引き上げられた（表48）。

ⅱ）旧共済法の従前保障額の改定

旧共済法の従前保障額についても改定率を基準として0.2％引き上げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者に係る年金

旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×1.002（1.000（前年度の従前額改定率）×1.002）

・昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金

旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×1.000（0.998（前年度の従前額改定率）×1.002）

（d）傷病補償年金等との調整額の改定

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受けている場合には、重複支給を避けるため上積み部分の支給を停止することとしている。

今年度の改定では、公務等による上積み部分も含めて0.2％引き上げられたため、支給停止額についても0.2％引き上げられた。

（3）施行期日

令和2年4月1日から施行。

6　令和3年政令第100号による改定

総務省は令和3年1月22日、令和2年平均の物価指数は対前年比0.0％と発表した。これを踏まえ、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（令和3年政令第100号）が公布され、老齢厚生年金等の年金の額について次のように措置された。

表48　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（令和2年4月～）

年金種別		改正前	改正後
各年金共通		円	円
・定額部分の単価	20年分	731,990	733,450
	1年分	36,600	36,673
退職年金			
・最低保障額		1,052,100	1,054,300
障害年金			
・最低保障額	1級	1,287,200	1,289,800
	2級	1,052,100	1,054,300
	3級	780,100	781,700
遺族年金			
・最低保障額		780,100	781,700
・寡婦加算	2子以上をもつ妻	261,800	262,400
	1子をもつ妻	149,600	149,800
	子なしの60歳以上の妻	149,600	149,800
・扶養加給	2人まで1人につき	224,500	224,900
	3人目から1人につき	74,800	75,000
公務の障害年金			
・最低保障額	1級	5,123,800	5,134,000
	2級	3,342,500	3,349,100
	3級	2,318,400	2,323,000
・扶養加給	妻である配偶者	201,900	202,300
	子等2人まで1人につき	64,900	65,100
	子等3人目から1人につき	14,400	14,400
	妻がいないときの子等1人に限り	137,000	137,200
公務の遺族年金			
・最低保障額		1,817,200	1,820,800
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき		1,694,100	1,697,500
・扶養加給	扶養遺族2人まで1人につき	64,900	65,100
	扶養遺族3人目から1人につき	14,400	14,400

（1）年金額改定政令の制定

令和2年の物価変動率（令和元年の物価指数に対する令和2年の物価指数の比率）は0.0％、名目手取り賃金変動率（平成29年度から令和元年度の実質賃金変動率等を基に計算した率）はマイナス0.1％となった。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として、それぞれ毎年度改定することとしているが、従来の年金額の改定ルールでは、物価変動率がプラスあるいはゼロで名目手取り賃金変動率がマイナスの場合は、新規裁定者、既裁定者に係る年金とも年金額を据え置くこととしていた。しかし、平成28年に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第114号）により、令和3年度から、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付を行い、将来世代の給付水準を確保する観点から、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合には名目手取り賃金変動率を基準として改定することとなり、令和3年4月分からの年金の額は、名目手取り賃金変動率を基準として政令により0.1％引き下げることとした。

なお、年金額がマイナス改定により、マクロ経済スライドによる調整は、実施されない。

このため、スライド未調整分（特別調整率（マイナス0.1％））は翌年度以降に繰り越されることとなった。

年金額については、平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額（本来水準の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）を下回る場合は、従前保障額を支給することとしている。

（2）年金額改定政令による年金の額の改定

年金の額の改定は、年金一元化法の施行日以後に給付事由が発生した「厚年法の年金」、年金一元化法の施行日前に給付事由が発生した、年金一元化法による改正前の国共済法の年金である「新共済法の年金」と「旧共済法の年金」とに区分される。

（a）厚年法の年金の改定

ⅰ）本来水準の年金額の改定

①標準報酬月額等の再評価

年金額（報酬比例部分）の算定の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前は平均標準報酬月額）の算出に係る標準報酬月額等を再評価するために乗じる再評価率について、名目手取り賃金変動率（マイナス0.1％）を基準に改定（表49）して標準報酬月額等を再評価し、報酬比例部分の改定が行われた。

ただし、令和3年2月以前に給付事由が発生した年金に係る報酬比例部分については、改定後の報酬比例部分が同年3月31日時点の当該額に名目手取り賃金変動率（0.999）を乗じて得た額に満たないときは、その額を改定後の報酬比例部分とすることとした。

なお、令和3年度及び直近3か年の被保険者期間に係る再評価率については、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された。

②定額部分の単価等の改定

老齢厚生年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、3級障害厚生年金の最低保障額及び遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算額等について、名目手取り賃金変動率を基準として、それぞれ0.1％引き下げられた（表50）。

ⅱ）従前保障額の改定

従前保障額についても名目手取り賃金変動率を基準として0.1％引き下げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者に係る年金

従前保障額（平成6年度価格）×1.001

（1.002（前年度の従前額改定率）×0.999）

・昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金

従前保障額（平成6年度価格）×0.999

（1.000（前年度の従前額改定率）×0.999）

ただし、平成15年1月以後の被保険者期間のみを有する者（平成27年2月28日までに受給権が発生した者に限る）に係る年金（報酬比例部分）の改定率は、1.031に次の区分に応じた率を乗じて得た率とされた。

・平成15年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成17年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）

0.972

・平成17年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成22年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）

0.975

・平成22年1月以後の被保険者期間のみを

表49　期間別の再評価率　（令和3年4月～）

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2～29.4.1	昭29.4.2以後の生まれ
～ 昭62. 3	1.222	1.232	1.259	1.265	1.265	1.271	1.281	1.292	1.293	1.293
昭62. 4 ～ 63. 3	1.190	1.203	1.228	1.234	1.234	1.239	1.247	1.258	1.259	1.259
63. 4 ～ 平元. 11	1.161	1.172	1.198	1.204	1.204	1.209	1.218	1.227	1.228	1.228
平元.12 ～ 3. 3	1.091	1.101	1.126	1.131	1.131	1.136	1.144	1.153	1.154	1.154
3. 4 ～ 4. 3	1.040	1.052	1.075	1.080	1.080	1.084	1.092	1.100	1.101	1.101
4. 4 ～ 5. 3	1.011	1.021	1.042	1.048	1.048	1.053	1.062	1.070	1.071	1.071
5. 4 ～ 6. 3	0.991	1.001	1.022	1.028	1.028	1.032	1.039	1.047	1.048	1.048
6. 4 ～ 7. 3	0.983	0.983	1.003	1.008	1.008	1.012	1.019	1.028	1.028	1.028
7. 4 ～ 8. 3	0.982	0.982	0.982	0.987	0.987	0.991	0.998	1.006	1.007	1.007
8. 4 ～ 9. 3	0.978	0.978	0.978	0.974	0.974	0.978	0.986	0.994	0.995	0.995
9. 4 ～ 10. 3	0.958	0.958	0.958	0.958	0.961	0.965	0.972	0.981	0.982	0.982
10. 4 ～ 11. 3	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.956	0.961	0.969	0.970	0.970
11. 4 ～ 12. 3	0.955	0.955	0.955	0.955	0.955	0.955	0.960	0.968	0.969	0.969
12. 4 ～ 13. 3	0.960	0.960	0.960	0.960	0.960	0.960	0.960	0.968	0.969	0.969
13. 4 ～ 14. 3	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.968	0.968
14. 4 ～ 15. 3	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.974	0.974
15. 4 ～ 16. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.977	0.977
16. 4 ～ 17. 3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.978	0.978
17. 4 ～ 18. 3	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.980	0.980
18. 4 ～ 19. 3	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.980	0.980
19. 4 ～ 20. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.977	0.977
20. 4 ～ 21. 3	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.961	0.961
21. 4 ～ 22. 3	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.973	0.973
22. 4 ～ 23. 3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.978	0.978
23. 4 ～ 24. 3	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.981	0.981
24. 4 ～ 25. 3	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.982	0.982
25. 4 ～ 26. 3	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.984	0.984
26. 4 ～ 27. 3	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.956	0.956
27. 4 ～ 28. 3	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.951	0.951
28. 4 ～ 29. 3	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.954	0.954
29. 4 ～ 30. 3	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.950	0.950
30. 4 ～ 31. 3	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.941	0.941
31. 4 ～ 令2. 3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.936	0.936
令2. 4 ～ 3. 3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.936	0.936
3. 4 ～ 4. 3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.936	0.936

有する者に係る年金（平成23年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）　0.979

・平成23年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金　0.982

また、従前保障額（平成6年度価格）の算定に当たっては、標準報酬月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、令和3年度の被保険者期間に係る再評価率（0.900）が新たに設定された。

(b) 新共済法の年金の改定

新共済法の年金は、厚年法の年金と同様の方法により本来水準の年金額、従前保障額及び定額部分の単価等について改定された。

(c) 旧共済法の年金の改定

ⅰ）本来水準の年金額の改定

①俸給年額の改定

年金額（俸給比例部分）の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」を「令和3年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令」（平成28年政令第130号）で定める率（新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬月額に適用される再評価率（表49））に読み替えて俸給年額を再評価し、俸給比例部分の改定が行われた。

②定額部分の単価等の改定

定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等について、名目手取り賃金変動率を基準として、それぞれ0.1％引き下げられた（表51）。

表50　厚年法・新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定　（令和3年4月～）

年金種別	改正前	改正後
老齢厚生（退職共済）年金	円	円
・定額部分の単価	1,630 ～ 3,056	1,628 ～ 3,053
・加給年金額		
配偶者	224,900	224,700
特別加算（受給権者の生年月日）		
昭9.4.2 ～ 15.4.1	33,200	33,200
昭15.4.2 ～ 16.4.1	66,400	66,300
昭16.4.2 ～ 17.4.1	99,600	99,500
昭17.4.2 ～ 18.4.1	132,700	132,600
昭18.4.2 ～	166,000	165,800
子　2人まで1人につき	224,900	224,700
3人目から1人につき	75,000	74,900
障害厚生（共済）年金		
・1級、2級　配偶者加給年金額	224,900	224,700
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	586,300	585,700
遺族厚生（共済）年金		
中高齢寡婦加算額	586,300	585,700
公務等の障害共済年金		
・最低保障額　1級	4,156,800	4,152,600
2級	2,567,400	2,564,800
3級	2,322,900	2,320,600
公務等の遺族共済年金		
・最低保障額	1,039,100	1,038,100

ⅱ）旧共済法の従前保障額の改定

旧共済法の従前保障額についても名目手取り賃金変動率を基準として0.1％引き下げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者に係る年金

旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×1.001（1.002（前年度の従前額改定率）×0.999）

・昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金

旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×0.999（1.000（前年度の従前額改定率）×0.999）

（d）傷病補償年金等との調整額の改定

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受けている場合には、重複支給を避けるため上積み部分の支給を停止することとしている。

今年度の改定では、公務等による上積み部分も含めて0.1％引き下げられたため、支給停止額についても0.1％引き下げられた。

（3）施行期日

令和3年4月1日から施行。

7　令和4年政令第115号による改定

総務省は令和4年1月21日、令和3年平均の物価指数は99.8（令和2年を100）で、対前年比マイナス0.2％となったと発表した。これを踏まえ、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（令和4年政令第115号）が公布され、老齢厚生年金等の年金の額について次のように措置された。

（1）年金額改定政令の制定

令和3年の物価変動率（令和2年の物価指数に対する令和3年の物価指数の比率）はマイナス0.2％、名目手取り賃金変動率（平成30年度から令和2年度の実質賃金変動率等を基に計算した率）はマイナス0.4％となった。

年金額は原則として新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として、それぞれ毎年度改定することとしているが、名目手取り賃金変動率、物価変動率ともにマイナスで、かつ、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合は、新規裁定者、既裁定者に係る年金とも名目手取り賃金変動率を基準として改定することとされており、令和4年4月分からの年金の額は、名目手取り賃金変動率を基準として政令により0.4％引き下げることとした。

なお、年金額がマイナス改定により、マクロ経済スライドによる調整は、実施されない。このため、スライド未調整分（特別調整率（マイナス0.3％（令和3年度の特別調整率（マイナス0.1％）を含む））は翌年度以降に繰り越されることとなった。

年金額については、平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額（本来水準の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）を下回る場合は、従前保障額を支給することとしている。

（2）年金額改定政令による年金の額の改定

年金の額の改定は、年金一元化法の施行日以後に給付事由が発生した「厚年法の年金」、年金一元化法の施行日前に給付事由が発生した、年金一元化法による改正前の国共済法の年金である「新共済法の年金」と「旧共済法の年金」とに区分される。

（a）厚年法の年金の改定

ⅰ）本来水準の年金額の改定

①標準報酬月額等の再評価

年金額（報酬比例部分）の算定の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前は平均標準報酬月額）の算出に係る標準報酬月額等を再評価するために乗じる再評価率について、名目手取り賃金変動率（マイナス0.4％）を基準として改定（表52）して標準報酬月額等を再評価し、報酬比例部分の改定が行われた。

ただし、令和4年2月以前に給付事由が発生した年金に係る報酬比例部分については、改定後の報酬比例部分が同年3月31日時点の当該額に名目手取り賃金変動率（0.996）を乗じて得た額に満たないときは、その額を改定後の報酬比例部分とすることとされた。

なお、令和4年度及び直近3か年の被保険者期間に係る再評価率については、可処分所得割合変化率等を基準として設定及び改定された。

②定額部分の単価等の改定

老齢厚生年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、3級障害厚生年金の最低保障額及び遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算額等について、名目手取り賃金変動率を基準として、それぞ

表51　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（令和3年4月～）

年金種別		改正前	改正後
各年金共通		円	円
・定額部分の単価	20年分	733,450	732,720
	1年分	36,673	36,636
退職年金			
・最低保障額		1,054,300	1,053,200
障害年金			
・最低保障額	1級	1,289,800	1,288,500
	2級	1,054,300	1,053,200
	3級	781,700	780,900
遺族年金			
・最低保障額		781,700	780,900
・寡婦加算	2子以上をもつ妻	262,400	262,100
	1子をもつ妻	149,800	149,700
	子なしの60歳以上の妻	149,800	149,700
・扶養加給	2人まで1人につき	224,900	224,700
	3人目から1人につき	75,000	74,900
公務の障害年金			
・最低保障額	1級	5,134,000	5,128,900
	2級	3,349,100	3,345,800
	3級	2,323,000	2,320,700
・扶養加給	妻である配偶者	202,300	202,100
	子等2人まで1人につき	65,100	65,000
	子等3人目から1人につき	14,400	14,400
	妻がいないときの子等1人に限り	137,200	137,100
公務の遺族年金			
・最低保障額		1,820,800	1,819,000
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき		1,697,500	1,695,800
・扶養加給	扶養遺族2人まで1人につき	65,100	65,000
	扶養遺族3人目から1人につき	14,400	14,400

表52　期間別の再評価率　（令和4年4月～）

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2～30.4.1	昭30.4.2以後の生まれ
～ 昭62. 3	1.217	1.227	1.254	1.260	1.260	1.266	1.276	1.287	1.288	1.288
昭62. 4 ～ 63. 3	1.185	1.198	1.223	1.229	1.229	1.234	1.242	1.253	1.254	1.254
63. 4 ～ 平元. 11	1.156	1.167	1.193	1.199	1.199	1.204	1.213	1.222	1.223	1.223
平元.12 ～ 3. 3	1.087	1.097	1.121	1.126	1.126	1.131	1.139	1.148	1.149	1.149
3. 4 ～ 4. 3	1.036	1.048	1.071	1.076	1.076	1.080	1.088	1.096	1.097	1.097
4. 4 ～ 5. 3	1.007	1.017	1.038	1.044	1.044	1.049	1.058	1.066	1.067	1.067
5. 4 ～ 6. 3	0.987	0.997	1.018	1.024	1.024	1.028	1.035	1.043	1.044	1.044
6. 4 ～ 7. 3	0.979	0.979	0.999	1.004	1.004	1.008	1.015	1.024	1.024	1.024
7. 4 ～ 8. 3	0.978	0.978	0.978	0.983	0.983	0.987	0.994	1.002	1.003	1.003
8. 4 ～ 9. 3	0.974	0.974	0.974	0.970	0.970	0.974	0.982	0.990	0.991	0.991
9. 4 ～ 10. 3	0.954	0.954	0.954	0.954	0.957	0.961	0.968	0.977	0.978	0.978
10. 4 ～ 11. 3	0.948	0.948	0.948	0.948	0.948	0.952	0.957	0.965	0.966	0.966
11. 4 ～ 12. 3	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.951	0.956	0.964	0.965	0.965
12. 4 ～ 13. 3	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.964	0.965	0.965
13. 4 ～ 14. 3	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.964	0.964
14. 4 ～ 15. 3	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.970	0.970
15. 4 ～ 16. 3	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.973	0.973
16. 4 ～ 17. 3	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.974	0.974
17. 4 ～ 18. 3	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.976	0.976
18. 4 ～ 19. 3	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.978	0.976	0.976
19. 4 ～ 20. 3	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.973	0.973
20. 4 ～ 21. 3	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.959	0.957	0.957
21. 4 ～ 22. 3	0.971	0.971	0.971	0.971	0.971	0.971	0.971	0.971	0.969	0.969
22. 4 ～ 23. 3	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.974	0.974
23. 4 ～ 24. 3	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.979	0.977	0.977
24. 4 ～ 25. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.978	0.978
25. 4 ～ 26. 3	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.980	0.980
26. 4 ～ 27. 3	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.952	0.952
27. 4 ～ 28. 3	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.947	0.947
28. 4 ～ 29. 3	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.950	0.950
29. 4 ～ 30. 3	0.948	0.948	0.948	0.948	0.948	0.948	0.948	0.948	0.946	0.946
30. 4 ～ 31. 3	0.939	0.939	0.939	0.939	0.939	0.939	0.939	0.939	0.937	0.937
31. 4 ～ 令2. 3	0.936	0.936	0.936	0.936	0.936	0.936	0.936	0.936	0.934	0.934
令2. 4 ～ 3. 3	0.936	0.936	0.936	0.936	0.936	0.936	0.936	0.936	0.934	0.934
3. 4 ～ 4. 3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.936	0.936
4. 4 ～ 5. 3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.936	0.936

表53　厚年法・新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定　（令和4年4月～）

年金種別	改正前	改正後
老齢厚生（退職共済）年金	円	円
・定額部分の単価	1,628 ～ 3,053	1,621 ～ 3,041
・加給年金額		
配偶者	224,700	223,800
特別加算（受給権者の生年月日）		
昭9.4.2 ～ 15.4.1	33,200	33,100
昭15.4.2 ～ 16.4.1	66,300	66,000
昭16.4.2 ～ 17.4.1	99,500	99,100
昭17.4.2 ～ 18.4.1	132,600	132,100
昭18.4.2 ～	165,800	165,100
子　2人まで1人につき	224,700	223,800
3人目から1人につき	74,900	74,600
障害厚生（共済）年金		
・1級、2級　配偶者加給年金額	224,700	223,800
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	585,700	583,400
遺族厚生（共済）年金		
中高齢寡婦加算額	585,700	583,400
公務等の障害共済年金		
・最低保障額　1級	4,152,600	4,136,000
2級	2,564,800	2,554,500
3級	2,320,600	2,311,300
公務等の遺族共済年金		
・最低保障額	1,038,100	1,033,900

れ0.4%引き下げられた（表53）。

ⅱ）従前保障額の改定

従前保障額についても名目手取り賃金変動率を基準として0.4%引き下げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者に係る年金

従前保障額（平成6年度価格）×0.997

（1.001（前年度の従前額改定率）×0.996）

・昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金

従前保障額（平成6年度価格）×0.995

（0.999（前年度の従前額改定率）×0.996）

ただし、平成15年1月以後の被保険者期間のみを有する者（平成27年2月28日までに受給権が発生した者に限る）に係る年金（報酬比例部分）の改定率は、1.031に次の区分に応じた率を乗じて得た率とされた。

・平成15年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成17年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）0.968

・平成17年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成22年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）0.971

・平成22年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金（平成23年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く）0.975

・平成23年1月以後の被保険者期間のみを有する者に係る年金0.978

また、従前保障額（平成6年度価格）の算定に当たっては、標準報酬月額等の水準を平

成6年時点の水準に再評価する必要があるため、令和4年度の被保険者期間に係る再評価率（0.904）が新たに設定された。

(b) 新共済法の年金の改定

新共済法の年金は、厚年法の年金と同様の方法により本来水準の年金額、従前保障額及び定額部分の単価等について改定された。

(c) 旧共済法の年金の改定

ⅰ）本来水準の年金額の改定

①俸給年額の改定

年金額（俸給比例部分）の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」を「令和4年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令」（平成28年政令第130号）で定める率（新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬月額に適用される再評価率（表52））に読み替えて俸給年額を再評価し、俸給比例部分の改定が行われた。

②定額部分の単価等の改定

定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等について、名目手取り賃金変動率を基準として、それぞれ0.4％引き下げられた（表54）。

ⅱ）従前保障額の改定

表54　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（令和4年4月～）

年金種別		改正前	改正後
各年金共通		円	円
・定額部分の単価　20年分		732,720	729,790
1年分		36,636	36,490
退職年金			
・最低保障額		1,053,200	1,049,000
障害年金			
・最低保障額	1級	1,288,500	1,283,300
	2級	1,053,200	1,049,000
	3級	780,900	777,800
遺族年金			
・最低保障額		780,900	777,800
・寡婦加算	2子以上をもつ妻	262,100	261,100
	1子をもつ妻	149,700	149,100
	子なしの60歳以上の妻	149,700	149,100
・扶養加給	2人まで1人につき	224,700	223,800
	3人目から1人につき	74,900	74,600
公務の障害年金			
・最低保障額	1級	5,128,900	5,108,400
	2級	3,345,800	3,332,400
	3級	2,320,700	2,311,400
・扶養加給	妻である配偶者	202,100	201,300
	子等2人まで1人につき	65,000	64,700
	子等3人目から1人につき	14,400	14,300
	妻がいないときの子等1人に限り	137,100	136,600
公務の遺族年金			
・最低保障額		1,819,000	1,811,700
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき		1,695,800	1,689,000
・扶養加給	扶養遺族2人まで1人につき	65,000	64,700
	扶養遺族3人目から1人につき	14,400	14,300

旧共済法の従前保障額についても名目手取り賃金変動率を基準として0.4％引き下げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者に係る年金

旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×0.997（1.001（前年度の従前額改定率）×0.996）

・昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金

旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×0.995（0.999（前年度の従前額改定率）×0.996）

(d) 傷病補償年金等との調整額の改定

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受けている場合には、重複支給を避けるため上積み部分の支給を停止することとしている。

今年度の改定では、公務等による上積み部分も含めて0.4％引き下げられたため、支給停止額についても0.4％引き下げられた。

(3) 施行期日

令和4年4月1日から施行。

8　令和5年政令第117号による改定

総務省は令和5年1月20日、令和4年平均の物価指数は102.3（令和2年を100）で、対前年比プラス2.5％となったと発表した。これを踏まえ、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（令和5年政令第117号）が公布され、老齢厚生年金等の年金の額について次のように措置された。

(1) 年金額改定政令の制定

令和4年の物価変動率（令和3年の物価指数に対する令和4年の物価指数の比率）はプラス2.5％、名目手取り賃金変動率（令和元年度から令和3年度の実質賃金変動率等を基に計算した率）はプラス2.8％となった。

年金額は賃金や物価の変動を基に毎年度改定することとしており、名目手取り賃金変動率、物価変動率がともにプラスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合は、新規裁定者（67歳以下の者）に係る年金は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の者）に係る年金は物価変動率を基準として改定することとしている。

ただし、年金額がプラス改定の場合は、マクロ経済スライドによる調整が実施されることになり、令和5年4月分からの年金の額は、新規裁定者に係る年金は名目手取り賃金変動率（プラス2.8％）からスライド調整率（マイナス0.6％（今年度のスライド調整率（マイナス0.3％）と令和3年度と4年度のスライド未調整分（特別調整率（マイナス0.3％））））を差し引いた率（プラス2.2％）（以下「新規裁定改定率」という）、既裁定者に係る年金は物価変動率（プラス2.5％）からスライド調整率（マイナス0.6％）を差し引いた率（プラス1.9％）（以下「既裁定改定率」という）を基準として政令により引き上げることとした。

年金額については、平成12年改正による給付水準の5％適正化後の年金額（本来水準の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）を下回る場合は、従前保障額を支給することとしている。

(2) 年金額改定政令による年金の額の改定

年金の額の改定は、年金一元化法の施行日以後に給付事由が発生した「厚年法の年金」、

年金一元化法の施行日前に給付事由が発生した、年金一元化法による改正前の国共済法の年金である「新共済法の年金」と「旧共済法の年金」とに区分される。

(a) 厚年法の年金の改定

ⅰ）本来水準の年金額の改定

①標準報酬月額等の再評価

年金額（報酬比例部分）の算定の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前は平均標準報酬月額）の算出に係る標準報酬月額等を再評価するために乗じる再評価率について、新規裁定者に係る年金は新規裁定改定率（プラス2.2%）、既裁定者に係る年金は既裁定改定率（プラス1.9%）を基準として改定（表55）して標準報酬月額等を再評価し、報酬比例部分の改定が行われた。

ただし、令和5年2月以前に給付事由が発生した年金に係る報酬比例部分については、改定後の報酬比例部分が同年3月31日時点の当該額に満たないときは、その額を改定後の報酬比例部分の額とすることとした。

なお、令和5年度及び直近3か年の被保険者期間に係る再評価率については、可処分所得割合変化率等からスライド調整率を差し引いた率を基準として設定及び改定された。

②定額部分の単価等の改定

老齢厚生年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、3級障害厚生年金の最低保障額及び遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算額等について、それぞれ表56のように引き上げられた。

ⅱ）従前保障額の改定

従前保障額については、既裁定改定率を基準として1.9%引き上げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者に係る年金

従前保障額（平成6年度価格）×1.016

(0.997（前年度の従前額改定率）×1.019)

・昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金

従前保障額（平成6年度価格）×1.014

(0.995（前年度の従前額改定率）×1.019)

また、従前保障額（平成6年度価格）の算定に当たっては、標準報酬月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、令和5年度の被保険者期間に係る再評価率（0.879）が新たに設定された。

(b) 新共済法の年金の改定

新共済法の年金は、厚年法の年金と同様の方法により本来水準の年金額、従前保障額及び定額部分の単価等について改定された。

(c) 旧共済法の年金の改定

ⅰ）本来水準の年金額の改定

①俸給年額の改定

年金額（俸給比例部分）の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」を「令和5年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率に関する政令」（平成28年政令第130号）で定める率（新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬月額に適用される再評価率（表55））に読み替えて俸給年額を再評価し、俸給比例部分の改定が行われた。

②定額部分の単価等の改定

定額部分の単価、退職年金、障害年金及

表55　期間別の再評価率　（令和5年4月～）

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2～31.4.1	昭31.4.2以後の生まれ
～ 昭62. 3	1.240	1.250	1.278	1.284	1.284	1.290	1.300	1.311	1.312	1.316
昭62. 4 ～ 63. 3	1.208	1.221	1.246	1.252	1.252	1.257	1.266	1.277	1.278	1.282
63. 4 ～ 平元. 11	1.178	1.189	1.216	1.222	1.222	1.227	1.236	1.245	1.246	1.250
平元.12 ～ 3. 3	1.108	1.118	1.142	1.147	1.147	1.152	1.161	1.170	1.171	1.174
3. 4 ～ 4. 3	1.056	1.068	1.091	1.096	1.096	1.101	1.109	1.117	1.118	1.121
4. 4 ～ 5. 3	1.026	1.036	1.058	1.064	1.064	1.069	1.078	1.086	1.087	1.090
5. 4 ～ 6. 3	1.006	1.016	1.037	1.043	1.043	1.048	1.055	1.063	1.064	1.067
6. 4 ～ 7. 3	0.998	0.998	1.018	1.023	1.023	1.027	1.034	1.043	1.043	1.047
7. 4 ～ 8. 3	0.997	0.997	0.997	1.002	1.002	1.006	1.013	1.021	1.022	1.025
8. 4 ～ 9. 3	0.993	0.993	0.993	0.988	0.988	0.993	1.001	1.009	1.010	1.013
9. 4 ～ 10. 3	0.972	0.972	0.972	0.972	0.975	0.979	0.986	0.996	0.997	1.000
10. 4 ～ 11. 3	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.970	0.975	0.983	0.984	0.987
11. 4 ～ 12. 3	0.969	0.969	0.969	0.969	0.969	0.969	0.974	0.982	0.983	0.986
12. 4 ～ 13. 3	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.974	0.982	0.983	0.986
13. 4 ～ 14. 3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.982	0.985
14. 4 ～ 15. 3	0.990	0.990	0.990	0.990	0.990	0.990	0.990	0.990	0.988	0.991
15. 4 ～ 16. 3	0.995	0.995	0.995	0.995	0.995	0.995	0.995	0.995	0.991	0.994
16. 4 ～ 17. 3	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.993	0.995
17. 4 ～ 18. 3	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.995	0.997
18. 4 ～ 19. 3	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.995	0.997
19. 4 ～ 20. 3	0.995	0.995	0.995	0.995	0.995	0.995	0.995	0.995	0.991	0.994
20. 4 ～ 21. 3	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.977	0.975	0.978
21. 4 ～ 22. 3	0.989	0.989	0.989	0.989	0.989	0.989	0.989	0.989	0.987	0.990
22. 4 ～ 23. 3	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.993	0.995
23. 4 ～ 24. 3	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	0.996	0.998
24. 4 ～ 25. 3	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.997	1.000
25. 4 ～ 26. 3	1.001	1.001	1.001	1.001	1.001	1.001	1.001	1.001	0.999	1.002
26. 4 ～ 27. 3	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.972	0.970	0.973
27. 4 ～ 28. 3	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.965	0.968
28. 4 ～ 29. 3	0.970	0.970	0.970	0.970	0.970	0.970	0.970	0.970	0.968	0.971
29. 4 ～ 30. 3	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.966	0.964	0.967
30. 4 ～ 31. 3	0.957	0.957	0.957	0.957	0.957	0.957	0.957	0.957	0.955	0.958
31. 4 ～ 令2. 3	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.952	0.955
令2. 4 ～ 3. 3	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.952	0.952
3. 4 ～ 4. 3	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.954	0.954
4. 4 ～ 5. 3	0.932	0.932	0.932	0.932	0.932	0.932	0.932	0.932	0.930	0.930
5. 4 ～ 6. 3	0.932	0.932	0.932	0.932	0.932	0.932	0.932	0.932	0.930	0.930

表56　厚年法・新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定　（令和5年4月～）

年金種別	改正前	改正後（昭31.4.1以前の生まれ）	改正後（昭31.4.2以後の生まれ）
老齢厚生（退職共済）年金	円	円	円
・定額部分の単価	1,621 ～ 3,041	1,652 ～ 3,099	1,657 ～ 3,108
・加給年金額			
配偶者	223,800	228,700	228,700
特別加算（受給権者の生年月日）			
昭9.4.2 ～ 15.4.1	33,100	33,800	33,800
昭15.4.2 ～ 16.4.1	66,000	67,500	67,500
昭16.4.2 ～ 17.4.1	99,100	101,300	101,300
昭17.4.2 ～ 18.4.1	132,100	135,000	135,000
昭18.4.2 ～	165,100	168,800	168,800
子　2人まで1人につき	223,800	228,700	228,700
3人目から1人につき	74,600	76,200	76,200
障害厚生（共済）年金			
・1級、2級　配偶者加給年金額	223,800	228,700	228,700
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	583,400	594,500	596,300
遺族厚生（共済）年金			
中高齢寡婦加算額	583,400	—	596,300
公務等の障害共済年金			
・最低保障額　1級	4,136,000	4,214,900	4,227,300
2級	2,554,500	2,603,300	2,611,000
3級	2,311,300	2,355,400	2,362,400
公務等の遺族共済年金			
・最低保障額	1,033,900	1,053,700	1,056,800

び遺族年金に設けられている最低保障額等について、それぞれ表57のように引き上げられた。

ⅱ）従前保障額の改定

旧共済法の従前保障額については、既裁定改定率を基準として1.9%引き上げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者に係る年金

旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×1.016（0.997（前年度の従前額改定率）×1.019）

・昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金

旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×1.014（0.995（前年度の従前額改定率）×1.019）

（d）傷病補償年金等との調整額の改定

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受けている場合には、重複支給を避けるため上積み部分の支給を停止することとしている。

今年度の改定では、公務等による上積み部分も含めて改定率を基に引き上げられたため、支給停止額についても同様に引き上げられた。

（3）施行期日

令和5年4月1日から施行。

9　令和6年政令第127号による改定

総務省は令和6年1月19日、令和5年平均の物価指数は105.6（令和2年を100）で、対

表57　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（令和5年4月～）

年金種別	改正前	改正後（昭31.4.1以前の生まれ）	改正後（昭31.4.2以後の生まれ）
各年金共通	円	円	円
・定額部分の単価　20年分	729,790	743,710	745,910
1年分	36,490	37,186	37,296
退職年金			
・最低保障額	1,049,000	1,069,000	1,072,200
障害年金			
・最低保障額　1級	1,283,300	1,307,800	1,311,700
2級	1,049,000	1,069,000	1,072,200
3級	777,800	792,600	795,000
遺族年金			
・最低保障額	777,800	792,600	795,000
・寡婦加算　2子以上をもつ妻	261,100	266,800	266,800
1子をもつ妻	149,100	152,400	152,400
子なしの60歳以上の妻	149,100	151,900	152,400
・扶養加給　2人まで1人につき	223,800	228,700	228,700
3人目から1人につき	74,600	76,200	76,200
公務の障害年金			
・最低保障額　1級	5,108,400	5,205,800	5,221,200
2級	3,332,400	3,396,000	3,406,000
3級	2,311,400	2,355,500	2,362,500
・扶養加給　妻である配偶者	201,300	205,700	205,700
子等2人まで1人につき	64,700	66,200	66,200
子等3人目から1人につき	14,300	14,700	14,700
妻がいないときの子等1人に限り	136,600	139,600	139,600
公務の遺族年金			
・最低保障額	1,811,700	1,846,300	1,851,700
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき	1,689,000	1,721,200	1,726,300
・扶養加給　扶養遺族2人まで1人につき	64,700	66,200	66,200
扶養遺族3人目から1人につき	14,300	147,00	14,700

前年比プラス3.2%となったと発表した。これを踏まえ、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（令和6年政令第127号）が公布され、老齢厚生年金等の年金の額について次のように措置された。

（1）年金額改定政令の制定

令和5年の物価変動率（令和4年の物価指数に対する令和5年の物価指数の比率）はプラス3.2%、名目手取り賃金変動率（令和2年度から令和4年度の実質賃金変動率等を基に計算した率）はプラス3.1%となった。

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっており、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付をする観点から、名目手取り賃金変動率を基に改定することとなる。

ただし、年金額がプラス改定の場合は、マクロ経済スライドによる調整が実施されることになり、令和6年4月分からの年金の額は、名目手取り賃金変動率（プラス3.1%）からスライド調整率（マイナス0.4%）を差し引いた率（以下「改定率」という）を基準として政令により2.7%引き上げることとした。

年金額については、平成12年改正後の規定による年金額（本来水準の年金額）が平成12年改正前の従前の算定方式による年金額（従前保障額）を下回る場合は、従前保障額を支給することとしている。

(2) 年金額改定政令による年金の額の改定

年金の額の改定は、年金一元化法の施行日以後に給付事由が発生した「厚年法の年金」、年金一元化法の施行日前に給付事由が発生した、年金一元化法による改正前の国共済法の年金である「新共済法の年金」と「旧共済法の年金」とに区分される。

(a) 厚年法の年金の改定

ⅰ）本来水準の年金額の改定

①標準報酬月額等の再評価

年金額（報酬比例部分）の算定の基礎となる平均標準報酬額（平成15年4月前は平均標準報酬月額）の算出に係る標準報酬月額等を再評価するために乗じる再評価率について、改定率（プラス2.7%）を基準に改定（表58）して標準報酬月額等を再評価し、報酬比例部分の改定が行われた。

ただし、令和6年2月以前に給付事由が発生した年金に係る報酬比例部分については、改定後の報酬比例部分が同年3月31日時点の当該額に満たないときは、その額を改定後の報酬比例部分の額とすることとした。

なお、令和6年度及び直近3か年の被保険者期間に係る再評価率については、可処分所得割合変化率等からスライド調整率を差し引いた率を基準として設定及び改定された。また、昭和32年4月2日以後に生まれた者に係る再評価率が新たに設定された。

②定額部分の単価等の改定

老齢厚生年金の定額部分の単価、配偶者等に係る加給年金額、3級障害厚生年金の最低保障額及び遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算額等について、改定率（プラス2.7%）を基準として、それぞれ表59のように引き上げられた。

ⅱ）従前保障額の改定

従前保障額についても改定率を基準として2.7%引き上げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者に係る年金

従前保障額（平成6年度価格）×1.043

（1.016（前年度の従前額改定率）×1.027）

・昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金

従前保障額（平成6年度価格）×1.041

（1.014（前年度の従前額改定率）×1.027）

また、従前保障額（平成6年度価格）の算定に当っては、標準報酬月額等の水準を平成6年時点の水準に再評価する必要があるため、令和6年度の被保険者期間に係る再評価率（0.853）が新たに設定された。

(b) 新共済法の年金の改定

新共済法の年金は、厚年法の年金と同様の方法により本来水準の年金額、従前保障額及び定額部分の単価等について改定された。

(c) 旧共済法の年金の改定

ⅰ）本来水準の年金額の改定

①俸給年額の改定

年金額（俸給比例部分）の算定の基礎となっている俸給年額を再評価するために乗じる「俸給年額改定率」を「令和6年

表58　期間別の再評価率　（令和6年4月～）

期間区分	昭5.4.1以前の生まれ	昭5.4.2～6.4.1	昭6.4.2～7.4.1	昭7.4.2～8.4.1	昭8.4.2～10.4.1	昭10.4.2～11.4.1	昭11.4.2～12.4.1	昭12.4.2～13.4.1	昭13.4.2～31.4.1	昭31.4.2～32.4.1	昭32.4.2以後の生まれ
～ 昭62. 3	1.273	1.284	1.313	1.319	1.319	1.325	1.335	1.346	1.347	1.352	1.352
昭62. 4 ～ 63. 3	1.241	1.254	1.280	1.286	1.286	1.291	1.300	1.311	1.313	1.317	1.317
63. 4 ～ 平元. 11	1.210	1.221	1.249	1.255	1.255	1.260	1.269	1.279	1.280	1.284	1.284
平元.12 ～ 3. 3	1.138	1.148	1.173	1.178	1.178	1.183	1.192	1.202	1.203	1.206	1.206
3. 4 ～ 4. 3	1.085	1.097	1.120	1.126	1.126	1.131	1.139	1.147	1.148	1.151	1.151
4. 4 ～ 5. 3	1.054	1.064	1.087	1.093	1.093	1.098	1.107	1.115	1.116	1.119	1.119
5. 4 ～ 6. 3	1.033	1.043	1.065	1.071	1.071	1.076	1.083	1.092	1.093	1.096	1.096
6. 4 ～ 7. 3	1.025	1.025	1.045	1.051	1.051	1.055	1.062	1.071	1.071	1.075	1.075
7. 4 ～ 8. 3	1.024	1.024	1.024	1.029	1.029	1.033	1.040	1.049	1.050	1.053	1.053
8. 4 ～ 9. 3	1.020	1.020	1.020	1.015	1.015	1.020	1.028	1.036	1.037	1.040	1.040
9. 4 ～ 10. 3	0.998	0.998	0.998	0.998	1.001	1.005	1.013	1.023	1.024	1.027	1.027
10. 4 ～ 11. 3	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.996	1.001	1.010	1.011	1.014	1.014
11. 4 ～ 12. 3	0.995	0.995	0.995	0.995	0.995	0.995	1.000	1.009	1.010	1.013	1.013
12. 4 ～ 13. 3	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.009	1.010	1.013	1.013
13. 4 ～ 14. 3	1.007	1.007	1.007	1.007	1.007	1.007	1.007	1.007	1.009	1.012	1.012
14. 4 ～ 15. 3	1.017	1.017	1.017	1.017	1.017	1.017	1.017	1.017	1.015	1.018	1.018
15. 4 ～ 16. 3	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.018	1.021	1.021
16. 4 ～ 17. 3	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.020	1.022	1.022
17. 4 ～ 18. 3	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.022	1.024	1.024
18. 4 ～ 19. 3	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.022	1.024	1.024
19. 4 ～ 20. 3	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.018	1.021	1.021
20. 4 ～ 21. 3	1.003	1.003	1.003	1.003	1.003	1.003	1.003	1.003	1.001	1.004	1.004
21. 4 ～ 22. 3	1.016	1.016	1.016	1.016	1.016	1.016	1.016	1.016	1.014	1.017	1.017
22. 4 ～ 23. 3	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.020	1.022	1.022
23. 4 ～ 24. 3	1.025	1.025	1.025	1.025	1.025	1.025	1.025	1.025	1.023	1.025	1.025
24. 4 ～ 25. 3	1.026	1.026	1.026	1.026	1.026	1.026	1.026	1.026	1.024	1.027	1.027
25. 4 ～ 26. 3	1.028	1.028	1.028	1.028	1.028	1.028	1.028	1.028	1.026	1.029	1.029
26. 4 ～ 27. 3	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	0.996	0.999	0.999
27. 4 ～ 28. 3	0.993	0.993	0.993	0.993	0.993	0.993	0.993	0.993	0.991	0.994	0.994
28. 4 ～ 29. 3	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.994	0.997	0.997
29. 4 ～ 30. 3	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.990	0.993	0.993
30. 4 ～ 31. 3	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.981	0.984	0.984
31. 4 ～ 令2. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.978	0.981	0.981
令2. 4 ～ 3. 3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.978	0.978	0.978
3. 4 ～ 4. 3	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.981	0.981	0.981
4. 4 ～ 5. 3	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.956	0.956	0.956
5. 4 ～ 6. 3	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.926	0.926	0.926
6. 4 ～ 7. 3	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.926	0.926	0.926

表59　厚年法・新共済法の年金の加給年金額・最低保障額等の改定　（令和6年4月～）

年金種別	改正前（昭31.4.1以前の生まれ）	改正前（昭31.4.2以後の生まれ）	改正後（昭31.4.1以前の生まれ）	改正後（昭31.4.2以後の生まれ）
老齢厚生（退職共済）年金	円	円	円	円
・定額部分の単価	1,652	1,657	1,696	1,701
	～ 3,099	～ 3,108	～ 3,181	～ 3,190
・加給年金額				
配偶者	228,700	228,700	234,800	234,800
特別加算（受給権者の生年月日）				
昭9.4.2 ～ 15.4.1	33,800	33,800	34,700	34,700
昭15.4.2 ～ 16.4.1	67,500	67,500	69,300	69,300
昭16.4.2 ～ 17.4.1	101,300	101,300	104,000	104,000
昭17.4.2 ～ 18.4.1	135,000	135,000	138,600	138,600
昭18.4.2～	168,800	168,800	173,300	173,300
子　2人まで1人につき	228,700	228,700	234,800	234,800
3人目から1人につき	76,200	76,200	78,300	78,300
障害厚生（共済）年金				
・1級、2級　配偶者加給年金額	228,700	228,700	234,800	234,800
・3級　厚生年金相当部分の最低保障額	594,500	596,300	610,300	612,000
遺族厚生（共済）年金				
中高齢寡婦加算額	—	596,300	—	612,000
公務等の障害共済年金				
・最低保障額　1級	4,214,900	4,227,300	4,327,000	4,339,500
2級	2,603,300	2,611,000	2,672,500	2,680,200
3級	2,355,400	2,362,400	2,418,100	2,425,000
公務等の遺族共済年金				
・最低保障額	1,053,700	1,056,800	1,081,700	1,084,800

度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率に関する政令」（平成28年政令第130号）で定める率（新共済法の年金の昭和61年3月以前の標準報酬月額に適用される再評価率（表58））に読み替えて俸給年額を再評価し、俸給比例部分の改定が行われた。

②定額部分の単価等の改定

定額部分の単価、退職年金、障害年金及び遺族年金に設けられている最低保障額等について、改定率（プラス2.7％）を基準として、それぞれ表60のように引き上げられた。

ⅱ）旧共済法の従前保障額の改定

旧共済法の従前保障額についても改定率を基準として2.7％引き上げられた。具体的には次のように改定された。

・昭和13年4月1日以前に生まれた者に係る年金

旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×1.043（1.016（前年度の従前額改定率）×1.027））

・昭和13年4月2日以後に生まれた者に係る年金

旧共済法の従前保障額（平成6年度価格）×1.041（1.014（前年度の従前額改定率）×1.027））

（d）傷病補償年金等との調整額の改定

公務等による障害（共済）年金及び遺族（共済）年金は、通常の年金額に公務等による特殊性からの上積みがなされているが、国家公務員災害補償法等による給付を受けている場合には、重複支給を避けるため上積み部分の支給を停止することとしている。

今年度の改定では、公務等による上積み部分も含めて2.7％引き上げられたため、支給停止額についても同様に引き上げられた。

（3）施行期日

令和6年4月1日から施行。

第2　退職等年金給付制度における年金の額の改定

1　退職年金の額の改定

退職年金を構成する終身退職年金及び有期退職年金の額については、それぞれの年金に設けられた年金現価率を用いて計算することとされ、この率は、国共済法の規定により、基準利率や死亡率の状況等の事情を勘案して一定期間にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、国家公務員共済組合連合会定款（以下「定款」という）で定めることとされている。

具体的には、各年の10月から翌年の9月までの期間の各月において適用される基準利率、各年の10月から翌年の9月までの期間において適用される終身年金現価率及び有期年

表60　旧共済法の年金の最低保障額等の改定　（令和6年4月～）

年金種別	改正前（昭31.4.1以前の生まれ）	改正前（昭31.4.2以後の生まれ）	改正後（昭31.4.1以前の生まれ）	改正後（昭31.4.2以後の生まれ）
各年金共通	円	円	円	円
・定額部分の単価　20年分	743,710	745,910	763,490	765,690
1年分	37,186	37,296	38,175	38,285
退職年金				
・最低保障額	1,069,000	1,072,200	1,097,400	1,100,600
障害年金				
・最低保障額　1級	1,307,800	1,311,700	1,342,600	1,346,500
2級	1,069,000	1,072,200	1,097,400	1,100,600
3級	792,600	795,000	813,700	816,000
遺族年金				
・最低保障額	792,600	795,000	813,700	816,000
・寡婦加算　2子以上をもつ妻	266,800	266,800	273,900	273,900
1子をもつ妻	152,400	152,400	156,400	156,400
子なしの60歳以上の妻	151,900	152,400	156,000	156,400
・扶養加給　2人まで1人につき	228,700	228,700	234,800	234,800
3人目から1人につき	76,200	76,200	78,300	78,300
公務の障害年金				
・最低保障額　1級	5,205,800	5,221,200	5,344,300	5,359,700
2級	3,396,000	3,406,000	3,486,300	3,496,400
3級	2,355,500	2,362,500	2,418,200	2,425,100
・扶養加給　妻である配偶者	205,700	205,700	211,200	211,200
子等2人まで1人につき	66,200	66,200	67,900	67,900
子等3人目から1人につき	14,700	14,700	15,000	15,000
妻がいないときの子等1人に限り	139,600	139,600	143,300	143,300
公務の遺族年金				
・最低保障額	1,846,300	1,851,700	1,895,400	1,900,900
他に、恩給扶助料あるいは旧法の遺族年金を受けているとき	1,721,200	1,726,300	1,767,000	1,772,100
・扶養加給　扶養遺族2人まで1人につき	66,200	66,200	67,900	67,900
扶養遺族3人目から1人につき	14,700	14,700	15,000	15,000

金現価率について、これらの率に変動があるときに定款変更を行い、改めてそれぞれの率が定められ、その年の10月から翌年9月までの期間における年金額が計算される。

なお、各年の適用期間における終身年金現価率はその年の3月31日における「受給権者の年齢＋1歳」の年齢に応じた当該率が、有期年金現価率はその年の10月1日における「支給残月数」に応じた当該率が適用されることから、定款変更がなかった場合であっても、その年の10月からの年金額を改めて計算することとなる。

(1) 平成28年10月からの改定

平成28年6月29日共済連本総第151号により定款第34条の規定並びに別表第1（第35条関係）及び別表第2（第36条関係）の規定が変更され、基準利率が0.48％から0.32％となり、これに伴い終身年金現価率及び有期年金現価率が変更された（表61）。

(2) 平成29年10月からの改定

平成29年7月7日共済連本総第176号により定款第34条の規定並びに別表第1（第35条関係）及び別表第2（第36条関係）の規定が変更され、基準利率が0.32％から0.00％となり、これに伴い終身年金現価率及び有期年金現価率が変更された（表62）。

(3) 平成30年10月からの改定

平成30年7月6日共済連本総第150号により定款第34条の規定並びに別表第1（第35条関係）及び別表第2（第36条関係）の規定が変更され、基準利率が0.00％から0.06％となり、これに伴い終身年金現価率及び有期年金現価率が変更された（表63）。

(4) 令和元年10月からの改定

令和元年は、基準利率が前年と同率の0.06％で変更がなかったため、有期年金現価率については前年と同率であったが、終身年金現価率については平成30年の財政再計算において死亡率を見直したことから、令和元年7月11日共済連本総第257号により定款別表第1（第35条関係）の規定による終身年金現価率のみが変更された（表64）。

(5) 令和2年10月からの改定

令和2年7月8日共済連本総第173号により定款第34条の規定並びに別表第1（第35条関係）及び別表第2（第36条関係）の規定が変更され、基準利率が0.06％から0.00％となり、これに伴い終身年金現価率及び有期年金現価率が変更された（表65）。

(6) 令和3年10月からの改定

令和3年については、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率が前年と同率であったため、定款変更は行われなかったが、先述のとおり終身年金現価率に対応する年齢、有期年金現価率に対応する支給残月数が変動したことから、それぞれの年金額を再計算し改定を行った（表66）。

(7) 令和4年10月からの改定

令和4年8月1日共済連本総第207号により定款第34条の規定並びに別表第1（第35条関係）及び別表第2（第36条関係）の規定が変更され、基準利率が0.00％から0.02％となり、これに伴い終身年金現価率及び有期年金現価率が変更された（表67）。

(8) 令和5年10月からの改定

令和5年8月9日共済連本総第300号により定款第34条の規定並びに別表第1（第35条関係）及び別表第2（第36条関係）の規定が変更され、基準利率が0.02％から0.07％となり、これに伴い終身年金現価率及び有期年金現価率が変更された（表68）。

表61　基準利率・年金現価率（変更前後の比較表）

各種率＼適用期間			平成27年10月～平成28年9月	平成28年10月～平成29年9月
基準利率			0.48%	0.32%
年金現価率	終身年金現価率（一部のみ）	65歳	21.609620	22.060662
		75歳	14.039831	14.242272
	有期年金現価率（一部のみ）	240月	19.064542	19.369259
		120月	9.760455	9.839323

表62　基準利率・年金現価率（変更前後の比較表）

各種率＼適用期間			平成28年10月～平成29年9月	平成29年10月～平成30年9月
基準利率			0.32%	0.00%
年金現価率	終身年金現価率（一部のみ）	65歳	22.060662	23.006780
		75歳	14.242272	14.661513
	有期年金現価率（一部のみ）	240月	19.369259	20.000000
		120月	9.839323	10.000000

表63　基準利率・年金現価率（変更前後の比較表）

各種率＼適用期間			平成29年10月～平成30年9月	平成30年10月～令和元年9月
基準利率			0.00%	0.06%
年金現価率	終身年金現価率（一部のみ）	65歳	23.006780	22.824757
		75歳	14.661513	14.581409
	有期年金現価率（一部のみ）	240月	20.000000	19.879521
		120月	10.000000	9.969571

表64　基準利率・年金現価率（変更前後の比較表）

各種率＼適用期間			平成30年10月～令和元年9月	令和元年10月～令和2年9月
基準利率			0.06%	同左
年金現価率	終身年金現価率（一部のみ）	65歳	22.824757	22.851867
		75歳	14.581409	14.695827
	有期年金現価率（一部のみ）	240月	19.879521	同左
		120月	9.969571	同左

表65　基準利率・年金現価率（変更前後の比較表）

各種率＼適用期間			令和元年10月～令和2年9月	令和2年10月～令和3年9月
基準利率			0.06%	0.00%
年金現価率	終身年金現価率（一部のみ）	65歳	22.851867	23.033747
		75歳	14.695827	14.775829
	有期年金現価率（一部のみ）	240月	19.879521	20.000000
		120月	9.969571	10.000000

表66　基準利率・年金現価率（変更前後の比較表）

各種率＼適用期間			令和2年10月～令和3年9月	令和3年10月～令和4年9月
基準利率			0.00%	同左
年金現価率	終身年金現価率（一部のみ）	65歳	23.033747	同左
		75歳	14.775829	同左
	有期年金現価率（一部のみ）	240月	20.000000	同左
		120月	10.000000	同左

表67　基準利率・年金現価率（変更前後の比較表）

各種率＼適用期間			令和3年10月～令和4年9月	令和4年10月～令和5年9月
基準利率			0.00%	0.02%
年金現価率	終身年金現価率（一部のみ）	65歳	23.033747	22.972879
		75歳	14.775829	14.749085
	有期年金現価率（一部のみ）	240月	20.000000	19.959725
		120月	10.000000	9.989841

表68　基準利率・年金現価率（変更前後の比較表）

各種率＼適用期間			令和4年10月～令和5年9月	令和5年10月～令和6年9月
基準利率			0.02%	0.07%
年金現価率	終身年金現価率（一部のみ）	65歳	22.972879	22.821764
		75歳	14.749085	14.682560
	有期年金現価率（一部のみ）	240月	19.959725	19.859541
		120月	9.989841	9.964513

2　公務障害年金及び公務遺族年金の額の改定

公務障害年金及び公務遺族年金の額の算定方式（基本方式）は、

・公務障害年金算定基礎額／受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率×調整率
・公務遺族年金算定基礎額／死亡者の年齢区分に応じた終身年金現価率×調整率

により求めることになるが、このうち「調整率」については、「調整率＝当該年度の国民年金法第27条に規定する改定率／公務障害年金（または公務遺族年金）の給付事由が生じた日の属する年度の改定率」という計算式により、国民年金法による改定率が用いられる。

また、公務障害年金及び公務遺族年金には、次の計算式による最低保障額が設けられており、この計算式においても同様に国民年金法による改定率が用いられ、さらに厚生年金相当額については厚生年金や共済年金の改定に合わせて変動することになる。

〈公務障害年金の最低保障額〉

障害等級1級＝4,152,600円×改定率－厚生年金相当額

障害等級2級＝2,564,800円×改定率－厚生年金相当額

障害等級3級＝2,320,600円×改定率－厚生年金相当額

〈公務遺族年金の最低保障額〉

1,038,100円×改定率－厚生年金相当額

このため、公務障害年金及び公務遺族年金に係る年金額の改定については、国民年金法による改定率等の改定が伴うため、該当年度の4月分から適用される。

（1）平成29年政令第100号による改定

国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成29年3月31日政令第100号）が公布され、平成29年4月分からの年金の額について0.1％のマイナス改定となった。

これにより同政令の一部として国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年政令第92号）第1条が改正され、国民年金法第27条に規定する改定率が0.999から0.998へ改められ、これに伴い調整率も改定された。

また、最低保障額の計算に用いる厚生年金相当額についても、再評価率の改定に伴い年金額等が改定された（年金額の改定に関する詳細については「第1 厚生年金保険法等による年金の額の改定」を参照。以下同じ）。

（2）平成31年政令第120号による改定

国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成31年3月29日政令第120号）が公布され、平成31年4月分からの年金の額について0.1％のプラス改定となった。

これにより同政令の一部として国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年政令第92号）第1条が改正され、国民年金法第27条に規定する改定率が0.998から0.999へ改められ、これに伴い調整率も改定された。

また、最低保障額の計算に用いる厚生年金相当額についても、再評価率の改定に伴い年金額等が改定された。

（3）令和2年政令第101号による改定

国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和2年3月30日政令第101号）が公布され、令和2年4月分からの年金の額について0.2％のプラス改定となった。

これにより同政令の一部として国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年政令第92号）第1条が改正され、国民年金法第27条に規定する改定率が0.999から1.001へ改められ、これに伴い調整率も改定された。

また、最低保障額の計算に用いる厚生年金相当額についても、再評価率の改定に伴い年金額等が改定された。

（4）令和3年政令第100号による改定

国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和3年3月31日政令第100号）が公布され、令和3年4月分からの年金の額について0.1％のマイナス改定となった。

これにより同政令の一部として国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年政令第92号）第1条が改正され、国民年金法第27条に規定する改定率が1.001から1.000へ改められ、これに伴い調整率も改定された。

また、最低保障額の計算に用いる厚生年金相当額についても、再評価率の改定に伴い年金額等が改定された。

（5）令和4年政令第115号による改定

国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和4年3月25日政令第115号）が公布され、令和4年4月分からの年金の額について0.4％のマイナス改定となった。

これにより同政令の一部として国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年政令第92号）第1条が改正され、国民年金法第27条に規定する改定率が1.000から0.996へ改められ、これに伴い調整率も改定された。

（6）令和5年政令第117号による改定

国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和5年3月30日政令第117号）が公布され、令和5年4月分からの年金の額について、既裁定者（昭和31年4月1日以前生まれ）が1.9％、新規裁定者（昭和31年4月2日以後生まれ）が2.2％のプラス改定となった。

これにより同政令の一部として国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年政令第92号）第1条が改正され、国民年金法第27条に規定する改定率は0.996から既裁定者が1.015、新規裁定者が1.018へ改められ、これに伴い調整率も改定された。

なお、公務障害年金及び公務遺族年金の額は、施行日以後の公務障害の認定日までの期間や施行日以後の公務傷病による死亡までの期間が短い場合、施行日前の組合員期間を算定基礎とする経過的職域加算額よりも低くなるケースがあり得るため、施行日前の組合員期間を有している場合は、前述の最低保障額を含めた計算式により算定した額と経過的職域加算相当額のうち、いずれか高い金額が決定年金額となるが、当該加算相当額の算定基礎となる平均標準報酬額等については厚生年金の再評価率等と同様に改定される。

第4章

長期給付に関する財源措置の変遷

第1節　長期給付の財政再計算

第1　第1次財源率再計算から第8次財政再計算までの概要

第1次から第3次までの財源率再計算については、連合会『二十五年史』第1編第3部及び第4次から第8次までの財政再計算については、連合会『五十年史』第1編第1部第4章第1節に詳しく書いてあるので、ここでは概略を述べることとする。

1　国共済法「新法」施行時の財源率

「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」（昭和34年法律第163号）の成立に伴い、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「国共済法（新法）」という）による長期給付制度が全面実施される10月1日以後の掛金率を決定するため、大蔵省は連合会加入組合の担当官に対し、財源率（数理的保険料率）算定の説明を行った。連合会加入組合は、大蔵省から示された財源率の内容を検討し定款変更のための運営審議会をそれぞれ開催しようとしたが、労組の反対で開催できなかった。

そこで、掛金率確定の緊急事態に対処するため各省大臣等にあてて大蔵大臣から監督命令が発せられるなど紆余曲折があったが、連合会の定款を変更するだけで掛金徴収は可能とする内閣法制局の見解が示されて、連合会の定款変更が行われた。

「国共済法（新法）」施行時の財源率の算定単位は、一般公務員、衛視等特例職員、任期制自衛官及び非任期制自衛官に分かれており、財源率は表1のとおりとなった。

表1　財源率　（千分率）

区　分	掛金率	負担金率	財源率
一般公務員	44	55	99
衛視等特例職員	47	59	106
任期制自衛官	21	27	48
非任期制自衛官	46	58	104

2　第1次財源率再計算（昭和39年10月）

第1次の財源率再計算は昭和39年に行われたが、その際に国庫負担率が100分の10から100分の15に引き上げられたことに伴い、長期給付に要する費用の負担割合が、組合員の負担は100分の45から100分の42.5、国の負担は100分の55から100分の57.5に改正された（昭和39年法律第153号）。このため、再計算による各算定単位の財源率（数理的保険料率）は現行より高く算定されたものの、掛金率は国庫負担率の引上げに伴う組合員の負担割合の引下げの影響により現行の料率を据え置き、負担金率のみ引き上げることとなった（表2）。

表2　財源率　（千分率）

区　分	掛金率	負担金率	財源率
一般公務員	44	61.0	105.0
衛視等特例職員	47	65.0	112.0
任期制自衛官	23	31.5	54.5
非任期制自衛官	46	64.5	110.5

（注）9月19日開催の臨時評議員会（1回）に付議。

3　第2次財源率再計算（昭和44年10月）

第2次の財源率再計算は昭和44年に行われた。その結果、数理的保険料率（今後新たに加入してくる組合員について収支が均衡する保険料率）は、大きな制度改正もなかったので前回の計算結果とほぼ同じであった。しかし、給与改定などのために不足財源が増大していることが明らかになったが、この不足財源は積立金の実行運用利回りと予定利率5.5％との差から生ずる利益差が不足財源の償却にほぼ見合っていたため、これを充当することにより財源率は次期再計算まで据え置くこととし、掛金率・負担金率の変更は行わなかった。(注)

（注）9月27日開催の連合運審に説明し、同月29日開催の第56回評議員会に付議。

4　第3次財源率再計算（昭和49年10月）

第3次の財源率再計算は昭和49年に行われたが、この財源率再計算に関し大きな影響を与える二つの重要な法律改正が行われた。

第一点は制度改善である。昭和48年に厚生年金が大幅な給付改善を行ったため共済年金も、

①長期給付の算定基礎俸給を退職時前一年間の平均俸給とする

②通算退職年金方式を導入する

③遺族年金に扶養加算制度を設ける

などの改善が行われた。

第二点は、共済年金の財政方式を平準保険料方式以外の方式の採用を可能とするものである。このため、国家公務員共済組合審議会（大蔵大臣の諮問機関）で、今回の財政再計算の方法等について検討が行われ、改善によって増加する費用については財源率に織り込むが、厚生年金の保険料の改定を参考に修正率を乗ずること、その修正率は積立金の運用利回りなどを考慮すべきとする意見集約がなされた。

そこで、大蔵省は、先の国家公務員共済組合審議会が集約した意見の主旨を踏まえ、連合会に対し、組合員の負担が過重にならないよう平準保険料率を80％程度に修正したものを財源率とする旨の指示が行われた。

この結果、財源率は表3のとおりとなった。

表3　財源率　（千分率）

区　分	掛金率	負担金率	財源率
一般公務員	46.5	64.0	110.5
衛視等特例職員	49.5	68.0	117.5
任期制自衛官	24.0	33.0	57.0
非任期制自衛官	48.5	67.5	116.0
一般公務員	44.0	61.0	105.0
衛視等特例職員	47.0	65.0	112.0
任期制自衛官	23.0	31.5	54.5
非任期制自衛官	46.0	64.5	110.5

（注）9月19日開催の第23回運営協議会、同月21日開催の第75回評議員会に付議。

5　第4次財政再計算（昭和54年10月）

第4次の財政再計算は昭和54年に行われたが、この財政再計算に関し大きな影響を与える法律改正が行われた。

①年金支給開始年齢の引上げ

②減額退職年金制度の改革

③高額所得者に対する年金の支給制限

④退職一時金等の廃止

⑤公庫等の出向者に対する取扱いの変更
⑥衛視等の特例年金制度の廃止
⑦連合会未加入4共済組合の統合

などの改正が行われた。

また、初めて年金財政の将来見通しを計算した。

この結果、財源率は表4のとおりとなった。

6　第5次財政再計算（昭和59年10月）

第5次の財政再計算は昭和59年に行われた。郵政省共済組合が連合会に加入することとなった。

また、

①公企体共済組合の行う事業のうち、長期給付に関しては連合会が行う
（当分の間、三公社はそれぞれ独立した年金保険者として事業を行う）
②国鉄共済組合の財政上の問題に対処するため、当分の間、財政調整を行う
③公経済負担を拠出時負担から給付時負担にする

などの改正が行われた。

この結果、財源率は表5のとおりとなった。

7　第6次財政再計算（平成元年10月）

第6次の財政再計算は平成元年に行われた。

しかし、昭和60年4月1日以後、国鉄共済に対する財政支援のための長期給付財政調整事業及び公経済負担の拠出時負担から給付時負担への変更を行った。この結果、保険料率は表6のとおりとなった。

全国民に共通な基礎年金制度を適用するなどの大改革が行われたため、昭和61年度については現行保険料率を標準報酬に乗ずるべき率に換算して設定した。この結果、新保険料率は表7のとおりとなった。

また、公務上の給付に要する負担金については、連合会理事長が定めることになった（表8）。

表4　財源率　（千分率）

区　分		前回（49.10.1）①	現行法（54.10.1）			改正法	
			今回②	段階保険料率		見直し	増減（△）⑤－③⑥
				54.10.1～55.9.30③	55.10.1～59.9.30④	55.1.1⑤	
一般公務員	掛金率	46.5	56.0	51.5	57.5	51.5	0.0
	負担金率	64.0	77.0	71.0	78.5	71.5	0.5
	計	110.5	133.0	122.5	136.0	123.0	0.5
衛視等特例職員	掛金率	49.5	60.0	54.5	61.5	一般公務員となる	
	負担金率	68.0	81.5	75.0	83.5		
	計	117.5	141.5	129.5	145.0		
任期制自衛官	掛金率	24.0	29.0	26.0	29.5	26.0	0.0
	負担金率	33.0	40.0	36.5	41.5	36.5	0.0
	計	57.0	69.0	62.5	71.0	62.5	0.0
非任期制自衛官	掛金率	48.5	59.0	56.0	60.5	56.0	0.0
	負担金率	67.5	82.0	77.5	83.0	78.5	1.0
	計	116.0	141.0	133.5	143.5	134.5	1.0

（注）9月21日開催の第42回運営協議会、同月25日開催の第91回評議員会に付議。

表5　財源率　（千分率）

区　分		今　回	実行財源率	
			59年10、11月	59年12月～64年9月
一般公務員	財源率	168.0	123.0（133.0）	169.7
	掛金	70.5	51.5（55.5）	71.2
	事業主負担	71.0	52.0（56.0）	71.7
	公経済負担	26.5	19.5（21.5）	26.8
任期制自衛官	財源率	87.0	62.5	87.9
	掛金	36.0	26.0	36.4
	事業主負担	37.0	26.5	37.4
	公経済負担	14.0	10.0	14.1
非任期制自衛官	財源率	198.9	134.5	200.1
	掛金	82.5	56.0	83.4
	事業主負担	84.0	57.0	84.9
	公経済負担	31.5	21.5	31.8

（注1）（ ）は郵政省分である。
（注2）運営協議会は開催できず、10月5日開催の第107回評議員会に付議。

表6　保険料率　（千分率）

	区　分	掛金率			負担率		
		既定分	長期財調分	計	既定分	長期財調分	計
新（昭60.5.1～	長期組合員	71.2	5.3	76.5	71.7	5.3	77.0
	任期制自衛官組合員	36.4	5.3	41.7	37.4	5.3	42.7
	非任期制自衛官組合員	83.4	5.3	88.7	84.9	5.3	90.2
旧（昭60.4.1～	長期組合員	71.2	－	71.2	71.7	－	71.7
	任期制自衛官組合員	36.4	－	36.4	37.4	－	37.4
	非任期制自衛官組合員	83.4	－	83.4	84.9	－	84.9
旧（昭59.12.1～	長期組合員	71.2	－	71.2	98.5	－	98.5
	任期制自衛官組合員	36.4	－	36.4	51.5	－	51.5
	非任期制自衛官組合員	83.4	－	83.4	116.7	－	116.7

（注1）昭和60年4月1日は、公経済負担（国庫負担）が拠出時負担から給付時負担に変更されたための改定である。
（注2）運営協議会は開催できず、3月30日開催の評議員会に付議。

表7　新保険料率　（千分率）

区　分		新（昭61.4.1）～			旧（昭60.5.1）～		
		長期組合員	任期制自衛官	非任期制自衛官	長期組合員	任期制自衛官	非任期制自衛官
掛金率	既定分	57.0	33.2	72.8	71.2	36.4	83.4
	長期財調分	4.3	4.3	4.3	5.3	5.3	5.3
	計	61.3	37.5	77.1	76.5	41.7	88.7
負担金率	既定分	57.0	33.2	72.8	71.7	37.4	84.9
	長期財調分	4.3	4.3	4.3	5.3	5.3	5.3
	計	61.3	37.5	77.1	77.0	42.7	90.2

（注）運営協議会に諮り、評議員会に付議。

表8　公務上給付費用に充てる率　（千分率）

区　分	負担金率
長期組合員	0.4
任期制自衛官組合員	0.9
非任期制自衛官組合員	1.3
組合職員組合員	0.4
連合会職員組合員	0.4
継続長期組合員	0.4

主な改正事項は、

①平成元年度における物価スライド

②共済年金給付の改善

③日本鉄道共済年金の自助努力

④日本たばこ共済年金の自助努力

などの改正が行われた。

この結果、実行保険料率は表9のとおりとなった。

表9　実行保険料率　（千分率）

区　分			長期組合員	任期制自衛官		非任期制自衛官
				平成4年3月までの月分	平成4年4月以降の月分	
（平元.10.1～）	掛金率	既定分	76.0	52.2	64.0	84.0
		長期財調分	－	－	－	－
		計	76.0	52.2	64.0	84.0
	負担金率	既定分	76.0	52.2	64.0	84.0
		長期財調分	－	－	－	－
		計	76.0	52.2	64.0	84.0
旧（昭61.4.1～）	掛金率	既定分	57.0	33.2		72.8
		長期財調分	4.3	4.3		4.3
		計	61.3	37.5		77.1
	負担金率	既定分	57.0	33.2		72.8
		長期財調分	4.3	4.3		4.3
		計	61.3	37.5		77.1

（注）9月22日開催の第12回運営審議会に付議。

表10　新旧保険料率一覧　（千分率）

区　分	旧保険料率（旧掛金率）	新段階保険料率					
		平成6年10月		平成8年10月		平成9年4月	
		新保険料（新掛金率）	引き上げ幅	新保険料（新掛金率）	引き上げ幅	新保険料（新掛金率）	引き上げ幅
一般公務員	152.00（76.00）	174.40（87.20）	22.40（11.20）	183.90（91.95）	9.50（4.75）		
任期制自衛官	128.00（64.00）	162.40（81.20）	34.40（17.20）	171.90（85.95）	9.50（4.75）	183.90（91.95）	12.00（6.00）
非任期制自衛官	168.00（84.00）	174.40（87.20）	6.40（3.20）	183.90（91.95）	9.50（4.75）		

（注）9月7日開催の第23回運営審議会に付議。

8　第7次財政再計算（平成6年10月）

第7次の財政再計算は平成6年に行われたが、この財政再計算に関し大きな影響を与える法律改正が行われた。

主な改正事項は、

①長期給付にかかる改善措置

②日本鉄道共済組合および日本たばこ産業共済組合の退職共済年金の特例

③費用負担に関する事項

などの改正が行われた。

また、保険料の計算は一般、任期制自衛官、非任期制自衛官ら3単位で行われていたが、計算単位が一本化された。

この結果、保険料率は表10のとおりとなった。

9　第8次財政再計算（平成11年10月）

第8次の財政再計算は平成11年に行われたが、大蔵省主計局長依命通達により保険料率は据置きとなり、保険料率を5年間据置き以後5年ごとに保険料率を引き上げ、将来にわたって財政の均衡を保つことができる保険料率及び財政の見通しを作成した。

第2　第9次財政再計算（平成16年10月）

1　制度の動向

（1）厚生年金、国共済法等の改正

社会保障関係の審議を行う社会保障審議会年金部会は、平成16年の財政再計算に向けての年金制度改革について、平成14年1月以降検討を重ねてきた。そしてその結果を「年金制度改正に関する意見書」として取りまとめ、平成15年9月12日、厚生労働大臣に提出した。

意見書では、社会経済と調和した持続可能な制度とする、制度に対する信頼を確保する、多様な働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度とする、個人のライフコースに対して中立的な制度とする、他の社会保障制度や税制等の諸制度との整合性なども念頭に置く必要があるとした。

この方針を受け、厚生労働省は平成15年11月17日に「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて（厚生労働省案）」を発表し、第159回通常国会に平成16年2月10日に「国民年金法等の一部を改正する法律案」として提出し、修正のうえ6月5日に参議院で可決

成立した（平成16年法律第104号）。

一方、共済制度の改正については、平成13年3月16日の閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」を受け、国共済及び地共済の財政単位の一元化を具体的に検討するに当たって、国共済・地共済を代表する関係者及び学識経験者が意見交換を行うための場として、10月3日に「公務員共済年金財政単位一元化研究会」が発足した。この研究会においては、財政調整の仕組み、保険料率を一本化する時期について議論を行い、「国共済と地共済の長期給付にかかる財政単位の一元化に関する考え方」の作成が了承された。

これを受け、財務省の財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会で平成15年10月6日、平成16年1月15日、1月26日、2月9日に議論を行い、財務大臣に意見書を提出した。

この方針を受け、財務省は平成16年2月20日に「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、6月16日に参議院で可決成立した（平成16年法律第130号）。

この法律における長期給付制度の主な改正事項は以下のとおりである。

年金制度改正

①給付と負担の見直し(平成16年10月実施)

②在職中の年金支給制度等の見直し（平成17年4月実施）

③次世代育成支援の拡充(平成17年4月実施)

④年金分割制度の導入（平成19年4月実施）

⑤遺族年金の見直し（平成19年4月実施）

⑥障害年金の見直し（平成18年4月実施）

(2) 国共済及び地共済の財政単位の一元化

平成13年3月の閣議決定を踏まえ国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の長期給付(共済年金)について、両制度の保険料率を一本化するとともに、両制度間の財政調整の仕組みを導入する。なお、保険料率は段階的に一本化。

(3) 長期負担金の概算要求と予算

概算要求額の算出の基礎となった掛金率は、平成11年に算出された平成16年度引き上げ後(総報酬ベース)で現行の71.9‰から10.75‰UPの82.65‰(保険料率165.3‰)とされた。

平成16年度予算案では、国共済の保険料率は平成16年から地共済との同一の保険料率に移行する平成21年までの間は、現時点での国共済の保険料率143.8‰から平成21年の一本化の保険料率153.1‰まで毎年同率（1.6‰）で引き上げることとして保険料率は145.4‰と設定された。

2　財政再計算の準備等

(1) 計算の準備

今回の財政再計算では、今までにはなかった社会全体の保険料負担能力の伸びを年金改定率に反映させることで給付水準を調整し(マクロ経済スライド)、在職老齢年金制度を見直し、失権率を高齢化に向けて改善、60歳台前半の被用者の在職老齢年金制度について在職中の一律2割支給停止を廃止、子が3歳に達するまでの間の育児休業期間について保険料を免除、第3号被保険者期間の年金を分割、一人当たりの賃金の伸び率を平準化するために3年平均値をスライド指標とし、経済状況への配慮から5年ごとに保険料率を引き上げるのではなく毎年小刻みに引き上げるなどの大幅な年金制度改正が予定されており、従来と同様、今回の財政再計算もこうした制度改正を前提に行うこととなった。

また、地共済との財政単位の一元化を実施するための準備に努めてきた。

(2) 年金業務懇談会のスケジュール

財政再計算が行われる場合には、連合会では「運営審議会」に提案する前に年金業務の円滑な運営に資するために設けられている「年金業務懇談会」に諮ることとされている。

同懇談会は平成16年6月中旬に第1回会議を開催し、以後7月上旬に1回、8月に3回の計5回行った。

(3) 運営審議会のスケジュール

財政再計算の結果に基づく定款変更のための運営審議会を次のとおり開催した。

①運営審議会懇談会（平成16年8月30日）

②第51回運営審議会（9月13日）

3　財政再計算の方法

(1) 依命通達の通知

財政再計算については､「国共済法施行令」第12条の規定に基づき､財務大臣が定める基準に従って算定することとされているが、平成16年8月3日に財務省主計局長の依命通達(表11〈参考1は地共済への通知〉)が通知された。

今回の財政再計算の財務大臣の定める方法は、主計局長依命通達により、次のように指示された。

①財政再計算の基準時点は平成16年10月1日とすること。

②「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第130号。以下「国共済法」という）を前提に長期給付に要する費用の算定を行うこと。

③将来の組合員数については、過去における組合員数の動向に鑑み、最近（平成13年度～平成15年度）の組合員数の生産年齢人口に対する割合の減少傾向が将来も続くものとして、「日本の将来推計人口（平成14年1月推計)」（国立社会保障・人口問題研究所）における中位推計を基礎として推計すること。

④経済的要素及びマクロ経済スライドによるスライド調整率は、厚生年金と同様とすること。

⑤「国共済法」第99条第1項第3号に規定されている「おおむね百年間に相当する期間の終了時」は、厚生年金同様平成112年度とすること。

⑥保険料率は、最終保険料率に達するまでの間毎年9月（ただし､平成16年は10月）に引き上げることとし、平成16年から地方公務員共済組合の保険料率との段階的な一本化を図り、平成21年に同一の保険料率となるようにすること。

⑦保険料率の毎年の引上げ幅は、平成16年から平成21年までは1.29‰を、平成22年以降は3.54‰をそれぞれ下回らないものとすること。

⑧「国共済法」第99条第1項第3号に規定されている「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」は、厚生年金が積立度合（支出額に対する積立金の割合）を1としていること、国共済と地共済を合せた保険者としての規模が小さいこと及び現状では厚生年金より高水準の積立金を保有していることにも配慮し、四つの積立度合（1、2、3及び4）のケースについて保険料率及び財政の収支見通しを作成し、最終保険料率は千分率表示による小数点以下の端数を切り上げた率とすること。

⑨基礎年金拠出金の国庫負担割合は、厚生年金と同様、平成17年度から平成20年度までは、3分の1＋1,000分の11とし、

平成21年度以降は2分の1とすること。

（2）保険料率

「国共済法」第99条第1項第3号の規定および「国共済法施行令」第12条第3項を改正し、国共済と地共済の財政単位の一元化が行われ、平成16年から地方公務員共済組合の保険料率との段階的な一本化を図り、平成21年に同一の保険料率となるようにすることとした。従来は原則5年に一度保険料率を見直してきたが、今回から保険料率は毎年9月（た

表11　国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について

財計第2266号
平成16年8月3日

国家公務員共済組合連合会理事長　　殿

財務省主計局長　　藤井　秀人

国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）（以下「法」という）第99条第1項の規定に基づき平成16年10月1日までに行うものとされる国家公務員共済組合（以下「国共済」という。）の長期給付に要する費用の再計算（以下「再計算」という。）について、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第12条第2項及び第3項の規定により財務大臣が定めることとされている事項が下記のとおり定められたので、命により通知します。

記

1. 平成16年10月1日を基準時点として再計算を行うこと。
2. 長期給付に要する費用の算定に当たっては、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年法律第130号）」を前提とすること。
3. 将来の組合員数については、過去における組合員数の動向に鑑み、最近（平成13～15年度）の組合員数の生産年齢人口に対する割合の減少傾向が将来も続くものとして、「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における中位推計を基礎として推計すること。
4. 基礎率（経済的要素）については、厚生年金と同様別表1のとおりとすること。
5. いわゆるマクロ経済スライドによるスライド調整率は、厚生年金と同様別表2のとおりとすること。
6. 法第99条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」（以下、「最終年度」という）は、厚生年金と同様平成112年度とすること。
7. 保険料率は、最終保険料率に達するまでの間毎年9月（ただし、平成16年は10月）に引き上げるものとし、その際、平成16年より地方公務員共済組合（以下「地共済」という。）の保険料率との段階的な一本化を図り、平成21年に同一の保険料率となるようにすること。保険料率の毎年の引上げ幅は、組合員の負担増に配慮するとともに、厚生年金の保険料率の引上げ幅も考慮して、平成16年から平成21年までは1．29‰を、平成22年以降は3．54‰をそれぞれ下回らないものとすること。
8. 法第99条第1項第3号に規定する「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金」は、厚生年金が支出額の1年分程度の積立金（いわゆる積立度合が1）を保有するものとしていることに加え、国共済及び地共済を合わせた保険者としての規模が厚生年金より小さいこと及び現に国共済及び地共済を合わせ厚生年金より高水準の積立金を現在保有していることにも配慮し、4つの積立度合のケース（①1、②2、③3、④4）について保険料率及び財政の見通しを作成すること。この場合、最終保険料率は、千分率表示による小数点以下の端数を切り上げた率とすること。
9. 基礎年金拠出金の国庫負担割合は、厚生年金と同様、平成17年度から平成20年度までは1/3＋11/1000とし、平成21年度以降は1/2とすること。
10. 上記8による保険料率及び財政の見通しは、貴連合会と地方公務員共済組合連合会との間において、必要となる基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して作成するとともに、その結果についてはそれぞれにおいて検証すること。

別表1　基礎率（経済的要素）(単位:%)

	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り
平成17年度	0.5	1.3	1.6
平成18年度	1.2	2.0	2.3
平成19年度	1.5	2.3	2.6
平成20年度	1.9	2.7	3.0
平成21年度以降	1.0	2.1	3.2

別表2　マクロ経済スライドによるスライド調整率　（単位：%）

	新規裁定者		既裁定
	報酬比例	定　額	
平成17年度	−0.3	0.0	0.0
平成18年度	−0.4	0.0	0.0
平成19年度	−0.4	−0.4	0.0
平成20年度	−0.5	−0.5	−0.5
平成21年度	−0.8	−0.8	−0.8
平成22年度	−1.1	−1.1	−1.0
平成23年度	−1.3	−1.3	−1.0
平成24年度	−1.3	−1.3	−1.0
平成25年度	−1.2	−1.2	−1.0
平成26年度	−1.1	−1.1	−1.0
平成27年度	−1.1	−1.1	−1.0
平成28年度	−1.0	−1.0	−1.0
平成29年度	−0.9	−0.9	−0.9
平成30年度	−0.8	−0.8	−0.8
平成31年度	−0.8	−0.8	−0.8
平成32年度	−0.8	−0.8	−0.8
平成33年度	−0.8	−0.8	−0.8
平成34年度	−0.8	−0.8	−0.8
平成35年度	−0.3	−0.3	−0.3

参考1　地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について（通知）

総行福第205号
平成16年8月3日

地方公務員共済組合連合会理事長　　殿

総務省自治行政局長

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について（通知）

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第113条第1項第3号の規定に基づく地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算（以下「再計算」という。）、少なくとも5年ごとに行うこととされ、この再計算について、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第28条第3項及び第7項の規定により総務大臣が定めることとされている事項が下記のとおり定められたので、これらの事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないように願います。

記

1　長期給付に要する費用（以下「費用」という。）の算定に当たっては、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第132号）による改正後の地共済法を前提とすること。
2　平成16年再計算は、いわゆる国家公務員共済組合（以下「国共済」という。）との財政単位の一元化を踏まえ、本年10月1日において行うこと。
3　費用の算定の基礎となる資料は、原則として平成12年度、平成13年度及び平成14年度のすべての地方公務員共済組合（以下「地共済」という。）の実績によるものを用いること。
4　上記3によっても、資料とすべき数値の変動が大きいこと等のため地共済の実績によることが不適当である場合には、必要に応じ厚生労働省の作成する生命表その他の公的資料を参考としてもよいこと。なお、その基礎となる資料の精度その他の理由により当該方法により難い場合は、あらかじめ当省に協議すること。
5　地共済法第113条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」は、平成112年度末とし、「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金」は、地共済と国共済を合わせた保険者としての規模が厚生年金に比べ小さいことや、現に地共済と国共済を合わせた積立水準が厚生年金に比べ相対的に高いこと等を勘案して、積立度合が1、2、3及び4の四つの場合について保険料率及び財政の見通しを作成すること。
6　地共済の保険料率については、平成16年10月から毎年引き上げ、国共済の保険料率と段階的に一本化を図ることとし、平成21年に同一の保険料率とすること。
　また、引上げ幅については、厚生年金の引上げ幅を参考とすること。ただし、厚生年金の引上げ幅を下回らないこと。
　なお、平成17年以降の保険料率は、最終保険料率に到達するまで毎年9月に引き上げることとし、最終保険料率を算定する場合において、千分率で1未満の端数があるときは、小数点以下の端数は切り上げること。
7　将来の地共済の組合員数については、日本の将来推計人口（平成14年1月推計（中位推計））等を基礎として、その生産年齢（15～64歳）人口に対する比率が一定であるものとして見込むこと。
　ただし、最近の組合員数の減少傾向を反映させるため、平成16年度から20年間は、平成15年度以前の20年間の組合員数の生産年齢人口に対する減少傾向が続くものとして組合員数を見込むこと。
8　財政の見通しを作成する際に用いる基礎率（経済的要素）や、いわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率については、厚生年金の平成16年財政再計算において用いられた前提と同様とすること。
9　基礎年金拠出金の負担に要する費用の公的負担の額は、公的負担割合について平成17年度から平成20年度までは3分の1に1000分の11を加えたものとして、平成21年度以降は2分の1に引き上げられたものとして見込むこと。
10　保険料率及び財政の見通しの算定は、貴連合会と国家公務員共済組合連合会との間において、その算定に必要となる基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して行うこと。また、算定された結果については、それぞれ検証を行うこととすること。
11　再計算を行った結果については、あらかじめ算定の過程等について当省の確認を得た上、公表されたいこと。
12　給料又は期末手当等と掛金との割合及び給料又は期末手当等と負担金との割合の変更については、速やかに定款変更にかかる諸手続きを完了し、本年9月末日までに総務大臣の認可を得ること。

だし、平成16年は10月）に引き上げることとなった。

(3) 有限均衡方式等への変更

給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの期間として、おおむね100年程度の期間について給付と負担の均衡を図る方式（有限均衡方式(注)）を採用し、積立金を活用することとした。

給付水準の自動改定として、年金額については、賃金及び物価の変動割合を基準として、毎年度、改定する。さらに、調整期間においては、公的年金被保険者数の変動率や平均余命の動向を加味することとした。

（注）年金の財政が一定期間で均衡するように、保険料（率）や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。

(4) 予定運用利回り

今回の財政再計算において、国共済も公的年金制度の一環であり、共通の基準に基づく財政計画を作成することが望ましいこと等から、厚生年金と同一の取扱いとした（表12）。

(5) 地共済との財政調整

「国共済法」に第102条の2から5の規定が追加され財政調整が行われることとなった。平成16年の財政再計算は、両制度の財政単位の一元化を前提として実施することが閣議決定されていることを踏まえ、平成15年夏頃には、財政調整の仕組みや保険料率を一本化する時期について結論を得ることとされていた。平成15年6月6日に行われた第5回の公務員共済年金財政単位一元化研究会において、これまでの議論を踏まえ、「国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化に関する考え方」の作成が了承された。 なお、これまでの経緯、考え方の概要、今後の具体的な取組みについて6月30日に財務省より記者発表が行われた。

・第1回：平成13年10月3日
・第2回：平成14年4月26日
・第3回：平成14年7月5日

表12　基礎率（経済的要素）　（単位：%）

	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り
平成17年度	0.5	1.3	1.6
平成18年度	1.2	2.0	2.3
平成19年度	1.5	2.3	2.6
平成20年度	1.9	2.7	3.0
平成21年度以降	1.0	2.1	3.2

マクロ経済スライド（実効スライド調整率）（単位：%）

	新規裁定者		既裁定者
	報酬比例	定　額	
平成17年度	△0.3	0.0	0.0
平成18年度	△0.4	0.0	0.0
平成19年度	△0.4	△0.4	0.0
平成20年度	△0.5	△0.5	△0.5
平成21年度	△0.8	△0.8	△0.8
平成22年度	△1.1	△1.1	△1.0
平成23年度	△1.3	△1.3	△1.0
平成24年度	△1.3	△1.3	△1.0
平成25年度	△1.2	△1.2	△1.0
平成26年度	△1.1	△1.1	△1.0
平成27年度	△1.1	△1.1	△1.0
平成28年度	△1.0	△1.0	△1.0
平成29年度	△0.9	△0.9	△0.9
平成30年度	△0.8	△0.8	△0.8
平成31年度	△0.8	△0.8	△0.8
平成32年度	△0.8	△0.8	△0.8
平成33年度	△0.8	△0.8	△0.8
平成34年度	△0.8	△0.8	△0.8
平成35年度	△0.3	△0.3	△0.3

・第4回：平成14年11月25日
・第5回：平成15年6月6日
・記者発表：平成15年6月30日

(6) 地共済との財政調整の仕組み

国共済と地共済は、ともに公務員という職域に適用される年金制度であり、給付設計もほぼ同一であることから、財政調整の範囲は、職域部分を含む長期給付全体である。ただし、公務上の給付は公費負担で賄われていることから、財政調整の範囲から除かれている。なお、財政調整は次の2段階で行われる。

①費用負担の平準化のための財政調整（拠出金A）

成熟の度合いが違うことにより異なってくる国共済と地共済の費用負担を平準化するため、基礎年金部分を除いた指標である独自給付費用(注)（保険料拠出によって賄う部分）に着目して財政調整を行う。具体的には、独自給付費用率が実質的に同一となるよう、独自給付費用率の低い制度から高い制度に対して費用負担平準化のための財政調整拠出金を交付する。

②年金給付に支障を来さないための財政調整（拠出金B）

上記の費用負担の平準化のための財政調整を行っても、両制度間の積立比率の相違による運用収入の差、被扶養配偶者比率の差などにより、一方の制度で収支に赤字が生じ、将来的に積立金が枯渇した場合に、国共済・地共済が組織、制度として独立したままで、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにすることが必要であることから、それぞれが有する積立金をいたずらに減少させることのないよう単年度の収入と支出に着目した第二の財政調整を行う。

この場合の支出については当該年度の年金給付等費用（基礎年金拠出金等は含むが、費用負担平準化のための財政調整拠出金の交付は含まない）を対象とし、収入については当該年度の全ての収入（保険料収入、公経済負担、積立金運用収入、追加費用、基礎年金交付金、費用負担平準化のための財政調整拠出金の受入れ）を対象とする。

（注）ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）から基礎年金拠出金を控除したもので、長期給付費用全体からは、基礎年金交付金相当額、追加費用相当額、基礎年金拠出金（このうちの3分の1は公経済負担）が除かれている。独自給付費用が当該年度の標準報酬総額と標準期末手当等の合計額に占める割合を独自給付費用率という。

4　財政再計算結果

(1) 将来の組合員数について

過去における組合員数の動向に鑑み、最近（平成13年度～平成15年度）の組合員数の生産年齢人口に対する割合の減少傾向が将来も続くものとして、「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における中位推計を基礎として推計し、将来の国共済組合の組合員数とした。

(2) 組合員数、年金受給者数、成熟度の見通し（国共済＋地共済）

表13は、組合員数、年金受給者数、成熟度の見通しであり、図1は将来の組合員数、年金受給者等の推移である。将来の組合員数は平成17年度末の416万5,000人から平成112年度末の146万6,000人に減少する。

年金受給者数は平成17年度末の325万9,000人から平成112年度末の267万人に減

少すると見込まれる。

成熟度は、平成17年度で78.2％で、約5人で4人を支えるという状況であるが平成112年度で182.1％で、約1人で1.8人を支えるという状況になると見込まれる。

(3) 保険料率

表14は保険料率の算定結果であり、図2は保険料率の将来見通しである。

(4) 財政の見通し

①積立度合1

表15は積立度合1のケースについての保険料率及び財政の収支見通しであり、図3はそのグラフである。平成66年度から積立金を徐々に取り崩していき、平成112年に積立度合が1.2になり、最終保険料率は平成32年に188.0‰となる。

②積立度合2

表16は積立度合2のケースについての保険料率及び財政の収支見通しであり、図4はそのグラフである。平成74年度から積立金を徐々に取り崩していき、平成112年に積立度合が2.7になり、最終保険料率は平成32年に190.0‰となる。

③積立度合3

表17は積立度合3のケースについての保険料率及び財政の収支見通しであり、図5はそのグラフである。平成77年度から積立金を徐々に取り崩していき、平成112年に積立度合が3.4になり、最終保険料率は平成33年に191.0‰となる。

④積立度合4

表18は積立度合4のケースについての保険料率及び財政の収支見通しであり、図6はそのグラフである。平成79年度から積立金を徐々に取り崩していき、平成112年に積立度合が4.1になり、最終保険料率は平成33年に192.0‰となる。

(5) 参考2：国家公務員共済組合の財政見通し等

①表19は積立度合1の財政の見通し、表20は積立度合2の財政の見通し、表21は積立度合3の財政の見通し、表22は積立度合4の財政の見通しである。

②表23は将来の国共済組合の組合員数の見通しである。

(6) 参考3：地方公務員共済組合の財政見通し

表24は積立度合1の財政の見通し、表25は積立度合2の財政の見通し、表26は積立度合3の財政の見通し、表27は積立度合4の財政の見通しである。

5　年金業務懇談会とその審議経過

(1) 年金業務懇談会

年金業務懇談会については今回の財政再計算でも年金業務懇談会の円滑な運営の確保は、保険料率改定の定款変更を含む再計算作業全体に及ぼす影響が極めて大きいことから会議の運営、懇談会委員に対する事前の関係資料の提供・説明等に特に留意してきた。

(2) 年金業務懇談会の審議経過

①第1回年金業務懇談会

（通算第71回　6月22日）

この懇談会においては、定例化されている平成15年度決算とその関連事項の説明に加え、今回の財政再計算に係る年金業務懇談会の検討をはじめとする全体の日程調整を行った。

②第2回年金業務懇談会

（通算第72回　7月6日）

財政再計算について（概要）、財政状況、

表13　組合員数、年金受給者数及び成熟度の見通し（国共済＋地共済）

年度		組合員数	年金受給者数					成熟度	
			退職共済年金		障害共済年金	遺族共済年金	合計		
平成	西暦		退年相当	通年相当				退年相当	合計
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	%	%
17	2005	4,165	2,171	275	38	775	3,259	52.1	78.2
18	2006	4,114	2,207	312	39	800	3,358	53.7	81.6
19	2007	4,062	2,277	361	40	825	3,503	56.1	86.3
20	2008	4,012	2,364	408	41	851	3,665	58.9	91.3
21	2009	3,961	2,448	456	42	876	3,823	61.8	96.5
22	2010	3,927	2,526	502	43	902	3,973	64.3	101.2
27	2015	3,629	2,744	687	47	1,027	4,506	75.6	124.2
32	2020	3,414	2,695	818	48	1,140	4,702	78.9	137.7
37	2025	3,263	2,559	928	49	1,230	4,765	78.4	146.1
42	2030	3,122	2,551	1,108	49	1,301	5,009	81.7	160.4
52	2040	2,710	2,452	1,342	45	1,410	5,250	90.5	193.8
62	2050	2,371	2,193	1,333	41	1,365	4,932	92.5	208.0
72	2060	2,135	1,958	1,203	37	1,195	4,393	91.7	205.8
82	2070	1,906	1,789	1,066	32	1,031	3,918	93.8	205.5
92	2080	1,719	1,564	935	28	900	3,428	91.0	199.4
102	2090	1,579	1,359	815	25	797	2,995	86.0	189.7
112	2100	1,466	1,226	724	22	697	2,670	83.6	182.1

（注1）年度末の値である。
（注2）退職共済年金のうち、
①退年相当とは、退職共済年金のうち組合員期間25年以上（経過的に20～24年を含む）の者、退職年金者及び減額退職年金者の合計である。
②通年相当とは、退職共済年金のうち組合員期間25年未満（経過的に20～24年を除く）の者、及び通算退職年金者の合計である。
（注3）各項目ごとに1,000人未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

図1　将来の組合員数、年金受給者数等の推移

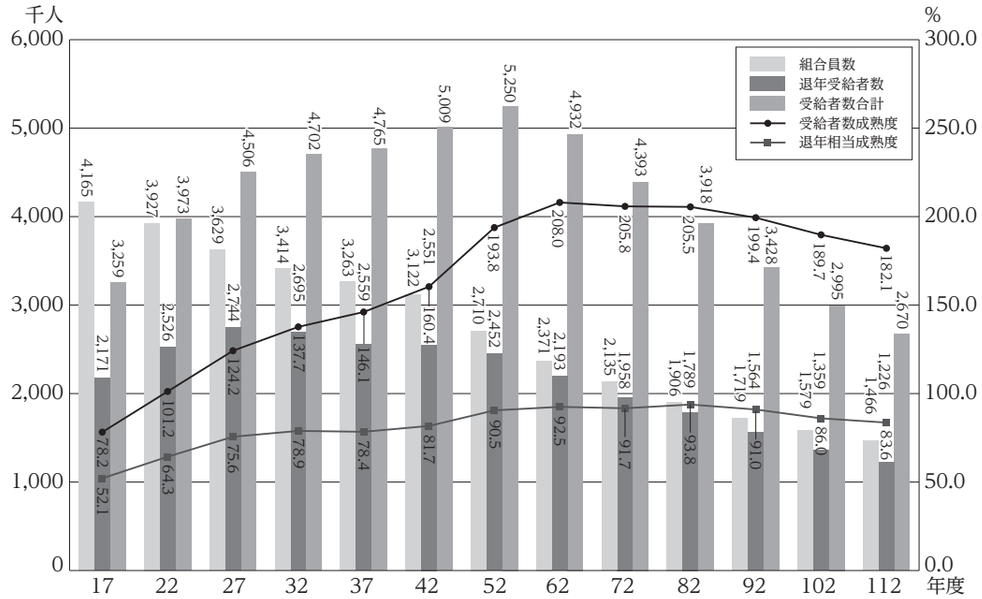

表14　保険料率の算定　（単位：‰）

改定時期	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合
現　行	143.8	130.3
平成16年10月	145.09（＋1.29）	133.84（＋3.54）
平成17年9月	146.38（＋1.29）	137.38（＋3.54）
平成18年9月	147.67（＋1.29）	140.92（＋3.54）
平成19年9月	148.96（＋1.29）	144.46（＋3.54）
平成20年9月	150.25（＋1.29）	148.00（＋3.54）
平成21年9月	151.54（国共済：＋1.29、地共済：＋3.54）	
平成22年9月	155.08（＋3.54）	
平成23年9月	158.62（＋3.54）	
平成24年9月	162.16（＋3.54）	
平成25年9月	165.70（＋3.54）	
平成26年9月	169.24（＋3.54）	
平成27年9月	172.78（＋3.54）	
平成28年9月	176.32（＋3.54）	
平成29年9月	179.86（＋3.54）	
平成30年9月	183.40（＋3.54）	
平成31年9月	186.94（＋3.54）	

	積立度合1	積立度合2	積立度合3	積立度合4
平成32年9月	188（＋1.06）	190（＋3.06）	190.48（＋3.54）	
平成33年9月			191（＋0.52）	192（＋1.52）

（注1）表中（ ）内は、前年との比較。
（注2）地方公務員共済組合の現行保険料率の130.3‰のなかには、公務等給付に係る負担分は、含まれない。
（注3）保険料率は、全て総報酬ベース。
（注4）掛金率、負担金率は、それぞれ保険料率の2分の1である。

図2　保険料率の将来見通し

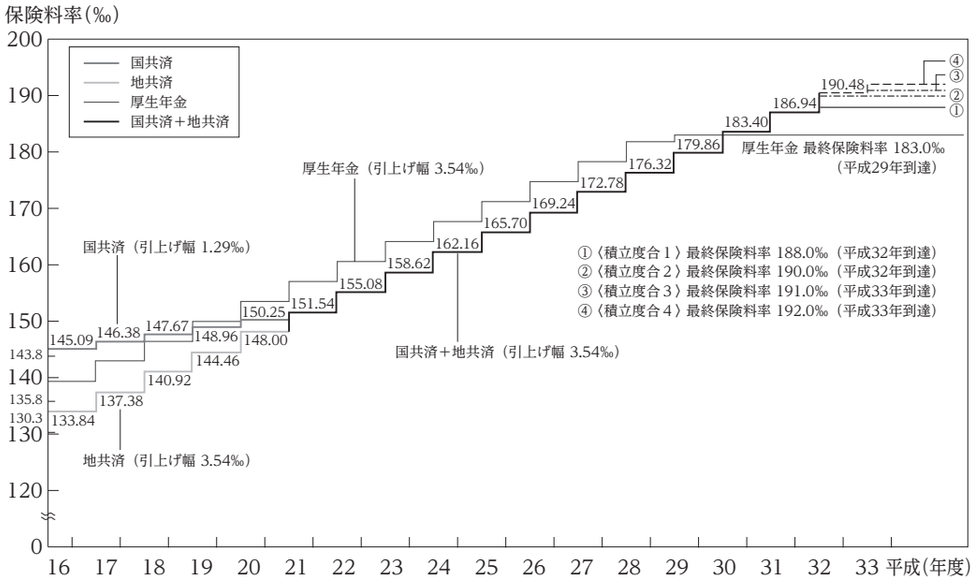

（注）保険料率は、すべて総報酬ベース、公務財源率を除く。（地共済の保険料率は、給料ベースを総報酬に換算している。）

表15　財政の見通し（積立度合1の場合）

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 掛金	収入 負担金	収入 運用収入	収入 計	支出	収支差額	年度末積立金	積立度合
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
17	2005	国共 146.38 地共 137.38	20,624	48,241	7,383	76,249	76,084	165	465,226	6.1
18	2006	国共 147.67 地共 140.92	21,332	48,050	10,616	79,997	76,728	3,269	468,495	6.1
19	2007	国共 148.96 地共 144.46	22,078	47,954	12,082	82,114	77,665	4,449	472,945	6.0
20	2008	国共 150.25 地共 148.00	22,841	48,099	14,064	85,004	79,276	5,728	478,672	6.0
21	2009	151.54	23,458	50,479	15,187	89,123	82,178	6,945	485,617	5.8
22	2010	155.08	24,155	50,992	15,398	90,545	84,067	6,478	492,096	5.8
27	2015	172.78	27,703	50,980	16,384	95,067	88,749	6,319	523,321	5.8
32	2020	188.00	31,476	51,047	17,783	100,306	88,824	11,481	570,319	6.3
37	2025	188.00	33,281	49,981	19,699	102,961	89,855	13,106	631,982	6.9
42	2030	188.00	35,376	50,754	21,759	107,889	95,469	12,420	697,030	7.2
52	2040	188.00	38,649	55,146	24,730	118,526	112,874	5,653	787,942	6.9
62	2050	188.00	41,665	60,492	25,907	128,064	126,641	1,424	823,158	6.5
72	2060	188.00	45,264	66,104	25,753	137,120	139,410	△2,289	816,405	5.9
82	2070	188.00	49,467	72,643	23,891	146,001	156,289	△10,288	753,249	4.9
92	2080	188.00	55,961	81,355	19,782	157,098	171,311	△14,213	620,829	3.7
102	2090	188.00	62,510	90,004	14,789	167,302	186,247	△18,945	459,930	2.6
112	2100	188.00	70,189	100,494	7,206	177,889	207,650	△29,761	213,767	1.2

（注1）長期的な（平成21年度～）経済前提は次のとおり。
賃金上昇率 2.1%　　物価上昇率 1.0%　　運用利回り 3.2%
（注2）「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
（注3）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

図3　財政の見通し（積立度合1の場合）

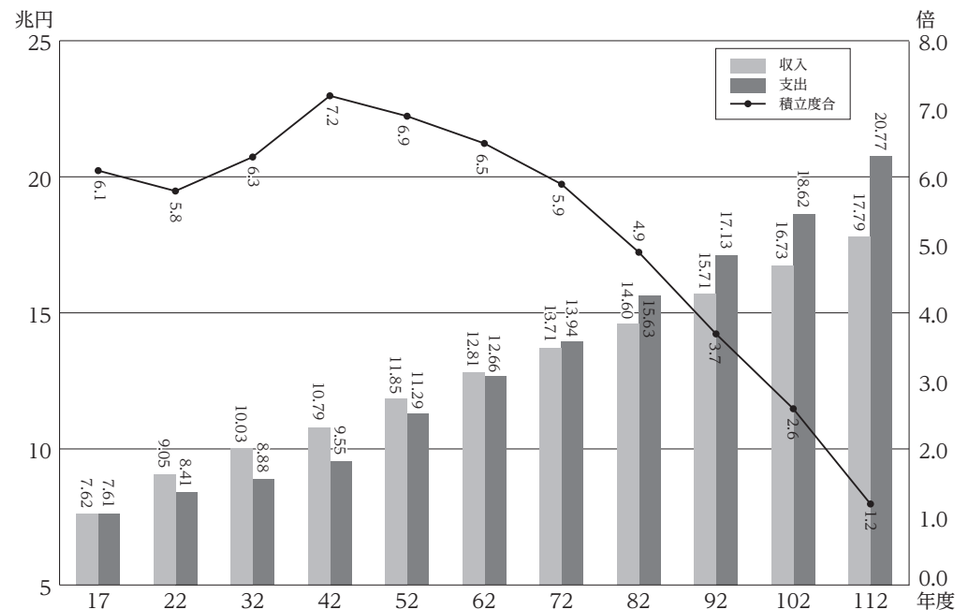

表16　財政の見通し（積立度合2の場合）

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 掛金	収入 負担金	収入 運用収入	収入 計	支出	収支差額	年度末積立金	積立度合
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
17	2005	国共 146.38 地共 137.38	20,624	48,241	7,383	76,249	76,084	165	465,226	6.1
18	2006	国共 147.67 地共 140.92	21,332	48,050	10,616	79,997	76,728	3,269	468,495	6.1
19	2007	国共 148.96 地共 144.46	22,078	47,954	12,082	82,114	77,665	4,449	472,945	6.0
20	2008	国共 150.25 地共 148.00	22,841	48,099	14,064	85,004	79,276	5,728	478,672	6.0
21	2009	151.54	23,458	50,479	15,187	89,123	82,178	6,945	485,617	5.8
22	2010	155.08	24,155	50,992	15,398	90,545	84,067	6,478	492,096	5.8
27	2015	172.78	27,703	50,980	16,384	95,067	88,749	6,319	523,321	5.8
32	2020	190.00	31,672	51,242	17,789	100,703	88,824	11,879	570,717	6.3
37	2025	190.00	33,635	50,335	19,819	103,789	89,855	13,934	636,194	6.9
42	2030	190.00	35,752	51,130	22,024	108,906	95,469	13,437	705,939	7.3
52	2040	190.00	39,061	55,557	25,384	120,002	112,874	7,129	809,447	7.1
62	2050	190.00	42,108	60,936	27,119	130,163	126,641	3,522	862,686	6.8
72	2060	190.00	45,745	66,585	27,755	140,085	139,410	676	881,457	6.3
82	2070	190.00	49,993	73,169	27,005	150,168	156,289	△6,121	854,222	5.5
92	2080	190.00	56,556	81,950	24,462	162,969	171,311	△8,342	772,383	4.6
102	2090	190.00	63,175	90,669	21,667	175,511	186,247	△10,736	682,445	3.7
112	2100	190.00	70,936	101,240	17,151	189,327	207,650	△18,323	535,249	2.7

（注1）長期的な（平成21年度～）経済前提は次のとおり。
賃金上昇率 2.1%　　物価上昇率 1.0%　　運用利回り 3.2%
（注2）「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
（注3）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

図4　財政の見通し（積立度合2の場合）

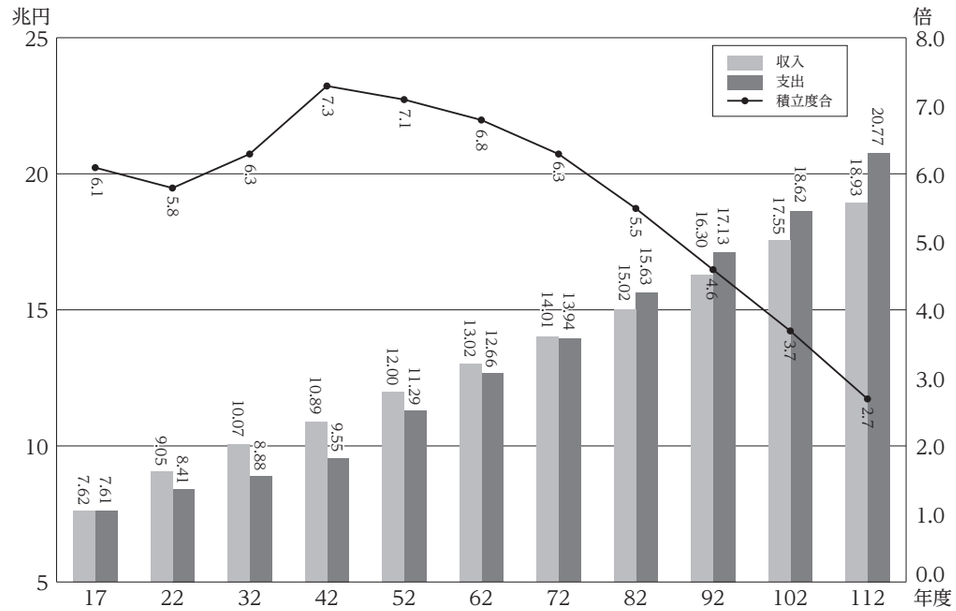

表17　財政の見通し（積立度合3の場合）

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 掛金	収入 負担金	収入 運用収入	収入 計	支出	収支差額	年度末積立金	積立度合
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
17	2005	国共 146.38 地共 137.38	20,624	48,241	7,383	76,249	76,084	165	465,226	6.1
18	2006	国共 147.67 地共 140.92	21,332	48,050	10,616	79,997	76,728	3,269	468,495	6.1
19	2007	国共 148.96 地共 144.46	22,078	47,954	12,082	82,114	77,665	4,449	472,945	6.0
20	2008	国共 150.25 地共 148.00	22,841	48,099	14,064	85,004	79,276	5,728	478,672	6.0
21	2009	151.54	23,458	50,479	15,187	89,123	82,178	6,945	485,617	5.8
22	2010	155.08	24,155	50,992	15,398	90,545	84,067	6,478	492,096	5.8
27	2015	172.78	27,703	50,980	16,384	95,067	88,749	6,319	523,321	5.8
32	2020	190.48	31,719	51,289	17,791	100,799	88,824	11,975	570,813	6.3
37	2025	191.00	33,812	50,512	19,872	104,196	89,855	14,341	638,094	6.9
42	2030	191.00	35,940	51,319	22,149	109,407	95,469	13,938	710,153	7.3
52	2040	191.00	39,266	55,763	25,701	120,730	112,874	7,857	819,869	7.2
62	2050	191.00	42,330	61,157	27,711	131,198	126,641	4,557	881,999	6.9
72	2060	191.00	45,986	66,826	28,737	141,549	139,410	2,139	913,363	6.5
82	2070	191.00	50,256	73,433	28,536	152,225	156,289	△4,064	903,860	5.8
92	2080	191.00	56,854	82,248	26,767	165,869	171,311	△5,442	846,998	5.0
102	2090	191.00	63,507	91,002	25,057	179,566	186,247	△6,681	792,109	4.3
112	2100	191.00	71,309	101,614	22,056	194,979	207,650	△12,671	693,807	3.4

（注1）長期的な（平成21年度～）経済前提は次のとおり。
賃金上昇率 2.1%　　物価上昇率 1.0%　　運用利回り 3.2%
（注2）「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
（注3）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

図5　財政の見通し（積立度合3の場合）

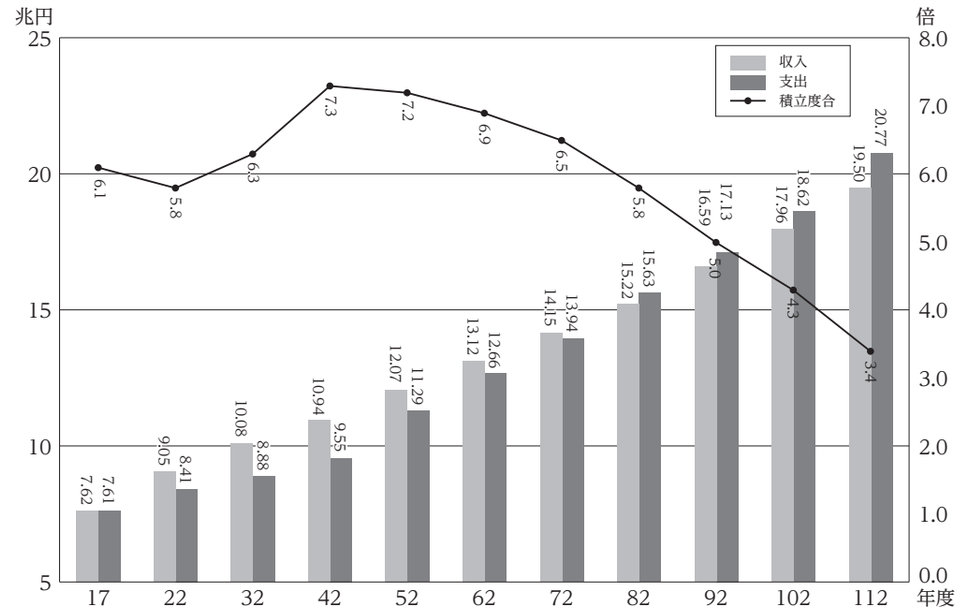

表18　財政の見通し（積立度合4の場合）

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 掛金	収入 負担金	収入 運用収入	収入 計	支出	収支差額	年度末積立金	積立度合
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
17	2005	国共 146.38 地共 137.38	20,624	48,241	7,383	76,249	76,084	165	465,226	6.1
18	2006	国共 147.67 地共 140.92	21,332	48,050	10,616	79,997	76,728	3,269	468,495	6.1
19	2007	国共 148.96 地共 144.46	22,078	47,954	12,082	82,114	77,665	4,449	472,945	6.0
20	2008	国共 150.25 地共 148.00	22,841	48,099	14,064	85,004	79,276	5,728	478,672	6.0
21	2009	151.54	23,458	50,479	15,187	89,123	82,178	6,945	485,617	5.8
22	2010	155.08	24,155	50,992	15,398	90,545	84,067	6,478	492,096	5.8
27	2015	172.78	27,703	50,980	16,384	95,067	88,749	6,319	523,321	5.8
32	2020	190.48	31,719	51,289	17,791	100,799	88,824	11,975	570,813	6.3
37	2025	192.00	33,990	50,689	19,920	104,598	89,855	14,743	639,804	7.0
42	2030	192.00	36,128	51,507	22,266	109,902	95,469	14,432	714,145	7.3
52	2040	192.00	39,472	55,969	26,008	121,449	112,874	8,575	829,987	7.3
62	2050	192.00	42,552	61,379	28,290	132,220	126,641	5,579	900,894	7.1
72	2060	192.00	46,227	67,067	29,701	142,994	139,410	3,585	944,698	6.8
82	2070	192.00	50,519	73,696	30,043	154,258	156,289	△2,031	952,714	6.1
92	2080	192.00	57,152	82,546	29,038	168,735	171,311	△2,576	920,538	5.4
102	2090	192.00	63,840	91,334	28,402	183,576	186,247	△2,671	900,301	4.8
112	2100	192.00	71,683	101,987	26,898	200,568	207,650	△7,082	850,348	4.1

（注1）長期的な（平成21年度～）経済前提は次のとおり。
賃金上昇率 2.1%　　物価上昇率 1.0%　　運用利回り 3.2%
（注2）「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
（注3）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

図6　財政の見通し（積立度合4の場合）

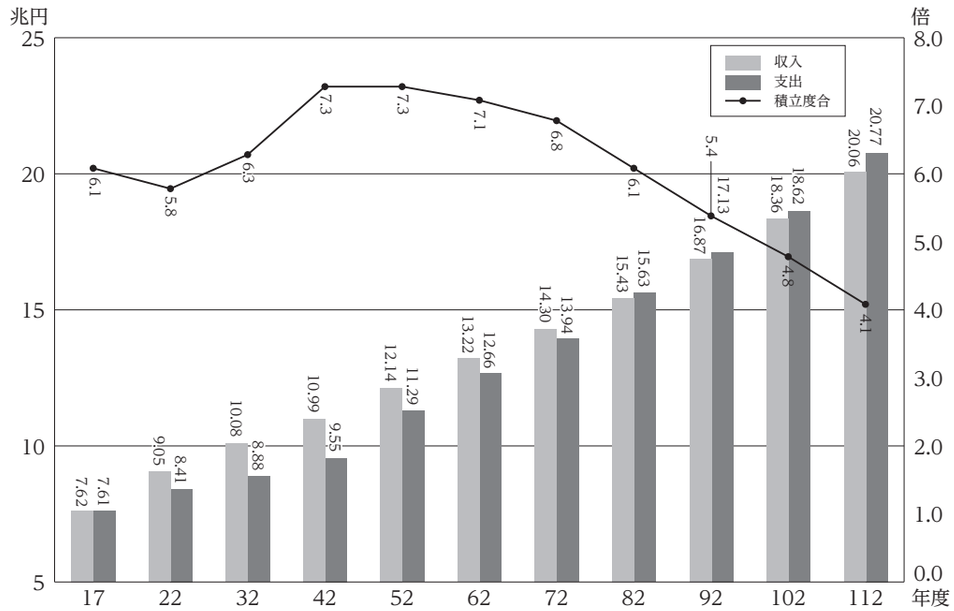

参考2
表19　国家公務員共済組合の財政の見通し（積立度合1）

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 掛金	収入 負担金	収入 運用収入	収入 費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	収入 年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	収入 計	支出	支出 うち費用負担平準化のための財政調整拠出金	支出 うち年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17	2005	146.38	5,106	13,002	1,372	1,255	185	20,921	20,921	0	0	0	87,175
18	2006	147.67	5,214	12,850	1,970	1,291	0	21,326	21,085	0	0	241	87,416
19	2007	148.96	5,336	12,714	2,230	1,413	0	21,693	21,404	0	0	289	87,705
20	2008	150.25	5,476	12,658	2,580	1,195	0	21,908	21,579	0	0	329	88,034
21	2009	151.54	5,611	13,266	2,766	957	0	22,600	22,121	0	0	479	88,513
22	2010	155.08	5,803	13,393	2,779	864	0	22,838	22,555	0	0	283	88,796
27	2015	172.78	6,854	13,458	2,806	43	53	23,213	23,213	0	0	0	89,116
32	2020	188.00	7,962	13,527	2,890	0	0	24,379	23,409	713	0	970	91,889
37	2025	188.00	8,415	13,125	3,055	0	0	24,596	23,514	1,214	0	1,082	96,935
42	2030	188.00	8,802	13,051	3,197	0	0	25,050	24,499	1,187	0	551	101,181
52	2040	188.00	9,304	13,717	3,035	0	781	26,837	28,067	1,230	0	△1,230	95,518
62	2050	188.00	9,959	14,954	2,602	0	2,365	29,880	31,277	1,398	0	△1,398	82,376

（注1）長期的な（平成21年度～）経済前提は次のとおり。
賃金上昇率 2.1%　　物価上昇率 1.0%　　運用利回り 3.2%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

参考2
表20　国家公務員共済組合の財政の見通し（積立度合2）

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 掛金	収入 負担金	収入 運用収入	収入 費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	収入 年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	収入 計	支出	支出 うち費用負担平準化のための財政調整拠出金	支出 うち年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17	2005	146.38	5,106	13,002	1,372	1,255	185	20,921	20,921	0	0	0	87,175
18	2006	147.67	5,214	12,850	1,970	1,291	0	21,326	21,085	0	0	241	87,416
19	2007	148.96	5,336	12,714	2,230	1,413	0	21,693	21,404	0	0	289	87,705
20	2008	150.25	5,476	12,658	2,580	1,195	0	21,908	21,579	0	0	329	88,034
21	2009	151.54	5,611	13,266	2,766	957	0	22,600	22,121	0	0	479	88,513
22	2010	155.08	5,803	13,393	2,779	864	0	22,838	22,555	0	0	283	88,796
27	2015	172.78	6,854	13,458	2,806	43	53	23,213	23,213	0	0	0	89,116
32	2020	190.00	8,011	13,577	2,892	0	0	24,480	23,409	713	0	1,070	91,989
37	2025	190.00	8,505	13,215	3,086	0	0	24,805	23,514	1,214	0	1,291	98,002
42	2030	190.00	8,896	13,145	3,264	0	0	25,304	24,499	1,187	0	805	103,428
52	2040	190.00	9,403	13,816	3,177	0	442	26,837	28,067	1,230	0	△1,230	99,836
62	2050	190.00	10,065	15,060	2,743	0	2,011	29,880	31,277	1,398	0	△1,398	86,693

（注1）長期的な（平成21年度～）経済前提は次のとおり。
賃金上昇率 2.1%　　物価上昇率 1.0%　　運用利回り 3.2%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

参考2

表21　国家公務員共済組合の財政の見通し（積立度合3）

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 掛金	収入 負担金	収入 運用収入	収入 費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	収入 年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	収入 計	支出	支出 うち費用負担平準化のための財政調整拠出金	支出 うち年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17	2005	146.38	5,106	13,002	1,372	1,255	185	20,921	20,921	0	0	0	87,175
18	2006	147.67	5,214	12,850	1,970	1,291	0	21,326	21,085	0	0	241	87,416
19	2007	148.96	5,336	12,714	2,230	1,413	0	21,693	21,404	0	0	289	87,705
20	2008	150.25	5,476	12,658	2,580	1,195	0	21,908	21,579	0	0	329	88,034
21	2009	151.54	5,611	13,266	2,766	957	0	22,600	22,121	0	0	479	88,513
22	2010	155.08	5,803	13,393	2,779	864	0	22,838	22,555	0	0	283	88,796
27	2015	172.78	6,854	13,458	2,806	43	53	23,213	23,213	0	0	0	89,116
32	2020	190.48	8,023	13,589	2,892	0	0	24,504	23,409	713	0	1,095	92,014
37	2025	191.00	8,550	13,260	3,099	0	0	24,908	23,514	1,214	0	1,394	98,484
42	2030	191.00	8,942	13,191	3,295	0	0	25,429	24,499	1,187	0	930	104,491
52	2040	191.00	9,453	13,865	3,250	0	270	26,837	28,067	1,230	0	△1,230	102,079
62	2050	191.00	10,118	15,113	2,817	0	1,832	29,880	31,277	1,398	0	△1,398	88,936

（注1）長期的な（平成21年度～）経済前提は次のとおり。
賃金上昇率 2.1%　　物価上昇率 1.0%　　運用利回り 3.2%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

参考2

表22　国家公務員共済組合の財政の見通し（積立度合4）

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 掛金	収入 負担金	収入 運用収入	収入 費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	収入 年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	収入 計	支出	支出 うち費用負担平準化のための財政調整拠出金	支出 うち年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17	2005	146.38	5,106	13,002	1,372	1,255	185	20,921	20,921	0	0	0	87,175
18	2006	147.67	5,214	12,850	1,970	1,291	0	21,326	21,085	0	0	241	87,416
19	2007	148.96	5,336	12,714	2,230	1,413	0	21,693	21,404	0	0	289	87,705
20	2008	150.25	5,476	12,658	2,580	1,195	0	21,908	21,579	0	0	329	88,034
21	2009	151.54	5,611	13,266	2,766	957	0	22,600	22,121	0	0	479	88,513
22	2010	155.08	5,803	13,393	2,779	864	0	22,838	22,555	0	0	283	88,796
27	2015	172.78	6,854	13,458	2,806	43	53	23,213	23,213	0	0	0	89,116
32	2020	190.48	8,023	13,589	2,892	0	0	24,504	23,409	713	0	1,095	92,014
37	2025	192.00	8,594	13,304	3,111	0	0	25,010	23,514	1,214	0	1,496	98,918
42	2030	192.00	8,989	13,238	3,325	0	0	25,553	24,499	1,187	0	1,054	105,497
52	2040	192.00	9,502	13,914	3,321	0	99	26,837	28,067	1,230	0	△1,230	104,262
62	2050	192.00	10,171	15,166	2,888	0	1,655	29,880	31,277	1,398	0	△1,398	91,119

（注1）長期的な（平成21年度～）経済前提は次のとおり。
賃金上昇率 2.1%　　物価上昇率 1.0%　　運用利回り 3.2%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

参考2

表23　将来の国共済組合員数の見通し（見込み方）

将来の組合員数の見込み方

年度 平成	年度 西暦	組合員数 ①	生産年齢人口 ②	生産年齢人口に対する組合員数の割合 ①／②	平均減少割合
		千人	千人	%	
12	2000	1,119	86,380	1.2957	
13	2001	1,110	86,139	1.2891	0.996
14	2002	1,102	85,706	1.2861	
15	2003	1,091	85,341	1.2785	

（注）過去における組合員数の動向に鑑み、最近（平成13年度～平成15年度）の組合員数の生産年齢人口に対する割合の減少傾向が将来も続くものとして、「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における中位推計を基礎として推計。

将来組合員数の見通し

年度 平成	年度 西暦	組合員数	生産年齢人口
		千人	千人
16	2004	1,083	85,071
17	2005	1,073	84,590
18	2006	1,060	83,946
19	2007	1,048	83,272
20	2008	1,036	82,643
21	2009	1,023	81,994
22	2010	1,015	81,665
27	2015	942	77,296
32	2020	889	74,453
37	2025	847	72,325
42	2030	798	69,576
52	2040	672	60,990
62	2050	571	53,889
72	2060	498	48,993
82	2070	431	44,147
92	2080	377	40,164
102	2090	336	37,221
112	2100	302	34,851

参考3

表24　地方公務員共済組合の財政の見通し（積立度合1）

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 掛金	収入 負担金	収入 運用収入	収入 費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	収入 年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	収入 計	支出	支出 うち費用負担平準化のための財政調整拠出金	支出 うち年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17	2005	137.38	15,518	35,239	6,011	0	0	56,768	56,603	1,255	185	165	378,051
18	2006	140.92	16,118	35,199	8,646	0	0	59,962	56,934	1,291	0	3,028	381,079
19	2007	144.46	16,742	35,239	9,853	0	0	61,834	57,673	1,413	0	4,160	385,239
20	2008	148.00	17,364	35,442	11,484	0	0	64,291	58,892	1,195	0	5,399	390,638
21	2009	151.54	17,846	37,213	12,421	0	0	67,480	61,014	957	0	6,466	397,104
22	2010	155.08	18,352	37,600	12,619	0	0	68,571	62,375	864	0	6,195	403,300
27	2015	172.78	20,849	37,521	13,579	0	0	71,949	65,631	43	53	6,319	434,205
32	2020	188.00	23,515	37,519	14,893	713	0	76,640	66,128	0	0	10,512	478,431
37	2025	188.00	24,866	36,855	16,644	1,214	0	79,579	67,555	0	0	12,024	535,047
42	2030	188.00	26,574	37,703	18,562	1,187	0	84,026	72,157	0	0	11,869	595,849
52	2040	188.00	29,345	41,430	21,695	1,230	0	93,700	86,818	0	781	6,883	692,424
62	2050	188.00	31,706	45,538	23,305	1,398	0	101,948	99,126	0	2,365	2,822	740,782

（注1）長期的な（平成21年度～）経済前提は次のとおり。
賃金上昇率 2.1%　　物価上昇率 1.0%　　運用利回り 3.2%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

参考3

表25　地方公務員共済組合の財政の見通し（積立度合2）

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 掛金	収入 負担金	収入 運用収入	収入 費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	収入 年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	収入 計	支出	支出 うち費用負担平準化のための財政調整拠出金	支出 うち年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17	2005	137.38	15,518	35,239	6,011	0	0	56,768	56,603	1,255	185	165	378,051
18	2006	140.92	16,118	35,199	8,646	0	0	59,962	56,934	1,291	0	3,028	381,079
19	2007	144.46	16,742	35,239	9,853	0	0	61,834	57,673	1,413	0	4,160	385,239
20	2008	148.00	17,364	35,442	11,484	0	0	64,291	58,892	1,195	0	5,399	390,638
21	2009	151.54	17,846	37,213	12,421	0	0	67,480	61,014	957	0	6,466	397,104
22	2010	155.08	18,352	37,600	12,619	0	0	68,571	62,375	864	0	6,195	403,300
27	2015	172.78	20,849	37,521	13,579	0	0	71,949	65,631	43	53	6,319	434,205
32	2020	190.00	23,661	37,666	14,897	713	0	76,937	66,128	0	0	10,809	478,728
37	2025	190.00	25,131	37,120	16,733	1,214	0	80,198	67,555	0	0	12,642	538,191
42	2030	190.00	26,856	37,986	18,760	1,187	0	84,789	72,157	0	0	12,632	602,511
52	2040	190.00	29,658	41,742	22,208	1,230	0	94,837	86,478	0	442	8,359	709,611
62	2050	190.00	32,044	45,876	24,375	1,398	0	103,692	98,773	0	2,011	4,920	775,993

（注1）長期的な（平成21年度～）経済前提は次のとおり。
賃金上昇率 2.1%　　物価上昇率 1.0%　　運用利回り 3.2%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

参考3

表26　地方公務員共済組合の財政の見通し（積立度合3）

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 掛金	収入 負担金	収入 運用収入	収入 費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	収入 年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	収入 計	支出	支出 うち費用負担平準化のための財政調整拠出金	支出 うち年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17	2005	137.38	15,518	35,239	6,011	0	0	56,768	56,603	1,255	185	165	378,051
18	2006	140.92	16,118	35,199	8,646	0	0	59,962	56,934	1,291	0	3,028	381,079
19	2007	144.46	16,742	35,239	9,853	0	0	61,834	57,673	1,413	0	4,160	385,239
20	2008	148.00	17,364	35,442	11,484	0	0	64,291	58,892	1,195	0	5,399	390,638
21	2009	151.54	17,846	37,213	12,421	0	0	67,480	61,014	957	0	6,466	397,104
22	2010	155.08	18,352	37,600	12,619	0	0	68,571	62,375	864	0	6,195	403,300
27	2015	172.78	20,849	37,521	13,579	0	0	71,949	65,631	43	53	6,319	434,205
32	2020	190.48	23,696	37,701	14,898	713	0	77,008	66,128	0	0	10,880	478,799
37	2025	191.00	25,263	37,252	16,773	1,214	0	80,502	67,555	0	0	12,947	539,610
42	2030	191.00	26,998	38,127	18,853	1,187	0	85,165	72,157	0	0	13,008	605,663
52	2040	191.00	29,814	41,898	22,451	1,230	0	95,393	86,306	0	270	9,087	717,790
62	2050	191.00	32,212	46,044	24,894	1,398	0	104,548	98,593	0	1,832	5,955	793,062

（注1）長期的な（平成21年度～）経済前提は次のとおり。
賃金上昇率 2.1%　　物価上昇率 1.0%　　運用利回り 3.2%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

参考3

表27　地方公務員共済組合の財政の見通し（積立度合4）

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 掛金	収入 負担金	収入 運用収入	収入 費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	収入 年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	収入 計	支出	支出 うち費用負担平準化のための財政調整拠出金	支出 うち年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17	2005	137.38	15,518	35,239	6,011	0	0	56,768	56,603	1,255	185	165	378,051
18	2006	140.92	16,118	35,199	8,646	0	0	59,962	56,934	1,291	0	3,028	381,079
19	2007	144.46	16,742	35,239	9,853	0	0	61,834	57,673	1,413	0	4,160	385,239
20	2008	148.00	17,364	35,442	11,484	0	0	64,291	58,892	1,195	0	5,399	390,638
21	2009	151.54	17,846	37,213	12,421	0	0	67,480	61,014	957	0	6,466	397,104
22	2010	155.08	18,352	37,600	12,619	0	0	68,571	62,375	864	0	6,195	403,300
27	2015	172.78	20,849	37,521	13,579	0	0	71,949	65,631	43	53	6,319	434,205
32	2020	190.48	23,696	37,701	14,898	713	0	77,008	66,128	0	0	10,880	478,799
37	2025	192.00	25,395	37,384	16,809	1,214	0	80,802	67,555	0	0	13,247	540,887
42	2030	192.00	27,139	38,268	18,941	1,187	0	85,536	72,157	0	0	13,379	608,648
52	2040	192.00	29,970	42,054	22,687	1,230	0	95,941	86,136	0	99	9,805	725,726
62	2050	192.00	32,381	46,213	25,401	1,398	0	105,393	98,416	0	1,655	6,977	809,775

（注1）長期的な（平成21年度～）経済前提は次のとおり。
賃金上昇率 2.1%　　物価上昇率 1.0%　　運用利回り 3.2%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

計算基礎について、費用の推計方法（概念図）の資料を提出して説明したのち、質疑を行った。

・死亡率の改善を行っているのかという質問に対して、改善を見込みたいと回答した。

③第3回年金業務懇談会

（通算第73回　8月5日）

既述したように今回の財政再計算に係る計算方法等は8月3日付で通知が発せられたため「財務省からの算定通知について」説明を行った。

・組合員数が大幅に減少することについて意見があった。

④第4回年金業務懇談会

（通算第74回　8月11日）

財務省からの算定通知が発せられたため、この懇談会に財政再計算結果を提出し説明した。

・将来の組合員数見込方について、厳し過ぎるのではないかという意見がある一方で、厳しい前提で財政を見ていることは評価できるとの意見もあった。

・日本郵政公社の民営化、国の機関の独立行政法人化や一元化の問題など、国共済の年金の支え手がどうなるのか気になるとの意見があった。

・日本郵政公社の民営化については、現実の問題としてまだ何も決まっていないが、前提条件がかなり大きく変わる要素があるなかでの議論ということで、大変難しいという感想をもったとの発言があった。

⑤第5回年金業務懇談会

（通算第75回　8月31日）

この懇談会においては、8月30日開催の運営審議会懇談会の審議経過を報告し、学識経験者による「座長まとめ（案）」をもとに「まとめ」のための検討が行われ、「座長まとめ」の検討を終了した（表28）。

6　運営審議会とその審議経過

（1）運営審議会の審議経過

①運営審議会懇談会（8月30日）

財政再計算に伴う定款変更を円滑に進める一環として、これまでの年金業務懇談会の審議経過、再計算結果、および財務省の通知に基づく保険料率等の報告を中心とした懇談会を開催し、意見交換を行った。

②運営審議会（通算第51回 9月13日）

掛金率を平成21年まで毎年1,000分の0.645（保険料率1,000分の1.29）の引上げの定款の一部変更を提案し審議を終了した。

（2）関係労組とその動き

平成16年8月30日に国公関連労働組合連合会から「国家公務員共済組合年金改正に係る意見交換について」依頼があり、9月30日に意見交換が行われた。

・国民年金保険料の未納問題に対して、保険者として強く申入れを行っていると回答した。

表28　まとめ

平成16年8月31日
第75回年金業務懇談会

ま　と　め

当懇談会は、本年10月が財政再計算の時期に当たることから、本問題について6月22日以降5回に亘り審議を重ねてきた。

この審議の過程を通じ、当懇談会としては国家公務員の共済年金の現状及び将来は、少子高齢化の一層の進展等、他の公的年金制度同様、極めて厳しい状況にあり、社会経済情勢の変化に対応すべく持続可能な制度を確立するため、今後も適切に対応して行く必要があるとの認識で一致した。

国家公務員共済組合法及び同法施行令並びに財務大臣の定める算定方法に基づき、連合会が算定した保険料率及び財政の見通しについては、算定に当たって示された前提条件を満たしているとともに、保険数理上妥当な数字であると認められる。

提案された新掛金率は、厚生年金の保険料率の引き上げ幅に配慮しつつ、組合員の負担増にも十分考慮したものになっており、また、平成21年に地共済と同一の保険料率にするための段階的な引き上げ幅も適切であるとの結論に達し、これをもって年金業務懇談会の「まとめ」とする。

平成16年9月10日に日本国家公務員労働組合連合会から申入れがあった。

7　PR

（1）広報紙『KKR』

・第1回　共済年金のあらまし
（『KKR』平成15年4月号掲載）
・第2回　国共済年金の現状（1）
組合員数と受給権者数
（『KKR』平成15年6月号掲載）
・第3回　国共済年金の現状（2）
組合員と受給権者の年齢構成
（『KKR』平成15年 7月号掲載）
・第4回　国共済年金の現状（3）
制度改正と年金額の推移
（『KKR』平成15年8月号掲載）
・第5回　国共済年金の現状（4）
収入状況の推移
（『KKR』平成15年9月号掲載）
・第6回　国共済年金の現状（5）
地共済との比較
（『KKR』平成15年10月号掲載）
・第7回　財政再計算について（1）
目的及び経過
（『KKR』平成15年11月号掲載）
・第8回　財政再計算について（2）
給付費の推計方法
（『KKR』平成15年12月号掲載）
・第9回　財政再計算について（3）
基礎率の意味
（『KKR』平成16年 1月号掲載）
・第10回　財政再計算について（4）
標準報酬月額等や給付費の将来推計
（『KKR』平成16年 2月号掲載）
・第11回　財政再計算について（5）
年金の給付費等
（『KKR』平成16年 3月号掲載）
・第12回　財政再計算について（6）
地共済との財政単位の一元化
（『KKR』平成16年4月号掲載）
・第13回　財政再計算について（7）
財政再計算結果
（『KKR』平成16年9月号掲載）
・最終回　新掛金率が決まりました
（『KKR』平成16年10月号掲載）
・国家公務員共済組合制度の改正案について（『KKR』平成16年3月号掲載）
・国家公務員共済組合法等の改正の概要
（『KKR』平成16年7月号掲載）
・地方公務員共済組合連合会との財政調整
（『KKR』平成17年5月号掲載）

（2）リーフレット

・財政再計算に向けて
（平成15年12月発行リーフレット）
・財政再計算に向けて
（平成16年7月発行リーフレット）
・財政再計算結果
（平成16年8月発行リーフレット）
・新掛金率について
（平成16年9月発行リーフレット）
・平成17年9月から国共済年金の掛金率が7.319％になります
（平成17年8月発行リーフレット）
・平成18年9月から国共済年金の掛金率が7.3835％になります
（平成18年8月発行リーフレット）
・平成19年9月から国共済年金の掛金率が7.448％になります
（平成19年8月発行リーフレット）

・平成20年9月から国共済年金の掛金率が7.5125％になります
（平成20年8月発行リーフレット）

第3　第10次財政再計算（平成21年9月）

1　制度の動向

（1）年金財政のフレームワーク

平成16年年金制度改正における年金財政のフレームワークは以下のとおりである。

①上限を固定した上での保険料の引上げ
②負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入
③積立金の活用
④基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

年金制度を持続可能なものとするためには、上記の①～④のフレームが全て実働することが必要不可欠で国庫負担の2分の1への引上げは残された最後の課題である。年金制度の長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を持続可能なものとするとともに、将来的な給付水準（現役世代の手取り収入50％）を確保し、国民の年金制度への信頼確保を図る観点から、平成21年度から基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するための所要の措置を講ずることとした。

財務省は平成21年3月27日に財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会（第15回）を開催、最近の国家公務員共済組合制度をめぐる主な動向について説明し、厚生労働省は「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を第171回通常国会に提出し、参議院で否決されたが6月19日に衆議院で再可決し成立した（平成21年法律第62号）。

（2）長期負担金の概算要求と予算

①平成20年8月概算要求額の基礎とする負担金率（長期給付）
平成16年財政再計算結果に基づく平成21年9月からの負担金率に公務上の負担金率を加えたもの（公務上の負担金率は0.2‰引き上げる）。
改正案　75.77＋0.5＝76.27‰

②平成20年12月平成21年度予算の財務省原案の内示
平成21年9月から平成22年3月までの保険料率等（単位：‰）

保険料率	掛金率	負担金率
152.04	75.77	76.27
	うち（事業主分）	（公務上分）
	（75.77）	（0.5）

2　財政再計算の準備等

（1）計算の準備

今回の財政再計算でも、平成16年に制度改正された社会全体の保険料負担能力の伸びを年金改定率に反映させることで給付水準を調整し（マクロ経済スライド）、在職老齢年金制度を見直し、失権率を高齢化に向けて改善する。60歳台前半の被用者の在職老齢年金制度について在職中の一律2割支給停止を廃止、子が3歳に達するまでの間の育児休業期間について保険料を免除、第3号被保険者期間の年金を分割する。一人当たりの賃金の伸び率を平準化するために3年平均値をスライド指標とし、経済状況への配慮から5年ごとに保険料率を引き上げるのではなく毎年小刻みに引き上げることに加え、平成21年度から基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に行うこととなった。

また、地共済との財政単位の一元化を更に円滑に実施するための準備に努めてきた。

（2）年金業務懇談会のスケジュール

財政再計算が行われる場合には、連合会では「運営審議会」に提案する前に年金業務の円滑な運営に資するために設けられている「年金業務懇談会」に諮ることとされている。同懇談会は平成21年5月中旬に第1回会議を開催し、以後6月に2回、7月に2回の計5回行った。

（3）運営審議会のスケジュール

財政再計算の結果に基づく定款変更のための運営審議会を次のとおり開催した。

①運営審議会懇談会（平成21年7月22日）
②第63回運営審議会（8月3日）

3　財政再計算の方法

（1）依命通達の通知

財政再計算については、「国共済法施行令」第12条の規定に基づき、財務大臣が定める基準に従って算定することとされているが、平成21年6月19日に財務省主計局長の依命通達（表29〈参考4は地共済への通知〉）が通知された。

今回の財政再計算の財務大臣の定める方法は、主計局長依命通達により、次のように指示された。

①平成21年9月1日を基準時点として再計算を行うこと。
②長期給付に要する費用の算定に当たっては、現行制度を前提とすること。
③将来の組合員数については、平成19年度末の組合員数の生産年齢人口に対する割合が将来一定であるものとして、「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における出生中位（死亡中位）推計を基礎として推計すること。ただし、政府による国の行政機関の定員管理についての取組みや女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての取組みを勘案して、組合員数やそのうちの女性の占める割合を推計すること。
④基礎率（経済的要素）（表30）並びにいわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率（表31）については、厚生年金の平成21年財政検証の基本ケースにおいて用いられた前提と同様にすること。
⑤法第99条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」（以下「最終年度」という）は、厚生年金と同様平成117年度とすること。
⑥保険料率は、最終保険料率に達するまでの間、毎年9月に引き上げるものとし、その際、平成21年9月より地方公務員共済組合の保険料率と同一となるようにすること。ただし、平成22年9月以降の保険料率の毎年の引上げ幅は、厚生年金の保険料率の引上げ幅を下回らないものとすること。なお、最終保険料率を算定する場合において、千分率で1未満の端数があるときは、小数点以下の端数は切り上げること。
⑦法第99条第1項第3号に規定する「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金」は、厚生年金が支出額の1年分程度の積立金（いわゆる積立度合が1）を保有するものとしていることから支出額の1年分とすること。
⑧基礎年金拠出金の国庫負担割合は、平成21年度以降2分の1とすること。

表29　国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について

財計第1582号
平成21年6月19日

国家公務員共済連合会理事長殿

財務省主計局長　丹後　泰健

国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）第99条第1項の規定に基づき、今回、平成21年9月1日までに行う国家公務員共済組合（以下「国共済」という。）の長期給付に要する費用の再計算（以下「再計算」という。）について、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第12条第2項及び第3項の規定により財務大臣が定めることとされている事項が下記のとおり定められたので、命により通知する。

記

1. 平成21年9月1日を基準時点として再計算を行うこと。
2. 長期給付に要する費用の算定に当たっては、現行制度を前提とすること。
3. 将来の組合員数については、平成19年度末の組合員数の生産年齢人口に対する割合が将来一定であるものとして、「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における出生中位（死亡中位）推計を基礎として推計すること。ただし、政府による国の行政機関の定員管理についての取組みや女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての取組みを勘案して、組合員数やそのうちの女性の占める割合を推計すること。
4. 基礎率（経済的要素）並びにいわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率については、厚生年金の平成21年財政検証の基本ケースにおいて用いられた前提と同様にすること。
5. 法第99条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」（以下「最終年度」という。）は、厚生年金と同様平成117年度とすること。
6. 保険料率は、最終保険料率に達するまでの間、毎年9月に引き上げるものとし、その際、平成21年9月より地方公務員共済組合の保険料率と同一となるようにすること。ただし、平成22年9月以降の保険料率の毎年の引上げ幅は、厚生年金の保険料率の引上げ幅を下回らないものとすること。なお、最終保険料率を算定する場合において、千分率で1未満の端数があるときは、小数点以下の端数は切り上げること。
7. 法第99条第1項第3号に規定する「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金」は、厚生年金が支出額の1年分程度の積立金（いわゆる積立度合いが1）を保有するものとしていることから支出額の1年分とすること。
8. 基礎年金拠出金の国庫負担割合は、平成21年度以降2分の1とすること。
9. 上記6による保険料率及び財政の見通しは、貴連合会と地方公務員共済組合連合会の間において、必要となる基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して作成するとともに、その結果についてはそれぞれにおいて検証すること。

⑨上記⑥による保険料率及び財政の見通しは、貴連合会と地方公務員共済組合連合会との間において、必要となる基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して作成するとともに、その結果についてはそれぞれにおいて検証すること。

（2）保険料率

最終保険料率に達するまでの間、毎年9月に引き上げるものとし、その際、平成21年9月より地方公務員共済組合の保険料率と同一となるようにすることとし、平成22年9月以降の保険料率の毎年の引上げ幅は、厚生年金の保険料率の引上げ幅を下回らないものとすることとした。

（3）有限均衡方式等

今回も平成16年に改正された、給付と負

参考4　地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について（通知）

総行福第215号
平成21年6月19日

地方公務員共済組合連合会理事長殿

総務省自治行政局長

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について（通知）

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第113条第1項第3号の規定に基づく地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算（以下「再計算」という。）は、少なくとも5年ごとに行うこととされ、この再計算について、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第28条第3項及び第7項の規定により総務大臣が定めることとされている事項が下記のとおり定められたので、これらの事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないように願います。

記

1　長期給付に要する費用（以下「費用」という。）の算定に当たっては、現行制度を前提とすること。
2　平成21年再計算は、本年9月1日において行うこと。
3　費用の算定の基礎となる資料は、原則として平成17年度、平成18年度及び平成19年度のすべての地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「地共済」という。）の実績によるものを用いること。
4　上記3によっても、資料とすべき数値の変動が大きいこと等のため地共済の実績によることが不適当である場合には、必要に応じ厚生労働省の作成する生命表その他の公的資料を参考としてもよいこと。
なお、その基礎となる資料の精度その他の理由により当該方法により難い場合は、あらかじめ当省に協議すること。
5　地共済法第113条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」は、平成117年度末とし、「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金」は、地共済と国家公務員共済組合（以下「国共済」という。）を合わせた積立度合が1の場合について保険料率及び財政の見通しを作成すること。
6　保険料率については最終保険料率に達するまで毎年9月に引き上げることとし、本年9月より国共済の保険料率と同一とすること。
また、引上げ幅については、厚生年金の引上げ幅を参考とすること。ただし、厚生年金の引上げ幅を下回らないこと。
なお、最終保険料率を算定する場合において、千分率で1未満の端数があるときは、小数点以下の端数は切り上げること。
7　将来の組合員数については、日本の将来推計人口（平成18年12月推計（出生中位（死亡中位）推計））等を基礎として、その生産年齢（15～64歳）人口に対する比率が一定であるものとして見込むこと。
ただし、最近の組合員数の減少傾向を反映させるため、平成26年度までの間は、平成19年度以前の3年間の組合員数の減少傾向が続くものとして組合員数を見込むこと。
8　財政の見通しを作成する際に用いる基礎率（経済的要素）や、いわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率については、厚生年金の平成21年財政検証の基本ケースにおいて用いられた前提と同様とすること。
9　基礎年金拠出金の負担に要する費用の公的負担の額は、公的負担割合について2分の1として見込むこと。
10　保険料率及び財政の見通しの算定は、貴連合会と国家公務員共済組合連合会との間において、その算定に必要となる基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して行うこと。また、算定された結果については、それぞれ検証を行うこととすること。
11　再計算を行った結果については、あらかじめ算定の過程等について当省の確認を得た上、公表されたいこと。
12　給料又は期末手当等と掛金との割合及び給料又は期末手当等と負担金との割合の変更については、速やかに定款変更にかかる諸手続きを完了し、本年8月末日までに総務大臣の認可を得ること。

表30　基礎率（経済的要素）　（単位：%）

	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り
平成22年度	0.2	3.4	1.8
平成23年度	1.4	2.7	1.9
平成24年度	1.5	2.8	2.0
平成25年度	1.8	2.6	2.2
平成26年度	2.2	2.7	2.6
平成27年度	2.5	2.8	2.9
平成28年度	1.0	2.5	3.4
平成29年度	1.0	2.5	3.6
平成30年度	1.0	2.5	3.9
平成31年度	1.0	2.5	4.0
平成32年度以降	1.0	2.5	4.1

（注）厚生労働省の財政検証関連資料を基にKKRにおいて作成したものである。

表31　マクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率　（単位：%）

年　度	スライド調整率	年　度	スライド調整率
平成24年度	△1.3	平成38年度	△0.9
平成25年度	△1.4	平成39年度	△1.0
平成26年度	△1.3	平成40年度	△1.0
平成27年度	△1.2	平成41年度	△1.1
平成28年度	△1.1	平成42年度	△1.2
平成29年度	△1.1	平成43年度	△1.3
平成30年度	△1.0	平成44年度	△1.4
平成31年度	△0.9	平成45年度	△1.5
平成32年度	△0.9	平成46年度	△1.7
平成33年度	△0.9	平成47年度	△1.8
平成34年度	△0.9	平成48年度	△1.9
平成35年度	△0.8	平成49年度	△2.0
平成36年度	△0.8	平成50年度	△2.0
平成37年度	△0.9		

（注1）厚生労働省の財政検証関連資料を基にKKRにおいて作成したものである。
（注2）スライド調整期間
報酬比例部分：平成24年度から平成31年度までの8年間
定額部分等：平成24年度から平成50年度までの27年間

担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの期間として、おおむね100年程度の期間について給付と負担の均衡を図る方式（有限均衡方式）を採用し、積立金を活用することとした。

また、給付水準の自動改定として、年金額については、賃金及び物価の変動割合を基準として、毎年度、改定する。さらに、調整期間においては、公的年金被保険者数の変動率や平均余命の動向を加味することとした。

（4）予定運用利回り

今回の財政再計算においても、国共済も公的年金制度の一環であり、共通の基準に基づく財政計画を作成することが望ましいことなどから、厚生年金と同一の取扱いとした。

（5）地共済との財政調整の仕組み

今回も国共済と地共済は、共に公務員という職域に適用される年金制度であり、給付設計もほぼ同一であることから、財政調整の範囲は、職域部分を含む長期給付全体である。ただし、公務上の給付は公費負担で賄われていることから、財政調整の範囲から除かれている。なお、財政調整は図7・図8のように2段階で行われる。

図7　独自給付費用及び独自給付費用率

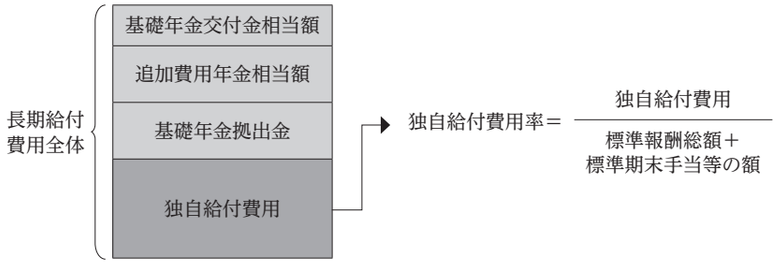

図8　財政調整のイメージ図
（拠出金A）費用負担平準化のための財政調整拠出金20を受け入れ後も、収入が支出を下回る場合

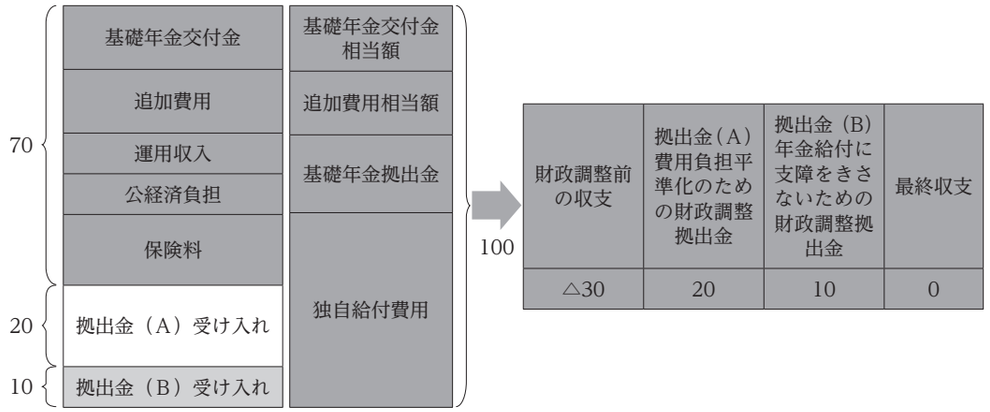

拠出金（A）
費用負担平準化のための財政調整拠出金
独自給付費用率の低い制度から高い制度へ財政調整拠出金を交付する。この財政調整は両制度の費用負担を平準化するための財政調整であることから、それぞれの制度の収支が黒字若しくは赤字にかかわらず行う。
拠出金（B）
年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金
費用負担平準化のための財政調整を行っても一方の制度で収入が支出を下回り、もう一方の制度の収支が黒字の場合には、黒字の制度が黒字の範囲内で他方の制度の赤字に相当する額の財政調整拠出金を拠出する。

4　財政再計算結果

（1）計算結果

①将来の組合員数について

将来の組合員数については、平成19年度末の組合員数の生産年齢人口に対する割合が将来一定であるものとして、「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における出生中位（死亡中位）推計を基礎として、政府による国の行政機関の定員管理についての取組みや女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての取組みを勘案して、組合員数やそのうちの女性の占める割合を推計し、将来の国共済組合の組合員数とした。

②組合員数、年金受給者数、成熟度の見通し（国共済＋地共済）

表32は、組合員数、年金受給者数、成熟度の見通しで、図9はそのグラフである。将来の組合員数は平成22年度末

表32　組合員数、年金受給者数及び年金扶養比率の見通し（国共済＋地共済）

年度 平成	年度 西暦	組合員数	年金受給者数 退職共済年金 退年相当	年金受給者数 退職共済年金 通年相当	年金受給者数 障害共済年金	年金受給者数 遺族共済年金	年金受給者数 合計	年金扶養比率
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	
22	2010	3,905	2,512	489	43	886	3,930	1.55
23	2011	3,852	2,580	534	44	910	4,069	1.49
24	2012	3,794	2,640	581	46	934	4,201	1.44
25	2013	3,738	2,639	575	47	957	4,218	1.42
26	2014	3,682	2,693	624	48	980	4,345	1.37
27	2015	3,642	2,743	677	49	1,002	4,470	1.33
28	2016	3,608	2,683	667	50	1,022	4,422	1.34
29	2017	3,578	2,725	719	51	1,042	4,536	1.31
30	2018	3,551	2,757	771	51	1,061	4,640	1.29
31	2019	3,525	2,684	760	52	1,078	4,574	1.31
32	2020	3,500	2,707	811	53	1,094	4,665	1.29
33	2021	3,478	2,729	862	53	1,109	4,754	1.27
34	2022	3,455	2,645	849	54	1,123	4,671	1.31
35	2023	3,427	2,661	898	54	1,136	4,749	1.29
36	2024	3,399	2,675	944	55	1,147	4,822	1.27
37	2025	3,371	2,587	928	55	1,158	4,728	1.30
42	2030	3,200	2,587	1,127	57	1,206	4,977	1.24
47	2035	2,978	2,535	1,306	58	1,257	5,157	1.17
57	2045	2,513	2,335	1,548	56	1,311	5,251	1.08
67	2055	2,179	2,090	1,688	53	1,191	5,023	1.04
77	2065	1,867	1,924	1,708	48	1,047	4,726	0.97
87	2075	1,596	1,708	1,615	41	931	4,295	0.93
97	2085	1,401	1,437	1,420	36	844	3,737	0.97
107	2095	1,225	1,236	1,236	30	733	3,235	0.99
117	2105	1,073	1,075	1,075	26	607	2,783	1.00

（注1）年度末の値である。
（注2）退職共済年金のうち、
①退年相当とは、退職共済年金のうち組合員期間25年以上（経過的に20～24年を含む）の者、退職年金者及び減額退職年金者の合計である。
②通年相当とは、退職共済年金のうち組合員期間25年未満（経過的に20～24年を除く）の者、及び通算退職年金者の合計である。
（注3）年金扶養比率とは、一人の退年相当受給者を何人の組合員で支えているかを表す指標である。

$$年金扶養比率＝\frac{組合員数}{退年相当受給者数}$$

（注4）各項目ごとに1,000人未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

の390万5,000人から平成117年度末の107万3,000人に減少する。

年金受給者数は平成22年度末の393万人から平成117年度末の278万3,000人に減少すると見込まれる。

年金扶養率は、平成22年度で1.55で、平成117年度には1.00という状況になると見込まれる。

③保険料率の算定

表33は保険料率の算定結果であり、図10は将来見通しのグラフである。

④財政の見通し

表34は保険料率及び財政の収支見通しで、図11はそのグラフであり、平成79年

図9　組合員数、年金受給者数及び年金扶養比率の見通し

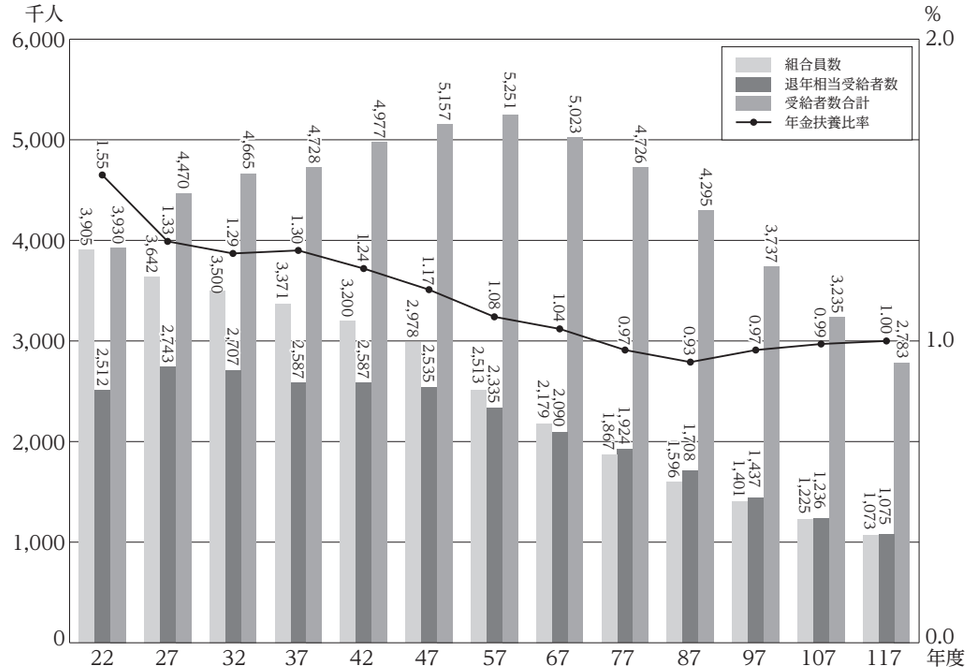

度から積立金を徐々に取り崩していき、平成117年に積立度合が1.1になり、最終保険料率は平成35年に198.0‰となる。

⑤公務上負担金率

全額事業主負担である公務上の負担金率を1,000分の0.3から1,000分の0.4に引き上げる通知を平成21年8月7日に理事長名で各共済組合本部長あてに発した。

⑥参考5：将来の国共済組合員数の見通し

表35は将来の国共済組合員数の見通し、図12は推移のグラフである。

⑦参考6：国共済・地共済の財政の見通し

表36は国家公務員共済組合の財政見通しで、表37は地方公務員共済組合の財政見通しである。

表33　保険料率の算定　（単位：‰）

改定時期	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合
現　行	150.25	148.00
平成21年9月	151.54 （国共済：＋1.29、地共済：＋3.54）	
平成22年9月	155.08（＋3.54）	
平成23年9月	158.62（＋3.54）	
平成24年9月	162.16（＋3.54）	
平成25年9月	165.70（＋3.54）	
平成26年9月	169.24（＋3.54）	
平成27年9月	172.78（＋3.54）	
平成28年9月	176.32（＋3.54）	
平成29年9月	179.86（＋3.54）	
平成30年9月	183.40（＋3.54）	
平成31年9月	186.94（＋3.54）	
平成32年9月	190.48（＋3.54）	
平成33年9月	194.02（＋3.54）	
平成34年9月	197.56（＋3.54）	
最終保険料率 平成35年9月	198.00（＋0.44）	

（注1）表中（ ）内は、前年との比較。
（注2）保険料率は、全て総報酬ベース。
（注3）掛金率、負担金率は、それぞれ保険料率の1／2である。

図10　保険料率の将来見通し

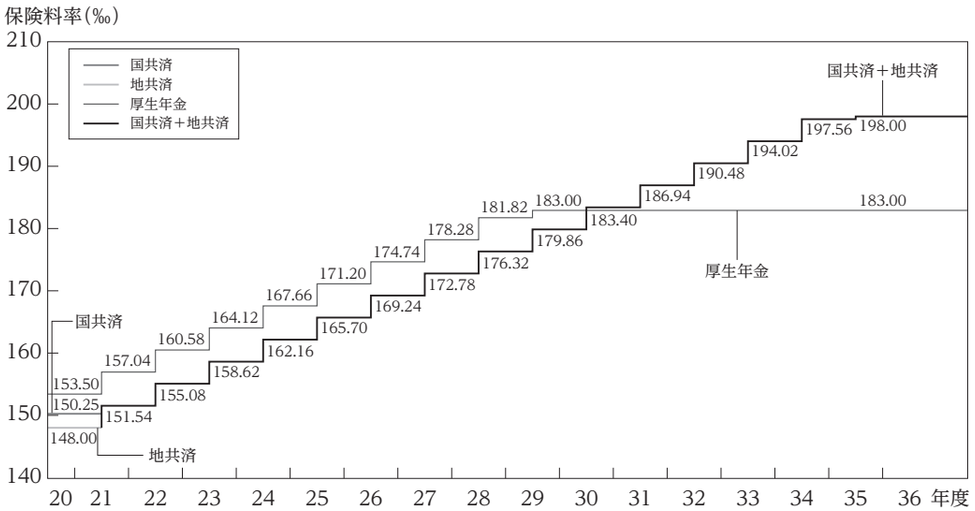

（注）保険料率は、すべて総報酬ベースである。

表34　財政の見通し［国共済＋地共済］

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 掛金	収入 負担金	収入 運用収入	収入 計	支出	収支差額	年度末積立金	積立度合
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
22	2010	155.08	20,966	48,744	8,417	78,128	79,806	△1,678	470,958	6.2
23	2011	158.62	21,803	49,023	8,854	79,679	80,816	△1,137	469,821	6.1
24	2012	162.16	22,701	47,367	9,274	79,343	82,343	△3,000	466,821	5.9
25	2013	165.70	23,536	47,599	10,139	81,274	83,135	△1,861	464,959	5.8
26	2014	169.24	24,358	47,856	11,935	84,150	84,113	37	464,996	5.7
27	2015	172.78	25,201	48,187	13,303	86,690	86,049	641	465,638	5.6
28	2016	176.32	26,090	48,568	15,627	90,284	86,823	3,461	469,098	5.5
29	2017	179.86	26,862	48,620	16,680	92,161	87,128	5,033	474,132	5.5
30	2018	183.40	27,839	48,846	18,273	94,958	87,982	6,976	481,108	5.5
31	2019	186.94	28,873	49,156	19,052	97,081	87,721	9,361	490,468	5.6
32	2020	190.48	29,950	49,584	19,932	99,466	88,245	11,221	501,689	5.6
33	2021	194.02	31,041	50,037	20,398	101,476	89,527	11,948	513,638	5.7
34	2022	197.56	32,139	50,511	20,920	103,570	89,525	14,045	527,682	5.8
35	2023	198.00	32,953	50,725	21,509	105,187	89,864	15,324	543,006	5.9
36	2024	198.00	33,528	50,737	22,127	106,391	90,978	15,414	558,420	6.0
37	2025	198.00	34,083	50,765	22,773	107,621	90,870	16,751	575,170	6.2
42	2030	198.00	36,868	51,552	26,488	114,908	95,189	19,719	669,123	6.8
47	2035	198.00	39,198	53,435	30,671	123,305	102,325	20,979	773,855	7.4
57	2045	198.00	43,427	60,014	38,532	141,973	122,869	19,104	968,521	7.7
67	2055	198.00	47,246	66,963	45,700	159,910	144,942	14,968	1,144,824	7.8
77	2065	198.00	51,380	74,519	49,461	175,359	172,723	2,637	1,232,167	7.1
87	2075	198.00	57,107	83,000	47,802	187,910	197,825	△9,916	1,184,556	6.0
97	2085	198.00	63,818	91,975	42,069	197,863	217,445	△19,582	1,037,018	4.9
107	2095	198.00	70,465	101,432	30,671	202,568	241,056	△38,487	743,821	3.2
117	2105	198.00	79,468	113,579	10,586	203,633	265,308	△61,675	232,286	1.1

（注1）長期的な（平成32年度～）経済前提は次のとおり。
　　物価上昇率 1.0%　　賃金上昇率 2.5%　　運用利回り 4.1%
（注2）「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の「実質的な支出＋追加費用」に対する倍率である。
（注3）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

図11　財政の見通し

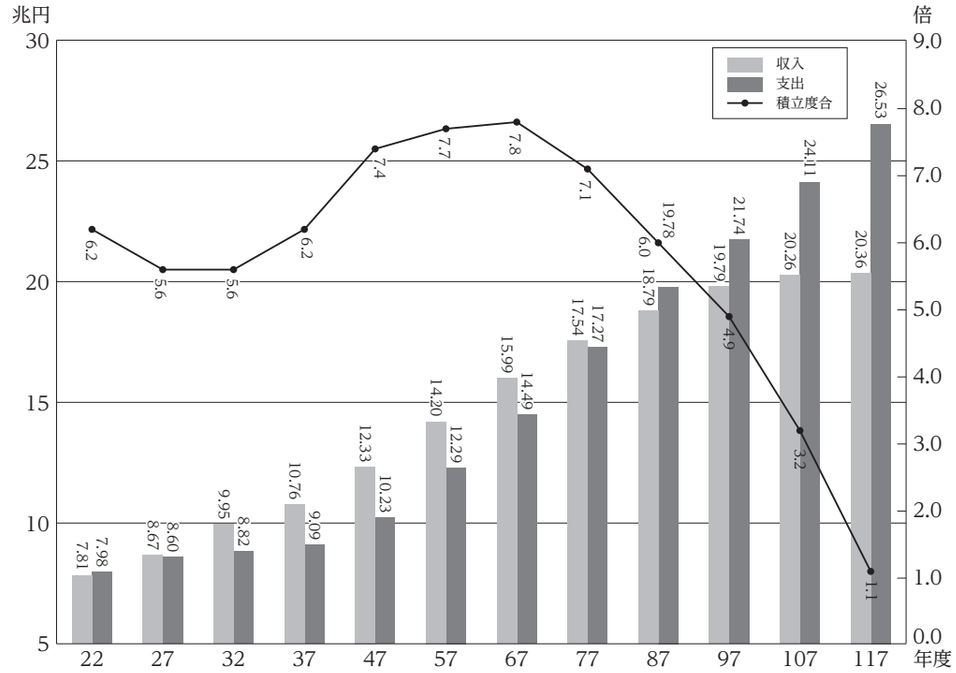

参考5

表35　将来の国共済組合員数の見通し（見込み方）

将来の組合員数の見込み方

年度		組合員数	生産年齢人口	生産年齢人口に対する組合員数の割合	（参考）国共済＋地共済	
平成	西暦	①	②	①／②	組合員数 ③	生産年齢人口に対する割合 ③／②
		千人	千人	%	千人	%
19	2007	1,058	82,568	1.28	4,050	4.91

（注）平成19年度末の組合員数の生産年齢人口に対する割合が将来一定であるものとして、「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における出生中位（死亡中位）推計を基礎として推計。
ただし、政府による国の行政機関の定員管理についての取組みや女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての取組みを勘案して、組合員数やそのうちの女性の占める割合を推計。

将来組合員数の見通し

年度		組合員数			生産年齢人口	女子の割合	生産年齢人口に対する組合員数の割合	（参考）国共済＋地共済	
平成	西暦	男子 ①	女子 ②	合計 ③	④	②／③	③／④	組合員数 ⑤	生産年齢人口に対する割合 ⑤／④
		千人	千人	千人	千人	%	%	千人	%
22	2010	816	212	1,028	81,165	21	1.27	3,905	4.81
23	2011	802	211	1,013	80,490	21	1.26	3,852	4.79
24	2012	783	208	992	79,315	21	1.25	3,794	4.78
25	2013	765	206	972	78,218	21	1.24	3,738	4.78
26	2014	748	204	952	77,166	21	1.23	3,682	4.77
27	2015	738	204	942	76,317	22	1.23	3,642	4.77
32	2020	700	205	905	73,354	23	1.23	3,500	4.77
37	2025	666	206	872	70,648	24	1.23	3,371	4.77
42	2030	624	204	827	67,062	25	1.23	3,200	4.77
47	2035	573	197	770	62,397	26	1.23	2,978	4.77
57	2045	470	179	650	52,653	28	1.23	2,513	4.77
67	2055	397	167	563	45,662	30	1.23	2,179	4.77
77	2065	338	145	483	39,132	30	1.23	1,867	4.77
87	2075	289	124	413	33,453	30	1.23	1,596	4.77
97	2085	253	109	362	29,353	30	1.23	1,401	4.77
107	2095	222	95	317	25,677	30	1.23	1,225	4.77
117	2105	194	83	277	22,491	30	1.23	1,073	4.77

図12　組合員数等の見通し（平成22年度を1とする指数の推移）

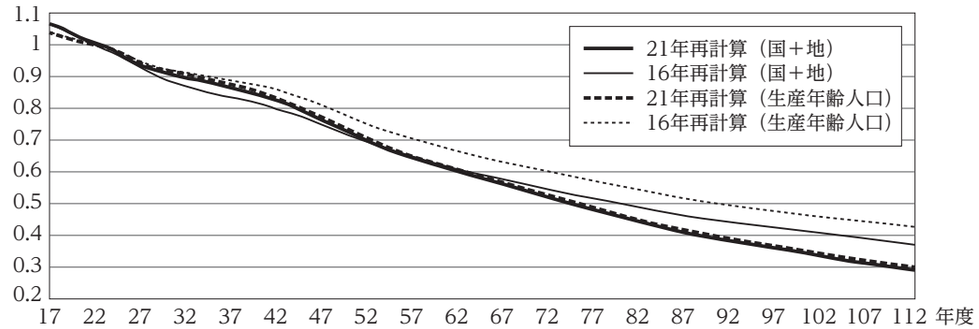

（注）平成22年度を1とする指数で比較

参考6

表36　国家公務員共済組合の財政の見通し

年度		保険料率	収入						支出			収支差額	年度末積立金
平成	西暦		掛金	負担金	運用収入	費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	計		うち費用負担平準化のための財政調整拠出金	うち年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金		
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
22	2010	155.08	5,298	13,009	1,480	603	0	20,390	21,665	0	0	△1,275	82,607
23	2011	158.62	5,527	13,102	1,541	330	64	20,564	21,700	0	0	△1,137	81,471
24	2012	162.16	5,725	12,805	1,593	300	0	20,424	22,149	0	0	△1,725	79,745
25	2013	165.70	5,917	12,845	1,714	433	0	20,910	22,445	0	0	△1,535	78,210
26	2014	169.24	6,107	12,881	1,985	564	1,239	22,774	22,774	0	0	0	78,210
27	2015	172.78	6,341	12,976	2,214	336	1,208	23,075	23,075	0	0	0	78,210
28	2016	176.32	6,579	13,094	2,600	181	705	23,160	23,160	0	0	0	78,210
29	2017	179.86	6,817	13,138	2,758	74	421	23,207	23,207	0	0	0	78,210
30	2018	183.40	7,065	13,187	2,992	0	2	23,246	23,342	96	0	△96	78,114
31	2019	186.94	7,318	13,248	3,077	0	0	23,643	23,249	276	0	394	78,508
32	2020	190.48	7,573	13,325	3,174	0	0	24,072	23,333	207	0	739	79,247
33	2021	194.02	7,839	13,413	3,208	0	0	24,460	23,618	339	0	842	80,089
34	2022	197.56	8,112	13,510	3,254	0	0	24,877	23,588	526	0	1,289	81,377
35	2023	198.00	8,301	13,524	3,308	0	0	25,134	23,615	411	0	1,519	82,896
36	2024	198.00	8,427	13,483	3,370	0	0	25,280	23,832	480	0	1,448	84,345
37	2025	198.00	8,548	13,447	3,436	0	0	25,431	23,746	663	0	1,686	86,030
42	2030	198.00	9,145	13,401	3,808	0	0	26,354	24,504	738	0	1,850	95,321
47	2035	198.00	9,655	13,679	4,171	0	0	27,505	26,048	1,028	0	1,456	104,030
57	2045	198.00	10,940	15,620	4,271	0	0	30,831	31,870	2,623	0	△1,039	104,451
67	2055	198.00	12,183	17,701	3,216	0	1,092	34,192	38,150	3,958	0	△3,958	76,611

（注1）長期的な（平成32年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.0%　　賃金上昇率 2.5%　　運用利回り 4.1%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

参考6

表37　地方公務員共済組合の財政の見通し

年度		保険料率	収入						支出			収支差額	年度末積立金
平成	西暦		掛金	負担金	運用収入	費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	計		うち費用負担平準化のための財政調整拠出金	うち年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金		
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
22	2010	155.08	15,669	35,735	6,937	0	0	58,341	58,744	603	0	△403	388,350
23	2011	158.62	16,275	35,921	7,313	0	0	59,509	59,509	330	64	0	388,350
24	2012	162.16	16,976	34,562	7,681	0	0	59,219	60,494	300	0	△1,275	387,075
25	2013	165.70	17,619	34,754	8,425	0	0	60,798	61,124	433	0	△326	386,750
26	2014	169.24	18,252	34,976	9,951	0	0	63,178	63,141	564	1,239	37	386,787
27	2015	172.78	18,860	35,211	11,089	0	0	65,159	64,518	336	1,208	641	387,428
28	2016	176.32	19,511	35,473	13,026	0	0	68,010	64,550	181	705	3,461	390,888
29	2017	179.86	20,044	35,482	13,922	0	0	69,448	64,415	74	421	5,033	395,922
30	2018	183.40	20,774	35,660	15,281	96	0	71,810	64,738	0	2	7,072	402,994
31	2019	186.94	21,555	35,908	15,976	276	0	73,714	64,747	0	0	8,967	411,961
32	2020	190.48	22,376	36,259	16,759	207	0	75,602	65,120	0	0	10,482	422,442
33	2021	194.02	23,202	36,625	17,190	339	0	77,355	66,249	0	0	11,107	433,549
34	2022	197.56	24,027	37,001	17,665	526	0	79,219	66,464	0	0	12,756	446,305
35	2023	198.00	24,652	37,201	18,201	411	0	80,464	66,660	0	0	13,804	460,109
36	2024	198.00	25,101	37,253	18,758	480	0	81,591	67,625	0	0	13,966	474,075
37	2025	198.00	25,536	37,317	19,337	663	0	82,853	67,788	0	0	15,065	489,140
42	2030	198.00	27,723	38,151	22,681	738	0	89,293	71,424	0	0	17,869	573,801
47	2035	198.00	29,544	39,756	26,500	1,028	0	96,828	77,305	0	0	19,523	669,825
57	2045	198.00	32,487	44,394	34,261	2,623	0	113,765	93,622	0	0	20,143	864,070
67	2055	198.00	35,064	49,262	42,484	3,958	0	130,768	111,842	0	1,092	18,926	1,068,213

（注1）長期的な（平成32年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.0%　　賃金上昇率 2.5%　　運用利回り 4.1%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

5　年金業務懇談会とその審議経過

(1) 年金業務懇談会

今回の財政再計算でも年金業務懇談会の円滑な運営の確保は、保険料率改定の定款変更を含む再計算作業全体に及ぼす影響が極めて大きいことから会議の運営、懇談会委員に対する事前の関係資料の提供・説明等に特に留意してきた。

(2) 年金業務懇談会の審議経過

①第1回年金業務懇談会

（通算第90回　5月22日）

この懇談会においては、財政再計算について（概要）の説明に加え、今回の財政再計算に係る年金業務懇談会の検討をはじめとする全体の日程調整を行った。

②第2回年金業務懇談会

（通算第91回　6月18日）

定例化されている平成20年度決算とその関連事項にの説明に加え、財政再計算の計算基礎について、費用の推計方法（概念図）の資料を提出して説明した後、今後の日程調整を行った。

③第3回年金業務懇談会

（通算第92回　6月30日）

既述したように今回の財政再計算に係る計算方法等は6月19日付で通知が発せられたため「財務省からの算定通知について」説明を行った。

④第4回年金業務懇談会

（通算第93回　7月17日）

財務省からの算定通知が発せられたため、この懇談会に財政再計算結果を提出し説明した。

・年金受給者の失権率の適用において、直近の実績平均に加え、将来の死亡率の改善を考慮することにより受給期間の延伸を見込んでいるのは妥当であるとの意見があった。

・将来の組合員数の見込みにおいて、厚生年金では高齢者等の労働力人口も推計して政策的に取り入れることにより生産年齢人口の減少を吸収する部分があったが、公務員共済の場合は生産年齢人口にリンクして推計しているので厚生年金の見通しより厳しいものになっているという意見があった。

⑤第5回年金業務懇談会

（通算第94回　7月24日）

この懇談会においては、7月22日開催の運営審議会懇談会の審議経過を報告し、学識経験者による「座長まとめ（案）」をもとに「まとめ」のための検討が行われ、「座長まとめ」の検討を終了した（表38）。

6　運営審議会とその審議経過

(1) 運営審議会の審議経過

①運営審議会懇談会（7月22日）

財政再計算に伴う定款変更を円滑に進める一環として、これまでの年金業務懇談会の審議経過、再計算結果、及び財務省の通知に基づく保険料率等の報告を中心とした懇談会を開催し、説明を行ったが意見は出なかった。

②運営審議会（通算第63回　8月3日）

掛金率を平成21年9月1,000分の0.645引き上げて1,000分の75.77とし、その後毎年9月に1,000分の1.77（保険料率1,000分の3.54）に引上げる定款の一部変更を提案し審議を終了した。「その他報告事項」として基礎年金に係る財政調整（基礎年金交付金）の過不足について報告[注]を行った。

（注）8月3日の運営審議会終了後に、財務省に「基礎年金交付金の過不足に関する報告」を行い、同日に財務省にて記者会見を行った。

(2) 関係労組とその動き

申入れはなかった。

7　PR

(1) 広報紙『KKR』

・新掛金率がきまりました（平成21年9月号）

(2) 私たちの共済年金（リーフレット）

・財政再計算に向けて～共済年金の現状について～

（平成21年3月発行リーフレット）

・財政再計算に向けて～財政再計算の仕組み等について～

（平成21年5月発行リーフレット）

・財政再計算結果

（平成21年7月発行リーフレット）

・新掛金率について

（平成21年8月発行リーフレット）

・平成22年9月から国家公務員共済組合の年金の掛金率が7.754％になります

（平成22年8月発行リーフレット）

・平成23年9月から国家公務員共済組合の年金の掛金率は7.931％になります

（平成23年8月発行リーフレット）

・平成24年9月から国家公務員共済組合の年金の掛金率は8.108％になります

表38　まとめ

平成21年7月24日
第94回年金業務懇談会

ま　と　め

当懇談会は、本年9月が財政再計算の時期に当たることから、本問題について5月22日以降5回に亘り審議を重ねてきた。

この審議の過程を通じ、当懇談会としては国家公務員の共済年金の現状及び将来は、少子高齢化の一層の進展等、他の公的年金制度同様、極めて厳しい状況にあり、社会経済情勢の変化に対応すべく制度の持続可能性を堅持するため、今後も適切に対応して行く必要があるとの認識で一致した。

国家公務員共済組合法及び同法施行令並びに財務大臣の定める算定方法に基づき、連合会が算定した保険料率及び財政の見通しについては、算定に当たって示された前提条件を満たしているとともに、保険数理上妥当な数字であると認められる。

提案された新保険料率は、厚生年金の保険料率の引き上げ幅に配慮しつつ、組合員の負担増にも考慮したものになっており、また、保険料率の段階的な引き上げ幅も適切であるとの結論に達し、これをもって年金業務懇談会の「まとめ」とする。

（平成24年8月発行リーフレット）

・平成25年9月から国家公務員共済組合の年金の掛金率は8.285％になります

（平成25年8月発行リーフレット）

第4　第11次財政再計算（平成26年9月）

1　制度の動向

（1）被用者年金一元化法

公的年金制度の一元化に向けた取組みの一環として、厚生年金と共済年金の一元化を実現するため、厚生年金に公務員及び私学教職員も加入する、2階部分の年金を厚生年金に統一するとともに制度的な差違については基本的に厚生年金に揃える、共済年金の1・2階部分の保険料を段階的に引き上げて厚生年金（上限18.3％）に揃える、といった改正が行われた。

なお、効率的な事務処理を行う観点から、事業の実施に当たっては共済組合や私学事業団を活用すること、共済年金の公的年金としての3階部分（職域部分）を廃止し、新たな年金については別に法律で定めること、とされた。

（2）被用者年金一元化の経緯

①昭和59年閣議決定

「昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。」

②平成8年閣議決定

「被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては……その統一的な枠組みの形成を目指す。」

③平成13年閣議決定

「被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために……21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。」

④平成16年改正法附則

「公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。」

⑤平成18年閣議決定

「被用者年金制度の一元化については……共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として……これを行う。」

⑥平成19年被用者年金一元化法案国会提出（平成21年解散により廃案）

⑦平成24年社会保障・税一体改革大綱

「平成19年法案をベースに、一元化の具体的内容について検討する。関係省庁間で調整の上、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。」

⑧平成24年被用者年金一元化法案国会提出

（3）被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）による主な改正内容

①厚生年金に公務員および私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

②共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消する。

③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率（上限18.3％）に統一する。

④厚生年金事業の実施にあたっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合および私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。

⑤共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。公的年金としての3階部分（職域部分）廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。

⑥追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27％引き下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

⑦※①～⑤の施行日：平成27年10月1日、⑥の施行：平成25年8月1日

厚生労働省は「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第180回通常国会「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会」に提出し、8月10日に可決成立した（平成24年法律第63号）。

（4）長期負担金の概算要求と予算

①平成25年8月概算要求額の基礎とする負担金率（長期給付）

平成25年9月からの負担金率82.85‰に1.77‰（厚生年金の保険料率の引上げ幅3.54‰の2分の1）と公務上の負担金率0.4‰を加えたもの。

改正案　84.62＋0.4＝85.02‰

②平成25年12月平成26年度予算の財務省原案の内示

平成26年9月から保険料率等（単位：‰）

保険料率	掛金率	負担金率
169.64	84.62	85.02
	うち（事業主分）	（公務上分）
	（84.62）	（0.4）

2　財政再計算の準備等

（1）計算の準備

今回の財政再計算は被用者年金の一元化を踏まえ、平成26年9月からの保険料率と平成27年9月の保険料率を定めるため、厚生労働省等と被用者年金一元化を円滑に実施するための準備に努めてきた。

（2）年金業務懇談会のスケジュール

財政再計算が行われる場合には、連合会では「運営審議会」に提案する前に年金業務の円滑な運営に資するために有識者と労使代表で組織する「年金業務懇談会」に諮ることとされている。

同懇談会は平成25年6月中旬に第1回会議を開催し、平成26年6月に2回の計3回行った。

（3）運営審議会のスケジュール

財政再計算の結果に基づく定款変更のための運営審議会を次のとおり開催した。

①運営審議会（通算第72回　平成25年12月26日）

②運営審議会懇談会（平成26年6月12日）

③運営審議会（通算第74回　平成26年6月26日）

3　財政再計算の方法

（1）依命通達の通知

財政再計算については、「国共済法施行令」第12条の規定に基づき、財務大臣が定める基準に従って算定することとされているが、平成26年5月27日に財務省主計局長の依命通達（表39〈参考7は地共済への通知〉）が通知された。

今回の財政再計算の財務大臣の定める方法は、主計局長依命通達により、次のように指示された。

①平成26年9月1日を基準時点として再計算を行うこと。

②長期給付に要する費用の算定に当たっては、既に公布されている法律の施行を前提とすること。

③将来の組合員数については、平成24年度末の組合員数の総人口に対する割合が

表39　国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について

財計第1849号
平成26年5月27日

国家公務員共済組合連合会理事長　殿

財務省主計局長（公印省略）

国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）第99条第1項の規定に基づき、今回、平成26年9月1日までに行う国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算（以下「再計算」という。）について、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第12条第2項及び第3項の規定により財務大臣が定めることとされている事項が下記のとおり定められたので、命により通知する。

記

1. 平成26年9月1日を基準時点として再計算を行うこと。

2. 長期給付に要する費用の算定に当たっては、既に公布されている法律の施行を前提とすること。

3. 将来の組合員数については、平成24年度末の組合員数の総人口に対する割合が将来一定であるものとして、「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における出生中位（死亡中位）推計を基礎として推計すること。ただし、政府による国の行政機関の定員管理についての取組みや女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての取組みを勘案して、組合員数やそのうちの女性の占める割合を推計すること。

4. 基礎率（経済的要素）並びにいわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率については、厚生年金の平成26年財政検証において用いられた前提と同様にすること。

5. 法第99条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」は、平成122年度とすること。

6. 保険料率は、平成26年9月及び平成27年9月に引き上げるものとし、その際、地方公務員共済組合の保険料率と同一となるようにすること。ただし、保険料率の毎回の引上げ幅は、厚生年金の保険料率の引上げ幅を下回らないものとすること。

7. 長期給付に要する費用の見通しは、厚生年金の平成26年財政検証の結果を参照して作成すること。

8. 上記6による保険料率及び財政の見通しは、貴連合会と地方公務員共済組合連合会との間において、必要となる基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して作成するとともに、その結果についてはそれぞれにおいて検証すること。

参考7　地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について（通知）

総行福第209号
平成26年5月27日

地方公務員共済組合連合会理事長殿

総務省自治行政局

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について（通知）

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第113条第1項第3号の規定に基づく地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算（以下「再計算」という。）は、少なくとも5年ごとに行うこととされ、この再計算について、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第28条第3項及び第7項の規定により総務大臣が定めることとされている事項が下記のとおり定められたので、これらの事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないように願います。

記

1　長期給付に要する費用（以下「費用」という。）の算定に当たっては、既に公布されている法律の施行を前提とすること。

2　平成26年再計算は、本年9月1日において行うこと。

3　費用の算定の基礎となる資料は、原則として平成21年度、平成22年度及び平成23年度のすべての地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「地共済」という。）の実績によるものを用いること。

4　上記3によっても、資料とすべき数値の変動が大きいこと等のため地共済の実績によることが不適当である場合には、必要に応じ厚生労働省の作成する生命表その他の公的資料を参考としてもよいこと。
なお、その基礎となる資料の精度その他の理由により当該方法により難い場合は、あらかじめ当省に協議すること。

5　地共済法第113条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」は、平成122年度末とすること。

6　保険料率については、平成26年9月及び平成27年9月に引き上げることとし、その際、国家公務員共済組合の保険料率と同一とすること。
ただし、引上げ幅については、厚生年金の引上げ幅を下回らないこと。

7　将来の組合員数については、日本の将来推計人口（平成24年1月推計（出生中位（死亡中位）推計））等を基礎として、その総人口に対する比率が一定であるものとして見込むこと。

8　基礎率（経済的要素）や、いわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率については、厚生年金の平成26年財政検証において用いられた前提と同様とすること。

9　費用の見通しは、厚生年金の平成26年財政検証の結果を参照して作成すること。

10　保険料率及び財政の見通しの算定は、貴連合会と国家公務員共済組合連合会との間において、その算定に必要となる基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して行うこと。また、算定された結果については、それぞれ検証を行うこととすること。

11　再計算を行った結果については、あらかじめ算定の過程等について当省の確認を得た上、公表されたいこと。

12　給料又は期末手当等と掛金との割合及び給料又は期末手当等と負担金との割合の変更については、速やかに定款変更にかかる諸手続きを完了し、本年8月末日までに総務大臣の認可を得ること。

将来一定であるものとして、「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における出生中位（死亡中位）推計を基礎として推計すること。ただし、政府による国の行政機関の定員管理についての取組みや女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての取組みを勘案して、組合員数やそのうちの女性の占める割合を推計すること。

④基礎率（経済的要素）並びにいわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率については、厚生年金の平成26年財政検証において用いられた前提と同様にすること。

⑤法第99条第1項第3号に規定する「おおむね100年間に相当する期間の終了時」は、平成122年度とすること。

⑥保険料率は、平成26年9月及び平成27年9月に引き上げるものとし、その際、地方公務員共済組合の保険料率と同一となるようにすること。ただし、保険料率の毎回の引上げ幅は、厚生年金の保険料率の引上げ幅を下回らないものとすること。

⑦長期給付に要する費用の見通しは、厚生年金の平成26年財政検証の結果を参照して作成すること。

⑧上記⑥による保険料率及び財政の見通しは、貴連合会と地方公務員共済組合連合会との間において、必要となる基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して作成するとともに、その結果についてはそれぞれにおいて検証すること。

（2）保険料率

平成26年9月及び平成27年9月に引き上げるものとし、その際、地方公務員共済組合の保険料率と同一となるようにすること。ただし、保険料率の毎回の引上げ幅は、厚生年金の保険料率の引上げ幅を下回らないものとすることとした。

（3）有限均衡方式等

今回も平成16年に改正された、給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの期間として、おおむね100年程度の期間について給付と負担の均衡を図る方式（有限均衡方式）を採用し、積立金を活用することとした。

また、基礎率（経済的要素）並びにいわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率については、厚生年金の平成26年財政検証において用いられた前提と同様にすることとした。

（4）予定運用利回り

今回の財政再計算においても、国共済も公的年金制度の一環であり、共通の基準に基づく財政計画を作成することが望ましいこと等から、厚生年金と同一の取り扱いとした。

（5）積立金の仕訳

①平成27年における積立金仕分けの計算（経済再生ケース）

旧厚生年金の積立比率の計算

平成26年度末積立金　1,470,549億円

平成27年度実質的な支出　323,280億円

積立比率　4.55

公務員共済の1・2階積立金　国共済（公務員共済）

平成27年度実質的な支出　14,130億円（53,979億円）

1・2階積立金　64,274億円（245,539億円）

旧職域の積立金　7,936億円（197,563億円）

②平成27年における積立金仕分けの計算（参考ケース）

旧厚生年金の積立比率の計算

平成26年度末積立金　1,465,687億円

平成27年度実質的な支出　323,393億円

積立比率　4.53

公務員共済の1・2階積立金　国共済（公務員共済）

平成27年度実質的な支出　14,152億円（54,052億円）

1・2階積立金　64,142億円（244,976億円）

旧職域の積立金　7,935億円（197,494億円）

4　財政再計算結果

（1）将来の組合員数について

将来の組合員数については、平成24年度末の組合員数の総人口に対する割合が将来一定であるものとして、「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における出生中位（死亡中位）推計を基礎として推計した。ただし、政府による国の行政機関の定員管理についての取組みや女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての取組みを勘案して、組合員数やそのうちの女性の占める割合を推計し、将来の国共済組合の組合員数とした。

（2）組合員数、年金受給権者数、年金扶養率の見通し（国共済＋地共済）

表40は、組合員数、年金受給者数、年金扶養比率の見通しで、図13はそのグラフである。将来の組合員数は平成27年度末の385万9,000人から平成122年度末の130万2,000人に減少する。

年金受給者数は平成27年度末の415万7,000人から平成122年度末の279万2,000人に減少すると見込まれる。

年金扶養率は、平成27年度で1.44、平成122年度には1.07という状況になると見込まれる。

（3）保険料率の算定

表41は保険料率の算定結果であり、図14は将来見通しのグラフである。

表40　組合員数、年金受給権者数及び年金扶養比率の見通し［国共済＋地共済］

年度 平成	年度 西暦	組合員数	年金受給権者数 退職共済年金 退年相当	年金受給権者数 退職共済年金 通年相当	年金受給権者数 障害共済年金	年金受給権者数 遺族共済年金	年金受給権者数 合計	年金扶養比率
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	
27	2015	3,859	2,674	525	36	921	4,157	1.44
28	2016	3,846	2,670	556	36	936	4,198	1.44
29	2017	3,832	2,662	589	36	950	4,237	1.44
30	2018	3,816	2,701	640	36	964	4,340	1.41
31	2019	3,798	2,678	662	36	976	4,352	1.42
32	2020	3,780	2,651	683	36	987	4,357	1.43
33	2021	3,760	2,673	728	36	996	4,434	1.41
34	2022	3,740	2,644	750	37	1,005	4,435	1.41
35	2023	3,718	2,612	770	37	1,012	4,431	1.42
36	2024	3,696	2,626	814	37	1,018	4,495	1.41
37	2025	3,673	2,591	833	37	1,024	4,485	1.42
38	2026	3,649	2,553	850	37	1,028	4,469	1.43
39	2027	3,624	2,558	889	37	1,032	4,516	1.42
40	2028	3,599	2,559	926	37	1,036	4,558	1.41
41	2029	3,574	2,559	962	37	1,039	4,598	1.40
42	2030	3,548	2,555	997	37	1,043	4,633	1.39
47	2035	3,409	2,504	1,167	37	1,066	4,774	1.36
52	2040	3,260	2,436	1,331	35	1,085	4,888	1.34
57	2045	3,105	2,259	1,433	34	1,073	4,799	1.37
62	2050	2,949	2,082	1,511	34	1,017	4,644	1.42
72	2060	2,632	1,963	1,637	31	875	4,506	1.34
82	2070	2,301	1,876	1,611	28	775	4,290	1.23
92	2080	1,998	1,730	1,493	25	719	3,968	1.15
102	2090	1,736	1,536	1,321	23	677	3,556	1.13
112	2100	1,503	1,385	1,174	19	599	3,177	1.09
122	2110	1,302	1,219	1,030	17	527	2,792	1.07

（注1）年度末の値である。
（注2）退職共済年金のうち、
①退年相当とは、退職共済年金のうち組合員期間25年以上（経過的に20～24年を含む）の者、退職年金者及び減額退職年金者の合計である。
②通年相当とは、退職共済年金のうち組合員期間25年未満（経過的に20～24年を除く）の者、及び通算退職年金者の合計である。
（注3）年金扶養比率とは、一人の退年相当受給権者を何人の組合員で支えているかを表す指標である。

$$年金扶養比率＝\frac{組合員数}{退年相当受給権者数}$$

（注4）各項目ごとに千人未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

（4）財政の見通し

①（国共済＋地共済）　厚生年金部分

表42はケースA、表43はケースB、表44はケースC、表45はケースD、表46はケースE、表47はケースF、表48はケースGの財政の収支見通しである。

②（国共済＋地共済）　旧職域部分

表49はケースAからケースGまでの積立金と収支である。

（5）将来の国共済組合員数の見通し

表50は将来の国共済組合員数の見通し（見込み方）で、表51は組合員数、年金受給者数、年金扶養比率の見通しである。

（6）国共済の財政の見通し　厚生年金部分

表52はケースA、表53はケースB、表54はケースC、表55はケースD、表56はケースE、表57はケースF、表58はケースGの国家公務員共済組合の財政見通しである。

表41　保険料率の将来見通し　（単位：‰）

改定時期	公務員共済
現　行	165.70
平成26年 9月	169.24（+3.54）
平成27年 9月	172.78（+3.54）
平成27年10月	172.78
平成28年 9月	176.32（+3.54）
平成29年 9月	179.86（+3.54）
最終保険料率 平成30年 9月	183.00（+3.14）

（注1）表中（　　）内は、前年との比較。
（注2）保険料率は、全て総報酬ベース。
（注3）掛金率、負担金率は、それぞれ保険料率の2分の1である。
（注4）平成27年10月以降の保険料率は、被用者年金一元化法に規定されている。

5　年金業務懇談会とその審議経過

（1）年金業務懇談会

今回の財政再計算でも年金業務懇談会の円

図13　組合員数、年金受給権者数及び年金扶養比率の見通し

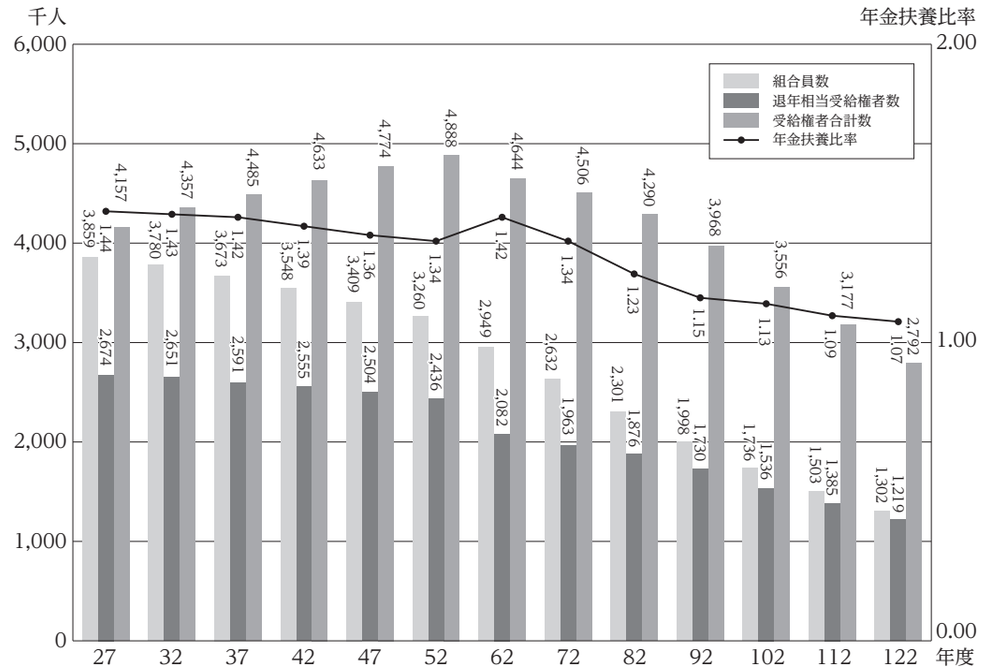

図14　保険料率の将来見通し

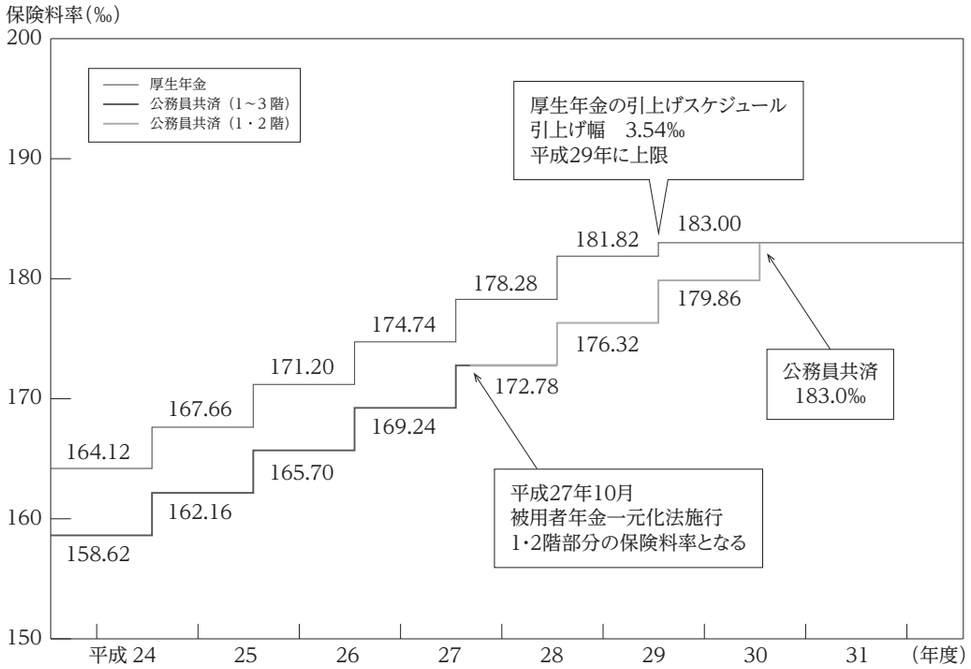

（注）保険料率は、すべて総報酬ベースである。

表42　財政の見通し［国共済＋地共済］　厚生年金部分
経済：ケースA

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 厚生年金保険料	収入 国庫負担等	収入 厚生年金交付金	収入 運用収入	収入 計	支出 給付額	支出 厚生年金拠出金	支出 その他	支出 計	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	172.78	21,612	10,309	22,198	2,275	56,393	27,142	21,757	9,996	58,895	△2,502	243,037
28	2016	176.32	44,870	20,087	44,936	5,174	115,068	54,639	43,945	20,525	119,109	△4,041	238,996
29	2017	179.86	46,855	19,614	45,692	6,038	118,199	54,735	44,712	20,885	120,332	△2,133	236,864
30	2018	183.00	49,125	19,085	47,261	7,183	122,654	55,659	46,073	21,114	122,846	△192	236,671
31	2019	183.00	50,991	18,675	48,471	8,285	126,422	56,279	47,002	21,473	124,754	1,668	238,340
32	2020	183.00	52,610	18,237	49,215	9,301	129,362	56,398	47,609	21,849	125,857	3,505	241,845
33	2021	183.00	54,293	17,831	50,943	10,328	133,394	57,533	48,918	22,231	128,682	4,712	246,557
34	2022	183.00	56,111	17,458	52,194	11,327	137,091	58,227	49,854	22,610	130,690	6,400	252,958
35	2023	183.00	58,045	17,076	52,888	12,278	140,286	58,339	50,449	23,017	131,805	8,481	261,438
36	2024	183.00	60,117	16,752	54,571	13,224	144,664	59,474	51,782	23,479	134,735	9,929	271,368
37	2025	183.00	62,313	16,331	55,706	14,104	148,454	60,098	52,675	23,966	136,739	11,715	283,083
38	2026	183.00	64,603	16,074	56,232	14,980	151,889	60,115	53,215	24,467	137,797	14,092	297,175
39	2027	183.00	67,023	15,856	57,799	16,012	156,690	61,213	51,348	24,969	137,531	19,160	316,334
40	2028	183.00	69,484	15,713	59,347	17,191	161,734	62,329	52,588	25,546	140,462	21,272	337,606
41	2029	183.00	71,992	15,649	60,882	18,357	166,880	63,466	54,108	26,214	143,788	23,092	360,698
42	2030	183.00	74,603	15,659	62,448	19,621	172,330	64,667	55,692	26,960	147,320	25,010	385,708
47	2035	183.00	88,755	17,335	73,678	26,978	206,745	74,636	69,583	32,833	177,052	29,693	527,942
52	2040	183.00	106,236	20,347	88,238	34,961	249,782	88,576	90,288	40,093	218,958	30,824	680,296
57	2045	183.00	126,670	23,816	101,545	43,465	295,496	101,649	112,713	47,496	261,859	33,637	843,397
62	2050	183.00	148,543	28,797	116,524	52,596	346,459	116,557	136,700	57,595	310,853	35,607	1,017,991
72	2060	183.00	199,027	41,298	166,849	72,137	479,311	166,856	192,407	82,644	441,908	37,404	1,390,407
82	2070	183.00	267,225	57,558	236,199	90,180	651,162	236,200	269,331	115,166	620,698	30,464	1,729,926
92	2080	183.00	358,348	78,315	328,056	102,171	866,891	328,056	370,032	156,677	854,765	12,125	1,948,614
102	2090	183.00	470,615	102,329	446,469	102,388	1,121,801	446,469	483,250	204,699	1,134,418	△12,617	1,940,203
112	2100	183.00	616,134	136,018	611,091	83,826	1,447,069	611,091	628,474	272,072	1,511,637	△64,567	1,560,988
122	2110	183.00	819,957	181,236	814,238	28,955	1,844,387	814,238	811,096	362,502	1,987,836	△143,449	477,833

（注1）長期的な（平成40年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 2.0%　　賃金上昇率（実質<対物価>）2.3%　　運用利回り（実質<対物価>）3.4%　　運用利回り（スプレッド<対賃金>）1.1%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

表43　財政の見通し［国共済＋地共済］　厚生年金部分
経済：ケースB

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 厚生年金保険料	収入 国庫負担等	収入 厚生年金交付金	収入 運用収入	収入 計	支出 給付額	支出 厚生年金拠出金	支出 その他	支出 計	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	172.78	21,612	10,309	22,198	2,275	56,393	27,142	21,761	9,996	58,899	△2,506	243,033
28	2016	176.32	44,870	20,087	44,936	5,174	115,068	54,639	43,958	20,525	119,122	△4,054	238,979
29	2017	179.86	46,855	19,583	45,500	6,040	117,978	54,512	44,549	20,885	119,946	△1,968	237,011
30	2018	183.00	49,125	19,052	47,022	7,190	122,390	55,388	45,865	21,114	122,367	23	237,034
31	2019	183.00	50,991	18,644	48,225	8,302	126,162	56,003	46,787	21,473	124,263	1,900	238,934
32	2020	183.00	52,610	18,208	48,965	9,329	129,111	56,120	47,391	21,849	125,360	3,751	242,685
33	2021	183.00	54,293	17,804	50,683	10,369	133,149	57,247	48,692	22,231	128,169	4,980	247,664
34	2022	183.00	56,111	17,433	51,927	11,384	136,855	57,934	49,621	22,610	130,166	6,690	254,354
35	2023	183.00	58,045	17,053	52,616	12,352	140,066	58,045	50,211	23,017	131,273	8,792	263,146
36	2024	183.00	59,980	16,731	54,290	12,896	143,897	59,172	51,528	23,479	134,179	9,718	272,865
37	2025	183.00	61,933	16,285	55,327	13,638	147,184	59,692	52,328	23,927	135,947	11,237	284,101
38	2026	183.00	63,962	15,998	55,735	14,407	150,102	59,586	52,753	24,378	136,717	13,385	297,486
39	2027	183.00	66,104	15,749	57,165	15,244	154,262	60,544	50,796	24,824	136,163	18,098	315,585
40	2028	183.00	68,269	15,572	58,562	16,187	158,590	61,507	51,901	25,338	138,746	19,844	335,429
41	2029	183.00	70,461	15,473	59,936	17,212	163,082	62,482	53,272	25,938	141,691	21,391	356,820
42	2030	183.00	72,737	15,446	61,328	18,316	167,827	63,512	54,694	26,608	144,814	23,014	379,833
47	2035	183.00	84,888	16,752	70,790	24,684	197,114	71,713	66,847	31,738	170,298	26,816	509,757
52	2040	183.00	99,674	19,304	83,149	31,393	233,521	83,469	85,071	38,045	206,585	26,936	644,693
57	2045	183.00	116,585	22,340	93,900	38,299	271,123	93,996	104,275	44,560	242,831	28,292	784,185
62	2050	183.00	134,116	26,489	105,682	45,447	311,734	105,713	124,025	52,986	282,723	29,011	928,244
72	2060	183.00	172,923	36,511	145,620	60,049	415,103	145,625	167,868	73,072	386,565	28,537	1,221,529
82	2070	183.00	223,424	48,931	198,442	72,460	543,258	198,443	226,066	97,914	522,424	20,834	1,467,112
92	2080	183.00	288,317	64,053	265,138	79,375	696,882	265,138	298,820	128,152	692,110	4,773	1,597,990
102	2090	183.00	364,371	80,532	347,181	77,086	869,170	347,181	375,565	161,104	883,850	△14,680	1,542,128
112	2100	183.00	459,056	102,998	457,395	61,464	1,080,914	457,395	470,122	206,032	1,133,549	△52,635	1,208,888
122	2110	183.00	587,886	132,085	586,428	21,426	1,327,824	586,428	584,600	264,200	1,435,227	△107,403	376,319

（注1）長期的な（平成40年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.8%　　賃金上昇率（実質<対物価>）2.1%　　運用利回り（実質<対物価>）3.3%　　運用利回り（スプレッド<対賃金>）1.2%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

表44　財政の見通し［国共済＋地共済］　厚生年金部分
経済：ケースC

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 厚生年金保険料	収入 国庫負担等	収入 厚生年金交付金	収入 運用収入	収入 計	支出 給付額	支出 厚生年金拠出金	支出 その他	支出 計	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	172.78	21,612	10,309	22,198	2,275	56,393	27,142	21,765	9,996	58,904	△2,511	243,028
28	2016	176.32	44,870	20,087	44,936	5,174	115,067	54,639	43,971	20,525	119,134	△4,067	238,961
29	2017	179.86	46,855	19,571	45,422	6,040	117,888	54,422	44,490	20,885	119,797	△1,909	237,053
30	2018	183.00	49,125	19,017	46,774	7,195	122,112	55,104	45,649	21,114	121,867	245	237,297
31	2019	183.00	50,991	18,608	47,940	8,316	125,854	55,681	46,536	21,473	123,690	2,165	239,462
32	2020	183.00	52,610	18,174	48,674	9,355	128,813	55,795	47,136	21,849	124,780	4,033	243,495
33	2021	183.00	54,293	17,773	50,381	10,409	132,856	56,913	48,427	22,231	127,571	5,285	248,780
34	2022	183.00	56,111	17,404	51,616	11,442	136,573	57,594	49,349	22,610	129,553	7,020	255,799
35	2023	183.00	58,045	17,026	52,300	12,429	139,801	57,702	49,934	23,017	130,653	9,147	264,946
36	2024	183.00	59,809	16,707	53,962	12,592	143,071	58,820	51,231	23,479	133,530	9,541	274,487
37	2025	183.00	61,459	16,237	54,902	13,199	145,797	59,238	51,938	23,888	135,064	10,733	285,221
38	2026	183.00	63,168	15,918	55,191	13,803	148,080	59,008	52,248	24,287	135,543	12,537	297,758
39	2027	183.00	64,969	15,638	56,479	14,439	151,525	59,822	50,200	24,675	134,696	16,828	314,586
40	2028	183.00	66,774	15,425	57,719	15,171	155,089	60,625	51,164	25,123	136,912	18,178	332,764
41	2029	183.00	68,587	15,289	58,922	16,052	158,850	61,429	52,376	25,648	139,453	19,397	352,161
42	2030	183.00	70,461	15,222	60,132	16,991	162,806	62,277	53,624	26,237	142,137	20,668	372,829
47	2035	183.00	80,272	16,103	67,552	22,335	186,262	68,436	63,772	30,516	162,724	23,538	488,265
52	2040	183.00	92,008	18,191	77,457	27,757	215,413	77,756	79,273	35,860	192,889	22,524	603,384
57	2045	183.00	105,053	20,795	85,429	33,050	244,327	85,517	95,012	41,487	222,016	22,311	716,149
62	2050	183.00	117,971	24,051	93,853	38,240	274,115	93,880	110,287	48,117	252,284	21,830	826,600
72	2060	183.00	144,943	31,484	123,185	48,171	347,784	123,190	142,008	63,020	328,218	19,566	1,037,262
82	2070	183.00	178,454	40,129	160,101	55,583	434,268	160,102	182,121	80,310	422,533	11,735	1,191,385
92	2080	183.00	219,440	50,040	203,707	58,287	531,473	203,707	229,295	100,126	533,128	△1,655	1,242,273
102	2090	183.00	264,266	59,946	254,101	54,201	632,514	254,101	274,480	119,933	648,513	△15,999	1,147,878
112	2100	183.00	317,257	73,038	319,122	41,362	750,779	319,122	327,104	146,110	792,337	△41,558	861,115
122	2110	183.00	387,158	89,277	389,874	13,603	879,912	389,874	386,883	178,585	955,343	△75,431	251,951

（注1）長期的な（平成40年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.6%　　賃金上昇率（実質<対物価>）1.8%　　運用利回り（実質<対物価>）3.2%　　運用利回り（スプレッド<対賃金>）1.4%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

表45　財政の見通し［国共済＋地共済］　厚生年金部分
経済：ケースD

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 厚生年金保険料	収入 国庫負担等	収入 厚生年金交付金	収入 運用収入	収入 計	支出 給付額	支出 厚生年金拠出金	支出 その他	支出 計	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	172.78	21,612	10,309	22,198	2,275	56,393	27,142	21,765	9,996	58,904	△2,511	243,028
28	2016	176.32	44,870	20,087	44,936	5,174	115,067	54,639	43,971	20,525	119,134	△4,067	238,961
29	2017	179.86	46,855	19,571	45,422	6,040	117,888	54,422	44,490	20,885	119,797	△1,909	237,053
30	2018	183.00	49,125	18,989	46,578	7,198	121,890	54,880	45,470	21,114	121,464	426	237,479
31	2019	183.00	50,991	18,570	47,644	8,327	125,532	55,347	46,267	21,473	123,088	2,444	239,923
32	2020	183.00	52,610	18,138	48,362	9,378	128,488	55,447	46,853	21,849	124,150	4,338	244,261
33	2021	183.00	54,293	17,739	50,057	10,449	132,537	56,555	48,136	22,231	126,922	5,615	249,877
34	2022	183.00	56,111	17,373	51,283	11,500	136,266	57,230	49,052	22,610	128,891	7,375	257,252
35	2023	183.00	58,045	16,998	51,962	12,508	139,512	57,335	49,632	23,017	129,984	9,527	266,779
36	2024	183.00	59,673	16,681	53,611	12,260	142,224	58,443	50,914	23,479	132,836	9,388	276,167
37	2025	183.00	61,082	16,186	54,454	12,759	144,481	58,758	51,531	23,849	134,138	10,343	286,510
38	2026	183.00	62,537	15,839	54,627	13,206	146,209	58,410	51,732	24,198	134,339	11,871	298,380
39	2027	183.00	64,071	15,528	55,781	13,685	149,065	59,086	49,614	24,531	133,230	15,834	314,215
40	2028	183.00	65,596	15,284	56,875	14,199	151,953	59,742	50,448	24,917	135,107	16,846	331,061
41	2029	183.00	67,117	15,114	57,923	14,962	155,116	60,391	51,516	25,376	137,283	17,833	348,893
42	2030	183.00	68,684	15,011	58,969	15,769	158,433	61,075	52,610	25,893	139,578	18,855	367,749
47	2035	183.00	76,746	15,598	64,883	20,293	177,520	65,735	61,283	29,571	156,589	20,931	471,562
52	2040	183.00	86,278	17,377	73,007	24,708	201,370	73,290	74,814	34,265	182,369	19,001	570,881
57	2045	183.00	96,620	19,521	78,982	28,798	223,921	79,063	87,998	38,952	206,012	17,909	663,250
62	2050	183.00	106,419	22,119	85,113	32,617	246,268	85,137	100,184	44,259	229,580	16,688	749,378
72	2060	183.00	125,779	27,738	107,412	39,440	300,369	107,417	123,899	55,529	286,844	13,525	902,776
82	2070	183.00	148,972	33,922	134,411	43,777	361,081	134,412	152,764	67,896	355,072	6,009	997,498
92	2080	183.00	176,222	40,676	164,434	44,144	425,477	164,434	184,980	81,399	430,814	△5,336	1,000,115
102	2090	183.00	204,152	46,875	197,265	39,389	487,681	197,265	212,866	93,790	503,922	△16,241	886,571
112	2100	183.00	235,771	54,924	238,375	28,688	557,758	238,375	243,678	109,883	591,935	△34,178	634,419
122	2110	183.00	276,779	64,598	280,189	8,558	630,124	280,189	276,212	129,227	685,629	△55,504	166,344

（注1）長期的な（平成40年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.4%　賃金上昇率（実質<対物価>）1.6%　運用利回り（実質<対物価>）3.1%　運用利回り（スプレッド<対賃金>）1.5%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

表46　財政の見通し［国共済＋地共済］　厚生年金部分
経済：ケースE

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 厚生年金保険料	収入 国庫負担等	収入 厚生年金交付金	収入 運用収入	収入 計	支出 給付額	支出 厚生年金拠出金	支出 その他	支出 計	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	172.78	21,612	10,309	22,198	2,275	56,393	27,142	21,770	9,996	58,908	△2,515	243,024
28	2016	176.32	44,870	20,087	44,936	5,174	115,067	54,639	43,983	20,525	119,147	△4,080	238,944
29	2017	179.86	46,855	19,571	45,422	6,039	117,887	54,422	44,502	20,885	119,809	△1,921	237,023
30	2018	183.00	49,125	18,989	46,578	7,197	121,889	54,880	45,479	21,114	121,473	416	237,439
31	2019	183.00	50,991	18,536	47,390	8,329	125,247	55,060	46,044	21,473	122,577	2,670	240,108
32	2020	183.00	52,610	18,090	47,954	9,393	128,047	54,991	46,491	21,849	123,331	4,716	244,824
33	2021	183.00	54,293	17,693	49,612	10,482	132,079	56,064	47,742	22,231	126,038	6,042	250,866
34	2022	183.00	56,111	17,330	50,825	11,555	135,821	56,730	48,648	22,610	127,987	7,834	258,699
35	2023	183.00	58,045	16,959	51,497	12,588	139,088	56,831	49,222	23,017	129,070	10,019	268,718
36	2024	183.00	59,502	16,645	53,129	11,954	141,231	57,925	50,480	23,479	131,885	9,346	278,063
37	2025	183.00	60,612	16,127	53,874	12,322	142,935	58,139	51,004	23,810	132,953	9,982	288,045
38	2026	183.00	61,754	15,751	53,932	12,614	144,051	57,671	51,093	24,107	132,872	11,179	299,224
39	2027	183.00	62,962	15,409	54,945	12,935	146,252	58,205	48,906	24,383	131,495	14,757	313,982
40	2028	183.00	64,148	15,132	55,885	13,232	148,397	58,706	49,603	24,705	133,014	15,383	329,365
41	2029	183.00	65,316	14,927	56,769	13,879	150,891	59,192	50,516	25,092	134,800	16,091	345,456
42	2030	183.00	66,517	14,787	57,640	14,556	153,500	59,703	51,444	25,530	136,678	16,822	362,278
47	2035	183.00	72,538	15,080	61,884	18,247	167,750	62,702	58,438	28,605	149,744	18,006	452,587
52	2040	183.00	79,587	16,513	68,046	21,677	185,824	68,311	69,776	32,573	170,659	15,164	534,516
57	2045	183.00	86,985	18,159	71,902	24,616	201,663	71,976	80,211	36,243	188,431	13,232	604,968
62	2050	183.00	93,504	20,040	75,632	27,160	216,337	75,654	89,148	40,106	204,907	11,429	665,884
72	2060	183.00	105,266	23,785	90,810	31,244	251,105	90,813	104,776	47,625	243,215	7,890	763,347
82	2070	183.00	118,754	27,614	108,430	33,147	287,945	108,430	122,909	55,281	286,621	1,325	806,283
92	2080	183.00	133,805	31,540	126,264	31,993	323,602	126,264	141,745	63,126	331,135	△7,533	773,774
102	2090	183.00	147,650	34,621	144,200	27,322	353,793	144,200	155,307	69,283	368,790	△14,997	656,458
112	2100	183.00	162,419	38,614	166,000	19,037	386,070	166,000	169,127	77,264	412,391	△26,321	449,398
122	2110	183.00	181,612	43,275	185,959	5,374	416,220	185,959	182,267	86,580	454,806	△38,586	111,127

（注1）長期的な（平成40年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.2%　賃金上昇率（実質<対物価>）1.3%　運用利回り（実質<対物価>）3.0%　運用利回り（スプレッド<対賃金>）1.7%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

表47　財政の見通し［国共済＋地共済］　厚生年金部分
経済：ケースF

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 厚生年金保険料	収入 国庫負担等	収入 厚生年金交付金	収入 運用収入	収入 計	支出 給付額	支出 厚生年金拠出金	支出 その他	支出 計	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	172.78	21,507	10,350	22,191	1,944	55,992	27,136	21,924	10,081	59,140	△3,148	241,828
28	2016	176.32	44,439	20,123	44,747	4,453	113,762	54,407	44,236	20,682	119,325	△5,564	236,265
29	2017	179.86	46,173	19,522	44,943	4,940	115,578	53,849	44,574	20,976	119,400	△3,822	232,443
30	2018	183.00	48,009	18,913	45,921	5,529	118,372	54,108	45,499	21,195	120,802	△2,430	230,013
31	2019	183.00	49,324	18,359	46,352	6,138	120,173	53,855	45,805	21,456	121,116	△943	229,070
32	2020	183.00	50,289	17,781	46,296	6,576	120,943	53,096	45,755	21,710	120,561	382	229,452
33	2021	183.00	51,213	17,245	47,122	6,999	122,578	53,265	46,328	21,955	121,548	1,030	230,483
34	2022	183.00	52,172	16,749	47,452	7,382	123,755	52,986	46,503	22,185	121,675	2,080	232,563
35	2023	183.00	53,211	16,258	47,250	7,790	124,509	52,173	46,349	22,435	120,956	3,553	236,116
36	2024	183.00	54,241	15,835	47,891	8,525	126,492	52,247	46,830	22,727	121,805	4,687	240,804
37	2025	183.00	55,252	15,311	48,011	8,971	127,545	51,849	46,892	23,032	121,773	5,772	246,575
38	2026	183.00	56,294	14,963	47,570	9,455	128,282	50,907	46,608	23,337	120,852	7,430	254,005
39	2027	183.00	57,395	14,668	48,234	9,968	130,265	51,132	46,268	23,624	121,025	9,241	263,246
40	2028	183.00	58,476	14,442	48,981	10,519	132,418	51,486	47,008	23,958	122,452	9,966	273,211
41	2029	183.00	59,541	14,285	49,697	10,916	134,439	51,846	47,972	24,357	124,174	10,265	283,476
42	2030	183.00	60,635	14,180	50,401	11,325	136,541	52,229	48,916	24,787	125,931	10,610	294,086
47	2035	183.00	66,124	14,442	53,620	13,509	147,696	54,340	54,922	27,524	136,787	10,909	349,920
52	2040	183.00	72,550	15,714	58,404	15,377	162,046	58,635	64,518	31,042	154,196	7,850	396,014
57	2045	183.00	79,294	16,602	61,545	16,753	174,194	61,609	72,935	33,149	167,693	6,501	430,404
62	2050	183.00	85,236	17,089	64,607	18,045	184,977	64,625	79,572	34,210	178,408	6,569	463,370
72	2060	183.00	95,958	19,995	77,553	20,220	213,725	77,556	92,044	40,045	209,645	4,080	517,560
82	2070	183.00	108,254	22,860	92,602	20,942	244,658	92,603	106,529	45,773	244,904	△246	533,783
92	2080	183.00	121,974	25,815	107,838	19,863	275,490	107,838	121,558	51,676	281,072	△5,582	503,602
102	2090	183.00	134,595	28,235	123,154	16,934	302,918	123,154	132,474	56,511	312,139	△9,222	427,081
112	2100	183.00	148,057	31,474	141,771	12,161	333,463	141,771	144,586	62,983	349,340	△15,877	302,032
122	2110	183.00	165,553	35,254	158,831	4,298	363,936	158,831	157,940	70,539	387,310	△23,373	97,773

（注1）長期的な（平成40年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.2%　賃金上昇率（実質<対物価>）1.3%　運用利回り（実質<対物価>）2.8%　運用利回り（スプレッド<対賃金>）1.5%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

表48　財政の見通し［国共済＋地共済］　厚生年金部分
経済：ケースG

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 厚生年金保険料	収入 国庫負担等	収入 厚生年金交付金	収入 運用収入	収入 計	支出 給付額	支出 厚生年金拠出金	支出 その他	支出 計	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	172.78	21,507	10,350	22,191	1,944	55,992	27,136	21,921	10,081	59,138	△3,146	241,831
28	2016	176.32	44,439	20,123	44,747	4,453	113,762	54,407	44,228	20,682	119,317	△5,555	236,275
29	2017	179.86	46,173	19,522	44,943	4,940	115,578	53,849	44,568	20,976	119,393	△3,815	232,460
30	2018	183.00	48,009	18,913	45,921	5,530	118,372	54,108	45,496	21,195	120,799	△2,427	230,034
31	2019	183.00	49,324	18,359	46,352	6,139	120,173	53,855	45,804	21,456	121,115	△941	229,092
32	2020	183.00	50,289	17,781	46,296	6,577	120,944	53,096	45,754	21,710	120,560	384	229,476
33	2021	183.00	51,213	17,245	47,122	6,999	122,579	53,265	46,328	21,955	121,548	1,031	230,507
34	2022	183.00	52,172	16,749	47,452	7,383	123,756	52,986	46,505	22,185	121,676	2,080	232,587
35	2023	183.00	53,211	16,258	47,250	7,790	124,510	52,173	46,351	22,435	120,959	3,551	236,138
36	2024	183.00	54,054	15,834	47,891	7,422	125,202	52,247	46,824	22,727	121,798	3,404	239,542
37	2025	183.00	54,740	15,281	47,916	7,561	125,497	51,746	46,795	22,986	121,527	3,970	243,512
38	2026	183.00	55,445	14,901	47,375	7,678	125,400	50,699	46,412	23,240	120,351	5,049	248,561
39	2027	183.00	56,199	14,565	47,647	7,784	126,195	50,513	45,731	23,482	119,726	6,469	255,030
40	2028	183.00	56,922	14,297	47,834	7,891	126,944	50,288	45,984	23,770	120,042	6,901	261,932
41	2029	183.00	57,619	14,102	47,950	8,106	127,778	50,034	46,413	24,120	120,568	7,210	269,142
42	2030	183.00	58,335	13,965	48,031	8,332	128,663	49,786	46,797	24,503	121,087	7,577	276,719
47	2035	183.00	61,776	14,074	49,679	9,487	135,016	50,355	51,112	26,875	128,342	6,674	314,106
52	2040	183.00	65,818	15,010	52,206	10,253	143,286	52,418	57,997	29,672	140,087	3,199	337,431
57	2045	183.00	69,856	15,514	53,370	10,565	149,304	53,426	63,700	30,986	148,113	1,191	346,643
62	2050	183.00	72,919	15,498	54,295	10,703	153,414	54,311	67,405	31,033	152,748	666	350,900
72	2060	183.00	77,411	15,461	61,050	10,942	164,864	61,052	72,500	30,979	164,532	332	358,580
82	2070	183.00	82,350	16,230	68,790	10,627	177,997	68,791	78,905	32,513	180,208	△2,211	346,961
92	2080	183.00	87,497	17,018	75,571	9,547	189,633	75,571	84,984	34,083	194,638	△5,005	310,190
102	2090	183.00	91,045	17,471	81,298	7,814	197,627	81,298	87,556	34,982	203,836	△6,208	252,802
112	2100	183.00	94,441	18,344	88,232	5,572	206,589	88,232	90,462	36,724	215,418	△8,829	178,048
122	2110	183.00	99,580	19,377	93,326	2,365	214,648	93,326	94,393	38,785	226,504	△11,856	71,482

（注1）長期的な（平成40年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 0.9%　賃金上昇率（実質<対物価>）1.0%　運用利回り（実質<対物価>）2.2%　運用利回り（スプレッド<対賃金>）1.2%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

表49　旧職域部分にかかる積立金と収支［国共済＋地共済］

（1）経過的長期給付に係る積立金の額（時価ベース）

経済：ケースA ～ E　197,563億円

経済：ケースF・G　197,494億円

（2）経過的長期給付に係る収支（運用収入を除く）

年　度		ケースA			ケースB			ケースC			ケースD		
平成	西暦	運用収入を除く収入	支　出	収支差額	運用収入を除く収入	支　出	収支差額	運用収入を除く収入	支　出	収支差額	運用収入を除く収入	支　出	収支差額
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	348	3,412	△3,064	348	3,412	△3,064	348	3,412	△3,064	348	3,412	△3,064
28	2016	656	6,970	△6,314	656	6,970	△6,314	656	6,970	△6,314	656	6,970	△6,314
29	2017	616	7,136	△6,520	613	7,096	△6,483	612	7,080	△6,468	612	7,080	△6,468
30	2018	579	7,436	△6,857	576	7,394	△6,818	572	7,345	△6,773	569	7,304	△6,735
31	2019	545	7,616	△7,071	542	7,573	△7,031	539	7,523	△6,984	535	7,469	△6,934
32	2020	508	7,773	△7,265	505	7,729	△7,224	502	7,678	△7,176	499	7,623	△7,125
33	2021	474	8,090	△7,616	472	8,044	△7,573	469	7,991	△7,523	465	7,934	△7,469
34	2022	443	8,287	△7,844	441	8,240	△7,800	438	8,186	△7,748	435	8,127	△7,692
35	2023	409	8,464	△8,055	407	8,416	△8,009	404	8,360	△7,956	401	8,300	△7,899
36	2024	377	8,776	△8,399	375	8,726	△8,352	372	8,669	△8,296	370	8,606	△8,237
37	2025	347	8,946	△8,600	345	8,882	△8,538	342	8,810	△8,468	339	8,733	△8,394
38	2026	316	9,092	△8,776	313	9,009	△8,696	310	8,919	△8,609	307	8,824	△8,517
39	2027	287	9,364	△9,077	284	9,261	△8,977	280	9,149	△8,868	277	9,033	△8,757
40	2028	259	9,619	△9,360	256	9,493	△9,237	253	9,358	△9,106	249	9,221	△8,972
41	2029	234	9,858	△9,625	230	9,708	△9,478	226	9,548	△9,321	223	9,388	△9,165
42	2030	209	10,080	△9,871	206	9,905	△9,699	202	9,718	△9,516	198	9,534	△9,336
47	2035	116	11,124	△11,008	113	10,748	△10,635	109	10,364	△10,255	105	10,039	△9,933
52	2040	63	12,316	△12,253	60	11,644	△11,584	56	10,895	△10,838	53	10,306	△10,253
57	2045	36	12,467	△12,430	34	11,565	△11,532	31	10,565	△10,534	29	9,804	△9,776
62	2050	23	11,830	△11,807	21	10,766	△10,745	19	9,601	△9,582	17	8,740	△8,724
72	2060	10	8,799	△8,788	9	7,707	△7,698	8	6,545	△6,538	7	5,730	△5,723
82	2070	3	4,986	△4,982	3	4,203	△4,200	2	3,400	△3,398	2	2,862	△2,860
92	2080	0	1,908	△1,908	0	1,550	△1,550	0	1,197	△1,196	0	970	△970
102	2090	0	380	△380	0	298	△298	0	219	△219	0	171	△171
112	2100	0	22	△22	0	16	△16	0	12	△12	0	9	△9
122	2110	0	0	△0	0	0	△0	0	0	△0	0	0	△0
収支差額の現在価値の合計				△189,111			△187,247			△184,128			△182,354

年　度		ケースE			ケースF			ケースG		
平成	西暦	運用収入を除く収入	支　出	収支差額	運用収入を除く収入	支　出	収支差額	運用収入を除く収入	支　出	収支差額
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	348	3,412	△3,064	348	3,411	△3,063	348	3,411	△3,063
28	2016	656	6,970	△6,314	653	6,939	△6,285	653	6,939	△6,285
29	2017	612	7,080	△6,468	606	7,007	△6,401	606	7,007	△6,401
30	2018	569	7,304	△6,735	562	7,208	△6,646	562	7,208	△6,646
31	2019	532	7,416	△6,885	520	7,254	△6,734	520	7,254	△6,734
32	2020	494	7,548	△7,054	476	7,276	△6,800	476	7,276	△6,800
33	2021	461	7,856	△7,395	437	7,441	△7,004	437	7,441	△7,004
34	2022	431	8,047	△7,616	401	7,490	△7,089	401	7,490	△7,089
35	2023	397	8,218	△7,821	364	7,521	△7,157	364	7,521	△7,157
36	2024	366	8,521	△8,155	330	7,663	△7,333	330	7,663	△7,333
37	2025	335	8,633	△8,298	298	7,671	△7,372	298	7,657	△7,360
38	2026	303	8,706	△8,404	267	7,651	△7,384	266	7,623	△7,357
39	2027	273	8,895	△8,622	240	7,791	△7,551	237	7,688	△7,451
40	2028	245	9,060	△8,815	215	7,930	△7,715	210	7,729	△7,519
41	2029	218	9,203	△8,984	192	8,051	△7,859	185	7,749	△7,564
42	2030	194	9,324	△9,130	171	8,154	△7,983	163	7,748	△7,586
47	2035	102	9,689	△9,587	89	8,455	△8,366	83	7,842	△7,759
52	2040	50	9,659	△9,609	44	8,368	△8,324	40	7,593	△7,552
57	2045	26	8,971	△8,945	23	7,726	△7,703	20	6,762	△6,743
62	2050	15	7,807	△7,792	13	6,729	△6,716	11	5,707	△5,696
72	2060	6	4,868	△4,863	5	4,202	△4,198	4	3,351	△3,347
82	2070	2	2,313	△2,311	1	1,997	△1,996	1	1,496	△1,495
92	2080	0	746	△746	0	643	△643	0	452	△452
102	2090	0	126	△126	0	108	△108	0	72	△72
112	2100	0	6	△6	0	5	△5	0	3	△3
122	2110	0	0	△0	0	0	△0	0	0	△0
収支差額の現在価値の合計				△179,368			△176,146			△179,599

（注1）経過的長期給付に係る積立金額のうち、評価益額は0.9兆円程度。

（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で収支差額と内訳が一致しないことがある。

表50　将来の国共済組合員数の見通し（見込み方）

将来の組合員数の見込み方

年　度		組合員数	総人口	総人口に対する組合員数の割合	（参考）国共済＋地共済	
					組合員数	総人口に対する割合
平成	西暦	①	②	①／②	③	③／②
		千人	千人	%	千人	%
24	2012	1,057	127,340	0.83	3,900	3.06

（注）平成24年度末の組合員数の総人口に対する割合が将来一定であるものとして、「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計。国立社会保障・人口問題研究所）における出生中位（死亡中位）推計を基礎として推計。
ただし、政府による国の行政機関の定員管理についての取組みや女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての取組みを勘案して、組合員数やそのうちの女性の占める割合を推計。

将来組合員数の見通し

年　度		組合員数			総人口	女子の場合	総人口に対する組合員数の割合	（参考）国共済＋地共済	
		男　子	女　子	合　計				組合員数	総人口に対する割合
平成	西暦	①	②	③	④	②／③	③／④	⑤	⑤／④
		千人	千人	千人	千人	%	%	千人	%
25	2013	809	242	1,051	127,098	23	0.83	3,884	3.06
26	2014	801	244	1,045	126,773	23	0.82	3,871	3.05
27	2015	796	246	1,042	126,395	24	0.82	3,859	3.05
28	2016	790	249	1,038	125,966	24	0.82	3,846	3.05
29	2017	783	251	1,035	125,487	24	0.82	3,832	3.05
30	2018	777	254	1,030	124,962	25	0.82	3,816	3.05
31	2019	770	256	1,025	124,394	25	0.82	3,798	3.05
32	2020	763	258	1,020	123,787	25	0.82	3,780	3.05
42	2030	691	267	958	116,185	28	0.82	3,548	3.05
52	2040	627	254	880	106,775	29	0.82	3,260	3.05
62	2050	573	223	796	96,562	28	0.82	2,949	3.05
72	2060	512	198	711	86,208	28	0.82	2,632	3.05
82	2070	448	174	621	75,369	28	0.82	2,301	3.05
92	2080	389	150	539	65,418	28	0.82	1,998	3.05
102	2090	338	130	469	56,866	28	0.82	1,736	3.05
112	2100	293	113	406	49,232	28	0.82	1,503	3.05
122	2110	255	99	353	42,860	28	0.82	1,302	3.04

表51　組合員数、年金受給権者数及び年金扶養比率の見通し［国共済］

年度 平成	年度 西暦	組合員数	年金受給権者数 退職共済年金 退年相当	退職共済年金 通年相当	障害共済年金	遺族共済年金	合計	年金扶養比率
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	
27	2015	1,042	667	235	12	311	1,225	1.56
28	2016	1,038	657	243	13	318	1,231	1.58
29	2017	1,035	647	253	13	326	1,239	1.60
30	2018	1,030	645	272	13	333	1,263	1.60
31	2019	1,025	632	280	13	340	1,265	1.62
32	2020	1,020	620	288	13	346	1,268	1.65
33	2021	1,015	618	305	13	352	1,288	1.64
34	2022	1,010	606	313	14	358	1,290	1.67
35	2023	1,004	594	322	14	363	1,293	1.69
36	2024	998	593	340	14	368	1,315	1.68
37	2025	992	582	349	14	372	1,317	1.70
38	2026	985	570	356	14	377	1,317	1.73
39	2027	979	569	373	14	381	1,337	1.72
40	2028	972	568	390	14	385	1,357	1.71
41	2029	965	567	407	14	389	1,377	1.70
42	2030	958	566	423	14	393	1,397	1.69
47	2035	920	564	509	14	415	1,502	1.63
52	2040	880	572	591	13	432	1,608	1.54
57	2045	838	546	638	13	435	1,632	1.54
62	2050	796	511	677	12	422	1,623	1.56
72	2060	711	452	714	12	388	1,566	1.57
82	2070	621	415	696	11	342	1,464	1.50
92	2080	539	394	656	10	290	1,349	1.37
102	2090	469	359	589	8	262	1,217	1.31
112	2100	406	316	518	7	241	1,083	1.28
122	2110	353	277	454	6	213	951	1.28

（注1）年度末の値である。
（注2）退職共済年金のうち、
①退年相当とは、退職共済年金のうち組合員期間25年以上（経過的に20～24年を含む）の者、退職年金者及び減額退職年金者の合計である。
②通年相当とは、退職共済年金のうち組合員期間25年未満（経過的に20～24年を除く）の者、及び通算退職年金者の合計である。
（注3）年金扶養比率とは、一人の退年相当受給権者を何人の組合員で支えているかを表す指標である。

$$年金扶養比率＝\frac{組合員数}{退年相当受給権者数}$$

（注4）各項目ごとに千人未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

表52　国家公務員共済組合の財政の見通し　厚生年金部分
経済：ケースA

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 厚生年金保険料	国庫負担等	厚生年金交付金	運用収入	費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	計	支出 給付額	厚生年金拠出金	その他	費用負担平準化のための財政調整拠出金	厚生年金保険料	計	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	172.78	5,824	3,004	5,707	596	0	0	15,131	7,239	5,669	2,786	35	0	15,728	△598	63,676
28	2016	176.32	12,175	5,862	11,518	1,359	0	0	30,915	14,484	11,473	5,718	156	0	31,830	△916	62,760
29	2017	179.86	12,786	5,745	11,673	1,590	0	0	31,794	14,474	11,693	5,807	243	0	32,217	△423	62,337
30	2018	183.00	13,461	5,600	11,942	1,898	0	0	32,901	14,571	12,014	5,862	369	37	32,853	48	62,386
31	2019	183.00	14,021	5,472	12,169	2,194	0	0	33,856	14,625	12,240	5,951	464	0	33,280	577	62,962
32	2020	183.00	14,506	5,346	12,317	2,462	0	0	34,632	14,602	12,401	6,043	911	0	33,956	676	63,638
33	2021	183.00	14,998	5,222	12,659	2,696	0	0	35,575	14,774	12,702	6,136	2,370	0	35,982	△408	63,230
34	2022	183.00	15,511	5,098	12,909	2,882	0	0	36,401	14,857	12,893	6,224	2,474	0	36,448	△47	63,183
35	2023	183.00	16,041	4,977	13,061	3,043	0	0	37,123	14,845	13,011	6,316	2,575	0	36,746	377	63,560
36	2024	183.00	16,599	4,871	13,437	3,190	0	0	38,096	15,060	13,300	6,428	2,687	0	37,474	622	64,182
37	2025	183.00	17,190	4,735	13,690	3,311	0	0	38,926	15,157	13,482	6,552	2,719	0	37,909	1,017	65,199
38	2026	183.00	17,800	4,647	13,805	3,426	0	0	39,679	15,123	13,582	6,675	2,794	0	38,173	1,505	66,705
39	2027	183.00	18,426	4,566	14,177	3,559	0	0	40,727	15,351	13,589	6,799	2,069	0	37,809	2,919	69,623
40	2028	183.00	19,049	4,503	14,569	3,749	0	0	41,870	15,608	13,842	6,942	2,129	0	38,521	3,349	72,972
41	2029	183.00	19,677	4,459	14,975	3,934	2	0	43,047	15,888	14,166	7,108	2,188	0	39,349	3,698	76,670
42	2030	183.00	20,328	4,436	15,387	4,138	7	0	44,295	16,181	14,504	7,297	2,239	0	40,221	4,074	80,743
47	2035	183.00	23,799	4,762	18,552	5,319	42	0	52,475	18,912	17,700	8,820	2,493	0	47,925	4,549	103,444
52	2040	183.00	28,053	5,526	23,105	6,450	141	0	63,275	23,237	22,460	10,803	2,738	0	59,239	4,036	124,737
57	2045	183.00	33,265	6,465	27,459	7,520	229	0	74,938	27,500	27,717	12,863	2,779	0	70,858	4,080	145,145
62	2050	183.00	39,356	7,864	32,399	8,585	270	0	88,474	32,412	33,699	15,714	2,676	0	84,502	3,972	165,356
72	2060	183.00	53,785	11,242	45,707	10,542	153	0	121,430	45,710	47,974	22,489	2,097	0	118,271	3,159	202,109
82	2070	183.00	71,398	15,573	64,009	11,553	293	0	162,825	64,010	65,832	31,154	1,224	0	162,219	606	220,095
92	2080	183.00	94,653	21,217	89,193	11,389	638	3,909	221,000	89,193	88,885	42,443	479	0	221,000	0	218,773
102	2090	183.00	125,893	27,886	122,118	10,206	667	0	286,770	122,118	117,311	55,780	104	0	295,313	△8,542	190,047
112	2100	183.00	165,530	36,904	165,214	3,503	596	0	371,747	165,214	150,183	73,815	7	0	389,219	△17,472	58,047
122	2110	183.00	218,437	49,178	220,944	△31	1,176	24,492	514,196	220,944	194,891	98,361	0	0	514,196	0	0

（注1）長期的な（平成40年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 2.0%　賃金上昇率（実質<対物価>）2.3%　運用利回り（実質<対物価>）3.4%　運用利回り（スプレッド<対賃金>）1.1%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

表53　国家公務員共済組合の財政の見通し　厚生年金部分
経済：ケースB

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 厚生年金保険料	国庫負担等	厚生年金交付金	運用収入	費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	計	支出 給付額	厚生年金拠出金	その他	費用負担平準化のための財政調整拠出金	厚生年金保険料	計	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	172.78	5,824	3,004	5,707	596	0	0	15,131	7,239	5,669	2,786	35	0	15,729	△598	63,676
28	2016	176.32	12,175	5,862	11,518	1,359	0	0	30,915	14,484	11,474	5,718	156	0	31,832	△917	62,759
29	2017	179.86	12,786	5,735	11,626	1,591	0	0	31,738	14,418	11,649	5,807	240	0	32,114	△376	62,382
30	2018	183.00	13,461	5,591	11,885	1,900	0	0	32,837	14,504	11,958	5,862	366	98	32,788	48	62,431
31	2019	183.00	14,021	5,463	12,110	2,197	0	0	33,791	14,557	12,182	5,951	460	0	33,150	641	63,072
32	2020	183.00	14,506	5,338	12,257	2,469	0	0	34,570	14,534	12,341	6,043	869	0	33,787	783	63,855
33	2021	183.00	14,998	5,215	12,596	2,707	0	0	35,516	14,704	12,642	6,136	2,355	0	35,837	△321	63,534
34	2022	183.00	15,511	5,090	12,846	2,898	0	0	36,346	14,787	12,829	6,224	2,459	0	36,299	47	63,581
35	2023	183.00	16,041	4,971	12,997	3,064	0	0	37,073	14,774	12,944	6,316	2,559	0	36,593	480	64,061
36	2024	183.00	16,561	4,865	13,370	3,115	0	0	37,911	14,987	13,228	6,428	2,671	0	37,314	598	64,659
37	2025	183.00	17,085	4,722	13,599	3,209	0	0	38,615	15,058	13,385	6,541	2,698	0	37,681	934	65,593
38	2026	183.00	17,624	4,625	13,686	3,303	0	0	39,238	14,993	13,454	6,650	2,766	0	37,864	1,374	66,966
39	2027	183.00	18,174	4,534	14,024	3,398	0	0	40,130	15,186	13,418	6,759	2,045	0	37,409	2,721	69,688
40	2028	183.00	18,716	4,462	14,378	3,542	0	0	41,098	15,405	13,634	6,886	2,100	0	38,024	3,074	72,762
41	2029	183.00	19,258	4,409	14,743	3,702	2	0	42,114	15,643	13,917	7,032	2,153	0	38,746	3,368	76,130
42	2030	183.00	19,819	4,376	15,110	3,878	7	0	43,189	15,892	14,212	7,202	2,198	0	39,504	3,685	79,815
47	2035	183.00	22,762	4,603	17,826	4,887	41	0	50,119	18,173	16,958	8,526	2,400	0	46,056	4,063	100,320
52	2040	183.00	26,320	5,243	21,779	5,824	134	0	59,300	21,904	21,098	10,251	2,589	0	55,843	3,458	118,888
57	2045	183.00	30,617	6,065	25,407	6,673	215	0	68,976	25,444	25,553	12,067	2,583	0	65,647	3,328	135,921
62	2050	183.00	35,534	7,234	29,400	7,480	248	0	79,896	29,412	30,455	14,456	2,443	0	76,766	3,130	152,074
72	2060	183.00	46,731	9,939	39,889	8,895	135	0	105,589	39,892	41,668	19,884	1,848	0	103,292	2,297	180,033
82	2070	183.00	59,695	13,239	53,763	9,512	249	0	136,457	53,763	55,007	26,486	1,042	0	136,299	158	191,405
92	2080	183.00	76,156	17,353	72,103	9,333	522	3,275	178,742	72,103	71,530	34,715	394	0	178,742	0	189,486
102	2090	183.00	97,472	21,946	94,982	7,702	525	0	222,627	94,982	90,451	43,899	83	0	229,415	△6,788	151,640
112	2100	183.00	123,329	27,945	123,642	2,936	451	0	278,303	123,642	111,429	55,897	6	0	290,974	△12,670	52,820
122	2110	183.00	156,613	35,841	159,127	△21	857	16,754	369,171	159,127	138,357	71,687	0	0	369,171	0	0

（注1）長期的な（平成40年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.8%　賃金上昇率（実質<対物価>）2.1%　運用利回り（実質<対物価>）3.3%　運用利回り（スプレッド<対賃金>）1.2%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

表54　国家公務員共済組合の財政の見通し　厚生年金部分
経済：ケースC

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 厚生年金保険料	収入 国庫負担等	収入 厚生年金交付金	収入 運用収入	収入 費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	収入 年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	収入 計	支出 給付額	支出 厚生年金拠出金	支出 その他	支出 費用負担平準化のための財政調整拠出金	支出 厚生年金保険料	支出 計	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	172.78	5,824	3,004	5,707	596	0	0	15,131	7,239	5,669	2,786	35	0	15,729	△598	63,675
28	2016	176.32	12,175	5,862	11,518	1,359	0	0	30,915	14,484	11,476	5,718	156	0	31,833	△918	62,757
29	2017	179.86	12,786	5,731	11,607	1,591	0	0	31,715	14,395	11,632	5,807	239	0	32,073	△358	62,399
30	2018	183.00	13,461	5,580	11,824	1,902	0	0	32,768	14,433	11,901	5,862	362	91	32,649	119	62,518
31	2019	183.00	14,021	5,453	12,041	2,201	0	0	33,717	14,478	12,116	5,951	455	0	33,000	716	63,234
32	2020	183.00	14,506	5,329	12,187	2,477	0	0	34,499	14,455	12,274	6,043	827	0	33,599	901	64,135
33	2021	183.00	14,998	5,206	12,524	2,721	0	0	35,449	14,623	12,573	6,136	2,337	0	35,669	△221	63,914
34	2022	183.00	15,511	5,082	12,772	2,918	0	0	36,283	14,704	12,757	6,224	2,442	0	36,127	156	64,070
35	2023	183.00	16,041	4,963	12,922	3,090	0	0	37,016	14,691	12,870	6,316	2,541	0	36,418	599	64,669
36	2024	183.00	16,514	4,858	13,293	3,051	0	0	37,715	14,903	13,147	6,428	2,652	0	37,129	586	65,255
37	2025	183.00	16,954	4,707	13,498	3,116	0	0	38,275	14,947	13,279	6,530	2,674	0	37,430	845	66,100
38	2026	183.00	17,405	4,601	13,555	3,177	0	0	38,739	14,851	13,318	6,626	2,737	0	37,531	1,207	67,307
39	2027	183.00	17,862	4,502	13,858	3,233	0	0	39,454	15,008	13,240	6,719	2,019	0	36,986	2,469	69,776
40	2028	183.00	18,306	4,420	14,172	3,335	0	0	40,233	15,186	13,417	6,827	2,068	0	37,498	2,735	72,511
41	2029	183.00	18,746	4,357	14,493	3,468	2	0	41,066	15,380	13,657	6,954	2,116	0	38,107	2,959	75,470
42	2030	183.00	19,199	4,313	14,812	3,613	6	0	41,944	15,582	13,905	7,101	2,155	0	38,743	3,201	78,671
47	2035	183.00	21,525	4,426	17,007	4,435	39	0	47,433	17,342	16,132	8,197	2,308	0	43,979	3,454	96,361
52	2040	183.00	24,296	4,941	20,295	5,162	126	0	54,820	20,412	19,593	9,662	2,424	0	52,092	2,728	111,526
57	2045	183.00	27,589	5,645	23,136	5,765	200	0	62,335	23,171	23,185	11,235	2,366	0	59,956	2,379	124,255
62	2050	183.00	31,256	6,568	26,135	6,289	225	0	70,473	26,145	26,947	13,127	2,189	0	68,409	2,064	135,280
72	2060	183.00	39,170	8,571	33,744	7,101	116	0	88,701	33,746	35,031	17,148	1,583	0	87,508	1,193	152,107
82	2070	183.00	47,680	10,857	43,347	7,237	204	0	109,325	43,348	44,003	21,723	855	0	109,929	△604	154,133
92	2080	183.00	57,963	13,557	55,415	7,033	408	1,451	135,826	55,415	54,634	27,122	310	0	137,481	△1,655	150,078
102	2090	183.00	70,693	16,336	69,547	5,066	391	0	162,032	69,547	65,346	32,680	62	0	167,635	△5,603	105,394
112	2100	183.00	85,234	19,816	86,243	1,654	320	0	193,268	86,243	76,437	39,639	4	0	202,324	△9,056	30,856
122	2110	183.00	103,138	24,225	105,780	△13	580	11,179	244,889	105,780	90,653	48,456	0	0	244,889	0	0

（注1）長期的な（平成40年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.6%　賃金上昇率（実質<対物価>）1.8%　運用利回り（実質<対物価>）3.2%　運用利回り（スプレッド<対賃金>）1.4%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

表55　国家公務員共済組合の財政の見通し　厚生年金部分
経済：ケースD

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 厚生年金保険料	収入 国庫負担等	収入 厚生年金交付金	収入 運用収入	収入 費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	収入 年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	収入 計	支出 給付額	支出 厚生年金拠出金	支出 その他	支出 費用負担平準化のための財政調整拠出金	支出 厚生年金保険料	支出 計	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	172.78	5,824	3,004	5,707	596	0	0	15,131	7,239	5,669	2,786	35	0	15,729	△598	63,675
28	2016	176.32	12,175	5,862	11,518	1,359	0	0	30,915	14,484	11,476	5,718	156	0	31,833	△918	62,757
29	2017	179.86	12,786	5,731	11,607	1,591	0	0	31,715	14,395	11,632	5,807	239	0	32,073	△358	62,399
30	2018	183.00	13,461	5,571	11,777	1,902	0	0	32,712	14,377	11,855	5,862	359	0	32,453	259	62,658
31	2019	183.00	14,021	5,443	11,970	2,207	0	0	33,641	14,396	12,049	5,951	450	0	32,847	794	63,452
32	2020	183.00	14,506	5,319	12,112	2,488	0	0	34,425	14,369	12,204	6,043	789	0	33,405	1,019	64,471
33	2021	183.00	14,998	5,196	12,447	2,737	0	0	35,378	14,536	12,501	6,136	2,319	0	35,492	△115	64,357
34	2022	183.00	15,511	5,073	12,692	2,940	0	0	36,217	14,616	12,685	6,224	2,423	0	35,948	269	64,626
35	2023	183.00	16,041	4,955	12,841	3,119	0	0	36,957	14,602	12,797	6,316	2,522	0	36,237	720	65,346
36	2024	183.00	16,476	4,850	13,209	2,981	0	0	37,517	14,812	13,071	6,428	2,632	0	36,943	574	65,920
37	2025	183.00	16,850	4,692	13,391	3,025	0	0	37,958	14,831	13,181	6,519	2,648	0	37,179	778	66,698
38	2026	183.00	17,231	4,578	13,420	3,054	0	0	38,283	14,705	13,193	6,601	2,705	0	37,204	1,079	67,777
39	2027	183.00	17,615	4,470	13,689	3,079	0	0	38,853	14,827	13,095	6,680	1,993	0	36,594	2,259	70,036
40	2028	183.00	17,983	4,379	13,967	3,136	0	0	39,466	14,968	13,239	6,771	2,036	0	37,015	2,451	72,487
41	2029	183.00	18,344	4,307	14,248	3,248	2	0	40,149	15,122	13,442	6,880	2,079	0	37,523	2,626	75,113
42	2030	183.00	18,715	4,254	14,525	3,368	6	0	40,868	15,282	13,651	7,008	2,112	0	38,054	2,814	77,927
47	2035	183.00	20,579	4,289	16,332	4,039	38	0	45,277	16,657	15,506	7,943	2,231	0	42,336	2,941	93,247
52	2040	183.00	22,783	4,720	19,133	4,594	121	0	51,351	19,244	18,487	9,232	2,295	0	49,258	2,092	105,472
57	2045	183.00	25,374	5,299	21,402	5,006	188	0	57,269	21,434	21,459	10,548	2,201	0	55,641	1,628	114,639
62	2050	183.00	28,195	6,041	23,718	5,322	207	0	63,483	23,728	24,452	12,074	2,001	0	62,255	1,229	121,632
72	2060	183.00	33,991	7,551	29,426	5,703	102	0	76,773	29,428	30,504	15,109	1,396	0	76,436	336	129,774
82	2070	183.00	39,803	9,178	36,367	5,532	173	671	91,723	36,368	36,819	18,364	728	0	92,279	△556	125,797
92	2080	183.00	46,547	11,020	44,738	5,058	331	0	107,695	44,738	43,912	22,049	255	0	110,954	△3,260	113,424
102	2090	183.00	54,612	12,774	54,009	3,215	305	0	124,916	54,009	50,340	25,555	50	0	129,954	△5,038	70,645
112	2100	183.00	63,342	14,902	64,410	535	241	0	143,429	64,410	56,343	29,810	3	0	150,567	△7,137	8,664
122	2110	183.00	73,733	17,529	76,004	△9	419	8,533	176,209	76,004	65,142	35,063	0	0	176,209	0	0

（注1）長期的な（平成40年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.4%　賃金上昇率（実質<対物価>）1.6%　運用利回り（実質<対物価>）3.1%　運用利回り（スプレッド<対賃金>）1.5%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

表56　国家公務員共済組合の財政の見通し　厚生年金部分
経済：ケースE

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 厚生年金保険料	収入 国庫負担等	収入 厚生年金交付金	収入 運用収入	収入 費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	収入 年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	収入 計	支出 給付額	支出 厚生年金拠出金	支出 その他	支出 費用負担平準化のための財政調整拠出金	支出 厚生年金保険料	支出 計	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	172.78	5,824	3,004	5,707	596	0	0	15,131	7,239	5,670	2,786	35	0	15,730	△599	63,675
28	2016	176.32	12,175	5,862	11,518	1,359	0	0	30,915	14,484	11,477	5,718	156	0	31,834	△920	62,755
29	2017	179.86	12,786	5,731	11,607	1,591	0	0	31,715	14,395	11,633	5,807	239	0	32,074	△359	62,396
30	2018	183.00	13,461	5,571	11,777	1,902	0	0	32,712	14,377	11,855	5,862	359	0	32,453	259	62,655
31	2019	183.00	14,021	5,432	11,908	2,208	0	0	33,570	14,324	11,990	5,951	446	0	32,712	858	63,513
32	2020	183.00	14,506	5,305	12,014	2,493	0	0	34,317	14,257	12,109	6,043	754	0	33,164	1,153	64,667
33	2021	183.00	14,998	5,183	12,341	2,748	0	0	35,270	14,417	12,399	6,136	2,294	0	35,246	23	64,690
34	2022	183.00	15,511	5,061	12,584	2,959	0	0	36,114	14,495	12,579	6,224	2,398	0	35,696	419	65,109
35	2023	183.00	16,041	4,943	12,731	3,146	0	0	36,861	14,481	12,689	6,316	2,496	0	35,981	881	65,989
36	2024	183.00	16,429	4,840	13,095	2,915	0	0	37,279	14,687	12,957	6,428	2,605	0	36,676	603	66,592
37	2025	183.00	16,721	4,674	13,253	2,932	0	0	37,579	14,681	13,042	6,509	2,616	0	36,847	732	67,325
38	2026	183.00	17,016	4,552	13,253	2,929	0	0	37,750	14,525	13,024	6,577	2,667	0	36,792	958	68,282
39	2027	183.00	17,310	4,436	13,488	2,925	0	0	38,158	14,611	12,890	6,639	1,961	0	36,102	2,057	70,339
40	2028	183.00	17,586	4,336	13,726	2,938	0	0	38,587	14,713	12,997	6,713	1,999	0	36,423	2,164	72,503
41	2029	183.00	17,852	4,254	13,965	3,029	2	0	39,102	14,825	13,160	6,803	2,036	0	36,823	2,279	74,782
42	2030	183.00	18,125	4,190	14,197	3,126	6	0	39,644	14,940	13,324	6,910	2,064	0	37,238	2,406	77,188
47	2035	183.00	19,451	4,148	15,568	3,647	37	0	42,851	15,882	14,746	7,683	2,147	0	40,459	2,392	89,857
52	2040	183.00	21,016	4,486	17,833	4,041	115	0	47,491	17,938	17,182	8,775	2,154	0	46,049	1,442	99,006
57	2045	183.00	22,844	4,930	19,497	4,282	174	0	51,727	19,527	19,475	9,814	2,022	0	50,838	889	104,604
62	2050	183.00	24,774	5,473	21,101	4,422	188	0	55,957	21,110	21,645	10,941	1,799	0	55,494	463	107,804
72	2060	183.00	28,447	6,475	24,889	4,479	88	0	64,378	24,891	25,621	12,957	1,200	0	64,669	△291	108,748
82	2070	183.00	31,729	7,471	29,300	4,210	140	987	73,839	29,301	29,446	14,951	599	0	74,297	△458	102,658
92	2080	183.00	35,343	8,545	34,353	3,521	257	0	82,019	34,353	33,313	17,098	201	0	84,965	△2,946	84,215
102	2090	183.00	39,497	9,435	39,505	2,082	226	0	90,744	39,505	36,291	18,877	37	0	94,710	△3,966	48,699
112	2100	183.00	43,635	10,477	44,849	234	169	0	99,364	44,849	38,523	20,960	2	0	104,334	△4,971	3,253
122	2110	183.00	48,381	11,743	50,412	△6	281	5,657	116,469	50,412	42,566	23,491	0	0	116,469	0	0

（注1）長期的な（平成40年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.2%　賃金上昇率（実質<対物価>）1.3%　運用利回り（実質<対物価>）3.0%　運用利回り（スプレッド<対賃金>）1.7%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

表57　国家公務員共済組合の財政の見通し　厚生年金部分
経済：ケースF

年度 平成	年度 西暦	保険料率	収入 厚生年金保険料	収入 国庫負担等	収入 厚生年金交付金	収入 運用収入	収入 費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	収入 年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	収入 計	支出 給付額	支出 厚生年金拠出金	支出 その他	支出 費用負担平準化のための財政調整拠出金	支出 厚生年金保険料	支出 計	収支差額	年度末積立金
		‰	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	172.78	5,795	3,017	5,705	509	0	0	15,027	7,237	5,713	2,811	33	0	15,794	△767	63,375
28	2016	176.32	12,058	5,872	11,470	1,170	0	0	30,570	14,421	11,551	5,766	150	0	31,889	△1,319	62,056
29	2017	179.86	12,600	5,719	11,485	1,301	0	0	31,104	14,244	11,662	5,839	230	0	31,975	△871	61,185
30	2018	183.00	13,155	5,551	11,611	1,461	0	0	31,779	14,177	11,873	5,891	347	0	32,288	△509	60,676
31	2019	183.00	13,563	5,381	11,648	1,627	0	0	32,217	14,012	11,942	5,953	430	0	32,337	△119	60,556
32	2020	183.00	13,866	5,214	11,600	1,744	0	0	32,424	13,769	11,934	6,012	687	0	32,402	22	60,579
33	2021	183.00	14,147	5,051	11,726	1,833	0	0	32,757	13,705	12,054	6,067	2,174	0	34,000	△1,242	59,337
34	2022	183.00	14,423	4,890	11,757	1,886	0	0	32,957	13,553	12,055	6,114	2,226	0	33,947	△991	58,346
35	2023	183.00	14,706	4,738	11,694	1,939	0	0	33,077	13,314	11,985	6,163	2,275	0	33,737	△660	57,686
36	2024	183.00	14,977	4,603	11,820	2,066	0	0	33,466	13,274	12,063	6,228	2,332	0	33,897	△431	57,255
37	2025	183.00	15,242	4,438	11,829	2,117	0	0	33,627	13,124	12,039	6,303	2,316	0	33,782	△155	57,100
38	2026	183.00	15,511	4,324	11,711	2,173	0	0	33,719	12,856	11,933	6,374	2,337	0	33,499	221	57,320
39	2027	183.00	15,779	4,222	11,861	2,225	1	0	34,088	12,871	12,252	6,440	1,722	0	33,285	803	58,123
40	2028	183.00	16,031	4,137	12,050	2,298	3	0	34,519	12,935	12,378	6,518	1,759	0	33,591	929	59,051
41	2029	183.00	16,274	4,070	12,242	2,334	6	0	34,926	13,014	12,561	6,611	1,792	0	33,978	947	59,999
42	2030	183.00	16,522	4,017	12,428	2,372	10	0	35,350	13,095	12,735	6,717	1,818	0	34,364	986	60,985
47	2035	183.00	17,731	3,977	13,492	2,568	42	0	37,810	13,773	13,913	7,406	1,896	0	36,988	821	65,895
52	2040	183.00	19,158	4,278	15,318	2,642	120	0	41,515	15,411	15,919	8,384	1,899	0	41,613	△98	67,363
57	2045	183.00	20,824	4,520	16,691	2,579	173	0	44,787	16,717	17,724	9,002	1,780	0	45,223	△436	65,620
62	2050	183.00	22,583	4,681	18,016	2,503	175	0	47,958	18,024	19,351	9,360	1,588	0	48,323	△365	63,712
72	2060	183.00	25,932	5,455	21,249	2,294	85	0	55,015	21,250	22,563	10,917	1,063	0	55,793	△778	58,148
82	2070	183.00	28,924	6,197	25,009	2,012	129	914	63,184	25,009	25,643	12,404	530	0	63,585	△401	51,608
92	2080	183.00	32,218	7,013	29,321	1,455	230	0	70,237	29,321	28,692	14,035	176	0	72,225	△1,987	36,201
102	2090	183.00	36,005	7,715	33,722	631	205	0	78,278	33,722	31,253	15,438	33	0	80,445	△2,167	15,102
112	2100	183.00	39,777	8,557	38,284	△3	155	2,598	89,369	38,284	33,962	17,120	2	0	89,369	0	0
122	2110	183.00	44,103	9,589	43,034	△5	252	3,185	100,158	43,034	37,941	19,184	0	0	100,158	0	0

（注1）長期的な（平成40年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.2%　賃金上昇率（実質<対物価>）1.3%　運用利回り（実質<対物価>）2.8%　運用利回り（スプレッド<対賃金>）1.5%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

表58　国家公務員共済組合の財政の見通し　厚生年金部分
経済：ケースG

年度		保険料率	収入							支出						収支差額	年度末積立金
平成	西暦		厚生年金保険料	国庫負担等	厚生年金交付金	運用収入	費用負担平準化のための財政調整拠出金収入	年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金収入	計	給付額	厚生年金拠出金	その他	費用負担平準化のための財政調整拠出金	厚生年金保険料	計		
		%	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27	2015	172.78	5,795	3,017	5,705	509	0	0	15,027	7,237	5,713	2,811	33	0	15,794	△767	63,374
28	2016	176.32	12,058	5,872	11,470	1,170	0	0	30,570	14,421	11,551	5,766	150	0	31,889	△1,319	62,056
29	2017	179.86	12,600	5,719	11,485	1,301	0	0	31,104	14,244	11,662	5,839	230	0	31,976	△871	61,184
30	2018	183.00	13,155	5,551	11,611	1,461	0	0	31,779	14,177	11,874	5,891	347	0	32,290	△511	60,673
31	2019	183.00	13,563	5,381	11,648	1,627	0	0	32,217	14,012	11,944	5,953	430	0	32,339	△122	60,552
32	2020	183.00	13,866	5,214	11,600	1,744	0	0	32,424	13,769	11,937	6,012	687	0	32,404	20	60,572
33	2021	183.00	14,147	5,051	11,726	1,833	0	0	32,757	13,705	12,056	6,067	2,174	0	34,002	△1,245	59,326
34	2022	183.00	14,423	4,890	11,757	1,886	0	0	32,956	13,553	12,059	6,114	2,226	0	33,952	△996	58,331
35	2023	183.00	14,706	4,738	11,694	1,938	0	0	33,076	13,314	11,992	6,163	2,275	0	33,744	△668	57,663
36	2024	183.00	14,925	4,603	11,820	1,798	0	0	33,146	13,274	12,069	6,228	2,332	0	33,904	△757	56,905
37	2025	183.00	15,101	4,429	11,806	1,782	0	0	33,118	13,098	12,023	6,290	2,311	0	33,722	△604	56,301
38	2026	183.00	15,277	4,306	11,662	1,762	0	0	33,007	12,803	11,893	6,347	2,327	0	33,369	△362	55,939
39	2027	183.00	15,451	4,192	11,718	1,732	1	0	33,093	12,717	12,132	6,401	1,698	0	32,947	145	56,085
40	2028	183.00	15,605	4,095	11,771	1,716	3	0	33,191	12,641	12,130	6,467	1,712	0	32,950	241	56,326
41	2029	183.00	15,749	4,017	11,818	1,724	6	0	33,313	12,568	12,174	6,547	1,723	0	33,012	300	56,626
42	2030	183.00	15,895	3,955	11,851	1,734	10	0	33,446	12,494	12,204	6,640	1,725	0	33,063	383	57,009
47	2035	183.00	16,565	3,875	12,491	1,784	41	0	34,757	12,758	12,971	7,232	1,756	0	34,716	40	58,461
52	2040	183.00	17,380	4,087	13,678	1,722	114	0	36,981	13,765	14,324	8,013	1,720	0	37,821	△840	56,046
57	2045	183.00	18,345	4,224	14,468	1,559	162	0	38,758	14,491	15,480	8,414	1,567	0	39,952	△1,194	50,553
62	2050	183.00	19,319	4,245	15,148	1,381	158	0	40,253	15,155	16,377	8,490	1,359	0	41,381	△1,128	44,749
72	2060	183.00	20,920	4,218	16,745	1,110	66	0	43,058	16,746	17,788	8,445	861	0	43,839	△782	35,980
82	2070	183.00	22,003	4,400	18,548	862	91	0	45,904	18,548	18,996	8,809	406	0	46,760	△856	27,858
92	2080	183.00	23,111	4,623	20,520	581	152	0	48,987	20,520	20,101	9,255	128	0	50,004	△1,017	18,602
102	2090	183.00	24,355	4,774	22,268	294	127	0	51,817	22,268	20,822	9,555	23	0	52,668	△851	9,255
112	2100	183.00	25,373	4,987	23,824	25	91	0	54,300	23,824	21,437	9,981	1	0	55,244	△944	396
122	2110	183.00	26,528	5,271	25,249	△2	138	1,120	58,304	25,249	22,508	10,547	0	0	58,304	0	0

（注1）長期的な（平成40年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 0.9%　賃金上昇率（実質<対物価>）1.0%　運用利回り（実質<対物価>）2.2%　運用利回り（スプレッド<対賃金>）1.2%
（注2）金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。
（注3）財政調整拠出金について
「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」：成熟の度合が違うことによって、異なってくる両共済の費用負担を平準化するための拠出金。
「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」：両制度が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにするための拠出金。

滑な運営の確保は、保険料率改定の定款変更を含む再計算作業全体に及ぼす影響が極めて大きいことから会議の運営、懇談会委員に対する事前の関係資料の提供・説明等に特に留意してきた。

（2）年金業務懇談会の審議経過

①第1回年金業務懇談会
（通算第106回　平成25年6月12日）
この懇談会においては、財政再計算について（概要）、財政状況及び平成21年財政再計算結果の説明を行った。

②第2回年金業務懇談会
（通算第109回　平成26年6月10日）
今回の財政再計算に係る計算方法等は5月27日付で通知が発せられたため「財務省からの算定通知について」、財政再計算の計算基礎及び財政再計算結果について、説明を行った。

③第3回年金業務懇談会
（通算第110回　平成26年6月16日）
この懇談会においては、6月12日開催の運営審議会懇談会の審議経過を報告し、学識経験者による「座長まとめ（案）」を基に「まとめ」のための検討が行われ、「座長まとめ」の検討を終了した（表59）。

6　運営審議会とその審議経過等

（1）運営審議会の審議経過

①運営審議会
（通算第72回　平成25年12月26日）
被用者年金一元化法により、平成27年10月から公務員も厚生年金に加入することとなったため、共済年金の現状について説明を行ったが意見は出なかった。

②運営審議会懇談会（平成26年6月12日）
財政再計算に伴う定款変更を円滑に進める一環として、これまでの年金業務懇談会の審議経過、再計算結果及び財務省の通知に基づく保険料率等の報告を中心とした懇談会を開催し、説明を行い下記の質問があった。
「旧職域部分の支給には支障がないとのことだが、国共済単独の収支は出す意味がないということでよいか」との確認に対して、「公務員共済として財政単位が一元化されているので、個々の状況で判断することは適当ではない」と回答した。

③運営審議会
（通算第74回　平成26年6月26日）
掛金率を平成26年9月と平成27年9月にそれぞれ1,000分の1.77（保険料率1,000分の3.54）引き上げる定款の一部変更を提案し審議を終了した。

（2）関係労組とその動き

申入れはなかった。

7　PR

（1）私たちの共済年金（リーフレット）

・財政再計算に向けて―共済年金の現状について―（平成25年10月発行リーフレット）
・財政再計算に向けて―財政再計算の方法等について―（平成26年1月発行リーフレット）
・財政再計算結果と新保険料率について（平成26年7月発行リーフレット）

表59　まとめ

平成26年6月16日
第110回年金業務懇談会

まとめ

当懇談会は、本年9月が財政再計算の時期に当たることから、本問題について昨年6月12日以降審議を重ねてきた。

平成24年8月に、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公正性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成27年10月から公務員についても厚生年金保険制度を適用することとされた。

今般の審議の過程を通じ、当懇談会としては国家公務員の年金を含む公的年金の現状及び将来は、少子高齢化の一層の進展等、極めて厳しい状況にあり、社会経済情勢の変化に対応すべく持続可能な制度を堅持して行く必要があるとの認識で一致した。

国家公務員共済組合法及び同法施行令並びに財務大臣の定める算定方法に基づき、連合会が算定した保険料率及び財政の見通しについては算定に当たって示された前提条件を満たしているとともに、保険数理上妥当な数字であると認められる。

提案された新保険料率は、厚生年金の保険料率の引上げ幅に配慮しつつ、組合員の負担増にも考慮したものになっており、また、保険料率の段階的な引上げ幅も適切であるとの結論に達し、これをもって年金業務懇談会の「まとめ」とする。

（2）広報紙『KKR』

・9月より国共済年金の掛金率が変わります。（平成26年8月発行）

第2節　被用者年金制度一元化以降の厚生年金保険給付の財政検証

1　制度の動向（令和元年8月）

公的年金制度の一元化に向けた取組の一環として、平成27年10月から厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2階部分の年金を厚生年金に統一するとともに、共済年金の1・2階部分の保険料を段階的に引き上げて厚生年金（上限18.3％）に揃えてから初めての財政検証を行った（表60）。

（1）長期負担金の概算要求と予算

①平成30年8月概算要求額の基礎とする負担金率（長期給付）

平成30年9月からの負担金率91.5‰に公務上の負担金率0.34‰を加えたもの。

概算要求　91.5＋0.34＝91.84‰

②平成30年12月平成31年度予算の財務省原案の内示

平成31年9月から保険料率等（単位：‰）

保険料率	掛金率	負担金率
183.32	91.5	91.82
	うち（事業主分）（91.5）	（公務上分）（0.32）

2　財政検証の準備等

（1）計算の準備

平成26年は共済組合等にも法律上の財政再計算の義務があったが、平成27年10月に被用者年金が一元化されて以後、この義務がなくなり、現在は厚生年金の財政検証を厚生労働省と各共済所管省あるいは実施機関等が連携して作成することになった。そのため、厚生労働省等と円滑に実施するための準備を行ってきた。

（2）令和元年財政検証に向けた数理担当者連絡会議

①第1回（平成29年6月26日）

②第2回（平成29年10月10日）

③第3回（平成30年9月6日）

（3）年金業務懇談会のスケジュール

年金業務懇談会は令和元年9月26日に会議を開催した。

（4）運営審議会懇談会のスケジュール

運営審議会懇談会は令和元年10月15日に会議を開催した。

3　財政検証の方法

（1）保険料率

平成30年9月に厚生年金の保険料率の上限183‰に引き上げられたため、今回は引上げを行わなかった。

（2）有限均衡方式等

今回も給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの期間として、おおむね100年程度の期間について給付と負担の均衡を図る方式（有限均衡方式）を採用し、積立金を活用することとした。

（3）基礎数及び基礎率

厚生労働省が各実施機関から被保険者などの基礎データの提供を受けて作成した。

4　財政検証結果

（1）厚生年金全体

財政検証結果については、厚生労働省　社会保障審議会第9回年金部会（2019年8月27日）の報告書を参照。

表60　社会保障審議会
年金部会 開催日程

第 1 回	H30.4.4	(1)	年金部会における議論の進め方について
		(2)	これまでの制度改正のレビュー
第 2 回	H30.6.22	(1)	平成28年度公的年金財政状況報告について
		(2)	財政検証の意義・役割等について
第 3 回	H30.7.30	(1)	諸外国の年金制度の動向について
		(2)	年金額の改定ルールとマクロ経済スライドについて
第 4 回	H30.9.14	(1)	被用者保険の適用拡大について
		(2)	年金財政における経済前提に関する専門委員会について（中間報告）
		(3)	その他
第 5 回	H30.10.10	(1)	雇用の変容と年金（主として高齢期の就労と年金に関して）
		(2)	その他
第 6 回	H30.11.2	(1)	雇用の変容と年金（高齢期の長期化、就労の拡大・多様化と年金制度）
		(2)	その他
第 7 回	H31.1.30	(1)	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）」における国民年金法の改正について
		(2)	今後の財政検証の進め方について
		(3)	働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会の開催について（報告）
		(4)	私的年金に関する検討について（社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催）（報告）
		(5)	その他
第 8 回	H31.3.13	(1)	2019年財政検証について
		(2)	年金財政における経済前提について（報告）
		(3)	年金広報について
		(4)	遺族年金制度について
第 9 回	R1.8.27		2019（令和元）年財政検証の結果について（報告）
第10回	R1.9.27	(1)	今後の年金制度改正について
		(2)	被用者保険の適用拡大について
第11回	R1.10.9		高齢期の就労と年金受給の在り方について
第12回	R1.10.18		高齢期の就労と年金受給の在り方について
第13回	R1.10.30	(1)	その他の制度改正事項及び業務運営改善事項
		(2)	その他
第14回	R1.11.13		これまでの議論を踏まえて更にご議論いただきたい事項
第15回	R1.12.25		社会保障審議会年金部会における議論の整理（案）について

年金財政における経済前提に関する専門委員会 開催日程

第１回	H29.7.31	(1)	委員長の選出及び委員会の公開について
		(2)	平成26年財政検証における経済前提の設定等について
		(3)	その他
第２回	H29.10.6	(1)	2014（平成26）年財政検証における経済前提専門委員会の議論について
		(2)	近年の経済の動向等について
第３回	H29.12.27		長期的な経済成長と賃金上昇の見通し等について有識者ヒアリング
第４回	H30.3.9	(1)	年金積立金管理運用独立行政法人からのヒアリング
		(2)	2014（平成26）年財政検証における運用利回りの設定等について
		(3)	諸外国の公的年金の財政見通しに用いる経済前提について
第５回	H30.5.18		有識者ヒアリング
		(1)	中長期の経済財政に関する試算について
		(2)	労働力需給推計について
		(3)	金融政策と経済の関係について
第６回	H30.7.12	(1)	これまでの主な意見の整理等について
		(2)	その他
第７回	H30.11.26	(1)	検討作業班における議論について
		(2)	その他
第８回	H30.12.25	(1)	年金財政における経済前提のあり方について（年金部会への議論の経過報告について）
		(2)	その他
第９回	H31.2.21	(1)	経済前提の設定に用いる経済モデル等について
		(2)	その他
第10回	H31.3.7	(1)	年金財政における経済前提について
		(2)	その他
第11回	R1.8.16		持ち回り開催
			2019（令和元）年財政検証に用いる経済前提における内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（2019年7月）」の取扱いについて

（2）公務員共済

①将来の組合員数について

将来の組合員数については、平成29年度末の国共済の被保険者数の総人口に対する割合が将来一定であるものとして、「日本の将来推計人口（平成29年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における出生中位・死亡中位を基礎として推計した。

②厚生年金の被保険者数の見通し（国共済＋地共済）

表61は、厚生年金の被保険者数の見通しである。将来の組合員数は令和元年度末の389万1,000人から令和97年度末の155万8,000人に減少する。

③財政の見通し（国共済＋地共済）

表61　厚生年金の被保険者数の見通し（出生中位・死亡中位）　（単位：千人）

年度		国共済＋地共済	うち国共済		
令和	西暦		男子	女子	計
元	2019	3,891	776	288	1,063
2	2020	3,876	768	292	1,060
3	2021	3,861	760	296	1,055
4	2022	3,844	751	299	1,051
5	2023	3,826	743	303	1,046
6	2024	3,807	735	306	1,041
7	2025	3,788	726	309	1,035
8	2026	3,767	718	311	1,030
9	2027	3,747	710	314	1,024
10	2028	3,725	702	316	1,018
11	2029	3,703	695	317	1,012
12	2030	3,680	687	319	1,006
13	2031	3,657	680	320	1,000
14	2032	3,633	673	320	993
15	2033	3,608	666	320	986
16	2034	3,583	659	321	979
17	2035	3,558	652	320	972
18	2036	3,532	646	320	965
19	2037	3,505	639	319	958
20	2038	3,478	633	318	951
21	2039	3,451	627	317	943
22	2040	3,424	621	315	936
23	2041	3,396	615	313	928
24	2042	3,368	610	311	921
25	2043	3,340	604	309	913
26	2044	3,312	599	306	905
27	2045	3,284	594	304	898
28	2046	3,256	589	301	890
29	2047	3,228	584	299	882
30	2048	3,200	579	296	875
31	2049	3,172	574	293	867
32	2050	3,145	569	291	860
42	2060	2,863	519	264	782
52	2070	2,564	465	236	701
62	2080	2,290	415	211	626
72	2090	2,055	372	189	562
82	2100	1,840	334	170	503
92	2110	1,647	299	152	450
97	2115	1,558	282	143	426

（注1）年度末の人数である。
（注2）端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

表62はケースⅠ、表63はケースⅡ、表64はケースⅢ、表65はケースⅣ、表66はケースⅤの財政の収支見通しである。

④国共済の財政の見通し

表67はケースⅠ、表68はケースⅡ、表69はケースⅢ、表70はケースⅣ、表71はケースⅤの国家公務員共済組合の財政見通しである。

5　年金業務懇談会とその審議経過

第1回年金業務懇談会

（通算第129回　令和元年9月26日）

国民年金と厚生年金の財政検証は、厚生労働省年金局から説明を行い、その後、連合会から厚生年金の財政の見通しの公務員共済部分及び国共済の財政の見通しについて説明を行った。

6　運営審議会懇談会とその審議経過等

（1）運営審議会懇談会（令和元年10月15日）

「非常勤雇用や契約職員に裾野を広げる労働者の事業主負担も、しっかり確保してほしい」との意見に対し、「制度に関わる話は、所管省のところでの対応ということになろうかと思う」と回答した。

「経済成長率がⅠからⅤ以下の場合には、どのようになっていくのか」との質問に対し、「年金制度のみならず、日本の経済・社会システムに幅広く悪影響が生じるということで、年金の問題だけではなく、経済全体の問題である」と回答した。

「年金に関わる不安は多くの組合員が抱えているので、組合員に寄り添うような考え方が今後求められてくるのではないか」との意見があった。

表62　公務員共済の厚生年金の財政の見通し（出生中位・死亡中位、ケースⅠ）
［国共済＋地共済］

（単位：億円）

年度		収入						支出					収支差	年度末積立金
令和	西暦	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
元	2019	105,465	46,492	9,936	4,765	688	43,583	105,721	43,649	19,742	652	41,678	△256	282,560
2	2020	106,442	46,713	10,001	4,759	774	44,195	106,977	44,255	19,881	738	42,103	△535	282,024
3	2021	108,414	47,002	10,086	4,742	898	45,686	109,826	45,741	20,061	862	43,162	△1,412	280,612
4	2022	110,604	47,549	10,204	4,716	1,479	46,656	112,308	46,707	20,307	1,442	43,852	△1,704	278,908
5	2023	113,038	48,458	10,314	4,803	2,613	46,852	114,057	46,898	20,534	2,576	44,048	△1,019	277,889
6	2024	115,610	49,637	10,462	4,786	2,733	47,992	116,492	48,034	20,838	2,696	44,923	△882	277,007
7	2025	118,435	50,946	10,646	5,350	2,653	48,841	118,408	48,880	21,213	2,752	45,564	27	277,034
8	2026	121,329	52,295	10,841	6,210	2,735	49,248	119,695	49,284	21,612	2,833	45,966	1,634	278,667
9	2027	123,835	53,704	11,038	6,844	1,773	50,476	117,931	50,508	22,013	1,871	43,540	5,904	284,571
10	2028	127,331	55,121	11,258	7,419	1,842	51,690	120,576	51,719	22,459	1,939	44,458	6,755	291,327
11	2029	137,514	56,642	11,508	14,553	1,910	52,900	123,506	52,926	22,966	2,007	45,608	14,008	305,334
12	2030	141,400	58,281	11,788	15,258	1,968	54,105	126,480	54,128	23,530	2,064	46,759	14,920	320,254
13	2031	145,265	59,955	12,067	16,012	2,018	55,214	129,292	55,234	24,093	2,113	47,851	15,973	336,227
14	2032	149,201	61,649	12,364	16,811	2,071	56,306	132,424	56,324	24,693	2,166	49,242	16,776	353,003
15	2033	153,427	63,363	12,744	17,641	2,119	57,560	136,164	57,575	25,458	2,213	50,918	17,263	370,267
16	2034	157,743	65,124	13,142	18,494	2,161	58,822	140,029	58,835	26,259	2,255	52,681	17,714	387,981
17	2035	162,179	66,956	13,546	19,369	2,200	60,109	144,034	60,120	27,069	2,293	54,553	18,145	406,125
18	2036	166,827	68,887	13,961	20,263	2,235	61,482	148,324	61,491	27,903	2,327	56,603	18,503	424,628
19	2037	171,707	70,916	14,389	21,171	2,271	62,960	152,975	62,968	28,762	2,363	58,882	18,732	443,361
20	2038	176,759	73,012	14,833	22,087	2,302	64,524	157,945	64,531	29,653	2,393	61,368	18,814	462,175
21	2039	181,866	75,169	15,282	23,006	2,329	66,080	163,006	66,085	30,554	2,419	63,948	18,860	481,034
22	2040	187,119	77,394	15,740	23,925	2,344	67,717	168,335	67,721	31,470	2,433	66,710	18,785	499,819
23	2041	192,349	79,692	16,172	24,839	2,354	69,291	173,642	69,295	32,338	2,442	69,566	18,707	518,526
24	2042	197,624	82,054	16,582	25,751	2,361	70,876	178,962	70,879	33,159	2,449	72,475	18,662	537,188
25	2043	202,923	84,471	16,981	26,662	2,362	72,448	184,274	72,450	33,957	2,450	75,417	18,649	555,838
26	2044	208,206	86,930	17,354	27,573	2,359	73,990	189,483	73,992	34,704	2,445	78,341	18,724	574,561
27	2045	213,466	89,429	17,694	28,492	2,348	75,503	194,533	75,505	35,384	2,434	81,210	18,933	593,494
28	2046	218,991	91,964	18,243	29,415	2,332	77,037	200,097	77,039	36,484	2,417	84,158	18,894	612,388
29	2047	224,626	94,534	18,844	30,334	2,301	78,613	205,851	78,614	37,686	2,385	87,166	18,775	631,163
30	2048	230,353	97,115	19,460	31,245	2,274	80,258	211,773	80,259	38,919	2,358	90,238	18,579	649,742
31	2049	236,208	99,717	20,094	32,147	2,249	82,001	217,847	82,002	40,188	2,332	93,326	18,361	668,103
32	2050	242,215	102,389	20,725	33,039	2,221	83,841	224,005	83,841	41,449	2,303	96,412	18,210	686,313
42	2060	312,738	131,819	27,467	41,899	1,709	109,844	294,925	109,844	54,934	1,784	128,363	17,813	867,692
52	2070	404,404	168,180	35,743	49,496	1,732	149,253	390,766	149,253	71,486	1,799	168,228	13,638	1,021,271
62	2080	517,777	215,286	45,746	55,245	2,750	198,750	508,941	198,750	91,492	2,810	215,888	8,836	1,136,651
72	2090	651,412	275,099	58,187	57,059	3,001	258,066	652,864	258,066	116,373	3,055	275,370	△1,452	1,168,636
82	2100	809,532	349,025	74,260	52,562	3	333,681	828,818	333,681	148,520	52	346,565	△19,286	1,067,439
92	2110	1,015,093	445,581	95,377	35,907	10,178	428,050	1,066,160	428,050	190,754	10,221	437,134	△51,066	710,031
97	2115	1,127,768	504,199	107,736	21,227	11,571	483,035	1,196,689	483,035	215,472	11,611	486,571	△68,922	400,145

（注1）長期的な（2029年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 2.0%　賃金上昇率（実質＜対物価＞）1.6%　運用利回り（実質＜対物価＞）3.0%　運用利回り（スプレット＜対賃金＞）1.4%
（注2）恩給期間等に係る追加費用及び基礎年金交付金は、収入及び支出の給付費には含まれていない。
（注3）端数処理の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

表63　公務員共済の厚生年金の財政の見通し（出生中位・死亡中位、ケースⅡ）
［国共済＋地共済］

（単位：億円）

年度		収入						支出					収支差	年度末積立金
令和	西暦	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
元	2019	105,465	46,492	9,936	4,765	688	43,583	105,750	43,649	19,742	652	41,707	△285	282,530
2	2020	106,384	46,713	10,001	4,758	773	44,139	106,899	44,199	19,881	737	42,081	△514	282,016
3	2021	108,250	47,002	10,086	4,743	895	45,524	109,545	45,580	20,061	859	43,046	△1,296	280,720
4	2022	110,215	47,549	10,204	4,720	1,447	46,295	111,622	46,346	20,307	1,410	43,560	△1,407	279,313
5	2023	112,597	48,458	10,313	4,813	2,586	46,427	113,254	46,473	20,534	2,550	43,697	△658	278,655
6	2024	115,155	49,637	10,462	4,803	2,705	47,549	115,654	47,592	20,838	2,668	44,556	△498	278,157
7	2025	117,980	50,946	10,645	5,376	2,624	48,389	117,551	48,428	21,213	2,723	45,187	430	278,586
8	2026	120,881	52,295	10,841	6,249	2,705	48,792	118,824	48,827	21,612	2,803	45,582	2,058	280,644
9	2027	123,397	53,704	11,038	6,896	1,754	50,005	117,114	50,037	22,013	1,851	43,213	6,283	286,927
10	2028	126,892	55,121	11,258	7,485	1,822	51,206	119,734	51,235	22,459	1,919	44,120	7,158	294,086
11	2029	135,468	56,448	11,508	13,226	1,883	52,403	122,610	52,428	22,966	1,979	45,237	12,858	306,944
12	2030	138,650	57,745	11,749	13,806	1,932	53,419	125,142	53,441	23,453	2,028	46,221	13,508	320,451
13	2031	141,725	59,060	11,979	14,418	1,974	54,295	127,408	54,314	23,918	2,069	47,107	14,317	334,768
14	2032	144,819	60,377	12,223	15,060	2,017	55,141	129,953	55,158	24,412	2,112	48,270	14,866	349,634
15	2033	148,148	61,696	12,545	15,720	2,056	56,131	133,051	56,146	25,060	2,150	49,694	15,097	364,731
16	2034	151,516	63,044	12,880	16,388	2,088	57,116	136,229	57,128	25,735	2,182	51,185	15,287	380,018
17	2035	154,950	64,442	13,215	17,065	2,117	58,111	139,502	58,122	26,410	2,210	52,761	15,448	395,466
18	2036	158,546	65,916	13,565	17,746	2,143	59,176	143,024	59,185	27,111	2,235	54,493	15,522	410,988
19	2037	162,315	67,465	13,926	18,428	2,168	60,328	146,856	60,335	27,837	2,260	56,424	15,459	426,447
20	2038	166,191	69,056	14,295	19,104	2,189	61,545	150,936	61,551	28,579	2,280	58,526	15,254	441,702
21	2039	170,055	70,684	14,660	19,771	2,204	62,736	155,035	62,741	29,309	2,294	60,690	15,021	456,722
22	2040	173,806	72,356	14,992	20,429	2,207	63,822	158,939	63,826	29,977	2,296	62,840	14,866	471,589
23	2041	177,489	74,072	15,294	21,080	2,204	64,838	162,767	64,842	30,582	2,293	65,050	14,722	486,311
24	2042	181,216	75,826	15,597	21,723	2,197	65,873	166,708	65,875	31,189	2,285	67,359	14,508	500,819
25	2043	184,994	77,608	15,887	22,357	2,185	66,957	170,702	66,959	31,770	2,272	69,700	14,293	515,112
26	2044	188,712	79,404	16,150	22,984	2,171	68,003	174,554	68,005	32,296	2,257	71,996	14,157	529,269
27	2045	192,358	81,214	16,378	23,607	2,150	69,008	178,211	69,010	32,754	2,236	74,211	14,146	543,416
28	2046	196,177	83,032	16,784	24,225	2,126	70,011	182,249	70,012	33,566	2,211	76,461	13,928	557,344
29	2047	200,041	84,859	17,235	24,831	2,098	71,019	186,405	71,020	34,468	2,182	78,736	13,636	570,980
30	2048	203,927	86,670	17,696	25,424	2,066	72,071	190,653	72,072	35,391	2,149	81,040	13,275	584,255
31	2049	207,872	88,477	18,166	26,000	2,021	73,207	194,974	73,207	36,331	2,104	83,331	12,898	597,153
32	2050	211,904	90,322	18,626	26,561	1,982	74,413	199,316	74,414	37,251	2,064	85,588	12,588	609,741
42	2060	258,025	109,722	23,243	31,741	1,445	91,874	247,259	91,874	46,486	1,520	107,380	10,766	726,498
52	2070	315,420	132,089	28,496	35,406	1,563	117,866	309,198	117,866	56,992	1,630	132,709	6,223	807,458
62	2080	381,484	159,544	34,413	37,300	2,122	148,106	379,831	148,106	68,826	2,182	160,717	1,653	848,160
72	2090	451,399	192,367	41,300	36,296	44	181,392	457,485	181,392	82,599	98	193,396	△6,086	821,455
82	2100	532,629	230,289	49,724	31,336	2	221,279	550,364	221,279	99,448	51	229,587	△17,734	702,878
92	2110	631,186	277,407	60,267	19,614	5,978	267,919	667,575	267,919	120,534	6,022	273,100	△36,390	427,175
97	2115	681,877	304,916	66,131	10,547	6,608	293,676	727,426	293,676	132,261	6,649	294,840	△45,549	216,559

（注1）長期的な（2029年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.6%　賃金上昇率（実質＜対物価＞）1.4%　運用利回り（実質＜対物価＞）2.9%　運用利回り（スプレット＜対賃金＞）1.5%
（注2）恩給期間等に係る追加費用及び基礎年金交付金は、収入及び支出の給付費には含まれていない。
（注3）端数処理の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

表64　公務員共済の厚生年金の財政の見通し（出生中位・死亡中位、ケースⅢ）
［国共済＋地共済］

（単位：億円）

年度		収入						支出					収支差	年度末積立金
令和	西暦	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
元	2019	105,464	46,492	9,936	4,765	688	43,583	105,779	43,649	19,742	652	41,736	△314	282,501
2	2020	106,384	46,713	10,001	4,758	773	44,139	106,927	44,199	19,881	737	42,109	△543	281,958
3	2021	108,248	47,002	10,086	4,742	895	45,524	109,572	45,580	20,061	859	43,073	△1,324	280,634
4	2022	110,211	47,549	10,204	4,719	1,445	46,295	111,645	46,346	20,307	1,409	43,584	△1,433	279,201
5	2023	112,351	48,458	10,313	4,812	2,569	46,199	112,830	46,245	20,534	2,532	43,519	△479	278,721
6	2024	114,532	49,637	10,461	4,808	2,665	46,960	114,528	47,003	20,838	2,629	44,059	4	278,725
7	2025	117,255	50,946	10,645	5,393	2,579	47,693	116,217	47,731	21,213	2,678	44,595	1,038	279,764
8	2026	120,156	52,295	10,841	6,282	2,657	48,081	117,458	48,116	21,612	2,756	44,975	2,698	282,462
9	2027	122,685	53,704	11,038	6,947	1,722	49,274	115,828	49,305	22,013	1,820	42,690	6,857	289,319
10	2028	126,175	55,121	11,258	7,554	1,788	50,454	118,408	50,482	22,459	1,886	43,581	7,767	297,086
11	2029	133,084	56,222	11,508	11,883	1,841	51,630	121,212	51,655	22,966	1,938	44,654	11,872	308,958
12	2030	135,524	57,123	11,710	12,356	1,882	52,454	123,298	52,476	23,376	1,977	45,469	12,226	321,184
13	2031	137,773	58,026	11,891	12,846	1,915	53,096	125,014	53,115	23,743	2,010	46,146	12,759	333,944
14	2032	140,004	58,918	12,088	13,351	1,949	53,698	126,985	53,715	24,143	2,044	47,083	13,019	346,963
15	2033	142,425	59,796	12,365	13,861	1,978	54,426	129,472	54,440	24,702	2,072	48,259	12,953	359,916
16	2034	144,849	60,687	12,660	14,366	2,000	55,135	132,021	55,148	25,296	2,094	49,484	12,827	372,743
17	2035	147,303	61,611	12,963	14,866	2,020	55,844	134,651	55,855	25,904	2,112	50,780	12,652	385,395
18	2036	149,867	62,592	13,277	15,357	2,035	56,606	137,482	56,615	26,536	2,127	52,204	12,385	397,780
19	2037	152,544	63,627	13,597	15,835	2,051	57,435	140,559	57,442	27,179	2,142	53,796	11,985	409,765
20	2038	155,270	64,685	13,919	16,295	2,062	58,309	143,817	58,315	27,826	2,153	55,524	11,453	421,218
21	2039	157,932	65,761	14,231	16,733	2,067	59,141	147,037	59,146	28,451	2,157	57,283	10,895	432,113
22	2040	160,436	66,858	14,507	17,151	2,059	59,861	150,024	59,865	29,006	2,149	59,005	10,412	442,525
23	2041	162,728	67,979	14,739	17,552	2,045	60,414	152,692	60,417	29,472	2,133	60,671	10,036	452,561
24	2042	164,913	69,115	14,948	17,939	2,025	60,885	155,206	60,887	29,892	2,113	62,314	9,707	462,268
25	2043	167,051	70,259	15,142	18,314	2,002	61,334	157,654	61,336	30,280	2,089	63,949	9,397	471,665
26	2044	169,190	71,397	15,307	18,677	1,976	61,834	160,110	61,835	30,611	2,062	65,601	9,080	480,745
27	2045	171,250	72,528	15,436	19,028	1,945	62,313	162,398	62,314	30,870	2,031	67,183	8,853	489,598
28	2046	173,256	73,648	15,530	19,373	1,910	62,796	164,518	62,797	31,058	1,995	68,668	8,739	498,336
29	2047	175,411	74,756	15,778	19,709	1,873	63,294	167,034	63,295	31,555	1,958	70,226	8,377	506,714
30	2048	177,591	75,833	16,071	20,028	1,837	63,822	169,690	63,823	32,141	1,920	71,806	7,901	514,615
31	2049	179,780	76,888	16,368	20,329	1,797	64,399	172,359	64,399	32,735	1,879	73,346	7,422	522,037
32	2050	181,991	77,958	16,650	20,612	1,754	65,016	174,979	65,017	33,300	1,836	74,826	7,012	529,049
42	2060	206,479	88,460	19,152	22,895	1,193	74,780	201,813	74,780	38,303	1,267	87,462	4,667	586,072
52	2070	236,261	99,472	21,713	23,917	1,492	89,666	235,382	89,666	43,426	1,559	100,731	879	610,207
62	2080	265,845	112,228	24,445	23,676	188	105,308	268,415	105,308	48,890	248	113,969	△2,570	602,331
72	2090	295,886	126,396	27,398	21,663	31	120,398	303,346	120,398	54,795	85	128,068	△7,460	548,535
82	2100	326,875	141,339	30,804	17,599	2	137,132	340,748	137,132	61,608	50	141,958	△13,873	441,672
92	2110	362,791	159,034	34,875	10,380	3,324	155,178	385,999	155,178	69,750	3,367	157,704	△23,208	252,925
97	2115	379,311	168,945	36,991	5,403	3,560	164,413	406,541	164,413	73,982	3,600	164,545	△27,230	123,990

（注1）長期的な（2029年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.2%　賃金上昇率（実質＜対物価＞）1.1%　運用利回り（実質＜対物価＞）2.8%　運用利回り（スプレット＜対賃金＞）1.7%
（注2）恩給期間等に係る追加費用及び基礎年金交付金は、収入及び支出の給付費には含まれていない。
（注3）端数処理の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

表65　公務員共済の厚生年金の財政の見通し（出生中位・死亡中位、ケースⅣ）
［国共済＋地共済］

（単位：億円）

年度		収入						支出					収支差	年度末積立金
令和	西暦	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
元	2019	105,472	46,492	9,944	4,765	688	43,583	105,726	43,649	19,756	652	41,669	△253	282,562
2	2020	106,407	46,713	10,024	4,759	773	44,139	106,953	44,199	19,926	737	42,090	△545	282,016
3	2021	108,120	46,839	10,125	4,741	895	45,520	109,673	45,576	20,138	858	43,101	△1,553	280,463
4	2022	109,464	46,942	10,233	4,711	1,415	46,164	111,506	46,215	20,365	1,377	43,549	△2,042	278,422
5	2023	109,965	47,170	10,297	4,184	2,535	45,779	112,096	45,825	20,502	2,497	43,271	△2,131	276,291
6	2024	110,485	47,512	10,376	3,852	2,606	46,139	112,922	46,181	20,669	2,567	43,505	△2,437	273,854
7	2025	110,977	47,888	10,458	4,117	2,469	46,045	112,848	46,082	20,842	2,568	43,356	△1,870	271,983
8	2026	111,258	48,280	10,546	4,444	2,491	45,498	112,094	45,531	21,025	2,589	42,950	△836	271,148
9	2027	111,099	48,717	10,633	4,507	1,573	45,668	109,125	45,698	21,206	1,671	40,550	1,974	273,121
10	2028	111,496	49,132	10,739	4,242	1,598	45,785	109,642	45,811	21,427	1,695	40,709	1,855	274,976
11	2029	116,801	49,694	10,870	8,763	1,618	45,856	110,337	45,879	21,694	1,715	41,050	6,464	281,439
12	2030	118,115	50,392	11,019	8,971	1,645	46,087	111,323	46,107	21,998	1,741	41,477	6,791	288,231
13	2031	119,551	51,088	11,153	9,190	1,665	46,453	112,453	46,471	22,272	1,761	41,950	7,098	295,328
14	2032	120,997	51,772	11,296	9,415	1,691	46,824	113,826	46,839	22,561	1,786	42,641	7,171	302,499
15	2033	122,598	52,441	11,508	9,637	1,713	47,299	115,642	47,312	22,991	1,807	43,533	6,956	309,455
16	2034	124,189	53,118	11,735	9,852	1,730	47,755	117,495	47,766	23,448	1,823	44,458	6,695	316,150
17	2035	125,793	53,821	11,965	10,059	1,743	48,205	119,394	48,214	23,912	1,836	45,432	6,399	322,549
18	2036	127,476	54,572	12,203	10,255	1,754	48,693	121,439	48,701	24,390	1,846	46,502	6,037	328,586
19	2037	129,241	55,365	12,443	10,438	1,765	49,231	123,667	49,237	24,873	1,856	47,701	5,574	334,161
20	2038	131,035	56,176	12,683	10,604	1,771	49,801	126,024	49,806	25,355	1,862	49,002	5,011	339,172
21	2039	132,767	56,998	12,912	10,753	1,772	50,332	128,329	50,336	25,815	1,862	50,316	4,439	343,611
22	2040	134,360	57,837	13,110	10,885	1,763	50,765	130,418	50,768	26,213	1,852	51,584	3,942	347,552
23	2041	135,770	58,691	13,272	11,003	1,747	51,057	132,222	51,060	26,538	1,836	52,789	3,548	351,100
24	2042	137,085	59,556	13,413	11,110	1,727	51,279	133,875	51,281	26,822	1,815	53,957	3,210	354,310
25	2043	138,346	60,422	13,541	11,206	1,703	51,473	135,440	51,475	27,078	1,790	55,097	2,905	357,215
26	2044	139,531	61,281	13,644	11,294	1,675	51,636	136,865	51,638	27,285	1,762	56,180	2,666	359,882
27	2045	140,638	62,130	13,718	11,376	1,644	51,770	138,120	51,771	27,435	1,730	57,185	2,518	362,400
28	2046	141,680	62,966	13,763	11,454	1,610	51,887	139,212	51,888	27,523	1,695	58,107	2,467	364,867
29	2047	142,689	63,789	13,787	11,532	1,574	52,008	140,241	52,008	27,572	1,658	59,003	2,447	367,314
30	2048	143,696	64,582	13,807	11,608	1,538	52,162	141,298	52,162	27,614	1,621	59,901	2,398	369,712
31	2049	144,741	65,352	13,827	11,683	1,499	52,380	142,398	52,380	27,654	1,582	60,782	2,343	372,056
32	2050	145,853	66,132	13,833	11,756	1,459	52,673	143,528	52,673	27,666	1,542	61,648	2,325	374,381
42	2060	160,961	73,586	14,837	12,441	1,057	59,040	159,441	59,040	29,673	1,132	69,596	1,520	395,709
52	2070	179,958	81,144	16,282	12,485	689	69,359	180,859	69,359	32,564	756	78,181	△901	395,896
62	2080	199,652	89,775	17,858	11,954	149	79,916	202,429	79,916	35,717	209	86,588	△2,778	378,089
72	2090	218,999	99,149	19,598	10,645	24	89,582	224,261	89,582	39,197	78	95,404	△5,262	335,286
82	2100	240,167	108,722	21,598	8,557	1,258	100,032	248,480	100,032	43,196	1,306	103,945	△8,312	267,454
92	2110	261,798	119,963	23,978	5,273	1,561	111,023	274,394	111,023	47,957	1,604	113,810	△12,596	161,047
97	2115	272,693	126,198	25,189	3,144	1,664	116,498	286,988	116,498	50,379	1,704	118,407	△14,296	92,597

（注1）長期的な（2029年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.1%　賃金上昇率（実質＜対物価＞）1.0%　運用利回り（実質＜対物価＞）2.1%　運用利回り（スプレット＜対賃金＞）1.1%
（注2）恩給期間等に係る追加費用及び基礎年金交付金は、収入及び支出の給付費には含まれていない。
（注3）端数処理の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

表66　公務員共済の厚生年金の財政の見通し（出生中位・死亡中位、ケースⅤ）

（単位：億円）

年度		収入						支出					収支差	年度末積立金
令和	西暦	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
元	2019	105,472	46,492	9,944	4,765	688	43,583	105,726	43,649	19,756	652	41,669	△253	282,562
2	2020	106,407	46,713	10,024	4,759	773	44,139	106,953	44,199	19,926	737	42,090	△545	282,016
3	2021	108,120	46,839	10,125	4,741	895	45,520	109,673	45,576	20,138	858	43,101	△1,553	280,463
4	2022	109,464	46,942	10,233	4,711	1,415	46,164	111,506	46,215	20,365	1,377	43,549	△2,042	278,422
5	2023	109,965	47,170	10,297	4,184	2,535	45,779	112,096	45,825	20,502	2,497	43,271	△2,131	276,291
6	2024	110,485	47,512	10,376	3,852	2,606	46,139	112,922	46,181	20,669	2,567	43,505	△2,437	273,854
7	2025	110,977	47,888	10,458	4,117	2,469	46,045	112,848	46,082	20,842	2,568	43,356	△1,870	271,983
8	2026	111,258	48,280	10,546	4,444	2,491	45,498	112,094	45,531	21,025	2,589	42,950	△836	271,148
9	2027	111,099	48,717	10,633	4,507	1,573	45,668	109,125	45,698	21,206	1,671	40,550	1,974	273,121
10	2028	111,496	49,132	10,739	4,242	1,598	45,785	109,642	45,811	21,427	1,695	40,709	1,855	274,976
11	2029	115,557	49,551	10,870	7,666	1,614	45,856	110,317	45,879	21,694	1,711	41,033	5,240	280,216
12	2030	116,336	50,001	11,015	7,813	1,625	45,882	110,908	45,901	21,990	1,721	41,295	5,427	285,643
13	2031	116,971	50,444	11,142	7,968	1,630	45,788	111,179	45,805	22,249	1,725	41,400	5,792	291,435
14	2032	117,769	50,868	11,274	8,128	1,646	45,853	111,960	45,867	22,518	1,741	41,833	5,809	297,244
15	2033	118,828	51,273	11,473	8,283	1,660	46,139	113,376	46,151	22,920	1,754	42,551	5,452	302,696
16	2034	119,877	51,681	11,681	8,428	1,670	46,416	114,834	46,427	23,341	1,764	43,302	5,043	307,739
17	2035	120,923	52,109	11,892	8,562	1,678	46,682	116,318	46,691	23,766	1,771	44,090	4,604	312,344
18	2036	122,028	52,577	12,108	8,682	1,682	46,979	117,923	46,987	24,201	1,774	44,962	4,105	316,448
19	2037	123,194	53,080	12,324	8,787	1,687	47,316	119,682	47,322	24,636	1,778	45,946	3,512	319,960
20	2038	124,370	53,594	12,538	8,875	1,688	47,676	121,539	47,681	25,065	1,778	47,015	2,831	322,791
21	2039	125,467	54,112	12,737	8,944	1,683	47,991	123,317	47,996	25,466	1,773	48,082	2,150	324,941
22	2040	126,415	54,639	12,904	8,995	1,669	48,209	124,866	48,212	25,802	1,758	49,094	1,549	326,490
23	2041	127,177	55,174	13,034	9,031	1,649	48,289	126,127	48,292	26,062	1,737	50,035	1,050	327,540
24	2042	127,834	55,713	13,143	9,054	1,624	48,300	127,228	48,302	26,282	1,712	50,932	606	328,146
25	2043	128,495	56,247	13,236	9,065	1,666	48,282	128,296	48,283	26,469	1,753	51,791	199	328,346
26	2044	129,099	56,767	13,305	9,066	1,732	48,230	129,242	48,231	26,607	1,818	52,585	△142	328,204
27	2045	129,592	57,272	13,344	9,058	1,770	48,148	129,988	48,149	26,686	1,855	53,297	△396	327,808
28	2046	129,982	57,758	13,353	9,045	1,779	48,047	130,540	48,048	26,704	1,864	53,923	△557	327,250
29	2047	130,319	58,226	13,341	9,028	1,777	47,946	131,005	47,947	26,680	1,861	54,516	△686	326,564
30	2048	130,642	58,661	13,323	9,007	1,779	47,872	131,480	47,872	26,645	1,862	55,100	△837	325,727
31	2049	130,970	59,070	13,302	8,982	1,774	47,842	131,948	47,842	26,603	1,857	55,646	△978	324,749
32	2050	131,305	59,483	13,266	8,954	1,752	47,851	132,364	47,851	26,531	1,834	56,148	△1,059	323,689
42	2060	136,370	63,017	12,765	8,724	1,165	50,700	137,199	50,700	25,530	1,239	59,730	△829	315,476
52	2070	144,398	66,160	13,001	8,252	404	56,581	146,663	56,581	26,002	471	63,608	△2,265	297,654
62	2080	152,847	69,690	13,374	7,531	121	62,132	156,046	62,132	26,747	180	66,987	△3,199	271,080
72	2090	159,961	73,280	13,917	6,429	19	66,316	164,514	66,316	27,835	73	70,291	△4,553	230,498
82	2100	167,245	76,506	14,596	4,984	695	70,464	173,337	70,464	29,192	744	72,937	△6,091	177,409
92	2110	174,119	80,372	15,425	3,011	841	74,471	182,310	74,471	30,850	884	76,106	△8,192	104,904
97	2115	177,285	82,499	15,813	1,824	879	76,271	186,198	76,271	31,625	919	77,382	△8,913	61,565

（注1）長期的な（2029年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 0.8%　賃金上昇率（実質＜対物価＞）0.8%　運用利回り（実質＜対物価＞）2.0%　運用利回り（スプレット＜対賃金＞）1.2%
（注2）恩給期間等に係る追加費用及び基礎年金交付金は、収入及び支出の給付費には含まれていない。
（注3）端数処理の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

表67　国家公務員共済組合の厚生年金の財政の見通し（出生中位・死亡中位、ケースⅠ）

（単位：億円）

年度		収入						支出					収支差	年度末積立金
令和	西暦	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
元	2019	27,832	12,897	2,816	1,225	39	10,854	27,837	10,906	5,528	588	10,815	△6	72,677
2	2020	28,023	13,017	2,826	1,224	38	10,917	28,104	10,966	5,556	675	10,907	△81	72,596
3	2021	28,387	13,145	2,841	1,221	38	11,142	28,708	11,187	5,593	799	11,130	△321	72,275
4	2022	28,726	13,334	2,864	1,211	38	11,280	29,621	11,322	5,644	1,380	11,276	△895	71,380
5	2023	29,046	13,613	2,883	1,216	38	11,296	30,858	11,335	5,689	2,514	11,321	△1,812	69,568
6	2024	29,607	13,960	2,913	1,184	38	11,511	31,440	11,546	5,756	2,634	11,503	△1,833	67,735
7	2025	30,258	14,338	2,955	1,293	0	11,673	31,870	11,705	5,844	2,690	11,631	△1,612	66,123
8	2026	30,929	14,722	2,997	1,464	0	11,746	32,190	11,776	5,935	2,772	11,708	△1,262	64,862
9	2027	31,734	15,108	3,041	1,576	0	12,009	31,735	12,036	6,027	1,809	11,862	△1	64,860
10	2028	32,546	15,491	3,092	1,673	0	12,291	32,399	12,315	6,135	1,879	12,070	147	65,008
11	2029	34,854	15,903	3,151	3,213	0	12,587	33,154	12,609	6,258	1,946	12,341	1,700	66,708
12	2030	35,755	16,347	3,219	3,299	0	12,890	33,921	12,910	6,399	2,003	12,609	1,835	68,542
13	2031	36,662	16,800	3,287	3,393	0	13,182	34,655	13,199	6,541	2,054	12,861	2,008	70,550
14	2032	37,605	17,259	3,359	3,493	0	13,493	35,500	13,508	6,689	2,106	13,197	2,105	72,655
15	2033	38,631	17,720	3,453	3,596	0	13,863	36,516	13,876	6,880	2,154	13,607	2,115	74,771
16	2034	39,695	18,188	3,552	3,699	0	14,255	37,579	14,266	7,081	2,196	14,035	2,116	76,887
17	2035	40,795	18,672	3,653	3,803	0	14,667	38,686	14,676	7,288	2,235	14,487	2,109	78,996
18	2036	41,957	19,179	3,761	3,905	0	15,113	39,876	15,121	7,506	2,270	14,980	2,081	81,077
19	2037	43,198	19,708	3,873	4,005	0	15,611	41,184	15,618	7,733	2,305	15,528	2,014	83,091
20	2038	44,514	20,254	3,992	4,100	0	16,168	42,607	16,173	7,973	2,336	16,124	1,907	84,998
21	2039	45,870	20,816	4,113	4,191	0	16,750	44,078	16,754	8,218	2,362	16,743	1,793	86,791
22	2040	47,261	21,398	4,238	4,275	0	17,351	45,607	17,354	8,468	2,377	17,407	1,654	88,445
23	2041	48,618	22,002	4,356	4,352	0	17,908	47,101	17,911	8,707	2,387	18,097	1,517	89,962
24	2042	49,973	22,626	4,468	4,423	0	18,456	48,584	18,458	8,932	2,394	18,801	1,389	91,350
25	2043	51,334	23,268	4,577	4,488	0	19,000	50,062	19,002	9,150	2,395	19,514	1,271	92,622
26	2044	52,690	23,927	4,680	4,548	0	19,535	51,510	19,537	9,357	2,391	20,225	1,181	93,802
27	2045	54,042	24,602	4,774	4,604	0	20,062	52,913	20,064	9,545	2,380	20,925	1,130	94,932
28	2046	55,473	25,292	4,924	4,657	0	20,600	54,455	20,601	9,847	2,364	21,643	1,018	95,950
29	2047	56,965	26,000	5,092	4,704	0	21,170	56,065	21,171	10,183	2,332	22,379	901	96,851
30	2048	58,511	26,724	5,265	4,744	0	21,777	57,753	21,778	10,529	2,305	23,140	758	97,609
31	2049	60,106	27,466	5,442	4,778	0	22,420	59,498	22,421	10,884	2,280	23,913	609	98,218
32	2050	61,750	28,232	5,618	4,804	0	23,097	61,271	23,097	11,235	2,251	24,688	479	98,697
42	2060	80,248	36,835	7,479	4,844	0	31,090	80,584	31,090	14,958	1,737	32,799	△336	99,104
52	2070	103,374	47,102	9,692	4,390	777	41,414	104,330	41,414	19,384	980	42,551	△955	89,489
62	2080	133,452	59,835	12,363	4,088	2,416	54,751	133,787	54,751	24,725	357	53,954	△335	83,619
72	2090	171,253	76,424	15,782	3,958	2,940	72,149	172,705	72,149	31,563	81	68,912	△1,452	80,371
82	2100	212,630	97,522	20,162	1,371	0	93,575	219,961	93,575	40,324	21	86,041	△7,331	24,394
92	2110	279,964	124,336	25,835	0	10,178	119,614	279,964	119,614	51,671	16	108,662	0	0
97	2115	316,032	140,393	29,165	0	11,571	134,903	316,032	134,903	58,330	15	122,784	0	0

（注1）長期的な（2029年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 2.0%　賃金上昇率（実質＜対物価＞）1.6%　運用利回り（実質＜対物価＞）3.0%　運用利回り（スプレット＜対賃金＞）1.4%
（注2）恩給期間等に係る追加費用及び基礎年金交付金は、収入及び支出の給付費には含まれていない。
（注3）端数処理の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

表68　国家公務員共済組合の厚生年金の財政の見通し（出生中位・死亡中位、ケースⅡ）

（単位：億円）

年度		収入						支出					収支差	年度末積立金
令和	西暦	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
元	2019	27,832	12,897	2,816	1,225	39	10,854	27,840	10,906	5,528	588	10,818	△9	72,674
2	2020	28,010	13,017	2,826	1,225	38	10,904	28,080	10,953	5,556	674	10,897	△69	72,605
3	2021	28,350	13,145	2,841	1,222	38	11,104	28,633	11,149	5,593	796	11,096	△283	72,321
4	2022	28,644	13,334	2,863	1,213	38	11,196	29,427	11,237	5,644	1,348	11,198	△783	71,538
5	2023	28,951	13,613	2,883	1,220	38	11,198	30,640	11,236	5,689	2,487	11,228	△1,689	69,849
6	2024	29,510	13,960	2,913	1,190	38	11,409	31,211	11,444	5,756	2,606	11,405	△1,701	68,148
7	2025	30,163	14,338	2,954	1,302	0	11,569	31,636	11,601	5,844	2,661	11,529	△1,473	66,675
8	2026	30,838	14,722	2,997	1,478	0	11,641	31,952	11,671	5,935	2,742	11,604	△1,114	65,561
9	2027	31,644	15,108	3,040	1,595	0	11,901	31,499	11,928	6,027	1,790	11,754	145	65,706
10	2028	32,459	15,491	3,092	1,697	0	12,180	32,155	12,204	6,135	1,858	11,958	304	66,010
11	2029	34,411	15,849	3,151	2,939	0	12,472	32,890	12,494	6,258	1,919	12,219	1,521	67,531
12	2030	35,143	16,196	3,208	3,008	0	12,731	33,536	12,750	6,378	1,967	12,441	1,607	69,138
13	2031	35,860	16,549	3,263	3,081	0	12,967	34,122	12,983	6,493	2,009	12,636	1,738	70,877
14	2032	36,600	16,903	3,321	3,159	0	13,217	34,807	13,231	6,613	2,053	12,910	1,793	72,670
15	2033	37,411	17,254	3,399	3,237	0	13,521	35,649	13,533	6,772	2,091	13,252	1,762	74,432
16	2034	38,245	17,607	3,481	3,314	0	13,843	36,523	13,854	6,940	2,123	13,607	1,721	76,153
17	2035	39,103	17,971	3,564	3,389	0	14,179	37,430	14,188	7,110	2,152	13,979	1,673	77,826
18	2036	40,011	18,352	3,654	3,461	0	14,544	38,408	14,552	7,292	2,177	14,387	1,602	79,429
19	2037	40,982	18,749	3,748	3,529	0	14,955	39,490	14,961	7,484	2,202	14,842	1,492	80,920
20	2038	42,011	19,157	3,847	3,591	0	15,415	40,665	15,421	7,684	2,223	15,337	1,346	82,266
21	2039	43,061	19,574	3,946	3,647	0	15,893	41,864	15,898	7,883	2,238	15,846	1,197	83,463
22	2040	44,088	20,005	4,037	3,698	0	16,349	43,008	16,352	8,066	2,240	16,349	1,080	84,543
23	2041	45,082	20,450	4,120	3,743	0	16,769	44,112	16,772	8,234	2,237	16,869	969	85,512
24	2042	46,077	20,909	4,203	3,783	0	17,183	45,234	17,186	8,401	2,230	17,418	844	86,356
25	2043	47,075	21,377	4,282	3,817	0	17,598	46,353	17,600	8,561	2,218	17,975	722	87,077
26	2044	48,060	21,855	4,355	3,847	0	18,003	47,437	18,004	8,708	2,203	18,522	623	87,700
27	2045	49,032	22,342	4,419	3,873	0	18,398	48,469	18,399	8,835	2,182	19,053	562	88,262
28	2046	50,052	22,835	4,530	3,895	0	18,791	49,600	18,792	9,059	2,157	19,591	453	88,715
29	2047	51,099	23,339	4,657	3,912	0	19,191	50,770	19,191	9,313	2,129	20,137	328	89,044
30	2048	52,174	23,850	4,788	3,924	0	19,612	51,983	19,613	9,575	2,097	20,699	191	89,235
31	2049	53,289	24,370	4,920	3,930	0	20,069	53,225	20,069	9,840	2,052	21,264	64	89,299
32	2050	54,435	24,904	5,049	3,930	0	20,552	54,484	20,552	10,097	2,012	21,822	△49	89,250
42	2060	66,774	30,660	6,329	3,771	0	26,014	67,433	26,014	12,657	1,473	27,288	△659	85,325
52	2070	81,570	36,994	7,727	3,362	796	32,692	82,337	32,692	15,454	792	33,399	△767	75,979
62	2080	99,450	44,342	9,300	3,148	1,866	40,794	99,706	40,794	18,600	278	40,034	△256	71,372
72	2090	117,672	53,440	11,201	2,303	0	50,727	121,006	50,727	22,403	64	47,811	△3,334	50,623
82	2100	140,463	64,346	13,500	551	0	62,067	145,167	62,067	27,000	20	56,080	△4,704	10,138
92	2110	174,569	77,408	16,325	0	5,978	74,858	174,569	74,858	32,650	16	67,046	0	0
97	2115	191,423	84,903	17,902	0	6,608	82,010	191,423	82,010	35,804	15	73,594	0	0

（注1）長期的な（2029年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.6%　賃金上昇率（実質＜対物価＞）1.4%　運用利回り（実質＜対物価＞）2.9%　運用利回り（スプレット＜対賃金＞）1.5%
（注2）恩給期間等に係る追加費用及び基礎年金交付金は、収入及び支出の給付費には含まれていない。
（注3）端数処理の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

表69　国家公務員共済組合の厚生年金の財政の見通し（出生中位・死亡中位、ケースⅢ）　（単位：億円）

年度		収入						支出					収支差	年度末積立金
令和	西暦	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
元	2019	27,832	12,897	2,816	1,225	39	10,854	27,843	10,906	5,528	588	10,821	△12	72,671
2	2020	28,010	13,017	2,826	1,224	38	10,904	28,082	10,953	5,556	674	10,900	△72	72,599
3	2021	28,350	13,145	2,841	1,221	38	11,104	28,635	11,149	5,593	796	11,099	△285	72,314
4	2022	28,644	13,334	2,863	1,212	38	11,196	29,426	11,237	5,644	1,346	11,199	△783	71,531
5	2023	28,898	13,613	2,883	1,220	38	11,145	30,519	11,183	5,689	2,470	11,178	△1,621	69,910
6	2024	29,377	13,960	2,913	1,193	38	11,273	30,905	11,308	5,756	2,566	11,275	△1,528	68,382
7	2025	30,009	14,338	2,954	1,308	0	11,409	31,275	11,441	5,844	2,616	11,375	△1,267	67,115
8	2026	30,686	14,722	2,997	1,490	0	11,478	31,581	11,507	5,935	2,694	11,445	△895	66,220
9	2027	31,495	15,108	3,040	1,614	0	11,733	31,139	11,760	6,027	1,758	11,594	356	66,576
10	2028	32,311	15,491	3,092	1,722	0	12,007	31,784	12,031	6,135	1,825	11,793	527	67,103
11	2029	33,890	15,786	3,150	2,659	0	12,295	32,493	12,316	6,258	1,877	12,042	1,396	68,500
12	2030	34,441	16,022	3,197	2,714	0	12,507	33,019	12,526	6,357	1,917	12,219	1,422	69,922
13	2031	34,956	16,259	3,239	2,772	0	12,686	33,457	12,703	6,446	1,950	12,359	1,500	71,421
14	2032	35,486	16,495	3,284	2,830	0	12,876	33,987	12,890	6,540	1,984	12,572	1,499	72,920
15	2033	36,074	16,722	3,350	2,888	0	13,114	34,662	13,126	6,675	2,013	12,847	1,412	74,332
16	2034	36,677	16,949	3,421	2,941	0	13,366	35,364	13,376	6,821	2,035	13,132	1,313	75,645
17	2035	37,295	17,181	3,496	2,990	0	13,627	36,093	13,636	6,974	2,054	13,429	1,201	76,846
18	2036	37,949	17,426	3,576	3,035	0	13,912	36,882	13,919	7,138	2,069	13,755	1,068	77,914
19	2037	38,651	17,683	3,660	3,073	0	14,235	37,753	14,241	7,307	2,085	14,120	898	78,812
20	2038	39,393	17,944	3,746	3,105	0	14,598	38,697	14,603	7,482	2,096	14,516	697	79,508
21	2039	40,142	18,211	3,830	3,128	0	14,973	39,647	14,977	7,652	2,100	14,917	495	80,003
22	2040	40,856	18,485	3,906	3,144	0	15,321	40,530	15,324	7,805	2,093	15,308	326	80,330
23	2041	41,505	18,768	3,970	3,155	0	15,612	41,312	15,615	7,935	2,078	15,685	193	80,523
24	2042	42,128	19,058	4,028	3,160	0	15,882	42,051	15,884	8,051	2,058	16,058	77	80,599
25	2043	42,741	19,353	4,081	3,161	0	16,146	42,772	16,147	8,160	2,034	16,431	△31	80,568
26	2044	43,352	19,651	4,128	3,158	0	16,415	43,488	16,416	8,254	2,008	16,811	△137	80,432
27	2045	43,940	19,953	4,165	3,151	0	16,672	44,153	16,673	8,327	1,977	17,175	△212	80,219
28	2046	44,512	20,255	4,192	3,142	0	16,924	44,765	16,924	8,382	1,941	17,517	△254	79,966
29	2047	45,139	20,560	4,264	3,130	0	17,186	45,495	17,186	8,526	1,905	17,878	△356	79,610
30	2048	45,791	20,868	4,348	3,113	0	17,461	46,277	17,462	8,695	1,868	18,252	△486	79,124
31	2049	46,454	21,178	4,433	3,092	0	17,751	47,066	17,752	8,866	1,827	18,621	△612	78,512
32	2050	47,126	21,495	4,513	3,066	0	18,052	47,840	18,052	9,026	1,785	18,977	△714	77,798
42	2060	53,838	24,719	5,215	2,704	0	21,201	54,909	21,201	10,429	1,220	22,058	△1,071	68,407
52	2070	61,862	27,859	5,888	2,359	896	24,860	62,457	24,860	11,775	621	25,202	△596	59,841
62	2080	68,787	31,192	6,606	2,001	0	28,989	70,582	28,989	13,212	210	28,170	△1,794	50,100
72	2090	77,384	35,114	7,431	1,160	0	33,680	79,767	33,680	14,862	51	31,174	△2,383	28,361
82	2100	86,479	39,492	8,363	141	0	38,483	89,309	38,483	16,727	20	34,080	△2,830	2,156
92	2110	100,496	44,377	9,447	0	3,324	43,348	100,496	43,348	18,894	16	38,239	0	0
97	2115	106,514	47,042	10,014	0	3,560	45,898	106,514	45,898	20,028	15	40,573	0	0

（注1）長期的な（2029年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.2%　賃金上昇率（実質＜対物価＞）1.1%　運用利回り（実質＜対物価＞）2.8%　運用利回り（スプレット＜対賃金＞）1.7%
（注2）恩給期間等に係る追加費用及び基礎年金交付金は、収入及び支出の給付費には含まれていない。
（注3）端数処理の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

表70　国家公務員共済組合の厚生年金の財政の見通し（出生中位・死亡中位、ケースⅣ）　（単位：億円）

年度		収入						支出					収支差	年度末積立金
令和	西暦	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
元	2019	27,834	12,897	2,818	1,225	39	10,854	27,844	10,906	5,532	588	10,817	△10	72,673
2	2020	28,017	13,017	2,833	1,224	38	10,904	28,105	10,953	5,570	674	10,910	△89	72,584
3	2021	28,314	13,100	2,853	1,220	38	11,103	28,680	11,148	5,616	795	11,122	△366	72,218
4	2022	28,448	13,164	2,872	1,209	38	11,164	29,391	11,206	5,662	1,315	11,208	△942	71,275
5	2023	28,272	13,251	2,879	1,060	38	11,044	30,333	11,081	5,683	2,434	11,134	△2,061	69,214
6	2024	28,322	13,363	2,891	954	38	11,076	30,487	11,110	5,713	2,505	11,158	△2,165	67,049
7	2025	28,396	13,477	2,904	996	0	11,017	30,392	11,048	5,747	2,506	11,091	△1,996	65,053
8	2026	28,426	13,591	2,918	1,050	0	10,867	30,170	10,895	5,780	2,527	10,968	△1,743	63,310
9	2027	28,560	13,705	2,931	1,042	0	10,882	29,407	10,907	5,813	1,610	11,077	△846	62,463
10	2028	28,625	13,808	2,952	960	0	10,904	29,506	10,926	5,861	1,634	11,085	△881	61,582
11	2029	29,802	13,953	2,979	1,942	0	10,928	29,665	10,947	5,920	1,654	11,144	137	61,719
12	2030	30,089	14,134	3,013	1,947	0	10,995	29,908	11,012	5,991	1,681	11,224	181	61,900
13	2031	30,412	14,315	3,042	1,953	0	11,100	30,188	11,115	6,055	1,701	11,316	224	62,124
14	2032	30,751	14,494	3,073	1,960	0	11,224	30,554	11,237	6,120	1,726	11,471	197	62,321
15	2033	31,139	14,665	3,122	1,965	0	11,388	31,045	11,399	6,221	1,748	11,678	94	62,415
16	2034	31,537	14,835	3,175	1,966	0	11,561	31,555	11,571	6,330	1,765	11,889	△18	62,397
17	2035	31,945	15,009	3,231	1,963	0	11,742	32,082	11,750	6,445	1,778	12,108	△137	62,260
18	2036	32,381	15,193	3,290	1,957	0	11,941	32,651	11,947	6,567	1,788	12,348	△270	61,990
19	2037	32,854	15,387	3,352	1,946	0	12,169	33,285	12,175	6,693	1,799	12,618	△430	61,560
20	2038	33,360	15,584	3,416	1,930	0	12,430	33,972	12,435	6,823	1,805	12,909	△612	60,948
21	2039	33,869	15,785	3,478	1,907	0	12,699	34,659	12,702	6,948	1,806	13,203	△791	60,157
22	2040	34,347	15,991	3,532	1,880	0	12,944	35,285	12,947	7,059	1,796	13,483	△937	59,220
23	2041	34,771	16,204	3,577	1,849	0	13,142	35,821	13,144	7,149	1,780	13,747	△1,050	58,170
24	2042	35,174	16,422	3,616	1,815	0	13,321	36,316	13,323	7,229	1,760	14,005	△1,142	57,028
25	2043	35,566	16,644	3,652	1,777	0	13,493	36,786	13,494	7,300	1,736	14,256	△1,220	55,807
26	2044	35,942	16,867	3,681	1,738	0	13,656	37,219	13,657	7,360	1,708	14,494	△1,277	54,530
27	2045	36,304	17,092	3,702	1,697	0	13,812	37,608	13,813	7,403	1,676	14,716	△1,304	53,226
28	2046	36,650	17,317	3,716	1,656	0	13,961	37,952	13,961	7,431	1,642	14,918	△1,302	51,924
29	2047	36,999	17,544	3,727	1,615	0	14,113	38,288	14,114	7,452	1,605	15,117	△1,289	50,635
30	2048	37,361	17,772	3,737	1,575	0	14,278	38,643	14,278	7,473	1,569	15,323	△1,282	49,353
31	2049	37,741	18,001	3,746	1,535	0	14,459	39,013	14,459	7,492	1,530	15,532	△1,272	48,081
32	2050	38,136	18,234	3,751	1,495	0	14,656	39,387	14,656	7,501	1,490	15,740	△1,251	46,830
42	2060	42,592	20,562	4,042	1,148	83	16,757	43,567	16,757	8,085	1,002	17,723	△974	35,947
52	2070	47,479	22,726	4,418	901	208	19,226	48,380	19,226	8,837	506	19,811	△901	28,163
62	2080	52,344	24,951	4,829	578	0	21,986	53,423	21,986	9,658	171	21,608	△1,079	17,808
72	2090	58,124	27,544	5,318	208	0	25,054	59,306	25,054	10,636	44	23,572	△1,182	6,010
82	2100	65,574	30,378	5,868	0	1,257	28,071	65,574	28,071	11,736	19	25,748	0	0
92	2110	72,540	33,475	6,500	0	1,561	31,005	72,540	31,005	12,999	16	28,520	0	0
97	2115	76,136	35,139	6,823	0	1,664	32,510	76,136	32,510	13,646	15	29,965	0	0

（注1）長期的な（2029年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 1.1%　賃金上昇率（実質＜対物価＞）1.0%　運用利回り（実質＜対物価＞）2.1%　運用利回り（スプレット＜対賃金＞）1.1%
（注2）恩給期間等に係る追加費用及び基礎年金交付金は、収入及び支出の給付費には含まれていない。
（注3）端数処理の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

表71　国家公務員共済組合の厚生年金の財政の見通し（出生中位・死亡中位、ケースⅤ）　（単位：億円）

年度		収入						支出					収支差	年度末積立金
令和	西暦	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
元	2019	27,834	12,897	2,818	1,225	39	10,854	27,844	10,906	5,532	588	10,817	△10	72,673
2	2020	28,017	13,017	2,833	1,224	38	10,904	28,105	10,953	5,570	674	10,910	△89	72,584
3	2021	28,314	13,100	2,853	1,220	38	11,103	28,680	11,148	5,616	795	11,122	△366	72,218
4	2022	28,448	13,164	2,872	1,209	38	11,164	29,391	11,206	5,662	1,315	11,208	△942	71,275
5	2023	28,272	13,251	2,879	1,060	38	11,044	30,333	11,081	5,683	2,434	11,134	△2,061	69,214
6	2024	28,322	13,363	2,891	954	38	11,076	30,487	11,110	5,713	2,505	11,158	△2,165	67,049
7	2025	28,396	13,477	2,904	996	0	11,017	30,392	11,048	5,747	2,506	11,091	△1,996	65,053
8	2026	28,426	13,591	2,918	1,050	0	10,867	30,170	10,895	5,780	2,527	10,968	△1,743	63,310
9	2027	28,560	13,705	2,931	1,042	0	10,882	29,407	10,907	5,813	1,610	11,077	△846	62,463
10	2028	28,625	13,808	2,952	960	0	10,904	29,506	10,926	5,861	1,634	11,085	△881	61,582
11	2029	29,519	13,913	2,979	1,699	0	10,928	29,656	10,947	5,920	1,650	11,139	△138	61,444
12	2030	29,678	14,024	3,011	1,695	0	10,947	29,788	10,964	5,989	1,661	11,174	△110	61,334
13	2031	29,812	14,135	3,039	1,693	0	10,944	29,841	10,959	6,049	1,665	11,167	△29	61,305
14	2032	29,995	14,241	3,067	1,692	0	10,995	30,050	11,007	6,109	1,681	11,253	△55	61,250
15	2033	30,251	14,339	3,112	1,689	0	11,111	30,432	11,122	6,202	1,695	11,414	△181	61,068
16	2034	30,515	14,434	3,160	1,682	0	11,239	30,834	11,248	6,302	1,705	11,580	△320	60,749
17	2035	30,784	14,532	3,211	1,671	0	11,371	31,247	11,378	6,406	1,712	11,750	△463	60,286
18	2036	31,077	14,638	3,265	1,656	0	11,518	31,696	11,525	6,516	1,717	11,938	△618	59,668
19	2037	31,401	14,752	3,320	1,637	0	11,692	32,199	11,697	6,630	1,721	12,151	△798	58,869
20	2038	31,750	14,867	3,377	1,612	0	11,893	32,747	11,898	6,745	1,722	12,382	△997	57,872
21	2039	32,097	14,985	3,431	1,582	0	12,099	33,285	12,103	6,855	1,717	12,612	△1,188	56,684
22	2040	32,410	15,106	3,477	1,547	0	12,280	33,758	12,283	6,948	1,702	12,825	△1,347	55,337
23	2041	32,669	15,233	3,513	1,508	0	12,415	34,141	12,417	7,021	1,682	13,021	△1,472	53,865
24	2042	32,902	15,363	3,543	1,466	0	12,531	34,479	12,532	7,083	1,657	13,207	△1,577	52,288
25	2043	33,192	15,494	3,569	1,422	69	12,638	34,789	12,639	7,136	1,629	13,384	△1,596	50,691
26	2044	33,494	15,625	3,590	1,378	166	12,735	35,060	12,736	7,177	1,598	13,549	△1,566	49,126
27	2045	33,756	15,756	3,601	1,336	238	12,825	35,287	12,825	7,201	1,563	13,697	△1,531	47,595
28	2046	33,974	15,885	3,606	1,294	284	12,906	35,469	12,906	7,210	1,526	13,826	△1,495	46,100
29	2047	34,183	16,014	3,606	1,253	321	12,989	35,639	12,989	7,211	1,488	13,951	△1,457	44,643
30	2048	34,404	16,143	3,606	1,213	361	13,081	35,822	13,081	7,211	1,449	14,080	△1,418	43,226
31	2049	34,631	16,270	3,604	1,175	397	13,185	36,008	13,185	7,208	1,408	14,207	△1,378	41,848
32	2050	34,849	16,401	3,597	1,137	416	13,297	36,185	13,298	7,194	1,367	14,327	△1,336	40,512
42	2060	36,658	17,609	3,478	832	306	14,433	37,517	14,433	6,956	887	15,241	△859	29,709
52	2070	38,283	18,529	3,528	535	0	15,691	39,254	15,691	7,056	429	16,078	△971	18,873
62	2080	40,372	19,369	3,616	308	0	17,079	41,131	17,079	7,233	143	16,677	△759	10,757
72	2090	42,769	20,358	3,777	96	0	18,539	43,483	18,539	7,553	39	17,352	△714	3,110
82	2100	45,816	21,377	3,965	0	695	19,779	45,816	19,779	7,931	19	18,087	0	0
92	2110	48,246	22,427	4,181	0	841	20,797	48,246	20,797	8,362	16	19,071	0	0
97	2115	49,411	22,972	4,283	0	879	21,277	49,411	21,277	8,566	15	19,552	0	0

（注1）長期的な（2029年度～）経済前提は次のとおり。
物価上昇率 0.8%　賃金上昇率（実質＜対物価＞）0.8%　運用利回り（実質＜対物価＞）2.0%　運用利回り（スプレット＜対賃金＞）1.2%
（注2）恩給期間等に係る追加費用及び基礎年金交付金は、収入及び支出の給付費には含まれていない。
（注3）端数処理の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

（2）関係労組とその動き

申入れはなかった。

7　PR

（1）広報紙『KKR』

No.895（令和元年11月発行）

8　報告書

厚生労働省社会保障審議会

第89回年金数理部会（令和3年6月28日）

第3節　経過的長期給付に係る財政について

1　制度の動向（令和元年9月）

「被用者年金一元化法」（平成24年法律第63号）附則第86条の2の規定により、政府は、国家公務員共済組合に係る経過的長期給付について、その収支・積立金の状況に鑑み、必要があると認められるときは、国家公務員共済組合の経過的長期給付の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとすることとされている（地方公務員共済組合にも同様の規定あり）。

また、財務大臣通達（平成27年9月30日付。財計第2889号）第9項において、厚生年金保険の財政検証が実施されたときは、国家公務員共済組合（国共済）と地方公務員共済組合（地共済）を合算した経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しを作成し、財務大臣に報告することとされている（表72）。

表72
（参考1）「被用者年金一元化法」附則第86条の2

政府は、国の組合の経過的長期給付について、その収支及び国の組合の経過的長期給

付積立金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、国の組合の経過的長期給付の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

（参考2）財務大臣通達
（平成27年9月30日付財計第2889号）

9　国の組合の経過的長期給付に係る財政状況の財務大臣への報告について
連合会は、一元化法附則第86条の2に規定する検討に資するために、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第2条の4に規定する財政の現況及び見通しが作成されたときは、国の組合の経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しを作成し、財務大臣に報告することとする。なお、当該国の組合の経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しについては、地方公務員共済に係るものと合算して作成するものとする。

（1）公務上負担金の概算要求と予算

①平成30年8月概算要求額の基礎とする負担金率（公務上）
概算要求　平成30年9月からの公務上の負担金率0.34‰

②平成30年12月 平成31年度予算の財務省原案の内示
平成31年9月から公務上負担金率(0.32‰)

2　財政検証の準備等

（1）計算の準備

今回の財政の現況及び見通しについては、被用者年金一元化後に初めて実施するので、地共済と円滑に実施するための準備を行ってきた。

（2）年金業務懇談会のスケジュール

年金業務懇談会は令和元年9月26日に会議を開催した。

（3）運営審議会懇談会のスケジュール

運営審議会懇談会は令和元年10月15日に会議を開催した。

3　財政検証の方法

（1）財政の現況及び見通し

令和元年8月27日に厚生労働省が令和元年財政検証結果を公表したことを受け、財政検証における経済前提ケースⅠからケースⅤを前提とした。

（2）基礎数及び基礎率

基礎数は経過的職域年金に係る部分、基礎率及び経済的要素は、令和元年厚生年金財政検証で用いているものを使用した。

4　財政検証結果

（1）計算結果

・積立金の額（国共済＋地共済）

22兆813億円(注)　（うち国共済　5,371億円）

（注）厚生年金の令和元年財政検証における実施機関別厚生年金拠出金の算定に用いられた平成30年度末積立金見込みの額。

（2）収支差額の現在価値の合計

（単位：億円）

	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ	ケースⅤ
国共済＋地共済	△191,918	△190,589	△188,075	△184,091	△183,469
うち国共済	△ 46,131	△ 45,706	△ 44,887	△ 43,874	△ 43,622

（注）収支差額の収入から運用収入及び地共済からの拠出金収入（国共済のみ）を除く。

ケースⅠからケースⅤのいずれのケースにおいても、収支差額を賄える積立金を保有しており、年金の支払いに必要な財源は確保されている。

なお、国共済の積立金は令和4年度中にゼロとなる見込みであり、以降は地共済からの

表73　経過的長期給付に係る積立金と収支（国共済＋地共済）

（1）経過的長期給付に係る積立金の額　220,813 億円

（2）経過的長期給付に係る収支

（単位：億円）

年度		ケースⅠ			ケースⅡ			ケースⅢ			ケースⅣ			ケースⅤ		
令和	西暦	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額
元	2019	535	7,297	△6,761	535	7,297	△6,761	535	7,297	△6,761	535	7,297	△6,761	535	7,297	△6,761
2	2020	496	7,369	△6,874	495	7,361	△6,866	495	7,361	△6,866	495	7,357	△6,862	495	7,357	△6,862
3	2021	458	7,563	△7,105	456	7,537	△7,081	456	7,537	△7,081	455	7,527	△7,072	455	7,527	△7,072
4	2022	421	7,618	△7,197	419	7,563	△7,144	419	7,561	△7,143	417	7,529	△7,112	417	7,529	△7,112
5	2023	388	7,728	△7,340	385	7,653	△7,268	383	7,620	△7,237	379	7,538	△7,159	379	7,538	△7,159
6	2024	357	7,955	△7,599	354	7,875	△7,521	350	7,782	△7,432	343	7,631	△7,288	343	7,631	△7,288
7	2025	328	8,053	△7,725	325	7,971	△7,646	320	7,846	△7,525	310	7,574	△7,265	310	7,574	△7,265
8	2026	300	8,187	△7,887	297	8,103	△7,806	293	7,972	△7,678	278	7,544	△7,266	278	7,544	△7,266
9	2027	274	8,406	△8,132	271	8,320	△8,049	267	8,184	△7,917	249	7,587	△7,338	249	7,587	△7,338
10	2028	248	8,613	△8,364	246	8,524	△8,278	242	8,384	△8,142	221	7,613	△7,391	221	7,613	△7,391
11	2029	225	8,804	△8,579	222	8,706	△8,484	219	8,556	△8,337	196	7,619	△7,422	196	7,614	△7,418
12	2030	202	8,968	△8,765	199	8,838	△8,639	196	8,656	△8,460	174	7,637	△7,463	173	7,595	△7,421
13	2031	181	9,098	△8,917	178	8,932	△8,753	174	8,713	△8,539	154	7,653	△7,499	152	7,544	△7,392
14	2032	162	9,217	△9,054	159	9,012	△8,854	155	8,756	△8,602	137	7,678	△7,542	134	7,510	△7,376
15	2033	145	9,323	△9,178	141	9,080	△8,939	137	8,786	△8,650	121	7,693	△7,572	118	7,490	△7,373
16	2034	129	9,407	△9,278	125	9,126	△9,001	121	8,794	△8,674	106	7,686	△7,579	103	7,459	△7,356
17	2035	114	9,475	△9,360	110	9,155	△9,044	106	8,785	△8,679	93	7,662	△7,569	91	7,413	△7,322
18	2036	101	9,529	△9,428	98	9,170	△9,073	93	8,763	△8,670	82	7,626	△7,544	79	7,354	△7,274
19	2037	90	9,573	△9,483	86	9,175	△9,089	82	8,731	△8,649	72	7,580	△7,508	69	7,285	△7,216
20	2038	80	9,596	△9,517	76	9,159	△9,083	72	8,678	△8,606	63	7,516	△7,453	61	7,200	△7,140
21	2039	71	9,594	△9,523	67	9,118	△9,050	63	8,601	△8,538	55	7,431	△7,376	53	7,094	△7,041
22	2040	63	9,555	△9,492	59	9,040	△8,981	56	8,490	△8,434	49	7,318	△7,270	46	6,962	△6,916
23	2041	56	9,486	△9,430	53	8,935	△8,882	49	8,351	△8,301	43	7,182	△7,139	41	6,809	△6,768
24	2042	51	9,393	△9,343	47	8,805	△8,758	44	8,190	△8,146	38	7,028	△6,990	36	6,640	△6,604
25	2043	46	9,277	△9,231	42	8,655	△8,613	39	8,011	△7,972	34	6,857	△6,824	32	6,457	△6,425
26	2044	41	9,137	△9,096	38	8,487	△8,449	35	7,816	△7,781	30	6,673	△6,643	28	6,261	△6,233
27	2045	37	8,974	△8,937	34	8,299	△8,264	31	7,604	△7,573	27	6,475	△6,448	25	6,055	△6,030
28	2046	34	8,792	△8,758	31	8,094	△8,063	28	7,379	△7,350	24	6,267	△6,243	23	5,840	△5,817
29	2047	31	8,583	△8,552	29	7,875	△7,846	26	7,143	△7,117	22	6,050	△6,028	20	5,618	△5,598
30	2048	29	8,405	△8,376	26	7,643	△7,617	23	6,900	△6,877	20	5,827	△5,808	18	5,392	△5,374
31	2049	27	8,234	△8,207	24	7,396	△7,372	21	6,650	△6,628	18	5,599	△5,582	16	5,162	△5,146
32	2050	25	8,049	△8,025	22	7,174	△7,153	19	6,393	△6,373	16	5,368	△5,352	15	4,930	△4,915
42	2060	11	5,541	△5,530	9	4,660	△4,650	7	3,817	△3,810	6	3,055	△3,049	5	2,697	△2,692
52	2070	4	2,875	△2,871	3	2,284	△2,281	2	1,748	△1,746	2	1,372	△1,370	1	1,135	△1,134
62	2080	1	980	△980	0	737	△736	0	527	△527	0	406	△406	0	320	△320
72	2090	0	171	△171	0	122	△122	0	82	△82	0	62	△62	0	47	△47
82	2100	0	9	△9	0	6	△6	0	4	△4	0	3	△3	0	2	△2
92	2110	0	0	0	0	0	△0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
97	2115	0	0	0	0	0	△0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収支差額の現在価値の合計			△191,918			△190,589			△188,075			△184,091			△183,469

（注1）積立金の額は、厚生年金の令和元年財政検証における実施機関別厚生年金拠出金の算定に用いられた平成30年度末積立金見込みの額である。
（注2）収入は、運用収入を除く。
（注3）端数処理の関係で収支差額と内訳が一致しないことがある。

表74　経過的長期給付に係る積立金と収支（国共済）

（1）経過的長期給付に係る積立金の額　5,371 億円

（2）経過的長期給付に係る収支

（単位：億円）

年度		ケースⅠ			ケースⅡ			ケースⅢ			ケースⅣ			ケースⅤ		
令和	西暦	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額
元	2019	145	1,601	△1,456	145	1,601	△1,456	145	1,601	△1,456	145	1,601	△1,456	145	1,601	△1,456
2	2020	135	1,629	△1,495	135	1,627	△1,492	135	1,627	△1,492	134	1,622	△1,488	134	1,622	△1,488
3	2021	125	1,667	△1,542	124	1,659	△1,534	124	1,659	△1,534	124	1,649	△1,526	124	1,649	△1,526
4	2022	116	1,659	△1,543	115	1,644	△1,529	115	1,642	△1,528	113	1,626	△1,513	113	1,626	△1,513
5	2023	107	1,696	△1,589	106	1,678	△1,572	105	1,665	△1,560	104	1,637	△1,533	104	1,637	△1,533
6	2024	99	1,744	△1,645	98	1,726	△1,627	97	1,699	△1,602	94	1,652	△1,558	94	1,652	△1,558
7	2025	92	1,747	△1,654	91	1,728	△1,637	90	1,699	△1,609	86	1,620	△1,534	86	1,620	△1,534
8	2026	86	1,795	△1,709	85	1,776	△1,691	83	1,744	△1,661	78	1,629	△1,551	78	1,629	△1,551
9	2027	79	1,852	△1,773	78	1,832	△1,754	77	1,799	△1,722	71	1,644	△1,573	71	1,644	△1,573
10	2028	73	1,915	△1,842	72	1,894	△1,822	71	1,859	△1,788	64	1,662	△1,598	64	1,662	△1,598
11	2029	67	1,977	△1,910	66	1,949	△1,883	65	1,906	△1,841	57	1,676	△1,618	57	1,671	△1,614
12	2030	62	2,029	△1,968	61	1,992	△1,932	59	1,941	△1,882	52	1,697	△1,645	52	1,677	△1,625
13	2031	57	2,075	△2,018	55	2,029	△1,974	54	1,968	△1,915	47	1,712	△1,665	46	1,676	△1,630
14	2032	52	2,123	△2,071	50	2,068	△2,017	49	1,998	△1,949	43	1,734	△1,691	42	1,688	△1,646
15	2033	47	2,166	△2,119	46	2,102	△2,056	44	2,022	△1,978	39	1,751	△1,713	37	1,697	△1,660
16	2034	43	2,204	△2,161	42	2,130	△2,088	40	2,040	△2,000	35	1,764	△1,730	34	1,704	△1,670
17	2035	39	2,239	△2,200	38	2,155	△2,117	36	2,056	△2,020	31	1,775	△1,743	30	1,708	△1,678
18	2036	36	2,271	△2,235	34	2,177	△2,143	33	2,068	△2,035	28	1,782	△1,754	27	1,709	△1,682
19	2037	33	2,304	△2,271	31	2,200	△2,168	29	2,080	△2,051	25	1,790	△1,765	24	1,711	△1,687
20	2038	30	2,332	△2,302	28	2,218	△2,189	27	2,088	△2,062	23	1,794	△1,771	22	1,710	△1,688
21	2039	27	2,356	△2,329	26	2,230	△2,204	24	2,091	△2,067	21	1,793	△1,772	20	1,703	△1,683
22	2040	25	2,369	△2,344	23	2,230	△2,207	22	2,081	△2,059	19	1,781	△1,763	18	1,686	△1,669
23	2041	23	2,377	△2,354	21	2,226	△2,204	20	2,064	△2,045	17	1,764	△1,747	16	1,664	△1,649
24	2042	21	2,382	△2,361	20	2,217	△2,197	18	2,043	△2,025	15	1,742	△1,727	14	1,639	△1,624
25	2043	20	2,382	△2,362	18	2,203	△2,185	16	2,018	△2,002	14	1,717	△1,703	13	1,609	△1,596
26	2044	18	2,377	△2,359	17	2,187	△2,171	15	1,991	△1,976	13	1,688	△1,675	12	1,577	△1,566
27	2045	17	2,365	△2,348	15	2,166	△2,150	14	1,959	△1,945	12	1,656	△1,644	11	1,542	△1,531
28	2046	16	2,348	△2,332	14	2,140	△2,126	13	1,922	△1,910	11	1,620	△1,610	10	1,504	△1,495
29	2047	15	2,316	△2,301	13	2,111	△2,098	12	1,885	△1,873	10	1,584	△1,574	9	1,465	△1,457
30	2048	14	2,288	△2,274	13	2,078	△2,066	11	1,847	△1,837	9	1,546	△1,538	8	1,426	△1,418
31	2049	13	2,262	△2,249	12	2,033	△2,021	10	1,807	△1,797	8	1,507	△1,499	8	1,385	△1,378
32	2050	12	2,233	△2,221	11	1,993	△1,982	9	1,764	△1,754	8	1,467	△1,459	7	1,343	△1,336
42	2060	6	1,715	△1,709	5	1,450	△1,445	4	1,197	△1,193	3	977	△974	3	861	△859
52	2070	2	957	△955	2	768	△767	1	597	△596	1	482	△481	1	405	△404
62	2080	0	335	△335	0	256	△256	0	188	△188	0	149	△149	0	121	△121
72	2090	0	61	△61	0	44	△44	0	31	△31	0	24	△24	0	19	△19
82	2100	0	4	△3	0	2	△2	0	2	△2	0	1	△1	0	1	△1
92	2110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
97	2115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収支差額の現在価値の合計			△46,131			△45,706			△44,887			△43,874			△43,622

（注1）積立金の額は、厚生年金の令和元年財政検証における実施機関別厚生年金拠出金の算定に用いられた平成30年度末積立金見込みの額である。
（注2）収入は、運用収入及び地共済からの拠出金収入を除く。
（注3）端数処理の関係で収支差額と内訳が一致しないことがある。

拠出金をもって年金の支払いが行われることになる。

(3) 経過的長期給付に係る積立金と収支（国共済＋地共済）

表73はケースⅠからケースⅤの積立金と収支見通しである。

(4) 国共済の財政の見通し

表74はケースⅠからケースⅤの国家公務員共済組合の積立金と収支見通しである。

5　年金業務懇談会とその審議経過

第1回年金業務懇談会（通算第129回　令和元年9月26日）

経過的長期給付に係る積立金と収支の見通しの公務員共済部分及び国共済分について説明を行った。

6　運営審議会懇談会とその審議経過等

(1) 運営審議会懇談会（令和元年10月15日）

経過的長期給付に係る積立金と収支の見通しの公務員共済部分及び国共済分について説明を行った。

(2) 関係労組とその動き

申入れはなかった。

7　PR

(1) 広報紙『KKR』

No.895（令和元年11月発行）

8　報告

「経過的長期給付に係る財政の現況及び見通し」を作成し、財務大臣に報告した。

第4節　退職等年金給付制度の財政再計算と財政検証

第1　平成27年財政計算

1　制度の動向及び財政計算への準備等

被用者年金制度の一元化により、共済年金の3階部分（職域部分）が廃止されることに伴い、平成24年3月7日に人事院は、総務大臣・財務大臣からの要請を受けて民間企業における企業年金及び退職金の調査等を行い、「民間では企業年金を有する企業が過半を占めていることを考慮した対応が必要」との調査結果等[注1]を公表した。

また、国家公務員等の退職給付の今後の在り方を検討するために設置された有識者会議では、「民間の企業年金に相当する労使折半の年金(「年金払い退職給付」)を導入」すること等とした報告書[注2]が取りまとめられた。

これらを踏まえ「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第96号）が平成24年11月26日に公布され、平成27年10月1日から新たな「年金払い退職給付」が公務員制度の一環として共済年金制度に設けられた。

この制度は、これまでの公的年金としての職域部分とは異なり、企業年金制度に類する私的年金としての位置付けであることから、その運営を実施するに当たって、財務省主計局給与共済課、総務省自治行政局公務員部福利課、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の四者で検討を行う場（以下「四者打合せ」という）が設置された。四者打合せでは、退職等年金給付の制度運営に関する諸問題について検討を行うこととされ、平成25年2月1日に第1回が開催され、平成27年6月15日まで計18回にわたり検討や協議が重ねられた。主な議題は以下のとおり。

①制度運営方法について
②積立金の運用について
③事務体制について
④残高通知、年金支給等の流れについて
⑤給付設計及び数理計算について
⑥退職年金部分の保険料算出、財政検証方法等について
⑦公務上給付・事務費の保険料率について
⑧財政再計算、財政検証時の調整手順

2年以上にわたり開催された「四者打合せ」では、制度運営にかかる各種問題に対して四者間で検討や協議を重ね、「退職等年金給付の給付設計及び数理計算の概要」（平成27年10月1日）や、「財政調整（厚生年金保険経理、退職等年金給付経理、経過的長期給付経理）等の概要」（平成27年10月1日）がまとめられた。

また、四者打合せの開催と並行して、年金財政に係る財政計算についての打合せを国家公務員共済組合連合会と地方公務員共済組合連合会の二者間で平成25年7月17日から平成27年7月8日まで計26回開催し、情報の共有化を図るとともに各種調整を実施することにより新制度に向けた体制を整え、数理計算システムを共同で開発した。

（注1）「民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果並びに当該調査の結果に係る本院の見解について」の概要（抜粋）
4. 国家公務員の退職給付に係る見解
・官民均衡の観点から、民間との較差を埋める措置が必要
・退職給付の見直しに当たり、国家公務員の退職給付が終身年金の共済職域と退職手当から構成され、服務規律の維持等の面から重要な意義を果たしてきた経緯や、民間では企業年金を有する企業が過半を占めていることを考慮した対応が必要。

（注2）「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議報告書」（平成24年7月5日）概要（抜粋）
○民間の企業年金に相当する労使折半の年金（「年金払い退職給付」）を導入し、退職手当との二本建てで支給すること
○年金の一部を一時金として支給することが選択可能な仕組みとすること
○確定給付型と確定拠出型双方の特長を併せ持つキャッシュ・バランス方式を採用
○服務規律維持のための支給制限措置を導入したり適切な水準の公務上障害・遺族年金を設けたりするために終身年金を設定するなど、公務の特殊性に配慮した公務員制度の一環としての年金とすること

2　財政計算に関する通知文書

(1) 財務省関係通知

①退職等年金給付に係る費用の算定等について
（平成27年9月30日財計第2890号　表75）
②退職等年金給付に係る費用の算定等に係る財務大臣報告様式について
（平成27年9月30日事務連絡）
③「退職等年金給付に係る費用の算定等について（確認依頼）」に対する回答について
（平成27年9月30日事務連絡）

(2) 総務省関係通知（参考）

地方公務員共済組合連合会にも下記のとおり総務省自治行政局公務員部福利課から通知がなされている。

①退職等年金給付に係る数理の取扱いにおける留意事項等について
（平成27年9月30日総行福第239号）
②退職等年金給付に係る費用の算定等について
（平成27年9月30日事務連絡）
③年金払い退職給付に係る主な数理設計の追加内容について
（平成27年7月23日事務連絡）

表75　退職等年金給付に係る費用の算定等について

財計第2890号
平成27年9月30日

国家公務員共済組合連合会
理　事　長　殿

財 務 大 臣　　麻 生 太 郎

退職等年金給付に係る費用の算定等について

表記について、下記のとおりに定め、平成27年10月1日から適用することとしたので、通知する。

記

1　付与率について

国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「令」という。）第13条に規定する「その他財務大臣が定める事情」とは、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）第75条第1項に規定する付与率（以下「国の付与率」という。）と、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第77条第1項に規定する付与率とが等しくなければならないという事情とする。

2　基準利率について

(1)　令第14条に規定する「財務大臣が定める事情」とは、法第75条第4項に規定する基準利率（以下「国の基準利率」という。）と、地共済法第77条第4項に規定する基準利率とが等しくなければならないという事情とすること。

(2)　国の基準利率は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第115条の2に規定する国債の利回りに、法第21条第2項第2号ハに規定する退職等年金給付積立金（以下「退職等年金給付積立金」という。）の運用及び法第99条第1項第3号に規定する地方退職等年金給付積立金（以下「地方退職等年金給付積立金」という。）の運用に起因する剰余及び不足（法第99条第1項第3号に規定する国の積立基準額（以下「国の積立基準額」という。）及び同項同号に規定する地方の積立基準額（以下「地方の積立基準額」という。）の合計額と当該合計額について計算の基礎となる事項に係る実績を反映した額との差である剰余及び不足をいう。以下同じ。）を反映して定めることとする。

(3)　(2)において、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）における退職等年金給付積立金の運用利回りの見通しにおける利回り（簿価）に退職等年金給付積立金を乗じて得た額及び地方退職等年金給付積立金の運用利回りの見通しにおける利回り（簿価）に地方退職等年金給付積立金を乗じて得た額の合計額を退職等年金給付積立金及び地方退職等年金給付積立金の合計額で除して得た率が規則第115条の2に規定する国債の利回りを下回る場合には、当該退職等年金給付積立金の運用利回りの見通し及び当該地方退職等年金給付積立金の運用利回りの見通しを適切に反映するものとすること。この場合において、運用利回りの見通しにおける利回り（簿価）については、運用利回りの見通しにおける国の基準利率を適用する年度に該当する年度の利回りとし、退職等年金給付積立金については、国の基準利率を適用する年度の前年度末の退職等年金給付積立金残高とすること。

3　終身年金現価率について

(1)　令第16条に規定する「財務大臣が定める事情」とは、法第78条第1項及び第3項に規定する終身年金現価率（以下「国の終身年金現価率」という。）と、地共済法第89条第1項及び第3項に規定する終身年金現価率とが等しくなければならないという事情及び国の終身年金現価率について男子に適用する国の終身年金現価率と女子に適用する国の終身年金現価率の率とが等しくなければならないという事情とすること。

(2)　国の終身年金現価率は、国の基準利率及び規則第115条の4第2項に規定する死亡率に基づき、令第16条に規定する事情を勘案して計算した率に、運用以外に起因する剰余及び不足を反映して定めること。

4　有期年金現価率について

令第17条に規定する「その他財務大臣が定める事情」とは、法第79条第1項及び第3項に規定する有期年金現価率と、地共済法第90条第1項及び第3項に規定する有期年金現価率とが等しくなければならないという事情とする。

5　給付に要する費用等の算定方法について

(1)　令第22条第2項に規定する退職等年金給付に要する費用（以下「退職等年金給付に要する費用」という。）の算定においては、同項に掲げる事項の他に、全ての国家公務員共済組合の最近の数年間における次に掲げる事項も基礎とすること。

ア　有期退職年金の受給権者の数に対する有期退職年金の支給期間の短縮の申出をして支給期間が10年となった者の数、有期退職年金に代わる一時金の請求を行った者の数及び整理退職の場合の一時金の請求を行った者の数の割合

イ　組合員のうち組合員期間10年未満で退職した者の数の組合員の総数に対する割合

ウ　組合員のうち法第100条の2の規定に基づき育児休業等を理由に掛金の徴収を免除されている者の数及び法第100条の2の2の規定に基づき産前産後休業を理由に掛金の徴収を免除されている者の数の合計数の組合員の総数に対する割合

エ　法第83条第1項に規定する公務障害年金を支給されることとなった者の数の組合員の総数に対する割合

オ　その者の遺族が法第89条第1項に規定する公務遺族年金を支給されることとなった組合員であった者の数の組合員の総数に対する割合

カ　退職等年金給付に要する費用の額に対する、法第99条第1項第3号に規定する退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用の額の割合

(2)　退職等年金給付に要する費用の算定にあたっては、必要に応じ厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料における適当な事項を基礎とすることができるものとする。

なお、(1)に掲げる事項のうち、当該事項に係る資料を得ることが困難である事項については、その算定の基礎としないこととすることができるものとする。

(3)　退職等年金給付に要する費用の算定において基礎とする事項については、法第100条第3項に規定

する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合（以下「保険料率」という。）を算定する場合に見直すこととする。ただし、当該基礎とする事項の状況に鑑み、見直す必要がないと判断される事項については、見直さないことができる。

(4)　国の基準利率の見通しについては、規則第115条の2第1号に規定する利付国庫債券の応募者利回りの見通しや退職等年金給付積立金の運用収益の見通しに基づくものとすること。

6　積立基準額の計算方法について

国の積立基準額は、将来にわたる退職等年金給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる法第99条第2項第3号に規定する掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額として算定すること。

7　予定利率について

(1)　令第22条第3項に規定する予想額の現価（以下「予想額の現価」という。）の計算に用いる同項に規定する予定利率（以下「国の予定利率」という。）は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「地共済令」という。）第28条第5項に規定する予想額の現価の計算に用いる予定利率と等しくなければならない。

(2)　予想額の現価の計算に用いる国の予定利率を定める場合には、退職等年金給付積立金の運用収益の予測の他に国の基準利率の状況を勘案して定めること。

(3)　国の予定利率は、保険料率を算定する場合に見直すこと。ただし、法第99条第1項柱書後段の規定に基づき退職等年金給付に要する費用を再計算する場合以外の場合においては、見直さないことができる。

(4)　国の予定利率について、小数点以下4位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た率とすること。

8　保険料率について

保険料率については、以下の基準に基づいて算定すること。

(1)　令第24条に規定する「その他財務大臣が定める事情」とは、保険料率と、地共済法第114条第3項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合（以下「地方の保険料率」という。）とが等しくなければならないという事情とする。

(2)　保険料率について、小数点以下4位未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た率とすること。

(3)　保険料率は、適用する日の前日の前1年以内の日（以下「計算基準日」という。）を基準として計算すること。

(4)　保険料率を計算したときは、少なくとも計算基準日の翌日以降1年以内の日から適用すること。なお、同一計算基準日において保険料率の計算を複数回実施した場合においては、直近に計算された保険料率を適用すること。

(5)　保険料率は、計算基準日における組合員及び組合員であった者に係る給付について、国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と、退職等年金給付積立金と地方退職等年金給付積立金との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように計算すること。ただし、法第83条第1項に規定する公務障害年金の給付に要する費用に係るもの及び法第89条第1項に規定する公務遺族年金の給付に要する費用に係るものについては、当該年度に発生した受給者に係る将来にわたる費用の現価に相当する額を当該年度の費用として計算すること。

(6)　保険料率については、法第76条に規定する退職年金の給付に要する費用、法第83条第1項に規定する公務障害年金の給付に要する費用、法第89条第1項に規定する公務遺族年金の給付に要する費用、法第99条第1項第3号に規定する退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用を合算した額を算定の基礎として定めること。

(7)　地方の保険料率と同一の計算基準日において計算された保険料率は、当該地方の保険料率と同一の日に適用するものとすること。

9　財政再計算について

(1)　退職等年金給付に要する費用の計算に係る法第99条第1項柱書後段の規定に基づく初回の財政再計算については、当該財政再計算において計算された保険料率を平成31年4月1日以前の日に適用すること。

(2)　財政再計算を行う際には、国の付与率や年金現価率等については見直さないこと。

(3)　退職等年金給付に要する費用については、次の場合には財政再計算を実施するものとする。なお、次に掲げるイにおいて、国の積立基準額については、直近の掛金の計算における退職等年金給付に要する費用の算定において基礎とする事項及び計算基準日における組合員数等を用いて適切に計算した額とし、地方の積立基準額については、直近の保険料率の計算における地共済令第28条第3項に規定する地方の組合の退職等年金給付に要する費用の算定において基礎とする事項及び計算基準日における地方公務員共済組合の組合員数等を用いて適切に計算した額とすること。

ア　退職等年金給付に要する費用の算定において基礎とする事項について、直近に実施した財政再計算における当該事項に比べて著しい変化が見られた場合

イ　毎事業年度決算後において当該事業年度末を計算基準日として計算した国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額が退職等年金給付積立金と地方退職等年金給付積立金との合計額を上回る場合において、当該上回る額が、将来にわたる法第99条第2項第3号に規定する掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額並びに地共済法第113条第2項第3号に規定する掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額の合計額に100分の5を乗じて得た額を上回る場合

(4)　(3)イについて、毎事業年度決算後に、次の項目を別に定める様式に基づき、当該事業年度末以後1年以内に、財務大臣に報告するものとする。

ア　給付現価

イ　保険料収入現価

ウ　退職等年金給付積立金

エ　標準報酬等現価

オ　財政再計算の実施の要否及び根拠

カ　剰余及び不足

キ　財政調整拠出金の確定額

10　財政計算を実施したときの報告について

(1)　連合会は、法第21条第2項第2号ロの計算をしたときは、規則第85条の3の規定に基づき、以下の事項を報告すること。

ア　給付現価

イ　保険料収入現価

ウ　退職等年金給付積立金

エ　標準報酬等現価
オ　計算基礎数及び基礎率
カ　計算上の前提
キ　計算後の保険料率
ク　計算後の付与率
ケ　計算後の基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率

(2)　(1)の報告は、別に定める様式に基づくものとし、計算基準日以後1年以内の日と当該財政計算に基づく定款変更を申請する日のいずれか早い日までに報告するものとする。

11　その他

(1)　付与率、基準利率等を定款で定める場合、保険料率の計算における予定利率等を設定する場合、運用の見通しを見込む場合等においては、地方公務員共済組合連合会と十分に協議すること。

(2)　(1)の協議に際しては、各種データや資産運用リスクの管理状況等、必要な情報を相互に開示すること。

附　則

1　平成27年10月1日に適用される付与率を定める際には、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法等に基づく職域加算額の水準に留意して定めること。

2　当分の間、基準利率を定める際の退職等年金給付積立金の運用及び地方退職等年金給付積立金の運用に起因する剰余及び不足の反映については、積立金の規模等に十分留意すること。

3　当分の間、終身年金現価率を定める際の退職等年金給付積立金の運用及び地方退職等年金給付積立金の運用以外に起因する剰余及び不足の反映については、退職等年金給付積立金の規模、地方退職等年金給付積立金の規模、毎年度の収入支出並びに剰余及び不足の状況に十分留意すること。

4　当分の間、退職等年金給付に要する費用の算定において基礎とする事項を定める場合及び見直す場合は、財政の安定性に十分留意すること。

5　平成27年10月1日に適用される保険料率の計算における国の予定利率は、同日に適用する国の基準利率を勘案して定めること。

6　平成27年10月1日前に財政計算を行い、財務大臣への報告を行う場合は、記10(2)において別に定めるとしている様式に基づくものとする。

3　退職等年金給付の給付設計及び数理計算の概要

(1)　退職等年金給付の給付設計（概要）

①目的（国家公務員共済組合法〈昭和33年法律第128号。以下「法」という〉第1条及び第126条の6）。

退職等年金給付は、国家公務員及びその遺族の生活の安定に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする年金制度である（地方公務員と同一の制度設計）。

②適用対象者（法第72条第2項）

退職等年金給付に関する規定の適用を受ける組合員。

③財政方式

将来の年金給付に必要な原資を在職中に積み立てた保険料で賄う積立方式（賦課方式ではないため現役世代の減少による影響を受けない）。

④給付設計

国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュ・バランス方式（市場環境が悪化した場合、国債利回り等に連動して給付水準が低下するため、保険料率の上昇リスクが少ない）。

⑤給付の種類（法第74条）

退職等年金給付の種類は、「退職年金」「公務障害年金」及び「公務遺族年金」の3種類とされ、退職年金は、「終身退職年金」と「有期退職年金」に区分される（有期退職年金は、10年又は20年を選択。「一時金」での受給も可能。図15）。

なお、退職年金を受給せずに死亡した場合や有期退職年金を受給している者が死亡した場合にはその遺族に「遺族一時金」を支給し、また、整理退職等により退職した場合には「整理退職一時金」を受給することができる。

⑥費用負担の原則（法第99条第1項第3号）

退職等年金給付に要する費用（保険料負担による事務費を含む）については、国共済と地共済における将来にわたるその費用の予想額の現価相当額から保険料の予想額の現価相当額を控除した額（積立基準額）の合計額と、国共済と地共済における退職等年金給付積立金の額の合計

図15　退職年金と遺族一時金

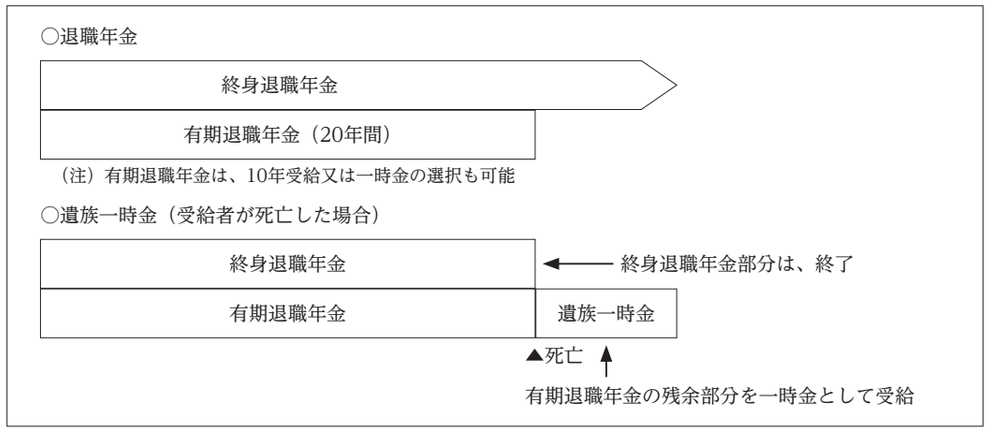

額とが、将来にわたって均衡を保つことができるようにするものとし、少なくとも5年ごとに再計算を行う。なお、平成27年9月30日付財計第2890号（以下「通達」という）「9の（1）」により、初回の財政再計算は平成30年に行う。

退職等年金給付に要する費用は、組合員の掛金（退職等年金分掛金）と国等の負担金との労使折半負担による保険料をもって充てる。

⑦掛金率（法第100条第3項及び第4項）

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と退職等年金分掛金との割合（掛金率）は、連合会の定款で定める。なお、この掛金率については、付与率を基礎として、公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況等の事情を勘案して、1,000分の7.5を超えない範囲で定める。

⑧付与率（法第75条第1項及び第2項）

付与額を算定するために標準報酬月額等に乗じる率。退職等年金給付が組合員であった者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること等の事情を勘案して、連合会の定款で定める。

⑨基準利率（法第75条第3項及び第4項）

毎月の付与額に付される利子に相当する額を算定するための率。その年の10月から翌年の9月までの各月において適用される基準利率は、毎年9月30日までに、国債の利回りや積立金の運用状況等を勘案して、連合会の定款で定める。

⑩給付算定基礎額

付与額（付与率×標準報酬月額等）と利子を累積した額

⑪終身年金現価率

給付算定基礎額を終身にわたり年金として支払うための率であり、おおむねその年齢に応じた平均余命と同じとなるが、その年の10月から翌年9月までの期間において適用される終身年金現価率は、毎年9月30日までに、基準利率、死亡率の状況等を勘案して連合会の定款で定める（表76）。

表76　計算例　　65歳（平均余命が、23.006780）の場合

基準利率	0%	0.5%	1.0%
終身年金現価率	23.006780	21.554230	20.237308

給付算定基礎額	終身退職年金額		
100	4.3	4.6	4.9

表77　計算例　　支給残年数が10年の場合

基準利率	0%	0.5%	1.0%
有期年金現価率	10	9.750664	9.510692

給付算定基礎額	有期退職年金額		
100	10.0	10.3	10.5

⑫有期年金現価率

給付算定基礎額を支給期間にわたり年金として支払うための率であり、おおむね支給残月数（年数換算）と同じとなるが、その年の10月から翌年9月までの期間において適用される有期年金現価率は、毎年9月30日までに、基準利率等を勘案して、連合会の定款で定める（表77）。

⑬財政調整（法第102条の3第1項第4号）

国共済と地共済の退職等年金給付の円滑な実施を図るため、国共済と地共済との間で財政調整を行うこととされている。具体的には、一方の組合に積立不足（退職等年金給付積立金＜積立基準額）が生じ、他方の組合に剰余（他方の退職等年金給付積立金＞他方の積立基準額）が生じた場合に、剰余が生じた組合が拠出を行う。

この場合の拠出額は、積立不足額（積立基準額－退職等年金給付積立金）の5分の1に相当する額とされており、剰余の範囲内で行う。

⑭連合会の定款に定める事項（掛金率等関係抜粋）（法第24条第1項第8号）

連合会の定款に以下の事項を定める。

・掛金率　　・終身年金現価率
・付与率　　・有期年金現価率
・基準利率

（2）計算基礎について

①基礎数

組合員数及び標準報酬月額：平成26年9月末時点の標準報酬統計を基に男女別・年齢別・組合員期間（年数）別に作成。

②基礎率

平成26年財政再計算で使用した基礎率（原則として平成21年度から平成23年度までの3か年間の動態統計調査及び年金受給者統計を基に男女別・年齢別に作成）。

・標準報酬指数
・報酬年額に対する期末手当等の割合
・総脱退率
・公務外死力
・公務障害発生率（平成25年度実績）
・公務遺族発生率（平成25年度実績）
・退職年金失権率
・障害年金失権率
・遺族年金失権率

（3）予定基準利率等について

①予定基準利率について

10年国債応募者利回り（表78）を勘案（直近1年平均と直近5年平均の低い方を使用）して設定する。国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年10月11日大蔵令第54号。以下「規則」という）第115条の2。

・国共済と地共済の予定基準利率は同一とする（通達「2の（1）」）。
・百分率で小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位までとする（規則第115条の8）。
・平成27年10月1日から平成28年9月30日まで適用（法第75条第4項）。

年平均が5年平均を下回るため、予定基準利率は0.48%と設定する。

②年金現価率について（法第78条及び第79条）

予定基準利率、死亡率の状況及びその見通しを使用し、将来にわたって財政が均衡することを勘案して年金額が終身（有期の場合は支給残月数期間）にわたり一

定となるよう設定する。

終身年金現価率について（表79）

・予定基準利率　0.48％

・国共済と地共済においてそれぞれ男女別に計算した終身年金現価率を単純平均する（通達「3の（1）」）。

・国共済と地共済の年金現価率は同一とする（通達「3の（1）」）。

・小数点以下第7位を四捨五入して、小数点以下第6位までとする（規則第115条の8）。

表78　10年国債応募者平均利回り（実績）

①平成26年度　（単位：％）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
応募者利回り	0.6340	0.6020	0.6080	0.5620	0.5220	0.5170	0.5160	0.4390	0.4730	0.2950	0.3130	0.3960	0.4898

②過去の応募者利回り　（単位：％）

平　成	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1年平均	1.1063	1.1107	1.5177	1.3981	1.7947	1.6289	1.4827	1.3688	1.1652	1.0755	0.8056	0.6921	0.4898
5年平均	1.4390	1.3594	1.3257	1.2904	1.3855	1.4900	1.5644	1.5346	1.4881	1.3442	1.1796	1.0214	0.8456

表79　終身年金現価率　（基準利率：0.48％）

年　齢	終身年金現価率	年　齢	終身年金現価率	年　齢	終身年金現価率
59歳	26.254878	78歳	11.923532	97歳	3.214531
60歳	25.482034	79歳	11.247753	98歳	2.985908
61歳	24.708706	80歳	10.589354	99歳	2.773195
62歳	23.934883	81歳	9.957218	100歳	2.576167
63歳	23.160449	82歳	9.346925	101歳	2.392465
64歳	22.385472	83歳	8.759838	102歳	2.222513
65歳	21.609620	84歳	8.196938	103歳	2.065428
66歳	20.835534	85歳	7.658916	104歳	1.920235
67歳	20.063340	86歳	7.146333	105歳	1.785874
68歳	19.294145	87歳	6.659930	106歳	1.661040
69歳	18.528404	88歳	6.200807	107歳	1.543790
70歳	17.766831	89歳	5.770224	108歳	1.430435
71歳	17.010504	90歳	5.369283	109歳	1.312511
72歳	16.260168	91歳	4.993011	110歳	1.167354
73歳	15.510503	92歳	4.639423	111歳	0.927472
74歳	14.770017	93歳	4.309047	112歳	0.869682
75歳	14.039831	94歳	4.003110	113歳	0.792452
76歳	13.321109	95歳	3.720693	114歳	0.651180
77歳	12.615191	96歳	3.459305	115歳以上	0.541368

・平成27年10月1日から平成28年9月30日まで適用（法第78条第5項）。

有期年金現価率について（表80）

・予定基準利率　0.48％

・国共済と地共済の年金現価率は同一とする（通達「4」）。

・小数点以下第7位を四捨五入して小数点以下第6位までとする（規則第115条の8）。

・平成27年10月1日から28年9月30日まで適用（法第79条第5項）。

③付与率について（法第75条第1項及び第2項）

付与率は、退職等年金給付が組合員であった者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とするものであることや、有識者会議の報告書で「現行の職域部分の水準よりも年金額を抑制すること」とされていることを考慮して設定する。このため、保険料率の上限（1.50％）の範囲内において、旧職域年金の給付水準を考慮しつつ退職等年金給付の目的を達成できる給付水準を確保する観点から、付与率を1.50％と設定する。

その他付与率設定条件

・国共済と地共済の付与率は同一とする（通達「1」）。

・百分率で小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする（規則第115条の8）。

④保険料率について（法第99条第3項）

保険料率は、総給付現価（将来の年金給付を予定利率で割引計算した現在価値）から保険料現価（将来の保険料収入を予定利率で割引計算した現在価値）を控除した積立基準額と積立金が均衡するよう設定することとされている。今回の財政計算においては、制度創設時点で積立金がゼロであることから、総給付現価と保険料現価が均衡するように設定することとなる。また、制度発足後当分の間、積立金がゼロから積み上げていくことになることや、保険料率に上限が法定されているために積立不足に対する追加拠出を無制限に行えないことから、財政の安定に留意して総給付現価と保険料現価が均衡するよう設定する。

・計算基準日は、保険料適用日前1年以内の日とする（通達「8の（3）」）。

・退職給付にかかる財政方式は、閉鎖型総合保険料方式とする（通達「8の（5）」）。

・公務上給付にかかる財政方式は、公務上給付発生者に対して、発生年度に将来にわたる費用の現価に相当する額を1年間で積み立てる方式（必要保険料方式）とする（通達「8の（5）」）。

・事務費にかかる財源は、過去の実績に基づき設定する。

・保険料率の上限は1.50％とする（法第100条第4項）。

・国共済と地共済の保険料率は同一とする（通達「8の（1）」）。

・百分率で小数点以下第3位を切り上げし、小数点以下第2位までとする（通達「8の（2）」）。

4　財政計算の結果

退職等年金給付の財政計算結果について概要を以下に示す。

表80　有期年金現価率　（基準利率：0.48%）

支払残月数	有期年金現価率	支払残月数	有期年金現価率	支払残月数	有期年金現価率	支払残月数	有期年金現価率
1月	0.083300	34月	2.813077	67月	5.507174	100月	8.165996
2月	0.166534	35月	2.895254	68月	5.588245	101月	8.246037
3月	0.249767	36月	2.977366	69月	5.669315	102月	8.326015
4月	0.332935	37月	3.059478	70月	5.750320	103月	8.405992
5月	0.416102	38月	3.141525	71月	5.831326	104月	8.485906
6月	0.499203	39月	3.223571	72月	5.912266	105月	8.565820
7月	0.582304	40月	3.305552	73月	5.993207	106月	8.645670
8月	0.665338	41月	3.387533	74月	6.074083	107月	8.725520
9月	0.748373	42月	3.469449	75月	6.154960	108月	8.805307
10月	0.831341	43月	3.551364	76月	6.235771	109月	8.885093
11月	0.914309	44月	3.633215	77月	6.316583	110月	8.964816
12月	0.997212	45月	3.715065	78月	6.397330	111月	9.044539
13月	1.080114	46月	3.796850	79月	6.478078	112月	9.124198
14月	1.162950	47月	3.878635	80月	6.558761	113月	9.203857
15月	1.245786	48月	3.960355	81月	6.639443	114月	9.283452
16月	1.328556	49月	4.042074	82月	6.720062	115月	9.363048
17月	1.411326	50月	4.123729	83月	6.800680	116月	9.442580
18月	1.494029	51月	4.205383	84月	6.881235	117月	9.522112
19月	1.576733	52月	4.286973	85月	6.961789	118月	9.601581
20月	1.659371	53月	4.368562	86月	7.042279	119月	9.681049
21月	1.742009	54月	4.450086	87月	7.122769	120月	9.760455
22月	1.824581	55月	4.531611	88月	7.203194	121月	9.839860
23月	1.907153	56月	4.613070	89月	7.283620	122月	9.919202
24月	1.989659	57月	4.694529	90月	7.363982	123月	9.998544
25月	2.072165	58月	4.775924	91月	7.444343	124月	10.077822
26月	2.154606	59月	4.857318	92月	7.524640	125月	10.157101
27月	2.237046	60月	4.938647	93月	7.604938	126月	10.236316
28月	2.319421	61月	5.019976	94月	7.685171	127月	10.315532
29月	2.401795	62月	5.101241	95月	7.765405	128月	10.394684
30月	2.484104	63月	5.182505	96月	7.845574	129月	10.473836
31月	2.566413	64月	5.263705	97月	7.925743	130月	10.552925
32月	2.648656	65月	5.344905	98月	8.005849	131月	10.632014
33月	2.730899	66月	5.426040	99月	8.085954	132月	10.711040

支払残月数	有期年金現価率	支払残月数	有期年金現価率	支払残月数	有期年金現価率	支払残月数	有期年金現価率
133月	10.790066	160月	12.911450	187月	15.010131	214月	17.086292
134月	10.869029	161月	12.989598	188月	15.087411	215月	17.162774
135月	10.947991	162月	13.067683	189月	15.164691	216月	17.239195
136月	11.026891	163月	13.145769	190月	15.241908	217月	17.315616
137月	11.105791	164月	13.223792	191月	15.319126	218月	17.391976
138月	11.184628	165月	13.301815	192月	15.396283	219月	17.468336
139月	11.263465	166月	13.379776	193月	15.473439	220月	17.544635
140月	11.342239	167月	13.457737	194月	15.550534	221月	17.620934
141月	11.421013	168月	13.535636	195月	15.627628	222月	17.697172
142月	11.499724	169月	13.613535	196月	15.704662	223月	17.773410
143月	11.578436	170月	13.691371	197月	15.781695	224月	17.849587
144月	11.657084	171月	13.769208	198月	15.858667	225月	17.925765
145月	11.735732	172月	13.846982	199月	15.935638	226月	18.001881
146月	11.814318	173月	13.924757	200月	16.012549	227月	18.077998
147月	11.892904	174月	14.002469	201月	16.089459	228月	18.154054
148月	11.971427	175月	14.080182	202月	16.166308	229月	18.230110
149月	12.049950	176月	14.157832	203月	16.243157	230月	18.306105
150月	12.128410	177月	14.235483	204月	16.319945	231月	18.382100
151月	12.206870	178月	14.313071	205月	16.396733	232月	18.458034
152月	12.285268	179月	14.390660	206月	16.473459	233月	18.533969
153月	12.363666	180月	14.468187	207月	16.550186	234月	18.609843
154月	12.442001	181月	14.545713	208月	16.626851	235月	18.685717
155月	12.520336	182月	14.623178	209月	16.703516	236月	18.761530
156月	12.598609	183月	14.700643	210月	16.780120	237月	18.837344
157月	12.676881	184月	14.778046	211月	16.856724	238月	18.913097
158月	12.755092	185月	14.855449	212月	16.933267	239月	18.988850
159月	12.833302	186月	14.932790	213月	17.009810	240月	19.064542

（1）前提条件等

①基礎数

組合員数及び標準報酬月額は、平成26年9月末における標準報酬統計を基に作成。

②基礎率

総脱退率、退職年金等失権率等は、平成26年財政再計算で用いた基礎率（平成21～23年度の統計等を基に作成）を使用。

③付与率

保険料率の上限の範囲内において、組合員等の適当な生活の維持を図り、また、公務の能率的運営に資するという目的を

達成できる給付水準を確保する観点から1.50％と設定。

④予定基準利率

10年国債応募者利回り（直近1年平均と5年平均の低い方）を用いて0.48％（直近1年平均）と設定。

⑤終身年金現価率

年金額が終身にわたり一定となるように基準利率及び死亡率を用いて年齢別に設定（国共済と地共済においてそれぞれ男女別に計算した終身年金現価率を単純平均）。

（参考）65歳の場合は21.609620、70歳の場合は17.766831

⑥有期年金現価率

年金額が支給残期間にわたり一定となるように基準利率を用いて支給残月数ごとに設定。

なお、財政計算では、全て一時金としての受給を前提とし、有期年金現価率を用いない。

（参考）支給残月数が120月（10年）の場合は9.760455、240月（20年）の場合は19.064542

⑦予定利率

予定基準利率と同じ0.48％と設定。

⑧保険料率

・保険料率は、総給付現価（将来の年金給付を予定利率で割引計算した現在価値）と保険料現価（将来の保険料収入を予定利率で割引計算した現在価値）が均衡するように設定する。

・退職給付の財政方式は、閉鎖型総合保険料方式（計算時点の組合員について将来の給付費用を将来の保険料で賄う方式）とする。

・公務上給付の財政方式は、必要保険料方式（給付発生年度に将来にわたる費用の現価相当額を1年間で積み立てる方式）とする。

・保険料率の上限は、1.50％。

（2）計算結果

財政計算の結果、保険料率が1.50％で財政が均衡することが確認された（表81）。

表81　計算結果

支出現価　（単位：億円）

	国共済	地共済	国共済＋地共済	国共済＋地共済の費用率
退職年金等現価	16,758	43,104	59,862	1.463%
公務障害遺族年金現価	333	471	804	0.020%
事務費現価	130	589	719	0.018%
支出現価	17,220	44,164	61,385	1.500%

保険料収入現価

	国共済	地共済	国共済＋地共済	国共済＋地共済保険料率②／①
標準報酬等現価①	1,148,020	2,944,291	4,092,311	－
保険料収入現価②	17,220	44,164	61,385	1.50%

（注）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

（3）退職等年金給付のイメージ図等

図16、17及び表82、83のとおり。

5　諸会議

①財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会（平成27年6月29日）

②第114回年金業務懇談会（平成27年7月23日）

③運営審議会懇談会（平成27年7月30日）

④第115回年金業務懇談会（平成27年8月7日）まとめは表84のとおり。

⑤臨時常務会（平成27年9月7日）

⑥共済組合担当課長・事務連絡協議会合同会議（平成27年9月7日）

⑦第393回理事会（平成27年9月8日）

⑧第79回運営審議会（平成27年9月10日）

⑨（参考）地共連役員会（平成27年8月3日）及び運営審議会（平成27年8月5日）

（1）年金業務懇談会での意見等

①「毎年の財政検証においては、組合員の生活というものをしっかりと理解しつつ検証していただきたい」との要望がなされた。

②「掛金を負担する組合員からすると、負担が大きいということを考えれば、何らかの緩和措置や組合員への還元について今後検討していただきたい」という意見があった。

（2）運営審議会での意見等

①「組合員の厳しい生活実態等も踏まえ、組合員にとって有益となるよう制度運営をはかること。また、新3階に関わる積立金の運用は、組合員に不利益が生じることのないよう、慎重かつ適切な対応をすること」との要望がなされた。

②「一元化が目前に迫ってくる中で、新制度に移行していくにあたり、組合員に影響がくる課題については、周知期間を十分確保することが大事であり、その部分

図16　退職等年金給付財源イメージ図

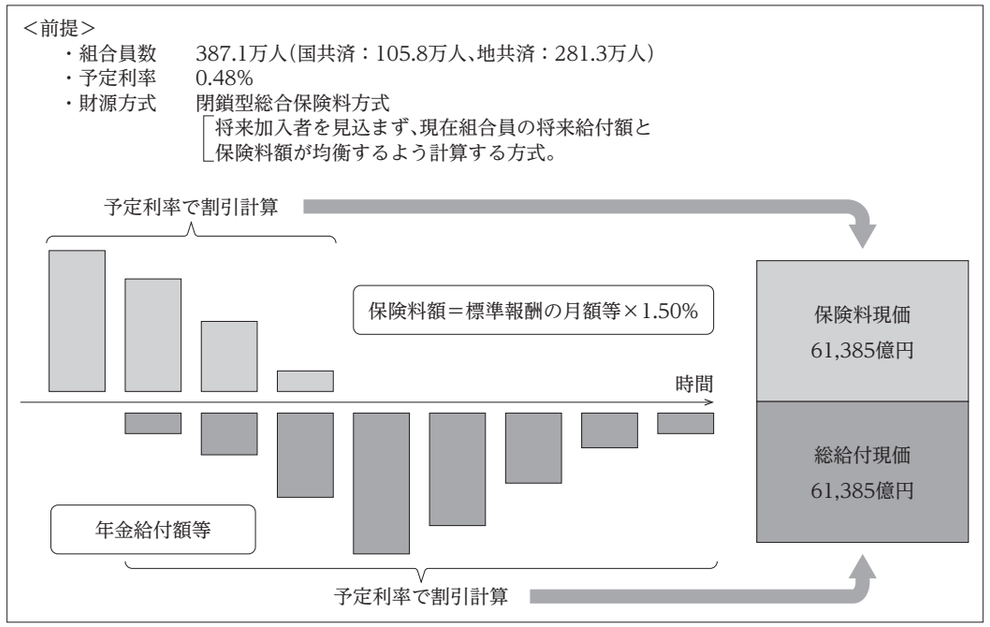

図17　退職年金のイメージ図（モデル年金ケース）

＜前提＞
・平均標準報酬月額　40.6万円
・組合員期間　40年加入
・支給開始年齢　65歳
・有期退職年金　受給期間20年

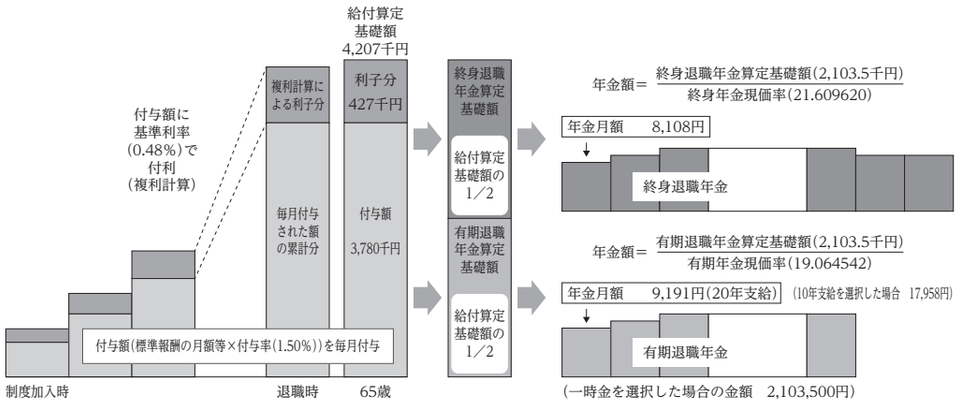

○標準報酬の月額41万円の場合
・掛金額＝41万円×0.75％＝3,075円（月額）
・付与額＝41万円×1.50％＝6,150円（月額）
○基準利率は、10年国債の応募者平均利回りを基礎として設定し、毎年10月に見直される。

（注）退職年金の年金額は、その算定に用いられる年金現価率が毎年10月に見直されることとされているため、この見直しによって毎年変動する。

表82　モデル年金額

計算の前提

・平均標準報酬月額	40.6万円 （国共済（平成26年9月末）及び地共済（平成24年度末）の全組合員の標準報酬月額の平均値）
・組合員期間	40年加入（20歳～ 60歳）
・支給開始年齢	65歳
・有期退職年金の支給年数	20年を選択
・基準利率	0.48％
・年金現価率	終身年金現価率　：　21.609620 有期年金現価率　：　19.064542

モデル年金額（付与率＝1.50％）

給付算定基礎額（65歳時点）		4,206,940円
年金月額		17,299円
（内訳）	終身退職年金	8,108円
	有期退職年金	9,191円

表83　モデル年金月額の推移

＜前提＞
・平均標準報酬月額（全期間）　40.6万円　・基準利率（予定利率）　0.48％
・組合員期間　40年加入　・付与率　1.50％
・支給開始年齢　65歳　・有期退職年金　受給期間20年

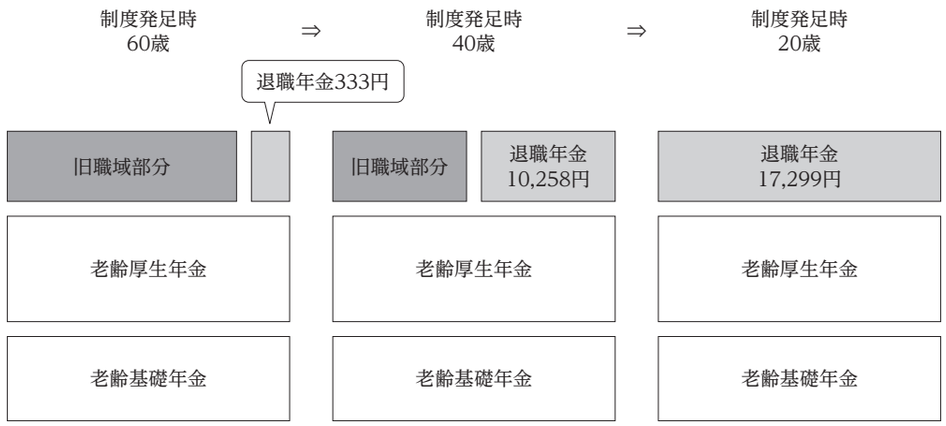

＜退職年金＞
給付算定基礎額　80,309円
終身退職年金　158円
有期退職年金　175円
（有期退職一時金　40,200円）
（注）制度開始前期間も加えた加入期間が10年未満の場合は、給付算定基礎額が2分の1となる。

＜退職年金＞
給付算定基礎額　2,492,760円
終身退職年金　4,808円
有期退職年金　5,450円
（有期退職一時金　1,246,400円）

＜退職年金＞
給付算定基礎額　4,206,940円
終身退職年金　8,108円
有期退職年金　9,191円
（有期退職一時金　2,103,500円）

（計算前提）
・平均標準報酬月額　62万円（上限）
・退職年金加入期間　6か月

（計算前提）
・平均標準報酬月額(40歳～ 60歳)　50万円
・退職年金加入期間　20年

表84　まとめ

平成27年8月7日
第115回年金業務懇談会

ま　と　め

平成24年8月に、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公正性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成27年10月から公務員についても厚生年金保険制度を適用するとともに、共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止することとされ、

その廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとされた。

当懇談会は、この新たな年金である退職等年金給付の制度の創設にあたって必要となる財政計算について審議を行ってきた。

今般の審議の過程を通じ、新制度について当懇談会としては、国家公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的としているものであることに鑑み、持続可能な制度として構築して行く必要があるとの認識で一致した。

連合会が算定した基準利率、年金現価率及び保険料率は、算定に当たって示された前提条件を満たしているとともに、保険数理上妥当な数字であると認められる。

提案された保険料率は、組合員の新たな負担になるものであることに配慮しつつ、退職等年金給付制度の目的を達成するための給付水準を確保するものになっているとの結論に達し、これをもって年金業務懇談会の「まとめ」とする

についても十分配慮していただきたい」との要望がなされた。

6　退職等年金給付制度に係る広報

(1) リーフレット

・平成26年10月発行
・平成27年6月発行
・平成27年8月発行
・平成27年9月発行

(2) 広報紙『KKR』

・平成24年5月10日発行（No.805）
・平成24年9月10日発行（No.809）
・平成24年12月10日発行（No.812）
・平成26年12月10日発行（No.836）
・平成27年1月10日発行（No.837）
・平成27年2月10日発行（No.838）
・平成27年3月10日発行（No.839）
・平成27年4月10日発行（No.840）
・平成27年5月10日発行（No.841）
・平成27年6月10日発行（No.842）
・平成27年8月10日発行（No.844）
・平成27年9月10日発行（No.845）
・平成27年10月10日発行（No.846）

7　財務大臣報告

・退職等年金給付に係る費用の算定等に係る報告について（平成27年9月30日共済連本企第24号）

第2　平成30年財政再計算

1　制度の動向及び財政再計算への準備等

平成27年10月に創設された退職等年金給付制度は、5年ごとに財政再計算を行うことが法律に規定されているが、財務大臣通達により、初回の財政再計算は制度発足の3年後に行うこととされており、平成30年に実施した。

今回の財政再計算から計算基礎に使用する各種基礎率については、被用者年金制度の一元化に伴い、令和元年に実施される厚生年金保険の財政検証に使用される各種基礎率を使用することとなり、厚生労働省年金局と調整を行った。

また、予定基準利率及び予定利率については、財務省、総務省、地方公務員共済組合連合会と検討を重ねた結果、退職等年金給付積立金の運用収益の見通しと基準利率の状況（10年国債応募者利回り）を勘案して設定することとされ、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の長期金利の見通しを参照し、成長実現ケースとベースラインケースの今後5年間の平均値の中央値とした。

今回の財政再計算も前回財政計算と同様に四者間で連携を取りながら実施した。

2　財政再計算に関する通知文書

(1) 財務省関係通知

・「退職等年金給付に係る費用の算定等について」の一部変更について（確認依頼）（平成30年11月16日事務連絡）
・「「退職等年金給付に係る費用の算定等について」の一部変更について（確認依頼）」について（平成30年11月19日事務連絡）
・退職等年金給付に係る費用の算定等について（確認依頼）（平成27年9月30日事務連絡変更 平成30年11月19日）
・国家公務員共済組合連合会における財政調整について（平成27年9月30日財計第2889号　表85）
・国家公務員共済組合連合会における財政調整拠出金の事務の取扱いについて（平成27年9月30日事務連絡）

(2) 総務省関係通知（参考）

地方公務員共済組合連合会にも下記のとおり総務省自治行政局から通知がなされている。

・退職等年金給付に係る費用の算定等について（平成30年11月19日事務連絡）
・地方公務員共済組合連合会における財政調整について（平成27年9月30日総行福第195号）
・地方公務員共済組合連合会における財政調整拠出金の事務の取扱いについて（平成27年9月30日事務連絡）

3　財政再計算の結果

(1) 計算基礎について

①基礎数

現在組合員：計算基準日（平成30年3月末）時点の標準報酬統計を基に男女別・年齢別・組合員期間（年数）別に作成

待期者及び年金受給者：計算基準日（平成30年3月末）時点の標準報酬統計及び年金受給者統計を基に男女別・年齢別に作成

②基礎率

厚生労働省年金局と調整して作成した基礎率（原則として平成26年度から平成28年度までの3か年間の動態統計調査及び年金受給者統計を基に男女別・年齢別に作成）

・標準報酬指数
・報酬年額に対する期末手当等の割合
・総脱退率
・公務外死力
・公務障害発生率（平成25年度実績）(注)
・公務遺族発生率（平成25年度実績）(注)
・退職年金失権率
・障害年金失権率
・遺族年金失権率

（注）実績が少ないため前回基礎率を使用。

③予定基準利率について

10年国債応募者利回りや退職等年金給付積立金の運用収益の見通しに基づいて設定する（表86）。

・国共済と地共済の予定基準利率は同一とする。

表85　国家公務員共済組合連合会における財政調整について

財計第2889号
平成27年9月30日

国家公務員共済組合連合会
理　事　長　殿

財　務　大　臣　　麻　生　太　郎

国家公務員共済組合連合会における財政調整について

表記について、下記のとおりに定め、平成27年10月1日から適用することとしたので、通知する。

記

1　国の厚生年金保険給付等に係る収入について

(1) 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「令」という。）第27条に規定する厚生年金保険給付に要する費用及び当該厚生年金保険給付の事務に要する費用に係る収入は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第6条第1項第2号に規定する厚生年金保険経理（以下「厚生年金保険経理」という。）の損益計算書の収益の部の額とする。

(2) 令第27条に規定する財務大臣が定めるものは、厚生年金保険経理の損益計算書の収益の部における当期損失金の額とする。

2　国の厚生年金保険給付費等に係る支出について

(1) 令第27条の2に規定する厚生年金保険給付に要する費用及び当該厚生年金保険給付の事務に要する費用に係る支出は、厚生年金保険経理の損益計算書の費用の部の額とする。

(2) 令第27条の2に規定する財務大臣が定めるものは、厚生年金保険経理の損益計算書の費用の部における当期利益金及び国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）第102条の3第1項第1号に係る財政調整拠出金の合計額とする。

3　財政調整拠出金の拠出について

(1) 規則第121条第1項及び第2項に規定する財務大臣が別に定める日は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第78条第4項に規定する支給期月（以下「支給期月」という。）毎における年金である給付を支給する日の2営業日前の日とする。

(2) 令第28条第1項に規定する国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額については、支給期月毎に当該支給期月に拠出すべき額を計算するものとする。

(3) 国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が、令第28条第2項の規定による拠出又は同条第3項の規定による還付を行う場合は、当該拠出又は還付を行う年度の10月に行うものとする。

(4) 令第28条第4項の規定において準用する同条第1項に規定する国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額については、支給期月毎に当該支給期月に拠出すべき額を計算するものとする。

(5) 連合会が、令第28条第4項の規定において準用する同条第2項に規定する満たない額の拠出又は同条第3項に規定する超える額の還付を行う場合は、当該拠出又は当該還付を行う年度の10月に行うものとする。

(6) 令第28条第4項に規定する国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額については、法第99条第1項柱書後段の規定に基づく再計算を行う場合に、当該再計算から次回の同項柱書後段の規定に基づく再計算までの間の各年度における額を計算するものとする。

4　地共済連合会からの財政調整拠出金の受入れについて

(1) 連合会は、地方公務員共済組合連合会（以下「地共済連合会」という。）が地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「地共済令」という。）第30条の6第1項に規定する地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額を拠出する事業年度の前年度の2月20日（休日である場合は直前の営業日）までに当該概算財政調整拠出金の額を見込み、地共済連合会へ報告するものとする。

(2) 連合会は、法第75条の2第4項に規定する支給期月（以下「国の支給期月」という。）毎に、年金である給付を支給する日の4週間前の日（休日である場合は直前の営業日）までに当該年金である給付を支給する日に係る地共済令第30条の6第1項に規定する地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額の拠出を地共済連合会に申請するものとする。

(3) 連合会は、地共済法第116条の3第1項（第4号を除く）に規定する財政調整拠出金の額が地共済令第30条の6第1項に規定する地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額を上回ることが見込まれる場合には、地共済連合会に対して当該地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額の変更を申請することができる。この場合において、連合会は、当該上回ることが見込まれた日の8週間後の日が属する月後の最初の国の支給期月における年金である給付を支給する日の8週間前の日（休日である場合は直前の営業日）までに、地共済連合会に申請するものとする。

(4) 連合会は、国の支給期月における年金である給付を支給する日の4週間前の日（休日である場合は直前の営業日）までに当該年金である給付を支給する日に係る地共済令第30条の6第4項の規定により準用する同条第1項に規定する地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額の拠出を地共済連合会に申請するものとすること。

(5) 連合会は、地共済法第116条の3第1項（第1号から第3号までを除く。）に規定する財政調整拠出金の額が地共済令第30条の6第4項の規定において準用する同条第1項に規定する地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額を上回ることが見込まれる場合には、地共済連合会に対して当該地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額の変更を申請することができる。この場合において、連合会は、当該上回ることが見込まれた日の8週間後の日が属する月後の最初の国の支給期月における年金である給付を支給する日の8週間前の日（休日である場合は直前の営業日）までに、地共済連合会に申請するものとする。

5　国の経過的長期給付に係る収入について

(1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号。以下「経過措置令」という。）第146条に規定する国の組合の経過的長期給付（以下「国の組合の経過的長期給付」という。）に要する費用及び当該国の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る収入とは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を

改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成27年財務省令第74号）第4条の規定により読み替えられた規則第6条第1項第2号の3に規定する経過的長期経理（以下「経過的長期経理」という。）の損益計算書の収益の部の額とする。

（2）経過措置令第146条に規定する財務大臣が定めるものは、経過的長期経理の損益計算書の収益の部における当期損失金の額とする。

6　国の経過的長期給付に係る支出について

（1）国の組合の経過的長期給付に要する費用及び当該国の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る支出は、経過的長期経理の損益計算書の費用の部の額とすること。

（2）経過措置令第147条に規定する財務大臣が定めるものは、経過的長期経理の損益計算書の費用の部における当期利益金の額とする。

7　地共済連合会に対する経過的長期給付に係る拠出金の拠出について

前記3（1）から（3）までの規定は、連合会が、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第50条第1項の規定に基づく拠出金を地共済連合会に拠出する場合について準用する。

8　地共済連合会からの経過的長期給付に係る拠出金の受入れについて

前記4（1）から（3）までの規定は、連合会が、一元化法附則第76条に規定する地共済連合会からの経過的長期給付に係る拠出金の拠出を受け入れる場合について準用する。

9　国の組合の経過的長期給付に係る財政状況の財務大臣への報告について

連合会は、一元化法附則第86条の2に規定する検討に資するために、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第2条の4に規定する財政の現況及び見通しが作成されたときは、国の組合の経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しを作成し、財務大臣に報告することとする。なお、当該国の組合の経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しについては、地方公務員共済に係るものと合算して作成するものとする。

附　則

1　平成27年度において、連合会が地共済法第116条の2に規定する財政調整拠出金を受け入れる場合においては、前記4（1）中「前年度の2月20日（休日である場合は直前の営業日）」とあるのは「10月1日」と、前記4（2）中「4週間前の日（休日である場合は直前の営業日）」とあるのは「4週間前の日と10月1日とのいずれか後の日（休日である場合は直前の営業日）」と、前記4（3）中「8週間前の日（休日である場合は直前の営業日）」とあるのは「8週間前の日と10月1日とのいずれか後の日（休日である場合は直前の営業日）」と、それぞれ読み替えるものとする。

2　前記1は、前記8において前記4（1）から（3）までの規定を準用する場合についても適用する。

3　法第99条第1項柱書後段の規定に基づく再計算を初めて行うまでの間における令第28条第4項に規定する国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額については、前記3（6）の規定にかかわらず、平成30年度までの間の各年度における額を計算するものとする。

表86　「中長期の経済財政に関する試算」（平成30年7月、内閣府）の長期金利の見通し

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	平　均
成長実現ケース	0.00%	0.00%	0.00%	0.30%	0.80%	0.22%
ベースラインケース	0.00%	0.00%	0.00%	0.20%	0.70%	0.18%

・百分率で小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位までとする。

成長実現ケースとベースラインケースの中央値である0.20%と設定する。

④年金現価率について

予定基準利率、死亡率の状況及びその見通しを使用し、将来にわたって財政が均衡することを勘案して、年金額が終身（有期の場合は支給残月数）にわたり一定となるよう設定する。

終身年金現価率について

・予定基準利率　0.20%

・国共済と地共済においてそれぞれ男女別に計算した終身年金現価率を単純平均する。

・国共済と地共済の年金現価率は同一とする。

・小数点以下第7位を四捨五入して、小数点以下第6位までとする。

有期年金現価率について

・予定基準利率　0.20%

・国共済と地共済の年金現価率は同一とする。

・小数点以下第7位を四捨五入して、小数点以下第6位までとする。

⑤付与率について

付与率は、退職等年金給付が組合員であった者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とするものであることや、有識者会議の報告書で「現行の職域部分の水準よりも年金額を抑制すること」とされていることを考慮して設定している。

このため、保険料率の上限（1.50%）の範囲内において、旧職域年金の給付水準を考慮しつつ退職等年金給付の目的を達成できる給付水準を確保する観点から、付与率を平成27年財政計算時と同率の1.50%と設定する。

その他付与率設定条件

・国共済と地共済の付与率は同一とする。

・百分率で小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする。

⑥予定利率について

予定利率は、退職等年金給付積立金の運用収益の見通しと基準利率の状況を勘案して設定する。

予定基準利率と同様、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の長期金利の見通しを参照する。

・国共済と地共済の予定利率は同一とする。

・百分率で小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位までとする。

予定基準利率と同値の0.20%と設定。

⑦保険料率について

保険料率は、総給付現価（将来の年金給付を予定利率で割引計算した現在価値）から保険料現価（将来の保険料収入を予定利率で割引計算した現在価値）を控除

した積立基準額と積立金が均衡するよう設定することとされている。

今回の財政再計算においても、保険料率に上限が法定されているために積立不足に対する追加拠出を無制限に行えないこと、また、制度発足後当分の間、積立金を積み上げていくこととなることから財政の安定に留意して、総給付現価と保険料収入現価及び積立金が均衡するよう設定する。

・計算基準日は、平成30年3月末。
・保険料率の上限は1.50％とする。
・国共済と地共済の保険料率は同一とする。
・百分率で小数点以下第3位を切り上げし、小数点以下第2位までとする。

（2）財政再計算結果

（a）前提条件等

①基礎数

現在組合員：計算基準日（平成30年3月末）時点の標準報酬統計を基に男女別・年齢別・組合員期間（年数）別に作成。

待期者及び年金受給者：計算基準日（平成30年3月末）時点の標準報酬統計及び年金受給者統計を基に男女別・年齢別に作成。

②基礎率

総脱退率、退職年金失権率等は、厚生労働省年金局と調整して作成した基礎率（原則として平成26～平成28年度の統計を基に作成）を使用。

③予定基準利率

10年国債応募者利回りや退職等年金給付積立金の運用収益の見通しに基づいて0.20％と設定。

④終身年金現価率

年金額が終身にわたり一定となるように予定基準利率及び死亡率を用いて年齢別に設定（国共済と地共済においてそれぞれ男女別に計算した終身年金現価率を単純平均）。

（参考）65歳の場合は22.435798、70歳の場合は18.441970

⑤有期年金現価率

年金額が支給残期間にわたり一定となるように予定基準利率を用いて支給残月数ごとに設定。

なお、財政再計算では、全て一時金としての受給を前提とし、有期年金現価率を用いない。

（参考）支払残月数が120月（10年）の場合は9.899114、240月（20年）の場合は19.602405

⑥付与率

保険料率の上限（1.50％）の範囲内において、組合員等の適当な生活の維持を図り、また、公務の能率的運営に資するという目的を達成できる給付水準を確保する観点から、平成27年財政計算時と同率の1.50％と設定。

⑦予定利率

0.20％と設定（予定基準利率と同値）。

⑧保険料率

保険料率は、総給付現価（将来の年金給付に要する費用を予定利率で割引計算した現在価値）から保険料収入現価（将来の保険料収入を予定利率で割引計算した現在価値）を控除した積立基準額と積立金が均衡するように設定する。

・退職給付の財政方式は、閉鎖型総合保険料方式（計算基準日時点の組合員・待期者・受給者について将来の給付費用を将来の保険料と積立金で賄う方式）とする。
・公務上給付の財政方式は、必要保険料方式（給付発生年度に将来にわたる費用の現価相当額を1年間で積み立てる方式）とする。
・保険料率の上限は1.50％。

（b）計算結果

財政再計算の結果、数理計算上の保険料率は1.497％であるが、端数処理により、1.50％を保険料率として設定する（表87）。

表87　総給付現価と保険料率計算

総給付現価

（単位：億円）

	国共済	地共済	国共済＋地共済	国共済＋地共済の費用率
退職給付現価	19,053	53,424	72,477	1.690％
公務障害遺族給付現価	332	507	839	0.020％
事務費現価	113	348	460	0.011％
総給付現価	19,498	54,278	73,776	1.721％

保険料率計算

	国共済	地共済	国共済＋地共済	国共済＋地共済保険料率（③／④）
総給付現価 ①	19,498	54,278	73,776	-
積立金 ②	2,701	6,872	9,573	-
保険料収入現価 ③（①－②）	16,797	47,407	64,204	1.497％
標準報酬等現価 ④	1,127,564	3,159,938	4,287,502	-

（注）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

(c) 財政再計算結果による概算財政調整拠出金

表88　国共済と地共済における積立剰余又は積立不足の状況（平成30年財政再計算結果）

国家公務員共済組合連合会　（単位：百万円）

総給付現価①	保険料収入現価②	積立基準額 ③（①−②）	退職等年金給付積立金④	剰余又は不足（④−③）
1,949,800	1,691,346	258,454	270,115	11,662

地方公務員共済組合連合会　（単位：百万円）

総給付現価①	保険料収入現価②	積立基準額 ③（①−②）	退職等年金給付組合積立金等④	剰余又は不足（④−③）
5,427,848	4,739,907	687,941	687,168	△773

（注）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

表89　財政調整拠出金に係る地方公務員共済組合連合会に対する拠出　（単位：百万円）

	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	合　計
概算財政調整拠出金	155	155	155	155	155	773

（注）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。
平成30年財政再計算の結果、国共済が積立剰余であり、かつ、地共済が積立不足であるため、地共済の積立不足の額（7億7,300万円）の5分の1に相当する額（1億5,500万円）を平成31年から平成35年まで毎年度、国共済から地共済に概算拠出することになる。

（参考1）

図18　退職等年金給付財源イメージ図

＜前提＞
・基礎数　組合員数　389.2万人（国共済：104.4万人　地共済：284.7万人）
　　待期者数　35.1万人（国共済：12.7万人　地共済：22.5万人）
　　受給者数　1.5万人（国共済：0.7 万人　地共済：0.8万人）
・予定利率　0.20%
・財政方式　閉鎖型総合保険料方式
　　将来加入者を見込まず、計算基準日時点の組合員、待期者及び受給者の将来給付額が保険料収入と積立金で均衡するよう計算する方式

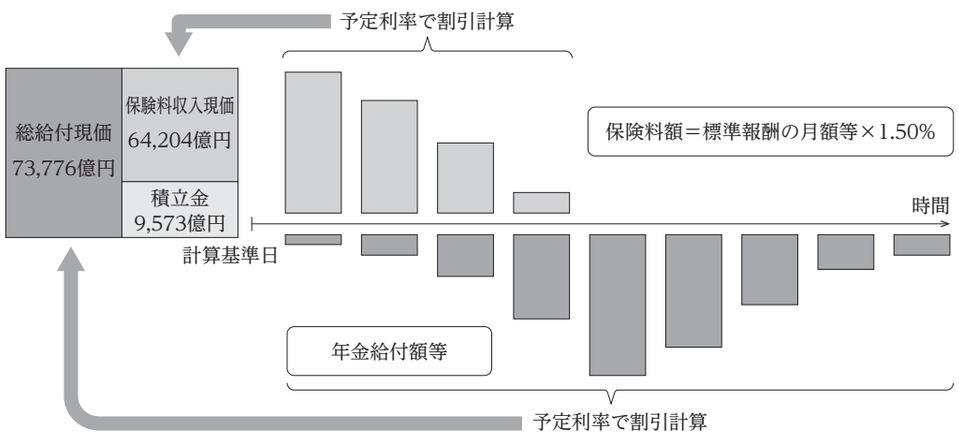

（参考2）

図19　退職年金のイメージ図（モデル年金ケース）

＜前提＞
・平均標準報酬月額　40.5万円（平成30年3月末の国共済及び地共済の全組合員の標準報酬月額の平均値）
・組合員期間　40年加入
・支給開始年齢　65歳
・有期退職年金　受給期間20年

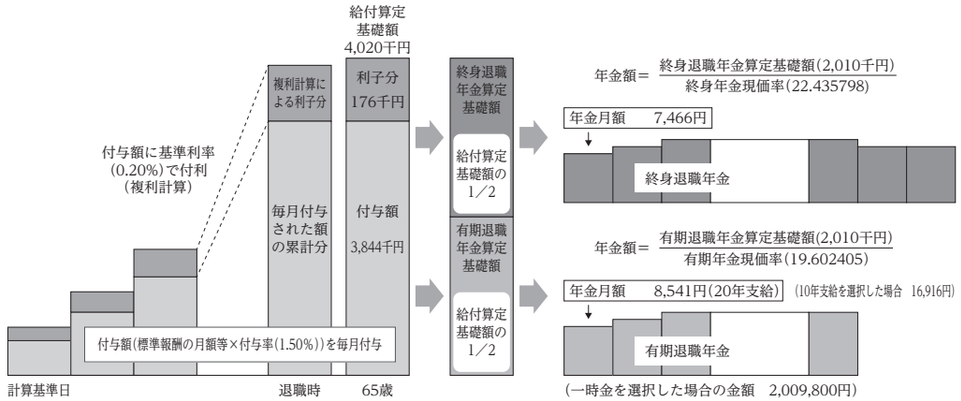

○標準報酬の月額41万円の場合
　・掛金額＝41万円×0.75%=3,075円（月額）
　・付与額＝41万円×1.50%=6,150円（月額）
○基準利率は、10年国債の応募者平均利回りを基礎として設定し、毎年10月に見直される。

（注）退職年金の年金額は、その算定に用いられる年金現価率が毎年10月に見直されるため、毎年変動する。

4　諸会議

①第125回年金業務懇談会（平成30年11月21日）
②運営審議会懇談会（平成30年12月3日）
③第126回年金業務懇談会（平成30年12月10日）まとめは表90のとおり。
④臨時常務会（平成30年12月12日）
⑤共済組合担当課長・事務連絡協議会合同会議（平成30年12月13日）
⑥第400回理事会（平成30年12月14日）
⑦第86回運営審議会（平成30年12月19日）
⑧財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会（令和元年6月14日）
⑨（参考）地共連役員会及び運営審議会（平成30年12月5日）

(1) 年金業務懇談会での意見等

なし。

(2) 運営審議会での意見等

・「財政再計算結果及び結果による地方公務員共済組合への財政調整拠出について、制度上のものとして一定の理解をする」との意見があった。

（参考3）
図20　モデル年金月額

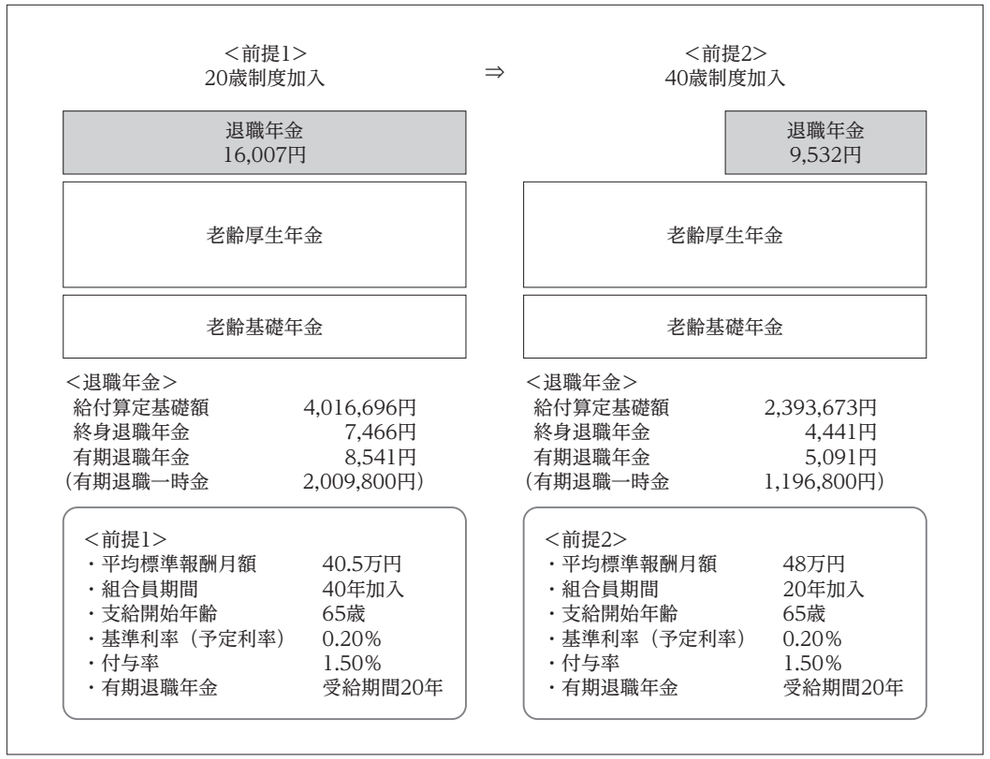

表90　まとめ

平成30年12月10日
第126回年金業務懇談会

ま　と　め

退職等年金給付制度の創設（平成27年10月）にあたって必要となる財政計算について、当懇談会において審議を行った際、当懇談会として「新制度について、国家公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的としているものであることに鑑み、持続可能な制度として構築していく必要があるとの認識で一致した」との「まとめ」を行った。

このような観点から、当懇談会ではこれまで、毎年度の決算時点での財政状況について検証を行い、年金財政の健全性が確保されていることを確認してきたところである。

退職等年金給付制度においては、制度創設後初めての財政再計算を平成31年4月1日以前に行うこととされており、今般、連合会が実施した財政再計算の結果について、当懇談会において審議を行ってきた。

今回の財政再計算では全ての計算基礎を直近の数値に置き換えて保険料率の計算を行っているが、連合会が算定した付与率、予定基準利率、年金現価率、予定利率及び保険料率は、算定にあたって法令等に示された条件を満たしているとともに、保険数理上妥当な数値であると認められる。

提案された保険料率は、退職等年金給付制度の目的を達成するための給付水準を確保するものとなっており、また、持続可能な制度としての財政運営がなされているとの結論に達した。

なお、制度創設後間もないこともあり、脱退その他の傾向値の実績を蓄積している段階にあるため、今後とも毎年度の財政検証等を通じ、その傾向の把握に努める必要がある。

これをもって年金業務懇談会の「まとめ」とする。

5　退職等年金給付制度に係る広報

（1）リーフレット

・平成29年3月発行
・平成30年3月発行
・平成31年2月発行

（2）広報紙『KKR』

・平成28年8月発行（No.856）
・平成29年8月発行（No.868）
・平成30年8月発行（No.880）

6　財務大臣報告

・退職等年金給付に係る費用の算定等に係る報告について
（平成30年12月20日共済連本企第37号）

第3　令和5年財政再計算

1　財政再計算への準備等

退職等年金給付制度は、少なくとも5年ごとに再計算を行うことが法律に規定されてい

るので、２回目の財政再計算を令和５年に実施した。今回の財政再計算の各種基礎率については、前回の財政再計算と同様、翌年に実施される厚生年金保険の財政検証に用いられる数値を使用し、予定基準利率及び予定利率についても前回同様、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の長期金利の見通しを参照した数値を使用した。

なお、前回の財政再計算までは財政の安定に留意する必要があったことから一部の基礎率を保守的に見込んでいたが、今回の財政再計算からは実績を反映した基礎率に見直しを行った。併せて積立剰余・不足があった場合に掛金率や給付で対応する部分の計算方法について通達等の改正があった。

今回の財政再計算も前回財政再計算と同様に四者間で連携を取りながら実施した。

２　財政再計算に関する通知文書

財務省関係通知

・退職等年金給付に係る費用の算定等についての一部改正について（令和5年11月15日財計第4215号　表91）

・「退職等年金給付に係る費用の算定等について」の一部変更について(確認依頼)（令和５年11月15日事務連絡企第8号）

・「「退職等年金給付に係る費用の算定等について」の一部変更について(確認依頼)」について（令和5年11月20日事務連絡）

表91　退職等年金給付に係る費用の算定等についての一部改正について

財　計　第4215号
令和5年11月15日

国家公務員共済組合連合会
理　事　長　殿

財　務　大　臣　　鈴　木　俊　一
（　公　印　省　略　）

退職等年金給付に係る費用の算定等についての一部改正について

退職等年金給付に係る費用の算定等について(平成27年9月30日財計第2890号)の一部を別紙のとおり改正したので通知する。

（別紙）
退職等年金給付に係る費用の算定等について（平成27年9月30日財計第2890号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄の掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
1　［略］	1　［同左］
2　［略］	2　［同左］

改　正　後	改　正　前
（1）［略］ （2）　国の基準利率は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第115条の2に規定する国債の利回りに、法第21条第2項第2号ハに規定する退職等年金給付積立金（以下「退職等年金給付積立金」という。）及び法第99条第1項第3号に規定する地方退職等年金給付積立金（以下「地方退職等年金給付積立金」という。）の剰余及び不足（法第99条第1項第3号に規定する国の積立基準額（以下「国の積立基準額」という。）及び同項同号に規定する地方の積立基準額（以下「地方の積立基準額」という。）の合計額と当該合計額について計算の基礎となる事項に係る実績を反映した額との差である剰余及び不足をいう。以下同じ。）を反映して定めることとする。 （3）［略］	（1）［同左］ （2）　国の基準利率は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第115条の2に規定する国債の利回りに、法第21条第2項第2号ハに規定する退職等年金給付積立金（以下「退職等年金給付積立金」という。）の運用及び法第99条第1項第3号に規定する地方退職等年金給付積立金（以下「地方退職等年金給付積立金」という。）の運用に起因する剰余及び不足（法第99条第1項第3号に規定する国の積立基準額（以下「国の積立基準額」という。）及び同項同号に規定する地方の積立基準額（以下「地方の積立基準額」という。）の合計額と当該合計額について計算の基礎となる事項に係る実績を反映した額との差である剰余及び不足をいう。以下同じ。）を反映して定めることとする。 （3）［同左］
3　［略］ （1）［略］ （2）　国の終身年金現価率は、国の基準利率及び規則第115条の4第2項に規定する死亡率に基づき、令第16条に規定する事情を勘案して計算した率に、退職等年金給付積立金及び地方退職等年金給付積立金の剰余及び不足を反映して定めること。	3　［同左］ （1）［同左］ （2）　国の終身年金現価率は、国の基準利率及び規則第115条の4第2項に規定する死亡率に基づき、令第16条に規定する事情を勘案して計算した率に、運用以外に起因する剰余及び不足を反映して定めること。
4　［略］	4　［同左］
5　［略］ ［(1)・(2)　略］ （3）　退職等年金給付に要する費用の算定において基礎とする事項については、法第100条第3項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合（以下「掛金率」という。）を算定する場合に見直すこととする。ただし、当該基礎とする事項の状況に鑑み、見直す必要がないと判断される事項については、見直さないことができる。	5　［同左］ ［(1)・(2)　同左］ （3）　退職等年金給付に要する費用の算定において基礎とする事項については、法第100条第3項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合（以下「保険料率」という。）を算定する場合に見直すこととする。ただし、当該基礎とする事項の状況に鑑み、見直す必要がないと判断される事項については、見直さないことができる。

改　正　後	改　正　前
（4）［略］	（4）［同左］
6　［略］	6　［同左］
7　［略］ ［（1）・（2）　略］ （3）　国の予定利率は、掛金率を算定する場合には見直すこと。ただし、法第99条第1項柱書後段の規定に基づき退職等年金給付に要する費用を再計算する場合以外の場合においては、見直さないことができる。 （4）　［略］	7　［同左］ ［（1）・（2）　同左］ （3）　国の予定利率は、保険料率を算定する場合には見直すこと。ただし、法第99条第1項柱書後段の規定に基づき退職等年金給付に要する費用を再計算する場合以外の場合においては、見直さないことができる。 （4）［同左］
8　掛金率について 掛金率については、以下の基準に基づいて算定すること。 （1）　令第24条に規定する「その他財務大臣が定める事情」とは、掛金率と、地共済法第114条第3項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合（以下「地方の掛金率」という。）とが等しくなければならないという事情とする。 （2）　掛金率について、小数点以下4位未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た率とすること。 （3）　掛金率は、適用する日の前日の前1年以内の日（以下「計算基準日」という。）を基準として計算すること。 （4）　掛金率を計算したときは、少なくとも計算基準日の翌日以降1年以内の日から適用すること。なお、同一計算基準日において掛金率の計算を複数回実施した場合においては、直近に計算された掛金率を適用すること。 （5）　掛金率は、計算基準日における組合員及び組合員であった者に係る給付について、国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と、退職等年金給付積立金と地方退職等年金給付積立金との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように計算すること。ただし、法第83条第1項に規定する公務障害年金の給付に要する費用に係るもの及び法第89条第1項に規定する公務遺族年金の給付に要する費用に係るものについては、当該年度に発生した受給者に係る将来にわたる費用の現価に相当する額を当該年度の費用として計算すること。 （6）　掛金率については、法第76条に規定する退職年金の給付に要する費用、法第83条第1項に規定する公務障害年金の給付に要する費用、法第89条第1項に規定する公務遺族年金の給付に要する費用、法第99条第1項第3号に規定する退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用を合算した額を算定の基礎として定めること。 （7）　地方の掛金率と同一の計算基準日において計算された掛金率は、当該地方の掛金率と同一の日に適用するものとすること。	8　保険料率について 保険料率については、以下の基準に基づいて算定すること。 （1）　令第24条に規定する「その他財務大臣が定める事情」とは、保険料率と、地共済法第114条第3項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合（以下「地方の保険料率」という。）とが等しくなければならないという事情とする。 （2）　保険料率について、小数点以下4位未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た率とすること。 （3）　保険料率は、適用する日の前日の前1年以内の日（以下「計算基準日」という。）を基準として計算すること。 （4）　保険料率を計算したときは、少なくとも計算基準日の翌日以降1年以内の日から適用すること。なお、同一計算基準日において保険料率の計算を複数回実施した場合においては、直近に計算された保険料率を適用すること。 （5）　保険料率は、計算基準日における組合員及び組合員であった者に係る給付について、国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と、退職等年金給付積立金と地方退職等年金給付積立金との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように計算すること。ただし、法第83条第1項に規定する公務障害年金の給付に要する費用に係るもの及び法第89条第1項に規定する公務遺族年金の給付に要する費用に係るものについては、当該年度に発生した受給者に係る将来にわたる費用の現価に相当する額を当該年度の費用として計算すること。 （6）　保険料率については、法第76条に規定する退職年金の給付に要する費用、法第83条第1項に規定する公務障害年金の給付に要する費用、法第89条第1項に規定する公務遺族年金の給付に要する費用、法第99条第1項第3号に規定する退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用を合算した額を算定の基礎として定めること。 （7）　地方の保険料率と同一の計算基準日において計算された保険料率は、当該地方の保険料率と同一の日に適用するものとすること。
9　［略］ （1）　退職等年金給付に要する費用の計算に係る法第99条第1項柱書後段の規定に基づく初回の財政再計算については、当該財政再計算において計算された掛金率を平成31年4月1日以前の日に適用すること。 （2）　［略］ （3）　退職等年金給付に要する費用については、次の場合には財政再計算を実施するものとする。なお、次に掲げるイにおいて、国の積立基準額については、直近の掛金の計算における退職等年金給付に要する費用の算定において基礎とする事項及び計算基準日における組合員数等を用いて適切に計算した額とし、地方の積立基準額については、直近の掛金率の計算における地共済令第28条第3項に規定する地方の組合の退職等年金給付に要する費用の算定において基礎とする事項及び計算基準日における地方公務員共済組合の組合員数等を用いて適切に計算した額とすること。 ［ア・イ　略］ （4）　［略］	9　［同左］ （1）　退職等年金給付に要する費用の計算に係る法第99条第1項柱書後段の規定に基づく初回の財政再計算については、当該財政再計算において計算された保険料率を平成31年4月1日以前の日に適用すること。 （2）　［同左］ （3）　退職等年金給付に要する費用については、次の場合には財政再計算を実施するものとする。なお、次に掲げるイにおいて、国の積立基準額については、直近の掛金の計算における退職等年金給付に要する費用の算定において基礎とする事項及び計算基準日における組合員数等を用いて適切に計算した額とし、地方の積立基準額については、直近の保険料率の計算における地共済令第28条第3項に規定する地方の組合の退職等年金給付に要する費用の算定において基礎とする事項及び計算基準日における地方公務員共済組合の組合員数等を用いて適切に計算した額とすること。 ［ア・イ　同左］ （4）　［同左］
10　［略］	10　［同左］

改　正　後	改　正　前
（1）［略］ ［ア～カ　略］ キ　計算後の掛金率 ［ク・ケ　略］ （2）［略］	（1）［同左］ ［ア～カ　同左］ キ　計算後の保険料率 ［ク・ケ　同左］ （2）［同左］
11　［略］ （1）　付与率、基準利率等を定款で定める場合、掛金率の計算における予定利率等を設定する場合、運用の見直しを見込む場合等においては、地方公務員共済組合連合会と十分に協議すること。 （2）［略］	11　［同左］ （1）　付与率、基準利率等を定款で定める場合、保険料率の計算における予定利率等を設定する場合、運用の見直しを見込む場合等においては、地方公務員共済組合連合会と十分に協議すること。 （2）［同左］
附　則 1　［略］ 2　基準利率を定める際の退職等年金給付積立金及び地方退職等年金給付積立金の剰余及び不足の反映については、積立金の規模等に十分留意すること。 3　終身年金現価率を定める際の退職等年金給付積立金及び地方退職等年金給付積立金の剰余及び不足の反映については、退職等年金給付積立金の規模、地方退職等年金給付積立金の規模、毎年度の収入支出並びに剰余及び不足の状況に十分留意すること。 4　退職等年金給付に要する費用の算定において基礎とする事項を定める場合及び見直す場合は、財政の安定性に十分留意すること。 5　平成27年10月1日に適用される掛金率の計算における国の予定利率は、同日に適用する国の基準利率を勘案して定めること。 6　［略］	附　則 1　［同左］ 2　当分の間、基準利率を定める際の退職等年金給付積立金の運用及び地方退職等年金給付積立金の運用に起因する剰余及び不足の反映については、積立金の規模等に十分留意すること。 3　当分の間、終身年金現価率を定める際の退職等年金給付積立金の運用及び地方退職等年金給付積立金の運用以外に起因する剰余及び不足の反映については、退職等年金給付積立金の規模、地方退職等年金給付積立金の規模、毎年度の収入支出並びに剰余及び不足の状況に十分留意すること。 4　当分の間、退職等年金給付に要する費用の算定において基礎とする事項を定める場合及び見直す場合は、財政の安定性に十分留意すること。 5　平成27年10月1日に適用される保険料率の計算における国の予定利率は、同日に適用する国の基準利率を勘案して定めること。 6　［同左］
備考　表中の［　　］の記載は注記である。	

附　　則

この改正は、通達の日から適用する。

3 財政再計算の結果

（1）計算基礎について

①基礎数

現在組合員：計算基準日（令和5年3月末）時点の組合員統計を基に男女別･年齢別･組合員期間（年数）別に作成した。

待期者及び年金受給者：計算基準日（令和5年3月末）時点の組合員統計及び年金受給者統計を基に男女別・年齢別に作成した。

②基礎率

厚生労働省年金局が当連合会と調整して作成した基礎率（原則として令和元年～令和3年度の3か年の組合員統計及び年金受給権者統計を基に男女別・年齢別に作成）を使用した。ただし、公務給付発生率等は実績に基づき当連合会が独自に作成した。

・総脱退率　　・育休・産休取得率
・在職死亡力　　・障害年金失権率
・退職年金失権率　・遺族年金失権率
・報酬指数
・報酬年額に対する期末手当等の割合※
・有期年金選択率※　・公務障害発生率※
・公務遺族発生率※

※は実績に基づき当連合会が独自に作成した率。

③予定基準利率について

財政再計算上、付与額に付利するための利率。

10年国債応募者利回りや退職等年金給付積立金の運用収益の見通しに基づいて設定する（表92）。

・国共済と地共済の予定基準利率は同一とする。
・百分率で小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位までとする。

成長実現ケースとベースラインケースの平均値である0.49％と設定する。

④年金現価率について

終身退職年金算定基礎額又は有期退職年金算定基礎額（組合員期間10年以上の場合、給付算定基礎額の2分の1ずつ）を除して年金額（年額）を得るための率。予定基準利率、死亡率（失権率）の状況及びその見通しを使用し、将来にわたって財政が均衡することを勘案して、年金額が終身（有期の場合は支給残月数）にわたり一定となるよう設定する。

終身年金現価率について

・予定基準利率　0.49％
・国共済と地共済においてそれぞれ男女別に計算した終身年金現価率を単純平均する。
・国共済と地共済の年金現価率は同一とする。
・小数点以下第7位を四捨五入して、小数点以下第6位までとする。

有期年金現価率について

・予定基準利率　0.49％
・国共済と地共済の年金現価率は同一とする。
・小数点以下第7位を四捨五入して、小数点以下第6位までとする。

⑤付与率について

標準報酬月額等に乗じて毎月の付与額を得るための率。

付与率は、退職等年金給付が、組合員等の適当な生活の維持を図ること、また、公務の能率的運営に資することを目的とするものであることや、有識者会議の報

表92　「中長期の経済財政に関する試算」（令和5年7月25日、内閣府）の長期金利の見通し（単位：％）

ケース＼年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	平　均
成長実現	0.40	0.40	0.40	0.60	0.90	0.54
ベースライン	0.40	0.40	0.40	0.50	0.50	0.44
					平　均	0.49

告書で「現行の職域部分の水準よりも年金額を抑制すること」とされていることを考慮して設定している。

・国共済と地共済の付与率は同一とする。

・百分率で小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位までとする。

このため、旧職域年金の給付水準を考慮しつつ退職等年金給付の目的を達成できる給付水準を確保する観点から、付与率を平成27年財政計算時及び平成30年財政再計算と同率の1.50％と設定する。

⑥予定利率について

予定利率は、財政再計算上の運用目標となる利回りで、退職等年金給付積立金の運用収益の見通しと基準利率の状況を勘案して設定する。

予定基準利率と同様、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の長期金利の見通しを参照する。

・国共済と地共済の予定利率は同一とする。

・百分率で小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位までとする。

予定基準利率と同値の0.49％と設定する。

⑦保険料率について

標準報酬月額等に乗じて、労使折半で納める保険料を算出するための率。

保険料率は、総給付現価（将来の年金給付を予定利率で割引計算した現在価値）から保険料収入現価（将来の保険料収入を予定利率で割引計算した現在価値）を控除した積立基準額と積立金が均衡するよう設定することとされている。

今回の財政再計算においても、保険料率に上限が法定されているために積立不足に対する追加拠出を無制限に行えないこと、また、制度発足後当分の間、積立金を積み上げていく状況が続くことから財政の安定に留意して、総給付現価と保険料収入現価及び積立金が均衡するよう設定する。

・計算基準日は、令和5年3月末。

・保険料率の上限は1.50％とする。

・国共済と地共済の保険料率は同一とする。

・掛金率（保険料率の半分）で計算して百分率で小数点以下第3位を切り上げ、小数点以下第2位までとする。

⑧基準利率を引き上げる加算率又は引き下げる控除率

財政再計算の結果、積立剰余がある場合に基準利率に加算率を加えた基準利率を設定することで積立剰余を還元し、あるいは、積立不足がある場合に基準利率から控除率を減じた基準利率を設定することで積立不足を解消する。

・控除後の基準利率の下限は0.00％（控除率の上限は控除前の基準利率）とする。

・国共済と地共済の加算後又は控除後の基準利率は同一とする。

・加算率は百分率で小数点以下第3位を切り下げ、小数点以下第2位までとする。

・控除率は百分率で小数点以下第3位を切り上げ、小数点以下第2位までとする。

（2）財政再計算結果

（a）前提条件等

①計算方法

・退職給付：閉鎖型総合保険料方式（計算基準日時点の組合員、待期者及び受給者について将来の給付費用を将来の保険料及び積立金で賄う方式）とする。

・公務上給付：必要保険料方式（給付発生後に将来にわたる費用の現価相当額を1年間で積み立てる方式）とする。

・事務費：過去の実績に基づく費用率とする。

②計算基礎

・基礎数：計算基準日（令和5年3月末）時点のデータ（性別・年齢別・組合員期間別）を使用する。

・基礎率：厚生労働省年金局が当連合会と調整して作成した基礎率を使用し、公務給付発生率等は実績に基づき当連合会が独自に作成した。

・予定基準利率：0.49％

・付与率：1.50％

・終身年金現価率：予定基準利率、加算率（若しくは控除率）及び死亡率（失権率）を基に計算する。

・有期年金現価率：予定基準利率及び加算率（若しくは控除率）を基に計算する。

・予定利率：予定基準利率と同値する。

（b）計算結果（表93）

〈積立剰余の還元後〉

新保険料率1.50％、予定基準利率0.49％＋加算率0.08％

（c）財政再計算結果による概算財政調整額

令和5年財政再計算の結果（積立剰余の還

表93　総給付現価等　（単位：百万円）

		国共済	地共済	合　計
総給付現価	①	2,534,534	7,567,837	10,102,371
退職年金給付現価		2,498,579	7,440,806	9,939,385
公務障害遺族年金給付現価		23,682	61,296	84,978
事務費現価		12,428	65,580	78,008
財政調整拠出金（未精算分）		▲155	155	―
標準報酬等現価	②	124,277,721	355,889,305	480,167,026
保険料収入現価	③＝②×新保険料率	1,864,166	5,338,340	7,202,505
積立基準額	④＝①－③	670,368	2,229,497	2,899,865
積立金	⑤	827,228	2,092,896	2,920,124
積立剰余（▲不足）	⑥＝⑤－④	156,859	▲136,601	**20,258**

（注1）新保険料率1.50％
（注2）予定基準利率0.49％＋加算率0.08％

元後)、国共済が積立剰余であり、かつ、地共済が積立不足であるため、地共済の積立不足の額（1,366億100万円）の5分の1に相当する額（273億2,000万円）を令和6年度から令和10年度まで毎年度、国共済から地共済へ概算拠出することになる（表94、表95）。

(d) 退職等年金給付のイメージ図等

図21、図22のとおり。

表94　財政再計算結果

（単位：百万円）

【再掲】	国共済	地共済	合　計
積立剰余（▲不足）	156,859	▲136,601	20,258

表95　概算財政調整拠出金

（単位：百万円）

概算財政調整拠出金	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	合　計
国家公務員共済組合連合会	27,320	27,320	27,320	27,320	27,320	136,601
地方公務員共済組合連合会	▲27,320	▲27,320	▲27,320	▲27,320	▲27,320	▲136,601

（注）負値（▲）は財政調整拠出金の受入れを示している。

（参考1）

図21　退職年金のイメージ図（モデル年金ケース）

〈前提1〉
・平均標準報酬月額　40.7万円（令和5年3月末の国共済及び地共済の全組合員の標準報酬月額の平均値）
・組合員期間　40年加入
・支給開始年齢　65歳
・有期退職年金　受給期間20年

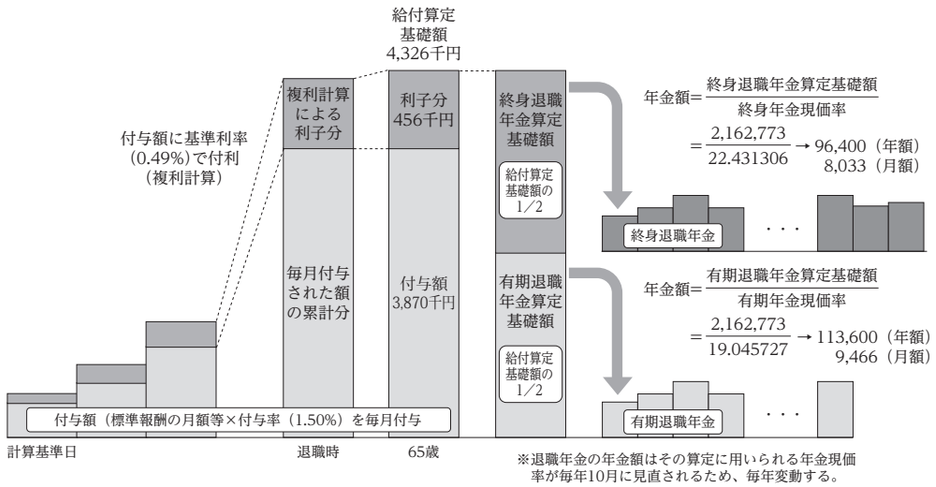

（参考2）

図22　モデル年金月額

〈前提1〉
20歳制度加入

退職年金（月額）
17,499円

老齢厚生年金

老齢基礎年金

〈退職年金〉
給付算定基礎額　4,325,546円
　終身退職年金（月額）　8,033円
　有期退職年金（月額）　9,466円
（有期退職一時金　2,162,800円）

〈前提1〉
・平均標準報酬月額　40.7万円
・組合員期間　40年加入
・支給開始年齢　65歳
・基準利率（予定利率）　0.49%
・付与率　1.50%
・有期退職年金　受給期間20年

〈前提2〉
40歳制度加入

退職年金（月額）
10,075円

老齢厚生年金

老齢基礎年金

〈退職年金〉
給付算定基礎額　2,489,857円
　終身退職年金（月額）　4,625円
　有期退職年金（月額）　5,450円
（有期退職一時金　1,244,900円）

〈前提2〉
・平均標準報酬月額　48.0万円
・組合員期間　20年加入
・支給開始年齢　65歳
・基準利率（予定利率）　0.49%
・付与率　1.50%
・有期退職年金　受給期間20年

4　諸会議

①第139回年金業務懇談会（令和5年11月21日）

②第140回年金業務懇談会（令和5年12月11日）まとめは表96のとおり。

③事務連幹事会（令和5年12月13日）

④第412回理事会（令和5年12月18日）

⑤事務連例会（令和5年12月20日）

⑥第98回運営審議会（令和5年12月21日）

⑦（参考）地共連役員会及び運営審議会（令和５年12月19日、12月20日）

(1) 年金業務懇談会での意見等

なし。

(2) 運営審議会での意見等

なし。

5　退職等年金給付制度に係る広報

(1) リーフレット

・平成30年度末財政検証（令和2年3月発行）
・令和元年度末財政検証（令和3年3月発行）
・令和2年度末財政検証（令和4年3月発行）
・令和3年度末財政検証（令和5年3月発行）

(2) 広報紙『KKR』

・令和元年9月発行（No.893）
・令和2年9月発行（No.905）
・令和3年9月発行（No.917）
・令和4年9月発行（No.929）
・令和5年9月発行（No.941）

表96　まとめ

令和5年12月11日
第140回年金業務懇談会

ま　と　め

退職等年金給付制度の創設時（平成27年10月）及び平成30年財政再計算における財政計算について、当懇談会において審議を行った際、当懇談会としては、本制度について、国家公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的としているものであることに鑑み、持続可能な制度として構築していく必要があるとの認識で一致したものである。

このような観点から、当懇談会ではこれまで、毎年度の決算時点での財政状況について検証を行い、年金財政の健全性が確保されていることを確認してきたところである。

退職等年金給付制度においては、制度創設後2回目の財政再計算を令和6年4月1日以前に行うこととされており、今般、連合会が実施した財政再計算の結果について、当懇談会において審議を行ってきた。

今回の財政再計算では制度創設以後蓄積された実績を反映し、全ての計算基礎率を直近の傾向値に置き換えて保険料率の計算を行っており、連合会が算定した付与率、予定基準利率、年金現価率、予定利率及び保険料率は、算定にあたって法令等に示された条件を満たしているとともに、保険数理上妥当な数値であると認められる。

提案された保険料率は、退職等年金給付制度の目的を達成するための給付水準を確保するものとなっており、また、持続可能な制度としての財政運営がなされているとの結論に達した。

なお、今後とも毎年度の財政検証等を通じ、引き続き創設目的に則した財政運営がなされるよう当懇談会において検証に努めることとする。

以上をもって年金業務懇談会の「まとめ」とする。

・令和5年財政再計算・令和4年度末財政検証（令和6年2月発行）

6　財務大臣報告

・退職等年金給付に係る費用の算定等に係る報告について
（令和5年12月25日共済連本企第47号）

第4　財政検証及びその後の対応について

1　財政検証

毎年度決算終了後、財政検証を実施する（表98～表105）。

国共済と地共済においてそれぞれ積立基準額を計算し積立金と比較する。

①国共済と地共済間の財政調整額を計算する。

②積立基準額と積立金との差＝積立剰余（又は積立不足）の要因を「利差損益」と「その他損益」に区分する（各年度累計し、財政再計算時に解消する）。

③財政再計算の要否を判定する（積立基準額、積立金、保険料現価は国共済と地共済の合計額。表97）。

表97　財政再計算の要否判定

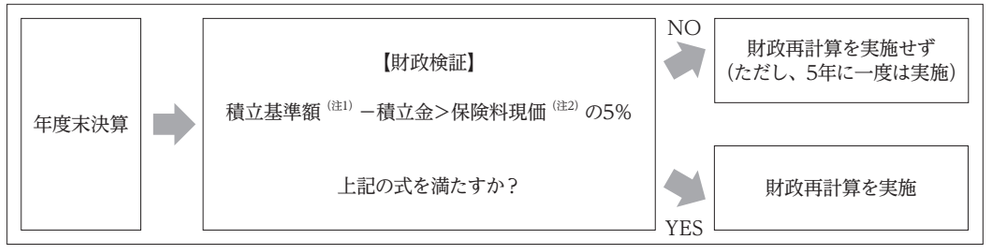

（注1）積立基準額は退職等年金給付に要する費用の予想額の現価に相当する額－掛金・負担金の予想額の現価に相当する額
（注2）保険料現価＝標準報酬等現価×変更前の保険料率

（1）平成27年度

・年金業務懇談会
第119回　平成28年12月12日

・運営審議会
第82回　平成29年3月23日

表98　退職等年金給付の財政検証（平成27年度末）の結果について

退職等年金給付の財政検証（平成27年度末）の結果について

被用者年金の一元化に伴い創設された「退職等年金給付制度」では、毎年度、決算時点における財政状況の検証を行うこととされている。

この財政検証は、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合全体の積立状況を確認し、早期の財政再計算を行う必要性について判定するために行う。

1．計算前提等

	平成27年財政計算	財政検証（平成27年度末時点）
基礎数	平成26年9月末	平成27年度末

	平成27年財政計算	財政検証（平成27年度末時点）
基礎率	平成26年財政再計算で用いた率	
付与率	1.50%	
基準利率	0.48%	
終身年金現価率	基準利率及び死亡率を用いて年齢別に設定した率	財政計算と同じ
有期年金現価率	基準利率を用いて支給残月数別に設定した率	
予定利率	0.48%	
保険料率	1.50%	

＜財政検証のイメージ図＞

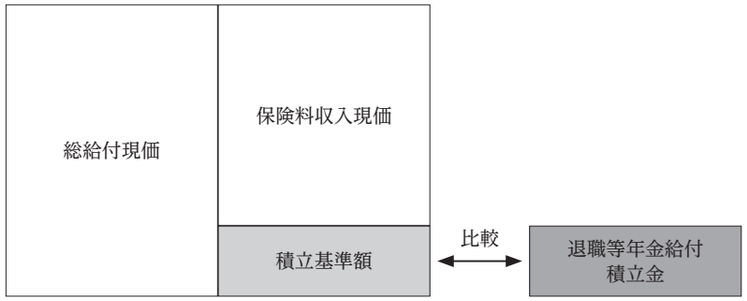

2．退職等年金給付の財政状況（平成27年度末時点）

＜計算基準日：平成27年度末＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
総給付現価　①	64,588	17,283	47,305
保険料収入現価　②	62,674	16,761	45,913
積立基準額　A（①－②）	1,914	522	1,392
退職等年金給付積立金 B	1,880	508	1,372
剰余又は不足（B－A）	△ 34	△ 14	△ 20

※（B－A）／②　△ 0.05%

＜積立剰余又は積立不足の要因について＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
剰余又は不足額	△ 34	△ 14	△ 20
利差損益（運用に起因する剰余又は不足）	2	3	△ 1
その他の損益（運用以外に起因する剰余又は不足）	△ 36	△ 17	△ 19

※平成27年度末時点における積立不足については、制度創設にかかる準備経費（事務費）を一括償却したことに起因しており、保険料率算定時に見込まれているものであることから、今後の保険料（事務費分）で随時償却される見通しとしている。

3．財政再計算の早期実施の要否

＜早期財政再計算要否の判定＞

保険料収入現価				判定基準
億円				億円
62,674	×	△ 5%	＝	△ 3,134

⇒平成27年度末時点における積立不足△34億円は保険料収入現価の0.05%に相当する額であり、判定基準（保険料収入現価の5%）を上回っていないため、早期の財政再計算は不要。

（2）平成28年度

・年金業務懇談会

第122回　平成29年12月18日

・運営審議会

第84回　平成30年3月28日

表99　退職等年金給付の財政検証（平成28年度末）の結果について

退職等年金給付の財政検証（平成28年度末）の結果について

退職等年金給付制度では、毎年度、決算時点における財政状況の検証を行うこととされている

この財政検証は、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合全体の積立状況を確認し、早期の財政再計算を行う必要性について判定するために行う。

＜財政検証のイメージ図＞

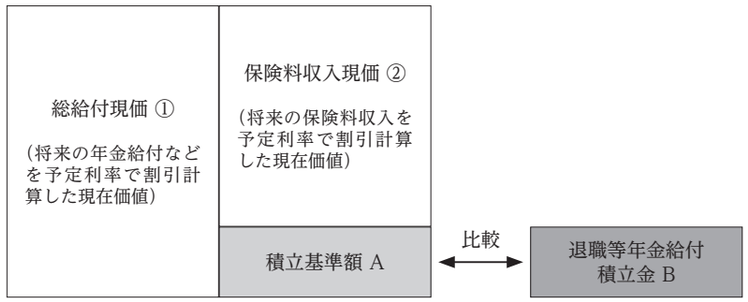

1．退職等年金給付の財政状況（平成28年度末時点）

＜計算基準日：平成28年度末＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
総給付現価　①	69,175	18,339	50,837
保険料収入現価　②	63,489	16,789	46,700
積立基準額　A（①－②）	5,686	1,550	4,137
退職等年金給付積立金 B	5,698	1,588	4,110
剰余又は不足（B－A）	12	39	△27

＜積立剰余又は積立不足の要因について＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
積立剰余又は積立不足の額	12	39	△27
㋑ 利差損益（運用に起因する剰余又は不足）	35	31	4
㋺ その他の損益（運用以外に起因する剰余又は不足）	11	21	△10
㋩ 前年度末剰余又は不足	△34	△14	△20

2．財政再計算の早期実施の要否

⇒ 積立剰余であるため、早期の財政再計算は不要。

＜財政調整拠出金について＞

平成28年度末における財政検証の結果、国共済が積立剰余（39億円）であり、かつ、地共済が積立不足（△27億円）であるため、地共済の積立不足額の5分の1に相当する額（5億円）を国共済から地共済に拠出する。

（3）平成29年度

・年金業務懇談会

第125回　平成30年11月21日

・運営審議会

第86回　平成30年12月19日

表100　退職等年金給付の財政検証（平成29年度末）の結果について

退職等年金給付の財政検証（平成29年度末）の結果について

退職等年金給付制度では、毎年度、決算時点における財政状況の検証を行うこととされている。この財政検証は、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合全体の積立状況を確認し、早期の財政再計算を

行う必要性について判定するために行う。

＜財政検証のイメージ図＞

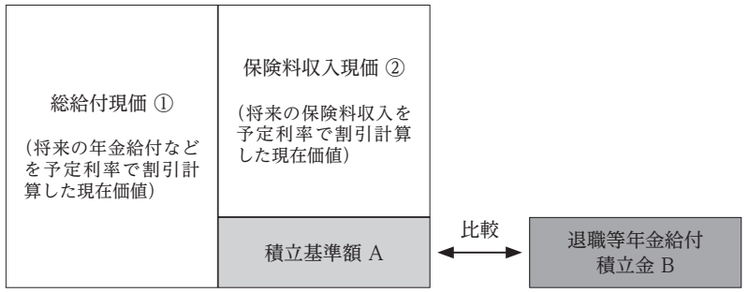

1．退職等年金給付の財政状況（平成29年度末時点）

＜計算基準日：平成29年度末＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
総給付現価　①	73,257	19,309	53,948
保険料収入現価　②	63,793	16,727	47,066
積立基準額　A（①－②）	9,464	2,583	6,881
退職等年金給付積立金 B	9,573	2,701	6,872
剰余又は不足（B－A）	109	119	△10

＜積立剰余又は積立不足の要因について＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
積立剰余又は積立不足の額	109	119	△10
㋑ 利差損益（運用に起因する剰余又は不足）	83	61	22
㋺ その他の損益（運用以外に起因する剰余又は不足）	14	19	△5
㋩ 前年度末剰余又は不足	12	39	△27

2．財政再計算の早期実施の要否

⇒ 積立剰余であるため、早期の財政再計算は不要。

＜財政調整拠出金について＞

平成29年度末における財政検証の結果、国共済が積立剰余（119億円）であり、かつ、地共済が積立不足（△10億円）であるため、地共済の積立不足額の5分の1に相当する額（2億円）を国共済から地共済に拠出する。

（4）平成30年度

・年金業務懇談会

第130回　令和2年3月18日

・運営審議会

第89回　令和2年3月25日

表101　退職等年金給付制度の財政検証（平成30年度末）の結果について

退職等年金給付制度の財政検証（平成30年度末）の結果について

退職等年金給付制度では、毎年度、決算時点における財政状況の検証を行うこととされている。この財政検証は、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合全体の積立状況を確認し、早期の財政再計算を行う必要性について判定するために行う。

＜財政検証のイメージ図＞

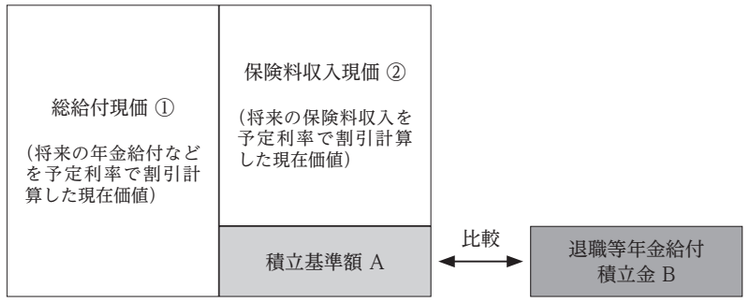

1．退職等年金給付制度の財政状況

＜計算基準日：平成30年度末＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
総給付現価　①	78,063	20,699	57,364
保険料収入現価　②	64,833	17,090	47,743
積立基準額　A（①－②）	13,230	3,609	9,621
退職等年金給付積立金 B	13,464	3,825	9,639
剰余又は不足（B－A）	234	215	19

＜積立剰余又は積立不足の要因について＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
積立剰余又は積立不足の額	234	215	19
㋑ 利差損益（運用に起因する剰余又は不足）	101	65	36
㋺ その他の損益（運用以外に起因する剰余又は不足）	24	34	△ 10
㋩ 前年度末剰余又は不足	109	117	△ 8

2．財政再計算の早期実施の要否

⇒ 積立剰余であるため、早期の財政再計算は不要。

＜財政調整拠出金について＞

平成30年度末において国共済、地共済ともに積立剰余のため、財政調整拠出金は発生しない。

（5）令和元年度

・年金業務懇談会

第133回　令和3年3月18日

・運営審議会

第92回　令和3年3月25日

表102　退職等年金給付制度の財政検証（令和元年度末）の結果について

退職等年金給付制度の財政検証（令和元年度末）の結果について

退職等年金給付制度では、毎年度、決算時点における財政状況の検証を行うこととされている。この財政検証は、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合全体の積立状況を確認し、早期の財政再計算を行う必要性について判定するために行う。

＜財政検証のイメージ図＞

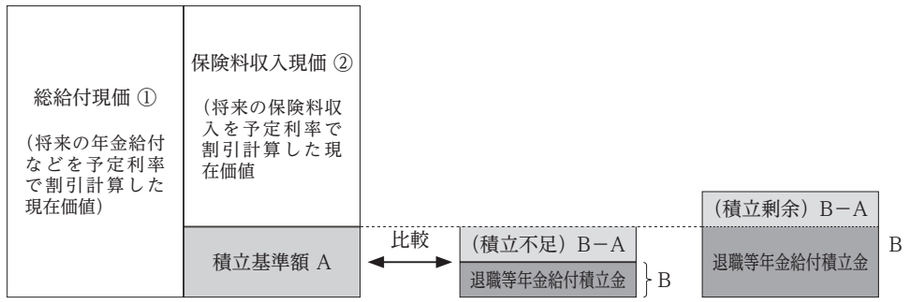

1．退職等年金給付制度の財政状況

＜計算基準日：令和元年度末＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
総給付現価　①	82,428	21,597	60,831
保険料収入現価　②	65,437	16,975	48,461
積立基準額　A（①－②）	16,992	4,622	12,370
退職等年金給付積立金 B	17,376	4,944	12,432
剰余又は不足（B－A）	384	322	62

＜積立剰余又は積立不足の要因について＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
積立剰余又は積立不足の額	384	322	62
㋑ 利差損益（運用に起因する剰余又は不足）	113	68	45
㋺ その他の損益（運用以外に起因する剰余又は不足）	37	39	△ 2
㋩ 前年度末剰余又は不足	234	215	19

2．財政再計算の早期実施の要否

⇒ 積立剰余であるため、早期の財政再計算は不要。

⇒ 積立不足かつ、保険料収入現価の5％を上回る場合には、早期の財政再計算を実施。

＜財政調整拠出金について＞

令和元年度末において国共済、地共済ともに積立剰余のため、財政調整拠出金は発生しない。

（6）令和2年度

・年金業務懇談会

第135回　令和4年3月14日

・運営審議会

第94回　令和4年3月24日

表103　退職等年金給付制度の財政検証（令和2年度末）の結果について

退職等年金給付制度の財政検証（令和2年度末）の結果について

退職等年金給付制度では、毎年度、決算時点における財政状況の検証を行うこととされている。この財政検証は、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合全体の積立状況を確認し、早期の財政再計算を行う必要性について判定するために行う。

＜財政検証のイメージ図＞

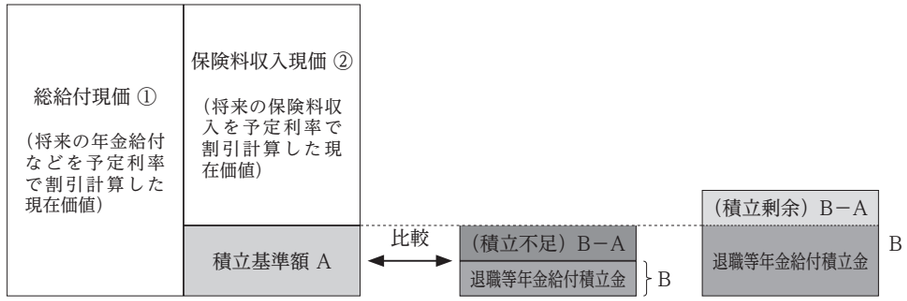

1．退職等年金給付制度の財政状況

＜計算基準日：令和2年度末＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
総給付現価　①	87,491	22,362	65,129
保険料収入現価　②	66,681	16,725	49,956
積立基準額　A（①－②）	20,810	5,637	15,173
退職等年金給付積立金 B	21,342	6,061	15,281
剰余又は不足（B－A）	532	424	108

＜積立剰余又は積立不足の要因について＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
積立剰余又は積立不足の額	532	424	108
㋑ 利差損益（運用に起因する剰余又は不足）	125	71	54
㋺ その他の損益（運用以外に起因する剰余又は不足）	23	31	△8
㋩ 前年度末剰余又は不足	384	322	62

2．財政再計算の早期実施の要否

⇒ 積立剰余であるため、早期の財政再計算は不要。

⇒ 積立不足かつ、保険料収入現価の5％を上回る場合には、早期の財政再計算を実施。

＜財政調整拠出金について＞

令和2年度末において国共済、地共済ともに積立剰余のため、財政調整拠出金は発生しない。

（7）令和3年度

・年金業務懇談会

第137回　令和5年３月16日

・運営審議会

第96回　令和5年3月23日

表104　退職等年金給付制度の財政検証（令和3年度末）の結果について

退職等年金給付制度の財政検証（令和3年度末）の結果について

退職等年金給付制度では、毎年度、決算時点における財政状況の検証を行うこととされている。

この財政検証は、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合全体の積立状況を確認し、早期の財政再計算を行う必要性について判定するために行う。

＜財政検証のイメージ図＞

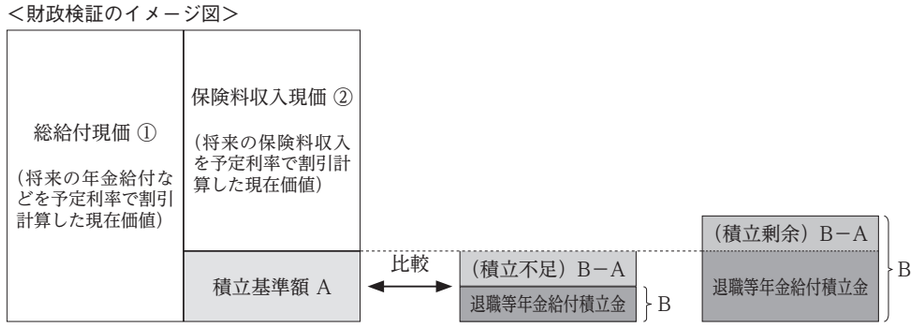

1．退職等年金給付制度の財政状況

＜計算基準日：令和3年度末＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
総給付現価　①	92,007	23,361	68,646
保険料収入現価　②	67,400	16,715	50,685
積立基準額　A（①－②）	24,607	6,646	17,962
退職等年金給付積立金 B	25,298	7,176	18,121
剰余又は不足（B－A）	690	531	160

＜積立剰余又は積立不足の要因について＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
積立剰余又は積立不足の額	690	531	160
㋑ 利差損益（運用に起因する剰余又は不足）	140	74	66
㋺ その他の損益（運用以外に起因する剰余又は不足）	18	32	△14
㋩ 前年度末剰余又は不足	532	424	108

2．財政再計算の早期実施の要否

⇒ 積立剰余であるため、早期の財政再計算は不要。

〔⇒ 積立不足かつ、保険料収入現価の5％を上回る場合には、早期の財政再計算を実施。〕

＜財政調整拠出金について＞

令和3年度末において国共済、地共済ともに積立剰余のため、財政調整拠出金は発生しない。

財政調整拠出金発生額　（単位：百万円）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
概算額	155	155	155	155	155
確定額	0	0	0	未定	未定
精算額	△155	△155	△155	未定	未定

※精算額は翌々年度に還付される。

（8）令和4年度

・年金業務懇談会

第139回　令和5年11月21日

・運営審議会

第98回　令和5年12月21日

表105　退職等年金給付制度の財政検証（令和4年度末）の結果について

退職等年金給付制度の財政検証（令和4年度末）の結果について

退職等年金給付制度では、毎年度、決算時点における財政状況の検証を行うこととされている。

この財政検証は、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合全体の積立状況を確認し、早期の財政再計算を行う必要性について判定するために行う。

＜財政検証のイメージ図＞

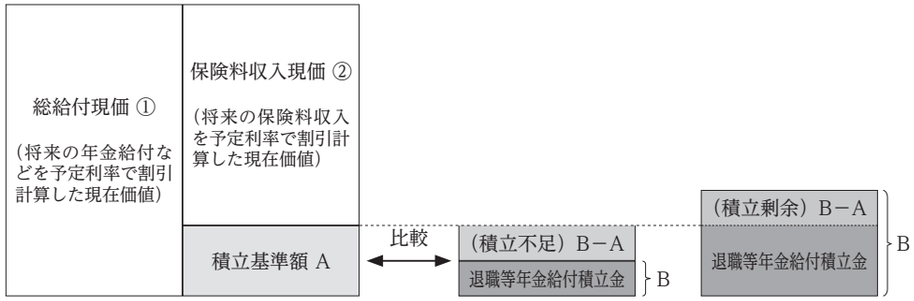

1．退職等年金給付制度の財政状況

＜計算基準日：令和4年度末＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
総給付現価　①	94,405	24,287	70,118
保険料収入現価　②	66,162	16,647	49,516
積立基準額　A（①－②）	28,243	7,640	20,603
退職等年金給付積立金 B	29,201	8,272	20,929
剰余又は不足（B－A）	958	632	326

＜積立剰余又は積立不足の要因について＞　（単位：億円）

	国共済＋地共済	国共済	地共済
積立剰余又は積立不足の額	958	632	326
㋑ 利差損益（運用に起因する剰余又は不足）	150	73	77
㋺ その他の損益（運用以外に起因する剰余又は不足）	118	29	89
㋩ 前年度末剰余又は不足	690	531	160

2．財政再計算の早期実施の要否

⇒ 積立剰余であるため、早期の財政再計算は不要。

〔⇒ 積立不足かつ、保険料収入現価の5％を上回る場合には、早期の財政再計算を実施。〕

＜財政調整拠出金について＞

令和4年度末において国共済、地共済ともに積立剰余のため、財政調整拠出金は発生しない（実績額ゼロ）。国共済から地共済への令和4年度概算拠出分1.5億円と実績額との差額である精算額1.5億円は翌々年度である令和6年度に還付される。

財政調整拠出金発生額　（単位：百万円）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
概算額	155	155	155	155	155
確定額	0	0	0	0	未定
精算額	△155	△155	△155	△155	未定

2　基準利率、年金現価率の改定（参考）

表106～表113に示す。

（1）平成28年10月

・年金業務懇談会

第118回　平成28年6月20日

・運営審議会

第81回　平成28年6月29日

表106　基準利率及び年金現価率の設定について

基準利率及び年金現価率の設定について

◎基準利率の設定について

退職等年金給付制度では、各年の10月から翌年9月までの期間の各月において適用される基準利率は、毎年9月30日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付積立金の運用状況及びその見通し等を勘案して定款で定めることとされている。

この基準利率の設定に当たっては、

①10年国債応募者利回り直近1年平均と直近5年平均のうち低い率

②国共済の運用利回りの見通しと地共済の運用利回りの見通しとを積立金残高で按分した率

を比較し、低い率を設定することとされている。（ただし、②が下回った場合は、国共済の見通しと地共済の見通しとのいずれか低い率）

①10年国債応募者平均利回り（実績）

＜平成27年度（各月）の実績＞　（単位：％）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
応募者利回り	0.3690	0.4340	0.4500	0.5130	0.4000	0.4210	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年平均
	0.3360	0.3180	0.3200	0.2540	0.0780	△ 0.0240	0.3224

＜過去の応募者利回りの実績＞　（単位：％）

平成	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	5年平均
1年平均	1.0755	0.8056	0.6921	0.4898	0.3224	0.6771

②国共済と地共済の運用見通し

＜平成28年度事業計画における見通し＞

平成27年度末退職等年金給付積立金（合算）	188,523,165　千円
平成28年度運用見通し（合算）	1.3213　%

（注）運用見通しは、積立金残高で按分した率である。

※ ①〔0.3224%〕＜②〔1.3213%〕となり、10年国債応募者利回り実績（1年平均）が下回るため、基準利率は0.32%と設定。

◎年金現価率の設定について

各年の10月から翌年9月までの期間において適用される年金現価率も、毎年9月30日までに、基準利率等を勘案して定款で定めることとされている。

このため、基準利率の設定に合わせて、終身年金現価率及び有期年金現価率を以下のように設定する。

・年金現価率表（抜粋）

	60歳	65歳
終身年金現価率	26.10064	22.06066

	240月	120月
有期年金現価率	19.36926	9.839323

（2）平成29年10月

・年金業務懇談会

第121回　平成29年6月15日

・運営審議会

第83回　平成29年6月29日

表107　基準利率及び年金現価率の設定について

基準利率及び年金現価率の設定について

◎基準利率の設定について

退職等年金給付制度では、各年の10月から翌年9月までの期間の各月において適用される基準利率は、毎年9月30日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付積立金の運用状況及びその見通し等を勘案して定款で定めることとされている。

この基準利率の設定に当たっては、

①10年国債応募者利回り直近1年平均と直近5年平均のうち低い率

②国共済の運用利回りの見通しと地共済の運用利回りの見通しとを積立金残高で按分した率

を比較し、低い率を設定することとされている。（ただし、②が下回った場合は、国共済の見通しと地共済の見通しとのいずれか低い率）

①10年国債応募者平均利回り（実績）

＜平成28年度（各月）の実績＞　（単位：%）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
応募者利回り	△ 0.0690	△ 0.0960	△ 0.0940	△ 0.2430	△ 0.0470	△ 0.0460	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年平均
	△ 0.0580	△ 0.0560	0.0320	0.0560	0.0870	0.0820	△ 0.0377

＜過去の応募者利回りの実績＞　（単位：%）

平成	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	5年平均
1年平均	0.8056	0.6921	0.4898	0.3224	△ 0.0377	0.4544

②国共済と地共済の運用見通し

＜平成29年度事業計画における見通し＞

平成28年度末退職等年金給付積立金（合算）	568,035,229　千円
平成29年度運用見通し（合算）	1.1942　%

（注）運用見通しは、積立金残高で按分した率である。

※ ①〔△0.0377%〕＜②〔1.1942%〕となり、10年国債応募者利回り実績（1年平均）が下回るため、基準利率は△0.03%となるところ、財務省令の規定により基準利率は零を下回らないものとされていることにより、0.00%と設定。

◎年金現価率の設定について

各年の10月から翌年9月までの期間において適用される年金現価率も、毎年9月30日までに、基準利率等を勘案して定款で定めることとされている。

このため、基準利率の設定に合わせて、終身年金現価率及び有期年金現価率を以下のように設定する。

・年金現価率表（抜粋）

	60歳	65歳
終身年金現価率	27.407076	23.006780

	240月	120月
有期年金現価率	20.000000	10.000000

（3）平成30年10月

・年金業務懇談会

第124回　平成30年6月21日

・運営審議会

第85回　平成30年6月28日

表108　基準利率及び年金現価率の設定について

基準利率及び年金現価率の設定について

◎基準利率の設定について

退職等年金給付制度では、各年の10月から翌年9月までの期間の各月において適用される基準利率は、毎年9月30日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付積立金の運用状況及びその見通し等を勘案して定款で定めることとされている。

この基準利率の設定に当たっては、

①10年国債応募者利回り直近1年平均と直近5年平均のうち低い率

②国共済の運用利回りの見通しと地共済の運用利回りの見通しとを積立金残高で按分した率

を比較し、低い率を設定することとされている。（ただし、②が下回った場合は、国共済の見通しと地共済の見通しとのいずれか低い率）

①10年国債応募者平均利回り（実績）

＜平成29年度（各月）の実績＞　（単位：％）

応募者利回り	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	0.0640	0.0300	0.0510	0.0790	0.0730	0.0110	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年平均
	0.0770	0.0620	0.0590	0.0780	0.0880	0.0610	0.0611

＜過去の応募者利回りの実績＞　（単位：％）

平成	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	5年平均
1年平均	0.6921	0.4898	0.3224	△ 0.0377	0.0611	0.3055

②国共済と地共済の運用見通し

＜平成30年度事業計画における見通し＞

平成29年度末退職等年金給付積立金（合算）	956,011,887　千円
平成30年度運用見通し（合算）	0.9278　％

（注）運用見通しは、積立金残高で按分した率である。

※ ①〔0.0611％〕＜②〔0.9278％〕となることから、基準利率は、10年国債応募者利回り実績（1年平均）の0.06％とする。

◎年金現価率の設定について

各年の10月から翌年9月までの期間において適用される年金現価率も、毎年9月30日までに、基準利率等を勘案して定款で定めることとされている。

このため、基準利率の設定に合わせて、終身年金現価率及び有期年金現価率を以下のように設定する。

・年金現価率表（抜粋）

	60歳	65歳
終身年金現価率	27.154816	22.824757

	240月	120月
有期年金現価率	19.879521	9.969571

（4）令和元年10月

・年金業務懇談会

第128回　令和1年6月19日

・運営審議会

第88回　令和1年6月27日

表109　基準利率及び年金現価率の設定について

基準利率及び年金現価率の設定について

◎基準利率の設定について

退職等年金給付制度では、各年の10月から翌年9月までの期間の各月において適用される基準利率は、毎年9月30日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付積立金の運用状況及びその見通し等を勘案して定款で定めることとされている。

この基準利率の設定に当たっては、

①10年国債応募者利回り直近1年平均と直近5年平均のうち低い率

②国共済の運用利回りの見通しと地共済の運用利回りの見通しとを積立金残高で加重平均した率

を比較し、低い率を設定することとされている。（ただし、②が下回った場合は、国共済の見通しと地共済の見通しとのいずれか低い率）

①10年国債平均応募者利回り（実績）

＜平成30年度（各月）の実績＞　（単位：％）

応募者利回り	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	0.0320	0.0460	0.0480	0.0370	0.1260	0.1130	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年平均
	0.1410	0.1350	0.0740	0.0150	△0.0130	△0.0020	0.0627

＜過去の応募者利回りの実績＞　（単位：％）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5年平均
1年平均	0.4898	0.3224	△0.0377	0.0611	0.0627	0.1797

②国共済と地共済の運用見通し

＜令和元年度事業計画における見通し＞

平成30年度末退職等年金給付積立金（合算）	1兆3,449　億円
令和元年度運用見通し（合算）	0.8011　%

（注）運用見通しは、積立金残高で加重平均した率である。

※ ①〔0.0627%〕＜②〔0.8011%〕となることから、基準利率は、10年国債応募者利回り実績（1年平均）の0.06% とする。（現設定値と同率であるため変更なし。）

◎年金現価率の設定について

各年の10月から翌年9月までの期間において適用される年金現価率も、毎年9月30日までに、基準利率等を勘案して定款で定めることとされている。

有期年金現価率は、基準利率が現設定値と同率であるため、変更はない。終身年金現価率は、基準利率と昨年の財政再計算における死亡率を用いて計算するため、年金現価率を変更する。

・年金現価率表（抜粋）

	平成30年10月～	令和元年10月～
	65歳	65歳
終身年金現価率	22.824757	22.851867

	平成30年10月～	令和元年10月～
	240月	240月
有期年金現価率	19.879521	19.879521

（5）令和2年10月

・年金業務懇談会

第131回　令和2年6月10日　資料配布

・運営審議会

第90回　令和2年6月　持ち回り開催

表110　基準利率及び年金現価率の設定について

基準利率及び年金現価率の設定について

◎基準利率の設定について

退職等年金給付制度では、各年の10月から翌年9月までの期間の各月において適用される基準利率は、毎年9月30日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付積立金の運用状況及びその見通し等を勘案して定款で定めることとされている。

この基準利率の設定に当たっては、

①10年国債応募者利回り直近1年平均と直近5年平均のうち低い率

②国共済の運用利回りの見通しと地共済の運用利回りの見通しとを積立金残高で加重平均した率

を比較し、低い率を設定することとされている。（ただし、②が下回った場合は、国共済の見通しと地共済の見通しとのいずれか低い率）

①10年国債平均応募者利回り（実績）

＜令和元年度（各月）の実績＞　（単位：%）

応募者利回り	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	△0.0600	△0.0600	△0.1060	△0.1390	△0.1520	△0.2650	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年平均
	△0.1580	△0.0990	△0.0420	△0.0050	△0.0510	△0.1000	△0.1031

＜過去の応募者利回りの実績＞　（単位：%）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	5年平均
1年平均	0.3224	△0.0377	0.0611	0.0627	△0.1031	0. 0611

②国共済と地共済の運用見通し

＜令和2年度事業計画における見通し＞

令和元年度末退職等年金給付積立金（合算）	1兆7,368　億円
令和2年度運用見通し（合算）	0.6716　%

（注）運用見通しは、積立金残高で加重平均した率である。

※ ①〔△0.1031%〕＜②〔0.6716%〕となり、10年国債応募者利回り実績（1年平均）が下回るため、基準利率は△0.10%となるところ、財務省令の規定により基準利率は零を下回らないものとされていることにより、0.00%と設定。

◎年金現価率の設定について

各年の10月から翌年9月までの期間において適用される年金現価率も、毎年9月30日までに、基準利率等を勘案して定款で定めることとされている。

このため、基準利率の設定に合わせて、終身年金現価率及び有期年金現価率を以下のように設定する。

・年金現価率表（抜粋）

	令和元年10月～	令和2年10月～
	65歳	65歳
終身年金現価率	22.851867	23.033747

	令和元年10月～	令和2年10月～
	240月	240月
有期年金現価率	19.879521	20.000000

（6）令和3年10月

・年金業務懇談会

第134回　令和3年6月14日

・運営審議会

第93回　令和3年6月22日

表111　基準利率及び年金現価率の設定について

基準利率及び年金現価率の設定について

◎基準利率の設定について

退職等年金給付制度では、各年の10月から翌年9月までの期間の各月において適用される基準利率は、毎年9月30日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付積立金の運用状況及びその見通し等を勘案して定款で定めることとされている。

この基準利率の設定に当たっては、

①10年国債応募者利回り前年度1年平均と前年度までの5年平均のうち低い率

②国共済の運用利回りの見通しと地共済の運用利回りの見通しとを積立金残高で加重平均した率

を比較し、低い率を設定することとされている。（ただし、②が下回った場合は、国共済の見通しと地共済の見通しとのいずれか低い率）

①10年国債応募者利回り（実績）

＜令和2年度（各月）の実績＞　（単位：％）

応募者利回り	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	0.0230	△0.0010	0.0000	0.0580	0.0180	0.0340	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年平均
	0.0240	0.0460	0.0190	0.0190	0.0530	0.1310	0.0353

＜過去の応募者利回りの実績＞　（単位：％）

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	5年平均
1年平均	△0.0377	0.0611	0.0627	△0.1031	0.0353	0.0037

②国共済と地共済の運用見通し

＜令和3年度事業計画における見通し＞

令和2年度末退職等年金給付積立金（合算）	2兆1,328　億円
令和3年度運用見通し（合算）	0.5999　％

（注）運用見通しは、積立金残高で加重平均した率である。

※①〔0.0037％〕＜②〔0.5999％〕となり、10年国債応募者利回り実績（5年平均）が下回るため、基準利率は0.0037％の小数第三位を切り捨てし、0.00％とする。（現設定値と同率であるため変更なし。）

◎年金現価率の設定について

各年の10月から翌年9月までの期間において適用される年金現価率も、毎年9月30日までに、基準利率等を勘案して定款で定めることとされている。

終身年金現価率及び有期年金現価率は、基準利率が現設定値と同率であるため、変更はない。

・年金現価率表（抜粋）

	令和2年10月～	令和3年10月～
	65歳	65歳
終身年金現価率	23.033747	23.033747

	令和2年10月～	令和3年10月～
	240月	240月
有期年金現価率	20.000000	20.000000

（7）令和4年10月

・年金業務懇談会

第136回　令和4年6月15日

・運営審議会

第95回　令和4年6月28日

表112　基準利率及び年金現価率の設定について

基準利率及び年金現価率の設定について

◎基準利率の設定について

退職等年金給付制度では、各年の10月から翌年9月までの期間の各月において適用される基準利率は、毎年9月30日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付積立金の運用状況及びその見通し等を勘案して定款で定めることとされている。

この基準利率の設定に当たっては、

①10年国債応募者利回り前年度1年平均と前年度までの5年平均のうち低い率

②国共済の運用利回りの見通しと地共済の運用利回りの見通しとを積立金残高で加重平均した率

を比較し、低い率を設定することとされている。（ただし、②が下回った場合は、国共済の見通しと地共済の見通しとのいずれか低い率）

①10年国債応募者利回り（実績）

＜令和3年度（各月）の実績＞　（単位：％）

応募者利回り	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	0.1230	0.0720	0.0780	0.0580	0.0090	0.0230	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年平均
	0.0490	0.1070	0.0600	0.0960	0.1750	0.1790	0.0858

＜過去の応募者利回りの実績＞　（単位：％）

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	5年平均
1年平均	0.0611	0.0627	△0.1031	0.0353	0.0858	0. 0284

②国共済と地共済の運用見通し

＜令和4年度事業計画における見通し＞

令和3年度末退職等年金給付積立金（合算）	2兆5,291　億円
令和4年度運用見通し（合算）	0.5345　%

（注）運用見通しは、積立金残高で加重平均した率である。

※ ①〔0.0284%〕＜②〔0.5345%〕となり、10年国債応募者利回り実績（5年平均）が下回るため、基準利率は0.0284%の小数第三位を切り捨てし、0.02%とする。

◎年金現価率の設定について

各年の10月から翌年9月までの期間において適用される年金現価率も、毎年9月30日までに、基準利率等を勘案して定款で定めることとされている。

このため、基準利率の設定に合わせて、終身年金現価率及び有期年金現価率を以下のように設定する。

・年金現価率表（抜粋）

	令和3年10月～	令和4年10月～
	65歳	65歳
終身年金現価率	23.033747	22.972879

	令和3年10月～	令和4年10月～
	240月	240月
有期年金現価率	20.000000	19.959725

（8）令和5年10月

・年金業務懇談会

第138回　令和5年6月13日

・運営審議会

第97回　令和5年6月27日

表113　基準利率及び年金現価率の設定について

基準利率及び年金現価率の設定について

◎基準利率の設定について

退職等年金給付制度では、各年の10月から翌年9月までの期間の各月において適用される基準利率は、毎年9月30日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付積立金の運用状況及びその見通し等を勘案して定款で定めることとされている。

この基準利率の設定に当たっては、

①10年国債応募者利回り前年度1年平均と前年度までの5年平均のうち低い率

②国共済の運用利回りの見通しと地共済の運用利回りの見通しとを積立金残高で加重平均した率

を比較し、低い率を設定することとされている。（ただし、②が下回った場合は、国共済の見通しと地共済の見通しとのいずれか低い率）

①10年国債応募者利回り（実績）

＜令和4年度（各月）の実績＞　（単位：%）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
応募者利回り	0.2010	0.2450	0.2390	0.2480	0.1680	0.2350	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年平均
	0.2480	0.2480	0.2500	0.5000	0.4850	0.5000	0.2973

＜過去の応募者利回りの実績＞　（単位：%）

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年平均
1年平均	0.0627	△0.1031	0.0353	0.0858	0.2973	0.0756

②国共済と地共済の運用見通し

＜令和5年度事業計画における見通し＞

令和4年度末退職等年金給付積立金（合算）	2兆9,198　億円
令和5年度運用見通し（合算）	0.5223　%

（注）運用見通しは、積立金残高で加重平均した率である。

※ ①〔0.0756%〕＜②〔0.5223%〕となり、10年国債応募者利回り実績（5年平均）が下回るため、基準利率は0.0756%の小数第三位を切り捨てし、0.07%とする。

◎年金現価率の設定について

各年の10月から翌年9月までの期間において適用される年金現価率も、毎年9月30日までに、基準利率等を勘案して定款で定めることとされている。

このため、基準利率の設定に合わせて、終身年金現価率及び有期年金現価率を以下のように設定する。

・年金現価率表（抜粋）

	令和4年10月～	令和5年10月～
	65歳	65歳
終身年金現価率	22.972879	22.821764

	令和4年10月～	令和5年10月～
	240月	240月
有期年金現価率	19.959725	19.859541

第5節　国共済と地共済との財政単位の一元化に伴う財政調整

第1　被用者年金一元化前

1　国共済･地共済の財政単位一元化について

公的年金制度の一元化については、平成13年3月16日の閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」を受け、国共済及び地共済の財政単位の一元化を具体的に検討するに当たって、国共済・地共済を代表する関係者及び学識経験者が意見交換を行うための場として、同年10月3日「公務員共済年金財政単位一元化研究会」が発足した。

この研究会においては、平成16年の財政再計算は、両制度の財政単位の一元化を前提として実施することが閣議決定されていることを踏まえ、平成15年夏頃には、財政調整の仕組みや保険料率を一本化する時期について結論を得ることとされていた。 平成15年6月6日に行われた第5回の同研究会において、これまでの議論を踏まえ、「国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化に関する考え方」の作成が了承された。 なお、これまでの経緯、考え方の概要、今後の具体的な取組ついて6月30日に財務省より記者発表が行われた（国家公務員共済組合連合会ホームページの「国共済・地共済の財政単位一元化について」第5回：記者発表資料抜粋を参照）。

以下に平成15年6月6日公務員共済年金財政単位一元化研究会による国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化に関する考え方をまとめた。

（1）背景

公務員の共済年金に関しては、平成13年2月28日の公的年金制度の一元化に関する懇談会報告「公的年金制度の一元化の更なる推進について」を受け、平成13年3月16日に閣議決定された「公的年金制度の一元化の推進について」では､｢国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため､速やかに具体的な枠組みについて検討を進め､次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する｣とされている。

（2）基本的考え方

当公務員共済年金財政単位一元化研究会では、この懇談会報告及び閣議決定を踏まえ、平成13年10月から国共済と地共済との間の財政調整の仕組み及び国共済と地共済の保険料率の一本化の時期などについて、5回にわたる意見交換を重ねてきた。これまでの当研究会に出席した関係者の国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化に関する意見は以下のとおりである。

ここでいう「財政単位の一元化」とは、複数の年金制度の財政単位を一体のものとして捉え、これを計算の基礎として年金財政を運営していくことであるが、国共済・地共済の間においては、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを目的とし、組織、制度として独立したままで、両制度間で財政調整を行うとともに、最終的に保険料率を一本にすることとする｡その際、国共済・地共済それぞれが年金給付に支障を来すことのない仕組みを作ることは当然であるが、それは、公務員という職域に適用される共済年金制度を全体で支え合う仕組みとすることを基本的な考え方とする。

なお、現在、次期財政再計算に向けて、年金財政方式、給付設計を含む公的年金制度の見直しが検討されており､この「考え方」は、公的年金制度の見直しの内容によっては改めて検討する必要が生じることもあり得ることに留意する必要がある。

（3）保険料率の一本化

（a）一本化保険料率の算定方法

財政単位の一元化という趣旨に鑑み、財政再計算において、国共済と地共済の給付額及び標準報酬総額をそれぞれ合算し、全体として一本の保険料率を算定する。一本化保険料率の算定に当たっては、地共済において財源率として含まれている公務上の障害共済年金等については除いて算定する。

なお、両共済で同一の保険料率となることの法的な担保措置を講じた上で、財政再計算については、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会相互に情報交換を図りながら、それぞれで行うとともに、その結果についても相互に検証することとし、保険料率は、従前どおり国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会の定款で規定する。

（b）保険料率の一本化の時期

公的年金制度の一元化に関する懇談会の議論を踏まえ、保険料率の一本化は速やかに実施することが望ましいが、地共済の保険料率は保険料率の一本化により平成11年財政再計算で見込まれている保険料率よりも将来的な引上げ幅が大きくなると見込まれることから、激変緩和のため、平成16年から段階的に一本化を実施することとし、平成21年に同一の保険料率とする。

（4）財政調整の仕組み

（a）財政調整の範囲

国共済と地共済については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であり、給付設計もほぼ同一であることから、財政調整の範囲は、職域部分を含む長期給付全体とする。なお、公費負担で賄われている公務上の障害共済年金等については除くこととする。

（b）費用負担平準化のための財政調整

成熟の度合いが違うことにより異なってくる国共済と地共済の費用負担を平準化するため、基礎年金部分を除いた指標である独自給付費用に着目して財政調整を行う。具体的には、独自給付費用率 (注) が実質的に同一となるよう、独自給付費用率の低い制度から高い制度に対して費用負担平準化のための財政調整拠出金を交付する。

（注）独自給付費用とは、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）から基礎年金拠出金を控除したものである。したがって、長期給付費用全体からは、追加費用相当額、基礎年金交付金相当額、基礎年金拠出金（このうちの3分の1は公経済負担）が除かれている。独自給付費用が当該年度の標準報酬総額に占める割合を独自給付費用率という。

(c)年金給付に支障を来さないための財政調整

上記（b）の財政調整を行っても、両制度間における積立比率の相違よる運用収入の差、被扶養配偶者比率の差等により、収支に赤字が生じ、将来的に積立金が枯渇することはあり得る。このため、国共済・地共済が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにすることが必要であり、第二の財政調整を行うこととするが、両

共済が独立している以上それぞれが有する積立金をいたずらに減少させることは回避することが適当であることから、単年度の収入と支出に着目してこれを行うこととする。

この場合の支出については当該年度の年金給付等費用（基礎年金拠出金等は含むが、費用負担平準化のための財政調整拠出金の交付は含まない）を対象とし、収入については当該年度の全ての収入（保険料収入、公経済負担、積立金運用収入、追加費用、基礎年金交付金、費用負担平準化のための財政調整拠出金の受入れ）を対象とする。なお、保険料率を一本化することにより、仮に年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金の交付・受入れに当面偏りが生じることがあったとしても、将来にわたって公務員全体としての制度の安定化を図るために必要であることに留意すべきである。

(d) 財政調整の方法

平成16年の次期財政再計算による保険料率の改定時以降、新たな組織を設けずに国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の間で、毎年度、費用負担平準化のための財政調整拠出金と年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金を一本にして財政調整拠出金を交付し又は受け入れることとする（表114）。この場合、財政調整拠出金の額については、各年度毎の独自給付費用率・収支に基づいて算定するものとする。

(5) 今後の方向性

平成13年3月16日の閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」では、「さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ」とされている。また、今回の財政単位一元化における仕組みでは、両共済がお互いに助け合うことを旨としている。

このため、財政単位一元化の今後の在り方については、被用者年金制度全体の動向、公務員制度の状況、今回の仕組みの運用の状況などを踏まえつつ、必要に応じて見直しを行うこととする（「第10次財政再計算　3財政再計算の方法　(5) 地共済との財政調整の仕組み」を参照）。

表114　長期経理

年　度		財政調整拠出金収入	財政調整拠出金
		千円	千円
平成	16	70,828,444	
	17	117,242,604	
	18	80,781,197	
	19	62,443,229	
	20	71,384,917	
	21	88,420,032	
	22	48,220,414	
	23	9,705,575	
	24		51,301,485
	25		21,458,784
	26		6,892,149
	27		57,715,378

（注）決算書に計上されている金額（精算を含む）。

第2　被用者年金一元化後の財政調整

仕組みは以下のとおり。

1　厚生年金の円滑な実施を図るための財政調整（表118）

A財調　…　費用負担平準化のための財政調整（表115）

B財調　…　赤字を補填するための財政調整（他共済の黒字の範囲内。表116）

C財調　…　積立金が枯渇した場合の財政調整（表117）

表115　厚生年金保険給付費の負担水準の均衡を図る財政調整（A財調）

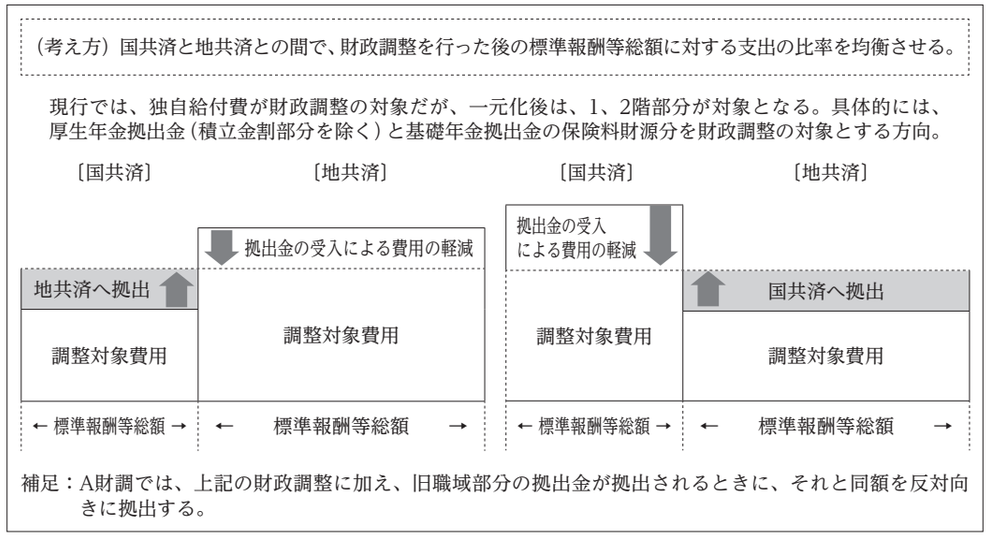

表116　厚生年金保険給付の円滑な実施を図る財政調整①～黒字保険者による赤字保険者の支援（B財調）

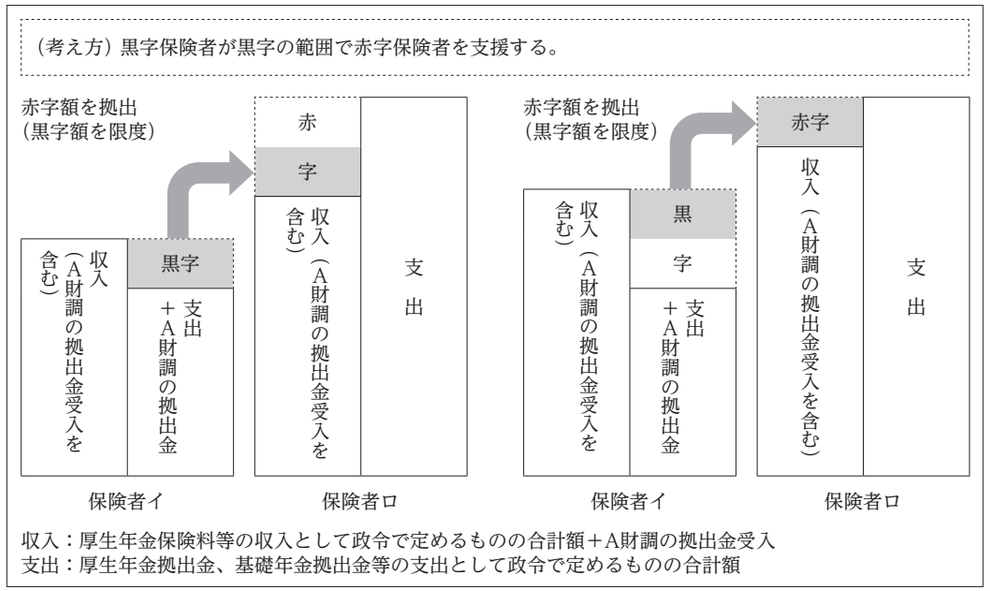

（注）この財調は、赤字額が積立金を上回る場合の支援（C財調）が発動される場合には、発動されない。

表117　厚生年金保険給付の円滑な実施を図る財政調整②～赤字額が積立金を上回る保険者の支援（C財調）

（考え方）赤字保険者の赤字の額が当該保険者の前事業年度末の積立金を上回る場合に、他方の保険者が財源のある範囲内で支援する。

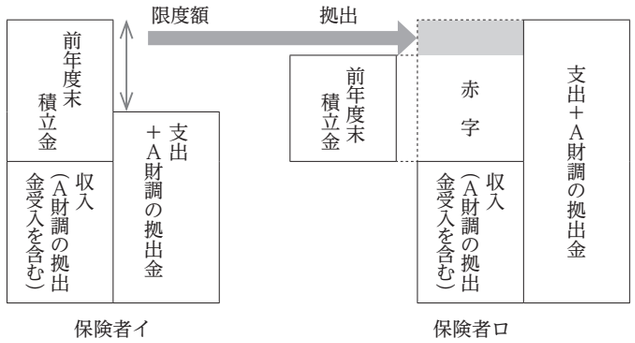

収入：厚生年金保険料等の収入として政令で定めるものの合計額＋A財調の拠出金受入
支出：厚生年金拠出金、基礎年金拠出金等の支出として政令で定めるものの合計額

表118　厚生年金保険経理

年　度		財政調整拠出金収入	財政調整拠出金
		千円	千円
平成	27		3,459,000
	28		54,351,333
	29		80,316,779
	30		104,035,228
令和	元		106,583,102
	2		53,113,186
	3		16,097,273
	4		52,312,714
	5		221,803,123

（注）決算書に計上されている金額（精算を含む）。

2　退職等年金給付（新3階年金）の円滑な実施を図るための財政調整

（1）考え方

積立剰余のある共済が積立不足のある共済に対し、積立剰余の範囲内で積立不足の額の5分の1を拠出する。

積立基準額：将来の退職等年金給付のために現時点で積み立てておくべき額
（将来の退職等年金給付現価から将来の掛金等の収入現価を控除した額により算定）

上記の財政調整については、財政再計算時に把握された積立不足の共済の積立不足の5分の1（積立剰余が上限）を毎年度の概算財政調整拠出金として積立剰余の共済から拠出し、毎年度実施する財政検証結果に基づいて翌々年度に精算することとなっている（表120）。

（2）仕組み

表119のとおり。

表119　年金払い退職給付の円滑な実施を図る財政調整

（考え方）積立余剰のある保険者が積立不足のある保険者に対し、積立余剰の範囲内で積立不足の額の5分の1を拠出する。

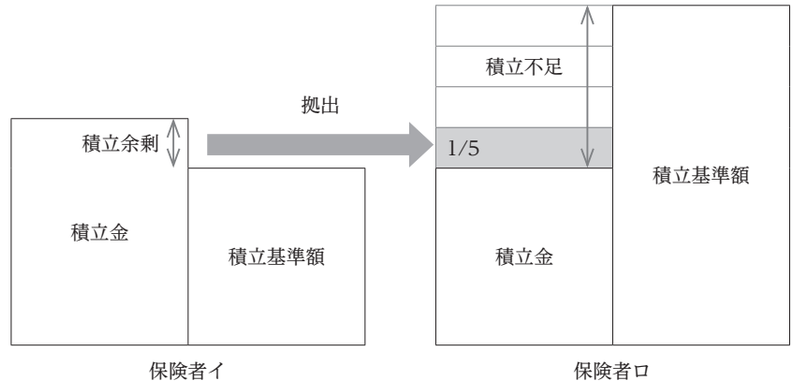

表120　退職等年金経理

年　度		財政調整拠出金収入	財政調整拠出金
		千円	千円
平成	27		
	28		
	29		
	30		535,733
令和	元		346,914
	2		154,576
	3		0
	4		0
	5		0

（注）決算書に計上されている金額（精算を含む）。

3　経過的長期給付（旧3階年金）の円滑な実施を図るための拠出金

（1）考え方

赤字共済の赤字の額が当該共済の前事業年度末の積立金を上回る場合に、他方の共済が財源のある範囲内で支援する（表122）。

収入：経過的長期給付に係る収入として政令で定めるものの合計額
（運用収入、追加費用、公務障害・遺族に係る負担金）

支出：経過的長期給付に係る支出として政令で定めるものの合計額
（給付費、事務費等）

ただし、経過的長期給付に係る拠出金が拠出された場合、厚生年金保険経理ではこれと同額を反対向きに拠出する。

（2）仕組み

表121のとおり。

表121　旧職域年金の円滑な実施を図る拠出金

（考え方）赤字保険者の赤字の額が当該保険者の前事業年度末の積立金を上回る場合に、他方の保険者が財源のある範囲内で支援する。

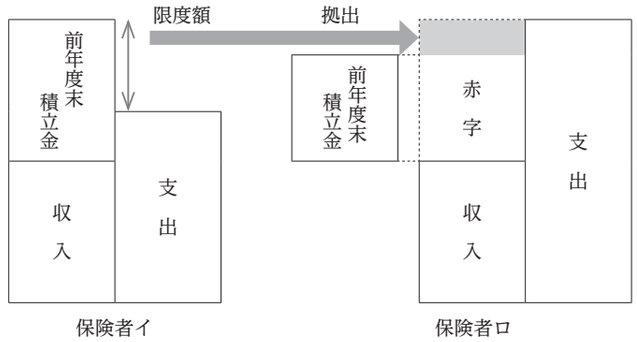

収入：旧職域年金に係る収入として政令で定めるものの合計額
（追加費用、公務障害・遺族に係る負担金、事務費負担金、運用収入を想定）
支出：旧職域年金に係る支出として政令で定めるものの合計額
（給付費、事務費等を想定）

表122　経過的長期経理

年　度		拠出金収入	拠出金
		千円	千円
平成	27		
	28		
	29		
	30		
令和	元		
	2		
	3		
	4	36,949,657	
	5	157,764,902	

（注1）決算書に計上されている金額（精算を含む）。
（注2）令和4年度から拠出金を受け入れた。

第5章

年金積立金の運用

年金積立金の運用は、昭和24年の「旧国共済法」（昭和23年法律第69号）の施行により、連合会が非現業職員の長期給付事業を一元的に行うこととなったことに伴い開始され、その後、年金制度改正などにおいて幾度かの改革がなされ、現在に至っている。

連合会『七十五年史』においては、その歴史のなかでも特に大きな転換期となった平成13年度以降を中心として記述する。

第1節　国家公務員共済組合法に基づく運用（平成12年度まで）

本節においては、連合会『五十年史』以前の国共済法等にしたがい独自に共済組合制度を運営していた時代の運用を振り返りながら、第２節及び第３節の平成13年度以降における転換期につなげることとしたい。

第1　運用方針

昭和24年に年金積立金の運用を開始するにあたって、その基本的な考え方である「積立金は、共済組合員の貴重な年金原資である性質に鑑みその資産運用については、有利確実であるとともに組合員の利益につながる運用を優先すべきである」ことを確立する必要があることから、連合会が運用方針を立案し、理事会及び評議員会において審議決定されている。

同運用方針の第一に規定された基本方針においては、「一　如何なる場合にも給付に支障を来たさしめないことと、予定利回の確保とを第一目標とする。」、「二　一方においては可及的に高利回りの運用を期するとともに、他方その余裕をもって本積立金の性質に相応しい各種福利施設等の拡充を行うことを第二目標とする。」ことが定められた。

その後、昭和34年の国共済法の改正において、非現業の恩給公務員にも新国共済法に基づく長期給付制度が適用されることとなったことにより、運用資金量が格段に増加することとなるため、運用に関する方針は新国共済法令において法定化され、運用の目的、予定運用収入に係る利率が規定されたほか、投資対象資産、資産の構成割合が規制されることとなった。

なお、本節に掲載している法令等（表1～表4）は、平成12年度時点である。

表1　平成12年度における法令等

「国家公務員共済組合法」 第19条　組合の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

第36条　第7条、第11条から第17条まで、第19条及び第20条の規定は、連合会について準用する。（後略）

「国家公務員共済組合法施行令」

第8条　組合の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。

（1）銀行その他大蔵大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

（2）信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（3）国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他確実と認められる有価証券の取得

（4）不動産の取得

（5）組合員を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

2　前項第3号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。

（1）信託業務を営む銀行又は信託会社への信託

（2）証券会社への預託

（3）組合の代表者は、組合の余裕金を第1項第2号に掲げる信託のうち運用方法を特定するもの、同項第3号に規定する有価証券のうち国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券以外のものの取得、同項第4号に掲げる不動産の取得若しくは同項第5号に掲げる保険料の払込みに運用しようとする場合又は前項に規定する有価証券を同項第2号に掲げる預託に運用しようとする場合には、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。

（4）前（3）項に規定するもののほか、組合の余裕金に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第10条　第6条から第8条までの規定は、連合会について準用する。（後略）

「国家公務員共済組合法の運用方針」

第19条関係

1　施行令第8条第1項第1号の「郵便貯金」には、当分の間、郵便振替預け金を含むものとする。

2　施行令第8条第3項による有価証券及び不動産に運用しようとする場合における大蔵大臣の事前承認は、取得しようとする有価証券及び不動産が次に掲げるものである場合で、事業計画及び予算において認可を受けた有価証券及び不動産の取得の最高限度額の範囲内であるときは、個々の承認を要しないものとする。

（1）株式　資本金百億円以上の会社の発行する株式で第一市場上場銘柄であり、かつ、過去1ヶ年間の平均運用利廻りが6%以上であるもの

（2）社債　担保附社債であるもの又は信用のある格付け機関からA格以上の格付けを取得したもの

（3）投資信託　公社債投資信託であるもの

（4）円建外債又はユーロ円債　国債、地方債若しくは政府保証債に相当する外国債又は国際復興開発銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行若しくは国際金融公社が発行する債券のうち、本邦通貨により支払われる債券で信用のある格付け機関からAA格以上の格付けを取得したもの

（5）不動産　国に対する投資不動産であるもの

表2　平成12年度の法令

「国家公務員共済組合法」

第35条の2

2　連合会は、前項の規定により積み立てた積立金の額のうち、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金（基礎年金拠出金に係る積立金を含む。）の額に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

「国家公務員共済組合法施行令」

第9条

3　連合会は、毎事業年度、その前事業年度の決算につき法第16条第2項の承認があった後2月以内に前事業年度の末日における積立金の額に100分の34の割合を乗じて得た金額に相当する金額を資金運用部に預託して運用しなければならない。

表3　「国家公務員共済組合法施行令」第10条（平成7年3月29日。政令第115号。同年4月1日施行）

「国家公務員共済組合法施行令」

第10条

（前略）　第8条第1項第1号中「又は郵便貯金」とあるのは「、郵便貯金若しくは資金運用部への預託又は組合に対する資金の貸付け（中略）」と読み替えるものとする。

第2　運用対象資産

1　資金運用部預託金

大蔵省資金運用部への預託金は、昭和26年に制定された「資金運用部資金法」（法律第100号）において、郵便貯金、政府の特別会計の積立金等の政府資金を資金運用部に統合し、一元的に運用を行うこととされたことにより、厚生年金積立金についてもその全額を資金運用部に預託することが義務付けられることとなった。

そのため、厚生年金と同じ公的年金である国共済年金積立金についても、昭和34年の「新国共済法」（昭和33年法律第128号）において、積立金の一部(注)を預託することが義務付けられた。

義務による預託額は政令で前年度末日の積立金額の34%相当額と定められていた（表2）。平成7年度に義務とは別に任意の預託が認められ（表3）、平成11年度まで義務と任意を区分し管理してきたが、平成12年度からはその区分は撤廃された。

（注）第2節第1「1　財政投融資制度改革の概要」を参照

2　有価証券投資

有価証券については国債、地方債、特殊債、金融債、社債、外国債、株式等であり、長期運用を中心に投資していた。平成12年度までの運用においては、年金支給財源、預託金、組合員・福祉事業貸付金等の必要資金を確保し、余資をいかに効率的に運用するかを検討した上で投資を行っていた（詳細は連合会『五十年史（上）』926頁）。

なお、株式については平成12年度までは大蔵大臣の事前承認（資本金が100億円以上の会社の発行する株式で市場第一部上場銘柄

であり、かつ過去1年間の平均運用利回りが6％以上、事業計画において認可を受けたものは個別承認不要）があれば自家運用が認められていた。

3　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

「信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託」（以下「金銭信託」という）は、2種類の契約形態がある委託運用であり、一つは、委託者兼受益者（以下「委託者」という）である連合会が受託者である信託銀行等に運用の目的物を具体的に特定する特定金銭信託、もう一つは、運用の目的物の種類を大まかに指示する指定金銭信託であり、いずれの金銭信託においても委託した信託財産を単独で運用することが前提となっている。

具体的には、特定金銭信託については、委託者が投資判断の裁量を持ち、運用に関する決済や有価証券などの信託財産の管理事務を信託銀行等に任せるものであり、実際の運用においては委託者と委任契約を締結した投資顧問会社が信託銀行等に対して個別具体的に運用の指図（有価証券の種類・銘柄、数量、価額、売買時期など）を行う方法である。指定金銭信託については、指定金銭信託契約において運用対象となっている預貯金及び有価証券等の範囲内で金額、利率などの条件は信託銀行等に任せて行う方法であり、元々は管理委託された信託財産の現金部分を低利の預貯金だけでなく少しでも有利に運用することを目的として行うものであった。

なお、金銭信託の「金銭」は、信託の開始及び終了における委託者と受託者の間における財産の受け渡しを金銭により行うことを意味している。

その後、平成13年度の政令改正で金銭信託は「信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託」となり、金銭だけでなく有価証券現物による財産の受け渡し及び資産移管が可能となった（以下「包括信託」という）が、株式の直接保有を認められていない連合会が信託契約の終了に伴い財産の受渡しをする過程において、一時的に株式を直接保有する状況が想定されたことから、取得後直ちに信託で運用するものに限り株式を保有できる旨が併せて規定された。

包括信託に改正したことにより、受託者間の資金の移受管を現金化せず行えることが可能となり、その後のマネージャー・ストラクチャーにおける資金配分が効率的に行えることにつながった。

4　生命保険

生命保険による運用は昭和63年度から開始し、連合会加入の全組合員を被保険者として保険契約（保険期間5年～ 10年で選択可）し、当該被保険者が保険期間の満期時に生存していることを事由に保険金を受け取る形式をとっている。実際には生命保険会社が保険料を運用し、最低保証利率（予定利率）に相当する額を運用益として保険者（連合会）に支払うものである（運用益が保証利率を超えた場合はその超えた部分については配当金として支払う。詳細は連合会『五十年史（上）』929頁）。

平成5年度までは予定利率がどの保険会社も一律年5.5％であり、年金財政上の予定運用利回り以上が保証されていたことから連合会の運用の大きな柱の一つとなっていた。その後、平成6年度から7年度は年4.5％、平成8年度より年2.5％へ大幅に引き下げられることとなった。このことは運用利回り確保の面から重大な問題であるとの認識のもと、平成8年度期首に1兆1,679億円あった資産のうち1兆544億円の解約を行い、年度末残高は1,238億円（利息含む）と大幅に減少した（解約した資産の大部分〈7,600億円〉は大蔵省資金運用部へ任意預託した）。さらに平成9年度には21社あった生命保険会社のうち18社との契約（1,143億円）を解約したことから同年度末残高は97億円（利息含む）まで減少した。

平成11年度からは運用環境が厳しくなるなか、保険会社の利率の一律性が崩れ会社ごとに差が出ることとなった。運用利回りが低くなったこと、生命保険会社の相次ぐ経営破綻があり、生命保険業界に対する懸念があることを考慮し、平成13年度期首に契約していた2社（128億円）を解約し、生命保険の資産はなくなった。

5　組合貸付金

年金資産を原資とする貸付金は、昭和24年10月から各共済組合を通じて組合員の生活向上に貢献する目的で実施しており、運用においては組合員への還元融資として優先的に実行されていた。

6　福祉経理貸付金

連合会が行う自らの福祉事業の整備資金については、国家公務員共済組合法第17条により資金を金融機関から借り入れることを規制されていることから、年金資産が資金を貸し付けることにより実施されている（各共済組合が実施する福祉事業への貸付も実施）。

主に貸付を実施しているのは組合員の福祉向上を目的とした医療事業、宿泊事業の施設の新規・増築・改築工事費であった。

7　投資不動産（特別借受宿舎、旧令共済病院整備投資）

連合会の投資不動産は、昭和30年8月に防衛庁（現防衛省）の要望により会議所用のための物件を、将来は防衛庁が買い取る約束で連合会が2,700万円で購入し、防衛庁に賃貸したのが最初である。

昭和37年度からは、組合員の住宅対策として準公務員宿舎方式により、連合会の長期給付事業の責任準備金を使って建設した住宅を国に賃貸し、国はこれを公務員宿舎として利用する事業を開始した（この宿舎を「特別借受宿舎」という）。この宿舎建設資金の回収については、連合会と大蔵省（現財務省）との契約により、賃貸料として年6.5％（昭和39年度までは5.5％）の割合をもって、65年間（昭和42年度から60年間）に元利均等償還の方式により回収することとなっていた。

また、連合会の管理する旧令共済病院の整備として、昭和36年5月に管理病院の責任者である連合会理事長は、大蔵省主計局長に対し「管理病院の施設整備のための外部資金借入に対するお願い」（旧令共済第244号）をもって借入れを申し入れたところ、主計局長からは「連合会の長期経理の投資不動産としての運用方法により調達することが現行の諸規定等により勘案して最も適当である」との回答を得た（詳細は連合会『五十年史（上）』920頁）。これ以降、旧令共済病院の整備資金についても投資不動産で取り扱うこととなった。

その他の投資不動産としては、施設用の土地があるが、本来、土地等の取得は事業計画等で定めた上で実施することとなるが、機会を逸しないよう運用の一環として先行投資的

に実施し、改めて当該土地に係る建物等の不動産取得計画を事業計画時に計上し事業計画で定めた上で、簿価で長期経理から当該経理に振り替えることとしていた。

（1）特別借受宿舎

特別借受宿舎制度は昭和37年度から開始したもので、国家公務員の宿舎事情の需要緩和に資するために、連合会が国からの要請に基づき投資不動産として宿舎を建設し、これを国に原則60年間、年利6.5％で賃貸する制度である。

対象となった機関は財務局、造幣局（現独立行政法人造幣局）、印刷局（現独立行政法人国立印刷局）、林野庁、郵政省（現日本郵政グループ）、防衛庁（現防衛省）の6省庁局であった。

（2）旧令共済病院整備投資

旧令共済病院整備費を不動産投資としたのは旧令共済病院事業が国共済法で定められたものではなく、旧令による共済組合等からの受給者のための年金特別措置法附則第3項に基づく事業であり、長期経理から貸付ができないことからであった。金利等割賦の条件は医療経理向けの貸付けとほぼ同様としていた。

医療経理への貸付金利率は従来年5.5％の固定金利であったものが、昭和62年度以降、長期プライムレートを参酌して大蔵省主計局長が定める利率となった（ただし、平成9年度大蔵省からの通達により下限利率を3％に設定）。

（3）福祉施設への投資

福祉施設への投資は整備用地として機会を逸しないよう土地を長期経理で先行投資して行うことに始まり、取得した翌年度以降で当該施設の属する経理で事業計画に計上し、長期経理から当該経理へ振り替えることとしていた。病院・宿泊建設予定地として購入している主なものは次のとおりである。

〔病院予定地〕

①平成3年度に熊本市の土地を熊本中央病院移転用地として購入し、次年度に医療経理へ振り替えた。

②平成4年度に高松市の土地を高松病院病棟改築用地として購入し、次年度に医療経理へ振り替えた。

〔宿泊所予定地〕

①昭和40年度に京都市の本圓寺跡地を宗教法人本圓寺から購入したが、当初予定していた京都共済会館（仮称）の建設が見送られたことなどから、諸般の事情で利用することができなかった。昭和61年度に宗教法人西本願寺に売却することとなった（詳細は連合会『五十年史（上）』923頁）。

②昭和40年度に神奈川県箱根町の源泉を有する山林・原野を取得したが、当初予定していた宮の下保養所の移転建替計画が宿泊事業の経営悪化から中止され、平成15年度に売却した。

③昭和44年度に静岡県熱海市から購入した土地に平成10年度に熱海共済会館が建設された。従来施設の整備を目的として先行取得した土地については、施設の建設工事が決定された段階で、取得時の簿価に建設が決定した年度までに要した管理費用及び経過利息（金利）を加えた金額をもって宿泊経理が買い取ることとなっていた。しかしながら、熱海共済会館の建設工事が開始された平成7年度において、宿泊経理が資金繰りの都合等で買い取ることができなかった。そのためできるだけ早期に買い取ることを前提とし、それまでの間は貸し手側の長期経理と借り手側の宿泊経理との間で賃貸借契約を締結し、当該土地を有償で賃貸することとした。熱海共済会館と同時期（平成10年度）に建設された大阪宿泊所についても同様の取扱いがなされた。

第3　資産構成割合

資産構成割合の規定については「国家公務員共済組合経理規程」（昭和28年7月31日 大蔵省令第44号）に始まり、その後、国家公務員共済組合法施行規則に規定され、改正を重ね（詳細は連合会『五十年史（上）』931頁）、平成12年度においては表4のとおり規定されている。

第4　運用利回り

連合会における年金積立金の運用は運用開始から安定して予定運用利回りを確保してきたが、いわゆるバブル崩壊後市場金利は低下し、平成6年度に初めて政令で定められた予定運用利回り年5.5％を下回ることとなった。その後、平成11年度に予定運用利回りは5年ごとに行われる年金財政再計算において大蔵大臣が定める率とされ、年4.0％となったが、平成6年度から12年度まで予定運用利回りを下回る結果となった。

なお、運用資産額は国共済法（新法）施行後の昭和34年度末は161億円、基礎年金制度を導入した昭和61年度には3兆3,268億円、平成12年度末では8兆5,965億円となった。

表4　国家公務員共済組合施行規則

「国家公務員共済組合法施行規則」

第85条の2の2　連合会が保有する長期経理の次の各号に掲げる資産の価額は、常時、当該経理の資産の総額に対し、第1号にあっては、同号に掲げる割合を乗じて得た額以上、第2号及び第3号にあっては、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額以下でなければならない。

（1）現金、預金、貯金、金銭信託、有価証券、生命保険又は資金運用部に対する預託
100分の55

（2）不動産又は連合会若しくは組合の行う事業のうち不動産の取得を目的とする貸付金
100分の20

（3）不動産の取得以外の連合会又は組合の行う事業に対する貸付金
100分の25

2　前項第1号の規定の適用については、株式及び証券投資信託の受益証券の価額は長期経理の資産の総額に100分の10を乗じて得た額以下でなければならない。

3　第1項各号に掲げる資産の構成割合が当該資産の価額の変動その他連合会の意思に基づかない理由により、前2項に規定する割合に異なることになった場合には、連合会は、前2項の規定にかかわらず、その異なることとなった割合によることができる。この場合において、連合会は、前2項の趣旨に従って、漸次、その割合を改めなければならない。

表5　資金運用部預託金及び金融機関への運用等（平成12年度まで）　（単位：百万円）

年　度	銀行預金	金銭信託	貸付信託	生命保険	有価証券信託	資金運用部預託金	証券投資信託
昭和49	9,627	2,300	60,616		49,533	210,012	48
50	10,047	2,430	67,481		49,196	248,688	48
51	11,941	3,290	69,469		40,491	290,466	48
52	15,668	3,650	85,539		70,093	336,148	48
53	20,205	35,840	94,919		59,652	386,870	1,048
54	40,005	4,710	109,139		76,354	438,199	1,048
55	27,853	4,810	122,909		88,246	500,903	1,344
56	29,288	5,500	162,245		85,479	627,873	6,497
57	31,509	5,990	173,470		72,995	695,463	6,495
58	60,955	5,440	166,543		58,882	759,077	2,428
59	58,630	5,420	168,387		96,582	823,035	2,428
60	154,363	8,220	184,269		168,950	921,577	4,428
61	276,990	63,980	229,769		261,319	1,271,811	5,828
62	350,651	204,430	191,285		260,161	1,415,898	4,828
63	341,591	432,830	151,230	252,678	316,505	1,541,181	8,828
平成元	307,908	482,580	110,170	596,157	227,747	1,689,649	6,828
2	332,647	548,080	41,235	800,569	317,525	1,817,919	6,528
3	326,875	547,220	30,770	1,025,108	269,802	1,951,860	6,528
4	392,944	581,650	22,250	1,099,148	241,505	2,057,993	29,528
5	387,095	655,000	12,700	1,157,817	190,617	2,162,656	135,677
6	415,163	741,000	12,700	1,159,959	324,853	2,263,943	11,536
7	317,867	816,000	12,700	1,167,877	313,357	2,536,147	88,426
8	250,441	920,500	0	123,843	397,596	3,401,568	77,829
9	200,054	966,800	0	9,707	348,136	3,506,592	127,825
10	78,736	1,046,813	0	9,677	344,853	3,614,038	289,561
11	106,687	1,125,725	0	9,693	179,979	3,785,454	293,647
12	120,424	1,227,286	0	12,801	213,126	4,126,316	66,511

表6　有価証券投資の状況（平成12年度まで）　（単位：百万円）

年　度	国　債	地方債	特殊債	金融債	外国債	社　債	株　式	計	有価証券信託	合　計
昭和25							8	8		8
26							8	8		8
27							19	19		19

年　度	国　債	地方債	特殊債	金融債	外国債	社　債	株　式	計	有価証券信託	合　計
昭和28			59	79			29	167		167
29	4	30	80	184			29	327		327
30	11	40	81	194			29	355		355
31	4	38	81	288			61	472		472
32		10	47	225			110	392		392
33			47	188			84	319		319
34			47	222			135	403		403
35			149	616			145	910		910
36			253	2,355			145	2,753		2,753
37		107	2,708	3,653		226	162	6,856		6,856
38		401	6,924	4,400		864	172	12,761		12,761
39		788	7,467	6,722		881	288	16,145		16,145
40	545	593	7,959	10,502		1,059	288	20,946		20,946
41		419	7,959	17,340		1,266	288	27,272		27,272
42		311	8,479	22,670		683	298	32,442		32,442
43		440	8,897	16,700		925	401	27,362	12,128	39,490
44		403	9,888	5,162		437	433	16,322	33,406	49,728
45	501	2,138	11,669	3,859		230	445	18,842	39,388	58,230
46	280	5,190	18,384	7,395		1,580	563	33,391	26,931	60,322
47	4,007	4,813	18,358	11,974		2,166	583	41,902	29,055	70,957
48	5,137	6,888	20,192	17,105		3,126	617	53,065	45,086	98,151
49	4,583	10,583	22,327	22,042		3,489	617	63,640	49,533	113,173
50	6,099	22,066	19,405	34,600		9,949	666	92,785	49,196	141,981
51	5,653	32,051	43,991	43,606		20,131	809	146,241	40,491	186,732
52	12,479	37,948	51,295	32,544		18,491	810	153,568	70,093	223,661
53	14,024	75,118	51,643	32,789	393	15,628	812	190,408	59,652	250,060
54	82,044	84,999	51,504	21,869	491	16,318	813	258,038	76,354	334,392
55	176,724	77,105	41,990	33,132	491	26,286	815	356,542	88,246	444,788
56	257,314	72,768	44,783	57,290	491	35,224	1,000	468,870	85,479	554,349
57	296,272	97,303	67,071	52,862	491	50,115	1,001	565,116	72,995	638,111
58	285,944	106,394	170,203	45,344	728	66,723	1,211	676,547	58,882	735,429
59	242,133	134,495	288,478	45,233	1,617	63,720	1,211	776,887	96,582	873,469
60	152,268	183,802	372,801	38,739	19,561	76,551	1,211	844,934	168,950	1,013,884
61	29,227	225,442	437,384	30,007	83,266	112,721	2,918	920,964	261,319	1,182,283

年　度	国　債	地方債	特殊債	金融債	外国債	社　債	株　式	計	有価証券信託	合　計
昭和62	99,724	202,577	422,173	31,885	77,723	113,436	2,918	950,435	260,161	1,210,596
63	80,327	167,022	304,187	20,849	76,043	99,570	2,918	750,916	316,505	1,067,421
平成元	73,599	137,235	257,501	20,489	70,690	94,056	3,146	656,715	227,747	884,462
2	31,374	115,428	165,391	37,380	71,192	92,500	3,146	516,410	317,525	833,935
3	28,488	97,968	154,358	44,448	81,869	97,804	2,918	507,852	269,802	777,654
4	25,647	95,813	135,039	25,702	74,527	129,729	2,918	489,376	24,155	513,531
5	67,472	84,046	81,522	24,002	79,497	123,734	2,918	463,190	190,617	653,807
6	126,570	73,471	54,079	20,513	78,263	145,654	2,918	501,467	324,853	826,320
7	80,937	46,873	33,647	25,143	74,267	158,292	2,918	422,077	313,357	735,434
8	203,415	148,735	97,269	900	80,464	304,920	2,918	838,621	397,596	1,236,217
9	191,699	122,161	87,804	700	111,750	580,480	2,918	1,097,511	348,136	1,445,647
10	144,701	120,385	84,623	9,599	111,750	611,907	2,918	1,085,883	344,853	1,430,736
11	216,217	119,685	103,838	7,399	111,150	561,432	2,918	1,122,638	179,979	1,302,617
12	157,455	117,628	101,653	6,899	196,772	476,402	2,918	1,059,727	213,126	1,272,853

（注1）連合会長期経理の決算資料による各年度末現在。
（注2）金額は百万円未満を四捨五入したので合計額とは一致しないことがある。

表7　組合貸付金の状況（平成12年度まで）　（単位：千円）

年　度	年度末残高	総資産に対する割合	年　度	年度末残高	総資産に対する割合
昭和24	84,350	15.3%	昭和40	47,184,212	30.0%
25	352,550	22.1%	41	59,346,248	30.0%
26	539,000	21.0%	42	71,896,421	29.5%
27	700,470	20.5%	43	89,302,153	30.2%
28	990,790	21.7%	44	109,382,208	30.9%
29	1,196,090	20.6%	45	135,114,961	31.9%
30	1,544,961	21.8%	46	160,156,867	31.7%
31	1,913,894	22.6%	47	187,393,312	31.4%
32	2,343,908	24.9%	48	227,523,487	32.5%
33	2,798,961	27.3%	49	287,778,259	34.7%
34	3,884,312	24.1%	50	343,798,075	35.6%
35	7,809,532	25.7%	51	400,897,258	35.8%
36	12,843,088	27.2%	52	461,064,133	35.7%
37	18,522,933	27.4%	53	500,120,692	34.2%
38	25,534,662	27.9%	54	551,836,365	33.5%
39	34,992,012	28.8%	55	605,223,964	29.0%

年　度	年度末残高	総資産に対する割合	年　度	年度末残高	総資産に対する割合
昭和56	727,534,076	31.4%	平成3	950,930,549	15.7%
57	764,466,885	30.2%	4	996,062,563	15.7%
58	784,099,494	28.6%	5	1,033,988,578	15.5%
59	790,233,588	26.4%	6	1,052,241,645	15.1%
60	785,453,604	23.7%	7	1,034,382,838	14.9%
61	948,771,877	21.6%	8	1,052,543,115	13.9%
62	909,149,776	19.3%	9	1,064,824,329	13.5%
63	858,599,904	16.9%	10	1,079,315,150	13.3%
平成元	845,092,679	15.7%	11	1,087,412,557	13.1%
2	869,986,379	15.2%	12	1,111,731,588	12.9%

（注1）平成10年度までの数字は連合会『五十年史』資料による。
（注2）平成11年度以降の数字は各年度決算書（貸付金明細表）による。
（注3）一部組合の福祉事業への貸付も含まれている。

表8　福祉経理貸付金の状況（平成12年度まで）　（単位：千円）

年　度	年度末残高	（内訳）保健経理	医療経理	宿泊経理	住宅経理	物資経理	総資産に対する割合
昭和24	44,000	（経理区分なし）					8.0%
25	110,000						6.9%
26	322,000						12.5%
27	762,000						22.3%
28	1,019,000	155,000	525,200	285,000	53,800		22.3%
29	1,385,000	206,000	789,500	301,000	88,500		23.9%
30	1,530,000	268,000	903,800	337,000	21,200		21.6%
31	2,160,000	66,000	1,470,000	584,000	40,000		25.6%
32	3,078,000	66,000	2,242,000	730,000	40,000		32.7%
33	3,841,000	86,200	2,976,000	737,000	41,800		37.5%
34	4,345,700	69,000	3,347,000	826,700	71,500	31,500	26.9%
35	5,222,000	72,000	4,000,000	1,040,000	76,500	33,500	17.2%
36	6,282,240	72,000	4,542,240	1,535,000	100,000	33,000	13.3%
37	8,343,000	104,000	5,004,000	1,988,000	1,213,000	34,000	12.3%
38	11,716,000	104,000	5,369,000	2,860,000	3,349,000	34,000	12.8%
39	11,422,000	104,000	6,280,000	4,200,000	802,000	36,000	9.4%
40	13,987,000	152,000	7,560,000	5,086,000	1,142,000	47,000	8.9%
41	14,918,260	152,000	8,313,260	6,150,000	243,000	60,000	7.5%
42	17,313,567	159,000	9,457,000	7,540,000	100,567	57,000	7.1%
43	18,837,222	159,000	10,018,611	8,460,611	147,000	52,000	6.4%

年　度	年度末残高	（内訳）保健経理	医療経理	宿泊経理	住宅経理	物資経理	総資産に対する割合
昭和44	20,232,897	130,000	11,257,636	8,628,361	163,400	53,500	5.7%
45	21,475,677	130,000	12,679,411	8,386,966	224,800	54,500	5.1%
46	25,723,283	130,000	15,433,230	9,831,153	271,400	57,500	5.1%
47	30,565,620	130,000	18,336,028	10,817,592	1,188,600	93,400	5.1%
48	38,839,526	130,000	22,471,748	11,547,078	4,556,900	133,800	5.5%
49	48,190,524	119,760	25,751,981	13,641,543	8,563,219	114,021	5.81%
50	52,039,771	99,000	27,431,000	15,457,000	8,955,000	97,771	5.37%
51	50,765,500	145,000	26,587,000	17,095,000	6,859,000	79,000	4.52%
52	51,276,600	224,600	27,855,000	16,966,000	6,158,000	73,000	3.97%
53	54,672,000	225,000	26,841,000	22,015,000	5,520,000	71,000	3.66%
54	49,175,000	140,000	26,769,000	22,194,000	0	72,000	2.97%
55	54,625,000	140,000	32,706,000	21,745,000	0	34,000	2.88%
56	55,807,000	140,000	34,713,000	20,903,000	0	51,000	2.40%
57	58,756,000	150,000	38,445,000	19,817,000	300,000	44,000	2.32%
58	65,450,000	246,000	45,623,000	19,548,000	0	33,000	2.38%
59	64,626,000	265,000	45,343,000	19,018,000	0	0	2.16%
60	66,066,000	275,000	47,830,000	17,961,000	0	0	1.98%
61	54,596,000	269,000	38,923,000	15,404,000	0	0	1.24%
62	49,905,000	287,000	35,395,000	14,223,000	0	0	1.06%
63	50,724,000	300,000	35,439,000	14,985,000	0	0	1.00%
平成元	50,058,342	326,000	34,737,000	14,995,342	0	0	0.93%
2	57,849,000	321,000	36,280,000	21,248,000	0	0	1.01%
3	63,308,829	345,900	39,382,929	23,580,000	0	0	1.05%
4	72,015,769	586,400	45,249,369	26,180,000	0	0	1.13%
5	79,420,553	579,318	50,889,735	27,942,000	0	9,500	1.19%
6	87,475,093	609,118	55,798,825	31,059,000	0	8,150	1.26%
7	107,693,172	320,435	65,068,118	42,201,358	0	103,261	1.48%
8	117,501,381	305,826	67,972,679	49,123,997	0	98,880	1.55%
9	131,913,747	292,155	71,788,195	59,740,137	0	93,260	1.67%
10	150,058,788	279,774	75,782,256	73,909,089	0	87,670	1.84%
11	151,680,158	268,165	76,334,453	74,995,863	0	81,677	1.82%
12	164,056,767	256,767	92,321,531	71,402,121	0	76,348	1.91%

（注1）平成10年度までの数字は連合会『五十年史』資料による。
（注2）平成11年度以降の数字は各年度決算書（貸付金明細表）による。

表9　長期経理資産構成及び構成比率（平成12年度まで）　（単位：千円）

年　度	第一号資産		第二号資産		第三号資産		合　計
	金　額	比率%	金　額	比率%	金　額	比率%	
昭和61	3,057,174,168	69.6	394,670,228	9.0	940,706,290	21.4	4,392,550,686
62	3,405,814,298	72.4	397,574,186	8.4	902,228,743	19.2	4,705,617,227
63	3,822,515,239	75.3	401,101,445	7.9	852,609,564	16.8	5,076,226,248
平成元	4,151,795,011	76.9	400,139,813	7.4	845,745,249	15.7	5,397,680,073
2	4,461,478,837	77.7	411,023,067	7.2	869,622,883	15.1	5,742,124,787
3	4,688,712,197	77.4	422,085,227	7.0	943,402,740	15.6	6,054,200,164
4	4,935,607,196	77.6	434,679,888	6.8	991,587,697	15.6	6,361,874,781
5	5,185,606,240	77.9	444,973,203	6.7	1,029,004,762	15.4	6,659,584,205
6	5,449,604,544	78.3	464,210,458	6.7	1,047,257,709	15.0	6,961,072,711
7	5,757,670,237	79.2	485,877,528	6.7	1,027,446,502	14.1	7,270,994,267
8	6,030,246,976	79.6	502,723,158	6.6	1,046,984,679	13.8	7,579,954,813
9	6,316,115,101	80.0	519,322,652	6.6	1,059,959,369	13.4	7,895,397,122
10	6,518,369,892	80.1	542,163,832	6.7	1,074,314,675	13.2	8,134,848,399
11	6,690,065,897	80.4	548,711,288	6.6	1,082,062,581	13.0	8,320,839,766
12	6,929,788,773	80.6	559,993,741	6.5	1,106,681,012	12.9	8,596,463,526

表10　長期経理資産運用利回り（平成12年度まで）　（単位：%）

年　度	運用利回り	年　度	運用利回り	年　度	運用利回り	年　度	運用利回り
昭和24	7.17	昭和37	8.05	昭和50	6.72	昭和63	6.42
25	7.23	38	6.84	51	6.70	平成元	6.49
26	7.15	39	6.46	52	6.75	2	6.46
27	7.08	40	6.38	53	6.42	3	6.10
28	5.94	41	6.40	54	6.44	4	5.89
29	6.18	42	6.39	55	6.94	5	5.56
30	6.06	43	6.39	56	6.81	6	5.19
31	5.86	44	6.45	57	6.85	7	4.97
32	6.15	45	6.56	58	6.91	8	4.82
33	5.82	46	6.55	59	6.86	9	4.32
34	5.51	47	6.49	60	6.87	10	3.44
35	7.17	48	6.42	61	6.68	11	3.27
36	7.81	49	6.55	62	6.49	12	3.01

第2節　連合会の自己責任原則に基づく運用（平成13年度～平成22年度）

平成13年度は公的年金の積立金運用において大改革が実施されたが、その目的については、政府における行政改革、規制緩和等の推進により、自由かつ公正な社会の形成をめざし「この国のかたち」の再構築を図ることが背景となっている。

再構築の方針については、平成8年11月に設置された行政改革会議が翌年12月に発表した最終報告書において、肥大化･硬直化し、制度疲労のおびただしい戦後型行政システムを根本的に改め、自由かつ公正な社会を形成し、そのための重要な国家機能を有効かつ適切に遂行するにふさわしい、簡素にして効率的かつ透明な政府を実現することを基本理念とし改革を進めることとされた。

その内容は、第一に、内閣・官邸機能の抜本的な拡充・強化を図り、かつ中央省庁の行政目的別大括り再編成により行政の総合性、戦略性、機動性を確保すること、第二に、行政情報の公開と国民への説明責任の徹底、政策評価機能の向上を図り、透明な行政を実現すること、第三に、官民分担の徹底による事業の抜本的な見直しや独立行政法人制度の創設等により行政を簡素化・効率化することをめざし､徹底的な規制の撤廃と緩和を断行し、民間にゆだねるべきはゆだね、また、地方公共団体の行うべき事務への国の関与を減らすことを前提とし行政機構の再編成等を行うものとなっている。

公的年金の積立金運用については、平成12年12月に閣議決定された行政改革大綱において行政の組織・制度の抜本改革のなかで整理された特殊法人等の改革における財政投融資制度の縮減・合理化に伴い郵便貯金、国民年金・厚生年金積立金の預託義務が廃止され、全額自主運用（原則市場運用）される仕組みに見直された。この見直しに伴い、年金積立金の運用は、自己責任や市場原理に立つ自由で公正な経済社会へ移行するための規制緩和推進の観点から運用対象の拡大を図ること等が盛り込まれた法令改正が平成13年に行われ、自己責任原則に基づく新たな運用が開始された。

なお、自主運用は、年金制度運営の立場から保険料拠出者の利益のために最もふさわしい運用の仕組みを構築するものであり、安全かつ効率的な運用を行うことによって、保険料拠出者の利益と年金制度の長期的な安定に資することが目的となっている。

第1　年金積立金の運用を取り巻く環境の変化

1　財政投融資制度改革の概要

財政投融資制度改革は、財政投融資の資金調達を郵便貯金、年金積立金の全額義務預託から、財投債（国債）の発行を中心に大転換すること等を柱とした財政投融資の在り方の抜本的な見直しであり、平成13年度の資金運用部資金法等の改正により実施された改革のポイントは次のとおりである。

- 郵便貯金、年金積立金の資金運用部資金への預託義務が廃止され全額自主運用
- 特殊法人等が行う財政投融資対象事業については、民業補完の観点から事業の見直し
- 資金調達については、真に必要な資金を財投債（国債）又は財投機関債によって市場から調達

改革以前の仕組みでは、資金調達手段が郵便貯金、年金積立金からの預託による受動的なものに限られ、資金需要に応じた効率的な資金調達が行えないといった問題を抱えていたことから、財政投融資制度をより効率的で市場原理と調和の取れたものとするために行われたものである。政策コスト分析の導入により、財政投融資事業について、将来、補助金や出資金の機会費用等の政策コストがどの程度生じるのかを明らかにすることで財政投融資のディスクロージャーが進み、事業の妥当性の判断材料の提供、財投機関の財務の健全性の確保等も促進されることなった。

なお､連合会の年金積立金運用については、国家公務員共済組合法施行令において長期給付積立金の前年度末残高の34％（注）相当を預託する義務が継続された（34％の義務預託を超える分についても任意での預託は可能）。

（注）公的年金として厚生年金積立金の実質預託額（年金福祉事業団の財投借入金を除く）との均衡を図る観点から、厚生年金と国共済の加入者一人当たりの積立金額の割合から算出されたものである。

2　国民年金・厚生年金における自主運用の意義・在り方について

年金積立金は、加入者から徴収された保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な財源であるとともに、その運用収入は将来の保険料負担の増加を抑制し、年金制度の長期的な安定に資するものとなることから､少子化･高齢化が急速に進んでいる現状においては年金積立金をより効率的に運用する重要性が一層高まっていた。そのため、自主運用への移行は年金制度運営の立場から保険料拠出者の利益のために最もふさわしい運用の仕組みを構築するものであり、安全かつ効率的な運用を行うことによって、専ら保険料拠出者の利益と制度の長期的な安定に資することを目的とした。

運用の在り方については、年金財政において作成している長期的な収支見通しと整合的な運用を行う必要があることから､運用目標、政策的資産構成割合等を定めた運用の基本方針を策定するとともに、長期的な収支見通しの見直し、経済金融環境の変化、運用実績等を検証し、状況の変化等に応じて適切に見直しを行うことが求められた。

自主運用を行う際は、安全性・確実性を重視しつつ、適度な収益率の変動（リスク）を許容した上で、長期的な総合収益の確保をめざし、各種資産への分散投資を行うことが適当と考えられるため、運用の基本方針の策定に当たっては、年金積立金にどの程度のリスクが許容されるか慎重な検討を行い、市場運用のリスク・リターンを明確にした上で、保険料拠出者等の関係者の間で十分な議論を尽くし合意形成を図ることが重要であるとされた。

なお、自主運用を確立するためには、運用に携わる者の権限と責任を明確化した上で受託者責任を課し、その監視・監査を行うための新たな仕組みを構築する必要があった。

3　金融システム改革による規制撤廃・緩和の流れ

政府は、我が国経済が21世紀の高齢化社会においても活力を保っていくため、金融システムについても経済を支えていく優れたものへと変革することが喫緊の課題であるとして、市場の透明性・信頼性を確保しつつ、大胆な規制の撤廃・緩和を始めとする金融市場

の改革を行い、マーケットメカニズムが最大限活用され資源の最適配分が実現される金融システムの構築を平成8年より開始した（いわゆる「日本版金融ビッグバン」）。

改革は、市場原理が機能する自由な市場、透明で信頼できる市場及びグローバルで時代を先取りする市場の3原則に基づき進められ、年金資産運用については、まず厚生年金基金において、自己責任原則に基づき運用関係者の受託者責任を明確化した上、予定利率の弾力化、5・3・3・2規制（国内債券等安全資産50％以上、株式30％以下、外貨建資産30％以下、不動産20％以下）の撤廃及び運用対象資産の拡大等の規制撤廃・緩和が進められた。

公的年金制度においては、平成13年4月から国民年金・厚生年金の市場原理に基づく自主運用が開始され、国共済法に基づく連合会の年金積立金運用においても同様に施行令が改正され自己責任原則に基づく新たな運用を開始することとなった。

第2　連合会における新たな運用への取組み

1　特殊法人等整理合理化計画の要請

平成13年12月19日に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画における連合会の位置付けは、「共済組合類型の法人については、国の社会保障制度の一部を運営する機関であって主務省の政策実施機関とは性格が異なることを勘案し、特殊法人等の対象から除外する」と整理され、年金積立金の運用事業について講ずべき措置として、「積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う」ことが要請された。

また、同閣議決定においては、「第三者による評価制度を導入する」ことが併せて要請されたことから、国家公務員共済組合連合会評価委員会を設置（平成16年7月1日運営要領制定）し、各事業（資金運用事業、医療事業、宿泊事業）の実績に関する評価を行うこととなった。委員は学識経験のある者から連合会理事長が委嘱することとし、4人の委員で構成された。

2　自己責任原則に基づく運用の開始

連合会の年金積立金運用は、公的年金制度の一つとして国民年金・厚生年金と同様に平成13年4月に国共済法施行令が改正され自己責任原則に基づく市場運用を行うこととなった。同改正では、規制撤廃・緩和の観点から運用対象の拡大、財務大臣の事前承認の撤廃等も盛り込まれた。

従来の法令による規制運用から自己責任原則に基づく運用に移行するためには、専門的な知見による運用方針の策定及び運営体制の整備が必要であることから、同施行令に規定される「積立金等の運用の基本方針」を暫定的に策定の上、同年7月に運用専担である資金運用部の新設及び外部の学識経験者で構成する資産運用委員会を設置した。委員会では基本方針の見直しを中心に6回の審議を重ねた結果、平成14年2月に報告書がまとめられ、連合会はその報告書に従い新たな「積立金等の運用の基本方針」を制定し同年4月より自己責任原則に基づく運用を本格的に開始した。

なお、同報告書は、「基本ポートフォリオの策定」を中心に、連合会の運用の基本方針の在り方などの積立金等の運用に関する重要事項、貸付金等の共済独自資産にかかる国共

表11　政令改正による規制撤廃・緩和の内容

（1）運用対象資産の拡大
①金銭信託から信託へ拡大（金銭以外の有価証券現物による移管も可能となる）
②信託（委託運用）の投資対象資産の制限撤廃
③国債先物（ヘッジ目的）の解禁
④特定社債（ABS）の解禁
⑤債券の格付け制限撤廃
（2）財務大臣の事前承認の撤廃
特定金銭信託、生命保険資産
（3）資産構成割合の規制撤廃（省令から削除）

現預金、金銭信託、有価証券、預託金等（1号資産）	55％以上
不動産又は不動産取得目的の貸付金（2号資産）	20％以下
組合貸付金（3号資産）	25％以下
株式と証券投資信託の合計	10％以下

済固有の課題のほか、自己責任及び受託者責任についての考え方が整理されたものとなっている。

政令改正による規制撤廃・緩和の内容は表11のとおり。

第3　運営体制の整備

1　資金運用部の新設（平成13年7月）

組織体制の強化については、経理部の分課として2課8人体制で資金運用業務を担当していたものを資金運用専担部として独立させ、新たに資金運用部を新設し3課12人体制で運営することとなった（表12）。

2　資産運用委員会の設置

積立金等の運用の基本方針において定められている資産運用委員会は、外部の4人の学識経験者で構成する理事長の諮問機関として平成13年7月1日に設置された。資産運用委員会は、積立金等の運用の基本方針、基本ポートフォリオ等重要事項の策定及び改定等について意見を聴き、助言を受けるものであり、当該重要事項に関する検討等の結論について報告書又は意見書を受領することとしている。

初代委員は、貝塚啓明中央大学法学部教授（委員長）、橋本昌三野村総合研究所代表取締役社長、山崎元三和総合研究所主任研究員、

表12　「国家公務員共済組合連合会分課規定」（平成6年7月5日共済連本総第213号）

「国家公務員共済組合連合会分課規定」
（平成13年7月1日　改正）

（資金運用部の分課）
第13条　資金運用部に次の3課を置く
（1）資金管理課
（2）資金第一課
（3）資金第二課
（資金管理課）
第13条の2　資金管理課においては、次の事務をつかさどる
（1）資金運用の基本方針に関すること
（2）長期経理の予算、決算及び事業計画のうち、資金運用に関すること
（3）前2号に掲げるもののほか、資金運用部の事務で他の課の所掌に属さないこと
（資金第一課）
第13条の3　資金第一課においては、次の事務をつかさどる
（1）自家運用に関すること
（2）財政融資資金の預託に関すること
（資金第二課）
第13条の4　資金第二課においては、次の事務をつかさどる
（1）委託運用に関すること
（2）資金の運用に必要な調査、研究及び情報収集に関すること

米澤康博横浜国立大学経営学部教授（委員長代理）の4人（五十音順）を委嘱し、初会合は平成13年7月16日にKKRホテル東京「鳳凰の間」において開催された。貝塚委員長は、財政制度等審議会、金融審議会、社会保障審議会の会長のほか、資金運用審議会懇談会座長、自主運用検討会委員を歴任している。

また、新たな運用を行うための積立金等の運用の基本方針の検討に当たっては、基本ポートフォリオの策定を中心とした積立金等の運用における実務上の専門的な知見も必要であることから、運用実務に精通した4人、植田將二朗（東京三菱投資顧問：年金運用部部長）、橋本隆吾（住友信託銀行：シニアポートフォリオマネージャー）、馬淵治好（日興アセットマネジメント：投資戦略部長）、渡辺幹文（メリルリンチ・インベストメント・マネージャーズ：マネージング・ダイレクター）を専門委員として委嘱した。

（1）資産運用委員会の開催状況等

委員会の詳細については第4編第3部第1章第4節のとおり。

（2）答申等（意見書・報告書）

答申等（意見書・報告書）は表13のとおりである。

（3）歴代委員

資産運用委員会の歴代委員は表14のとおりである。

第4　「積立金等の運用の基本方針」の制定

1　資産運用委員会報告書について

資産運用委員会においては、新たな積立金等の運用の基本方針を制定するための考え方の整理について6回の委員会を開催し検討を重ね、その結論を平成14年2月に資産運用委員会報告書として取りまとめ寺村信行理事長に報告した。

その概要については、表15、表16のとおりである。

2　「積立金等の運用の基本方針」の制定

積立金等の運用の基本方針（以下「基本方針」という）（表17）は、平成13年に改正さ

表13　答申等（意見書・報告書）

日　付	表　題
平成14年 2月 7日	資産運用委員会報告書
平成17年 3月16日	基本ポートフォリオの見直しについて（意見書）
平成17年 4月 1日	資産運用委員会意見書集 ・マネージャーストラクチャーの再構築について（H14.7.15） ・貸付制度の改正について（H15.1.28） ・マネージャーストラクチャーの再構築について（2）（H15.1.28） ・株主議決権行使について（H16.3.15） ・資産運用における諸課題について（H17.3.16） ・基本ポートフォリオの見直しについて（H17.3.16） ・基本ポートフォリオの見直しについて（付属資料）（H17.3.16）
平成22年 3月 8日	新しい基本ポートフォリオの策定について（意見書）
平成25年10月18日	基本ポートフォリオの見直しについて（意見書）
平成26年12月15日	基本ポートフォリオの見直しについて（意見書）
平成27年 2月10日	基本ポートフォリオの見直しについて（追加意見）

表14　歴代委員

氏　名	所属・役職	在任期間	任　期	備　考
貝塚啓明	中央大学法学部教授	平成13年7月16日 ～平成28年10月25日	8	委員長
米澤康博	横浜国立大学経営学部教授	平成13年7月16日 ～平成29年6月30日	8	委員長代理 委員長
橋本昌三	(株)野村総合研究所 代表取締役社長	平成13年7月16日 ～平成21年6月30日	4	
山崎　元	(株)三和総合研究所 主任研究員	平成13年7月16日 ～令和5年6月30日	11	
臼杵政治	(株)ニッセイ基礎研究所 年金研究部長兼主席研究員	平成21年7月1日 ～令和5年6月30日	7	委員長代理
小幡　績	慶應義塾大学大学院経営管理研究科准教授	平成27年4月1日 ～令和5年6月30日	5	
俊野雅司	成蹊大学経済学部客員教授	平成27年4月1日 ～令和元年6月30日	3	
神野直彦	日本社会事業大学学長 東京大学名誉教授	平成29年7月1日～	4	委員長
菅原周一	文教大学大学院国際学研究科教授	平成29年7月1日～	4	委員長代理
小野正明	(株)みずほ信託銀行フィデューシャリーマネジメント部主席年金研究員	令和元年7月1日～	3	
玉木伸介	大妻女子大学短期大学部教授	令和元年7月1日～	3	
白須洋子	青山学院大学経済学部教授	令和3年6月8日～	2	
宇野陽子	ニッセイアセットマネジメント(株)専門部長コンサルタント	令和5年7月1日～	1	
中嶋邦夫	(株)ニッセイ基礎研究所上席研究員	令和5年7月1日～	1	
林　康史	立正大学経済学部教授	令和5年7月1日～	1	

（注）委嘱順、所属・役職は委嘱時点。

表15　資産運用報告書（概要）

Ⅰ積立金等の運用の基本的考え方

・国共済年金の高い成熟度も踏まえ、運用は「長期的な視点に立って安全かつ効率的」に行う。

・運用利回りの目標は、財政再計算の経済前提（財務大臣通知）である予定運用利率4.0％が物価上昇率1.5％、実質賃金上昇率（GDP並み）1.0％を含んだ名目値であるため、それらを除き年金財政とリンクする実質値の1.5％を目標として設定する。

（注）当時の長期金利の市場実勢が名目運用利回りを大幅に下回るため名目値を目標とするとリターンの高い株式の比率が高くなり過大なリスクを取得する恐れもあることを考慮

・運用の評価については、財政再計算の予定運用利率（名目値）と実質値を併せて行う。

・運用の自己責任原則においては受託者責任の徹底を図ることが必要である。

・連合会は、運用の考え方や運用状況について丁寧、かつ、わかりやすく伝える工夫に心がけ、関係者に一層の理解を得られるよう努めていく必要がある。

Ⅱ基本ポートフォリオ

・安全かつ効率的な運用を行うため、現代ポートフォリオ理論にしたがい、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産に分散投資することとし、中長期にわたる資産構成割合を明示的に定めた基本ポートフォリオを策定する。

・基本ポートフォリオ策定の前提となる投資期間は、財政再計算が行われる5年程度とすることが適当であるが、毎年新しいデータに基づき妥当性を検証し、年金財政及び経済等の前提条件に著しい変化があった場合は、いつでも基本ポートフォリオを変更する必要がある。

・基本ポートフォリオの目標収益率は、実質的な予定運用利率1.5％に今後5年程度の賃金上昇率見込み0.5％及び努力目標としての上乗せ分0.5％を加えた2.5％程度とする（その他の前提条件については「積立金等の運用の基本方針」の中で記載する）。

・基本ポートフォリオの妥当性の検証にあたっては、負債サイドも意識することが必要である。

・リスク許容度は、財政状況等から考えて相当低いことを認識し、安全性に十分配慮する。

・資産区分は、伝統的な内外債券・株式及び短期資産を基本とし、独自資産の貸付金及び不動産は超長期固定金利であり他の資産とリスク・リターン特性が異なることから独立区分とする。なお、預託金については国債とみなして国内債券区分とすることが妥当である。

Ⅲ自家運用と委託運用

・自家運用は、委託運用に比べ専門性が求められる反面、運用報酬等のコスト削減のほか、実務ノウハウが蓄積できる等のメリットがあり、国内債券及び短期資産でその機能を期待する。

・委託運用は、民間運用機関の技術、情報及びノウハウといった高度な専門性を活用し、より大きなリターンの獲得を目指すもので、アクティブ・パッシブを適切に組み合わせることでコスト削減、超過リターン獲得の可能性があることから、マネージャーストラクチャーを早急に検討すべきである。

Ⅳ連合会独自の資産に対する考え方

・預託金は、国債と同等の信用力及び金利であるが、途中換金ができずそれに対するプレミアムもない。また、34％の義務預託は運用上の制約となる。

・貸付金は、連合会の意思とは関係なく他律的に優先配分せざるを得ないこと（運用上の制約）、超長期固定金利制による金利変動リスクを負っていること及び福祉事業の経営悪化により年金毀損問題が生じる可能性等の問題点がある。

表16　報告書の内容を組合員等へ伝える広報紙『KKR』（平成14年3月10日）

第683号　（第三種郵便物認可）　K　K　R　平成14年３月10日　（４）

年金資産の運用のあり方の検討

委員会報告書を受けて

連合会では、「年金資産運用のあり方や現行の運用基本方針の見直し」について検討することを目的に、昨年七月に諮問機関として資産運用委員会（貝塚啓明委員長、以下「委員会」といいます）を設置しました。

このたび、この委員会の報告書が理事長に提出されましたのでその内容について、いくつか要点をしぼってご説明いたします。

目標実質利回り一・五％

現在、年金資産の運用にあたっては、財政再計算における予定利率（四・〇％）以上の運用利回りを確保することを目標としていますが、報告書では、「現状の超低金利局面にあって四・〇％を運用目標利回りとすると株式などのリスク資産を多く持たざるを得なくなり、結果的に多大の損失をこうむる恐れがある」との指摘があり、「それを防ぐために予定利率については実質的な利率で考える方が好ましい」との考え方が示されました。

現行の予定利率四・〇％の中には、賃金上昇率として二・五％が含まれています。したがって、実質的な予定利率はその差額の一・五％となります。現在のように、物価上昇率がマイナスとなり、賃金上昇が見込めない経済情勢のもとでは、運用利回りは、この実質利回り一・五％が維持されれば、基本的には、年金財政は影響を受けないとするものです。

これは、年金財政において前提となっている考え方ですが、これまで名目金利である四・〇％がどうしても独り歩きしてしまうことがありましたので、連合会としては、たいへん有益なご指摘であると考えています。

より高い透明性を

年金資産の運用に関する情報については、これまで官報への公報のほか、本紙などを通じて皆様に情報公開を行ってきたところですが、報告書では、「時価情報も含め、広く積極的に公開していくべきであり、インターネットを通じた情報公開も開始すべきである」さらに透明性を高める必要性を指摘されました。

連合会としては、早急に対応してまいります。

目標収益率は二・五％

平成十二年度以前は、運用規制が行われていたことから、資産運用にあたって債券や株式などの資産の割合が法定されていましたが、平成十三年度からは、運用規制が緩和・撤廃されたため、今後、資産配分をどうするかが、たいへん重要な事項となり、委員会での議論もこの検討について多くの時間が費やされました。

検討の結果は、今後五年間程度における資産配分割合（時価ベース）は、連合会の年金財政を考慮した場合、国内債券七〇・五％、国内株式四・〇％、外国株式四・〇％（他に短期資産三・〇％、不動産四・〇％、貸付金一四・五％）とすることがもっとも最適であるとの結論になりました。

この最適な資産配分割合における目標収益率は、平均で二・五％（実質的な予定利率（一・五％）と今後の賃金上昇率見込み〇・五％に〇・五％を上乗せした水準）程度を見込んだものとなっています。

還元融資から資産運用重視へ

委員会でいろいろご議論いただく過程で、貸付金について資産運用上、問題があるのではないかと次のとおり指摘がなされました。

貸付金については、福祉事業としての側面と資産運用の側面との二つがあり、連合会では、これまで、どちらかといえば還元融資的な発想で各共済組合や福祉経理に対して貸付けを行ってまいりましたが、報告書では、「貸付金は現在でも一定の役回りを期待されているが、組合員の生活は、向上してきており、一時期に比べればその意義は薄れてきている。また、市中金融機関による補完機能も充実してきていることを考えれば、資産運用の観点から改めてその意義をとらえ直すべきである」と指摘され、「組合員の利益のためには、年金資産の最有利運用を第一義的に考えるべきである」との考え方が示されました。その結果、「貸付金は、規制金利による超長期固定金利制がとられていることから、現状のままでは、今後長期間にわたり有利運用ができるとは考えにくく、年金資産の運用者としての立場からのみいえば、貸付金は、中長期的にみて漸次縮小・廃止する方向が望ましい」との指摘がなされました。

また、貸付金は、超長期固定金利制がとられていることから、将来、金利が上昇する局面となった場合、金利が稼げなくなるといういわゆる金利変動リスクを抱えています。

これについては、報告書では、「貸付資産の残高圧縮や市中金利に連動するような変動金利制の導入などの対策を早急に検討することが必要である」との指摘がなされています。

最後に、貸付金の年金毀損問題ですが、報告書では、「福祉事業において経営再建が必要となった場合、民間における経営支援の方法を参酌し、年金毀損を回避するための最大級の努力を行うべきである。一般的にいえば、元本回収を最優先とすべきであり、状況によっては、金利の減免を行うことで、経営再建などをうながし、もって確実に元本回収を図ることも検討されてしかるべきである。ただし、金利減免を行う場合、金利減免して事業継続をうながすことが、他の方策に比してもっとも有利であるとの貸手側の確たる判断がなされることが必要であり、組合員の理解を得られるだけの連合会の努力が求められることはいうまでもない」とされました。

連合会では、この報告書を受けて年金資産の運用のあり方を検討していきたいと考えています。

なお、この報告書の全文については、各共済組合本部にお届しています。また、連合会ホームページにも掲載する予定ですので、是非ご一読いただき、皆様のご意見・ご希望などお寄せいただければ幸いです。

ＫＫＲ 病院・宿泊の情報は！
連合会ホームページから
http://www.kkr.or.jp
「ｋｋｒ」で簡単検索！

KKRはご自宅へお持ち帰り下さい。

れた新たな国共済法施行令第9条の2及び施行規則第85条の2の2の規定に従い、平成14年4月1日に制定された（旧政省令により平成13年4月1日に暫定的に制定された基本方針の改正）。

基本方針は、連合会の自己責任原則に基づく積立金等の運用を確立することを目的として、資産運用委員会報告書（平成14年2月7日）で整理された各項目の考え方に則り策定された。基本方針の中心となる基本ポートフォリオの策定については、報告書においてまとめられた前提条件を基に試算された最適な資産構成割合を採用している。

報告書で指摘された、預託金の預託義務及び貸付金の規制金利による超長期固定金利制などの運用制約についての問題点は、中長期的に廃止又は縮小すべきであり、継続する注意事項として記述されている。積立金等の運用に携わる役職員は、積立金等の管理及び運用に当たっては、基本方針を遵守しなければならないとされている。

表17　積立金等の運用の基本方針（平成14年4月1日）

積立金等の運用の基本方針

国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、国家公務員共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第9条の2（連合会の積立金等の運用の基本方針）及び同法施行規則（以下「施行規則」という。）第85条の2の2（連合会の積立金等の運用の基本方針）規定に基づき、積立金及び長期給付の支払上の余裕金（以下「積立金等」という。）の運用の基本方針（以下「運用基本方針」という。）を以下のとおり定める。

連合会は、積立金等については、国家公務員共済組合法等法令の定めを遵守するとともに本運用基本方針に基づきその管理及び運用を行うものとする。

第1章　基本的考え方

第1節　運用の基本的方針

連合会の積立金等の運用は、積立金等が将来の年金給付の貴重な財源であることから、国家公務員共済組合法上の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員の利益のために、長期的な観点に立って、安全かつ効率的に行わなければならない。

第2節　運用の目的

1．長期的な総合収益の確保

連合会の積立金等の運用に当たっては、国家公務員共済年金の財政を安定的に運営していく上で必要とされる総合収益を長期的に確保することを目指さなければならない。

2．長期的な運用利回り目標

総合収益の運用利回りの目標は、長期的な観点から、少なくとも5年ごとに行われる財政再計算において財務大臣の定める予定運用利率を実質的に上回ることである。

なお、国家公務員共済の年金財政において予定されている予定運用利率4.0%（平成11年10月1日現在）は、物価上昇率と実質賃金上昇率を見込んだ上での名目上の金利であり、積立金等の運用において求められている実質的な予定運用利率は1.5%となっている。

積立金等の運用利回りが当該予定運用利率を下回る局面にあっては、その乖離幅を極力縮小するものとするが、この場合運用上のリスクを過度に取る運用を行ってはならない。

（参考）現行の予定運用利率4.0%の構成は次のとおりとなっている。

名目予定運用利率	4.0%	
−）物価上昇率	1.5%	名目賃金上昇率（2.5%）
−）実質賃金上昇率	1.0%	
実質予定運用利率	1.5%	

なお、年金給付額は、原則として、物価上昇率に応じて毎年改定され、実質賃金上昇率に応じて財政再計算時に改定される。

第3節　基本ポートフォリオ

1．基本ポートフォリオの策定

連合会は、積立金等の安全かつ効率的運用を行い、もって運用の目的を達成するため、基本となる投資対象資産の基本ポートフォリオを策定し、これに基づく資産配分を維持するように努めるものとする。この基本ポートフォリオは、時価ベースにより中長期的観点から策定し、毎年検証を行うとともに、諸条件の変化があった場合は見直しを行う。それらの結果、必要があると認めるときは、基本ポートフォリオの変更を行う。

基本ポートフォリオ策定におけるリスク許容度は、年金成熟度が一貫して高まりを見せている現状に鑑み、安全性を十分確保したものとする。

2．基本ポートフォリオと乖離許容幅

基本ポートフォリオ（時価ベース）の、ポートフォリオ特性、資産配分割合及び乖離許容幅は次のとおりとする。

これは、資産運用委員会報告書（平成14年2月7日）で試算した最適資産構成割合を採用している。

○ポートフォリオ特性

目標収益率	標準偏差	リスク拒否度
2.5%	1.6%	0.5

（注1）目標収益率は、今後5年間における実質予定運用利率（1.5%）と名目賃金上昇率見込み（0.5%）に0.5%程度を加えたものである。
（注2）標準偏差は、個々の資産の構成割合、リスク及び相関係数から算出したポートフォリオ全体のリスクである。

○資産構成割合及び乖離許容幅　（単位：%）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	不動産	貸付金	合　計
資産配分	70.5	4.0	0.0	4.0	3.0	4.0	14.5	100.0
乖離幅	±6.0	±2.5	+1.5	±2.5	±3.0	±0.5	±1.5	

（注1）国内債券には、預託金を含む。
（注2）外貨エクスポージャーは、2.0%（外貨建て資産の半分）とする。

第4節　自家運用と委託運用

連合会は、積立金等の安全かつ効率的な運用に資するため、債券運用を中心とした自家運用を行うほか、その管理運用業務を民間金融機関（以下、管理運用業務を委託した民間金融機関を「委託機関」といい、区別の必要がある場合、運用を委託した民間金融機関を「運用委託機関」、管理を委託した

民間金融機関を「管理委託機関」という。）に委託する委託運用を行うことができる。

第5節　委託機関の選定及び評価

1．運用委託機関の選定及び評価

連合会は、運用委託機関については、適切な運用委託機関を選択し、各運用委託機関に対し運用ガイドラインを提示する。

運用委託機関の選定に当たっては、当該運用委託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②国内における過去の年金運用の実績、③運用方針及び運用スタイル、④運用体制及び情報収集体制、⑤運用担当者の能力及び経験、⑥共済年金制度に対する理解度、⑦法令遵守に係る状況及び体制、⑧過去の解約事例及びその理由等を十分審査して行う。

また、連合会は、運用委託機関の運用実績及び投資行動を定期的に定量及び定性の両面から総合的に評価し、その結果に基づいて運用委託機関に対する資金配分の変更等を行う。

2．管理委託機関の選定

連合会は、管理委託機関の選定に当たっては、当該管理委託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②国内における年金管理の実績、③システム対応状況、④格付けの状況等十分審査して行う。

3．経過措置

委託機関との契約に関する事項については、契約が更新されるまでの間においては、なお、従前の契約による。

第6節　積立金等の運用の評価

連合会は、積立金等の運用について総合的な評価を行うこととし、当該総合的評価を基礎として基本ポートフォリオの見直し、委託運用の割合の決定等積立金等の効率的な運用を実施するものとする。

なお、総合的評価の手法については、連合会の投資対象資産が多岐にわたることを踏まえた上で合理性が認められるものを採用することとする。

この場合、名目上の運用利回りによる評価を行うとともに実質的な運用利回りによる評価を行う。また、評価方法については実現利回りによる方法と時価利回りによる方法を併用することとする。

第7節　運用コスト

連合会は、積立金等の運用にあたって発生するさまざまな管理運用上のコストの圧縮に努めることとし、運用コストの削減に資することが期待される、資産全体の時価一元管理が可能なマスタートラスト方式の導入を検討していく。

第8節　情報公開

連合会は、運用の基本的方針や運用の結果等、積立金等の運用に関する情報について、時価情報も含め、関係者に対し、適時、広く積極的に公開する。

第9節　資産運用委員会の設置

連合会は、積立金等の運用に関して、本運用基本方針、基本ポートフォリオ等重要事項の策定及び改定等について意見を聴き、助言を受けるために、資産運用委員会を設置する。

資産運用委員会は、連合会理事長の諮問機関として、外部の学識経験者等で構成するものとし、その設置要綱については、別に定める。

第10節　運用基本方針の見直し

連合会は、毎年少なくとも一回、本運用基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更する。

第2章　投資対象資産

第1節　投資対象資産

連合会の積立金等の運用における投資対象資産は、施行令第9条の3（連合会の積立金等の運用）及び施行規則第85条の2の3（有価証券の範囲）等に規定する次の資産とする。

1．銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

2．信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）への信託

（1）　国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券

（2）　国際機関が発行する債券

（3）　社債及び特定社債券

（4）　株式（新株引受権を表示する証券又は証書を含む。）及び特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

（5）　証券投資信託の受益証券

（6）　投資証券

（7）　貸付信託受益証券

（8）　特定目的信託の受益証券

（9）　コマーシャル・ペーパー

（10）指定金銭信託受益権（合同運用一般口）

（11）預貯金、譲渡性預金及び手形割引市場において売買される手形

（12）前各号に掲げるものの性質を有する外貨建資産

（13）コール・ローン及び銀行勘定貸（他の信託財産に属する金銭と合同で運用するものを含む。）

（14）先物取引及びオプション取引等（売りヘッジを目的とする取引に限る。）

①有価証券先物取引

②有価証券指数等先物取引等

③有価証券オプション取引等

④有価証券店頭オプション取引

⑤つなぎ売り付けの信用取引

⑥先物外国為替予約

3．国債、地方債及び次に掲げる有価証券（元本が本邦通貨で支払われるものに限る。）

（1）　国債標準物（ヘッジ目的の先物取引に限る。）

（2）　特別の法律により法人の発行する債券

（3）　特定社債券

（4）　社債券

（5）　公社債投資信託の受益証券

（6）　貸付信託の受益証券

（7）　外国又は外国法人の発行する証券で国債、地方債又は上記（2）から（5）までに掲げるものに

相当するもの

(8)　株式（平成13年4月1日現在所有するものに限る。）

4. 不動産（あらかじめ財務大臣の承認を受けたものに限る。）

5. 組合員を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）

6. 財政融資資金への預託

7. 組合に対する資金の貸付け

8. 連合会福祉経理に対する資金の貸付け

第2節　信託会社への信託

第1節2に規定する信託会社への信託の種類は、次のとおりとする。

1. 包括信託

(1) 運用方法

単独運用信託であり、運用方法を指定するもの及び運用方法を特定するものが認められる。委託運用及び自家運用（運用方法を特定するものに限る。）いずれでも運用可能である。

(2) 信託の対象

金銭、預貯金及び有価証券（自家運用の場合、第1節3に規定するものに限る。）を信託財産とするものに限る。

(3) 運用上の留意点

包括信託によれば、ファンド間における有価証券の現物移管が可能である。委託運用の場合、効率的運用の見地から、ファンド統合を推進する。

2. 金銭信託

金銭信託は、単独運用又は合同運用であり、単独運用の場合、運用方法を指定するもの及び運用方法を特定するものとする。

3. 有価証券の信託

運用の効率化のために自家保有有価証券（第1節3に規定する有価証券）を有価証券の信託により貸し付けることができる。

第3節　新しい投資対象資産の考え方

ベンチャー投資、プライベートエクイティ投資等オルタナティブ投資（非伝統的資産投資、代替投資又は拡張資産投資と邦訳されている。）は、比較的新しい投資対象であり、一般的にハイリスク・ハイリターン投資として注目されている。

連合会としては、リスク及びリターンの特性、流動性、評価方法等について十分な検討を行い、その結果を踏まえ、時価検証ができる投資対象資産について、委託運用により残高制限（委託運用残高の1％以下）を設けて投資するものとする。

第3章　預託金

財政融資資金に対する預託金は、法令の定めに基づき、必要額を預託するほか、効率的運用に資する場合には、任意に預託することができる。

なお、預託に当たっては、満期時期が集中しないように満期日の分散に努める。

（注）資産運用委員会報告書（平成14年2月7日）によれば、「運用の自己責任原則の観点から、義務預託は大きな運用規制であり、連合会としては、財政融資資金への義務預託の廃止（ないしは段階的縮小）を求めていくことが望ましいと考えられる。」とされている。

第4章　自家運用

第1節　自家運用の基本的方針

連合会は、積立金等の安全かつ効率的な運用に資するため、積立金等の一部について自ら管理運用業務を行う。この自家運用に当たっては、短期運用及び長期運用の別に、次の基本方針に基づき管理運用を実行するものとする。

1. 短期運用

短期運用は、主として年6回の年金の支給に関する原資の運用であって、月次の資金計画に基づき、安全性及び流動性を最優先に確保した上で、運用可能期間及び短期金利の動向を勘案し、有利運用に努める。

また、短期運用の手元資金は、必要最小限にとどめる。

2. 長期運用

長期運用は、安全性及び流動性を考慮しつつ、表面利率、取得単価、残存期間及び金利動向等を勘案の上長期的に有利な運用に努める。

第2節　投資対象資産

長期運用において投資対象とする資産は、以下に掲げる資産（元本が本邦通貨で支払われるものに限る。）とする。

1. 国債等

国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（金融債を除く。）を投資対象とする。

2. 国債標準物

保有債券のヘッジを目的とする先物取引を投資対象とする。先物取引に当たっては、別に定める要領に基づき、取引を実行する。

3. 特定社債券

信用のある格付け機関からAA格以上の格付けを取得した特定社債券を投資対象とする。特定社債券は、未だ市場規模が小さいこと、流動性に劣後すること等十分考慮した上で投資を実行する。

4. 国内社債券（金融債を含む。）

担保附き債券又は信用のある格付け機関からA格以上の格付けを取得した債券を投資対象とする。原則として公募債を対象とするが、非公募債の場合は、流動性の確保に留意した上で取得する。

債券の取得後に、信用のある格付け機関の格付けがA格未満となった場合は、発行体の債務不履行リスク等に十分留意することとし、必要であれば売却等の手段を講じる。

5. 公社債投資信託の受益証券

公社債投資信託とは、株式を全く組入れない公社債を中心に運用する証券投資信託であり、主に短期運用の投資対象とする。

6. 貸付信託の受益証券

信用のある格付け機関からA格以上の格付けを取得した信託銀行の貸付信託の受益証券を投資対象とする。

受益証券の取得後に、信用のある格付け機関による格付けがA格未満となった場合は、銀行の債務不履行リスク等に十分留意することとし、必要であれば売却等の手段を講じる。

7. 外国又は外国法人の発行する証券（上記1及び3から5に相当する外国債）

信用のある格付け機関からAA格以上の格付けを取得した円建外債又はユーロ円債を投資対象とする。原則として公募債を対象とするが、非公募債の場合は、流動性の確保に留意した上で取得する。

債券の取得後に、信用のある格付け機関の格付けがAA格未満となった場合は、発行体の債務不履行リスク等に十分留意することとし、必要であれば売却等の手段を講じる。

8. 国内株式

既存保有株式以外の保有は行わない。既存保有株式については、発行会社の信用力及び株価動向等に留意しつつ、漸次売却を進める。

第3節　管理運用上の留意事項

1. 流動性の確保

購入する債券は、流動性に十分配慮する。

2. 集中投資の制約

国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（金融債を除く。）以外の債券を取得する場合には、同一の発行体が発行した債券への投資額は、債券保有総額の10％を超えないものとする。

この割合を超えることとなった場合は、可及的速やかに割合を改めるものとするが、資産売却等にかかる運用損失の発生を最小限にとどめるよう留意する。（この取扱いは、以下本章おいて一定割合の保有制限を定めている場合、同様とする。）

3. 格付け低下債券の保有制限

国内社債、外国債（円建外債又はユーロ円債）の取得後に信用のある格付け機関による格付けがそれぞれA格又はAA格未満となった債券（以下本項において「格付け低下債券」という。）について保有を継続する場合には、同一の発行体が発行した債券への投資額は、債券保有総額の5％を超えないものとする。

また、この場合、格付け低下債券の合計額が債券保有総額の10％を超えないものとする。

4. 仕組債への対応

仕組債については、その仕組み上元本リスクが発生しないものに限り投資対象とすることとし、その合計額は、債券保有総額の10％を超えないものとする。

第5章　信託（包括信託又は金銭信託）による委託運用

第1節　受託者責任

連合会は、包括信託又は金銭信託の方法による単独委託運用（以下「包括信託等委託運用」という。）を行うに当たっては、当該委託機関が連合会の積立金等の管理及び運用を受託するに当たっては、慎重な専門家の注意をもって、専ら受益者たる連合会の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負うことを契約書上に明確に記載させる。

第2節　法令等の遵守

連合会は、委託機関に対して、連合会の積立金等の管理及び運用に関する運用ガイドラインを提示するものとし、法令、契約書、本運用基本方針及び当該運用ガイドラインに規定する事項を遵守させるものとする。

第3節　議決権行使

連合会は、運用委託機関に対して、運用委託資産を構成する株式にかかる議決権については、連合会から特段の指図がない限り、専ら連合会の経済的利益の増大を図る目的で行使するよう指示する。

その場合、運用委託機関に対して議決権行使に関する方針や行使状況について報告を求めることとする。

第4節　運用スタイルの明確化

連合会は、運用委託機関に対して、当該運用委託機関がアセットアロケーション、資産区分ごとの運用方針及びそれに基づく運用スタイルを連合会に対し文書により明らかにし、これを変更する場合は、その旨を予め連合会に文書で通知し、協議するよう指示する。

第5節　運用目標

連合会は、運用委託機関に対して、当該運用委託機関が自らの運用スタイルから想定されるリスクの下、時価収益率の向上に最大限の努力を行うよう指示する。

第6節　運用対象資産の組入比率

連合会は、運用委託機関に対して、運用ガイドラインにより、第2章第1節2の運用対象資産について、組入比率を指示する。

第7節　資産運用上の遵守事項

連合会は、運用委託機関に対して、次の事項を遵守するように指示する。

1. 共通事項

（1）分散投資の原則

公社債については、発行体及び残存期間等の適切な分散化を図る。株式については、業種及び銘柄について適切な分散化を図る。また、外貨建資産については、さらに投資対象国及び通貨について適切な分散化を図る。

（2）単独運用の原則

原則として、他の委託者の資産と合同で運用を行わず単独の運用とする。ただし、合同運用口の運用方針が明確であり、かつ、その内容についてディスクローズが十分行われる場合は、合同運用とすることができるものとし、この場合、連合会の事前承認事項とする。

（3）流動性の確保

資産全体の流動性を十分確保する。なお、短期資金は、合理的理由がない限り最小限とする。

2. 売買執行に関する事項

（1）最良執行義務

有価証券等の売買取引を行う際は、各取引において連合会が負担するコストの総額及び受取代金の総額が、連合会にとって最も有利となるように証券会社等の選定及び取引手法の選択等を行い執行する。

（2）資産売却時の留意点

連合会が行う資産配分、運用ガイドラインの変更及び契約の解除等に伴い、資産の売却が必要となった場合には、市場インパクトも含め取引コストに細心の注意を払い、連合会にとって不利益にならないように最善を尽くすものとする。

第8節　資産管理上の遵守事項

連合会は、管理委託機関に対して、当該管理委託機関が受託資産を自己資産から明確に区分して管理するとともに、保有証券類の保管及び資金の決済等に当たっては細心の注意を払うように指示する。

また、再保管先の選択に当たっては、信用リスク、事務管理能力及びコスト等に十分留意させる。

第9節　報告事項

連合会は、委託機関に対して、積立金等の管理及び運用等に関し、下記のとおり連合会に報告等させるものとする。

1．積立金等の管理及び運用に関する報告

（1）管理及び運用に関する報告書の提出

委託機関は、次に掲げる報告書を毎月（ただし、連合会は、必要ある場合、別に指示することができる。）提出すること。

①残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等に係る積立金等の管理に関する報告書

②パフォーマンス状況及びポートフォリオ状況等に係る積立金等の運用に関する報告書

（2）報告会の実施と各種分析結果等の報告

委託機関は、積立金等の運用に関する報告会（ミーティング）を原則として四半期ごとに実施し、パフォーマンスの分析結果、運用環境分析結果等を報告するとともに、運用に関する重要事項等についての協議を行うこと。

2．その他の報告

委託機関は、法令、契約書、本運用基本方針又は運用ガイドライン等に反する行為があった場合には、直ちに連合会に対し書面にて報告を行い、連合会の指示に従うこと。

3．各種情報の提供

委託機関は、受託者責任を踏まえ、連合会の積立金等の管理及び運用に関する各種情報を連合会に提出すること。

第6章　委託機関の評価及び委託元本の変更等

第1節　運用委託機関の評価

連合会は、運用委託機関の運用について、原則として定量的評価に定性的評価を加えた総合的な評価を行うものとする。

1．定量的評価

収益率は、原則として時間加重収益率によって算出する。

定量的評価は、当該収益率とベンチマークを比較することにより行うほか、当該収益率に基づき運用委託機関相互間での比較評価を行う。

2．定性的評価

組織、投資方針、リスク管理、運用能力及びプレゼンテーション能力等に関する評価を行うこととし、その際、運用スタイルと実際の投資行動との整合性についても考慮する。

第2節　運用委託機関の委託元本の変更等

1．評価に基づく委託元本の変更等

連合会は、第1節の運用の評価を行った結果に基づいて、運用委託機関への委託元本の変更、運用ガイドラインの変更又は委託契約の解除等を行う。

2．政策的に行う委託元本の変更等

連合会は、連合会全体の資産構成の修正を行う場合又は運用委託機関の構成の変更を行う場合等においては、運用委託機関への委託元本の変更、運用ガイドラインの変更又は委託契約の解除等を行う。

3．その他

連合会は、運用委託機関が法令、契約書、本運用基本方針又は運用ガイドライン等に違反したと認められる場合その他積立金等の運用上重大な問題が生じた場合等においては、積立金等の安全確保のため、直ちに運用委託機関への委託元本の変更、運用ガイドラインの変更又は委託契約の解除等を行う。

第3節　管理委託機関の評価及び変更

連合会は、管理委託機関について、システム対応状況及び事務能力等定性的評価を行うものとし、適性に問題がある場合は、委託機関の変更を行う。

また、連合会は、管理委託機関が法令、契約書、本運用基本方針又は運用ガイドライン等に違反したと認められる場合その他積立金等の管理上重大な問題が生じた場合においては、積立金等の安全確保のため、直ちに委託機関の変更を行う。

なお、信用のある格付け機関の格付けがBB格以下となった管理委託機関については、委託機関の変更等も考慮する。

第7章　その他の運用

第1節　生命保険資産

1．運用委託方法

生命保険資産の委託運用は、団体生存保険の保険料の払込みとし、一般勘定又は特別勘定での運用委託とする。特別勘定のうち単独運用のものについては、第5章（信託（包括信託又は金銭信託）による委託運用）に準拠する。

2．運用委託先

生命保険資産の委託先である生命保険会社は、信用のある格付機関からA格以上の保険財務格付けを取得したものに限る。

第2節　有価証券の信託

1．運用委託方法

有価証券の信託は、保有有価証券の貸付けによる運用を目的とするものとし、安全性を確保することに留意しつつ、別に定める基準に従って実行する。

2．運用委託先

信託会社のうち有価証券貸付け業務の運用実績がある先から選定する。

第3節　貸付金

1．不動産等の取得を目的とする貸付金

（1）貸付けの実行

貸付目的の正当性、貸付金額の合理性、返済計画の確実性、回収可能性等必要な審査を実施の上貸付けを実行する。

（2）貸付金の管理

貸付金が全額償還されるまでの間は、元利金の回収状況及び事業収支の動向等貸付先である福祉経理等の経営状況を管理し、併せて実質的な担保である貸付け目的不動産等の保全状況に留意する。

その際、問題ある場合は適切な対応を行う。

また、管理は、次の要綱に基づき適切に運営する。

①「連合会長期経理資金の連合会福祉経理に対する貸付要綱」(平成11年1月27日共済連本経第20号)

②「連合会長期経理資金の組合に対する貸付要綱」(平成12年4月1日共済連本経第32号)

2. 組合貸付金（上記1に該当する場合を除く。）

(1) 貸付けの実行

組合員に対する住宅貸付及び普通貸付等の原資となる組合貸付金は、その趣旨を勘案して取り扱う。

(2) 貸付金の管理

管理は、「連合会長期経理資金の組合に対する貸付要綱」に基づき適切に運営する。

第4節　不動産の取得

1. 国に対する貸付けを目的とするもの

(1) 取得

不動産の取得は、国の予算に従う。

(2) 処分

不用決定された不動産については、売却処分を行う。実施については、早期に、かつ、有利に売却するように努める。

(3) 管理

管理は、次の要綱に基づき運営する。

①財務局　特別借受宿舎の取扱いについて（昭和48年3月20日蔵理第667号）

②防衛庁　特別借受宿舎の取扱いについて（昭和42年6月24日防人厚第1670号）

③林野庁　投資不動産の取扱いについて（昭和56年3月30日56林野厚第99号）

④郵政省　投資不動産の取扱いについて（郵政省分）（昭和61年6月3日郵人厚第81号）

2. 福祉経理等に対する貸付けを目的のもの

(1) 取得

取得目的の正当性、投資金額の合理性及び投資額の回収可能性等必要な審査を実施の上取得を実行する。

(2) 管理

投資期間中は、当該不動産の保全状況、投資額の回収状況及び貸付先である経理単位の事業収支の動向等必要な管理を実施し、問題ある場合は適切な対応を行う。

(注) 資産運用委員会報告書（平成14年2月7日）によれば、「年金財政はますます逼迫の度合いを深めていることを勘案すれば、組合員の利益のためには、年金資産の最有利運用を第一義的に考えるべきであり、貸付金の意義をとらえ直すべきである。また、貸付金は、規制金利による超長期固定金利制がとられており、現行においては超長期間にわたり基準金利を下回る金利で固定化されるため、将来の金利上昇リスクがかなり大きく、運用資産として好ましいものとはいえない。したがって、年金資産の運用者の視点で考えれば、中長期的に、漸次縮小・廃止する方向が望ましい。」とされている。

以上

第5　「積立金等の運用の基本方針」の改正

積立金等の運用の基本方針は、毎年少なくとも一回の再検討を加え、資産運用委員会の意見を聴き、助言を受け、必要があると認められるときはこれを変更するものと定められている（基本方針第1章第10節）。

平成14年4月1日の制定以降における改正は、次のとおりである。なお、基本方針に規定されていない事項であっても、資産運用委員会に諮った重要事項については同様の取扱いとして併せて記述する。

1　平成15年4月1日（第1回改正）

(1) 運用スタイル別資産配分（第1章第3節3）

基本ポートフォリオを構成する四資産の運用は、パッシブ運用とアクティブ運用を併用することとし、従来のバランス型運用から特化型運用へ移行するためのマネージャーストラクチャー（運用機関構成）の再構築が完了したことから、アクティブ運用の目標収益率や標準偏差（表18）、運用スタイル別資産配分（表19）についての規定を追加した。

表18　アクティブポートフォリオ特性（目標）

目標収益率	標準偏差	情報レシオ
0.6%	0.95%	0.6

(2) 自家運用（債券）の評価と運用元本の変更（第4章第4節）

自家運用については、定量的評価を行っていなかったことから、委託運用と同様に原則として時間加重収益率とベンチマーク収益率を比較することにより定量的評価を行う。また、委託運用の定量的評価の結果と比較して評価を行い、必要があると認める場合は、自家運用と委託運用の間において元本の移動を行うこととした規定を追加した。

(3) 運用委託機関の定量的評価（第6章第1節1）

委託運用機関の定量的評価について、従来は収益率（時間加重収益率）のみの評価であったものを、リスクの観点によりベンチマークに対する標準偏差（トラッキングエラー）についても評価を行うこととした。運用スタイル別資産配分を定めたことに併せ、運用スタイルを同じにする運用委託機関相互での比較評価に変更し、パッシブ運用についてはトラッキングエラーの大小及び安定性を考慮して評価を行うことを明記した。

表19　運用スタイル別資産配分構成　（単位：%）

	運用スタイル別資産配分（基本ポートフォリオ＝100）							
	パッシブ運用	アクティブ運用						合　計
		合　計	エンハンスト	市場型	バリュー型	グロース型	中小株	
国内債券	50	50						100
国内株式	60	40	5	23	5	5	2	100
外国債券	100							100
外国株式	70	30	5	19	3	3		100

(注)「資産運用委員会意見書」
・マネージャーストラクチャーの再構築について（平成14年7月15日）。
・マネージャーストラクチャーの再構築ついて（2）（平成15年1月28日）。

（4）貸付制度の改正（第7章第3節）

貸付金は、超長期固定金利制が採用されていることから貸し手が一方的に金利変動リスクを負っていること、福祉目的の還元融資として優先的に資産配分を行ってきたこと及び福祉事業の経営悪化による年金毀損などの問題点が資産運用委員会から提起され、その改善を進めるよう要請されてきた。そのため、福祉事業向けの貸付金について、金利変動リスクへの対応として固定金利制を廃止し変動金利制に移行するとともに、貸付期間の短縮、貸付限度額の設定及び自己資金充当義務等の措置を新たに導入し貸付金の健全性を図ることとした改正を実施した。

資産運用委員会からは、組合貸付金、旧令医療及び国に対する不動産投資についても福祉事業向けの新たな貸付制度に倣った改正を行うことが資産運用の観点からは望ましいが、それぞれ別の問題も考えられることから、引き続き改善の検討を進めるべきとの意見があった。

「資産運用委員会意見書」

・貸付金制度の改正について

（平成15年1月28日）

2　平成16年4月1日（第2回改正）

（1）保有制限の緩和（第4章第2節3）

自家運用の投資対象である特定社債券の格付、保有量の制限等を緩和するものであるが、その趣旨は組合貸付金に係る課題の解決として貸付債権の流動化・証券化を進めており、そのスキーム構築においてオリジネーターである連合会が同債券の劣後部分を保有する必要があり、その枠組みに限定した対応として改正したものである。

（2）「旧令医療経理に対する投資不動産の投資要綱」の改正

連合会独自の資産については、超長期固定金利制による金利変動リスク等の問題点を資産運用委員会から指摘され、福祉事業向け貸付金については平成15年4月に変動金利制に移行するなどの改正を行い対応したところであり、旧令医療経理に対する投資不動産についてもそれに倣った改正を実施した（資産運用委員会付議事項）。

（3）株主議決権行使について（資産運用委員会諮問）

株主議決権行使への対応については、資産運用委員会報告書の考え方に基づき、積立金等の運用の基本方針に連合会の方針を示したところであるが、その後、商法等の改正によりコーポレートガバナンス改革に向けての環境づくりが急速に進み、公的年金の積立金運用における実質的な株主の議決権行使に関する対応状況が注目されはじめてきたことから、その在り方を改めて見直すこととし、同委員会に諮問し委員から提起された意見をとりまとめた。

「資産運用委員会意見書」

・株主議決権行使について

（平成16年3月15日）

3　平成17年4月1日（第3回改正）

（1）長期的な運用利回りの目標（第1章第2節2）

厚生年金・国民年金の平成16年財政再計算における経済前提[注]は、足下と長期の期間を分けて推計を行い、平成20年度までの足下の5年間は政府の見通しと整合的になるよう内閣府が作成した「改革と展望-2003年改定」に準拠し、平成21年度以降の長期的な経済前提については、社会保障審議会年金資金運用分科会等の議論を踏まえ、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を反映したマクロ経済に関する試算に基づいて設定された（表20）。

長期推計の考え方は、公的年金の給付総額は名目賃金上昇率に連動して増減することを踏まえ、運用利回りの設定においては名目賃金上昇率を上回る実質的な運用利回りの水準を適切に見込むこととし、長期運用における様々な経済変動において安定した収益を確保するため、少なくとも20年から30年程度を視野に入れて推計を行う必要があるとされている。

また、基本ポートフォリオによる運用は、運用収入が年金財政上の予定を下回るリスクを最小にするという考え方に基づきリスク・リターンの異なる複数の資産を組み入れる分散投資を前提に設定されている。結果として全額国内債券で運用する場合と同程度のリスクで国内債券の期待収益率を0.5％程度上回ることが見込まれていることから、分散投資による追加的に確保できる運用利回りの上限を0.5％と見込んでいる。

なお、連合会は、予定運用利率については、引き続き名目運用利回りから名目賃金上昇率を控除した実質運用利回りを採用することとしたが、資産運用委員会からは「今後5年間にわたり毎年上昇するとしているが、これまでの予定運用利回りと比べ、実質利回りが低めであること、民間の中長期予測より金利上昇のスピードが速めであることなどの特徴があるので、予定運用利率としては弾力的に対応することが必要であろう」との助言を受けている。また、基本方針の改正に当たっては、「なお、積立金等の運用利回りが当該予定運用利率を下回る局面にあっては、その乖離幅を極力縮小するものとするが、この場合運用上のリスクを過度にとる運用を行ってはならない」との注意事項を加えている。

（注）財政再計算にかかる経済前提は、国共済法施行令の規定による財務省通知において、厚生年金と同様とすることが定められている。

（2）基本ポートフォリオと乖離許容幅（第1章第3節2）

（a）ALMアプローチの採用

今回の基本ポートフォリオの見直しのポイントは、最適化計算を従来の資産サイドアプローチから負債サイドも考え合わせる、「ALMアプローチ（Asset Liability

表20　経済前提（物価上昇率、賃金上昇率、運用利回り）　（単位：％）

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度以降
物価上昇率	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 ［実質］	0.6 ［0.8］	1.3 ［0.8］	2.0 ［0.8］	2.3 ［0.8］	2.7 ［0.8］	2.1 ［1.1］
運用利回り ［実質（対賃金上昇率）］ ［実質（対物価上昇率）］	0.9 ［0.3］ ［1.1］	1.6 ［0.3］ ［1.1］	2.3 ［0.3］ ［1.1］	2.6 ［0.3］ ［1.1］	3.0 ［0.3］ ［1.1］	3.2 ［1.1］ ［2.2］

（注）平成21年度以降の物価上昇率の推計は、消費者物価上昇率の過去20年（昭和58～平成14）平均が1.0％であること及び「改革と展望-2003年度改定」における平成16～20年度の同上昇率の平均も同じく1.0％であることから1.0％に設定されたものである。また、実質賃金上昇率及び実質運用利回りについては、政府の構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み（「平成13年度年次経済財政報告」〈内閣府〉）に基づき推計されている。

Management)」に変更したことである。その基本的な考え方は、超低金利水準にある日本の金利が今後の景気回復に伴い上昇することを運用上のリスクの前提とし、資産サイドアプローチは保有する債券価値だけが低下することになるが、ALMアプローチでは負債サイド（年金給付債務の現在価値）も減価するためリスクの軽減が可能になる。また、資産と負債の価値を比較する際デュレーションの概念を用いることが考えられるが、資産のデュレーション（ベンチマークで5年～6年程度）より負債のデュレーション（年金受給期間で20年以上）の方が長いため、負債の減価の方が大きくなる効果もあると考えられる。

ALMアプローチにおいては、資産と負債の金利変動リスクを中立化し、両者のデュレーションを一致させるため、資産サイド（債券）のデュレーションが長期化することになる。一方、金利上昇が予想される局面においては損失を小さくするために短期化することも考えられるが、その場合は利率低下によりクーポン収入の減少になるものの、ALMアプローチによれば逆に長期化することでクーポン収入の増加につながるというメリットも生じることになる。

なお、ALMアプローチにおいては、20年以上の超長期債を対象としてポートフォリオを構築することになるが、国債の現物債は発行量や流通量の制約があり困難と考えられる。一方、預託金については、国債の流通利回りに連動して30年までの預託が可能であり満期日も任意に設定できることから、預託金を活用することが有効であると考えられるが、預託金は流動性がなくそれに対するプレミアムもないといった別の制約があることから、超長期のポートフォリオの構築においては慎重な投資計画が求められる。

(b) 目標収益率及び資産構成割合

目標収益率は、資産別の期待収益率の検証を行った結果、短期金利を0.5％から0.1％、内外株式のリスクプレミアムについては5.0％から3.6％にそれぞれ引き下げた。

資産構成割合は、不動産は実績により4.0％から3.0％に引き下げ、貸付金については組合貸付債権の流動化・証券化を進めており今後残高が減少することから14.5％から6.0％に引き下げている。一方、それらの減少分については、内外株式をそれぞれ1.0％引き上げ5.0％に、残りの7.5％は国内債券を引き上げ78.0％とした（表22）。

なお、国内債券については、ALMアプローチの採用により国内債券のデュレーションを長期化する必要があり、国債だけでは実現が困難であるため超長期の預託金を活用することとしているが、預託金は前述のようなデメリットもあるので、慎重に投資計画を立てる必要があることから、国内債券のうち債券と預託金を区分し預託金の上限を55％に設定した。

(c) リバランスルール

基本ポートフォリオを構成する資産の割合が、時価変動により定められた構成割合から乖離した場合、比率の高まった資産を売り、下がった資産を買うことにより資産の再配分を行うリバランスルールを策定した。対象資産は、国内株式、外国株式、外国債券の3資産であり、国内株式及び外国株式について定量的な基準を定めることとし中央値5％から±2％（7％又は3％）を超える変動があった場合は1％（6％又は4％）までリバランスオペレーション（半値戻し）を実行することとした。

なお、リバランス頻度については、半期に一回程度、変動が大きい場合については四半期に一回を原則とした。

(3) 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ）への信託（第2章第1節2）

投資対象資産の信託会社への信託について、有価証券の追加、名称の変更を行った。

(4) 預託金（第3章）

（注2）を追加し、ALMアプローチの採用にかかる資産運用委員会の意見として、(「(注1）の認識は変えていないが、」預託金自体の商品性を再評価した結果、ALMアプローチで求められる超長期のデュレーションを持つポートフォリオを任意預託金で構築することは適切な方法であると考えられる）を記述した。

(5) 短期運用（第4章第1節1）

平成17年4月にペイオフが全面解禁されたことに伴う注意事項を追記した。

(6) 集中投資の制約（第4章第3節2）

債券保有総額の基準が「時価総額」であることを追記した。

(7) 議決権行使（第5章第3節）

連合会は、コーポレートガバナンスへ積極的に取り組むこととし、連合会のコーポレートガバナンス政策（コーポレートガバナンス原則）(注) を開示することを追記した。

(注)「コーポレートガバナンス原則」（平成17年6月15日制定）

(8) 組合の貸付経理に対する貸付金（第7章第3節2）

貸付金及び不動産については、資産運用委員会から非流動性資産、超長期固定金利制による金利変動リスク等の問題が指摘されて残高の圧縮等を要請されていたが、組合貸付金について貸付債権の流動化・証券化スキームを実施したこと、それにより積極的にオフバランス化を進めることを追記した。

4　平成22年4月1日（第4回改正）

(1) 長期的な運用利回りの目標（第1章第2節2）

平成21年財政検証における経済前提は、

表21　ポートフォリオ特性

①目標収益率	②標準偏差	①／②
2.5%	1.5%	1.67

表22　資産構成割合及び乖離許容幅　（単位：％）

	国内債券		国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	不動産	貸付金	合　計
	債　券	預託金							
資産配分	78.0		5.0	0.0	5.0	3.0	3.0	6.0	100.0
	23.0	55.0							
乖離幅	±14.0		±2.5	＋1.5	±2.5	±3.0	±3.0	±6.0	

(注1) 債券には、今後金利が上昇するに伴い、順次超長期債券に切り替えていく。
(注2) 預託金の55.0のうち30.0は、今後の金利上昇に伴い順次超長期預託を行っていく。
(注3) 外国株式のヘッジ比率は、20％とする。

前回と同様に足下と長期に分けて策定され、足下は平成21年1月に内閣府が公表した「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」に準拠し、平成27年度までの物価上昇率、名目賃金上昇率、名目運用利回りを設定した。この試算は、世界経済が大きく変動し、長期にわたる構造的な潮流変化が生じているなかで、様々な想定を置いて今後10年程度の中長期の経済財政の姿を展望したものとされている。

長期的な経済前提については、前回と同様の考え方を基本としながら、平成20年度後半以降の日本経済及び世界経済の金融危機に起因する混乱を脱した後、再び安定的な成長軌道に復帰することを想定した上で、その段階での平均的な姿を見通したものとなっている。

図1　名目運用利回りの構成（平成32年度以降）

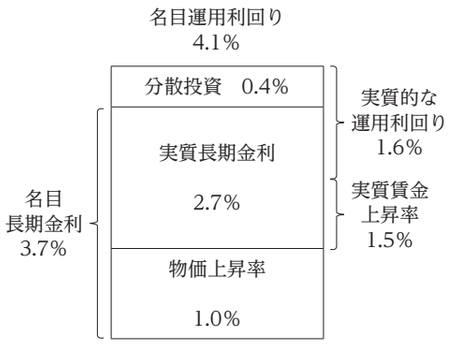

表23　経済前提　（単位：%）

年　度	物価上昇率	名目賃金上昇率	名目運用利回り
平成21年	△0.4	0.1	1.5
22	0.2	3.4	1.8
23	1.4	2.7	1.9
24	1.5	2.8	2.0
25	1.8	2.6	2.2
26	2.2	2.7	2.6
27	2.5	2.8	2.9
28	1.0	2.5	3.4
29	1.0	2.5	3.6
30	1.0	2.5	3.9
31	1.0	2.5	4.0
32年以降	1.0	2.5	4.1

運用利回りの設定においては、厚生年金保険法（国共済は基本方針）で「長期的な観点から安全かつ効率的」に行うこととされていることから、「安全」の観点からリスクを低く抑えるために国内債券への投資が中心となる一方、「効率的」という観点から国内外の株式等を組み入れ分散投資を行うことにより、一定程度のリスクを許容し期待収益率をできる限り高めることとしている。長期間の平均としての国内債券の運用利回りを日本経済の長期的な見通しと整合性（実質長期金利と日本経済の利潤率は正の相関）をとって設定した上で、内外株式等による分散投資の効果を上積みすることとして設定された。

内外株式等による分散投資効果は、全額を国内債券で運用した場合のリスクと等しいリスクで最も効率的となるリターンの組合せとなっており、（有効フロンティア）0.3%から0.5%として設定されている。

（2）基本ポートフォリオの策定（第1章第3節1）

（a）運用目標

連合会の運用目標については、これまでどおり実質値を採用することとするが、従来の賃金上昇率を控除した実質値は年金財政の観点からは整合的であるが、賃金上昇率が事後的にしか分からない等の不都合もあり、物価上昇率を控除した実質値を採用することとする。また、今回の経済前提における運用利回りは11年間にわたり漸次上昇するものとなっていることから11年間の幾何平均（1.6%）を採用することとした（表24）。

表24　運用目標　（単位：%）

年　度	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32～	11年平均
運用利回り	1.8	1.9	2.0	2.2	2.6	2.9	3.4	3.6	3.9	4.0	4.1	2.94
物価上昇率	0.2	1.4	1.5	1.8	2.2	2.5	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.33
実　質	1.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	2.4	2.6	2.9	3.0	3.1	1.61

（b）投資期間

投資期間は、従来どおり財政再計算の期間に合わせ5年間程度とするが、今回の経済前提が複雑化したことに対応するため、個別投資については負債サイドを考慮し30年間程度（資産の長期化）を前提とすること及び経済前提との整合性を確保するためリスク・リターン特性は10年間程度維持することを追加した。

なお、基本ポートフォリオの適用期間は、次期再計算までの5年間程度とするが、近時のリーマンショックのような大きな変化があった場合は可及的速やかに検証（変更）を行うこととした。

（c）LDIアプローチの採用等

今回の基本ポートフォリオの見直しにおける大きなテーマは、ALMアプローチを進化させた形のLDI（Liability Driven Investment）アプローチの導入及びその提案をしたコンサルティング会社（マーサージャパン（株））の活用である。

LDIアプローチは、従来のALMアプローチと同様に資産と負債を統合管理するものであるが、ポートフォリオを負債対応目的とリターン追求目的に区分し、それぞれの運用目標や役割を明確化したものであり、負債ヘッジポートフォリオ（主に国内債券）では確保できないリターンをリターン追求ポートフォリオ（内外株式）でその不足分を補填する手法となっている。

LDIアプローチの採用に対する資産運用委員会からの意見は、負債ヘッジ部分は負債に合わせたデュレーションの長期化を図りながら、リターン追求部分ではリスク・リターン特性に応じた効率的なポートフォリオの構築が可能となりリターン追求に専念できるとし、両者を明確に区分しそれぞれの特性に応じた合目的的な資産運用に資することが可能になることから有効であるとの意見を受けている。

表25　ポートフォリオ特性

①目標収益率	②標準偏差	①／②
1.6%	1.8%	0.9

表26　資産構成割合及び乖離許容幅　（単位：%）

	国内債券		国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	不動産	貸付金	合　計
	債　券	預託金							
資産配分	80.0		5.0	0.0	5.0	4.0	2.0	4.0	100.0
	25.0	55.0							
乖離幅	±12.0		±3.0	＋1.5	±3.0	±4.0	±2.0	±4.0	

（注1）国内債券は、今後金利上昇に伴い順次超長期債券に切り替えていく（国内債券に占める超長期債ウエイトを半分程度に引き上げていくことをめざす）。
（注2）外国株式のヘッジ比率は20%、外国債券のヘッジ比率は40%とする。

表27　内規のポイント

- 基本ポートフォリオの維持が目的であり、TAA（戦術的資産配分）的なリターン狙いは行わない。
- 定量基準をめどとし、その時々のマーケットの状況を定性的に分析して実行する。
- 「高値買い、安値売り」を回避するためのルールを策定し、定性的な判断を加える。

表28　運用スタイル別資産配分

	パッシブ運用	アクティブ運用	合　計	許容乖離幅
国内債券	100	(3) 注	100	(±3)
国内株式	70	30	100	±30
外国債券	100	−	100	−
外国株式	80	20	100	±20

（注）国内債券のうち、一部を事業債について委託運用によるアクティブ運用を行う。

(3) 基本ポートフォリオと乖離許容幅（第1章第3節2）

LDIによる最適化計算においては、資産のデュレーションを負債に合わせる長期化のために超長期債を20%、目標収益率を達成するために株式を10%（内外5%ずつ）保有することが最も効率的であるとの結果であった。

リバランスについては、乖離許容幅の範囲（表26）において、市場の動向を定性・定量的な観点から適切に判断し、実行することとし、その運用方法について「積立金等の運用の基本方針にかかるリバランスルールの考え方」として内規を制定した（表27）。

(4) 運用スタイル別資産配分（第1章第3節2）

アクティブ運用の優位性の低下及びパッシブファンドの活用の観点からパッシブ比率の引き上げを行った（表28）。

第6　新たな取組み

1　マネージャー・ストラクチャーの再構築（委託運用マネージャーの組合せ）

基本ポートフォリオによる運用は、リスク・リターン特性の異なる複数の資産クラスで最適な組合せを構成するものである。資産クラス内においても様々な運用スタイルや運用手法を組み合わせることで資産構成割合の維持や優れたリターンの確保をめざすため、管理及び運用の専門家による委託運用においてパッシブコア・アクティブサテライト方式による運用形態を新たに導入した（平成14、15年度：資産運用委員会意見書）。

従来の委託運用は、複数の資産をその時々の市場環境に合わせ最適な資産配分に構成するバランス型運用であり、委託者（連合会）が受託者（運用機関）に対して指示したポートフォリオにより、資産配分による超過収益及び個別資産におけるベンチマークに対する超過収益をめざす絶対リターン獲得型のアクティブ運用となっていた。

バランス型運用は、運用機関の能力に任せ行う運用であるが、パッシブコア・アクティブサテライト方式による運用は連合会（年金スポンサー）が運用スタイル等の分散を考え、それぞれのスタイルで最も優れていると考えられるマネージャー（管理・運用機関）を採用し、市場連動によるパッシブ運用(注1)、超過収益の獲得をめざすアクティブ運用(注2)に分散して資金配分を行うものであり、年金財政の状況などを踏まえ独自の創意工夫が生かせる運用である。

（注1）広義ではアクティブ運用と異なり市場予測を伴わない運用全般のことをいう。狭義では、市場は効率的であり情報の収集・分析等のコストを支払って機動的に運用しても継続的な超過収益は得られないという考え方を前提に、原則として市場を構成する全ての銘柄をその構成比率どおりに保有して、市場平均並みの収益率を確保することをめざすインデックス運用である。

（注2）市場の非効率的な面に着目し、様々な非効率な要因を分析することによって、市場平均とは異なるポートフォリオを構築することにより、ベンチマークとなる各市場インデックス（例えばTOPIXなど）に対し相対的に高い超過収益の獲得をめざす運用手法である。

(1) ポートフォリオ・マネジメントの階層構造

ポートフォリオ・マネジメントの階層構造は図2のとおりである。

(2) マネージャー・ストラクチャー（MS）の変遷（運用哲学・テーマ）

連合会の国内外の株式を中心としたリスク性資産による委託運用においては、パッシブコア・アクティブサテライト方式による、運用スタイル特化型の分散投資を前提として、それらの運用者（マネージャー）を最適な形に構成するため、平成14年に初めてのMSを実施し、以降は3年から5年間隔で見直しを行っている。

平成29年度以降は、市場環境の変化に合わせ機動的にマネージャーの入替えを行うため、予めマネージャーの登録を行い、常時パフォーマンスの測定ができることとしたマネージャー・エントリー制を導入している。

なお、MSは、公募により管理・運用マネージャーを採用しており、書類審査、連合会が予め示したテーマに基づく面接審査を行い、定量・定性の総合評価で決定している。

①第1次MS（平成14年度、平成15年度）

バランス型運用から運用スタイル特化型

図2　ポートフェリオ・マネジメントの階層構造

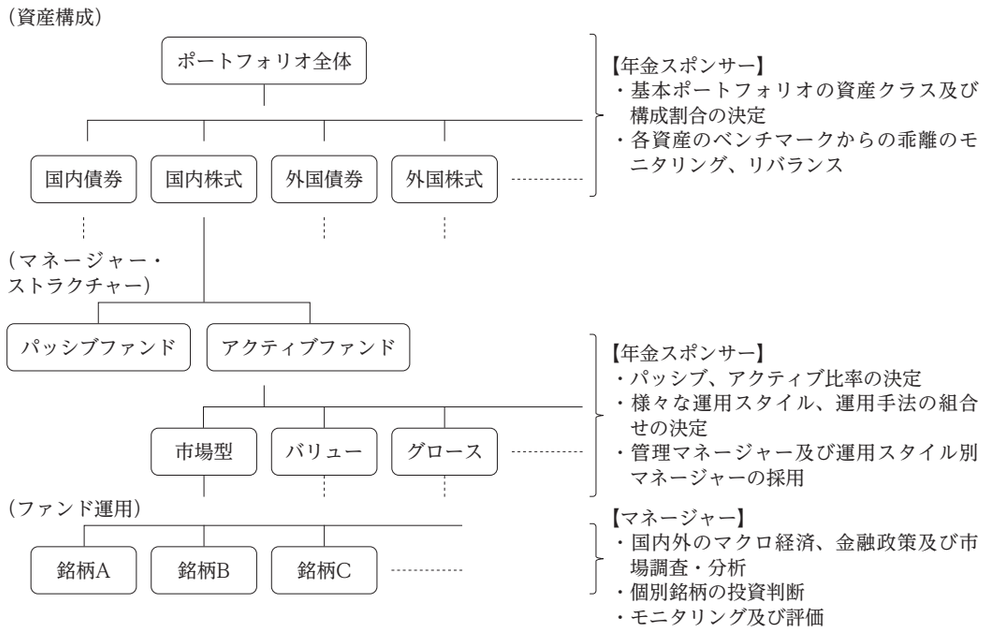

運用へ変更

管理委託機関(管理マネージャー)の採用

運用委託機関(運用マネージャー)の採用

②第2次MS（平成18年度、平成19年度）

国内債券：クレジットリスクを収益の源泉とする「事業債特化型運用」を開始

国内株式：「ベンチマークの多様化、新たな運用手法(スマート・ベータ等）」を開始

外国株式：グローバル運用に加え「ベンチマークの拡大、地域特化型運用」を開始

③第3次MS（平成25年度～平成27年度）

外国債券：「新興国債券、投資適格社債等」を新たに投資対象として採用

国内株式：「ベンチマークの多様化、新たな運用スタイル」を採用

外国株式：「新興国の地域特化型運用」を開始

④第4次MS（平成29年度～令和元年度）

国内株式：マネージャーの入替えについて「マネージャー・エントリー制」を採用

外国株式：マネージャーの入替えについて「マネージャー・エントリー制」を採用

(3) マネージャー選定のプロセス（概要）

(a) 管理マネージャー

管理マネージャーとなる資産管理信託銀行（以下「管理信託」という）は、委託者のポートフォリオを構築するために国内外証券、通貨等の約定処理や資金決済事務等、高度な資産管理総合サービスを提供するものである。また、連合会は株式の自己保有が法律上認められていないため、管理信託が形式的な株主として保有している

選定については、第1次の際に公募を行い、6社からの応募を受け、書類審査(注1)、面接審査（マスタートラスト〈複数の運用機関に分散されている資産を一元的に管理し、有価証券の保管、報告等を行う仕組み〉への対応状況を中心としたヒアリング）を行った結果、全社が採用基準(注2)を満たしており全社を合格とし、そのなかから受託資産の希望と報酬料率等を評価基準として採用社を決定した。

採用社については、天災等非常事態へのリスク対応の観点から複数に分散すること、管理コストを抑制するため報酬の低い管理信託で集中管理することの両面を考慮して決定した。今後、毎年度の評価において、入れ換える必要が生じた場合には再度の公募は行わず、この6社の中から選定することとした。

（注1）受託実績、会社の経営状況、管理体制（システム、リスク管理）の整備状況、コンプライアンス体制の状況等。

（注2）「マネージャー・ストラクチャーの再構築について」（資産運用委員会意見書）で定められたものである（以下同じ）。

(b) 運用マネージャー

1）パッシブ運用

パッシブ運用マネージャーの採用は、信託銀行において業務運営体制(注)の整備が進んでいることから、信託銀行を対象として選定することとし、書類審査を行った上、応募商品（以下「ファンド」という）のパフォーマンス実績による定量的評価（パッシブ運用は主に指標ベンチマークとの乖離〈トラッキングエラー〉が一定以下で振れの小さいもの）を行うほか、運用哲学・プロセス、運用体制及び特長などの定性的評価、報酬料率の水準などについて総合的に評価を行い選定している。

（注）パッシブ運用は、市場全体の値動きに連動した投資成果をめざす運用であり、指標となるベンチマークとほぼ同じポートフォリオを構築することが求められるため、原則的には個別銘柄の評価はせず機械的にベンチマークに連動して保有銘柄を構成する運用手法であることから、ポートフォリオ管理に係るシステム及び運営体制が整備されている信託銀行に委託して行うこととしている。また、ポートフォリオの変動に対応するためのリバランス（構成割合が上昇した資産を売却し、低下した資産を購入）のオペレーションも基本的にパッシブ運用を対象として行うため、それらの複数の管理運用業務について信託銀行を指定して行うことにより、信託銀行の管理と運用の両面にかかるノウハウを最も効率的に生かせることとなる。

2）アクティブ運用マネージャー

アクティブ運用マネージャーは、国内外の信託銀行及び投資顧問会社を対象とし、パッシブ運用マネージャーと同様に書類審査を行った上、ファンドのパフォーマンスの実績についてバリュー型、グロース型、中小型、地域特化型などのアクティブ運用のスタイル特性ごとの分析による定量的評価を行う。面接審査において、運用哲学、運用プロセス、運用体制、ファンドマネージャーの経験のほか連合会が予め示したテーマに対する取組み方針、応募商品との関係性や貢献度の考え方などのヒアリングによる定性的評価を加えた総合評価を点数化し、スタイル別、全体のランク付けを行い、連合会の目標とする運用スタイルとなるように各スタイルから採用候補を絞り込み、担当常務（専務）理事による第2次面接を行い最終的な採用候補を選定し、理事長決裁により採用社を決定した（企画競争入札方式）。

なお、第4次MS以降における運用スタイル分析は、専門のリスク管理ツールを導入し、マルチファクターモデルによるファクター分析（リスク資産のリターンは共通するいくつかの系統的な要因によって決まるというモデル）を行い、個々のファンドを合成しており、目標とする運用スタイル構築の精度を大きく向上させた（詳細は第3節）。

(4) 運用・管理委託機関の評価

管理・運用機関の評価については、積立金等の運用の基本方針（平成27年10月1日以降は「管理運用方針」）において表29のとおり定め、毎年度実施している。

表29　積立金等の運用の基本方針（抜粋）

第6章　委託機関の評価及び委託元本の変更等

第1節　運用委託機関の評価

1.定量的評価

収益率は、原則として時間加重収益率によって算出することとし、運用上のリスクはベンチマークに対する標準偏差（トラッキングエラー）によって算出する。

定量的評価は、当該収益率とベンチマークを比較することにより行うほか、当該収益率に基づき運用スタイルを同じにする運用委託機関相互間での比較評価を行う。

なお、パッシブ運用を行う運用委託機関の評価は、トラッキングエラーの大小及び安定性を考慮する。

2.定性的評価

組織、投資方針、リスク管理、運用能力及びプレゼンテーション能力等に関する評価を行うこととし、その際、運用スタイルと実際の投資行動との整合性についても考慮する。

第3節　管理委託機関の評価及び変更

連合会は、管理委託機関について、システム対応状況及び事務能力等定性的評価を行うものとし、適性に問題がある場合は、委託機関の変更を行う。

また、連合会は、管理委託機関が法令、契約書、本運用基本方針又は運用ガイドライン等に違反したと認められる場合その他積立金等の管理上重大な問題が生じた場合においては、積立金等の安全確保のため、直ちに委託機関の変更を行う。

なお、格付機関の格付けがBBB格未満となった管理委託機関については、委託機関の変更等も考慮する。

2　福祉事業向け貸付金に変動金利制を導入（平成14年度）

福祉事業の設備投資を対象とした福祉事業向けの貸付金は、流動性がなく超長期固定金利制により金利変動リスクを貸し手が一方的に負っていることから、年金資産保全の観点も踏まえ漸次縮小・廃止すべきであると資産運用委員会から問題提起されていた。

一方、同貸付金は、これまで年金積立金還元融資としての位置付けにより、福祉事業の資金調達手段として一定の役割を果たしてきたこと、また、福祉事業は外部からの資金調達ができないことから、縮小・廃止も困難であるため、金利変動リスクの軽減を目的として変動金利制に移行することとした制度改正を実施した。

改正においては、年金資産保全の観点から貸付金の健全性を維持するため、「貸付期間の短縮」「貸付限度額の設定」及び「自己資金の充当義務」を併せて導入することとし、変動金利制による金利の設定については、財政融資資金貸付金利に倣った方法が財務省通達において定められ、連合会はこの通達に従い貸付要綱等の改正を実施した。

なお、旧令医療経理の不動産については、同経理が国共済法の規定による福祉事業ではないため貸付金の対象とならないものの、実質的に貸付金と同様の考え方であること及び貸し手である運用サイドからは貸付金と同じ問題があることから、貸付金と同様の改正を実施した。

3　組合貸付金の債権流動化・証券化の実施（平成16年度）

組合貸付金は、組合員への住宅貸付、教育・医療・結婚等の特別貸付及び臨時資金としての普通貸付を単位共済組合が実施するための原資を貸し付けるものであり、福祉事業向け貸付金と同様の問題が提起されているものの、貸付金の大半を占める住宅貸付は組合員が長期間にわたり元利金の返済を行うため、将来の生活設計が立てやすいよう固定金利制を採用しており、変動金利制への移行は組合員の利益を阻害するおそれがあることから、貸付金残高を圧縮する方法により改善を図ることとし、貸付債権の流動化・証券化（以下「証券化」という）を行うこととした。

（1）証券化スキームの構築

証券化に当たっては、対象となる貸付債権の総額が1兆円近くあり巨額であること、対象となる個々の貸付債権の情報が必要であるが原債権者（オリジネーター）である連合会は貸付金の原資を組合に貸し付ける立場であり、実際に組合員に貸し付けている情報は管理できないことなどの課題があり、それらの問題に対応できる仕組みを考案する必要があった。

そのため、証券化の実現には、ストラクチャードファイナンス（組成金融商品）に精通し専門的な知識や経験を持つ民間金融機関の専門家のノウハウを活用することが必須条件であることから、証券化スキームを組成するためのアレンジャーを採用することとした。採用方法については、公募による企画競争入札を行うこととし、銀行3社、信託銀行2社及び証券会社4社からの応募を受け、書類審査、企画競争入札に係るヒアリング審査を行った上、担当常務理事を長とする採用検討委員会に諮った結果、大和証券SMBC（株）を採用した。同社は、国内の証券化案件でトップクラスの実績があり、提案された内容は、複数の貸付債権をプール化しそれらが生み出すキャッシュフローを裏付け資産として証券を発行するCLO（Collateralized Loan Obligation：ローン担保証券）の手法を前提とし、複数の貸付債権（信託受益権）をプールするためのマスタートラスト方式による証券化の方法であり、問題解決を前提とした唯一の提案であった。これは、同社が、公的機関における資金の制約、共済組合制度の特殊性等の従来の証券化になかった課題を徹底的に研究し、新たな発想を取り入れたことによるものであった。

このマスタートラスト方式による証券化は、後に財務省の財政融資資金においても同社がアレンジャーとなって多くの課題を解決する形で実施されている。

アレンジャーのほかスキームを構築するために必要となる関係人として、貸付債権をオリジネーターから切り離し信託受益権として管理する信託銀行、特定社債券の信用力を格付けする格付会社、同債券の管理及び登録業務を行う特定社債管理会社についても公募により採用し、運営実務の関係人として、法律面のアドバイス、契約書及び法律意見書の作成に係る法律事務所、特定目的会社の運営及び特定社債発行に係る会計事務所、税理士法人及び監査法人については証券化案件の実績等を踏まえアレンジャーの推薦により採用した。

（2）証券化スキームの概要

本証券化のスキームは、公的機関における証券化の実績が少なく（実績のほとんどは住宅金融支援機構）、大規模な債権プールによるマスタートラスト方式も本邦初の取組みであり、プロのアレンジャーが精密なストラクチャーを構築しているため、ここではその概要について説明すると、貸付債権を裏付け資産（担保）として、特定社債券を発行し、投資家に販売してその発行代り金を連合会が受領し国債等に再投資することで年金資金の流動性を補完するものであり、図3はその概念図となっている。

手続きとしては、左から右に流れる形であり、まず、KKRが組合に対する貸付債権を信託銀行に譲渡[注1]し信託受益権とするが、これはバンクランプシー・リモート性（倒産隔離）を確保するものであり、仮にオリジネーターが破綻したとしても信託譲渡した債権はその影響を受けず裏付け資産として優先されることとなる。譲渡された信託受益権はセラー（譲渡人）受益権としてオリジネーターが当初受益者として保有し、当該受益権のなかから証券化するごとに必要となる分をインベスター受益権として切り出し、特定目的会社に譲渡して同社がそれを裏付け資産として特定社債券を発行し投資家に販売するものである。

投資家が保有する特定社債券の元利金の支払い等に関する資金管理業務は、信託銀行が

図3　スキームの概要図

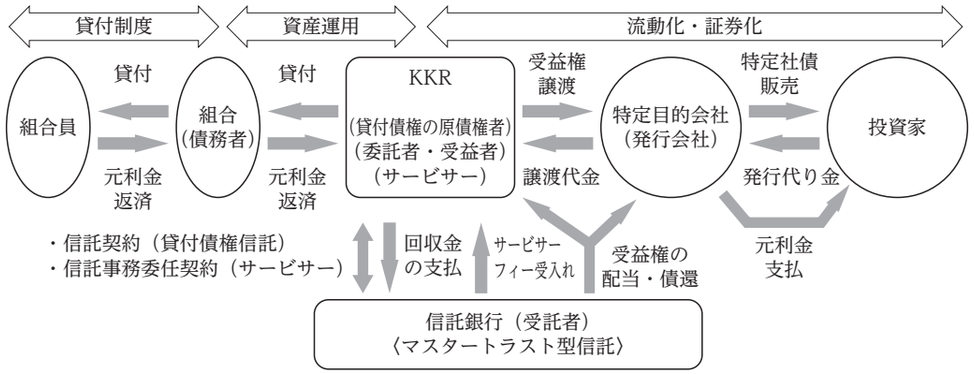

譲受した貸付債権から生じる元利金が原資となっており、元利金の回収業務についてはオリジネーターである連合会が信託銀行から委託を受けサービサー（債権回収）業務として行う仕組みとなっている。

なお、証券化は、「資産の流動化に関する法律」（平成10年法律第105号。以下「SPC法」という）に基づき設計された国内完結型[注2]のストラクチャーであり、スキームの法的審査及び契約書の作成については、全て弁護士に委託しており、その結果についてのリーガルオピニオンを受領している。

（注1）信託銀行へ貸付債権を譲渡するにあたっては、債務者である組合から借入申請と同時に確定日付のある債権譲渡承諾書を受領し民法による第三者対抗要件を具備した（既往貸付金については証券化開始時に一括して同様の手続きを行った）。

（注2）特定目的会社（TMK）は、SPC（Special Purpose Company：特別目的会社）法による資産の流動化を目的として設立される会社（社団法人）であり（会社法上の会社ではない）、SPCに含まれる会社形態である。本証券化の検討を進めていた当時の国内の証券化においては、SPCを英国領ケイマン諸島に設立する案件が多くみられたが、その理由としては、法人税・源泉税が非課税（タックスヘイブン）、設立事務手続きの利便性などがあげられるが、本証券化では国内に特定目的会社を設立し国内完結型とした。

（3）法令等の改正

証券化の実施に当たっては、「国共済法施行規則」の一部改正を行った。また、この改正に併せ、長期経理の組合の貸付経理に対する「貸付要綱」及び「貸付事務取扱要領」の改正を行った。

①第12条第3項第2号を新設

単位共済組合の資産運用における投資対象資産として、本証券化における特定社債券を保有することができることとした。

②第86条の2を新設

連合会は、「本証券化を行うため組合への貸付債権を信託会社へ信託することができる」こと、当該貸付債権の信託するときは、連合会は信託会社から「当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない」ことが定められた。

（4）信用格付けの取得

信用格付けにあたっては、「企業内容等の開示に関する内閣府令で定める指定格付機関」（現在は、「信用格付業者として内閣総理大臣の登録を受けた法人」に改正されている）の5社に対し募集を行い、選定を行った結果、

（株）格付投資情報センター（R&I）、スタンダード・アンド・プアーズ・エル・エル・シー（S&P）の2社を採用し、両社から特定社債券の格付を取得した（第1回債から第6回債の全ての回号）。

証券化の格付は、原資産である貸付金の元利金の支払原資が国家公務員の給与であり信用力のベースが日本国債と同等であると評価されたことに加え、年金資産保全の観点による措置及びスキームの組成内容が信用補完となっていることにより、両社から最高位の格付である「AAA」が付与されている（表30）。

なお、R&I社の格付については、同社の日本国債への格付に対し、「今後も相当の間、政府債務残高の増大は避けられず、既に先進国中最悪の水準にある同残高の対国民総生産（GDP）比率を安定化させる目途が立たない状況であり、財政状況を自ら調整していく能力は、もはや最上位の格付に求められる水準にあるとは認めにくい」として、平成23年12月に日本国債の格付を引き下げている（AAA→AA+）。証券化の格付についても「原債務者が国に依存しているので国と同等としている」との評価により、平成24年1月に同様の引き下げ措置を受けている（第1回債から第6回債までの全ての回号が対象）。

（5）特定社債券の発行

証券化における特定社債券の発行は、6回行われている（表31）。第1回債は平成17年2月に発行し、第2回債は貸付金残高の圧縮を早急に行うことをめざしているなか、第1回債が投資家から好評を博し円滑に販売できたことから、5か月後の7月に発行を行った。第3回債以降は、投資家の投資計画等のニーズに合わせ、約1年ごとに安定的に発行することとし、第3回債は平成18年7月、第4回債は平成19年7月に発行した。その後発生したサブプライムショック、リーマンショックに端を発する世界的な金融危機を背景に、本邦の債券市場及び証券化商品市場においても債券価格が大幅に下落しデフォルトに陥る銘柄も発生し、流動性が枯渇する状況まで市場環境が悪化した。そのため、本証券化においても特定社債券の発行を見送ることとし、市場環境が回復した平成23年2月に第5回債の発行を再開し、同年11月に第6回債を発行した。

以降については、平成20年12月の世界金融危機と米国のゼロ金利導入を機に日銀がゼロ金利政策を再び実施したこと、平成28年1月にはマイナス金利付き量的・質的金融緩和を導入したことなど金融緩和政策を背景と

表30　格付機関における格付の視点（○はプラス効果、△はマイナス効果）

評　価	格付の視点
○	国家公務員共済組合は、国との関連性が強く安定しており、貸付債権の債務者である共済組合の信用力は高い。
○	共済組合の保有資産は良好であり、また、事業は法的に制限され、運営も財務大臣の監督下において行われているため、将来的に保有資産の質が変化するリスクが低い。
○	裏付資産の貸倒リスクをカバーするため、優先劣後構造による十分な超過担保が提供されている。
○	組合員貸付金の返済は、給与天引きにより行われている。
○	組合員貸付金の貸倒れに備え、各共済組合は損害保険会社と保険契約を締結している。
○	組合員は、団体信用生命保険に加入している。
△	返済条件が確定していないため、キャッシュフローの不確実性が高い。

表31　各回号の発行条件の概要

債券区分	第1回債（17.2.18）		第2回債（17.7.15）		第3回債（18.7.7）	
	額　面	利　率	額　面	利　率	額　面	利　率
A号（3年）	400	0.45	400	0.44	200	1.48
B号（5年）	300	0.78	300	0.74	100	1.89
C号（7年）	150	1.16	150	1.10	100	2.17
D号（10年）	50	1.60	50	1.52	100	2.40
合計（平均）	900	(0.75)	900	(0.71)	500	(1.88)

債券区分	第4回債（19.7.6）		第5回債（23.2.3）		第6回債（23.11.28）	
	額　面	利　率	額　面	利　率	額　面	利　率
A号（2年）	200	1.21	100	0.58	-	-
B号（3年）	150	1.55	100	0.71	100	0.61
C号（5年）	50	1.88	-	-	-	-
D号（7年）	50	2.11	-	-	-	-
E号（10年）	50	2.31	-	-	-	-
合計（平均）	500	(1.58)	200	0.65	100	0.61

（注1）債券区分の括弧書きは償還年限であり、単位については、額面は億円、利率は％である。
（注2）各回号の括弧書きは発行日である。
（注3）利率は、各年限の対象となる国債の金利に信用スプレッドが上乗せされたものである。

して市場金利が低下し、民間金融機関の住宅ローン金利が大幅に引き下げられたが、その一方で組合員貸付金利は維持されたことから、組合員の新規貸付需要が大きく低下したことに加え、既往借入者についても民間金融機関への借換えが進み貸付金残高が大幅に減少したため、コストを負担して証券化を行うメリットがなくなったことから証券化を終了することとした。マスタートラスト方式の信託についても全ての特定社債券の償還が完了した時点で解除することとなった。

なお、第1回債発行の際は、日本経済新聞に記事が掲載されたほか、ブルームバーグニュースのヘッドライン、証券専門誌などにトピックとして掲載された。

(6) 証券化の収支構造

本証券化における収支構造は、原債権である貸付金から得られる受取利息を原資（収入）とし、コスト（支出）である特定社債券の支払利息、証券化スキーム構築及び特定社債券の発行に係る諸費用を差し引いた収支差に、特定社債券を販売した代り金により再投資した運用収益を加えたものが最終的な損益となる。

そのため、発行する特定社債券の年限構成及び再投資する投資対象資産の組合せ等を工夫し、コスト負担を出来る限り抑え、流動化によるリスク低減がより効果的なものとなることを目指し、発行及び再投資計画を立案した。

(7) サービサー（債権回収）業務の受託

証券化においては、信託会社へ債権譲渡した原債権の管理及び元利金の回収を行うサービサー業務(注)が発生するが、同業務は証券化による債務者の新たな事務負担やそれによる混乱を避けるためオリジネーターが受託することが一般的である。そのため、連合会が信託銀行から委託される形で同業務を行うこととしたが、信託業法においては連合会の自己財産と信託された貸付債権の分別管理の厳格化及びその体制整備が求められることから、貸付金が福祉事業であることを踏まえ、連合会の保健経理（特定事業部）で受託することとした（長期経理〈資金運用部等〉との分別）。

なお、同業務を連合会が廉価な手数料(注)で信託銀行から受託することにより、組合の事務に追加的な負担をかけることなく債権管理を行い、投資家への元本及び利息の支払を確実に行うとともに、コストの節減効果に繋げることとした。

（注）サービサー業務は証券化スキームには欠かせない機能であり連合会が受託しない場合には民間の債権回収会社へ委託することとなるが、その場合の手数料に比べ廉価（組合の貸付経理における手数料と同率の範囲内）であることに加え、金利変動等によりコストが増大した場合には料率を引き下げ収支の改善を図ることとした。

(8) 関係諸会議における説明等

(a) 資産運用委員会

資産運用委員会においては、3回の委員会で説明を行い意見・助言を受けている。

第1回（平成15年10月10日）は、証券化の概要、メリット、現状及び今後の展望等について格付会社2社（R&I、S&P）からのプレゼンテーションを受けた。その後、連合会から、証券化により組合貸付金の残高圧縮を図り、既に福祉事業向け貸付金で実施した変動金利制の導入による金利変動リスクの軽減等と併せ、資産運用委員会から指摘された貸付金に対する問題点を改善することとした考え方を説明し、委員会の了承を得た上、スキーム構築を進めることとなった。

第2回（平成15年12月19日）はアレンジャーとして採用された大和証券SMBCから具体的なスキーム等の説明、第3回（平成16年3月15日）は、関係法令の整備など証券化導入に向け本格稼働したことを報告した。

(b) 共済組合に対する説明（運営審議会等）

証券化の実施に係る共済組合への説明については、平成16年3月の運営審議会において、年金積立金の運用における貸付金の問題点及びその改善策として証券化の検討を進めることを説明し了承された。その際、委員から、貸付金を証券化することによって組合員が不安にならないよう周知徹底することの要望を受けている。

そのため、同年7月に事務連絡協議会において検討の進捗状況及び今後の予定について報告し、11月の同協議会では証券化の具体的内容と証券化にかかる貸付要綱の改正について報告するとともに、証券化による共済組合及び組合員への影響はないことを併せて説明した。

証券化の開始にあたっては、平成17年2月中旬に第1回特定社債券を発行することを前提として、完成したスキームの内容及びサービサー業務を受託する保健経理の変更事業計画及び予算を議題として同年1月に運営審議会を開催し、その内容を説明した。また、組合員に対しては、広報紙『KKR』に証券化の実施について掲載し、組合員の貸付金には影響しないことについても周知した。

(9) 国家公務員共済組合連合会評価委員会における評価

国家公務員共済組合連合会評価委員会（以下「評価委員会」という）は、平成16年8月

24日に初会合が開催され、資産運用業務については、運用方針、業務実績及び貸付金の問題を含む現状の課題等について担当の常務理事から説明が行われた。第2回では資産運用委員会の貝塚啓明委員長の意見陳述が行われた。その説明においては、資産運用委員会における検討内容及び重要事項のほか、貸付制度の問題点が指摘され、その改善策として証券化の手法による対応案が示された。

そのため、組合貸付金については、その後の評価委員会で残高の圧縮状況が評価の対象となり、同年の評価報告書においては、福祉事業向け貸付金を変動金利制に移行したこと、組合貸付金については証券化に取り組み残高の圧縮を進めることとしていることに対し、「適切な対応と認められる」との評価を受けている。

（10）理事長表彰

証券化の実施が評価され、平成17年6月20日に資金運用部は理事長表彰を受けた。

4　運用体制の充実策

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）においては、連合会の年金積立金の運用事業の講ずべき措置として、「積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う」こととされたことから、運用組織体制の強化を計画的に進めており、担当者の人材育成については以下の取組みを実施した。

①日本証券アナリスト協会認定アナリストを取得するための通信教育
②ファイナンス専門職大学院の専門講座
③財務省会計事務職員研修
④総務省統計研修（基礎、応用）
⑤金融機関、運用会社における各種研修
⑥運用会社、証券会社等が主催する各種セミナー
⑦運用戦略会議（担当者全員による内部勉強会）

担当常務（専務）を長として、毎月一回、市場環境の状況、各担当業務の報告及び計画を説明し、情報の共有及び運用戦略の検討を行っている（現在は「投資委員会」に名称変更し継続）。

5　管理・分析システムの導入

自己責任原則に基づく運用が開始されたことに伴い、運用管理体制及び分析機能の強化を図っている（表32）。

第7　この10年間における特記事項

1　運用環境

金融資産による運用は、金融・資本市場の動向によって結果が左右されることになるが、そのなかでも特に大きな事象について、その特徴を以下にまとめた。

平成13年に市場原理に基づく自主運用が開始されたが、その当時はITバブル崩壊による株価の下落が続いていた時期であり、市場運用の結果はマイナスとなる状況が継続していたため国会やマスコミで話題となり、特にマイナスの大きかった株式への投資が問題となった。

その後、平成19年に米国で明るみになったサブプライムローン問題に端を発したリーマンショックが翌年度に発生し世界金融危機を導く結果となった。リーマンショックによる一日の株価の下落率は、昭和62年のブラックマンデーに次ぐ大きさであり、また、同年にこのような規模の急落が7回発生し歴史的にも唯一の例となっている。

直近では、令和元年末に中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症が想定外の速さで世界に蔓延し、翌年3月に世界保健機関（WHO）がパンデミック宣言したことにより、世界の株価が急落しコロナショックとなった。

コロナショックが発生する直前の世界各国の株価は堅調に推移しており、ニューヨークダウ平均株価は史上最高値を記録する状況にあったものの、このショックによりリーマンショック規模の暴落となったが、各国政府の対応が好感され約1か月でショック前の水準まで回復した。その後も各国の中央銀行による大規模な金融緩和政策の影響もあり、上昇傾向は続いた（表33。コロナショック以降の事象は第3節に記載）。

表32　運用組織体制強化のための各種システム

区　分	ツール名称	導入時期	機能の概要
情報端末	Bloomberg	平成10年度	リアルタイムで配信される市場データ、ニュース、独自のリサーチ及び高度な分析機能を集約した世界トップクラスの情報端末。
	Quick	平成22年度	ブルームバーグ類似機能の端末であるが、日本経済新聞社グループとして、国内の金融市場の情報・データの信頼性が高い。
資産管理	PLEIADES	平成15年度	信託銀行へ信託している金融資産の残高、取引等の日次データを直接管理し、収益率の計算等が即時的に行えるほか、他の分析ツールの入力データとして活用も可能。
	MRK	平成18年度	管理信託各行に分散されている信託情報を一元的に管理するサービス。
分析ツール	StyleADVISOR	平成14年度～令和元年度	包括信託（委託運用）に係る各委託機関の運用スタイル分析等のための資産運用支援管理ツール。
	MPI	平成23年度～令和3年度	包括信託（委託運用及び自家運用）に係る統合リスク管理ツール。
	i-port	平成17年度	債券（自家運用）の時価情報管理及びデータ収集を行うシステム。
リスク管理ツール	Barra-One	平成27年度～令和5年度	MSCI社が提供する、資産運用業界におけるリスク管理ツールの実質的な標準ツール（デファクト･スタンダード）。全資産から個別ファンドまでリスク・パフォーマンス分析ができる。
	Aladdin	令和5年度～	資産運用業務を本業とするBlackRock社が提供する、マルチアセット運用にかかるリスク管理・分析ツール。全資産から個別ファンドまでリスク・パフォーマンス分析ができるだけでなく、運用会社の知見に基づいたシナリオ分析が可能。また、オルタナティブ資産についても詳細な分析に対応。

表33　運用環境の変化

事　象	下落率	直近高値	最安値	下落期間	回復期間
ITバブル崩壊	△64%	H12.4	H15.4	36か月	51か月
リーマンショック	△62%	H19.7	H20.10	15か月	18か月
東日本大震災	△18%	H23.3	H23.3	2日	12か月
チャイナショック	△29%	H27.6	H28.2	8か月	23か月
ブレグジット	△9%	H28.6	H28.6	1日	1か月
コロナショック	△31%	R2.2	R2.3	1か月	6か月

（注）株価は、日経平均株価である。また、下落率は本事象の他の要因も含まれていることがある。

2　株式の低迷による分散投資の再検討

市場原理に基づく自主運用を開始した平成13年度前後は、株式市場の低迷から運用利回りの実績が悪化する状況が続いた。そのため厚生労働省は社会保障審議会年金資金運用分科会において、株式を含む分散投資の考え方の妥当性を中心に積立金の運用の在り方について、基本に立ち返った検討を行い、有識者からのヒアリング等も踏まえ、その結果として「株式を含む分散投資の是非に関する意見」（表34）を公表した。

3　被用者年金制度一元化に関する動き

（1）資産運用関係

被用者年金制度一元化（以下「一元化」という）については、昭和59年2月の「公的年金制度の改革」（閣議決定）において昭和70年（平成7年）を目途に一元化を完了させることとされた。その後、一元化の地ならし措置として、制度間の費用負担の調整や厚生年金への統合が段階的に進められ、平成18年4月の「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」（閣議決定）において公務員共済、私学共済の保険料率が厚生年金と統一することが予定され、各共済年金と厚生年金の制度的な差異の取扱いなどが定められるとともに、事務組織等については、被用者全体での年金財政の一本化を前提とし、一元化にふさわしく、無駄のない効率的なものとする観点から更に検討することとされた。

運用の事務組織についても検討が進められたが、政府の検討部会においては資金を効率的に運用すること、事務コストを抑制する観点から、一本化して行うことが適当であるとした考え方で検討が進められた。積立金を一本化した場合、資金が巨額になり過ぎてむしろ非効率な運用（池の中のクジラ論）になると考えられること、これまで厚生年金、各共済組合（以下「各組織」という）で運用を行ってきた運用のノウハウが生かせなくなること、各組織の運用は財政状況の違い等により運用方針が異なることを踏まえ、保険料の徴収から年金給付までの間で積立金の管理・運用も一貫した厚生年金の事務処理として各組織で分担され行われることとなった。

なお、一元化法案は、平成19年に国会に提出されたが、平成21年に衆議院の解散、総選挙が行われ、自民党から民主党に政権交代されたことにより、同法案は廃案となった。その後、平成24年8月に民主党政権において一元化の法律が成立し、平成27年10月1日

表34　株式を含む分散投資の是非に関する意見（抜粋）

Ⅱ　株式を含む分散投資の是非

1　社会保障審議会年金資金運用分科会における検討

〔略〕

2　「株式を含む分散投資の是非に関する意見」の内容

意見書においては、

・年金積立金の運用の中心的な資産である債券と株式は、それぞれ異なるリスク・リターン特性をもっており、両者を組み合わせることにより、リスク分散が期待できること、

・年金積立金の運用は数十年にわたる長期の運用であり、その間様々な経済変動が予想されるが、そうした中で、長期的に見て最も安定した収益をあげることを目指すべきであり、短期的な市況予測に基づき、株式や債券などの資産構成割合を頻繁に変更するよりも、基本となる比率を定め、これを一定期間維持する方が、長期的に安定的に収益を確保するという目標を効果的に達成できるとかんがえられること、

・全額国債運用を行った場合、今後の金利の動向によって損失が生じる可能性があり、債券の保有割合を高めることが必ずしも安全性を高めることにはならないと考えられること、

・年金積立金が我が国の株式市場に投入されることは、公的に集められた資金が市場を通じて民間の企業活動に還流し、我が国の経済活動に寄与するという意義が認められること、

などから、今後とも国内債券を中心としつつ、国内外の株式を一定程度組み入れるという考え方に基づき、運用を行っていくことが適当とされた。

（出所）厚生労働省HP
第29回社会保障審議会年金資金運用分科会（H16.10.14）
資料2　平成15年度年金積立金運用報告書（34頁）

に一元化が施行された（一元化に係る運用の対応等は、第3節に記載）。

（2）総合福祉経理創設の構想

（a）年金積立金の運用において新たな貸付金の財源を確保する必要性

年金積立金の運用における貸付金及び不動産（以下「共済独自資産」という）については、超長期固定金利制による金利変動リスクなど特有のリスクがあり、運用対象としては好ましいものではないとして、資産運用委員会から問題提起されたことに加え、「年金制度が一元化される場合、貸付金等の原資をどの財源に求めるのかが問題となる。」ことが指摘されている（本節第4「1　資産運用委員会報告書について」参照）。

この財源問題は、被用者年金制度一元化により、積立金が厚生年金、新旧3階年金の三つになるため、どの積立金で保有することが望ましいかということのほか、そもそも年金積立金で保有すること自体に問題があるのではないかということが論点となっていた。

どの年金積立金で保有するかという点については、厚生年金積立金は、基本ポートフォリオが内外債券及び株式（以下「伝統四資産」という）で構成されており、伝統四資産とリスク・リターン特性が異なる共済独自資産を

保有することにより、その特性が変質する恐れがあることに加え、同積立金に帰属させる格段の理由もないこと、また、新3階積立金については、新制度であり、積立金はゼロから始まり、毎月の保険料収入で徐々に積み上げられていくため、一元化施行時に共済独自資産を全額保有することは困難であることから、この二つの積立金は対象外とし、一元化前の長期給付積立金の一部である旧3階積立金に帰属させることを前提として検討を行った。

他方、旧3階積立金で保有する場合においても、同積立金は年金支払い資金に充てられ、早期にその全額が取り崩される見込みであったことから、それに合わせ、共済独自資産の現金化が喫緊の課題となっていた。

そのため、共済独自資産におけるこれらの問題を踏まえ、将来的な資金需要については、年金積立金以外の資金を財源とすることを想定し検討を進めた結果、「総合福祉経理」構想を提案したものである。

(b)「総合福祉経理」の概要

総合福祉経理の検討は、自民党政権による一元化法案が国会に提出された平成18年頃に行われたものであるが、その当時の福祉事業においては、新たな高齢者医療制度の創設、生活習慣病対策や長期入院の是正など中長期的な医療費適正化等の医療費改革が進められる一方、医療補助金が廃止されるなど、医療事業の経営環境が厳しくなる状況に見舞われていた。

また、郵政公社が民営化され、福祉保険料（繰入金）が大幅に減少することになることが危惧されていた。

そのため、一元化に際し、福祉事業の独自財源を確保することは、同事業を継続していくために然るべきことであるとの考え方のもとに、独自財源を確保するための仕組みとして、総合福祉経理の創設を検討したものである。なお、総合福祉経理を運営するために必要となる財源については、次のとおりである。

ⅰ）主な運営財源

運営財源については、「特別借受宿舎で賃貸が終了した土地の売却益」「証券化劣後プレミアム」(注) を候補として検討を行った。

これは、いずれの候補も年金積立金の運用に関連して生じる収益であり、総合福祉経理の構想が同運用のリスクを軽減する目的のなかで、福祉事業についても持続的に運営できる新たな体制を構築する必要があることから、運用におけるコスト負担として考えたものである。

証券化劣後プレミアムについては、証券化におけるキャッシュフローでは利差益が生じることを前提として組成しているものの金利情勢やデフォルトリスクなどの変化により利差損が生じることも併せて想定し、予め利差益を原債権者（連合会）が留保することにより投資家への元利金の分配を優先的に確保する仕組みを構築するため、原債権者が劣後リスクを負い、それに対するリスクプレミアムを受けるものとなっている。

（注）証券化スキームの組成においては、元利金の支払い順位を優先劣後構造の階層で構成し、優先部分がシニア、劣後部分はジュニア、その中間はメザニンとしてトランシェを区分する方式が普及されている。一般に上位ほどキャッシュフローを先に享受し、発生したリスク（損失）は下位の順位が受ける仕組みとなっており、それらのリスクの差は利回りに反映されることとなる（リスクと利回りはジュニア部分が最も高くなる）。

(c) 総合福祉経理の検討結果

総合福祉経理の検討においては、証券化アレンジャーによる精緻な分析を踏まえスキーム案を提案するまでに至ったが、平成21年に自民党から民主党に政権交代されたことに伴い一元化法案が廃案となったため、検討は一時休止された。その後、平成24年8月に民主党政権による一元化法が成立し、平成27年10月1日に施行されたことに伴い、過去に検討した財源問題が更に具体化されてきたことから、連合会本部内に正式な検討プロジェクトチームを設置し、関係各部の職員により検討が再開され、総合福祉経理構想からの状況変化等を踏まえ、令和4年4月に「貸付事業」を創設し、福祉事業の独自財源の確保策を実現したところである（第2編第4部第1章第8節参照）。

4　株式運用における損害賠償請求訴訟

連合会では、有価証券報告書の虚偽記載等に係る損害の回復を図るため、「コーポレートガバナンス原則」の規定（第4章　損害賠償請求）に則り、損害賠償請求訴訟を実施している（表35）。

西武鉄道、ライブドア訴訟は、その社会的影響の大きさから、各種報道等において極めて大きく取り上げられた。

表35　株式運用における損害賠償請求訴訟

提起年月	被　告	概　要	判決等
平成17年8月	西武鉄道株式会社	有価証券報告書の虚偽記載及び上場廃止基準への抵触の隠蔽に伴う損害	平成27年7月、差戻し上告審で最高裁が上告棄却決定をしたため、東京高裁差戻し控訴審判決（平成26年8月）が確定。賠償請求金額の60%程度が認容された。
平成19年2月	株式会社ライブドア	有価証券報告書の虚偽記載に係る損害	平成24年3月、最高裁判決。金商法の規定から賠償請求金額がほぼ認容された。
平成28年9月	フォルクスワーゲンAG等	排出ガス不正問題による損害	係争中
平成29年3月	株式会社東芝	有価証券報告書等の虚偽記載による損害	令和5年10月、和解成立。
平成30年7月	BHP　Billiton	同社子会社が所有する鉱滓ダムの崩落事故による損害	係争中

第3節　公的年金の運用改革と被用者年金制度の一元化（平成23年度～令和5年度）

第1　公的年金の運用等の在り方についての検討

平成24年12月に成立した安倍晋三政権は、長引くデフレ不況からの脱却と日本経済の再生に向け、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略、の「三本の矢」から構成される経済政策（アベノミクス）に取り組み、三本目の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」として策定された「日本再興戦略」を平成25年6月14日に閣議決定した。

日本再興戦略においては、公的・準公的資金について、各資金の規模や性格を踏まえつつ、運用（分散投資の促進等）、リスク管理体制等のガバナンス、株式への長期投資におけるリターンの向上のための方策等に係る横断的な課題について、有識者による検討を進

め提言を得ることとされ、「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という）が甘利明経済再生担当大臣のもとに設置された。

有識者会議のメンバーは民間有識者3人を含む7人の構成となり、座長は伊藤隆敏東京大学大学院経済学研究科教授が就任し、第1回の会合が平成25年7月1日に開催された。第2回会合では公的年金4団体の運用状況について、それぞれの団体からのヒアリングを実施し、合計8回の会合の結論として同年11月に報告書が公表された。

1　有識者会議報告書

（1）デフレからの脱却を見据えた運用の見直し

（a）有識者会議報告書の要請

有識者会議報告書（以下「報告書」という）においては、「公的年金の運用は、年金財政・年金制度と密接に関わるものであり、国民が最も期待しているのは、現役世代の保険料負担を維持しつつ、将来の年金給付に支障が生じないよう、年金財政の長期的な健全性の確保に資することである。被保険者の利益を優先する資金運用（根拠法に掲げられた目的）は、結果的に日本経済に貢献することになり、また、資金運用により経済成長の果実を享受する立場にもあることから、経済成長と資金運用との好循環が期待される」との提言が示された（表36）。

規模の大きな資金運用専業機関（GPIF）は、行政改革の流れのなかで、組織のスリム化を図るとともに、安全性・効率性を重視した運用を行ってきたところであるが、今後は、経済・市場環境の変化に遅れることなく、ポートフォリオの見直しや、それに見合ったリスク管理を含むガバナンスの見直しを継続的に実施する必要があることから、講ずべき改善策を時系列で整理した工程表が作成され、進められることとなった。

制度三共済（国共済、地共済、私学共済）など、その他の規模の大きな資金運用機関においても、その工程表を参考に、それぞれの規模及び性格に応じて、運用及びリスク管理の見直しをできる限り迅速に進めることが求められた。

なお、公的年金等の運用改革については、平成26年1月21日から23日にスイスで開催された世界経済フォーラム（WEF）年次総会（通称「ダボス会議」）において、安倍晋三内閣総理大臣は、オープニング・セッションにおける基調講演で「1兆2,000億ドルの運用資産を持つGPIFについては、そのポートフォリオの見直しを始め、フォーワードルッキングな改革を行います」と発言している。

（b）GPIFの運用改革

GPIFの管理及び運用体制の抜本的な改革（ガバナンス改革）については、平成26年8月から平成28年2月までの間において、社会保障審議会年金部会（座長：神野直彦東京大学名誉教授）及び年金積立金の管理運用に係る法人のガバナンスの在り方検討作業班（座長：植田和男東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授）において検討がなされた。その結果、「ガバナンス体制の強化」として、経営委員会を設置し合議制による意思決定を導入し、従来の理事長の独任制から移行することにより、意思決定・監督と執行を分離することとなった。

「運用の見直し」については、海外の大規模年金基金を参考として、株式のインハウス運用を導入し、スチュワードシップ活動などを積極的に行い、より効率的な運用とコストの削減をめざすことについて議論を重ねたが、巨大な国の機関が民間企業の経営に直接的に介入し（株主議決権行使等）、投資方法によっては市場や企業経営に影響を与えることが懸念されること等の理由から、導入は見送られることとなった。

表36　有識者会議報告書の概要

有識者会議報告書の概要

①運用目標・方針
・デフレからの脱却を図り、適度なインフレ環境へと移行しつつある我が国経済の状況を踏まえれば、国内債券を中心とする現在のポートフォリオの見直しが必要。
・収益目標を適切に設定するとともに、リスク許容度のあり方についても検討すべき。

②ポートフォリオ（運用対象）
・新たな投資対象（例えば、REIT・不動産、インフラ、ベンチャー・キャピタル、プライベート・エクイティ、コモディティなど）の追加により運用対象の多様化を図り、分散投資を進めることを検討すべき。
・アクティブ運用比率を高めることを検討すべき。その際、一部ベビーファンド（基本ポートフォリオの中で一定の資金額を設定し、ある程度の独立性を持たせて柔軟な運用を行うもの）として特別に管理することも考えられる。なお、アクティブ運用においては、取引手数料、運用報酬等のコストが上昇し、パッシブ運用に比べてネットのリターンが必ずしも増加するかどうか明らかでない場合もある。ただし、規模の大きい運用機関であれば、必要な人員の確保や体制の整備に相応の時間を要するものの、自家運用により委託運用と比較してコストを抑えられる可能性がある。運用方法については、アクティブかパッシブかという観点のほか、自家運用か委託運用かという観点もある。各資金とも、現状では、資金運用の大部分を外部機関に委託しているが、自家運用を通じ、運用に関する知識・経験や市場情報の蓄積も期待できる。
・ベンチマークの選択に工夫を凝らすこと等でリターン向上を目指すことが望ましい。株式運用のベンチマークについては、より効率的な運用が可能な指数（例えばROE等も考慮した新たな株式指数等）を利用するなど、改善策を検討すべき。

③リスク管理体制等のガバナンスの見直し
・所管大臣との関係により運用機関の自主性や創意工夫が損なわれないよう留意する必要。
・資金運用の重要な方針等については、利益相反にも配慮した常勤の専門家が中心的な役割を果たす合議制により実質的な決定を行う体制が望ましい。
・運用対象の多様化やリスク管理等の高度化を図るためには、第一線の専門人材が必要であり、報酬体系の見直しを含めた対策が不可欠。
・資産・負債の両面に係るフォワード・ルッキングな（先行きを見据えた）リスク分析が必要。

④エクイティ資産に係るリターンの最大化
・株式などのエクイティ資産への投資については、長期投資を前提としてリターン向上を目指す必要があり、投資先との緊密な対話や適切な議決権行使が求められる。このため、日本版スチュワードシップ・コードに係る検討を踏まえた方針の策定・公表を行い、運用受託機関に対して、当該方針にのっとった対応を求めるべきである。

（2）産業競争力会議フォローアップ分科会

産業競争力会議フォローアップ分科会（以下「フォローアップ分科会」という）は、日本経済再生本部のもとに開かれる会議体であり、公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化に関する各省・各資金での取り組み状況についてフォローアップするものである。

同分科会は、平成26年4月8日に西村康稔内閣府副大臣、竹中平蔵主査（慶應義塾大学総合政策学部教授）及び伊藤隆敏有識者会議座長が出席のもと開催され、公的年金4省、4団体から取組み状況についてのヒアリングが行われた。

また、西村副大臣の挨拶においては、「公的年金は、受益者の利益に繋がることが基本にあるが、運用を通じて日本経済に貢献していき、経済の好循環を作っていくことにも繋がっていくものと考えており、成長戦略の一つの大きなテーマであることから、この改革への取組み状況を伺い、着実に進めていくためのスケジュール感を共有し、スピード感を持って対応してもらいたい」として、より一層の取組み強化の考え方が示された。

2　連合会の取組み

連合会は、報告書及びフォローアップ分科会で示された政府の考え方に基づき、GPIFの工程表を参考とした段階的な対応方針を作成し、計画的・継続的に見直しを進めることとした。

また、財務省主計局給与共済課からは、日本再興戦略は長引くデフレ不況からの脱却と日本経済を再生するための重要な政策であることから、報告書の趣旨を十分理解した上で、連合会の創意工夫を生かしながら、公的年金の安定的な運営に資するよう、積極的に取り組むべきであるとの指導があった。

（1）直ちに取り組むべき課題（平成25年度中の対応）

（a）運用目標・方針（国内債券中心のポートフォリオの見直し）

現行の基本ポートフォリオは、国内債券を中心とした構成となっているが、報告書においては、デフレからの脱却を図り、適度なインフレ環境へと移行しつつある我が国経済の状況を踏まえれば、収益率を向上させ金利リスクを抑制する観点から見直しが必要であるとされた。

また、平成21年財政検証の経済前提においては、金利は漸次上昇していくものと想定されていたが、実際の金利水準はその想定より低位で推移していること、さらに平成25年4月に公表された日本銀行の「量的・質的金融緩和政策」により、金利水準は更に下押しされていたことから、基本ポートフォリオのリスク・リターン特性に著しい変化が生じている可能性があり、積立金等の運用の基本方針に定められる「諸条件に著しい変化があった場合は可及的速やかに見直しを行う。それらの結果、必要があると認めるときは、基本ポートフォリオの変更を行う」ことに該当すると判断し、基本ポートフォリオの随時検証を行い、資産運用委員会の意見・助言を聴くこととなった。

その結果、足下の金利水準は、日本銀行の量的・質的金融緩和政策の影響もあり、平成21年財政検証の経済前提から大きく下振れし、基本ポートフォリオの80％を占める国内債券の期待リターンが達成できないおそれが生じていることは、著しい変化と捉えるべきであり、資産別のリスク・リターン特性を改めて検証し、新たな基本ポートフォリオを策定すべきであるとの意見を受けた。また、現行の基本ポートフォリオは、ALMの考え方に基づき超長期債投資を進めており、その期間プレミアムを株式等のリスク性資産と同様にリターン追求の源泉としていたが、年金財政の状況が財政再計算の想定を下振れしている影響で超長期債への投資が縮減していることも踏まえ、リスク許容範囲内においてリスク性資産を積み増しする必要があるとの意見が付け加えられた。

そのため、基本ポートフォリオの検証及び見直しを行った結果、平成25年12月に国内債券を80％から74％（−6％）に引き下げ、内外株式をそれぞれ5％から8％（各＋3％）に引き上げるとともに、分散投資効果の拡大を図るため海外資産運用比率を高めることとし、外国債券を0％から2％に引き上げ（その分は貸付金を引き下げ）る変更を実施した。外貨建資産については、日米の金融緩和政策の違いによる外貨プレミアム（日本は金融緩和政策を拡大、米国は縮小されることにより、米国の金利高、ドル高（円安）を想定）を外貨建債券及び株式の期待リターンに付与し、急激な円高の進行に備え、従来から行ってきた為替ヘッジについても外貨プレミアムの考え方に合わせ、ノンヘッジ化に切替えを行った。

なお、実際の資産構成割合については、資金配分等の結果、平成25年度末に国内株式8.0％（前年度末6.8％）、外国株式8.6％（同5.3％）まで引き上げ、見直し後の基本ポートフォリオの中央値に到達する水準となった。国内債券については75.6％（同78.8％）と中央値の74.0％に近い水準まで低下した。

（b）ポートフォリオ（運用対象）

ⅰ）パッシブ運用のベンチマーク

報告書においては、国内株式のパッシブ運用は、東証一部上場全銘柄を対象とするTOPIXをベンチマーク（以下「BM」という）として、BMを忠実にトラックしている場合が多いが、対象銘柄のなかには十分な収益性等が認められないものも含まれていることから、BMからの乖離（かいり）を許容したり、より効率的な運用が可能となる株価指数（以下「インデックス」という）をBMとして利用したりするなどの工夫を凝らすこと等により、リターンの向上をめざすことが望ましく、その一例として、ROE等も考慮して開発されたJPX日経インデックス400（以下「JPX400」という）等を利用するなどの改善策について検討[注]すべきであると指摘されている。

これに対し連合会は、新たなインデックスへの取組みとして、平成26年2月にJPX400を採用した。JPX400は、資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される新しい株価指数を創生することにより、日本企業の魅力を国内外にアピールするとともに、その持続的な企業価値の向上を促し、株式市場の活性化を図ることとしている。

また、この取組みについては、報告書で示されたとおり、TOPIXに代わる新たな政策ベンチマークとしてふさわしいインデックスを探究することを目的としており、現時点では政策ベンチマークとしての位置付けにはないものの、パッシブ運用の役割に準ずるものと区分し（アクティブ運用ではない）、運用

評価も対TOPIXとの相対的な比較ではなく、インデックス自体のリスク・リターン特性等に着目することを前提としていた。これによりJPX400以外のインデックスについても対象として幅広く検討を行うこととし、Russell Nomura Prime及びS&P Japan 500 Indexの2つのインデックスを追加採用した。

なお、各管理運用主体においては、新たなインデックスの検討を継続的に行っており、アクティブ性を追求したインデックスを政策ベンチマークに採用したり、従来の時価総額加重方式と異なるインデックスによるスマートβや環境・社会・ガバナンスを考慮したESG投資において開発されたインデックスなどを導入している(GPIFは政策ベンチマーク以外のインデックス運用もパッシブ運用として位置付けている)。連合会においては、インデックス運用はGPIFと同様にパッシブ運用と位置付けていたが、政策ベンチマーク以外のインデックスはアクティブ運用として整理し直し運用評価を行った結果、アクティブ運用のパフォーマンスとしては必ずしも優良ではないことから、令和3年度にこれらを全て廃止している。

(注) 後述する被用者年金制度一元化においては、各管理運用主体（GPIF及び三共済）の基本ポートフォリオを定めるに当たり、参酌すべき積立金の資産の構成の割合（モデルポートフォリオ）を共同で定めることが厚生年金保険法で規定されているが、モデルポートフォリオは各資産の構成割合及び中央値範囲だけが定められており、各資産のBMはそれぞれの管理運用主体が自主性及び創意工夫をもって基本ポートフォリオと併せ定めることとされている。

ii）外国株式アクティブ運用の見直し（第3次マネージャーストラクチャー）

基本ポートフォリオの見直しに併せ、外国株式のアクティブ運用マネージャーの見直しを平成25年1月から11月にかけて実施した。

新たに導入した運用手法は、ベンチマークの多様化として「グローバル株式（含む日本）インデックス」の採用、「グローバル、米国、欧州等に新興国を加えた地域特化型運用」による分散投資の拡大、新たな運用戦略として「非時価総額加重インデックス等によるスマートβ戦略」及び運用戦略の分散として「集中投資、高配当銘柄投資等」を採用した。

運用機関からは143商品（46社）の応募があり、書類選考、第一次面接審査及び第二次面接審査を経て採用商品を決定した。

iii）国内株式アクティブ運用の見直し（第3次マネージャーストラクチャー）

外国株式に続き、国内株式のアクティブ運用マネージャーの見直しを平成26年1月から6月にかけて実施した。

国内株式のマネージャーストラクチャーにおいて新たに採用した運用手法は、外国株式と同様に、ベンチマークの多様化、スマートβ戦略の拡充のほか、企業が長期的に成長するために必要であり、持続可能で豊かな社会の実現をめざすため、世界中で進められている、ESG（環境：Environment、社会：Social、ガバナンス：Governance）による評価を考慮した運用戦略をアクティブ運用において採用した。

運用機関からは99商品（43社）の応募があり、書類選考、第一次面接審査及び第二次面接審査を経て採用商品を決定した。

(c) リスク管理体制等のガバナンスの見直し

i）フォワード・ルッキング（先行きを見据えた）なリスク管理

我が国経済がデフレ脱却を図り、インフレ環境に移行していくことを見据え、金利上昇に備えたリスク管理への対応策として、5年ぶりに新規発行が再開された物価連動国債の購入を再開した。

GPIFにおいても、インフレリスクを軽減することを目的として、平成26年度に物価連動国債ファンドを設定している（平成26年度GPIF業務概況書）。

ii）組織体制の強化（専門人材の確保等）

平成25年度の組織体制の強化への取組みについては、専門人材を確保するための増員及び被用者年金制度一元化（以下「一元化」という）を見据えた機構改正について平成26年度の予算要求を行った。

具体的には、新たな運用手法及び組織体制強化への取組み及び一元化に係る対応として資金運用部次長の新設、一元化において創設される退職等年金給付制度の積立金運用を担当する資金第3課の新設及び増員、リスク管理担当者2人の増員を要求した。その結果、資金第3課の増員のうち1人を資金第1課からの振替えとし、それ以外は全て認められた。

なお、報告書で示された新たな取組み及びそれに伴う組織体制の強化については、財務省との協議により、平成27年度以降についても継続的に行うこととし、新たな取組みに必要となる専門人材を確保するための定員要求を行った。平成26年度は5人、27年度は3人（うち1人は非常勤職員）、28年度は4人（うち1人は非常勤職員の定員化）を増員した。

(d) エクイティ資産に係るリターン最大化

i）「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）

報告書においては、株式などのエクイティ資産に投資を行う場合には、長期投資を前提としてリターンの向上をめざす必要があり、その目的の範囲内においては、公的・準公的な立場を有しているとしても、受託者として、運用受託機関を通じた投資先との緊密な対話や適切な議決権の行使などが求められ、「日本版スチュワードシップ・コード」を踏まえた方針の策定・公表を行うこととされた。

日本版スチュワードシップ・コードは、コーポレートガバナンスの向上を目的とした機関投資家の行動規範であり、金融庁の「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」において検討がなされ、平成26年2月に英国起源のコードを基に「責任ある機関投資家の諸原則」が策定・公表された。同コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、投資先企業の価値向上や持続的成長を促すことにより、顧客や受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味するものとされている。

また、同コードに定める各コードの適用の仕方は、各機関投資家が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものであり、履行の態様は、機関投資家の規模や運用方針などによって様々に異なり得ることに鑑み、「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、各々の置かれた状況に応じて、自らのスチュワードシップ責任を適切に果たすことができるよう「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）が採用されている。

同コードは、法的拘束力を有する規範ではなく、同コードの趣旨に賛同しこれを受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨を表明することが期待されたものであり、「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を

実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法が採用されている。

ii）連合会の対応

連合会においては、アセット・オーナーとして日本版スチュワードシップ・コードに賛同し、受け入れることを平成26年5月30日に表明した。同時に、スチュワードシップ責任を果たすための方針（表37）を策定し、運用受託機関に対し、アセット・マネージャーとしての同責任を果たすことを求めることとして、連合会のWebサイトに掲載した。

他方、この機関投資家によるスチュワードシップ・コードに対し、企業の側においても、会社が株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスを対象とした行動規範を検討するため、金融庁及び（株）東京証券取引所が共同事務局として設置した「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」において議論がなされ、平成27年6月に「コーポレートガバナンス・コード」が公表された。

同コードは、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、これらが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与するものと考えられた。これにより機関投資家と企業がそれぞれのコードを責務とし、車の両輪のような関係となり質の高いコーポレートガバナンスを実現していくことで、企業の持続的な成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの確保が図られていくことを期待するものとしている。

また、同月に発表された「日本再興戦略」改訂2015（閣議決定）においては、「投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある」とされたため、それらをフォローアップするとともに、上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下「フォローアップ会議」という）において、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動の在り方」と題する意見書が公表された。これによりコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくためには、機関投資家が企業との間で深度のある「建設的な対話」を行っていく必要があるとされ、平成29年5月に改訂版のスチュワードシップ・コードが公表された。

さらに、平成31年4月のフォローアップ会議において「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」が意見書として公表され、コーポレートガバナンス改革の実効性を高めるためには、投資家と企業の対話の質の向上が必要であるほか、「議決権行使助言会社や年金運用コンサルタントなどによる機関投資家への助言やサポートがインベストメント・チェーン全体の機能向上に資するもの」となるように促すことが重要であるとして、スチュワードシップ・コードの改訂が提言されたことを受け、令和2年3月に再改訂版が公表された。

これに対し、連合会においては、各改訂項目について全て対応することとし、平成29年11月30日に改訂版、令和2年9月30日に再改訂版の受入れを表明した。

なお、新たなインデックスへの取組みとして採用していた、JPX400（前述）は、日本取引所グループが政府におけるコーポレートガバナンス改革に係るスチュワードシップ活動の一環として行っていたものである。

表37　連合会のスチュワードシップ責任を果たすための方針（概要）

連合会のスチュワードシップ責任を果たすための方針（概要）
・当会は、国家公務員共済年金の積立金等の運用に関し、保有する株式にかかるコーポレートガバナンスへの取組みの方針について、「コーポレートガバナンス原則」を制定し、当該原則に従ってコーポレートガバナンス活動を行って参りました。 ・「コーポレートガバナンス原則」は、日本版スチュワードシップ・コードと同様の考え方に基づいて制定したものであり、今般の日本版スチュワードシップ・コードの発表を踏まえ、今後とも「コーポレートガバナンス原則」に沿って適切な運用に努めるとともに、定期的に検証を行い、より適切なものとなるよう取り組んで参ります。 ・運用受託機関に対しては、スチュワードシップ責任を果たすための方針の発表を求めるとともに、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメントなどを通じたスチュワードシップ活動について報告を受け、当会は中長期的な観点で、それを評価することといたします。

（2）1年を目途に取り組むべき課題（平成26年度以降の対応）

（a）基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの見直しについては、報告書への対応における「直ちに取り組む課題」の一つとして、平成25年12月に随時見直しを実施した。

その後、平成26年財政検証における経済前提及び年金財政再計算を踏まえた検証・見直しにあたり平成27年10月1日以降の厚生年金保険法（「第2　被用者年金制度一元化以降の年金積立金の管理及び運用」で詳述）に従い、新たな基本ポートフォリオ等を制定することなどを見据えた見直しを実施した（本稿では、一元化以降の三つの積立金のうち、厚生年金保険積立金の運用に係る基本ポートフォリオのみを対象とする）。

i）平成26年財政検証における経済前提（目標運用利回りの設定）

平成26年財政検証における新たな経済前提は、社会保障審議会年金部会のもとに設置された「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」において2年半にわたり検討がなされた結果、平成26年3月12日に同部会に報告書が提出され、この報告書に基づき経済前提が設定された。

経済前提（物価上昇率、賃金上昇率、運用利回り）の内容は、当面の10年間（平成26年〈度〉～平成35年〈度〉）は内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」に準拠した「経済再生ケース」と「参考ケース」に、平成36年度以降の長期の前提については、経済再生ケースに接続する5ケース（A ～ E）、参考ケースに接続する3ケース（F ～ H）に分けられている。長期の前提は、全要素生産

性（TFP）上昇率により8ケース（A ～ H）に分けられているが、基準ケースは示されていない[注]。

目標運用利回りの設定においては、年金積立金の運用は年金財政の安定化を目的としており、適合性原則等から、従前より名目賃金上昇率＋αで設定する「実質的な運用利回り」とされている。厚生年金の目標運用利回りについては、ケースEの実質的な運用利回りである1.7％が8ケースのなかで最も高く、他のケースによる経済状況になったとしても、それらの実質的な運用利回りを上回るものであり、年金財政上はプラス効果になることから、「ケースEの1.7％」が標準的なケースとして設定されている（表38）。

なお、同報告書においては、基本ポートフォリオを策定する際のリスクについて、運用目標等からの下振れリスクが一定程度超えないことを「許容度」として採用することとし、全額国内債券で運用しても年金給付の伸びである名目賃金上昇率を下回るリスクが存在することから、「全額国内債券運用において名目賃金上昇率から下振れするリスクを超えないこと」をリスク許容度として示している。

（注）「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方について（検討結果の報告）」より抜粋
出所：厚生労働省HP
1．財政検証に用いる経済前提の基本的な考え方
財政検証の結果は人口や経済の長期的な前提に依存するが、これらの前提については財政検証を行う時点において使用可能なデータを用い、最善の努力を払って長期の平均的な姿として妥当なものを設定する必要がある。しかし、人口や経済の長期的な見通しには限界があり、時間が経つにつれて新たなデータが蓄積されると、実績との乖離も生じてくる。このため、少なくとも5年ごとに最新のデータを用いて諸前提を設定し直した上で、現実の軌道を出発点として新たな財政検証を行うことが法律で定められている。
そもそも、財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測（forecast）というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影（projection）という性格のものであることに留意が必要である。このため、財政検証にあたっては、複数ケースの前提を設定し、その結果についても幅を持って解釈する必要があるものである。

ii）連合会の基本ポートフォリオの見直しにおける基本的な考え方

平成26年財政検証の新たな経済前提による基本ポートフォリオの見直しにおいては、翌年度に控えた一元化を見据え、厚生年金の共通財源の運用として厚生年金保険法の定めに従い、同法第79条の5の規定による「積立金の資産の構成の目標」（以下「モデルポートフォリオ」という）を参酌して策定することになるが、モデルポートフォリオの決定時期等が未定であることから、同経済前提のケースEに基づき策定され、平成26年10月31日に公表された、GPIFの基本ポートフォリオを参考として検証及び見直しを実施することとした（表39）。

表38　平成36年度以降の長期的な経済前提　（単位：％）

ケース		TFP上昇率	物価上昇率	名目賃金上昇率	名目運用利回り	実質運用利回り
経済再生ケース	A	1.8	2.0	4.3	5.4	1.1
	B	1.6	1.8	3.9	5.1	1.2
	C	1.4	1.6	3.4	4.8	1.4
	D	1.2	1.4	3.0	4.5	1.6
	E	1.0	1.2	2.5	4.2	1.7
参考ケース	F	1.0	1.2	2.5	4.0	1.5
	G	0.7	0.9	1.9	3.1	1.2
	H	0.5	0.6	1.3	2.3	0.9

（注）名目賃金上昇率、名目運用利回り及び実質運用利回りは、経済前提の範囲の平均値である。

この見直しによる基本ポートフォリオは、一元化以降も引き継がれることを前提としているものであるが、今後制定されるモデルポートフォリオ及び関係の政省令の内容に従い、必要に応じ再度検討を行うことも想定し、資産運用委員会に諮り、平成26年12月15日に意見書「基本ポートフォリオの見直しについて」を受領している。

iii）連合会において導出した新たな基本ポートフォリオ

前項で記述した前提条件に基づき導出する基本ポートフォリオは、従来のLDIアプローチを継続するものであり、資産構成の最適化のプロセスにおいては、「負債ヘッジポートフォリオ」は、負債（年金給付債務）の増加率と収益率との差の標準偏差（トラッキングエラー：乖離）を最小化すること、「リターン追求ポートフォリオ」は、シャープレシオ（リスク1単位当たりの超過収益〈無リスクで得られる収益を上回る〉を表し、効率性を測る指標）の最大化により負債ヘッジポートフォリオで不足するリターンを充足することをそれぞれの役割として適正な構成割合を導出し、それらを合成したものを基本ポートフォリオとしている。

その結果、負債ヘッジポートフォリオ60％、リターン追求ポートフォリオ40％の比率で導出したそれぞれの構成割合及びそれらを合成した基本ポートフォリオは表40のとおりである。

iv）一元化を見据えて決定された基本ポートフォリオ

本基本ポートフォリオの見直しについては、翌年度に控える一元化への円滑な移行を見据え、既に成立している一元化後の厚生年金保険法に定められる管理運用方針を制定するための財務大臣の事前承認を念頭に置き、導出した結果等について財務省へ説明を行った。財務省からは「一元化後は、連合会の自主性・創意工夫を発揮した運用を検討する必要はあるが、まずは被用者年金制度全体での共通財源としての一体性を重視して検討してはどうか」との考え方が示されたことから、想定されるモデルポートフォリオの中央値を連合会の基本ポートフォリオとして採用することを再検討し、資産運用委員会へ諮り、意見・助言を求めることとした。

再検討した基本ポートフォリオに対する資産運用委員会からの意見は、「連合会が導出した当初案の基本ポートフォリオの特性と大きな差はなく、優位性も確認できた」とする一方、今般の見直しにより、内外株式等のリスク性資産が拡大されること等に伴い、運用及びリスク管理体制の強化・拡充を重要な課題として認識し、所要の検討を進めることが要請された。

その結果、決定された基本ポートフォリオは、表41のとおりであり、積立金等の運用の基本方針が平成27年2月25日に改正された。

（b）組織体制等の強化

報告書においては、「リスク管理体制等のガバナンスの見直し」として、運用対象の多

表39　基本ポートフォリオの見直しに係る前提条件

項　目	考え方
金利動向の見通し	・連合会が採用する経済前提における長期金利（名目値）の見通しは、GPIFと同様にケースEの3.8％を採用した。 ・ただし、資産運用委員会からの指摘により、足下の金利水準は、日銀の「量的・質的金融緩和政策」により低金利水準が継続している状況であり、さらに継続した場合は、目標運用利回りを確保できなくなるおそれがあることから、ケースEをベースシナリオとしつつ、金利低迷状況をリスクシナリオとした検証をすることとした。
目標運用利回り	・厚生年金保険法第79条の4に定められる積立金基本指針（平成26年7月3日告示）の内容を踏まえ、ケースEの実質的な運用利回り1.7％を採用した。 ・なお、名目運用利回りは、長期金利見通しの3.8％に内外の株式等による分散投資効果の0.4％（0.3～0.5％の中央値）を加えた、4.2％となっている。
想定投資期間	・従来の想定投資期間は、年金財政再計算との整合性を確保するため、リスク・リターン特性が10年程度維持されることを前提とし、次期財政検証までの5年間を適用期間としていた。 ・今般の見直しにおいては、今後の経済動向を見通すことが困難であることから、LDIの考え方に基づき、二つの想定投資期間に複層化した。 ・一つは、負債ヘッジポートフォリオにおいては、長期年金財政との整合性、負債サイドを考慮して20年程度の長期スパンを想定することに加え、従来の物価上昇は見込みにくい経済環境を前提として負債との金利連動性を超長期固定金利（国内債券）により構成してきたものを、今後は、物価・賃金上昇への連動性も考慮し、国内株式及び外国債券も含め、基本ポートフォリオの最適化を行う。 ・二つ目は、リターン追求ポートフォリオにおいて、次期財政検証までの期間を前提とし、足下の経済環境を踏まえ、新たな運用対象の組み入れや機動的な運用を重視する5年程度の戦略的なポートフォリオとした。 （参考）GPIFの想定運用期間については、「継続的に積立金を取り崩していく局面では流動性の確保に重点を置く必要があるなど運用の条件が異なることから、積立金の水準が最も高くなり、継続的に低下が始まる前までの25年間としました。」とされている（資料出所：厚生労働省HP＜第28回社会保障審議会年金部会（平成26年11月19日）＞）。
基本ポートフォリオの最適化アプローチ	・長期年金財政との整合性、成熟度が高い状況に鑑み年金支払資金の確保を重視した基本ポートフォリオを構築するため、従来どおり、年金給付債務の変動に対応する負債ヘッジポートフォリオと目標運用利回りを上回ることをめざしたリターン追求ポートフォリオにそれぞれの目標及び役割を区分し二層化したLDI（Liability Driven Investment）アプローチによる基本ポートフォリオを継続する。 ・また、一元化を踏まえ、今後決定されるモデルポートフォリオとの適合性を踏まえた検証やアセットサイドアプローチによる場合の参考的な試算を行うこととする。 ・基本ポートフォリオの最適化計算においては、通常のシナリオ（経済前提のケースE）に加え、低金利水準が長期間継続した場合のリスクシナリオを想定投資期間ごとに導出した。 ・なお、専門家の知見による検証を行うため、引き続き、マーサー社を活用した。
リスク検証	・リスク指標は、従来、社会保障審議会年金部会において、基本ポートフォリオの候補により長期間運用した場合に「予定された給付の減少につながる、予定積立金額を下回る可能性」を確率論的に示していたが、今般については、「年金給付の伸びである名目賃金上昇率を下回るリスク」に着目し、「全額国内債券で運用した場合において名目賃金上昇率を下振れするリスク」を「超えない」ことがリスク許容度として示された。 ・連合会においては、マーサー社で従来から行ってきた「積立比率及び年金給付債務に対する積立過不足」に対するストレステストに加え、賃金上昇率との連動性が高まっていることへの対応及び目標運用利回りを確保するための対応により、標準偏差が高まっていることを踏まえ、「名目賃金上昇率を下回る下方確率」及び、GPIFが行っている「名目賃金上昇率を下回った場合の平均不足率（条件付き不足率）」についても併せて実施した。 ・その結果、GPIFの基本ポートフォリオと同程度の「リスク・リターン特性」であることを確認した。

表40　連合会において導出した基本ポートフォリオ

区　分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合　計
負債ヘッジポートフォリオ	65％	20％	15％	－	100％
リターン追求ポートフォリオ	－	35％	－	65％	100％
基本ポートフォリオ（合成）	40％	25％	10％	25％	100％

（注）国内債券には、短期資金等を内数として管理する。

表41　新たな基本ポートフォリオ

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合　計
中央値	35％	25％	15％	25％	100％
乖離許容幅	±30	±10	±10	±10	

（注）・短期資産は、各資産の乖離許容幅のなかで管理する。
・基本ポートフォリオの見直しに伴い、資産の大幅な移動が必要であることから、当面、乖離許容幅を超過することがある。
・本乖離許容幅については、移行期間中の暫定値とし、必要に応じ縮小に向けて見直しを行う。

様化やリスク管理の高度化を図るためには「専門人材の確保」が必要であるとされている。

このため、連合会においても、新たな取組みに対応した組織体制の強化を図ることとし、組織体制の見直し及び専門人材の確保を行うための機構・定員に関する予算要求を表42のとおり行い、財務省との協議により組織体制の強化を継続的に行った。

ｉ）平成26年度

平成26年度は、資金運用部次長1人、資金管理課（リスク管理担当）2人及び資金第3課3人（ただし、資金第1課1人を振り替え減）の合計5人が増員となった。

専門人材の活用については、4月に信託銀行から1人（リスク性資産運用担当）、7月に金融庁から1人（法令・管理担当）及び10月に生命保険会社から1人（リスク管理担当）の出向受け入れを開始した。

また、一元化以降における管理運用主体（GPIF、国共済、地共済、私学共済）間の連携等を円滑に進めることを目的として、GPIFとの人事交流を行うこととし、GPIFと連合会が1人ずつを出向形態で相互に配置した。

なお、金融機関からの出向については、コンフリクトに配慮し各機関の協会を通じて人材提供の要請を行い、同協会と各金融機関との間で協議し、対象となる金融機関の選定、出向者の取扱い等を決定する方式とした。

資金第3課の新設については、一元化により三つの年金積立金の運用を行うことになり、同課においては新たに創設される退職等年金給付積立金の運用を担当することになるが、退職等年金給付制度は国家公務員の私的年金制度であり、他の二つの公的年金（厚生年金及び経過的長期給付）とは分別管理する必要があるため、新設したものである。

ii）平成27年度

平成27年度は、10月1日に一元化が施行され、それに関連する法令整備が行われるなかで、現行法令では認められていなかった、外国債券の自家運用（以下「外債インハウス」という）が解禁されることとなったことから、連合会の年金財政の事情等を踏まえた創意工夫の一つとして外債インハウスを導入するこ

表42　機構・定員に関する予算要求

年　度	機　構	増員等
平成26年度	・資金運用部次長（新設） ・資金第3課（新設）	・次長　1人 ・資金管理課（リスク管理担当）　2人 ・資金第3課　3人（ただし資金第1課を1人振替減） ・合計5人
平成27年度	・資金運用専門役（次長待遇）（新設）	・資金運用専門役（次長待遇）　1人（オルタナティブ投資担当） ・資金運用専門役（次長待遇） 非常勤（運用リスク管理担当） ・資金第1課　1人（外国債券担当） ・合計2人
平成28年度	・運用リスク管理室（新設：部相当） ・運用リスク管理室運用リスク管理課（新設）	・運用リスク管理室長　1人（部長待遇） ・運用リスク管理室運用リスク管理課長　1人 ・資金運用部資金第1課　1人（外国債券担当） ・資金運用部資金第2課　1人（オルタナティブ投資担当） ・合計4人 （資金運用部資金管理課は運用リスク管理担当2人を運用リスク管理室へ振替減）

ととした。そのため、外貨及び外国債券の運用の知識及び経験が豊富な専門人材が必要となることから、金融機関から1人の出向を受け入れ、そのスキームを構築（後述）することとし、本年度については実施方針を策定した。

リスク管理については、運用部門のフロント業務から切り離しミドルオフィス業務として独立した組織とするため、資金運用部内に運用リスク管理担当室を設置し、室長（次長待遇）には専門人材の出向を受け入れ配置（非常勤）するほか、資金管理課でリスク管理を担当する2人を同担当室に配置換えした。

さらに、新たな運用対象の拡大として、オルタナティブ投資を導入するため、企業年金でオルタナティブ投資に精通した人材を連合会職員として採用した。

iii）平成28年度

平成28年度は、外債インハウスにおいて、前年度に策定した実施方針に従い、外貨及び債券を購入し、実際にポートフォリオの構築を進めていくこととなったが、そのオペレーション等の業務を行うためには専門家の支援が必要であることから、運用機関で外国債券運用を担当する者を出向により受け入れた。この出向者の受入れについても、コンフリクトに配慮し、協会を通じて人材提供の要請を行った。

同協会で選定された出向者は、運用機関で外国債券運用のファンドマネージャーとして活躍している人材であり、前年度に受け入れた、金融機関からの出向者と協力しオペレーション等の業務を構築することとした。その結果、専門性が高く多岐にわたる当該業務を僅か2年で構築することができた。

その後は、外債インハウスの管理及び運用業務全般の内製化を目標として、専門人材が構築した業務を連合会職員に指導し定常業務化を図るとともに、業務マニュアルの作成を進めた結果、令和元年度に全て完了した。

外債インハウスは、報告書で要請された各団体の「創意工夫」において、唯一、連合会だけが実現できた取組みであり、内製化まで

達成できたことは、専門人材の多大なる貢献によるものであった。

その他の大きな取組みとして、資金運用部から運用リスク管理担当室を切り離し、部相当の独立した組織として運用リスク管理室を新設した。同室は、前年度に資金運用部内に設置した、運用リスク管理担当室の位置付けを強化するものであり、ミドルオフィスとしての役割をより明確化し、運用業務をつかさどるフロントオフィスに対する牽制機能を更に強化することを目的（後述）とするものである。初代の運用リスク管理室長（部長待遇）には、金融機関からの出向者を配置した。

(c) 内部職員の人材育成

報告書への対応による新たな取組みに当たっては、資産運用等に係る専門的な知識や経験が必要であるが、当面の取組みは1年を目途に進めていくため、即効性のある人材の確保が必要となることから、外部の専門人材を出向等により受け入れる方針としたところである。

一方、新たな取組みを将来にわたり持続的に運営していくこと及びその経験を生かし更なる発展をめざしていくためには、連合会内部職員の知識の向上、経験の積み重ねによるノウハウの蓄積を行っていく必要があるため、専門人材の受入れと並行して内部職員の人材育成を行っていくこととした。

人材育成の対象は、新規採用職員を含めた中堅層までの職員を中心として行うこととし、資産運用に関する学術的な知識を習得するための資格取得及び大学院受講、実務経験をするための関係機関への出向を実施した。その結果、令和6年3月末までの間に、日本証券アナリスト協会認定アナリスト取得4人、CFA協会認定証券アナリスト（Chartered Financial Analyst）取得1人、大学院修士課程修了3人（ファイナンス2人、法務1人）が学術的な資格等を取得したほか、実務における人材開発を目的とした関係機関への出向により、8人（GPIF4人、財務省理財局3人、財務省主計局1人）の人材育成を実施した。

資産運用における経済・金融に関する情報や技術等については、グローバルな視点によるものが多いことから、金融リテラシーの普及を推進し、資産運用においても先進的な取組みに力を注いでいる海外の状況を学ぶため、平成29年10月に、米国最大の運用資金規模であるカリフォルニア州職員退職年金基金（CalPERS（The California Public Employees' Retirement System））、同第2位のカルフォルニア州教職員退職年金基金（CalSTRS（California State Teachers' Retirement System））の年次フォーラムに3人（うち2人は人材育成対象者）を派遣した。派遣先では、米国及び先進各国における運用状況、新たな運用手法や分析システム等の先進技術の開発等に関する情報収集を行うとともに、委託を行っている外資系運用会社の本拠地を訪問し、当会の運用を実際に担当するファンドマネージャー、アナリスト等と直接対話する形でのミーティングを初めて実施した。

また、1人の職員が研究したテーマを論文にまとめ公益社団法人日本証券アナリスト協会に投稿した結果、令和6年5月に「証券アナリストジャーナル賞」を受賞した。同賞は、高度な学術的知見を有する専門家が毎年多数の研究論文を投稿するなかから選ばれるものであり、選考結果が日本経済新聞にも掲載さ

れる栄誉ある賞となっている。

なお、若手職員の人材育成計画においては、金融庁からの出向者全員が有識者会議報告書の趣旨を十分理解した上、連合会の状況や方針等を踏まえ積極的な協力を得たことにより育成計画以上に進捗し、初めての試みである関係機関への出向も円滑に行うことができ、その多大なる貢献による成果は計画を大きく上回る結果となり、同庁には大変感謝している（同庁からの出向は令和5年度末も継続している）。

（d）運用リスク管理体制の構築

ⅰ）業務運営の基本的な方針

新たな取組みにおいては、デフレから脱却し適度なインフレ環境への移行をめざす政府の方針に対応するため、従来の国債を中心とした基本ポートフォリオから株式等のリスク性資産への配分を増やすための見直しを行うこと、投資対象の多様化を図ることなど、相対的に市場リスクが高まる方向となった。これを受け、運用に係る各種リスクについて、より高度で詳細な分析を専門的に行い、受益者（組合員等）へ説明していくことが重要な課題であると認識し、運用の高度化と並行してリスク管理等のガバナンス体制の構築を進めることとした。

また、リスク性資産の大幅な増加に伴い、資産運用委員会から運用体制及びリスク管理体制の強化・充実が要請されるとともに、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会及び運営審議会においても組合員を代表する委員からリスク管理の強化の要望を受けていることから、受託者責任を果たすための取組みの強化に努めていくこととした。

そのため、リスク管理に特化した新たな部署として、平成27年度に資金運用部運用リスク管理担当室を設置するとともに、民間金融機関においてリスク管理に精通した者を専門人材として受け入れ、運用リスク管理体制の構築を開始した。さらに平成28年度には、運用リスク管理業務を資金運用部から切り離し、部相当に格上げした運用リスク管理室を創設し、ミドルオフィスとしての役割をより明確化することで、フロントオフィスである資金運用部への牽制機能を強化することとした。

業務運営については、資産運用において最も重要な「投資哲学」（運用の目標）に対応した「運用リスク管理方針」及び同方針に基づく具体的な業務内容を「運用リスク管理要領」（内規）として平成28年4月1日に制定した。

主な業務は、グローバルにおけるマクロ指標、マーケット状況及びイベント等の情報収集、運用状況に関する定量スクリーニング及び分析並びに経済、マーケット及び政治等に関するエコノミスト及びストラテジスト等の専門家による見通しのヒアリングを基本とし、資金運用部における業務の確認、支援等を随時、連携して行うこととした。また、リスクイベントが発生した場合には、これらの業務の頻度を高め、より多くの情報収集を行い、それらの情報及び分析結果を資金運用部と共有するとともに、対策を講じる場合においては同部と連携して対応することとしている。

ⅱ）定量スクリーニングの開発

定量スクリーニングは、「運用状況の健康診断」であり、運用リスク管理要領に定められた「運用リスク管理項目」の各項目について定量分析を月次で行い、管理運用方針で定められている基準やルールとの乖離状況の確認、各項目の相互関係等についての要因分析を行うものである。

分析においては、リスクを「市場リスク」「信用リスク」及び「流動性リスク」の三つに区分し、それぞれの区分に分析項目を定め、運用会社等で一般的に行っている手法を用いて計算を行うほか、リスク管理モデルによるファクター分析を併せて行うこととしている。当該リスク管理モデルについては、世界の運用会社におけるリスク管理で最も普及している米国MSCI社（旧Barra社）が開発したリスク分析モデル（Barra-One）を導入し行っている。

このリスク分析モデルは、収益率の変動を複数のファクターとそれぞれのファクターに対する感応度で説明するマルチ・ファクター・モデル（統計的モデル）であるが、稼働に当たっては高度な専門知識を必要とすることから、専門人材の支援を受け、操作法から資料作成までの作業プロセスを構築した。

なお、定量スクリーニングについては、データ収集、分析及び資料作成までの一連の作業について定常業務化するに至ったが、その後、メンテナンスや改良のほか、新たな分析手法の開発を行っていくことが想定されるため、内部職員の専門知識の高度化等を踏まえた人材育成の観点から、当該業務の内製化に取り組んだ結果、複数の職員がリスク分析モデルを使い熟（こな）せる状況となった。そこで分析項目の拡張や多様な説明資料の作成など、更なる高度化をめざすこととし、令和5年度に新たなリスク分析モデルを導入し、1年の検証期間後、令和6年度から稼働することとした。

新たなリスク分析モデルは、米国の運用会社であるブラックロック社が、同社グループ内に独立した事業部として設立したブラックロック・ソリューションズにおいて、創業当初から自社開発してきたAladdinシステムを活用し、資産運用リスク・マネジメント及びベスト・プラクティスの知見を加えた高付加価値サービスを提供するものであり、運用業務プロセスを包括的にサポートするプラットフォームとなっている。また、同社は、プラットフォームの導入・運営に必要なシステム構築、保守管理及び業務プロセスの導入、導入後のリレーションシップ・マネジメント等に至るまで包括的なサービスを提供する。

Aladdinシステムは、リスクシナリオ機能が提供されており、独自に想定する経済や金融等の見通しによるシナリオを作成できることから、連合会の運用方針、運用状況等を踏まえたフォワード・ルッキングなリスク分析が可能となる。また、多様なレポーティング機能が搭載されており、会議の内容や説明レベル等の目的に応じ様々な資料を作成できる汎用機能が提供されている。

ⅲ）資産運用に係るガバナンス体制の構築

厚生年金保険給付積立金、経過的長期給付積立金及び退職等年金給付積立金（以下「各年金積立金」という）の管理及び運用について、法令等に基づき適確に実施すべく、各年金積立金の運用リスクを適宜適切に管理することを目的として「運用リスク管理委員会」を平成28年4月に設置し、資産運用に係るガバナンス（内部統制）体制の強化を図ることとした。

同委員会は、運用リスク管理委員会設置要綱に基づき、理事長を委員長とし、委員は資金運用担当常務（専務）理事、運用リスク管理担当常務（専務）理事、年金企画担当常務理事、資金運用部長、運用リスク管理室長で

構成される。定例会議は各四半期に運用リスク管理の状況等に関する事項を議案として開催し、その他必要に応じて随時開催することとしている。なお、同委員会の議事内容等については、資産運用委員会に適宜報告し、意見・助言を受けることとしている。

また、運用リスク管理業務を効率的かつ機動的に運営することを目的として、運用リスク検討会議を平成28年10月に設置し、毎月定時開催することとした。同会議は、運用リスク管理担当常務（専務）理事、運用リスク管理室長、資金運用部長のほか、資金運用部及び運用リスク管理室の次長及び課長で構成する。議事は、毎月の定量スクリーニング、市場動向等について報告を行い、運用リスク管理室と資金運用部における情報共有などの連携を図ることを目的とした会議体である。

(e) 資産運用委員会の機能拡充

ガバナンス体制強化の一環として、管理運用の方針、基本ポートフォリオ等の積立金の管理及び運用に関する重要事項の策定及び改定等について意見を聴き、又は助言を受けるため、連合会理事長の諮問機関として設置している資産運用委員会について、委員及び開催頻度を増やし、同委員会の機能拡充を図ることとした。

委員数は、資産運用委員会設置要綱において4人と定めていたものを平成29年4月に6人に増員する改正を行い、新たな任期となる同年7月に6人の委員を委嘱した。開催頻度については、同要綱において毎年度2回の定時開催と定めていたものを「毎年度の事業計画、決算及び四半期状況を議案として定時開催」に改め、毎年度4回以上定時開催することとした。

なお、委員数については、公的年金の積立金運用に関し更に幅広い分野の専門家からの意見等を聴き、運用手法等の高度化を図るための拡充を進めていくこととし、令和元年7月に年金財政の専門家（アクチュアリー）であり、厚生労働省の審議会等の委員も務める2人を委嘱し、合計8人の委員体制とした。

(f) 新たな運用手法等の導入（連合会独自の創意工夫）

有識者会議報告書においては、「GPIF等については、新たな運用対象を追加することにより、運用対象の多様化を図り、分散投資を進めることを検討すべきである」、また「制度三共済などは、GPIF改革の工程表を参考に、それぞれの規模及び性格に応じて、運用及びリスク管理の見直しをできる限り迅速に進めることが求められる」こととされており、連合会においては、連合会の規模及び性格に応じた「独自の創意工夫」をもって対応することとした。

i）外国債券の自家運用（インハウス運用）の導入

一元化以前における投資対象資産は、国共済法施行令に規定されており、そのなかで有価証券については同施行規則において「元本が本邦通貨で支払われるものに限る」ことと定められていたため、外国通貨で運用する場合には「信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託」（委託運用）により行うこととされていた。

一方、一元化以降における管理運用主体（以下「主体」という）の積立金の管理・運用に関する法令は、厚生年金保険法が共通して適用されることとなったが、投資対象資産については三共済の個別事情を考慮し、年金積立金管理運用独立行政法人法第21条に統一しながら、個別事情を加える形で各主体の法令のなかで規定されることとなり、同条第1項第1号（国共済法においては施行令第9条の3第1項第1号イ）に定める有価証券（金融商品取引法第2条に定める有価証券）には、外国又は外国の者の発行する証券が規定されている。これにより、一元化以降については、外国通貨による外国債券の自家運用が可能となったため、新たな取組みとして外国債券の一部をインハウス運用により行うこととした。

三共済の運用においては、共済組合の業務として保険料の収納、年金の支払いなどの年金保険者としての役割（厚生年金は日本年金機構）があり、「年金給付を確実に行う」ことが求められていること、国共済の年金財政は他の保険者に比べ成熟度が高く、リスク許容度が相当低い状態であるため、従来の基本ポートフォリオは国内債券（安全資産）の比率が高いものとなっていた。しかしながら、一元化を見据えた有識者会議報告書への対応において、国内債券の比率を大幅に引き下げ、他の三資産の比率を高めた基本ポートフォリオに見直しを行うこととしたものの、一元化以降においても保険者の役割は継続されること、年金財政では積立金の取り崩しが他の三主体より早期に見込まれていることから、国内債券の役割を維持するための工夫が必要と考え、その役割の一部を外国債券で補うこととしインハウス運用を導入した。

同運用のポートフォリオ構築については、前述のとおり外部の専門家を出向により受け入れ、その支援を受けながら進めることとし、まずは運用において最も重要となる投資哲学を明文化した「外国債券インハウス運用の実施方針」を平成27年12月8日に制定した（表43）。

同方針においては、「年金給付等に必要となる流動性の確保や運用の効率性」を運用の基本的な考え方とし、参照ベンチマークのなかで特に流動性の高い国や通貨を対象としたカスタムベンチマークを運用ベンチマークとして、バイアンドホールドを基本としつつ中長期的なリターンの確保をめざすためのパッシブ運用を行うこととしている。

実際のオペレーションについては、月々の投資計画に基づいた投資額をリスク分析モデルを用いて、運用ベンチマークとの推定トラッキングエラーを最小化するための最適化計算等を行い、その結果に従って投資対象国への配分額を決定し、それぞれの外国債券及び通貨のトレーディングを行う仕組みとした。

オペレーション業務においては、ブローカーとリアルタイムで口頭によるトレーディングを行うため、円滑で正確な対応が求められることから、トレーディング専用のディーリングフォンを導入したほか、それらの多岐にわたる一連の業務を「外国債券自家運用マニュアル」として取りまとめ、運用機関並みの業務を内部職員だけでも確実に実行することができる仕組みを創り上げるまでに至った。

外債インハウスを導入したことによる効果については、「中長期的な年金支払資金の確保を補完」「運用機関の既成プロダクトにはない、連合会が求める運用手法をオリジナルで開発」「インハウス運用により運用報酬等のコストを削減」「委託運用で行っているセキュリティーズ・レンディング（証券の貸付）のノウハウを活用し追加収益を獲得」な

表43　外国債券インハウス運用の実施方針（概要）

外国債券インハウス運用の実施方針（概要）

○運用資産・スタイル・目標
日本を除く先進国の国債を投資対象とし、グローバルな外国債券のβを効率的に獲得することを目指す運用とする。
○参照ベンチマーク
厚生年金保険給付積立金の管理運用の方針の定めるベンチマーク：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
○投資対象国及び通貨
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の構成国及び通貨を投資ユニバースとする。
○運用の基本的な考え方
・インハウス運用の役割を踏まえ、年金給付等に必要な流動性の確保や運用の効率性に十分配慮した運用を行う。
なお、流動性の確保及び外国債券のβの効率的な獲得の観点から、投資対象国及び通貨を絞り込んだ（中略）カスタムベンチマークを運用ベンチマークとする。
・バイアンドホールドを基本としつつ、中長期的なリターンの確保を目指す。
・運用ベンチマークについては、参照ベンチマークに対するリスク・リターン等のモニタリングを定期的に行い、参照ベンチマークに対する有効性・妥当性が認められないと判断された場合は、運用ベンチマークの変更を検討する。

（注）基本ポートフォリオを構成する各資産の役割については、本来の分散投資効果のほか、債券は、償還年限及び利率があらかじめ決まっており回収確実性も高いことから、中長期的な年金支払資金を確保するためのラダー型ポートフォリオを構築すること、株式については、高い期待収益率により目標運用利回りを上回る運用成果をめざすことである。それぞれの運用手法については、株式は、専門性及びリスクが高いことから専門の運用機関に委託し、長期的な視点により最も効率的な投資となるフルインベストメント（資金移動や現金比率を最小限に抑えること）による運用、債券については、連合会の都合により機動的な資金管理を実現するため自らが運用者となるインハウス運用を行っている。

どが挙げられる。また、関係者が一丸となって取組み内製化を果たせるまでに至ったことは、内部職員の専門性の高い知識や経験の習得、運用組織の強化が図られ大きな収穫になった。この運用は管理運用主体の4団体のなかで唯一の取組みであり、連合会独自の創意工夫として個別の課題に有効に機能するものと考えられた。

しかしながら、委託運用との効率性等の観点から、委託運用によるアクティブ運用を拡大する方針に変更し、令和4年4月1日に外債インハウスを廃止した。

ii）マネージャーストラクチャーの再構築（第4次）

最適な運用マネージャーの組合せを実現するため、第4次マネージャーストラクチャー（以下「MS」という。表44）の再構築について、外国債券、外国株式及び国内株式を対象とし、基本ポートフォリオの見直しによる各資産の構成割合の拡大を踏まえ、平成27年9月から令和元年7月までの間において順次実施した（外国債券については、初回となるが、再構築した内容及び時期が新たな取組みの対象となることから、第4次に含めている）。

また、従来のMSにおけるアクティブ運用の入替えにおいては、既存ファンドの3年から5年間における定量、定性の両面による総合評価と同時に、新たな募集を行い、前回MS以降に成績不冴えにより解約して減少した分を補うことに加え、既存ファンドと同じ運用スタイルで更に良好な成績を上げているもの及び新たな運用戦略により分散投資効果等の運用効率の向上が期待できると考えられるプロダクトを選定し、入替え方式で実施し

表44　第4次マネージャーストラクチャー（MS）の概要

資産区分	コンセプト	選定内容
外国債券	・従来の外国債券は、世界主要国の国債を投資対象として、シティ（現在はFTSE）世界国債インデックス（WGBI：Citigroup World Government Bond Index）をベンチマーク（以下「BM」という）としたパッシブ運用だけであったが、「運用対象資産の拡充」を踏まえ、新興国債券及び投資適格社債も対象に加え、国や金利等の選別、社債の銘柄選定等により利回りの向上をめざすアクティブ運用を導入する ・新興国（EM）債券は、高い利回り水準が魅力的であり、同国特化型の採用も検討したが、対BMの収益率が他の戦略に比べ相対的に不安定であること及びEMにおける足元の景気が低迷基調であること等から、今次については特化型を対象とすることは見送ることとし、EMへの配分を戦略のなかに含むプロダクトを採用することにより、運用受託機関の投資判断に基づき、それらの情勢を踏まえた機動的な戦略に期待することとした	・選定経過 H27．9　募集要項を連合会HPに掲載 10　応募受付（37社66商品） H27.11～H28．3　書類審査、面接審査 H28．3　採用決定（7社8商品） ・採用ファンドの特徴 国債（WGBI）3ファンド、総合（BGA）4ファンド及び社債特化（BGA-G）1ファンド、合計8ファンドを採用。 特性としては、相対的に安定した超過収益の獲得が見込める（振れ幅の大きくない）ものを対象として、国債、社債等に分散投資する観点を重視 （注）ベンチマーク ・WGBI　シティ世界国債 ・BGA　バークレイズグローバル総合 ・BGA-G　バークレイズグローバル総合社債
外国株式	・前回MSの基本的な考え方を維持しつつ、スタイルバイアス（バリュー）の補正による、リスク（TE）の低減、超過収益の改善により、投資効率の改善をめざす ・市場全体が下落した際に、下値抵抗を発揮し、複利効果によって中長期的な超過収益の獲得をめざし、低ベータ、高クオリティファクターのエクスポージャーを取得 ・高い収益率を期待し、TEを上昇させ、グロース、モメンタムファクターのエクスポージャーをプラスに転化 ・さらに、投資対象の拡充として、EMファンドを追加 ・リスク分析ツール（Barra-One）の導入により、これらの分析を精緻化し、コンセプトに従った、最適なアクティブ・ポートフォリオを構築 ・新規採用するファンドは、新たに導入したエントリー・プールから選定し、業務を効率化	・選定経過 H30.10　エントリー・プールより新たに4社4ファンドを採用（既存1ファンドを解約） ※その後、成績不冴えの1ファンドと、新規2ファンドの入替えをエントリー制を活用し、機動的に実施 ・採用ファンドの特徴 コンセプトのとおり、スタイルバイアスの補正として1ファンド、高い収益率を期待するグロース型を1ファンド及び投資対象の拡充としてEM特化型を2ファンド、合計4ファンドを採用
国内株式	・前回のMS以降の運用状況は、おおむね良好であったことから、今回も引き続き、一定のリスクの範囲内でより高い超過収益の獲得をめざす ・ただし、超過収益獲得の機会を逸したファンドも一部存在していることから、入替えを検討（前回のMS実施時点で19ファンドを採用したが、その後、成績不冴えの4ファンドを解約） ・リスクを一定の範囲内にコントロールするため、リスク分析ツールによる定量分析を行い、資金配分によるリスクコントロールを行うとともに、超過収益獲得の確信度が高いファンドへ資金を追加し、超過収益率及びIR（Information Ratio）の向上を企図	・選定経過 R元．7　今回MSで7ファンドを解約したことにより、前回MSから合計で11ファンド減少したため、新たに10ファンドを採用 ・採用ファンドの特徴 前回MS時の19ファンドから、解約により11ファンドが減少したため、各スタイルのバランスに偏りが生じているため、スタイルバランスを補正

ていた。当該業務は一時に大量の応募数のなかから選定を行うため多大な労力を要していた一方、解約による減少分の追加や運用環境に合わせた組替えを機動的に行うことができないものとなっていた。

そのため、今次のMSにおいて、新たに「マネージャー・エントリー制」を導入し、業務の効率を図るとともに、資産ごとの運用スタイル・手法の分散を勘案し、最適なファンドの組合せを機動的に選定できる仕組みを構築することとした。

マネージャー・エントリー制は、連合会のエントリー基準に従って、運用受託機関が登録した運用プロダクトをエントリー・プールとして構築し、連合会が必要に応じて、当該プールのなかから最適と考えられるプロダクトをピックアップし、書面及び面接審査等を通じて個別評価及び相対評価等を行い、MS案を作成するプロセスとなっている。

エントリーされたプロダクトについては、月次のリターン、月末時点の資産残高等のプロダクトに関する情報を指定する形式のフォーマットにより提供し、登録データを定期的に更新している。

他方、連合会においては、MSの高度化を図るための新たな取組みとして、MSに特化した専門のコンサルティングを採用し分析及び専門家の知見による意見を聴くこととした。また、連合会内部における分析手法の高度化として、米国Barra社（現MSCI社）が開発したリスク分析ツール(注)を活用し、多角的な視点により個々のファンドを評価するとともに、それらを合成し最適な組合せによるMSの再構築を実現することとした。

従来の選定プロセスにおいては、運用スタイルごとに定量的評価によるスクリーニングを行い、上位者を対象としてそれぞれの特性等について定性的評価を加え、採用候補を選定し、各スタイルのファンド数及び資金配分額に大きな偏りが生じないことを視覚的な判断だけで決定していた。このリスク分析モデルによる最適化手法の導入により、高度な専門技術による判断が可能となり、説明力が向上するとともに担当者の専門知識等のノウハウも蓄積され委託運用に対する管理運用体制の強化につながることとなり、パッシブコア・アクティブサテライト方式による運用戦略を開始して以来の大きな進歩となった。

（注）株式や債券などのリターンの形成要因について、複数のファクター（企業の財務指標、マクロ指標、マーケット内部の指標などの資産価格決定要因）により表す統計的モデル（マルチファクター・モデル）である。
連合会が導入したBarraモデルは、運用機関をはじめとする世界中の金融機関で普及している代表的なリスク管理ツールである。

第2　被用者年金制度一元化以降の年金積立金の管理及び運用

被用者年金制度一元化（以下「一元化」という）は、厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとなり、共済年金の2階部分は厚生年金に統一されることから、厚生年金保険給付積立金（以下「厚年積立金」という）の管理及び運用については、共済年金の積立金を厚生年金保険事業の共通財源として一体性を確保しつつ行うこととなった。

そのため、実施機関である三共済においては、厚生年金保険法等の定めに従い、共済年金の積立金のうち、厚生年金の積立金の水準に見合った額を厚生年金の実施機関積立金として仕分け、残る部分については、共済年金の3階部分にあたる職域部分に係る国の組合の経過的長期給付積立金（以下「旧3階積立金」という）として管理及び運用を行うこととなった。

また、職域部分については、一元化の施行に伴い廃止され、新たな公務員制度として年金払い退職給付が創設されたことから、同給付に係る退職等年金給付積立金（以下「新3階積立金」という）の管理及び運用を新たに行うこととなった。

これにより、一元化以降は、年金制度、財政及び運用方針の異なる三つの積立金について、管理及び運用を行うこととなった。

なお、廃止される職域部分の支払いについては、保険料の拠出がないため、積立金を財源に充てることとなったが、国共済の旧３階積立金は早期にゼロとなることが見込まれ、その後については地共済との財政調整が発動され、国共済の職域部分は地共済の旧３階積立金からの拠出金で賄われることとなる。また、当該拠出金見合いの額を国共済の厚年積立金から地共済の厚年積立金へ拠出することにより、公務員共済全体で公的年金部分の財政調整を行うこととなった。したがって、国共済の厚年積立金の運用においては、地共済へ拠出するための資金を確保することが別途求められることとなった。

1　各年金積立金の管理及び運用に関する法令

一元化後における各年金積立金の管理及び運用に関する法令については、厚年積立金は、厚生年金保険法（以下「厚年法」という）の規定を基本とし、各共済組合の事情が含まれる事項については共済各法施行令及び施行規則等で個別に規定されている（表45）。

新旧3階積立金の管理及び運用に関する法令ついては、厚年法に準拠する形で共済各法の中で規定されている。国共済の厚年積立金及び新3階積立金の取扱いについては、国共済法第35条の2（積立金の積立て）の規定において、国共済法施行令第9条の定めに従い、積み立てなければならないことと規定されている。

(1) 厚年積立金の管理及び運用に関する法令

厚年積立金は、厚年法第79条の2において「運用の目的」が定められ、第79条の3から第79条の14においては、その目的を達成するための「積立金基本指針、積立金の資産の構成の目標及び管理運用の方針に関する事項」とともに、その結果について、「管理及び運用の状況に関する公表及び評価」等が規定されている(注)。

また、上記に基づく管理及び運用を行うための運用対象については、国共済法施行令第9条の3において規定されており、同条第1項第10号では連合会に限られた「財政融資資金への預託」が規定されている。

なお、運用対象については、厚年法第79条の3第3項において、「実施機関積立金の一部については、共済各法の目的に沿って運用することができる」こととされ、その場合における厚年法第79条の2に定められる「専ら厚生年金保険」とあるのは、「厚生年金保険」とすると規定され、厚年法に対する忠実義務違反を回避する措置が講じられている。

（注）厚年法改正法附則（平成24年法律第63号）第28条においては、一元化の施行日前においても積立金基本指針、資産の構成の目標及び管理運用の方針を公表することができるものと規定されている。

表45　厚年積立金の管理及び運用に関する法令

国家公務員共済組合法

（積立金の積立て）

第35条の2　連合会は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第79条の2に規定する実施機関積立金として厚生年金保険給付積立金を積み立てるとともに、退職等年金給付積立金を積み立てなければならない。

厚生年金保険法

（運用の目的）

第79条の2　積立金（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下この章において「特別会計積立金」という。）及び実施機関（厚生労働大臣を除く。次条第3項において同じ。）の積立金のうち厚生年金保険事業（基礎年金拠出金の納付を含む。）に係る部分に相当する部分として政令で定める部分（以下「実施機関積立金」という。）をいう。以下この章において同じ。）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

（積立金の運用）

第79条の3　特別会計積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿つた運用に基づく納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、特別会計積立金を寄託することにより行うものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、財政融資資金に特別会計積立金を預託することができる。

3　実施機関積立金の運用は、前条の目的に沿つて、実施機関が行うものとする。ただし、実施機関積立金の一部については、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（以下「共済各法」という。）の目的に沿つて運用することができるものとし、この場合における同条の規定の適用については、同条中「専ら厚生年金保険」とあるのは、「厚生年金保険」とする。

（積立金基本指針）

第79条の4　主務大臣は、積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（以下「積立金基本指針」という。）を定めるものとする。

2　積立金基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1）積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

2）積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項

3）積立金の管理及び運用に関し管理運用主体（年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が遵守すべき基本的な事項

4）その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

3　主務大臣は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、積立金基本指針に検討を加え、必要に応じ、これを変更するものとする。

4　積立金基本指針を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針の案又はその変更の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

5　財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、積立金基本指針の変更の案の作成を求めることができる。

6　主務大臣は、積立金基本指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

（積立金の資産の構成の目標）

第79条の5　管理運用主体は、積立金基本指針に適合するよう、共同して、次条第1項に規定する管理運用の方針において同条第2項第3号の資産の構成を定めるに当たつて参酌すべき積立金の資産の構成の目標を定めなければならない。

2　管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、共同して、前項に規定する積立金の資産の構成の目標に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。

3　管理運用主体は、第1項に規定する積立金の資産の構成の目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、共同して、これを公表するとともに、主務大臣に送付しなければならない。

4　主務大臣は、第1項に規定する積立金の資産の構成の目標が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、管理運用主体に対し、当該目標の変更を命ずることができる。

5　前項の規定による命令をしようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合するよう変更させるべき内容の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

（管理運用の方針）

第79条の6　管理運用主体は、その管理する積立金（地方公務員共済組合連合会にあつては、地方公務員共済組合連合会が運用状況を管理する実施機関の実施機関積立金を含む。以下この章において「管理積立金」という。）の管理及び運用（地方公務員共済組合連合会にあつては、管理積立金の運用状況の管理を含む。以下この章において同じ。）を適切に行うため、積立金基本指針に適合するように、かつ、前条第一項に規定する積立金の資産の構成の目標に即して、管理及び運用の方針（以下この章において「管理運用の方針」という。）を定めなければならない。

2　管理運用の方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1）管理積立金の管理及び運用の基本的な方針

2）管理積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

3）管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

4）その他管理積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

3　管理運用主体は、積立金基本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、管理運用の方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。

4　管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該管理運用主体を所管する大臣（以下この章並びに第100条の3の3第2項第1号及び第3項において「所管大臣」という。）の承認を得なければならない。

5　管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　管理運用主体は、積立金基本指針及び管理運用の方針に従つて管理積立金の管理及び運用を行わなければならない。

7　所管大臣は、その所管する管理運用主体の管理運用の方針が積立金基本指針に適合しなくなつたと認めるときは、当該管理運用主体に対し、その管理運用の方針の変更を命ずることができる。

（管理運用主体に対する措置命令）

第79条の7　所管大臣は、その所管する管理運用主体が、管理積立金の管理及び運用に係る業務に関しこの法律の規定若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が、積立金基本指針若しくは当該管理運用主体の管理運用の方針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置又は当該管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針若しくは当該管理運用の方針に適合させるために必要な措置をとることを命ずることができる。

（管理積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価）

第79条の8　管理運用主体は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の主務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表するとともに、所管大臣に送付しなければならない。

2　所管大臣は、その所管する管理運用主体の業務概況書の送付を受けたときは、速やかに、当該管理運用主体について、管理積立金の管理及び運用の状況（第79条の3第3項ただし書の規定による運用の状況を含む。）その他の管理積立金の管理及び運用に関する主務省令で定める事項について評価を行い、その結果を公表するものとする。

3　所管大臣は、第1項の規定による業務概況書の送付を受けたときは、前項の規定による評価の結果を添えて、当該業務概況書を主務大臣に送付するものとする。

4　年金積立金管理運用独立行政法人について第1項の規定を適用する場合においては、同項中「決算完結後」とあるのは、「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の提出後」とする。

（積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価）

第79条の9　主務大臣は、毎年度、主務省令で定めるところにより、積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額、積立金の運用の状況の評価その他の積立金の管理及び運用に関する事項を記載した報告書を作成し、これを公表するものとする。

2　前項の報告書を作成しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、その案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3　主務大臣は、第1項の報告書における評価の結果に基づき、管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体の所管大臣に対し、当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。

4　前項の規定による措置を求めようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合させるために必要な措置の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

（運用職員の責務）

第79条の10　積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省、財務省、総務省及び文部科学省の職員（政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。）は、積立金の運用の目的に沿つて、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

（秘密保持義務）

第79条の11　運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（懲戒処分）

第79条の12　運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、その職員の任命権者は、その職員に対し国家公務員法（昭和22年法律第120号）に基づく懲戒処分をしなければならない。

（年金積立金管理運用独立行政法人法等との関係）

第79条の13　積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）の定めるところによる。

（政令への委任）

第79条の14　この章に定めるもののほか、積立金の運用に関し必要な事項は、政令で定める。

（主務大臣等）

第100条の3の3　第4章の2及び第3項における主務大臣は、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣とする。

2　この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣又は地方公務員等共済組合法第144条の29第1項の規定による主務大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。

1）第79条の8第1項及び第2項の主務省令　所管大臣の発する命令

2）第79条の9第1項の主務省令　厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣の発する命令

3　所管大臣は、前項第一号に掲げる主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議するものとする。

厚生年金保険法改正法附則（平成24年法律第63号）

（積立金基本指針等に関する経過措置）

第28条　主務大臣（改正後厚生年金保険法第100条の3の3第1項に規定する主務大臣をいう。）は、施行日前においても、改正後厚生年金保険法第79条の4の規定の例により、同条第1項に規定する積立金基本指針を定め、これを公表することができる。

2　管理運用主体（改正後厚生年金保険法第79条の4第2項第3号に規定する管理運用主体をいう。次項において同じ。）は、前項の規定により積立金基本指針が定められたときは、施行日前においても、改正後厚生年金保険法第79条の5の規定の例により、同条第1項に規定する資産の構成の目標を定め、これを公表することができる。

3　管理運用主体は、前項の規定により資産の構成の目標が定められたときは、施行日前においても、改正後厚生年金保険法第79条の6の規定の例により、同条第1項に規定する管理運用の方針を定め、これを公表することができる。

4　第1項の規定により定められた積立金基本指針、第2項の規定により定められた資産の構成の目標及び前項の規定により定められた管理運用の方針は、施行日においてそれぞれ改正後厚生年金保険法第79条の4、第79条の5及び第79条の6の規定により定められたものとみなす。

（2）新3階積立金の管理及び運用に関する法令

新3階積立金の管理及び運用に関する法令については、国共済法第35条の3から第35条の5、同法施行令第9条の2から第9条の4において、厚年法に準拠する内容が規定されている。

（3）旧3階積立金の管理及び運用に関する法令

旧3階積立金の管理及び運用に関する法令については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法第63号）附則（以下「国共済法改正法附則」又は「厚年法改正法附則」

という）第49条の2及び第49条の3、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（以下「一元化法経過政令」という）第143条から第145条の規程により、新3階積立金の管理及び運用に関する法令を準用することが定められている。

2　積立金基本指針の検討及び制定

（1）厚年積立金の管理及び運用

厚年積立金の管理及び運用については、厚年法第79条の4において、「主務大臣（注）は、積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（以下「積立金基本指針」という）を定めるものとする」と規定されており、次に掲げる事項を定めることとされている。

①積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

②積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項

③積立金の管理及び運用に関し管理運用主体（年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ）が遵守すべき基本的な事項

④その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

この積立金基本指針の策定に当たっては、厚生労働大臣があらかじめその案を作成し、他の主務大臣に協議することと定められていることから、厚生労働省において年金局長の検討会として、「積立金基本指針に関する検討会」が平成25年7月30日に設置され、有識者を参集し5回にわたり検討が行われ、平成26年3月31日に報告書が公表された。

同検討会の構成員は、各管理運用主体における資産運用委員会等の委員を有識者とし、管理運用主体を所管する省庁の担当課長等がオブザーバーとなっている。座長には、社会保障審議会年金部会委員、元GPIF運用委員会委員長として選出された米澤康博早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授が就任しているが、同教授は連合会の資産運用委員会の委員長代理も同時に務めていた。なお、連合会からの有識者は、年金業務懇談会の座長である山崎泰彦神奈川県立保健福祉大学名誉教授及び資産運用委員会の委員である臼杵政治名古屋市立大学大学院経済学研究科教授の2人が就任している。

報告書の概要は表46のとおりである。この報告書を受け、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」が、平成26年7月3日付けで、国務大臣（総務大臣臨時代理）、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣により告示された。その後、令和元年財政検証の経済前提によるモデルポートフォリオの見直しが行われたことに併せ、令和2年2月27日に改正されている。

（注）厚年法第100条の3の3　第4章の2及び第3項における主務大臣は、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣とする。

表46　「積立金基本指針に関する検討会報告書」の概要

「積立金基本指針に関する検討会報告書」の概要

①積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

・積立金の運用は、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営に資することを目的として行うものとすること。

・また、厚生年金保険事業の財政上の諸前提を踏まえ、保険給付等に必要となる流動性を確保しつつ、実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保するよう行うこと。

②積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項

・管理運用主体は、本指針に適合するよう、共同して積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）を定めること。その際、年金財政上の積立金等の見通しと整合的な形でリスクの検証を行うこと。

・財政検証を行う際に積立金の運用利回りとして示される実質的な運用利回りを長期的に確保する資産構成とすること。

・専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して定めるとともに、フォワードルッキング（先行きを見据えた）なリスク分析を行うこと。

・管理運用主体が定める基本ポートフォリオの関係も併せて検討し、厚生年金保険事業の共通財源として一体性を確保しつつ、自主性・創意工夫を発揮できるようなものとなるよう配慮すること。

・管理運用主体は、共同してモデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、変更しなければならないこと。また、定期的な検証の必要性について検討すること。

③積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

・本指針及び管理運用の方針に従って積立金の管理及び運用を行わなければならない。

・分散投資による運用管理を行うこと。

・各管理運用主体の資産の規模に応じ市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。

・民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株式等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則を踏まえた方針の策定・公表についても検討を行うこと。

・企業経営等に与える影響を考慮し、自家運用で株式運用を行う場合においては、個別銘柄の選択は行わないこと。

・予定運用利回りを確保することができるよう、運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化の取組を進めること。

・原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用し、アクティブ運用は超過収益の獲得を目指すこと。ただし、これまでの運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。

・株式運用においては、「ESG」への考慮を各管理運用主体で個別に検討すること。

（注）複数の事項に共通する項目は、後段において省略している。

（2）新旧3階積立金の管理及び運用

新3階積立金の管理及び運用における基本的な指針については、国共済法施行令第9条の2において「新3階積立金の管理及び運用に関する基本的な指針を定めることができる」ことと規定され、旧3階積立金については、一元化法経過措置政令第144条の規定により、新3階積立金の管理及び運用を準用することが定められている。

同指針の策定及び変更については、同条第2項おいて、財務大臣があらかじめ案を作成し、総務大臣に協議することと規定されている。なお、新3階積立金の管理及び運用に係る「退職等年金給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」は、平成27年9月30日（財計第2916号）、旧3階積立金も同日付（財計第2917号）で財務大臣通達が発出された。

3　積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）の制定

モデルポートフォリオは、厚年法第79条の5第1項において「管理運用主体は、積立金基本指針に適合するよう、共同して、（中略）定めること」と規定されている。また、積立金基本指針第2第4項においては、「管理運用主体は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、モデルポートフォリオを参酌して管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。その際、モデルポートフォリオの乖離許容幅の範囲内で基本ポートフォリオを定める等、管理運用主体が管理積立金の運用において、厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を確保しつつ、自主性及び創意工夫を発揮できるようなものとなるよう配慮すること」と定められている。

このため、管理運用主体が共同で定めるための検討の場として、「モデルポートフォリオに関する連絡会議」が平成26年5月15日に設置された。同会議においては、構成員は管理運用主体の担当部長等とし、庶務はGPIFで行うこととされた。

同会議における検討については、4回の会議が開催され議論がなされた結果、以下のモデルポートフォリオが決定され、平成27年3月20日に管理運用主体の4団体名で公表された。その検討においては、モデルポートフォリオ及び基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲が主な論点となったが、三共済からの共通した要望は、

①基本ポートフォリオを構成する4資産のほか、年金支払いのために短期資産を相当程度保有する必要があること

②現行の国内債券に比重がおかれた基本ポートフォリオから、リスク性資産の配分割合を高めていくための移行期間が必要であり、その期間は団体ごとに異なること

③①及び②の制約があるなかで、構成資産の割合が市場変動により変化した場合等のリバランスを想定しておく必要があること

であった。

これらの条件に対応するため、三共済は積立金基本指針で定められている「管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係性を併せて検討すること」及び「自主性及び創意工夫を発揮できるようなものとなるよう配慮すること」を踏まえ、少なくとも移行期間中については乖離許容幅を広めに設定する必要があるとの意見を申し入れた。これに対し、GPIFからは、乖離許容幅を広めに設定し、モデルポートフォリオの中央値から大きく乖離することになると、同基本指針に定められた「厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を確保しつつ」への対応が不十分となるとの懸念が示された。

これらの議論を踏まえ最終的に決定されたモデルポートフォリオは、表47のとおりであるが、GPIFと共済組合の異なる事情については、備考において各管理運用主体の責任において弾力的な対応がとれる仕組みとなった。

また、各管理運用主体は、長年行ってきた年金財政及び制度運営において、それぞれの事情で独自の対応をとらなければならないケースもあることも想定し、積立金基本指針において「厚生年金保険事業の共通財源として一体性を確保しつつ、自主性及び創意工夫を発揮できるようなものとなるよう配慮すること」と定められたことを資産運用委員会委員等の有識者から助言を受けた。

4　管理運用の方針の制定（基本ポートフォリオの策定を含む）

（1）厚年積立金の管理運用の方針

厚年積立金の管理運用の方針は、厚年法第79条の6第2項において、次に掲げる事項を定めるものと規定されている。

1）管理積立金の管理及び運用の基本的な方針
2）管理積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項
3）管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
4）その他管理積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

また同条第3項では積立金基本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、管理運用の方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないとされ、同条第４項及び第５項では管理運用の方針を定め、又は変更しようとするときは、「あらかじめ、当該管理運用主体を所管する大臣の

表47　モデルポートフォリオ（当初）

資　産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
モデルポートフォリオ	35%	25%	15%	25%
中央値範囲	上記±10%	±9%	±4%	±8%

（備考）
①この表の数値は、短期資産を含む管理積立金（法第79条の6第1項に規定する管理積立金をいう。以下同じ）全体に対する各資産の割合である。
②この表において「中央値範囲」とは、管理運用主体（法第79条の4第2項第3号に規定する管理運用主体をいう。）が管理積立金の運用において厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を確保する観点から定められた、基本ポートフォリオにおける各資産の中心値が含まれるべき範囲をいう。
③この表に掲げる資産（以下「伝統的4資産」という。）以外の資産は、リスク・リターン特性に応じて、伝統的4資産のいずれかに区分して管理するものとする。ただし、短期資産は、伝統的4資産とは別に区分して管理することができる。
④基本ポートフォリオにおいて短期資産の割合を定めるときは、この表の数値は、それぞれの数値に、1から短期資産の割合を控除した割合を乗じ、小数第一位を四捨五入した数値に読み替えることができるものとする。

承認を得なければならない」こと及び「遅滞なく、これを公表しなければならない」ことが併せて定められている。

なお、連合会においては、一元化に関する政省令が平成27年9月30日に施行されたことから、同年10月1日の一元化の施行に併せ管理運用の方針を制定し、そのなかの基本ポートフォリオについては、モデルポートフォリオを見据えて策定し、平成27年2月25日に改正したものが想定どおりの内容であったことから、継続して規定した。

その後、平成30年7月及び令和4年4月に一部改正を行ったほか、令和2年4月に基本ポートフォリオの見直しによる改正を実施している。

（2）新旧3階積立金の管理運用の方針

新3階積立金の管理運用の方針は、国共済法第35条の3において、厚年積立金の管理運用の方針に準拠する形で規定されており、旧3階積立金については国共済法改正法附則第49条の3において新3階積立金の管理運用の方針の規定を準用するとされている。

その後の改正については、厚年積立金の管理運用の方針と同様に実施している。

5　運用状況の公表及び評価

（1）管理積立金の管理及び運用の状況（所管大臣評価）

厚年積立金の管理及び運用の状況等に係る公表及び評価は厚年法第79条の8において、管理運用主体は「各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の主務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表するとともに、所管大臣に送付しなければならない」ことと定められ、所管大臣は、「速やかに、（中略）主務省令で定める事項について評価を行い、その結果を公表するものとする」、また「業務概況書の送付を受けたときは、前項の規定による評価の結果を添えて、当該業務概況書を主務大臣（厚生労働大臣）に送付するものとする」ことと規定されている。

国共済においては、法令に従い、毎年度、連合会が業務概況書を財務大臣あてに提出した後、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において連合会からその内容、財務省からそれに対する評価を説明し有識者の意見等を聴いた上で、財務大臣の評価が連合会理事長あてに通知される仕組みとなっている。新旧3階積立金の管理及び運用の状況等については、国共済法第35条の4の規定に従い、厚年積立金と同様の取扱いとされている。

なお、積立金の管理及び運用の状況については、同法で定められた業務概況書のほか、四半期ごとの状況についても公表しているところであるが、これはGPIFが独立行政法人として所管大臣から示された中期目標に従い策定された中期計画のなかで定められている事項であり、連合会においてもGPIFと同じ管理運用主体であることを踏まえ行っているものである。

（2）積立金の管理及び運用の状況（主務大臣評価）

主務大臣は、所管大臣から送付された厚年積立金の管理及び運用に係る業務概況書及び評価について、厚年法第79条の9において「積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額、積立金の運用の状況の評価その他の積立金の管理及び運用に関する事項を記載した報告書を作成し、これを公表するものとする」こと、報告書を作成しようとするときは、「あらかじめ、その案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする」ことと定められている。

また、同報告書における評価の結果に基づき、「管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体の所管大臣に対し、当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる」ことが併せて規定されている。

6　厚年積立金の仕分け

（1）関係法令

厚生年金保険事業に係る積立金については、国共済法第35条の2において「厚年法第79条の2に規定する実施機関積立金として厚生年金保険給付積立金を積み立てなければならない」と規定されている。

また、一元化施行日における実施機関積立金の当初額については、厚年法改正法附則（平成24年法律第63号）第27条（実施機関積立金の当初額）において規定され、当該当初額を仕分けた後に残る旧3階積立金については、国共済法改正法附則（平成24年法律第63号）第49条の4（国の組合の経過的長期給付積立金の当初額）において規定されている（表48）。

表48　厚年積立金の仕分けに関する法令

国家公務員共済組合法

（積立金の積立て）

第35条の2　連合会は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第79条の2に規定する実施機関積立金として厚生年金保険給付積立金を積み立てるとともに、退職等年金給付積立金を積み立てなければならない。

厚生年金保険法改正法附則（平成24年法律第63号）

（実施機関積立金の当初額）

第27条　各実施機関（改正後厚生年金保険法第79条の2に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）の積立金のうち、平成27年度の実施機関厚生年金保険事業費等（各実施機関に係る厚生年金保険法による保険給付に要する費用（改正後厚生年金保険法第84条の5第2項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分を含む。）及びこれに相当する給付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。次項において同じ。）の額に、平成27年度において厚生年金保険の実施者たる政府が負担すべき厚生年金保険法による保険給付に要する費用（同条第2項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分を含む。）及びこれに相当する給付に要する費用その他の政令で定める費用に対する平成26年度の末日における改正後厚生年金保険法第84条の6第4項第1号に規定する厚生年金勘定の積立金額の比率（次項において「政府積立比率」という。）を乗じて得た額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、それぞれ実施機関積立金（改正後厚生年金保険法第79条の2に規定する実施機関積立金をいう。次項において同じ。）として積み立てられたものとみなす。

2　［略］

国家公務員共済組合法改正法附則（平成24年法律第63号）

（国の組合の経過的長期給付積立金の当初額）

第49条の4　改正前国共済法第35条の2に規定する積立金のうち、その額から附則第27条第1項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、国の組合の経過的長期給付積立金として積み立てられたものとみなす。

（2）連合会における課題（仕分け後に残る旧3階積立金の額）

一元化への移行において年金積立金の運用における最大の課題は、「厚年積立金の仕分け」であった。それは、国共済の年金財政は、被用者年金制度のなかで最も成熟度が高い状況となっており、平成3年度から保険料等の収入だけでは年金給付費等の支出を賄えず運用収入の一部を充てる状況となり、平成20年度からは当期損益が赤字となったため積立金を取り崩して年金給付費等に充てることとなった。

そのため、国共済の積立比率[注1]は、地共済及び私学共済に比べ低い状況[注2]であったことから、積立金の仕分け後に旧3階積立金として残る部分は僅少（場合によっては、仕分けで厚年積立金が不足）となることが想定されていた。

さらに、平成27年1月中旬からの内外株式相場の急騰[注3]による積立金の拡大により、同年3月末日を基準として算定される政府積立比率が上昇し厚年積立金として仕分ける額が増加する見通しとなったが、国共済の内外株式の構成割合がGPIFより低い水準であったことから、株価上昇による政府積立比率の上昇ペースに劣後することとなり、その上昇分に充てるため旧3階積立金として残る分が減少していくことが懸念された。

旧3階積立金の額が少なくなることの問題は、以下のことが挙げられる。

①職域部分の支払い財源としての積立金の全額が早期に取り崩され地共済からの財政調整拠出金の受入れが早まること、また、公的年金の費用負担の平準化を図る観点から、地共済から受け入れた職域部分の拠出金と同額を2階部分の厚生年金において逆に国共済から地共済へ拠出する制度となっているため、厚生年金の積立金の減少時期が早まる可能性があり、前述の成熟度が高い状況に加え、年金財政及び運用に影響を与えること。

②貸付金及び投資不動産（以下「共済独自資産」という）を厚年積立金で保有しなければならなくなる可能性がある。その場合、モデルポートフォリオを構成する資産ではないこと、共済独自資産を厚年積立金で保有することについては厚年法から委任された国共済法施行令附則において「当分の間」と定められていること。

③厚年積立金で保有しなければならなくなった場合、厚生年金は旧年金福祉事業団における大規模年金保養基地（グリーンピア）問題を契機に福祉事業を全廃していること、地共済及び私学共済は共済独自資産は共済法の目的に沿った運用であることから旧3階積立金で保有する方向であることから、国共済だけが「厚生年金の共通財源」を国共済の組合員の利益のために使用することとなり批判を受けることが懸念されたこと。

また、共済独自資産を厚年積立金で保有しなければならなくなった場合には、同資産を時価評価する必要があるが、国共済法施行規則における会計基準では保有する資産は簿価（取得価額）の取扱いと定められていること及び市場性がない同資産を時価管理しなければならない、といった問題もあった。

この問題については、具体的な対応策がないまま、実際の積立金の仕分けを迎えることとなったが、結果としては、約7,000億円の積立金が旧3階積立金として残り、共済独自資産約2,600億円の全額を旧3階積立金で保有することができた。

ただし、職域部分の支払等に係る支出は、年間1,600億円程度と見込まれ、それによる減少で5年から6年程度でゼロとなることが想定されていたため、保有資産を早期に現金化することが必要であったが、貸付金は将来にわたり一定程度の残高で推移する見込みであること、市場売却ができないこと等が現金化への大きな課題となっていた。仮に共済独自資産の現金化ができなかった場合は、地共済からの財政調整拠出金を受けることができず（全ての資産残高がゼロになることが条件）、年金が支払えない状況に陥ることが懸念された。そのため、新3階積立金の運用において共済独自資産を運用対象として毎月の保険料収入で買い取ることにより現金化を図り、買取りが完了するまでの間は旧3階積立金との合同運用を行い、共済独自資産から生じる収益を分配することにより、新3階積立金の運用における目標運用利回りを確保しつつ、共済独自資産の現金化を行うこととした（後述）。

その結果、新3階積立金による買取りは令和4年3月に完了し、旧3階積立金の全ての資産を現金化することができた。なお、資産がゼロとなった時期は土地売却益の上振れなどにより一元化時点の想定より1年程度延び令和4年12月となった。

（注1）積立金の年金給付費等の支出に対する割合。
（注2）一元化の直近である平成26年度末の積立比率：国共済5.1倍、地共済9.4倍、私学共済8.9倍。
出所：厚生労働省HP　年金数理部会資料
（注3）平成27年の内外株価は、資源国経済やギリシャ政局に対する警戒感などから調整して始まったものの、1月のECBによる量的緩和策の導入決定を契機に株式相場が反転急上昇する状況となり、本邦では日経平均株価が1月初めから3月末で約14％上昇した。

（3）連合会における課題（財投預託金の時価評価）

実施機関積立金の当初額の算定は、財務省からの指示により対象とする資産を全て時価評価することとしたが、財投預託金については財投資金としての性格（途中解約は償還期日から繰り上げする期間までの利息の精算のほか手数料が必要となるため、満期償還が原則）及び市場性がなく時価が存在しないことから独自に時価を算出する必要があった。

そのため、財投預託金に限定した時価の算出方法を検討し、財務省と協議の上、厚生労働省年金局の了承を得て時価評価基準を策定した。時価評価基準の基本的な考え方は、財投預託金の利率が国債に連動して決定されることに鑑み、個々の財投預託金の償還日に最も近い前後二つの償還年限の国債の利回りから算出することとなった。

(4) 積立金の仕分けの結果

実施機関積立金の当初額の算定方法は厚年法改正法附則において規定されている。

具体的には、一元化前の厚生年金における積立比率（平成27年度に保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出〈以下「年金給付費等」という〉に対する平成26年度末の積立金の割合）に相当する額と定められている。

当該額の算定については、一元化の施行日である平成27年10月1日付で厚生年金保険事業を所管する厚生労働大臣から実施機関の所管大臣である財務大臣あてに通知された「概算政府積立比率、概算実施機関積立金の額及び確定実施機関積立金と概算実施機関積立金の差額を精算する際に用いる経過利息の利率」が財務大臣から連合会理事長あてに通知され、その後、平成27年度の年金給付費等の実績値による「政府積立比率、確定実施機関積立金の額及び概算実施機関積立金と確定実施機関積立金の差額（以下「精算額」という）並びにその差額の経過期間に係る利子相当額」が平成28年11月22日に厚生労働大臣から財務大臣あてに通知され、当該通知の報告が平成28年11月28日付で財務大臣から連合会理事長あてに通知された（表49）。

連合会においては、これらの通知に従い処理を行った結果、平成28年12月1日付で精算を実施し、法令で定められた積立金の仕分けを完了した（表50）。

(5) 積立金の仕分けの公表

積立金の仕分けの結果は、厚生労働省の第77回社会保障審議会年金数理部会（平成30年3月16日）において、「公的年金財政状況報告－平成28年度－」が厚生労働省年金局総務課首席年金数理官室から提出及び説明がなされ、その後、同省ホームページにて開示された。

なお、表51、表52は、同開示資料から作成したものである。

表49　通知等の内容

	通　知	内　容
概算 実施機関積立金	厚生労働省発年1001第28号 平成27年10月1日 厚生労働大臣　塩崎恭久 財務大臣　麻生太郎	・経過措置政令第112条第6項の規定により、同条第1項に規定する概算政府積立比率「4.88916032905574」 ・同項に規定する概算実施機関積立金の額「7,111,591,168,126円」
	厚生労働省発年1001第34号 平成27年10月1日	・経過措置政令第112条第4項に規定する厚生労働大臣が定める率「年0.4パーセント」
	財計第2945号平成27年10月1日（財務大臣→連合会理事長）	
確定 実施機関積立金	厚生労働省発年1122第38号 平成28年11月22日 厚生労働大臣　塩崎恭久 財務大臣　麻生太郎	・経過措置政令第112条第2項及び第3項の厚生労働大臣が定める日「平成28年12月1日」
	厚生労働省発年1122第41号 平成28年11月22日	・経過措置政令第112条第2項に規定する政府積立比率「5.15060551681370」 ・確定実施機関積立金の額「7,051,854,277,492円」 ・精算額　「59,736,890,634円」 ・利子額　「279,040,999円」
	財計第3938号、第3939号平成28年11月28日（財務大臣→連合会理事長）	

表50　厚生労働大臣からの通知の詳細

政府積立比率

	確定仕分け	概算仕分け
	（単位：円）	（単位：円）
①厚生年金の積立金額（平成26年度末）	164,829,805,865,079	164,843,221,111,958
＋厚生年金勘定の積立金（特別会計）	136,665,566,787,533	136,665,566,787,533
＋厚生年金基金最低責任準備金等	23,432,754,334,678	23,446,169,581,557
＋国庫負担繰延べ額	3,664,860,821,381	3,664,860,821,381
＋（独）福祉医療機構出資金	1,066,623,921,487	1,066,623,921,487

	確定仕分け（確定値ベース）	概算仕分け（予算ベース）
	（単位：円）	（単位：円）
②厚生年金保険事業費等（平成27年度）	32,002,024,873,970	33,716,059,613,000
＋保険給付費	23,273,397,630,342	24,342,399,674,000
＋代行相当給付費	1,619,349,113,170	1,786,756,191,000
－職域等費用納付金	125,239,873,759	125,278,066,000
－みなし基礎年金	751,274,561,112	814,206,428,000
－労働保険特別会計より受入	8,826,625,543	8,834,995,000
＋基礎年金拠出金	16,721,634,481,904	17,628,803,087,000
－国庫負担	8,838,464,919,235	9,215,426,317,000
基礎年金国庫	8,354,487,725,344	8,814,401,543,000
経過的国庫（36年前期間分）	479,885,400,065	396,780,250,000
国年嵩上げの4分の1	4,089,780,699	4,241,904,000
船保職務上給付分（戦時加算分）	2,013,127	2,620,000
＋事務費	111,449,628,203	121,846,467,000

③平成27年度政府積立金比率（①÷②）	5.15060551681370	4.88916032905574

実施機関積立金額

④実施機関厚生年金保険事業費等	確定仕分け	概算仕分け
国共済	1,369,131,115,647	1,454,562,888,000
地共済	3,944,135,647,603	4,101,837,944,000
私学共済	375,770,849,190	423,776,518,000

⑤実施機関積立金額（④×③）	確定仕分け	概算仕分け
国共済	7,051,854,277,492	7,111,591,168,126
地共済	20,314,686,825,605	20,054,543,352,020
私学共済	1,935,447,408,895	2,071,911,340,190

表51　被用者年金一元化法の施行に伴う積立金の精算

・精算を行う日：平成28年12月1日
・精算に伴う利子の利率：年0.4パーセント
・政府積立比率：5.15
（※概算政府積立比率：4.9）

	国共済	地共済	私学共済
①厚生年金積立金（概算）	71,116億円	200,545億円	20,719億円
②厚生年金積立金（確定）	70,519億円	203,147億円	19,354億円
③精算額（②−①）	△597億円	2,601億円	△1,365億円
④利子相当額	△3億円	12億円	△6億円
⑤合計（③+④）	△600億円	2,614億円	△1,371億円
（備　考）	厚年→旧3階	旧3階→厚年	厚年→旧3階

（注）四捨五入の関係で合計等が合わない場合がある。

（参考）
表52　被用者年金一元化に伴う積立金概算仕分け結果

国共済　（単位：億円）

	厚生年金経理			旧3階経理			合　計		
	簿価	評価損益	時価	簿価	評価損益	時価	簿価	評価損益	時価
国内債券	41,482	4,398	45,880	3,471	135	3,606	44,952	4,534	49,486
預託金	33,872	3,618	37,490	3,471	135	3,606	37,342	3,754	41,096
債　券	7,610	780	8,390	−	−	−	7,610	780	8,390
自家運用	7,610	780	8,390	−	−	−	7,610	780	8,390
委託運用	−	−	−	−	−	−	−	−	−
国内株式	8,799	1,570	10,368	−	−	−	8,799	1,570	10,368
外国債券	2,405	122	2,527	−	−	−	2,405	122	2,527
外国株式	8,150	2,007	10,157	−	−	−	8,150	2,007	10,157
短期資産	2,183	0	2,183	773	0	773	2,956	0	2,956
不動産	−	−	−	1,491	0	1,491	1,491	0	1,491
貸付金	−	−	−	1,141	0	1,141	1,141	0	1,141
合　計	63,019	8,097	71,116	6,876	135	7,011	69,894	8,233	78,127

（注）計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計とは合致しないものがある。

地共済　（単位：億円）

	厚生年金経理			旧3階経理			合　計		
	簿価	評価損益	時価	簿価	評価損益	時価	簿価	評価損益	時価
国内債券	100,361	4,209	104,570	99,969	5,570	105,540	200,330	9,780	210,110
預託金	−	−	−	−	−	−	−	−	-
債　券	100,361	4,209	104,570	99,969	5,570	105,540	200,330	9,780	210,110
自家運用	38,040	1,364	39,404	65,263	3,995	69,258	103,303	5,359	108,663
委託運用	62,321	2,845	65,166	34,706	1,575	36,281	97,027	4,420	101,447
国内株式	29,166	5,169	34,335	30,498	5,760	36,257	59,664	10,928	70,592
外国債券	19,581	1,362	20,943	21,361	1,737	23,097	40,941	3,099	44,041
外国株式	19,424	6,606	26,031	20,541	7,277	27,818	39,966	13,883	53,849
短期資産	14,287	0	14,287	8,123	0	8,123	22,410	−	22,410
不動産	−	−	−	3,912	6	3,918	3,912	6	3,918
貸付金	−	−	−	2,023	15	2,036	2,023	15	2,038
団体生存保険	378	1	379	4,434	16	4,450	4,812	17	4,829
合　計	183,197	17,348	200,545	190,861	20,380	211,241	374,058	37,728	411,786

（注）計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計とは合致しないものがある。

私学共済　（単位：億円）

	厚生年金経理			旧3階経理			合　計		
	簿価	評価損益	時価	簿価	評価損益	時価	簿価	評価損益	時価
国内債券	5,643	349	5,992	11,118	730	11,848	16,762	1,078	17,840
預託金	−	−	−	−	−	−	−	−	−
債　券	5,643	349	5,992	11,118	730	11,848	16,762	1,078	17,840
自家運用	5,643	349	5,992	11,118	730	11,848	16,762	1,078	17,840
委託運用	−	−	−	−	−	−	−	−	−
国内株式	3,403	514	3,917	2,029	622	2,651	5,432	1,136	6,568
外国債券	2,712	294	3,006	1,544	406	1,950	4,256	700	4,956
外国株式	2,807	928	3,735	1,946	703	2,649	4,753	1,631	6,384
短期資産	2,708	0	2,708	295	0	295	3,003	0	3,003
不動産	−	−	−	398	0	398	398	0	398
貸付金	1,361	0	1,361	348	0	348	1,709	0	1,709
合　計	18,634	2,085	20,719	17,680	2,460	20,140	36,314	4,544	40,858

（注）計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計とは合致しないものがある。

（注）被用者年金一元化に伴う積立金の概算仕分け結果において、各共済組合等により資産構成割合に違いがみられることについて、第69回（平成28年5月20日）及び第70回（平成28年5月30日）社会保障審議会年金数理部会において以下の説明があった。

①国共済については、国家公務員向けの福祉事業に起因して保有している不動産や貸付金については、旧3階経理へ仕分けるとともに、旧3階経理の積立金の規模が小さく、数年程度で全て取り崩されることとなる状況であることから、預託金についてはその年数

に合せ償還期間が短いものを優先的に旧3階経理に仕分けることとした。

②地共済については、基本的に厚生年金経理と旧3階経理で同一になるように仕分けた。

③私学共済については、被用者年金の一元化により加入者・学校法人が負担する保険料率が急激に上がらないように、旧3階経理の積立金の一部から保険料に補填ができるような仕組みがあり、それを考慮したものとするとともに、貸付金については、学校法人への貸付は厚生年金経理、福祉事業のために一時的に行っている貸付については旧3階経理に仕分けることとした。

7　新3階積立金の運用方針のポイント

(1) 一元化当初の運用

一元化施行当初の新3階積立金の運用は、前述のように、旧3階積立金が早期にその全額が取り崩されることが想定され、非流動性資産である共済独自資産の現金化が喫緊の課題となっていたことから、その対応策として新3階積立金の運用の一環として同資産を買い取る(注)ことにより、現金化することとされた。

そのため、投資対象資産である国内債券による運用は、買取りの目途がついた平成29年度から開始され、その運用方針については次項のとおりとなっている。

なお、共済独自資産における超長期固定金利制による金利変動リスク、非流動性などは、年金積立金の運用としては問題があり、新3階積立金の運用においても同様の課題となっていた。そのため、共済独自資産を年金積立金で保有することへの問題の根本的な解決策として、令和4年度に福祉経理の一つである保健経理に貸付勘定を新設し、同資産の管理等は全て同勘定で行うこととした制度改正を実施し、令和4年4月1日付けで同資産の全額を同勘定に寄託した後に同勘定の運用収益を活用し、同資産を買い取る方法により、新3階積立金から移行（オフバランス化）していくことで、将来的には新3階積立金の全てが国内債券等の金融資産で構成されることとなる。

(注) 買取りの方法は、旧3階積立金が保有する共済独自資産を新3階経理が毎月の保険料収入で徐々に買い取り、買取りが完了するまでの期間は両積立金が合同運用（一元化法経過措置政令第145条の準用規定による、国共済法施行令第9条の3第4項の合同運用）を行い、当該資産から生じる収益はそれぞれの積立金において保有する共済独自資産の残高割合で按分した。なお、日本郵便に賃貸する土地（特別借受宿舎）のうち、不要となったものを売却した際に生じる売却益（損）については、国家公務員共済組合法等の運用方針（国共済法改正法附則〈平成24年第63号〉第49条の3関係）において、旧3階経理に帰属するものと規定されている。

(2) 金融資産によるポートフォリオの構築

新3階積立金の運用は、財政再計算の予定利率又は給付算定の基礎となる基準利率を目標運用利回りとし、基本ポートフォリオは基準利率の指標が10年国債利回りを基礎としていることから、国内債券100％と管理運用方針で定められている。そのため、投資対象資産は10年国債を中心に超長期国債、事業債及び財投機関債とし、目標運用利回りを確実に上回ることをめざすこととしている。

目標運用利回りを下回るリスクについては、いわゆる「金利変動リスク」によるものであるが、一般的な資産運用における金利上昇（価格は低下）による時価変動で保有債券に評価損が生じるものとは異なり(注)、金利が上昇基調で推移した場合、基準利率は毎年度改定（上方改定）される一方、購入した国債の利回りは、10年債の場合では10年間固定されるため、その間の運用結果が目標運用利回りを下回ることが想定されることである。

そのため、超長期債によるタームプレミアムや事業債等によるクレジットスプレッドにより10年国債を超過する利回りを獲得し、目標運用利回りを上回ることを目標とした運用を常に行っておく必要があることから、投資計画の基本的な方針として、10年国債と20年国債を複合して保有することとしている（クレジットスプレッドは、時々の金利水準及び信用リスク等を判断材料として投資計画を立案することとしている）。

10年国債と20年国債の保有割合については、「今後10年程度の金利上昇」を仮定し満期償還構成も考慮した上で、20年後の累積の実績利回りが目標運用利回りを上回ることを前提条件としたシミュレーションにより、最適と考えられる割合を算出し、投資計画を立案することとしている。

このシミュレーションは、資金運用部内で行ったものに加え、コンサルティング会社マーサー・ジャパン(株)に「新3階積立金運用の特殊性を考慮した金利上昇リスクへの対応策」として依頼したところ、同社のシミュレーション結果は、資金運用部内で行ったものと「おおむね同じ結果」であったことから、同社の結果を第三者による検証として取り扱うこととした。

なお、「退職等年金給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成27年9月30日制定、財計第2916号。以下「新3階管理運用指針」という）においては、積立金の運用は、退職等年金給付事業の財政上の諸前提を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる積立金の運用利回りを、「最低限のリスクで確保することを目的として行うこと」と定められることに留意して行うこととしている。

(注) 新3階管理運用指針（第4、1）においては、積立金の運用の状況は「原則として簿価評価」とし、必要となる運用利回りによる評価を行うことと規定されている。

8　旧3階積立金の運用方針のポイント

(1) 運用の目標

旧3階積立金の運用の方針は、積立金が早期にその全額が取り崩されることを前提として策定したものであり、経過的長期給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（以下「旧3階積立金管理運用指針」という）においては、「積立金の運用は、早期に積立金の規模が縮小するなかで、年金給付等のために必要な資金を確保した上で、可能な限り収益を獲得することを目的として行うこと」（第1、1）、及び、「積立金の投資対象資産は、当該制度の特性を踏まえ、安定した収益を獲得できることが見込まれるものを選択するように努めること」（第3、1）と定められていることを踏まえ、基本ポートフォリオは国内債券100％と管理運用方針で定めるとともに、一元化の積立金の仕分けにおいては、償還期間が短い預託金を旧3階積立金に優先的に配分することとした（積立金概算仕分け結果〈注①〉）。

目標運用利回りについては、本来は、公的年金であることに鑑み、厚生年金における平成26年財政検証で示された経済前提を採用することが望ましいものと考えられるが（地共済及び私学共済は同経済前提を採用）、国共済の旧3階積立金は早期にその全額が取り

崩されることが前提であるため、積立金の仕分けで配分された長期運用を前提として運用されていた資産以外（特に共済独自資産の買取りによる現金等）は、長期運用ができないことから、同経済前提において当面10年間の経済前提としている内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（H26～H35）」を参照し設定することとした。

運用の評価については、運用収益を「安定した収益の獲得」を前提として、国内債券のインカムゲインを対象としていること、旧3階積立金管理運用指針において「原則として簿価評価」することが定められていることから、目標運用利回りを名目値とした。

（2）運用結果

旧3階積立金の管理及び運用を開始した平成27年10月から、積立金がゼロとなった令和4年12月までの運用状況は、表53のとおりである。

積立金がゼロとなる時期が明確化した令和2年度からの運用においては、年金給付等のために必要な資金を優先的に確保するための短期資産が大半を占めることとなったことから、それまでの国内債券の長期運用による利子収入の収益率を前提とした目標運用利回りの確保は困難となったため、運用の評価における目標値は設定せず、可能な範囲内で収益の獲得を目指すこととなった。

運用収益額については、利子収入のほか、投資不動産（特別借受宿舎）の土地売却益があり、長期運用を行うことができなくなった以降についても、相当程度高い水準の収益を獲得することができたため、全期間合計で約1,000億円となり、平成26年財政再計算の将来収支見通しにおいて見込まれた運用収益額を大きく上回り、参考として算出した積立金がゼロとなるまでの期間の累積の目標運用利回りを確保する結果となった。

9　令和2年度基本ポートフォリオの見直し

（1）厚生年金保険給付積立金

（a）モデルポートフォリオの見直し

令和元年の財政検証を踏まえたGPIFの次期運用目標の設定に当たっては、令和元年10月の社会保障審議会資金運用部会において、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）として、「1.7％」を最低限のリスクで確保することを目標とされた。また、リスク制約としては、前回と同様に国内債券100％で運用した場合の名目賃金上昇率を下回るリスク（下方確率）を超えないことをリスク許容度とすることに加え、名目賃金上昇率を下回った場合の平均的な不足額（条件付平均不足率）が示された。これらを前提としてGPIFの経営委員会において、基本ポートフォリオの検証及び見直しの検討が行われた。その後、令和2年3月6日に厚生労働大臣から示された第4期中期目標（令和2年4月から令和7年3月までの期間）に従い、モデルポートフォリオ及びGPIFの基本ポートフォリオの検証を行った結果、令和2年3月9日の第38回経営委員会において、第4期中期計画（案）による基本ポートフォリオの見直し及び他の管理運用主体と共同してモデルポートフォリオを策定する件について、全委員の承認を受け、令和2年3月31日付けで厚生労働大臣の認可を得ている（出所：GPIF　HP）。

連合会においては、令和元年12月に開催された第29回財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会で財務省から次期基本ポートフォリオの前提について、GPIFと同様の目標及びリスク制約が示されたほか、「基本ポートフォリオについては、厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を踏まえ策定すること」及び「乖離許容幅を適切な範囲に置くこととする」ことが併せて示された。

これにより、厚年法及び積立金基本指針に従い、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべきモデルポートフォリオについて、管理運用主体が共同して検討を加え、必要に応じて変更するためのモデルポートフォリオに関する連絡協議会が開催され、管理運用主体が共同して検討を加えた結果、令和2年3月24日に新たなモデルポートフォリオが公表され（表54）、翌25日に主務大臣へ送付された。

連合会は、財務省から示された前提及び新たなモデルポートフォリオに従い、基本ポートフォリオの検証及び基本ポートフォリオを含む「管理運用の方針」の見直しを行い、令和2年3月31日付で財務大臣の認可を得て、同年4月1日付で改正を行った。

モデルポートフォリオの見直しの結果については、国内債券の構成割合の中央値が35％から25％に引き下げられ、外国債券が15％から25％に引き上げられた。

表53　経過的長期給付積立金の運用実績　（単位：％、億円）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	累　計（H27～R1）	R2年度	R3年度	R4年度	累　計（H27～R4）
目標収益率	0.94	2.17	2.57	3.08	3.55	2.73	(3.95)	(4.32)	(4.64)	(3.36)
実績収益率	3.71	3.76	1.92	1.57	0.79	2.61	2.68	11.94	0.00	3.46
差	2.77	1.59	△0.65	△1.51	△2.76	△0.12				
実績収益額	242	252	138	98	36	766	84	204	0	1,054

（注1）目標収益率は、平成26年度財政再計算で想定された名目運用利回り（内閣府試算の経済再生ケース）、令和2年度以降は目標値の設定を行っていないが、参考として同数値をカッコ内に記載。
（注2）実績収益率、実績収益額は、各年度業務概況書による。
（注3）平成27年度は半期。

表54　モデルポートフォリオ

現行　（単位：％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合　計
中央値	35.0	25.0	15.0	25.0	100.0
中心値範囲	±10.0	±9.0	±4.0	±8.0	

見直し後　（単位：％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合　計
中央値	25.0	25.0	25.0	25.0	100.0
中心値範囲	±4.0	±4.0	±4.0	±4.0	

（注）短期資産については、国内債券と合算し、国内債券の乖離許容幅のなかで管理する。

また、連合会の基本ポートフォリオの見直しの結果は、モデルポートフォリオと同様の変更を行ったほか、乖離許容幅の変更を行っている。

(b) 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの検証及び見直しにおいては、新たなモデルポートフォリオの策定前提を踏まえつつ、連合会独自の検証を行った結果、「国内の長期金利に連動し国内債券の期待リターンが大幅に低下していること」「財政検証の経済前提(注1)においては、当面は名目長期金利がほぼゼロで推移すること」を考慮するとともに、外貨建資産に係る過去実績の検証、現在の各国における金融政策の動向や今後の見通し等の検討において、外貨プレミアムが存在することが考えられたことから、同プレミアムを付加した上で基本ポートフォリオの最適化(注2)を行った。その結果、モデルポートフォリオに近い各資産の構成割合が導出されたため、財務省からの制約の一つである「厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を踏まえ策定すること」を考慮し、モデルポートフォリオと同様の見直しを行った（表55）。

また、財務省から示された「乖離許容幅を適切な範囲に置くこととする」については、新たな基本ポートフォリオにおける内外債券の中央値の変更により、相互に10％移動すること及びその移行期間を考慮し±15％に設定、内外株式については、市場要因による時価変動を考慮したバックテストの結果、保守的に±10％に設定した。

（注1）経済前提のうち、内閣府が試算した足下（令和10年度まで）の「中長期の経済財政に関する試算」。
（注2）制約条件である、「運用目標である実質的な運用利回り1.7％を最低限のリスクで確保すること」、「名目賃金上昇率を下回る確率（下方確率）が、全額国内債券の場合を下回ること」及び「名目賃金上昇率を下回る場合の平均不足率（条件付き平均不足率）が最小であること」を満たすこと。

(c) リバランスルール（資産残高比率の調整）

平成27年2月の一元化を見据えた基本ポートフォリオの改正時、基本ポートフォリオの乖離許容幅については、資産の大幅な移動を考慮し、乖離許容幅を広く設置し、「必要に応じ、縮小に向けて見直しを行う」こととし、リバランスについては、「乖離許容幅の範囲内において、市場の動向を定性、定量的な観点から適切に判断し実施する」方針とした。

その後、基本ポートフォリオの中央値に実績の資産構成割合が近づいてきたことから、平成30年3月の資産運用委員会で乖離許容幅の縮小について、マーサー社の分析結果を基に検討を行った。委員会においては、リバランスは基本ポートフォリオに対するトラッキングエラー（以下「TE」という）を勘案して検討を行うべきとの意見があり、これを基に同年10月の委員会において、債券、株式のオーバーウエイト放置の問題点、基本ポートフォリオの想定実績からの乖離の制御について各種分析を行い、令和元年度財政検証に基づく次期モデルポートフォリオの検討等を考慮し、検討を進めることとした。

令和2年4月、基本ポートフォリオの変更（4資産で25％均等配分）に合わせ、乖離許容幅を変更するとともに、リバランスはTEに着目して実施することとして、「厚生年金保険給付積立金の管理運用の方針に係るリバランス実務指針」を内規として策定した。

令和4年4月、同実務指針について、基本ポートフォリオへの追随を念頭に、コストの水準が限定的であることを確認の上、TEを抑えることのできるルールを選定し、内容を一部改正した。

(2) 退職等年金給付積立金

退職等年金給付積立金については、基本ポートフォリオの諸条件に著しい変化があった場合は随時検討を加えるほか、運用環境が現実から乖離してないか毎年検証し、必要があると認める時は可及的速やかに変更することとされている。

退職等年金給付の財政再計算が平成30年に行われ、第126回年金業務懇談会で現状の保険料率での財政運営が可能であるとの結論が運営審議会で議が了され、現行の国内債券100％の基本ポートフォリオの変更は実施していない。

令和５年の財政再計算においても基本ポートフォリオの変更は実施していない。

(3) 経過的長期給付積立金

経過的長期給付積立金については、令和元年度までは平成26年財政再計算の各年度の目標運用利回りの名目値を採用していた。令和2年度からの運用においては、令和4年度中に資産がゼロとなる見込みであるため、年金財政上想定される長期投資が実施できないこと、年金給付のための資金の確保が最重要事項であることを踏まえ、目標運用利回りによる数値目標の設定はせず、年金給付等のために必要な資金を確保した上で、可能な限り収益を獲得することとした。

なお、国内債券100％の基本ポートフォリオは変更していない。

10　オルタナティブ投資（代替投資）の実施

(1) オルタナティブ投資

オルタナティブ投資とは、伝統的な投資対象である上場株式や債券に対する「代替的（オルタナティブ）」な投資として、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ、不動産、インフラストラクチャー、商品ファンド等を運用対象とするものである。

オルタナティブ投資は、上場株式や債券といった伝統的資産とは異なるリスク・リターン特性を有しており、ポートフォリオに組み

表55　基本ポートフォリオ

現行　（単位：％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合　計
中央値	35.0	25.0	15.0	25.0	100.0
許容乖離幅	±30.0	±10.0	±10.0	±10.0	

（注1）財政投融資金に対する預託金及び共済独自資産については、国内債券に含める。
（注2）短期資産については、各資産の乖離許容幅のなかで管理する。
（注3）基本ポートフォリオの見直しに伴い資産の大幅な移動が必要であることから、当面、許容乖離幅を超過することがある。なお、本乖離の許容乖離幅については、必要に応じ、縮小に向けて見直しを行う。

見直し後　（単位：％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合　計
中央値	25.0	25.0	25.0	25.0	100.0
許容乖離幅	±15.0	±10.0	±15.0	±10.0	

（注1）財政投融資金に対する預託金及び共済独自資産については、国内債券に含める。
（注2）短期資産については、国内債券と合算し、国内債券の乖離許容幅のなかで管理する。
（注3）基本ポートフォリオの見直しに伴い資産の移動が必要であることから、許容乖離幅を超過することがある。

入れることで運用の効率性の向上が期待でき、収益の多様化が図れることが利点として挙げられる一方、次のような問題点が指摘されている。

①流動性が低い。

②仕組みが複雑でわかりにくく評価がしにくい。

③優秀なマネージャーの発掘が難しい。

④運用コストが伝統的資産運用に比べ割高。

(2) 連合会の考え方

連合会におけるオルタナティブ投資の考え方は、平成13年度からの自己責任原則に基づく運用開始時に策定した「積立金等の運用の基本方針」において、新しい投資対象資産の考え方としてオルタナティブ資産を投資対象として規定した。

その内容は「リスク及びリターンの特性、流動性、評価方法等について十分な検討を行い、その結果を踏まえ、投資方針を策定した上で委託運用により投資を実行するものとする。全体のポートフォリオに影響を及ぼさない程度の比率（委託運用残高の1％以下）による投資が実行できるものとする」とされ、積極的に投資を進める状況ではなく、長期経理時代の投資実績はなかった（残高制限は、平成27年10月の被用者年金一元化時に「積立金残高の1％以下」へ変更）。

(3) 有識者会議報告書の考え方

平成25年11月20日発表の公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議の報告書（表56）においてはオルタナティブ投資について「リスク管理体制の構築を図った上で、新たな投資対象（例えば、REIT・不動産投資、インフラ投資、ベンチャー・キャピタル投資、プライベート・エクイティ投資、コモディティ投資など）を追加することにより、運用対象の多様化を図り、分散投資を進めることを検討すべきである」との提言がなされ、GPIFに係る改革の工程表では「目指すべき姿」として整理された。

(4) 連合会の対応

連合会においては、平成26年12月に行った基本ポートフォリオの見直しの際にとりまとめられた「資産運用委員会意見書」で、「まず、流動性が高く、複雑性や運用報酬がそう高くないものから優先的に取り組み、運用体制・管理体制の拡充に伴い、次のステップへの拡張を検討すべき」とした提言がなされた。

この提言を踏まえ、分散投資効果によるリスクの低減やリターン向上等の観点から、新たな運用資産について調査･研究を行うため、平成27年10月にオルタナティブ投資に関するマネージャーエントリー制度（公募）を導入し、具体的な投資案件（国内不動産投資、ハイイールド社債/バンクローン、国内外インフラストラクチャー投資）の募集を開始した。

この公募により、まずは平成31年2月に国内不動産（私募リート）の運用を開始した。

(5) オルタナティブ投資の位置付けの再検討

オルタナティブ投資は、伝統的資産に比べ流動性が低い一方､高いリターンが期待でき、また収益源泉を分散できるといったメリットがある。他方当初オルタナティブ投資の導入を検討した頃とは異なり、厚生年金の積立金運用においては、年金給付のための資産の現金化や地共済との財政調整など流動性需要の増加が見込まれている。

このような状況の変化を受け、令和3年11月、資産運用委員会で議論した結果、流動性は伝統的資産で対応できることが確認できたことから非流動性資産であるオルタナティブ投資は当面は許容できるものと判断し、オルタナティブ投資のメリットを追求すべく段階的に規模を拡大することとした。

(6) オルタナティブ投資の実績

令和5年度末の投資実績は表57のとおりである。

(7) オルタナティブ投資の運用体制

オルタナティブ投資の運用体制は、資金運用専門役が主管し、新しい資産クラスへの投資という側面や各オルタナティブ資産の独自性等に鑑み、専門知識の集約等を図る観点から運用受託機関等からの出向者を含め「オルタナティブ運用チーム」を設置し、同運用の管理･運用業務を進めることとした。

その後、分課規程を改正し、令和6年4月から担当課を定めた。

11　ESGに関する対応

(1) ESG投資

ESG投資とは、企業の利益やキャッシュフローといった財務情報のみならず、企業の環境（E: Environment）、社会（S: Social）、ガバナンス（G: Governance）の取組みといった非財務情報も考慮して投資していくことであり、平成18年に国連がPRI（責任投資原則、後述）を提唱したことがきっかけとなり社会的に広まった。

表56　有識者会議報告書（抄）

有識者会議報告書（抄）

3 ポートフォリオ（運用対象）

①運用対象の多様化

GPIF等については、年金財政における給付と負担の長期的な見通しの下で、内外の先進的な公的年金資金運用機関を参考にして、市場環境の整備状況を踏まえつつ、後述するリスク管理体制の構築（Ⅲ2②参照）を図った上で、新たな運用対象（例えば、REIT･不動産投資、インフラ投資、ベンチャー･キャピタル投資、プライベート・エクイティ投資、コモディティ投資など）を追加することにより、運用対象の多様化を図り、分散投資を進めることを検討すべきである。

なお、新たな運用対象を追加する場合には、資金の性格を踏まえた上で、国民の理解を得るため、説明責任を果たすことが求められる。

（注2）運用の多様化により、ソブリン・ウェルス・ファンドとみなされる可能性もあるが、2008年に国際的に合意された行動規範（サンティアゴ原則）に従っている限り問題は生じないとの指摘があった。

表57　オルタナティブ投資の実績（令和6年6月末）

国内不動産（私募リート）	平成31年2月開始	10銘柄	105億円（時価）
米国バンクローン	令和4年6月開始	1銘柄	70億円（時価）
海外不動産	令和5年3月開始	2銘柄	19億円（時価）
国内外インフラストラクチャー	令和5年10月開始	1銘柄	16億円（時価）
オルタナティブ資産残高　210億円　積立金時価残高比率0.21％			

その後、日本ではSDGs採択（平成27年）、TCFD提言（平成29年）、国の予算編成の方向性を示す「経済財政運営と改革の基本方針」（令和元年）等を背景にその気運が更に高まった。

（2）連合会の基本的考え方

このような状況において、連合会では、積立金の運用は「被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行う」こと、運用の目標が「原則として各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める」ことであることを念頭に置きつつ、これがESG投資にも例外なく求められることを意識しながら、その様々な投資手法について検討を行った。

その上で、運用受託機関にはESG要素を考慮するよう要請し、ESG指数に基づくインデックス運用に関しては、情報収集を行うこととした。

（3）取組み実績

連合会として対応した主な取組みは次のとおりである。

①「日本版スチュワードシップ・コード再改訂」（令和2年3月）において、ESG要素を考慮したエンゲージメントや議決権行使が求められるようになったことを踏まえ、同年9月末の同コード受入れに合わせ、全ての運用委託先に対し改めてESG要素の考慮を要請。

②委託運用機関を通じて投資企業のESGに関する取組み状況をヒアリングし、毎年の「スチュワードシップ・コード活動の報告」において公表。

③原則、PRI署名をしている運用マネージャー（委託運用機関）を採用。

④委託運用における債券投資に関し、各国政府債に加えて国際機関債も購入できるように運用ガイドラインを変更し、運用委託先が国際機関の発行するグリーンボンド等を購入。

⑤新3階積立金の自家運用において、投資年限等を考慮しつつESG債券（グリーンボンド、ソーシャルボンド、サスティナビリティボンド）への投資。

⑥「管理運用の方針」に「収益確保のため、非財務的要素であるESGを考慮し、検討した上で、必要に応じて取組みを行う」ことを明記。

なお、ESGの取組みについては、令和2年12月から財務省財政制度等審議会国共済分科会において、毎年の状況の報告を行っている。

（4）TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同

TCFDはTask Force on Climate-related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース）の略でG20の財務大臣・中央銀行総裁会議からの要請を受け、平成27年に金融安定理事会（FSB）が設置したものである。TCFDは平成29年6月に気候関連のリスクと機会が事業にもたらす財務的影響について、企業に情報開示を促す任意の提言（TCFD宣言）を公表し、企業の年次報告等に盛り込むべき四つの開示推奨項目（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）を示した。

連合会では年金積立金の投資先企業による気候変動関連のリスク及び機会に関する情報開示の進捗は、運用受託機関の適切な投資判断に資するものであり、その結果を運用成果として享受できるものと考え、令和3年5月31日TCFDへ賛同することとした。

（5）PRI（責任投資原則）への署名

PRI（Principles for Responsible Investment（責任投資原則））は機関投資家が投資の意思決定プロセスや株主行動において、ESG課題（環境、社会、企業統治）を考慮することを求めた六つの投資原則から成るもので、これに署名するとESG課題への取組みについて報告書を原則毎年提出する義務がある。

令和5年10月3日東京で開催されたPRIの年次会議（PRI in Person）において岸田文雄首相は代表的な公的年金、少なくとも7基金90兆円規模が新たにPRIの署名に向けた作業を進めることを表明した。この7基金に連合会は含まれており、資金運用部においてPRI署名に向け検討を進め、令和6年3月15日PRI署名機関となった（他の6基金は地方公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、公立学校共済組合、国民年金基金連合会、日本私立学校振興・共済事業団、警察共済組合）。

12　共済独自資産（貸付金・投資不動産）の保健経理（貸付勘定）への寄託

福祉事業に対する貸付金及び国家公務員の特別借受宿舎建設などの投資不動産は、国共済年金制度へ加入する組合員が納付した保険料の蓄積である年金積立金を活用し、病院や宿泊施設の建設及び組合員の住宅取得等のための資金を供給するものであり、組合員に対する福祉事業を目的とした、いわゆる「年金積立金還元融資制度」として、他の公的年金制度と同様に制度創設当初から行われてきたものである。

他方、年金積立金の運用においては、法令による規制の緩和・撤廃を目的として、平成13年4月に政省令が改正され、従来の法令に従った規制運用から、連合会の自己責任原則に基づき「長期的な観点に立って、安全かつ効率的な運用」を行うこととされた。これにより、資産運用委員会から、共済独自資産に関する諸課題が指摘され、「資産運用の観点からは好ましいものではなく、縮小・廃止の方向を早急に検討することが望ましい」との意見が提起された。

自己責任原則に基づく運用を開始して以来、これらの諸課題に対しての改善を行ってきたが、部分的な対応にとどまっていたことから、被用者年金制度一元化を契機に抜本的な見直しを行うべく検討を進めた結果、令和4年4月に福祉事業としての保健経理に貸付勘定を創設し、福祉経理内で共済独自資産の管理運営を行うこととなり、抜本的な解決を図ることとなった。

（1）資産運用委員会からの指摘と対応策

共済独自資産については資産運用委員会最初の報告書（平成14年2月7日）において、次の点が問題であるとの指摘を受けている。

①借り手の福祉事業が予算措置を講じたものに優先配分されるため、年金積立金運用の意思にかかわらず他律的に資金配分が決定されること。

②適用金利は、規制金利による超長期固定金利制であり、金利変動リスクを貸し手が一方的に負っていること。

なお、これらの問題への対応策として、平成14年度に福祉事業向け貸付金について、変動金利制を導入し金利変動リスクを軽減、平成16年度には、組合員の住宅貸付等を対象として、貸付債権の流動化・証券化を導入

し残高の圧縮を行っている。

(2) 被用者年金一元化後の共済独自資産の取扱い

平成27年10月の一元化以降における共済独自資産の取扱いについては、厚年積立金の仕分けにより、旧3階積立金で保有することとなったが、旧3階積立金は早期にその全額が取り崩される見込みであることを踏まえ、新3階積立金と旧3階積立金とで同資産を合同運用し、新3階積立金の保険料収入で同資産を徐々に買い取ることにより、新3階積立金へ移行させていくこととした。

その後、令和3年度末に新3階積立金への資産移行が完了し、共済独自資産は全て新3階積立金の保有資産となった。

(3) 保健経理（貸付勘定）への寄託

新3階積立金の財政方式は、積立方式によるキャッシュバランス方式を採用しており、収支の過不足は給付額等を調整し財政均衡させる制度であること、基準利率の指標が国債利回りを基礎としていること等を踏まえ、財務大臣通達による管理運用指針において、過度にリスクをとらないよう留意することが求められている。

一方、共済独自資産については、組合員への貸付金の適用金利が一元化前の長期経理における目標運用利回りや民間金融機関とのバランス（低利融資による民業圧迫）が考慮されていること、特別借受宿舎の賃貸料率は約50年前の高金利時代に設定されたものであること等から、その運用収益は、新3階積立金の目標運用利回りである予定利率又は基準利率を上回る水準となる。上回る部分については、剰余となり財政再計算ごとに当該剰余を財政均衡するため、給付の引上げ又は保険料の引下げにより調整される仕組みとなっている(注)。

そのため、共済独自資産への資金供給は、国共済組合員の保険料で賄ってきたこと、貸付金の利息も同様に国共済組合員が負担してきたことに鑑み、共済独自資産から生じる収益については、新3階積立金の運用におけるリスク軽減（福祉経理へのオフバランス化）のための財源とするほか、余裕資金を金融資産による運用を行い、その収益の一部を福祉事業に活用し、組合員への福祉サービスの向上を図ることとした。

(注) 新3階年金の財政運営における剰余・不足は、財政再計算ごとに財政均衡されるため、剰余については将来の不足等に充てるための積立金として留保することはできない仕組みとなっている。

第4節　総括（第2節及び第3節）

連合会『五十年史』からの25年間における年金積立金の運用は、2回の制度改革により運用の方針が大転換したこと、また、金融・資本市場における数々の混乱による運用環境等の変化により、これまでに経験のない激動の時代となった。最初の改革においては、公的年金制度の成熟化が進む状況にあり、財政から運用へ求められる役割が高まっていくなか、平成13年4月に行政改革・規制緩和の観点から連合会の自己責任原則に基づき、長期的な観点に立って安全かつ効率的な運用を行うこととなった。

これは、従来の法令に従った規制運用から、連合会が自ら方針を制定して運用を行うこととなる大きな転換であり、その方針の中心となるものが現代証券投資理論に基づく基本ポートフォリオによる運用であり、受託者である連合会が受益者である組合員から委託された資金を当該資金の目的に従って運用を行うためにあらかじめ策定するものである。基本ポートフォリオの策定に当たっては、経済、金融及び投資理論など専門性の高い知識や実務経験が必要となることから、特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）における「運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う」との要請も踏まえ、運用専担の資金運用部を新設するとともに、有識者で構成される資産運用委員会を理事長の諮問機関として設置し意見･助言を受けることとした。

2回目の制度改革は、第2次安倍晋三政権の経済政策である「アベノミクス」における「民間投資を喚起する成長戦略」として策定された「日本再興戦略」（平成25年6月）において、公的・準公的資金を対象とし、運用における分散投資の促進、リスク管理体制等のガバナンス、株式への長期投資におけるリターンの向上のための方策等に係る横断的な課題について検討が求められた。公的年金については、政府の有識者会議において検討がなされ、「デフレからの脱却を図り、適度なインフレ環境へと移行しつつある我が国経済の状況を踏まえれば、国内債券を中心とする現在のポートフォリオの見直しが必要」を主旨とする報告書がまとめられた。

また、平成27年10月に被用者年金制度が一元化され、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金に加入することになったことから、各管理運用主体の基本ポートフォリオについては、報告書の要請を踏まえるとともに、「厚生年金の共通財源としての一体性を確保しつつ、自主性・創意工夫を発揮」することを前提として策定した。そのため、連合会の基本ポートフォリオは、国共済の財政状況を踏まえ国内債券を中心としたものから、リスク性資産への配分を増やし、構成する四資産の分散を高めるものへと大きく変化することとなった。

この大きな変化への対応においては、運用体制の拡充及びリスク管理の高度化等を併せて進めることとし、金融機関等の専門人材の出向受け入れ、担当者の増員及び人材育成等に加え、資産運用委員会の機能を拡充しガバナンス体制の強化を図ることとした。

一方、運用環境等の変化については、自己責任原則による運用が開始された当時は、国内株式市場においてバブル（ITバブル）崩壊による下落が継続する状況であり、日経平均株価が最安値となる7,607円を記録し、公的年金においては株価の下落に伴う運用損失が国会で問題(注)となる大変厳しい運用環境であった。

その後は、世界経済が高い成長率を維持するなか、本邦においても聖域なき構造改革をスローガンとした経済政策により、戦後最長であった「いざなぎ景気」を上回る景気回復期間となり、株式市況、金利水準は回復基調で推移した。

しかしながら、平成19年に米国で顕在化した、いわゆる「サブプライム問題」に端を発し、翌年度に世界恐慌以来の世界的な大不況をもたらした「リーマンショック」が発生し、世界で連鎖的な信用収縮による金融危機を招き、株式相場も約18か月にわたり下落基調をたどり、日経平均株価は前述の最安値を更新する水準まで下落した。

その後、リーマンショックによる影響は徐々に回復するものの、欧州債務危機、チャ

イナショック、米中貿易摩擦、国内では東日本大震災の発生、直近では新型コロナウイルス感染症の拡大からパンデミックによる世界規模のロックダウンや入国制限で経済活動が停滞、さらに、ロシアのウクライナ侵攻により、食料やエネルギーなどの一次産品のサプライヤーである両国からの供給制限による価格高騰が世界経済の成長を鈍化させ、インフレ圧力を高め、各国の経済成長に大きな影響を与えた。

これらのイベントリスクの発生は、金融・資本市場にも影響を与えたことは言うまでもなく、特に内外株式市場の混乱は公的年金の運用結果を大きく左右することとなった。このように、本年史の対象となる25年間の年金積立金の運用においては、制度及び運用環境が大きく変化する波乱の期間となった。

同期間の前半は、数々のイベントリスクの影響により各資産の相場変動（ボラティリティ）が大きかったものの、安全資産である国内債券の比率が相対的に高かった連合会の運用は比較的安定しており、年金給付負債を考慮したALMアプローチによる基本ポートフォリオを採用していたことにより、国内債券のなかでも超長期債を中心に投資していたため、一般的な国内債券運用に比べ高いリターンを享受することができたことも奏功したものと考えられる。

後半については、デフレ経済からの脱却をめざし、日本経済を成長させるための政策や

図4　運用状況（平成13年度～令和5年度）

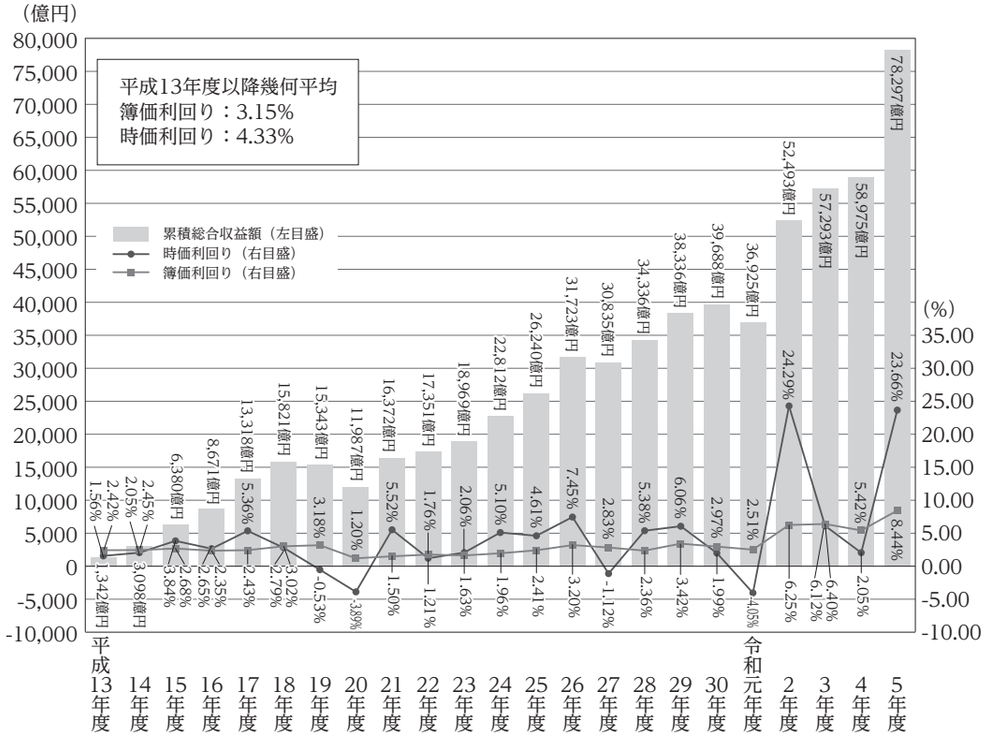

※平成27年度の利回りについては、上期（長期経理）、下期（厚生年金保険経理）の利回りを乗じている。

図5　市況（平成11年度～令和5年度）

海外の強い経済により、右肩上がりに上昇した内外株式相場を背景に、一元化における厚生年金保険の共通財源として他の公的年金と同様に内外株式等の比率を高めた基本ポートフォリオを採用した効果が発揮され、高い運用収益を獲得することとなった。

その結果、前半の共済年金として独自に運用を行っていた期間と後半の被用者年金一元化による厚生年金の共通財源として行っている運用期間の結果は、中長期的には目標運用利回りを上回る結果であるとともに、他の管理運用主体の運用結果ともほぼ同程度の水準であった。

なお、この25年間に進めてきた「連合会独自の創意工夫による数々の新たな取り組み」「若手職員の専門性の高い知識及び実務経験の習得を目指した育成」は、資産運用事業における貴重なノウハウとして蓄積されたものであり、今後の更なる発展に活用されていくものと考えている。

（注）連合会の運用は、基本ポートフォリオにおける内外株式の比率が低いことから、全体の運用利回りはプラスを維持する状況となっていた。

第5節　運用実績（資料）

平成13年度から令和5年度における運用実績は表58から表68のとおりである。

※端数処理は四捨五入によっているので合計が一致しない場合がある。

表58　資産額（平成13年度～令和5年度）

（単位：億円）

	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	61,354	62,935	1,581	61,570	63,798	2,228	61,647	62,826	1,179
国内株式	3,212	2,339	△873	4,600	3,116	△1,484	4,946	5,081	135
外国債券	1,144	1,124	△20	441	471	30	434	425	△9
外国株式	1,580	1,462	△118	3,045	2,510	△535	3,920	3,852	△68
短期資産	3,169	3,169	0	2,329	2,329	0	2,756	2,756	0
不動産	3,873	3,873	0	3,394	3,394	0	2,883	2,883	0
貸付金	12,195	12,195	0	11,420	11,420	0	10,393	10,393	0
合　計	86,527	87,097	570	86,800	87,038	239	86,979	88,217	1,237

	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	64,725	65,809	1,084	67,414	67,865	451	70,229	70,840	611
国内株式	5,070	5,175	105	3,476	5,577	2,101	4,105	5,820	1,715
外国債券	473	483	10	756	766	10	816	876	60
外国株式	3,883	4,215	332	4,830	6,378	1,548	3,247	4,886	1,639
短期資産	2,277	2,277	0	3,013	3,013	0	2,852	2,852	0
不動産	2,134	2,134	0	1,997	1,997	0	1,958	1,958	0
貸付金	8,540	8,540	0	6,435	6,435	0	4,938	4,938	0
合　計	87,102	88,633	1,531	87,921	92,032	4,110	88,146	92,171	4,025

	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	70,463	71,467	1,004	66,822	67,393	571	65,115	65,969	854
国内株式	4,924	4,564	△360	7,410	4,850	△2,560	7,180	6,149	△1,031
外国債券	771	784	13	837	733	△104	883	789	△94
外国株式	4,363	4,523	160	4,484	3,010	△1,474	4,133	3,977	△156
短期資産	1,692	1,692	0	1,370	1,370	0	1,346	1,346	0
不動産	2,891	2,891	0	1,861	1,861	0	1,821	1,821	0
貸付金	3,095	3,095	0	3,529	3,529	0	3,394	3,394	0
合　計	88,199	89,015	817	86,313	82,747	△3,567	83,872	83,444	△427

（単位：億円）

	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	64,011	64,757	746	61,993	62,791	798	60,077	61,108	1,031
国内株式	6,594	5,219	△1,375	6,459	5,327	△1,132	5,254	5,311	57
外国債券	884	741	△143	919	837	△82	904	943	39
外国株式	4,097	3,989	△108	4,318	4,178	△140	3,468	4,141	673
短期資産	1,580	1,580	0	1,596	1,596	0	2,101	2,101	0
不動産	1,773	1,773	0	1,718	1,718	0	1,677	1,677	0
貸付金	3,104	3,104	0	2,681	2,681	0	2,289	2,289	0
合　計	82,043	81,163	△880	79,684	79,128	△556	75,770	77,569	1,800

	平成25年度			平成26年度		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	56,820	57,649	829	51,006	51,822	816
国内株式	5,373	6,098	725	7,181	9,791	2,610
外国債券	887	1,012	125	1,894	2,053	159
外国株式	4,745	6,540	1,795	6,424	9,553	3,129
短期資産	1,567	1,567	0	1,796	1,796	0
不動産	1,606	1,606	0	1,546	1,546	0
貸付金	1,768	1,768	0	1,453	1,453	0
合　計	72,765	76,239	3,474	71,300	78,013	6,714

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	40,931	41,969	1,038	34,180	34,976	795	30,719	31,470	751
国内株式	9,167	10,216	1,049	10,112	12,415	2,303	11,477	15,139	3,662
外国債券	3,216	3,214	△2	4,219	4,028	△191	5,024	4,872	△152
外国株式	8,713	10,547	1,834	9,548	12,602	3,054	10,688	14,318	3,631
短期資金	914	914	0	3,386	3,386	0	3,525	3,525	0
合　計	62,942	66,861	3,919	61,446	67,407	5,961	61,432	69,324	7,892

（単位：億円）

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	27,045	27,817	772	24,241	24,969	728	23,762	24,396	634
国内株式	12,985	15,290	2,305	14,246	14,551	305	14,192	19,371	5,179
外国債券	6,524	6,429	△95	7,777	7,879	102	15,328	15,761	434
外国株式	11,895	16,339	4,443	12,495	14,490	1,995	11,236	19,902	8,666
短期資金	3,642	3,642	0	3,267	3,267	0			
合　計	62,090	69,516	7,425	62,026	65,156	3,130	64,517	79,430	14,913

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	22,443	22,976	533	20,817	21,232	415	23,955	24,266	311
国内株式	15,191	19,726	4,535	16,021	20,839	4,819	15,437	26,012	10,575
外国債券	18,414	18,679	264	21,202	20,682	△520	22,768	24,354	1,586
外国株式	11,429	21,685	10,257	11,979	20,884	8,905	11,465	26,152	14,687
短期資金									
合　計	67,477	83,066	15,589	70,019	83,637	13,618	73,625	100,785	27,160

※平成26年度までは長期経理、平成27年度以降は厚生年金保険経理である。
※令和2年度以降の短期資金は国内債券に含まれる。

表59　運用環境（各年度末市況、平成13年度～令和5年度）

		平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
金利（%）	日10年国債	1.395	0.709	1.450	1.330	1.780	1.659
	米10年国債	5.396	3.796	3.835	4.482	4.847	4.644
	独10年国債	5.255	4.044	3.931	3.622	3.771	4.057
株価	日経平均株価（円）	11,024.94	7,972.71	11,715.39	11,668.95	17,059.66	17,287.65
	TOPIX（pt）	1,060.19	788.00	1,179.23	1,182.18	1,728.16	1,713.61
	NYダウ（ドル）	10,403.94	7,992.13	10,357.70	10,503.76	11,109.32	12,354.35
	DAX（pt）	5,397.29	2,423.87	3,856.70	4,348.77	5,970.08	6,917.03
為替	ドル／円	132.54	118.58	104.04	106.96	117.99	118.08
	ユーロ／円	115.6239	129.3976	127.8542	139.0102	142.7863	157.1756

		平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
金利（%）	日10年国債	1.284	1.353	1.400	1.260	0.989	0.551
	米10年国債	3.410	2.663	3.826	3.470	2.209	1.849
	独10年国債	3.899	2.994	3.092	3.354	1.794	1.289
株価	日経平均株価（円）	12,525.54	8,109.53	11,089.94	9,755.10	10,083.56	12,397.91
	TOPIX（pt）	1,212.96	773.66	978.81	869.38	854.35	1,034.71
	NYダウ（ドル）	12,262.89	7,608.92	10,856.63	12,319.73	13,212.04	14,578.54
	DAX（pt）	6,534.97	4,084.76	6,153.55	7,041.31	6,946.83	7,795.31
為替	ドル／円	99.54	98.77	93.44	82.88	82.30	94.02
	ユーロ／円	157.7192	131.1373	126.4343	117.62	109.59	120.73

		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
金利（%）	日10年国債	0.642	0.405	△0.029	0.070	0.049	△0.081
	米10年国債	2.718	1.923	1.769	2.387	2.739	2.405
	独10年国債	1.566	0.180	0.153	0.328	0.497	△0.070
株価	日経平均株価（円）	14,827.83	19,206.99	16,758.67	18,909.26	21,454.30	21,205.81
	TOPIX（pt）	1,202.89	1,543.11	1,347.20	1,512.60	1,716.30	1,591.64
	NYダウ（ドル）	16,457.66	17,776.12	17,685.09	20,663.22	24,103.11	25,928.68
	DAX（pt）	9,555.91	11,966.17	9,965.51	12,312.87	12,096.73	11,526.04
為替	ドル／円	102.99	119.93	112.40	111.43	106.35	110.69
	ユーロ／円	141.94	128.80	128.08	119.18	130.79	124.28

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
金利（%）	日10年国債	0.022	0.095	0.220	0.351	0.727
	米10年国債	0.670	1.740	2.338	3.468	4.200
	独10年国債	△0.471	△0.292	0.548	2.292	2.298
株価	日経平均株価（円）	18,917.01	29,178.80	27,821.43	28,041.48	40,369.44
	TOPIX（pt）	1,403.04	1,954.00	1,946.40	2,003.50	2,768.62
	NYダウ（ドル）	21,917.16	32,981.55	34,678.35	33,274.15	39,807.37
	DAX（pt）	9,935.84	15,008.34	14,414.75	15,628.84	18,492.49
為替	ドル／円	107.96	110.50	121.375	133.09	151.35
	ユーロ／円	118.45	129.8701	135.0472	144.60	163.45

表60　長期経理の運用状況（平成13年度～平成26年度）

（単位：億円）

年度	年金積立金額	運用利回り（%）簿価	時価		資産構成（簿価）金融資産等	不動産投資等	組合貸付金等	計	資産構成割合 金融資産等	不動産投資等	組合貸付金等
平成13	86,500	2.42	1.56	資産額	70,459	3,873	12,195	86,527	長期経理の総資産額の55%以上	長期経理の総資産額の20%以下	長期経理の総資産額25%以下
				割合（%）	81.4	4.5	14.1	100.0			

年度	年金積立金額	運用利回り 簿価	時価		資産構成（時価）国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	不動産	貸付金	計	基本ポートフォリオ	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	不動産	貸付金
14	86,747	2.45	2.05	資産額	63,798	3,116	471	2,510	2,329	3,394	11,420	87,039	資産配分	70.5%	4.0%	0.0%	4.0%	3.0%	4.0%	14.5%
				割合（%）	73.3	3.6	0.5	2.9	2.7	3.9	13.1	100.0	乖離幅	±6.0%	±2.5%	+1.5%	±2.5%	±3.0%	±0.5%	±1.5%
15	86,938	2.68	3.84	資産額	62,826	5,081	425	3,852	2,756	2,883	10,393	88,216	→							
				割合（%）	71.2	5.8	0.5	4.4	3.1	3.3	11.8	100.0								
16	87,034	2.35	2.65	資産額	65,809	5,175	483	4,215	2,277	2,134	8,540	88,633								
				割合（%）	74.2	5.8	0.5	4.8	2.6	2.4	9.6	100.0								
17	87,580	2.43	5.36	資産額	67,865	5,577	766	6,378	3,013	1,997	6,435	92,032	資産配分	78.0%	5.0%	0.0%	5.0%	3.0%	3.0%	6.0%
				割合（%）	73.7	6.1	0.8	6.9	3.3	2.2	7.0	100.0	乖離幅	±14.0%	±2.5%	+1.5%	±2.5%	±3.0%	±0.5%	±6.0%
18	88,137	3.02	2.79	資産額	70,840	5,820	876	4,886	2,852	1,958	4,938	92,171	→							
				割合（%）	76.9	6.3	1.0	5.3	3.1	2.1	5.4	100.0								
19	88,142	3.18	△0.53	資産額	71,467	4,564	784	4,523	1,692	1,898	4,087	89,015								
				割合（%）	80.3	5.1	0.9	5.1	1.9	2.1	4.6	100.0								
20	86,313	1.20	△3.89	資産額	67,393	4,850	733	3,010	1,370	1,861	3,529	82,747								
				割合（%）	81.4	5.9	0.9	3.6	1.7	2.2	4.3	100.0								
21	83,658	1.50	5.52	資産額	65,969	6,149	789	3,977	1,346	1,821	3,394	83,444								
				割合（%）	79.1	7.4	0.9	4.8	1.6	2.2	4.1	100.0								
22	81,822	1.76	1.21	資産額	64,757	5,219	741	3,989	1,580	1,773	3,104	81,163	資産配分	80.0%	5.0%	0.0%	5.0%	4.0%	2.0%	4.0%
				割合（%）	79.8	6.4	0.9	4.9	1.9	2.2	3.8	100.0	乖離幅	±12.0%	±3.0%	+1.5%	±3.0%	±4.0%	±2.0%	±4.0%
23	79,684	1.63	2.06	資産額	62,791	5,327	837	4,178	1,596	1,718	2,681	79,128	→							
				割合（%）	79.4	6.7	1.1	5.3	2.0	2.2	3.4	100.0								
24	75,627	1.96	5.10	資産額	61,108	5,311	943	4,141	2,101	1,677	2,289	77,569								
				割合（%）	78.8	6.8	1.2	5.3	2.7	2.2	3.0	100.0								
25	72,676	2.41	4.61	資産額	57,649	6,098	1,012	6,540	1,567	1,606	1,768	76,239	資産配分	74.0%	8.0%	2.0%	8.0%	4.0%	2.0%	2.0%
				割合（%）	75.6	8.0	1.3	8.6	2.1	2.1	2.3	100.0	乖離幅	±16.0%	±5.0%	±2.0	±5.0%	±4.0%	±2.0%	±2.0%
26	71,285	3.20	7.45	資産額	51,822	9,791	2,053	9,553	1,796	1,546	1,453	78,013	→							
				割合（%）	66.5	12.5	2.6	12.2	2.3	2.0	1.9	100.0								

表61　長期経理の運用利回り（平成13年度～平成26年度）

年度	運用利回り 簿価（%）	時価（%）	積立金額（億円）
13	2.42	1.56	86,500
14	2.45	2.05	86,747
15	2.68	3.84	86,938
16	2.35	2.65	87,034
17	2.43	5.36	87,580
18	3.02	2.79	88,137
19	3.18	△0.53	88,142
20	1.20	△3.89	86,313
21	1.50	5.52	83,658
22	1.76	1.21	81,822
23	1.63	2.06	79,684
24	1.96	5.10	75,627
25	2.41	4.61	72,676
26	3.20	7.45	71,285

表62　長期経理における貸付金推移（平成13年度～平成26年度）

（単位：千円）

年度	組合に対する貸付金 年度末残高	総資産に対する割合	連合会福祉事業に対する貸付金 年度末残高	（内訳）保健経理	医療経理	宿泊経理	物資経理	総資産に対する割合
13	1,058,459,487	12.2%	161,019,274	216,519	92,555,987	68,175,517	71,251	1.86%
14	986,020,156	11.4%	155,998,104	205,697	91,157,890	64,634,517		1.80%
15	896,823,587	10.3%	142,482,221	194,885	82,393,820	59,893,517		1.64%
16	819,452,798	9.4%	128,799,017	184,126	73,721,375	54,893,517		1.48%
17	721,412,725	8.2%	118,386,354		68,492,838	49,893,517		1.35%
18	635,283,903	7.2%	107,677,790		62,134,273	45,543,517		1.22%
19	568,870,617	6.4%	98,043,076		55,776,559	42,266,517		1.11%
20	493,287,723	5.7%	91,832,119		52,842,602	38,989,517		1.06%
21	427,648,621	5.1%	85,220,232		49,507,715	35,712,517		1.02%
22	365,812,804	4.5%	77,110,647		44,675,130	32,435,517		0.94%
23	306,501,214	3.8%	70,011,062		40,852,545	29,158,517		0.88%
24	243,326,058	3.2%	62,918,385		37,036,868	25,881,517		0.83%
25	169,691,912	2.3%	56,105,704		35,977,187	20,128,517		0.77%
26	124,609,327	1.7%	47,101,098		30,249,581	16,851,517		0.66%

※数字は各年度決算書（貸付金明細表）による。
※組合への貸付には一部組合の福祉事業への貸付も含まれている。
※平成16年度以降は組合貸付債権の流動化・証券化を実施。
※平成27年度以降は経過的長期経理（旧3階）及び退職等年金経理（新3階）の資産となる。

表63　厚生年金保険経理の運用状況（平成27年度～令和5年度）　（単位：億円）

年度	年金積立金額	運用実績 簿価 実現収益額	運用実績 簿価 収益率（%）	運用実績 時価 総合収益額	運用実績 時価 収益率（%）	資産構成（時価）	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	計
平成27	62,791	657	1.06	248	0.37	資産額	41,969	10,216	3,214	10,547	914	66,861
						割合（%）	62.77	15.28	4.81	15.78	1.37	100.00
28	61,271	1,434	2.36	3,500	5.38	資産額	34,976	12,415	4,028	12,602	3,386	67,407
						割合（%）	51.89	18.42	5.98	18.70	5.02	100.00
29	61,230	2,043	3.42	4,000	6.06	資産額	31,470	15,139	4,872	14,318	3,525	69,324
						割合（%）	45.40	21.84	7.03	20.65	5.08	100.0
30	61,846	1,776	2.97	1,352	1.99	資産額	27,817	15,290	6,429	16,339	3,642	69,516
						割合（%）	40.02	21.99	9.25	23.50	5.24	100.00
令和元	61,766	1,517	2.51	△2,764	△4.05	資産額	24,969	14,551	7,879	14,490	3,267	65,156
						割合（%）	38.32	22.33	12.09	22.24	5.01	100.0
2	64,256	3,784	6.25	15,568	24.29	資産額	24,396	19,371	15,761	19,902	2年度より国内債券	79,430
						割合（%）	30.71	24.39	19.84	25.06		100.0
3	67,130	4,038	6.40	4,800	6.12	資産額	22,976	19,726	18,679	21,685		83,066
						割合（%）	27.66	23.75	22.49	26.11		100.0
4	69,602	3,583	5.42	1,682	2.05	資産額	21,232	20,839	20,682	20,884		83,637
						割合（%）	25.39	24.92	24.73	24.97		100.0
5	73,134	5,706	8.44	19,322	23.66	資産額	24,266	26,012	24,354	26,152		100,785
						割合（%）	24.08	25.81	24.16	25.95		100.0

基本ポートフォリオ	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分	35.0%	25.0%	15.0%	25.0%
乖離幅	±30.0%	±10.0%	±10.0%	±10.0%
資産配分	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%
乖離幅	±15.0%	±10.0%	±15.0%	±10.0%

表64　退職等年金経理の運用状況（平成27年度～令和5年度）　（単位：億円）

年度	実現収益額	収益率（%）	資産構成	国内債券	短期資産	計
平成27	4	1.48	資産額	439	70	508
			割合（%）	86.3	13.7	100.0
28	35	3.42	資産額	1,552	36	1,588
			割合（%）	97.7	2.3	100.0
29	64	3.01	資産額	2,626	76	2,701
			割合（%）	97.2	2.8	100.0
30	66	2.04	資産額	3,755	69	3,825
			割合（%）	98.2	1.8	100.0
令和元	70	1.61	資産額	4,866	78	4,944
			割合（%）	98.4	1.6	100.0
2	72	1.33	資産額	5,973	88	6,061
			割合（%）	98.6	1.4	100.0
3	74	1.13	資産額	7,065	111	7,176
			割合（%）	98.5	1.5	100.0
4	73	0.96	資産額	7,968	304	8,272
			割合（%）	96.3	3.7	100.0
5	61	0.69	資産額	9,109	254	9,363
			割合（%）	97.3	2.7	100.0

基本ポートフォリオ	国内債券
資産配分	100.0%
資産配分	100.0%

表65　経過的長期経理の運用状況（平成27年度～令和5年度）　（単位：億円）

年度	実現収益額	収益率（%）	資産構成	国内債券	短期資産	計
平成27	242	3.71	資産額	5,354	1,218	6,572
			割合（%）	81.5	18.5	100.0
28	252	3.76	資産額	6,255	1,278	7,533
			割合（%）	83.0	17.0	100.0
29	138	1.92	資産額	5,754	1,248	7,002
			割合（%）	82.2	17.8	100.0
30	98	1.57	資産額	4,524	856	5,380
			割合（%）	84.1	15.9	100.0
令和元	36	0.79	資産額	2,889	1,032	3,921
			割合（%）	73.7	26.3	100.0
2	84	2.68	資産額	1,924	593	2,517
			割合（%）	76.4	23.6	100.0
3	204	11.94	資産額	－	1,193	1,193
			割合（%）	－	100.0	100.0
4	0	0.00	資産額	－	8	8
			割合（%）	－	100.0	100.0
5	△0	△0.00	資産額	－	26	26
			割合（%）	－	100.0	100.0

基本ポートフォリオ	国内債券
資産配分	100.0%
資産配分	100.0%

表66　退職等年金経理・経過的長期経理における組合への貸付金（平成27年度～令和5年度）　（単位：千円）

年度	年度末残高				
	総　計	（内）退職等年金経理		（内）経過的長期経理	
		計	総資産に対する割合	計	総資産に対する割合
平成27	65,849,706	11,938,899	22.62%	53,910,807	8.12%
28	51,359,112	32,284,883	20.21%	19,074,229	2.50%
29	36,733,366	26,976,194	9.95%	9,757,172	1.39%
30	18,995,551	15,111,732	3.95%	3,883,819	0.72%
令和元	10,520,309	8,687,733	1.75%	1,832,576	0.47%
2	3,565,154	3,441,717	0.57%	123,438	0.05%
3	1,145,947	1,145,947	0.16%	－	－
4	847,337	847,337	0.10%	－	－
5	－	－	－	－	－

※平成27年10月から令和3年度まで退職等年金経理・経過的長期経理で合同運用。
※令和3年度末に組合への貸付金は全て退職等年金経理へ移管した。
※令和4年4月1日に共済独自資産（貸付金・不動産）については保健経理（貸付勘定）へ寄託した。
※一部組合の福祉事業への貸付も含まれている。

表67　退職等年金経理・経過的長期経理における連合会福祉経理への貸付金（平成27年度～令和5年度）
（単位：千円）

年度	年度末残高								
	総　計	（内）退職等年金経理				（内）経過的長期経理			
		計	総資産に対する割合	（内）医療	（内）宿泊	計	総資産に対する割合	（内）医療	（内）宿泊
平成27	40,777,661	6,931,130	13.13%	4,611,312	2,319,818	33,846,531	5.10%	22,591,832	11,254,699
28	50,268,315	37,574,132	23.52%	30,882,912	6,691,220	12,694,183	1.67%	8,525,886	4,168,297
29	49,908,167	42,993,299	15.86%	37,167,909	5,825,390	6,914,868	0.98%	4,595,741	2,319,127
30	48,211,462	44,974,714	11.75%	40,626,879	4,347,835	3,236,748	0.60%	2,155,066	1,081,682
令和元	52,075,567	50,501,495	10.20%	48,128,725	2,372,770	1,574,072	0.40%	1,232,325	341,747
2	53,239,647	52,668,374	8.69%	47,096,433	5,571,942	571,273	0.23%	428,697	142,575
3	50,386,633	50,386,633	7.01%	44,107,842	6,278,791	－	－	－	－
4	45,433,686	45,433,686	5.49%	40,690,621	4,743,065	－	－	－	－
5	35,062,292	35,062,292	3.74%	35,062,292	－	－	－	－	－

※平成27年10月から令和3年度まで退職等年金経理・経過的長期経理で合同運用。
※令和3年度末に連合会福祉経理への貸付金は全て退職等年金経理へ移管した。
※令和4年4月1日に共済独自資産（貸付金・不動産）については保健経理（貸付勘定）へ寄託した。

表68　財政融資資金預託金年度末残高
（平成13年度～令和5年度）
（単位：百万円）

年度	資金運用部預託金（長期経理）
平成13	4,151,316
14	4,301,316
15	4,151,316
16	4,301,316
17	4,700,433
18	4,751,311
19	4,760,767
20	4,495,986
21	4,360,986
22	4,277,023
23	4,173,023
24	4,137,023
25	4,092,023
26	3,952,013

被用者年金制度一元化以降　（単位：百万円）

年度	厚生年金保険経理	経過的長期経理	退職等年金経理	計
平成27	3,212,569	325,444		3,538,013
28	2,902,569	539,000		3,441,569
29	2,665,699	520,000	59,000	3,244,699
30	2,376,345	420,000	123,500	2,919,845
令和元	2,104,940	270,000	163,500	2,538,440
2	1,820,852	185,000	216,700	2,222,552
3	1,607,162	－	254,200	1,861,362
4	1,404,154	－	285,200	1,689,354
5	1,174,154	－	362,700	1,536,854

第6章

長期給付諸業務の推移

第1節　新共済年金制度制定後（平成11年以降）

第1　全国年金相談会の開催

1　「臨時年金相談」の開催

「臨時年金相談所」（平成2年度からは「臨時年金相談」に改称）は昭和55年9月3日に連合会大阪共済会館で第1回が開催され、その後毎年開催されている。

臨時年金相談所を開催するに至った目的は、毎年、年金の制度改正が行われており、年金額の算定をはじめ年金制度が極めて複雑な仕組みとなっている。そのため、年金受給者や組合員などからの各種相談、照会の件数は増加の傾向にある。また、地方在住者には年金部の年金相談窓口を利用する機会がなく、相談などのサービスが十分に行き届かないことから年に一回、地方で年金に関する相談日を設けるというものであった。

その後、開催箇所は逐次増設が図られ、平成7年度では12回の開催、平成9年度は15回、平成10年度は16回を開催した（連合会『五十年史（上）』682－685頁）。

2　平成11年度以降の開催状況

平成11年度は、16か所で22回開催した。このうち毎年相談者の多い大阪については複数回の開催とし、これまで組合員に限定していた相談対象を年金受給者にも広げることとした。

平成12年度は、17か所で29回開催し複数回の開催を6大都市（札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡）に増やした。6大都市では前年度の大阪と同様に年金受給者も受け入れることとし、混雑緩和と待ち時間短縮のため、新たに受付時間の予約制を導入した。

平成14年度は、これまで「臨時年金相談」としていた名称を「全国年金相談会」と改称し、22か所で22回開催した。その後は、少なくとも3年間で東京都を除く46道府県で開催できるよう日程を調整するとともに、全ての開催地で組合員と年金受給者を相談対象とした。なお、混雑緩和と待ち時間短縮のため、組合員にも受付時間の予約制を導入することとした。この予約は各会場ごとに開催日の1か月前から受け付けることとし、相談内容を事前に確認することで効率よく年金相談を受けられるようにした。なお、広報については、開催日に合わせて事前に各共済組合の支部等にポスターで掲示することで周知を図った。

その後も徐々に開催地と回数を増やし、平成27年度では38か所43回開催した。

平成28年度は、被用者年金制度の一元化により、年金受給者においては在職老齢年金の計算及び年金を繰下げた場合の年金額、年金受給開始年齢に到達する間近の者においては年金の請求方法及び新たな様式となった年金請求書の記入方法等、多くの照会が見込まれたことから、1年間に46道府県（48か所）で67回開催と大幅に増やしており、その後も同程度の規模で開催を続けている。また、

平成29年度からは、年金請求者へのサービス向上を図るため、全国年金相談会に合わせて予約制の老齢厚生年金請求書の受付サービスを開始した。

令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、開催直前になって開催地での対面相談会を中止し、相談者の自宅への電話相談に変更せざるを得ない状況が続出した。このため、令和3年度からは新たな試みとして、連合会のネットワーク回線で年金部

表1　『KKR年金だより』No.131（令和3年5月）

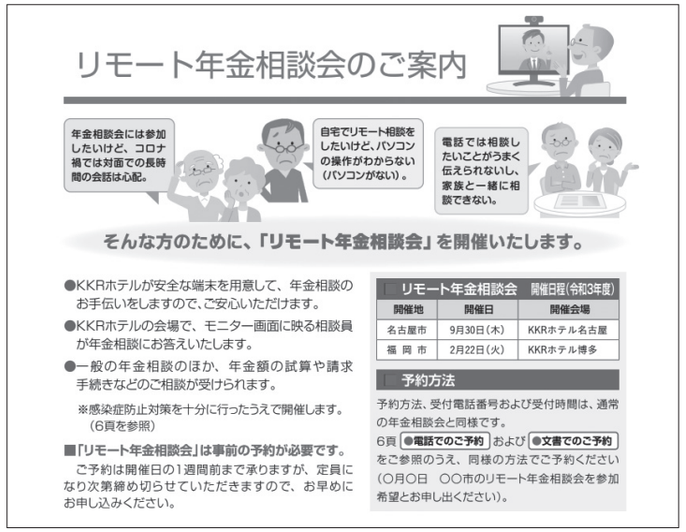

表2　直近5か年の開催箇所と開催回数（令和元年度～ 5年度）

年　度	開催箇所数	開催回数	備　　考
令和元年度	45	66回	
令和2年度	46	67回	開催地での対面相談は19回。 新型コロナウィルス感染症の影響により、開催地での相談会を中止し、電話相談での対応は48回。
令和3年度	45	69回	開催地での対面相談は47回。 東京と開催地の相談会場でPCを用いた「リモート年金相談会」は3回。 新型コロナウィルス感染症の影響により、開催地での相談会を中止し、リモート相談での対応は3回、電話相談での対応は16回。
令和4年度	45	67回	開催地での対面相談は58回。 東京と開催地の相談会場でPCを用いた「リモート年金相談会」は9回。 新型コロナウィルス感染症の影響による、開催地での相談会の中止はなし。
令和5年度	45	67回	開催地での対面相談は59回。 東京と開催地の相談会場でPCを用いた「リモート年金相談会」は8回。 KKRホテル大阪に「リモート年金相談」を常設・試行開始。

と相談会場（KKRホテル）を結び、パソコンの画面上で年金相談ができる「リモート年金相談会」（表1）を導入した。令和3年度は、KKRホテル大阪、同名古屋、同博多の3か所で3回開催し、令和4年度は、KKRホテル金沢、同熊本も加え5か所で計9回開催した。

令和5年度は、相談者が特に多い大阪地区に対応するため、KKRホテル大阪に「リモート年金相談」専用のブースを常設し、令和5年9月15日から通年予約制（前日までの予約）で年金相談が受けられるサービスを試行的に開始した（表2）。

第2　社会保険料及び個人住民税の年金からの特別徴収

1　介護保険料の特別徴収（平成12年10月）

介護保険法（平成9年法律第123号）が平成9年12月17日に公布され、介護保険制度が平成12年4月1日から施行された。

（1）介護保険制度の概要

①介護保険制度の目的

介護保険制度は「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うこと」を目的としている。

②介護保険の被保険者

第1号被保険者…市区町村の区域内に住所を有する65歳以上の者

第2号被保険者…市区町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

③保険料の徴収

介護保険事業に要する費用に充てる保険料は、第1号被保険者については市区町村が徴収し、第2号被保険者については医療保険者が徴収する。

④第1号被保険者の保険料額と徴収方法

第1号被保険者の保険料額は、保険者たる市区町村が政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定する。第1号被保険者の保険料の徴収方法は、被保険者の便宜を図るとともに、保険料を徴収する市区町村の事務量を軽減し、かつ、保険料徴収をより効率的で確実にするため、公的年金の支払いをする者（年金保険者）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を市区町村に納入させることとした（特別徴収）。

⑤特別徴収の開始時期

介護保険制度は平成12年4月1日から施行されたが、政府が決定した介護保険制度を円滑に実施する特別対策（平成12年9月末までの半年間は国民が新しい制度の下で、介護認定などの手続きや介護サービスの利用方法に慣れるまでの期間とし、第1号被保険者の保険料は徴収せず国が負担）により、市区町村は年金からの特別徴収の開始時期を平成12年10月定期支給期からとした（平成12年10月定期支給は8月、9月の2か月分であるが、保険料は平成12年10月、11月の2か月分を徴収している）。

（2）連合会における事務処理

①特別徴収の対象となる年金

公的年金から保険料を徴収する順序（年金の支払額が年間18万円以上である者に限る）は、

・国民年金法による老齢基礎年金及び老齢年金
・旧国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金
・旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例年金
・旧船員保険法による船員老齢年金及び船員通算老齢年金
・国家公務員共済組合法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
・農林漁業団体職員共済組合法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
・私立学校教職員共済法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
・地方公務員等共済組合法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

となっている。

したがって、国共済の年金については、昭和60年法改正前の旧共済法による退職年金等が対象となる。

②特別徴収対象者の通知

・連合会は毎年4月1日現在において、年金の支払額が年間18万円以上である特別徴収対象者のリストを作成し、受給権者情報として社会保険庁に通知する。
・社会保険庁は、通知を受けた受給権者情報を同庁の受給権者情報と突合し、特別徴収対象者を特定し、受給権者情報として市区町村に通知する。
・市区町村は、社会保険庁から通知を受けた特別徴収対象者について、保険者ごとの特別徴収額を社会保険庁に通知する。
・連合会は、市区町村の特別徴収の依頼を社会保険庁経由で受けて、特別徴収者に係る原簿を作成する。

③年金からの保険料の徴収

図1　保険料の特別徴収の基本的な事務処理の流れ

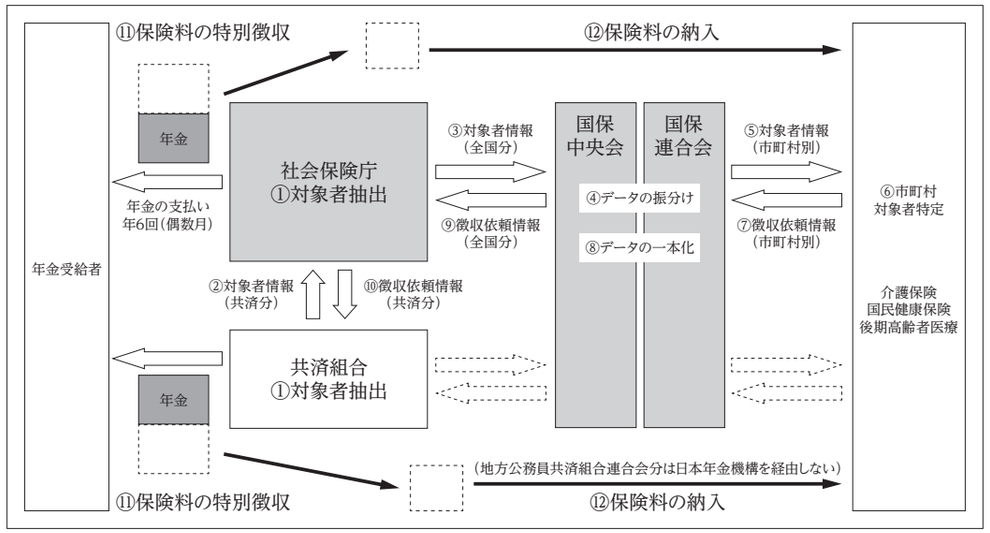

（厚生労働省「保険料（税）の特別徴収　～図解資料～」抜粋）

表3　特別徴収対象者の内訳

	旧共済法の年金者	うち特別徴収対象者（65歳以上、18万円以上）
退職年金	189,841人	185,959人
減額退職年金	74,722人	70,618人
通算退職年金	7,279人	6,233人
計	271,842人	262,810人

（注）船員老齢年金は退職年金に、船員通算老齢年金は通算退職年金に含む。

連合会は、毎定期支給期月に年金を支給する際、保険料を徴収し、市区町村に納入する。

④特別徴収対象者の死亡、支給額変更に伴う事務

連合会は、特別徴収対象者が死亡した場合、又は年金額の改定等により支給額が支給期月に徴収すべき保険料額未満となる場合は、特別徴収の停止を社会保険庁に通知する。

⑤過誤納した保険料の還付請求

連合会は、受給権者の死亡等により特別徴収した保険料が過誤納となったときは、その還付を市区町村に対して直接請求する。

国共済における保険料の特別徴収対象者26万2,810人（平成12年4月1日現在）

全年金受給権者…835,416人

うち退職給付の受給権者…615,538人

うち旧共済法の年金者…271,842人

うち特別徴収対象者…262,810人(表3)

(3) 特別徴収の対象となる年金の範囲拡大（平成18年10月）

保険料の特別徴収の対象となる年金は、「旧共済法」による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金であるが、平成18年10月の定期支給分からこれに加えて障害（共済）年金及び遺族（共済）年金が追加された。

なお、退職共済年金は、併せて支給される老齢基礎年金が優先して徴収されることから、特別徴収の対象外となっている。

2　国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の特別徴収（平成20年4月）

平成20年4月の定期支給期から、介護保険料に加え国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料も、年金から特別徴収が実施されることとなった。

(1) 特別徴収の対象となる年金

国共済において特別徴収の対象となる年金は、介護保険料と同様、「旧共済法」による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び障害（共済）年金、遺族（共済）年金で、支払額が年間18万円以上である場合である。

(2) 国民健康保険料の特別徴収の対象者

世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主で、年金の支払額が年間18万円以上である者。ただし、介護保険料と国民健康保険料の合算額が支給額の2分の1を超える場合は、国民健康保険料は特別徴収の対象者とされない。

(3) 後期高齢者医療保険料の特別徴収の対象者

75歳以上の被保険者及び65歳以上75未満の寝たきり等の被保険者で、年金の支払額が年間18万円以上である者。

ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が支給額の2分の1を超える場合は、後期高齢者医療保険料は特別徴収の対象者とされない。

3　個人住民税の特別徴収（平成21年10月）

平成21年10月定期支給期から介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「社会保険料」という）に加え、個人住民税も年金から特別徴収が実施されることとなった。

(1) 特別徴収の対象となる年金

国共済において対象となる年金は、「旧共済法」による退職年金、減額退職年金、通算退職年金で支払額が年間18万円以上の場合である。

個人住民税の場合、社会保険料と異なり対象となる年金は退職・老齢を支給事由とする年金に限られるが、「新共済法」による退職共済年金は、併せて支給される老齢基礎年金が優先して徴収されることから特別徴収の対象外としている。なお特別徴収額が年金の支払額を超える場合は特別徴収の対象としない。

(2) 個人住民税の特別徴収の対象者

前年中に公的年金等の支払いを受けた者で、特別徴収する年度の初日（4月1日）において年金の支払いを受けている65歳以上の者。

表5　平成21年定期支給期における住民税の特別徴収状況

定期支給期	市町村数	受給者数	徴収金額
平成21年10月	1,575	59,186人	788,505千円
平成21年12月	1,573	57,918人	766,682千円

第3　住基ネットシステムの活用

1　「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の公布等

住民の利便を増進するとともに、国及び公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項に「住民票コード」を加え、住民票コードを基に、①市区町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務の処理、②国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットシステム」という）を整備することを目的とする「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成11年法律第133号）が平成11年8月18日に公布された。

なお施行日については、「施行期日を定める政令」（平成13年政令第430号）により平成14年8月5日とされた。

2　住基ネットシステムの概要

住民票の記載事項として住民票コードを加えることとし、市区町村長は都道府県知事から指定された住民票コードを住民票に記載する。

住民基本台帳に記載されている者には、次の利便性が図られる。

①市区町村長から氏名、生年月日、性別、住所及び住民票コードを記載した住民基本台帳カードの公布を受けることができる。

住民基本台帳カードの公布を受けている者は、転出証明書を添付しなくても転入届を行うことができる。

②住所地の市区町村以外の市区町村においても、同一世帯の者に係る住民票の写しの交付を受けることができる。

都道府県知事は、国の機関等から事務の処理に関し、住民の居住関係（住所、生存）を

確認するための求めがあったときに限り、本人確認情報を提供する。

連合会が行う国共法に基づく年金である給付の支給に関する事務は、国の機関等の事務に該当する。

3　住基ネットシステムの活用

(1) 施行規則の改正

住基ネットシステムの稼働により、連合会が行う年金である給付の支給に関する事務については、本人確認情報の提供を受けることができることとなった。これを受け、連合会がこの本人確認情報（氏名、生年月日、性別及び住所等）を基に必要な事項を確認することで年金である給付の支給手続き時における負担の軽減を図ることとするため、「国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年財務省令第1号）が平成15年1月31日に公布され、平成15年4月1日から施行された。

(2) 住基ネットシステムを利用した年金受給権者の負担の軽減等

連合会は、毎定期支給期の前月において指定情報処理機関（「本人確認情報処理事務」を行う（財）地方自治情報センター）から本人確認情報の提供を受け、生存が確認できた受給権者に年金の支給を行うこととした。これにより、死亡等の届出が遅延することにより生じる過払い金の発生が事前に防止されるとともに、受給権者が毎年連合会に報告を行っていた身上報告書は原則廃止することとした。

また、受給権者の住所異動及び年金請求の際に必要としていた住民票等の添付も不要となった。この身上報告書の廃止等については、受給権者に対して『共済年金だより』No.76（平成15年1月）及び『共済年金だより』No.77（平成15年5月）で周知した（表5）。

また、年金請求の際に必要としていた住民票等の添付についても廃止することとし、平成15年3月に開催した「共済組合本部担当者会議」において各共済組合の担当者に周知を行った。

4　その後の各種届出の省略について（平成23年10月1日）

「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第59号）において、住基ネットシステムを活用することにより、日本年金機構に対する年金受給権者の死亡届等の提出を省略できることとされた。この改正を踏まえ、「国共法」においても「国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年財務省令第62号）により、平成23年10月1日から連合会が住基ネットシステムにより本人確認情報を取得できる場合には、以下の届書等の提出を省略できることとした（表6）。

①加給年金額対象者異動届
（死亡の場合に限る）
②住所変更届
③受給権消滅届
（遺族共済年金が支給される場合を除く）

5　日本在住の外国籍の受給者に対する現況確認

日本在住の外国籍の受給者に対しても、平成25年7月8日から現況（生存及び住所）確認を開始した。

表5　『共済年金だより』No.76（平成15年1月）及びNo.77（平成15年5月）

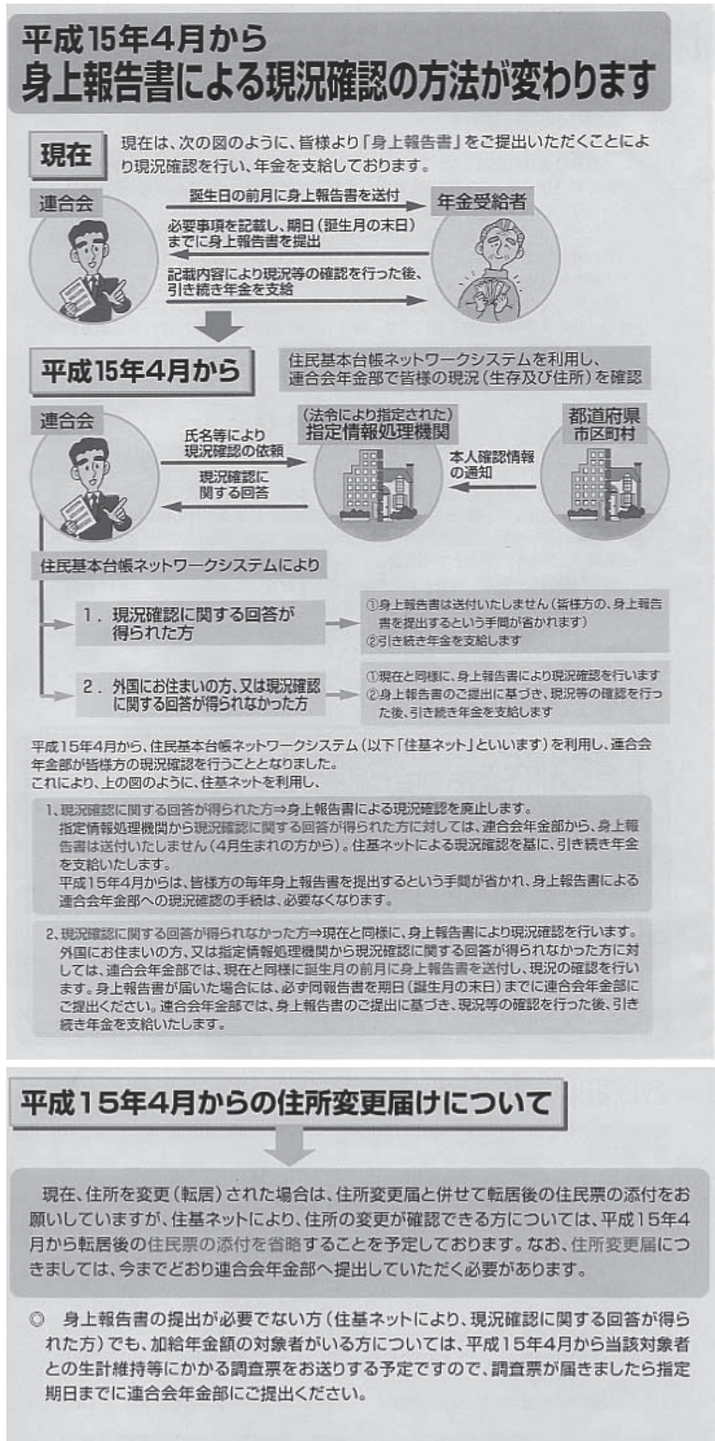

表6　『共済年金だより』No.102（平成23年10月）

平成23年10月より、連合会年金部に提出いただく
「住所変更届」は原則不要になりました

平成23年10月以降、連合会年金部では、住民基本台帳ネットワークから、年金受給者の皆様の住所変更情報を取得することができるようになりました。
このことにより、平成23年10月以降に住民票の住所が変更となった方は、連合会年金部への「住所変更届」の提出は**原則不要**になりました。

ただし、次の各項に該当する方は、引き続き「住所変更届」を提出していただく必要があります。

＊＊　引き続き「住所変更届」を提出していただく必要のある方　＊＊

1. 住民票記載住所に「○○様方」、「△△マンション」など表記を加えて届ける必要がある方
2. 成年後見を受けている方等で、成年後見人等の住所が変更となった方
3. 住民基本台帳ネットワークに参加していない地方自治体（東京都国立市、福島県東白川郡矢祭町）に住民登録されている方
4. 外国に居住している方
5. 日本に居住している外国籍の方

第4　『共済年金便利手帳』、「KKRねんきん案内」の送付

1　『共済年金便利手帳』（平成13年版～平成19年版）

年金受給権者へのサービス提供の観点から、平成13年3月に『2001年（平成13年）版国家公務員共済年金便利手帳』（85万冊）を初めて作成し、全年金受給権者に送付した。

この手帳は、①年金の支給日や通知書等の送付時期、その他手続を行う日程を記載したカレンダー、②年金の各種手続方法を案内したQ&A、③高齢者を対象とした各種相談窓口、④連合会の医療施設、宿泊施設等の一覧、⑤住所録、郵便料金表、年齢早見表などを掲載した。なお、連合会の宿泊施設を利用する際、この手帳を提示することで「KKR宿泊施設利用者証」を提示した場合と同じ割引を受けることができることになった。

平成14年1月送付の『2002年版』からは、1月から12月までの暦年仕様とし、新年に発行する『共済年金だより』No.73（平成14年1月）に同封して送付することとなり、平成18年12月送付の『2007年（平成19年）版』まで作成したが、予算の関係で廃止となった（表7、表8）。

2　「KKRねんきん案内」（平成21年～）

手帳を廃止したのち、年金受給者からは復活の要望が強かったことから検討の上、予算を抑えてコンパクトにした冊子「ねんきん案内」を平成21年1月に発行することとした。

この「ねんきん案内」は、年金に関する各種届出の案内を記載し、連合会の宿泊施設を利用する際、この冊子を提示することで組合員料金で利用できるようにした。なお被用者年金制度の一元化後である平成28年1月から、「ねんきん案内」は「KKRねんきん案内」と名称変更している（表9）。

表7　『共済年金だより』No.84（平成17年10月）の2006年版手帳送付の記事

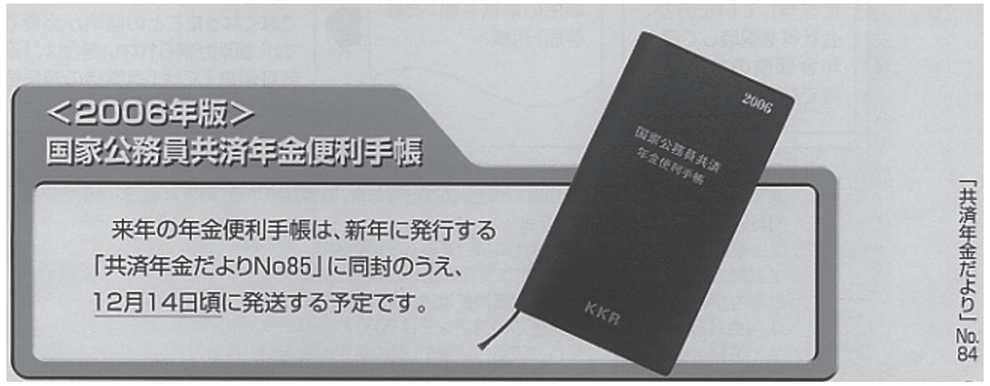

表8　『共済年金だより』No.90（平成19年10月）の手帳廃止の記事

国家公務員共済年金便利手帳の廃止について

国家公務員共済年金便利手帳の発行は平成18年度をもって廃止することになりました。このため、今年度から、国家公務員共済年金便利手帳はお送りしないこととなりますので、ご承知おき願います。皆様には長い間ご利用いただきまして有り難うございました。

「共済年金だより」No.90

表9　『KKR年金だより』No.115（平成28年1月）の「KKRねんきん案内」送付の記事

「KKR ねんきん案内」の同封について

年金カレンダー、年金に関する各種届出案内等を記載したコンパクトな「KKRねんきん案内」を同封しましたのでご活用ください。
なお、KKR宿泊施設をご利用いただく際、フロントに提示していただきますと、組合員料金でご利用いただけます。

第5　KKR年金スマート（旧情報提供）サービス

1　「霞が関WANを利用したオンラインシステム」による共済組合への情報提供

平成13年8月から連合会と各共済組合との間に「霞が関WANを利用したオンラインシステム」を構築することにより、連合会で管理している組合員の年金に関する情報を、共済組合本部においても確認できるようにした。

確認方法は、共済組合本部の指定した担当者が連合会の「霞が関WANを利用したオンラインシステム」のサーバにアクセスすることによる。これにより、共済組合においては組合員からの年金に関する照会に対し、迅速かつ的確に対応することが可能となった。

情報提供項目は、①連合会に登録されている標準報酬及び加入期間、②連合会に登録されている標準報酬に基づき共済組合が指定する年月までの期間による平均標準報酬月額、③連合会に登録されている情報に基づき共済組合が指定する年月までの期間による退職共済年金の年金額試算、であった。その後、繰上げ支給した場合の年金額試算、遺族給付の年金額の試算ほか各種の機能追加を行った。

しかしながら、情報提供はあくまで共済組合担当者向けであって、組合員自身が組合員期間や標準報酬の登録情報、年金額試算の情報を直接得ることはできなかった。

2　「KKR年金情報提供サービス」の開始

そこで、平成20年12月から組合員を対象にインターネットを利用した「KKR年金情報提供サービス」を開始した。

組合員は、本サービスを連合会に申請すると、ユーザーID及びパスワードが付与され、自身の操作で組合員期間や標準報酬の登録情報の確認、年金額試算を行うことができることとなった。なお、このサービスの利用時間は、当初、平日のみの9時～17時であったが、平成21年1月19日から9時～20時に延長し、平成21年4月からは24時間365日利用可能となった（表10）。

表10　KKR年金情報提供サービスの概要
（平成21年4月）

（1）利用対象者	現在組合員 （任意継続組合員を除く）
（2）提供情報	組合員期間情報、標準報酬等情報、年金額試算情報
（3）利用時間	24時間、365日利用可能
（4）情報入手の方法	連合会インターネットホームページ （http：//www.kkr.or.jp） ⇒「年金給付情報」 ⇒「KKR年金情報提供サービス」 ⇒「トップメニュー」
（5）利用環境	Microsoft Windows 2000、XP対応／ Internet Explorer 5.5（SP2）以上
（6）問合わせ先	国家公務員共済組合連合会年金部 年金情報提供サービス担当 TEL 03-3265-8141 平日9：00～18：00 （土日祝日・年末年始を除く）

平成22年1月31日現在の登録人数は7,171人、情報照会件数（平成21年度）は組合員期間情報8,305件、標準報酬等情報9,938件、年金額試算1万9,386件で合計3万7,629件であった。

3　「KKR年金情報提供サービス」の運用停止と再開

その後、本サービスは利用者の利便性向上のため改修を重ねていったが、平成27年6月、セキュリティ対策のためのシステム改修及び被用者年金制度の一元化後に送付開始となる「ねんきん定期便」情報の閲覧機能などの追加を行うため、運用を一旦停止した。当初、平成29年度の早い時期に再開を予定していたが、新たなインターネット環境における不正アクセスに対応する必要が生じたため、専門家の助言を受けた上でセキュリティ対策をより一層強化し、平成30年1月30日からの再開となった。

令和2年4月からは、利用対象を年金受給権者に拡大し、退職後に第1号厚生年金に加入した場合の「在職中支給停止後の支給額の試算」、組合員に対しては「退職年金分掛金の払込実績通知書の情報確認」の機能が新たに追加された。

令和3年12月時点の登録人数は4万6,696人、情報照会件数（令和2年度）は組合員期間情報7,957件、標準報酬等情報8,497件、年金額試算2万1,562件、その他（ねんきん定期便等）2万3,284件で合計6万1,300件であった。

4　「KKR年金スマートサービス」の開始

「KKR年金情報提供サービス」は、平成20年12月のサービス開始以来、各共済組合や利用者からの要望に応えながら、利用対象者の拡大や提供情報の追加等、サービスの向上を図ってきた。その一方で、システムについては導入から10年以上が経過しており、最新のデバイスやブラウザに対応していないこと、デザインや構成などが陳腐化していることなどが課題となっていたため、令和4年度にInternet Explorer11のサポートとサーバ機器のリースが終了することを機にシステムを刷新し、全面リニューアルを行うこととした。令和4年6月からサービスの運用を一旦停止し、約半年間にわたるシステム改修作業を行った上で、令和5年1月19日、まず年金受給者を対象とした「公的年金等の源泉徴収票」の電子交付サービスを開始し、令和5年4月18日からは、現在組合員、元組合員（待機者）を対象とした年金試算や年金記録の確認など、本来のサービスを全面的に再開した。また、サービス再開に当たっては、これまで堅いイメージのあった「KKR年金情報提供サービス」の名称を、若手職員の提案で「KKR年金スマートサービス」に改称することとした。

「KKR年金スマートサービス」は、スマートフォン等の各種デバイスやマイナポータルが利用できる各種ブラウザに対応しており、既存の年金試算や年金記録の提供機能を有する政府共通ネットワークシステムを活用し、マイナポータル上の民間送達サービス（e-私書箱）を利用して試算結果を提供するものとなっており、これまでの「KKR年金情報提供サービス」や郵送による通知よりもセキュアでコスト効率の高いシステム環境が構築された。また、これまでの「KKR年金情報提供サービス」では、利用の都度、連合会が発行したユーザーIDとパスワードの入力が必須であったが、「KKR年金スマートサービス」では、マイナンバーカードの申込時に設定した４桁のパスワードとマイナンバーカードの読込みだけで利用が可能となり、利用者にとって安全性、利便性の高いサービスを提供できることとなった（表11、表12）。

表11　KKR年金スマートサービスの概要（令和5年4月）

（1）利用対象者	現在組合員 元組合員（待機者） 年金受給者（退職、老齢の年金受給者に限る）
（2）提供情報	○現在組合員、元組合員（待機者） ・組合員期間情報、標準報酬等情報、年金額試算情報 ・「ねんきん定期便」の情報（KKR発送分に限る） ・「退職年金分掛金の払込実績通知書」の情報 ○年金受給者 ・公的年金等の源泉徴収票の交付（e-TAXによる確定申告に対応） ・在職老齢年金の支給額試算
（3）利用時間	24時間、365日利用可能
（4）情報入手の方法	連合会ホームページ（http://www.kkr.or.jp） ⇒年金相談・年金試算 ⇒ 2.年金見込額の試算について（KKR年金スマートサービス） ※事前にマイナポータルの利用者登録と民間送達サービス（ｅ-私書箱）のアカウント作成が必要
（5）問合せ先	KKR e-私書箱ヘルプデスク（野村総研） Eメール eshishobako-kk-help@nri.co.jp 電　話 050-1791-5544 平日9：00～17：30 （土日祝日、年末年始を除く）

表12　KKRホームページ（令和5年4月18日）

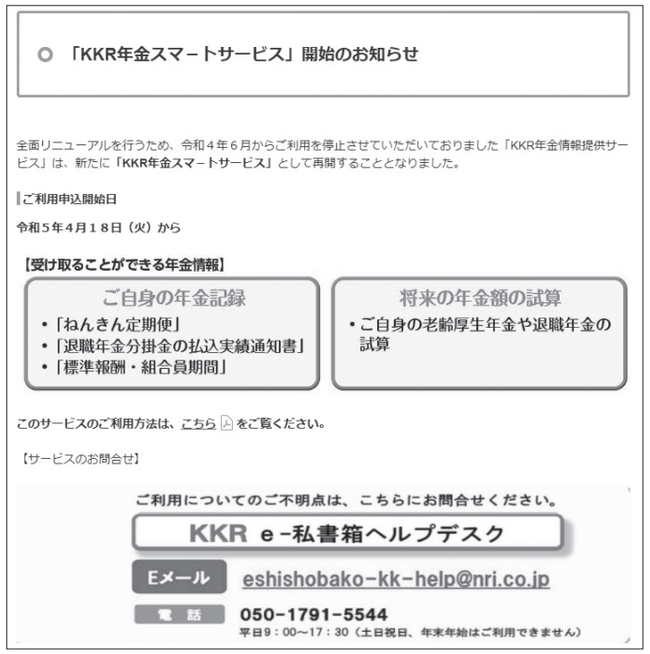

第6　東日本大震災の対応等

1　東日本大震災の対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害である。東日本各地での大きな揺れや大津波、火災などにより、東北地方を中心に12都道府県で1万8,423人の死者・行方不明者（令和4年3月1日現在で震災関連死を除く、警察庁発表）が発生した。この震災で東北地方のみならず関東地方まで延べ190市町村に災害救助法が適用され、連合会の年金受給者約11万6,000人が被災した。

連合会の年金業務に関しては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年5月2日法律第40号。以下「震災特別法」という）に基づく特例措置等により、被災区域の年金受給者の方々に年金を確実に届けられるよう迅速かつ的確な対応を行った。

（1）年金受給者の対応等

（a）年金部内で取り決めた事務処理対応

平成7年に発生した阪神・淡路大震災における対応実績をもとに、年金請求、各種届出、年金証書の再発行等の各手続きに係る事務処理を年金部内で取り決め、職員に周知の上、迅速に対応した。なお、年金の請求手続きについては、請求窓口となっている単位共済組合との連携が不可欠であることから、請求手続事務に関する質疑応答を作成し、平成23年3月25日付で各単位共済組合あてに通知した。

主な対応状況は次のとおりである。

①所定の様式によらず、本人確認を行った上で一時的な避難先である住所を登録し、本人の申出による居所あてに郵便物を送付した（処理件数　98件）。

②所定の様式によらず、本人確認を行った上で年金証書の紛失、消失等による再交付を行った（処理件数　263件）。

③所定の様式によらず、本人確認を行った上で年金加入期間確認通知書の発行を行った（処理件数　38件）。

（b）「震災特別法」に基づく特例措置

「震災特別法」では、国家公務員共済組合制度において、被災者となった組合員等の生活や健康を守ることを最優先の課題とし、年金に関しては次の二つの特例措置を講じた。

①行方不明となった者の遺族共済年金等の早期支給

震災により行方不明となった者の生死が3か月間分からない場合には、失踪宣告を待たずに、その者の死亡日を震災発生日の3月11日と推定して遺族共済年金等の死亡に係る給付を支給できるよう特例措置が講じられた。

該当する遺族から請求があった場合には、早期の支給に努めることとしていたが、実際に処理を行った実績はなかった。

②65歳に達する者の退職共済年金の請求手続きの特例

平成23年年3月1日から6月30日までに65歳に達する者で、被災地で特別支給（65歳前）の退職共済年金を受けている者については、本人からの請求がない場合であっても、65歳からの退職共済年金を決定することができるよう特例措置が講じられた。この特例措置に基づき退職共済年金の決定処理を行った件数は5件であった。

（2）定期支給の対応

震災発生後、4月定期支給に当たり金融機関の被災状況を調査したところ、被災地域に拠点を置く6信用金庫、5信用組合で振込取引等の取扱いが不能であることが判明した。これを受け、4月の定期支給の送金ができなかった時に備えた年金受給者への案内文書を準備するとともに、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会を通じ、復旧状況について情報収集を行った。その後、3月30日までにいずれの金融機関も取引が再開されたため、4月定期支給は通常どおり送金することができた。

また、6月定期支給以降については、住民基本台帳ネットワークシステムにより年金受給者の生存を確認し送金を行った。

（3）年金業務の運営体制

震災が発生した3月11日は、九段合同庁舎の事務室の使用が禁止されたため、業務を停止して職員全員が退庁したが、3月14日以降は、年金部職員の7割から8割程度の出勤が確保できたため、通常どおりの業務を実施した。

2　東日本大震災以外の震災の対応

（1）新潟県中越地震の対応

平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震では、延べ48市町村、約6,000人の年金受給者が被災した。地震後最初の年金支払となる12月定期支給においては、阪神・淡路大震災を契機に作成した事務取扱要領の効果もあり、滞りなく年金支給を行った。被災した年金受給者への対応として、扶養親族等申告書や加給対象者異動届といった提出書類の提出期限を延長するとともに、年金証書や源泉徴収票の再交付、住所の変更など所定の様式の提出を求める手続きについて、電話連絡による申請を可能とした。

（2）能登半島地震の対応

平成19年3月25日に発生した能登半島地震では、7市町村、約1,700人の年金受給者が被災した。地震後最初の年金支払となる4月定期支給においては、滞りなく年金支給を行った。被災した年金受給者への対応として、加給対象者異動届について提出期限を延長するとともに、年金証書や源泉徴収票の再交付、住所の変更など所定の様式の提出を求める手続きについて、電話連絡による申請を可能とした。

（3）新潟県中越沖地震の対応

能登半島地震から間もない平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震では、6市町村、約4,700人の年金受給者が被災した。地震後最初の年金支払となる8月定期支給においては、滞りなく年金の支給を行った。

被災した年金受給権者への対応として、年金証書や源泉徴収票の再交付、住所の変更など所定の様式の提出を求める手続きについて、電話連絡による申請を可能とした。

（4）岩手・宮城内陸地震の対応

平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震では、7市町、約5,100人の年金受給者が被災した。地震後最初の年金支払となる8月定期支給においては、滞りなく年金の支給を行った。被災した年金受給権者への対応として、年金証書や源泉徴収票の再交付、住所の変更など所定の様式の提出を求める手続きについて、電話連絡による申請を可能とした。

（5）熊本地震の対応

平成28年4月14日の前震、16日の本震、その後余震が続いた熊本地震では、46市町村が災害救助法適用市町村となり、約2万4,900人の年金受給者が被災した。最初の地震発生の翌日である4月定期支給においては、滞りなく年金の支給を行った。被災した年金受給権者への対応として、年金証書や源泉徴収票の再交付、住所の変更など所定の様式の提出を求める手続きについて、電話連絡による申請を可能とした。

（6）北海道胆振（いぶり）東部地震の対応

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、北海道の179市町村が災害救助法適用市町村となり、約10万1,200人の年金受給者が被災するなど被害が広範囲となったが、地震後最初の年金支払となる10月定期支給においては、滞りなく年金の支給を行った。被災した年金受給権者への対応として、年金証書や源泉徴収票の再交付、住所の変更など所定の様式の提出を求める手続きについて、電話連絡による申請を可能とした。

（7）令和6年能登半島地震の対応

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、47市町村が災害救助法適用市町村となり、約4万6,400人の年金受給者が被災した。地震後最初の年金支払となる2月定期支給においては、滞りなく年金の支給を行った。被災した年金受給権者への対応として、年金証書や源泉徴収票の再交付、住所の変更など所定の様式の提出を求める手続きについて、電話連絡による申請を可能とした。

第7　社会保障協定の制定

国際間の人的異動に伴い、自国と日本の公的年金制度の二重加入や年金受給資格の問題が生じていることを受け、適用調整や保険期間の通算を目的とした社会保障協定の締結が行われている。

2024年4月現在、日本は23か国と協定を署名済であり、連合会では当該締結に基づいた事務を執り行っている（表13）。

表13　社会保障協定締結国（2024年4月現在）

締結国	署名年月	発効年月	締結国	署名年月	発効年月
ドイツ	1998年4月	2000年2月	アイルランド	2009年10月	2010年12月
英　国（注）	2000年2月	2001年2月	ブラジル	2010年7月	2012年3月
大韓民国（注）	2004年2月	2005年4月	スイス	2010年10月	2012年3月
アメリカ	2004年2月	2005年10月	ハンガリー	2013年8月	2014年1月
ベルギー	2005年2月	2007年1月	インド	2012年11月	2016年10月
フランス	2005年2月	2007年6月	ルクセンブルク	2014年10月	2017年8月
カナダ	2006年2月	2008年3月	フィリピン	2015年11月	2018年8月
オーストラリア	2007年2月	2009年1月	スロバキア	2017年1月	2019年7月
オランダ	2008年2月	2009年3月	中　国（注）	2018年5月	2019年9月
チェコ	2008年2月	2009年6月	フィンランド	2019年9月	2022年2月
スペイン	2008年11月	2010年12月	スウェーデン	2019年4月	2022年6月
			イタリア（注）	2009年2月	2024年4月

（注）英国、大韓民国、中国及びイタリアとの協定については「保険料の二重負担防止」のみ。

第2節　被用者年金制度の一元化後

第1　KKR年金相談ダイヤルの開設

1　開設までの経緯

平成21年度までの電話による年金相談は、年金部の代表番号（03-3265-8141）で電話交換手が応答し、照会内容から各担当課に振り分けて対応し、担当課以外の一般的な照会については年金相談室が対応していた。

しかしながら、電話による相談件数は、年金制度の複雑化、年金受給者数の増加等により年々増える一方で、繁忙期は電話がつながらない状況が続いていた。この状況は、他の年金保険者においても同様であったが、日本年金機構における電話による年金相談は、全国に3か所のコールセンターを設置し外部委託により運営を行うことで、より多くの相談に対応できるものであった。そこで、連合会における電話相談についても、平成22年度以降次のような改善をしてきた。

①平成22年度　電話相談の業務に特化した派遣職員10人を年金相談室に配置
担当課の個別案件を除き、全ての照会に年金相談室が対応することとし、交換手が年金相談室に優先的に入電するようにした。

②平成24年度　年金部コールセンターを設置
業務委託契約に変更し、コールセンター専用室にオペレーター 22人を配置した。

③平成26年10月　オペレーターを30人に増員

2　KKR年金相談ダイヤルの開設（平成29年6月5日）

平成27年10月の被用者年金制度一元化以降、日本年金機構をはじめとする他の実施機関からの電話照会が増加した。

年金受給者等からの電話相談は、年金部の代表番号で電話交換手を経由して年金部コールセンターにつなぐ方法をとっており、この方法では相談内容を説明した後、再度コールセンターで同様の説明をすることになるため、相談者から「何度も同じ照会内容を言わなければならない」「時間がかかりすぎる」等々の苦情が寄せられ、その対応にも苦慮していた。

これを解消すべく、コールセンターが直接受電することで時間の節約を図り年金受給者等へのサービス向上を図るとともに、職員の電話対応を軽減させて年金決定に係る所要日数を減少させる観点から、平成29年6月5日に年金相談専用の「KKR年金相談ダイヤル」（ナビダイヤル0570-080-556）を開設した。

このダイヤルの機能として、①オペレーターの資質向上や不正発言の防止を図るとともに、聞き漏らしやトラブル対応に活用するため、年金受給者等との通話内容を事後に確認することができる「通話録音装置」、②事前に通話を録音する旨と混雑時のお待たせメッセージを案内する「音声応答装置」、③外線から着信時に稼働率の低い内線に優先的に自動分配することにより接続できずに放棄される件数を減少させる「着信自動分配機能」、が搭載された。

各共済組合本部や実施機関等には平成29年4月、文書による開設の告知をし、組合員には広報紙『KKR』（平成29年5月及び6月）による記事を掲載、年金受給者には『KKR年金だより』No.119（平成29年5月）（表14）による記事を掲載した。

表14　『KKR年金だより』No.119（平成29年5月）

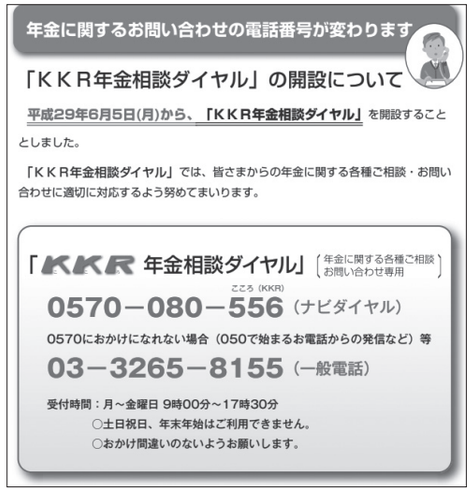
年金に関するお問い合わせの電話番号が変わります

「ＫＫＲ年金相談ダイヤル」の開設について

平成29年6月5日(月)から、「ＫＫＲ年金相談ダイヤル」を開設することとしました。

「ＫＫＲ年金相談ダイヤル」では、皆さまからの年金に関する各種ご相談・お問い合わせに適切に対応するよう努めてまいります。

「KKR 年金相談ダイヤル」（年金に関する各種ご相談 お問い合わせ専用）

0570－080－556（こころ（KKR））（ナビダイヤル）

0570におかけになれない場合（050で始まるお電話からの発信など）等

03－3265－8155（一般電話）

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時30分

○土日祝日、年末年始はご利用できません。

○おかけ間違いのないようお願いします。

3　失権連絡専用ダイヤルの新設（令和元年12月）

「KKR年金相談ダイヤル」の開設後、電話による年金相談は原則として年金部コールセンターのオペレーターが直接対応することとなったが、このうち年金受給者の死亡連絡については、他の相談と比べて毎月一定の受電件数があり、かつ、対応時間が長くなるという傾向があった。

このため、「KKR年金相談ダイヤル」に係る応答率を上昇させ、年金受給者等への更なるサービス向上を図る観点から、令和元年12月、死亡連絡専用の「失権連絡専用ダイヤル」（ナビダイヤル0570-055-030）を新設し、オペレーター 4人を配置した（『KKR年金だより』No.127(令和元年12月)表15)。

第2　マイナンバー制度の導入

1　マイナンバー制度の概要

行政の効率化、国民の利便性の向上及び公平・公正な社会の実現を目的とした「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という）が平成25年5月31日に公布され、平成28年1月1日より個人番号（マイナンバー）制度が導入された。マイナンバー制度導入のポイントは次のとおりである。

①行政の効率化
これまで、行政手続きの事務処理については国や地方公共団体などで様々な情報の照合、転記、入力に相当な時間と労力を要していた。
マイナンバー制度の導入後、国や地方公共団体の間で情報連携が始まると、マイナンバーの提示、申請書へのマイナン

表15　『KKR年金だより』No.127（令和元年12月）

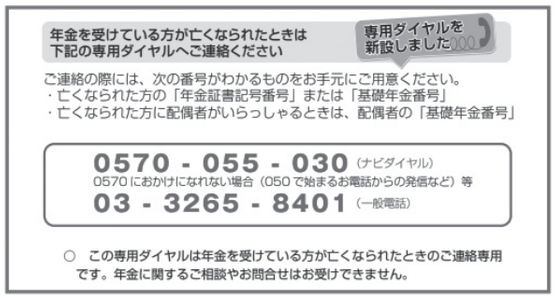
年金を受けている方が亡くなられたときは下記の専用ダイヤルへご連絡ください

専用ダイヤルを新設しました

ご連絡の際には、次の番号がわかるものをお手元にご用意ください。
・亡くなられた方の「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」
・亡くなられた方に配偶者がいらっしゃるときは、配偶者の「基礎年金番号」

0570 - 055 - 030（ナビダイヤル）

0570 におかけになれない場合（050 で始まるお電話からの発信など）等

03 - 3265 - 8401（一般電話）

○　この専用ダイヤルは年金を受けている方が亡くなられたときのご連絡専用です。年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。

バー記載などをすることにより、事務処理の時間と労力が大幅に削減される。

②国民の利便性の向上

これまで、行政手続きについては市区長村役場、税務署、年金事務所など複数の機関を回って書類を入手し、提出する必要があった。

マイナンバー制度の導入後は、社会保障・税関係の申請時に、住民票、所得証明書などの添付書類が省略できるようになり、国民の負担が軽減される。また行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスの通知を受け取ることも可能となる。

③公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができる。

2　年金業務におけるマイナンバーの利用

番号法の施行により、平成28年1月から、まずは社会保障（年金、医療保険、雇用保険等）、税、災害対策分野の手続き等でマイナンバーの利用が開始された。

年金業務においては、年金証書番号や基礎年金番号と同様にマイナンバーによる年金相談や照会ができることとなり、マイナンバーを活用した情報連携では、実施機関と地方公共団体等との間で情報照会、情報提供が順次実施され、年金請求時の添付書類や各種届出が省略できるようになった。一方で、マイナンバーの利用に当たっては、番号法において、「利用範囲」等が厳格に定められており、特定個人情報（個人番号を含む個人情報をいう）が法令に定められた範囲を超えて利用されることがないよう、適正な取扱いを確保しなければならないことから、連合会では年金業務におけるマイナンバーの適正な取扱いを定めるための内部規程を制定した。

（1）マイナンバーを利用できる事務の利用範囲

マイナンバーを利用できる事務は、番号法で定める①「個人番号利用事務」と②「個人番号関係事務」に限定されており、年金業務の場合、その利用範囲については、それぞれ次のとおり規定されている。

①「個人番号利用事務」（番号法第2条第10項、第9条第1項）

「個人番号利用事務」とは、番号法第2条第10項で「行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう」と規定され、その「利用範囲」については、第9条第1項で「別表第一の上欄に掲げる行政機関等は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人情報を利用することができる」と規定されている（表16）。

②「個人番号関係事務」（番号法第2条第11項）

「個人番号関係事務」とは、番号法第2条第11項で「個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう」と規定されており、その「利用範囲」については、第9条第4項で「所得税法第226条（源泉徴収）の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関による事務の処理に関して必要とされる他人の個人情報を記載した書面の提出事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる（抜粋）」と規定されている（表17）。

（2）連合会が定めた内部規程

連合会では番号法に基づき、年金受給権者等に係る個人番号利用事務等の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めることを目的とした「国家公務員共済組合連合会年金関係個人番号利用事務等取扱規程」（平成27年12月28日共済連本年第266号。以下「年

表16　別表第一（第9条関係）抜粋

24　厚生労働大臣又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）	厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
29　国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
86　厚生労働大臣又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）による文書の受理及び送付又は保有情報の提供に関する事務であって主務省令で定めるもの

表17　別表第一（第9条関係）　抜粋

38　国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第2条第4号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

表18　個人番号利用事務の範囲等（第3条）

個人番号利用事務の範囲	特定個人情報等の範囲
組合員等の資格管理に係る事務	組合員等の個人番号、氏名及び住所その他必要な事項
年金等給付の決定に係る事務	年金受給権者及び加給年金額加算対象者の個人番号、氏名及び住所その他必要な事項
年金等給付の支払に係る事務	年金受給権者及び加給年金額加算対象者の個人番号、氏名及び住所その他必要な事項
年金等給付に係る相談事務	年金受給権者又は組合員等の個人番号、氏名及び住所その他必要な事項

表19　個人番号関係事務の範囲等（第4条）

個人番号関係事務の範囲	特定個人情報等の範囲
年金等給付による源泉徴収票等作成事務	年金受給権者及びこれらの者の扶養親族の個人番号、氏名及び住所その他必要な事項

金関係利用事務規程」という）を制定した(注)。

この「年金関係利用事務規程」では、第3条で番号法に基づく「個人番号利用事務」の範囲等（表18）を、第4条で番号法に基づく「個人番号関係事務」の範囲等（表19）を規定した。

（注）連合会における個人番号関係事務（年金業務を除く）に関する取扱いについては、別途「国家公務員共済組合連合会特定個人情報等取扱規程（平成27年12月22日。共済連本総第257号）」を制定している。

3　マイナンバーを利用した情報連携

マイナンバーを利用した情報連携とは、番号法に基づき、情報提供ネットワークシステムを用いて行政機関等同士で行政手続に必要な情報のやり取りを行う仕組みであり、これにより、国民が各種行政手続での添付書類が省略できるようになった。

（1）特定個人情報の提供の制限等

番号法第19条では「何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない」と規定されており、特定個人情報の提供については、同条第1号から第17号に該当する場合に限られている。このうち、第8号では「別表第二の第一欄に掲げる者（情報照会者）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（情報提供者）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。」と規定されており、連合会では、当該規定に基づき情報連携を行っている。

（2）情報照会と情報提供

マイナンバーを利用した情報連携は、一定期間の試行運用を経て、実施機関から地方公共団体等への情報照会については令和元年7月1日から、実施機関から地方公共団体等への情報提供については令和元年10月30日から、それぞれ本格運用を開始した。

連合会から地方公共団体等へ情報照会する内容は、年金決定事務に必要な住民票関係情報、地方税（所得）関係情報、雇用保険適用関係情報であり、これまで年金請求者は、年金請求の際に必要であった住民票、課税証明書、雇用保険被保険者証等の添付書類が省略できるようになった（表20）。

連合会から地方公共団体等へ情報提供する内容は、主に児童扶養手当や生活保護等の申請手続に必要とされる年金額情報であり、これまで文書でのやり取りを行っていた事務処理が簡略化されることとなった。

なお、情報連携により取得した各種情報は年金請求時の添付書類の省略だけでなく、年金請求書とともに電子展開することにより日本年金機構など他の実施機関との間で情報を共有することとなり、各実施機関も画一化された帳票による内容審査が可能となった。

4　年金業務におけるマイナンバーの主な対応状況

年金業務におけるマイナンバーの主な対応状況については表21のとおりである。

表20　マイナンバーを利用した情報連携（KKRホームページ、令和元年9月11日）

○マイナンバーを利用した情報連携について

令和元年7月1日から、年金の手続きに関して、国家公務員共済組合連合会（KKR）と地方自治体等との間でマイナンバーを利用した情報連携（照会）が行えるようになり、これまで年金の手続きの際にご提出いただいていた添付書類の一部が省略できるようになりました。

❖ KKRから地方自治体等への情報照会【令和元年7月1日開始】

KKRから地方自治体等に対してマイナンバーを利用して必要な情報の照会を行うことによって、年金の手続きを進めることができるようになりました。
これにより、下の表のとおり、年金の請求や届出に必要な添付書類の一部が省略することができます。(注)

手続例	提出を省略することができる書類
・老齢厚生年金の請求手続き （加給年金額加算対象者がいる場合） ・障害厚生年金の請求手続き （加給年金額加算対象者がいる場合） ・遺族厚生年金の請求手続き	住民票、所得証明書、課税（非課税）証明書
・未支給年金の請求手続き	住民票

（注）すべての書類の提出が省略されるわけではありませんので、ご注意ください。

表21　年金業務におけるマイナンバーの主な対応状況

対応状況	年　月
・「国家公務員共済組合連合会年金関係個人番号利用事務等取扱規程」制定	平成27年12月
・年金受給権者及び扶養親族等に係るマイナンバーを取得	平成28年 8月
・マイナンバーによる年金相談等の受付を開始	平成29年 1月
・年金関係の各種申請・届出等の様式を変更し、基礎年金番号の他、マイナンバーを記載した手続きの開始	平成30年 3月
・連合会から地方公共団体等への情報照会の本格運用開始	令和 元年 7月
・連合会から地方公共団体等への情報提供の本格運用開始	令和 元年10月
・年金受取口座について公金口座の情報連携開始	令和 4年10月
・マイナポータルを利用した「KKR年金スマートサービス」のうち	
「公的年金等の源泉徴収票」の発行サービス開始	令和 5年 1月
「年金試算、記録確認等」のサービス開始	令和 5年 4月
・戸籍情報の情報照会開始	令和 6年 3月
・連合会から地方公共団体への組合員資格記録の情報提供開始	令和 6年 6月

第3　障害認定に関する業務

令和2年度以降の障害認定に関する業務については、それまでの「障害認定審議会規程」を廃止し、新たに制定した「障害認定委員規程」（表22）に則り、障害認定委員が障害の状態の認定を行い、その庶務は年金部年金専門役障害認定担当（令和4年4月からは年金部障害給付課）が行うこととした。令和2年度から障害認定を行った件数については、表23のとおりである。

表22　障害認定委員規程

障害認定委員規程（令和元年12月4日共済連本年第190号）

（設置）

第1条　国家公務員共済組合連合会は、障害厚生年金等の給付に係る障害の状態の認定を行うため、障害認定委員（以下「委員」という。）を置く。

（委員の職務）

第2条　委員は、国家公務員共済組合連合会理事長（以下「理事長」という。）の委嘱に基づき、次の各号に掲げる給付に必要とされる障害の状態を認定するものとする。

（1）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の規定による長期給付

（2）被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第36条第5項の規定による改正前の国家公務員共済組合法による職域加算額

（3）一元化法附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の国家公務員共済組合法による年金である給付及び旧国家公務員共済組合法による年金である給付

（4）一元化法附則第41条第1項の規定により支給される年金である給付

（5）国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金

（委員の委嘱）

第3条　委員は、理事長が医師に委嘱する。

（委員の任期）

第4条　委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任することができる。ただし、次の各号の一に該当する者は、再任することができない。

（1）再任が2回を超えるとき

（2）任期満了前に70歳を超えるとき

（認定の基準）

第5条　障害の状態の認定は、次の各号に掲げる規定等による。

（1）国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表

（2）厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）別表第1又は別表第2

（3）国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第344号）による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）別表第1

（4）国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）による改正前の国家公務員等共済組合法別表第3

（5）厚生労働省が定める国民年金・厚生年金保険　障害認定基準

（6）厚生労働省が定める国民年金・厚生年金保険　精神の障害に係る等級判定ガイドライン

（認定結果）

第6条　委員は、障害の状態の認定結果を速やかに理事長に回答しなければならない。

2　理事長は、前項に掲げる回答が第2条に掲げる給付の統一的な決定等に支障があると認めるときは、その理由を付して委員に再認定を求めるものとする。

（報酬等）

第7条　委員の報酬は、別表に定める額とし、原則、毎年度の各四半期の翌月に当該額を支給する。ただし、再任しないとき又は解嘱したときは、この限りでない。

（その他）

第8条　この規程により難い特別の事情がある場合には、理事長の承認を得て、別途処理することができるものとする。

附　則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基礎金額	64,750円	64,750円	64,750円	64,750円
1件当たりの金額	770円	770円	770円	770円

表23　年度別障害認定件数（令和2年度～5年度）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新　規	1,251	1,295	1,367	1,394
再認定	1,749	8,148	4,977	2,708
合　計	3,000	9,443	6,344	4,102

第4　新型コロナウイルス感染症の対応

1　年金受給者が提出する届書の提出期限の延長

（1）新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取扱い

日本国内では令和2年1月16日に初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されると、その後急速に感染が拡大していった。同年4月7日には最初の緊急事態宣言が発令され、5月25日に解除された。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることが喫緊の課題となり、年金受給者が外出を控え、患者・感染者と接触する機会を避ける等の観点から、厚生労働省年金局は、令和2年3月6日付で日本年金機構宛に事務連絡（表24）を発出し、当面の間、年金受給権者から届書の提出がなかったとしても、年金の差止めを行わないこととした。

これを受け、財務省主計局給与共済課は、令和2年3月9日付で連合会理事長宛に事務連絡（表25）を発出し、連合会が支給する年金においても日本年金機構と同様の取扱いを

することとし、連合会は令和2年2月末日以降に提出期限がある届書については、提出ができない場合でも、当面の間、年金の差止めを行わない取扱いとすることとした（表26）。

表24　事務連絡

事　務　連　絡
令和2年3月6日

日本年金機構年金給付業務部門担当理事　殿

厚生労働省年金局事業管理課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため受給権者等から届書等の提出がない場合に年金の差止めを行わないことについて

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）、障害の程度の診査が必要な受給権者等及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに生計維持確認届、障害状態確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を毎年（障害状態確認届については厚生労働大臣が指定した年）、日本年金機構に提出しなければならず、正当な理由がなくこの届出がないときは、年金及び年金生活者支援給付金の支払が一時差止めになる。

目下、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることが重要であり、受給権者等が患者・感染者との接触機会を減らす等の観点から、外出を控え、これに伴って届出等の提出が遅延したとしても、やむを得ない理由によるものと考えらえれる。

このため、当面の間、受給権者等から届書等の提出がなかったとしても年金及び年金生活者支援給付金の支払を差止めないこととし、令和2年2月末日が指定期限日となる者からこの取扱いとされたい。

表25　事務連絡

事　務　連　絡
令和2年3月9日

国家公務員共済組合連合会理事長　殿

財務省主計局給与共済課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため受給権者等から
届書等の提出がない場合に年金の差止めを行わないことについて

今般、厚生労働省から日本年金機構に対し、別添のとおり事務連絡が発出されましたので、国家公務員共済組合連合会が支給する年金においても、同様の取扱いとしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

表26　『KKR年金だより』No.128（令和2年5月）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための特別対応について

年金を受けている方で、以下の届書の提出が必要な場合、誕生日の属する月の末日を提出期限としてこれらの届出のご提出をお願いしていますが、提出が遅れたり、提出されていないときは、年金の支払いが一時止まることとなります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることが重要であり、また外出による感染リスクを伴うことから、令和2年2月末日以降に提出期限がある当該届書（2月以降に誕生月がある方の届書）については、提出ができない場合でも、当面の間、年金の支払いを止めない取扱いを行っておりますので、お知らせいたします。

〈対象となる届書〉
○ 身上報告書
○ 加給年金額対象者に係る届出
○ 診断書および障害状態等に関する届出書

（2）対象となった届書等

①身上報告書

身上報告書による年金受給者の現況確認は、住民基本台帳ネットワークシステムの導入に伴い平成15年4月から基本的に廃止となっているが、同システムによる現況確認を行うことのできない外国居住者等の年金受給者については、引き続き身上報告書による現況確認が毎年必要となる。この身上報告書の提出期限が令和2年2月末日から同年6月末日までの者について、提出期限を令和2年7月末日までに延長した。この対象者は123人であった。

②加給年金額対象者に係る届出

配偶者又は子が加給対象者となっている年金受給者の場合、加給対象者が引き続き受給権者によって生計維持関係がある

こと等を記載した所定の届出の提出が毎年必要となる。この届出の提出期限が令和2年2月末日から同年6月末日までの者について、提出期限を令和2年7月末日までに延長した。この対象者は90人であった。

③診断書及び障害状態等に関する届出書

障害年金等を受給している者は、障害の程度を診査するため、診断書及び障害状態等に関する届出書（以下「診断書等」という）の提出が必要である。

この提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの者について、提出期限をそれぞれ1年間延長し、対象者には個別に「お知らせ」を送付した。

なお、延長後の提出期限の前に症状が悪化した場合は、増額改定の請求を行うことができることとした。

（3）1年間延長後の診断書等提出にかかる特例措置

令和3年1月8日に第2回目の緊急事態宣言が発出されたことにより、提出期限が1年間延長された者（当初提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの者）及び提出期限が令和3年3月末日から11月末日までの者について、提出期限までに診断書等の提出がなかった場合でも、障害年金等の差止めを行わないとする特例措置（以下「差止め猶予」という）が講じられた。

第2回目の緊急事態宣言は令和3年3月21日に解除されたが、1か月後の4月25日には第3回目の緊急事態宣言が発出され、その後終了期間の延長及び再延長、まん延防止等重点措置への移行と続き、7月12日に第4回目の緊急事態宣言が発出されたことにより、その都度差止め猶予期限を延長した。

第4回目の緊急事態宣言は令和3年9月30日で終了したので、最終的な差止め猶予期限については、次のとおりとなった。

①提出期限が令和3年2月末日である者について、令和3年11月末日までに診断書等が提出された場合は、障害年金等の差止めを行わない。

②提出期限が令和3年3月末日から11月末日までの者について、令和3年12月末日までに診断書等が提出された場合は、障害年金等の差止めを行わない。この最終的な差止め猶予を含めた対象者は、6,601人であった。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、（1）～（3）の他、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する受給権者で提出期限が令和2年2月末日以降である者についても、届書の提出がない場合は年金の差止めを行わないこととした。

2　年金相談業務の対応

（1）年金相談窓口

年金相談室に設置している相談窓口の業務は、令和2年4月7日の緊急事態宣言の発令を受け、令和2年4月8日から5月25日まで休止した。その後、緊急事態宣言の解除により5月26日から窓口業務を再開したが、来訪者に対しては、入庁時にマスク着用と検温、年金相談受付時には手指の消毒を要請し、職員側もマスク着用と年金相談ブースに対面用アクリル板を設置するなど、感染防止対策を徹底した。

（2）全国年金相談会

毎年全国展開している全国年金相談会は、年金相談窓口と同様に緊急事態宣言の発令を受け、令和2年4月から9月までに予定していた開催をすべて中止し、電話相談に変更した。その後も、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施されたときは、やむを得ず現地での対面相談を中止し、電話相談に変更することとした。

このような中、令和3年度には新たな取組みとしてコロナ禍でも安心して年金相談を受けてもらえるよう、リモート形式での年金相談会を試行することとし、まずKKRホテル大阪、名古屋、博多の3会場で開催した。令和4年度は、さらにKKRホテル金沢、熊本に開催地を広げ、5会場でリモート年金相談会を開催した（詳細については「全国年金相談会の開催」第6章第1節第1参照）。

（3）KKR年金相談ダイヤル

KKR年金相談ダイヤルのコールセンター（電話相談業務）は、庁舎2階のコア（中央）部分にある事務室で常時三十数人のオペレーターで運用していたが、室内が狭隘化している状況であったため、緊急避難的に同じ2階にある会議室を活用することとし、オペレーターを2室に分散して業務を行うこととした。会議室を臨時のコールセンターに整備するための準備期間（令和2年4月10日から4月22日）については、オペレーターを半減して電話相談業務を行った。

3　研修会等の対応

（1）資格・標準報酬管理事務研修会

毎年5月から6月まで、全国主要都市で共済組合事務担当者を対象にした「資格・標準報酬管理事務研修会」を開催し、標準報酬等の管理や通知手続について説明を行っているが、令和2年度はやむを得ず中止することとし、各地区の共済組合事務担当者には研修会用に作成した資料を送付した。令和3年度以降は、従来の集合型の研修会に代えて、eラーニング方式（インターネットを利用した学習）での研修用動画を作成し共済組合事務担当者に配信した。

（2）長期給付実務研修会

毎年9月から11月まで、全国主要都市で共済組合事務担当者を対象に長期給付実務研修会を開催し、年金の受給要件や請求手続きについて説明を行っているが、令和2年度は、KKRホテル東京の会場で共済組合本部担当者と年金部の担当職員のみを出席者とした少人数での開催とし、日程も2日から1日に短縮した。各地区の共済組合事務担当者には、東京会場で開催した研修会の講義を撮影した動画を作成し配信した。令和3年度以降は、従来の集合型の研修会に代えてeラーニング方式での研修用動画を作成し共済組合事務担当者に配信した。

4　年金部の勤務体制と事務処理体制

年金部では、令和2年4月7日に初めて緊急事態宣言が発令された以降、職員の感染防止対策の観点から、勤務時間の短縮、変更、テレワークの導入など勤務体制の縮小を図りながら年金業務を継続した。

この間、年金受給者の生活に直接関係する業務を最優先に行うこととした事務処理体制を構築し、オフィスワークの職員が少ないなかでも、年金の支給は確実に行い、年金決定業務についてもほぼ停滞することなく進めることができた。

なお、年金部のテレワークについては、個人情報を取り扱う事務処理が多くセキュリティリスクがあることから年金の業務部門は原則として実施せず、管理課や業務企画課な

ど管理部門の一部が実施するにとどまった。

第5　共済年金担保貸付制度の原則廃止

1　恩給担保貸付制度の沿革

昭和13年、恩給担保貸付をその業務とする金融機関として恩給金庫(「恩給金庫法」(昭和13年法律第57号))が設立された。

太平洋戦争終結後、昭和21年2月に旧軍人軍属の恩給が廃止となったことや、昭和24年6月に国民金融公庫(「国民金融公庫法」(昭和24年法律第49号))が設立されたことに伴い、恩給金庫は廃止となった。

昭和28年8月に公布された恩給法の一部改正（昭和28年法律第155号）により軍人軍属の恩給が復活するとともに、恩給法第11条が改正され、恩給は国民金融公庫及び別の法律で定める金融機関の担保に供することができることとなった。

その後、昭和29年5月10日「国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」（昭和29年法律第91号。以下「恩給担保法」という）により、国民金融公庫のみが恩給担保融資を行う金融機関となった。

2　共済年金担保金融関係事務の開始（昭和30年1月1日）

昭和29年7月1日に公布された「市町村職員共済組合法」（昭和29年法律第204号）附則第39項「国家公務員共済組合法の一部改正」及び附則第48項「国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正」により、年金受給権を担保に供して国民金融公庫から融資を受ける道が開かれ、同公庫が行う共済年金担保融資業務は昭和30年1月1日から始められた。そして連合会から支給される年金を担保とする融資の返済は、連合会が毎支給期の支払い額を公庫支所の取引銀行又は郵便振替貯金口座へ振り込むことによって行うこととなった（連合会『五十年史（上）』297、298頁）。

したがって、本来は恩給を担保に貸付を行うものであったが、担保の対象を恩給等とし、共済年金も対象となった。

3　国共済法（新法）以降、被用者年金制度一元化までの共済年金担保貸付制度

昭和34年以降も引き続き共済年金担保貸付制度は維持され、国共済法第49条（給付を受ける権利の保護）ただし書きにおいて、「年金である給付を受ける権利を国民金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない」と例外規定を置いた。

昭和47年5月15日、沖縄の本土復帰に伴い、「沖縄振興開発金融公庫法」（昭和47年法律第31号）により、沖縄振興開発金融公庫が沖縄県に住所を有する者に対して共済年金担保融資業務を行うこととなった。

①平成11年10月1日、国民金融公庫は国民生活金融公庫に承継。

②平成20年10月1日、国民生活金融公庫は（株)日本政策金融公庫に承継。

その後、平成22年の行政刷新会議の事業仕分けによる判定及びその閣議決定（詳細は次項）により、国民年金・厚生年金受給者に対する年金担保貸付事業の廃止に向けた事業規模の段階的な縮減措置が行われることに伴い、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行っている恩給・共済年金担保貸付事業についても、恩給担保は維持するものの、共済年金担保に関しては平成25年から貸付限度額の引下げ等による規模の事業縮減を開始した。

具体的には、貸付額は平成24年までは年金の年額の3年分の範囲内で250万円が限度となっていたが、平成25年1月からは年金の年額による上限の範囲を3年分から毎年0.2年ずつ縮小することとし、加えて250万円限度についても、使途が生活資金の場合は100万円限度に引き下げた（表27）。

表27　年金の年額による上限の縮小

～平成24年	3.0年分		
平成25年～	2.8年分	平成30年～	1.8年分
平成26年～	2.6年分	平成31年～	1.6年分
平成27年～	2.4年分	令和2年～	1.4年分
平成28年～	2.2年分	令和3年～	1.2年分
平成29年～	2.0年分	令和4年～	1.0年分

（注）この縮小については、被用者年金制度の一元化（平成27年10月）以降も行われた。

4　国民年金・厚生年金受給者に対する年金担保貸付事業の変遷

国民年金・厚生年金受給者に対する年金担保貸付事業は、昭和50年度から年金福祉事業団が開始し、平成13年4月1日から社会福祉・医療事業団に承継、平成15年10月1日から(独)福祉医療機構に承継し行われてきたが、平成22年の行政刷新会議の事業仕分けにおいて「十分な代替措置を講じた上で廃止すべき」と判定され、同年12月の閣議決定により廃止することとされた。

これにより、国民年金・厚生年金の年金担保貸付事業については、平成23年から貸付限度額の引下げ等による事業規模の縮減を開始した。そして平成30年(独)福祉医療機構中期目標（平成30年2月28日）に基づき、令和3年度末に新規貸付の申込受付を終了することとした。

5　被用者年金制度の一元化以降、令和4年4月までの共済年金担保貸付制度

平成27年10月1日に施行された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年8月22日法律第63号。以下「一元化法」という）附則第121条において恩給担保法第2条第1項第4号の規定が改められ、担保貸付の対象が共済年金から厚生年金（第2号～第4号）へ変更されたが、改正前の国共済、地共済及び私学共済の年金については、別途一元化法附則第122条により、恩給担保法における「恩給等」とみなすこととされ、一元化後も引き続き担保貸付は継続された。また一元化後に厚生年金と区分して支給することとなる国共済、地共済の追加費用対象期間を有する年金についても同条により「恩給等」とみなされ、さらに一元化後に65歳に到達し特別支給の退職共済年金から裁定替えされる本来支給の老齢厚生年金に付随した経過的職域加算額（旧3階部分）について、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令」（平成27年9月30日政令第345号。以下「一元化国共済経令」という）第29条により、一元化法附則第122条の規定が適用され、新たに担保貸付の対象とされた。

6　共済年金担保貸付制度の原則廃止（令和4年4月以降）

令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正

する法律」（令和2年法律第40号。以下「年金機能強化法」という）附則第69条により恩給担保法第2条第1項第4号が削除され、また年金機能強化法附則第55条による改正後の一元化法附則第122条及び「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（令和3年8月6日政令第229号）第36条による改正後の一元化国共済経令第29条により、令和4年4月1日から国共済及び地共済の恩給公務員期間を有する者に係る年金に限り恩給担保法における「恩給等」とみなすこととし、その他の年金については担保貸付制度が廃止された。

これにより令和4年3月31日をもって、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、恩給、援護年金等を除き、年金担保貸付の新規申込受付を終了した（表28）。

表28　連合会が支給している年金の担保設定状況
（令和4年3月31日現在）

金融機関	件　数	金　額
(株)日本政策金融公庫	1,375件	259,302,632円
沖縄振興開発金融公庫	69件	13,943,845円
合　計	1,444件	273,246,477円

第3節　ホストコンピュータの機器更新及びシステム開発

第1　HITAC-AP8000-150への機器更新とシステム開発業務等

1　機器更新

平成5年11月のホストコンピュータの機器更新から5年が経過し、この間も年金受給者数は年々増加し続け、それに伴い保有データ量が増大の一途をたどった。平成9年1月からは基礎年金番号による社会保険庁とのデータ交換業務が、平成10年4月からは年金と雇用保険との支給調整業務が開始されるなど業務量も一段と増加した。その結果、現行機では処理性能及び容量の面で限界となってきたため、平成10年11月、より高性能の機種であるHITAC-MP5600-180を導入するとともに、保有データ量の増加に対応するためディスク装置の更新も行った。

また、ADMデータベースシステム稼働後18年余が経過し、システムが老朽化したことにより効率的運用が難しくなってきたことから、機能及び性能が格段に優れているXDMデータベースシステムを導入して、年金業務システムを再構築することとした。この開発作業は平成9年度から3か年計画で実施し、平成11年10月に稼働した。

平成15年度以降は、総報酬制の導入、在職中一部支給停止の計算方法の変更、住民基本台帳ネットワークシステムの導入、行政手続のオンライン化（電子申請）などが予定されており、今後も業務量が更に増大していくことが見込まれたが、現行のホストコンピュータでは効率的な運用が期し難いことから、業務処理を遅滞なく行うために、平成14年11月、現行機種との性能比が約1.5倍の機種であるHITAC-AP8000-150に更新した。

このホストコンピュータの更新に併せ、効率的な業務処理の遂行のための環境を整備することを目的として新たにJP1（注）等のソフトウエアを導入した。

（注）JP1
ホストコンピュータとサーバ間の連携を強化して効率的な業務運用を可能にする総合運用管理支援ソフトウエアで、業務処理の自動化、データの自動送信、サーバ稼働管理等を図ることにより業務の省力化が期待できる。

ホストコンピュータで使用している磁気テープ装置については、平成16年12月末で保守期限を迎えるオープンリール磁気テープ（OMT）装置を撤去し、カートリッジ磁気テープ（CMT）装置で全ての業務を処理することとした。

2　年金業務システムの再構築

現行の年金業務システムは、昭和61年4月に施行された新共済年金制度を基本として開発されたシステムであり、その後、様々な法律改正等により年金業務システムの追加開発を行ってきたが、システムの基本方針の変更は行わずシステムに追加する方法を採ってきたため、システムの複雑化による作業時間の増大など効率の悪いシステムとなっていた。このため、法律改正等によるシステム開発を行えるのは年金業務システムを熟知した職員に限られ、年金部からの事務改善に関する要望にも応えることができない状況となっていた。

平成13年から事務改善の一環として年金部を交えた「年金関係業務処理システム見直し検討プロジェクト」が発足し、当該プロジェクトで検討を重ね、翌平成14年3月に電算管理部に対する「改善要望事項（66項目）」が取りまとめられた。

この要望事項を更に検討した結果、現行の年金業務システムでは対応できないものが数多くあり、また、今後の法律改正、行政手続のオンライン化（電子申請）への対応等を考慮すると新たな年金業務システムの構築が必要であると認識せざるを得なかったため、平成14年4月に「年金関係業務処理システム再構築プロジェクトチーム」を発足させることとした。このプロジェクトチームでは、発足から35回にわたり検討を重ね、翌平成15年5月に「年金関係業務処理システム再構築2か年計画」が取りまとめられ、年金部及び電算管理部がこれを了承した。

この「再構築2か年計画」は、平成15年度より実施することとし、年金業務の改善及び充実、各共済組合との情報共有化及び情報伝達の迅速化並びに年金受給者と組合員からの電子申請・届出による事務効率の向上と年金受給者サービスを図ることを目的としており、①新たな年金業務システムの構築、②年金業務の改善、③年金情報の電子入力化（ペーパーレス化）、④オンライン端末画面の改善、⑤電子申請への対応（注）、⑥セキュリティを基本として構築することとした。

「再構築2か年計画」の初年度である平成15年度には、汎用受付システムに連動する年金業務システム（パソコン入力等）、オンライン端末システム（個人情報検索機能）の改善等、事務処理の効率化を含めて電子申請に対応可能なシステムの開発を行うこととした。

2年目の平成16年度には、オンライン端末システム（年金額試算等）、年金業務システム（失権連絡業務の電子化）、年金DBとの連携機能（年金情報の再編成等）及び年金決定・支給等の業務改善（年金部からの事務改善等に関する要望事項に対応）等の年金業務システムの再構築を行うこととした。当該システムの開発規模が膨大であるため、年金決定・支給等の業務改善等の主としてのホストコンピュータに関する開発については、電算管理部の職員が行い、それ以外のサーバ関係の開発及びホストコンピュータとの連携機能につ

いては、外部委託による開発を行った。電子申請に対応する汎用受付システムの開発については、当該システムがインターネット環境下のシステムであるため、外部委託による開発を行い、平成16年7月に電子申請システムとして稼働、その他の新年金業務システムは、翌平成17年10月に稼働した（当該汎用受付システムは、その利用者が僅少であったことから、平成19年3月をもって運用を休止）。

再構築前の年金業務システムは、ホストコンピュータで稼働するシステムであったが、再構築後においては、最新の電算技術を活用し、ホストコンピュータとサーバのそれぞれの利点を生かした開発を行った。具体的には、年金部の職員自身のパソコンから年金決定のためのデータを日々入力し、ホストコンピュータの稼働時間外でも入力及び審査ができるようサーバ上でシステムを稼働させることにした。

また、再構築後のオンラインプリンタについては、現行のドットプリンタに比べて印刷速度が格段に勝っていることや印刷レイアウトの自由度を考慮し、レーザープリンタへ変更した。

（注）国の申請・届出等の電子化については、平成13年3月に「e−japan重点計画」が決定され、各府省ではこの計画に基づき申請・届出等手続の電子化を推進することとなった。
特殊法人等（連合会を含む）における申請・届出等手続の電子化については、翌平成14年6月の「e−japan重点計画2002」において対象とされ、各府省における「申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン」の拡充・見直しのなかで整理された。
また、平成14年12月に申請・届出等手続の電子化の内容を定める法律等が公布され、これらの法令において、申請・届出の電子化の対象となる「行政機関等」には、国及び地方公共団体の機関のほか、独立行政法人、特殊法人と併せて認可法人等も含まれており、連合会もその対象とされた。
これらにより、平成14年4月から翌15年6月まで再構築プロジェクトが作成した再構築2か年計画により、年金受給者等からの申請・届出の電子化に対応するための「汎用受付システム」を新たに開発することとした。

3　年金業務システム等の主なシステム開発等

年金制度改正によるシステム開発等については、平成12年改正による年金額の5％適正化、総報酬制の導入等、平成6年改正による平成13年度以降に実施される定額・加給年金額の支給開始年齢の引上げ等、平成16年改正による離婚時の年金分割制度の導入等に対応するため、年金業務システム等の大幅な見直しを行った。

年金制度改正以外の主なシステム開発等については、次のとおりである。

(1) 定率減税処理システムの開発

平成11年度の税制改革において、著しく停滞した経済活動の回復に資するため、平成11年分からの所得税に対して、所得税額の20%相当が税額控除される減税措置が導入された。この定率減税に対応するためのシステム開発を実施した。

その後、経済情勢の改善等を理由に平成18年分の税額控除については、税額の10%相当に縮減され、平成19年以降廃止となった。

(2) 過払金債権管理システムの開発

年金受給者の死亡による届出遅延等により発生した年金の過払金に係る債権管理については、ホストコンピュータシステムと年金部のパソコンのそれぞれで管理されていたため、重複する項目もあり、それぞれに入力して管理するなど非効率なものとなっていた。

また、「長期給付等に係る過払金債権管理事務取扱要領」の制定（平成11年1月11日）により過払金債権管理の事務処理の見直しが行われ、これに対応したシステム変更も必要となった。

そこで、データの管理はホストコンピュータに一元化し、帳票作成をパソコンで行うこととするため、パソコンからホストコンピュータの情報にアクセスする機能の整備等を行い、新システムが平成11年10月に稼働した。これにより、見直し後の事務処理に対応するとともに、事務処理の効率化及び簡素化が図られた。

(3) 地方事務官移管データ受入れのためのプログラム作成

平成12年4月に地方事務官制度が廃止されることに伴い、地方事務官及び地方事務官であった者に係る長期給付の権利義務が地方職員共済組合から国家公務員共済組合に承継されることとなった。

そのうち、年金受給者及び待機者については、連合会に引き継がれることとなったため、データの移管方法について年金部及び地方職員共済組合と協議を重ねてきた。当初は郵政省共済組合のデータ移管に倣い、連合会の入力仕様に沿ったデータを地方職員共済組合が作成することとし、移管時期についてはシステムの開発やデータ審査期間を考慮して平成12年度末を予定していた。

しかし、年金受給者については、平成12年度においてもこれまでどおり地方職員共済組合側で管理し支給を続けた場合、在職中の年金受給者の扱いや本来支給の退職共済年金の決定処理等問題点が多かったため、年金受給者データについては、平成12年4月までに移管を受けることとなった。

移管方法についても、地方職員共済組合側でのシステム開発作業は予算面、管理面で困難であるとの理由から、連合会で地方職員共済組合から年金受給者の管理データを引き受け、連合会の年金DBに登録することとした。このため、地方職員共済組合の管理データから連合会の年金DBに登録するための入力データを作成するプログラムを新たに作成し、平成12年6月定期支給期から年金支給を開始した。

(4) 介護保険料の特別徴収の実施に伴うシステム開発

平成12年4月に介護保険制度が施行され、年金支給額が基準額以上である65歳以上の年金受給者については、市町村からの依頼により年金保険者が年金支給額から介護保険料を徴収し、市町村に納付する特別徴収が実施されることとなった。この業務を連合会は社会保険庁を通じて行うこととされたため、同庁との情報交換が必要となったことから、同庁との相互テストや対象者情報の提供等の時期に合わせ、新たなシステムを開発し、平成12年10月定期支給期より年金からの介護保険料の特別徴収を開始した。

また、平成18年の介護保険法の改正により、年1回の情報交換が年6回（初年度は年4回）に拡大されたことから、新たに介護保険料の特別徴収の追加候補者、対象者の異動及び徴収結果等の処理が追加となったため、介護保険料特別徴収システムの見直しを行い、平成18年10月から稼働した。

(5) 霞が関WANを利用したオンラインシステムの構築

年金相談業務の充実を図るため、加入共済組合においても所属する組合員の年金相談業務を行うことができるよう連合会と各共済組合との間の霞が関WAN上にオンラインシステムを構築し、連合会のホストコンピュータに登録・管理されている年金データベース情

報を加入共済組合において確認することを可能にした。

その際、連合会においては、年金データベース情報のセキュリティ保護の観点から、ホストコンピュータとは別にサーバを設定し、各共済組合からのアクセスを受けることとした。さらに、各共済組合のアクセス者を限定するとともに、パスワード設定を行い、アクセス権等の管理を徹底するものとし、平成13年8月から利用を開始した。

(6) 住民基本台帳ネットワークシステム導入に伴うシステム開発

年金受給者の生存確認や住所確認が、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行えることとされたため、連合会においても、平成15年4月から身上報告書の提出や住民票の提出は不要とし、同ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受け、年金受給者の現況調査等を行うこととした。このため、連合会と地方自治情報センターとの間に情報処理システムの構築を行うとともに専用通信回線の敷設を行い、平成15年4月に住民基本台帳ネットワークを利用した現況調査システムが稼働した。

また、当該システムの稼働に先立ち、即時提供方式による本人確認情報の提供を受けるため、専用サーバを設置し、併せて年金部に端末機10台及びプリンタ5台、特定事業部旧令年金課に端末機及びプリンタをそれぞれ1台設置した。

(7) 市町村合併に伴う住所自動変換システムの開発

政府の政策により、平成16年3月から平成17年3月にかけて全国で市町村の合併が集中して実施される予定となっていた。従来では市町村合併が実施された際は、年金DBの市町村コード、郵便番号、カナ・漢字住所を年金部職員が手作業で修正を行っていた。

手作業では合併が集中した場合、介護保険料の市町村への振込み、各種送付物の送付等に影響することが危惧されたため、修正が必要なデータを電算処理で自動変換するための新たな住所自動変換システムを構築した。

4　外部委託による年金業務システムの運用体制

年金関係業務におけるホストコンピュータシステムの運用に当たっては、より高度で専門的な支援を受けるため、昭和49年6月から外部に委託してきた。

平成17年度からは年金業務システムの再構築に伴い、ホストコンピュータシステムに加えてサーバシステムも導入したが、電算管理部職員ではサーバシステムの知識が不足していることから、現行のホストコンピュータシステムの運用維持支援に加え、サーバシステムの運用維持支援についても外部委託とし、常駐のシステムエンジニア（以下「常駐SE」という）を7人体制に拡大した。

5　電算業務分科会

昭和51年4月、年金業務を円滑に実施するため、農林漁業団体職員共済組合、私立学校教職員共済組合及び国家公務員共済組合連合会の三共済で、年金業務についての情報交換を行う三共済年金業務連絡会が発足し、その下に電算業務分科会を設置した。この分科会は、三共済が輪番制で幹事となり会議を運営し、それぞれの電算部門の職員がシステム開発等の事業計画、機器更新及び諸業務の進捗状況等の報告を基に、相互に意見交換を行い、電算業務の効率的な運用、環境整備の充実等を図ることとしていた。

平成11年度から平成13年度においては、各年度2回開催され、報告及び意見交換が行われたが、平成14年4月に農林年金制度が厚生年金保険制度に統合されることとなったため、今後の分科会の在り方について話し合った結果、長年にわたり三共済の電算業務の効率的な運用等に寄与してきた分科会は、平成14年6月に開催された第63回をもって最後となった。

第2　HITAC-AP8800-160RAへの機器更新とシステム開発業務等

1　機器更新

ホストコンピュータの機器更新については、年金受給者数の増加や電算化対象業務の拡大等に伴い、これまでおおむね5年ごとに行い、処理能力の強化を図ってきた。

ホストコンピュータの運用の太宗を占める年金業務の現況については、組合員数、年金受給者数ともに100万人を超えるに至り、昭和61年4月から管理している組合員の標準報酬情報や年金支給に必要な情報（他制度の標準報酬情報、雇用保険の受給情報等）など、一人当たりの登録情報も増加していた。

また、平成19年4月に国会に提出された被用者年金一元化法案が成立すれば、退職等年金給付制度の創設、年金保険者間の情報共有化等による新たなシステムの構築及び既存システムの変更が想定された(なお、本法案は平成21年7月の衆議院解散により廃案となった)。年金部職員のパソコンからデータ入力を可能とした新年金業務システムや住民基本台帳ネットワークを利用した現況調査システムなどのように、ホストコンピュータとパソコン、そしてサーバ等を連携する機能も重要となってきていた。

このように、蓄積されるデータ量の増加やシステムの複雑化等の要因により、現行ホストコンピュータでの電算処理の非効率化や処理時間の遅延等が懸念されてきたことから、平成20年12月、より高性能な機種であるHITAC-AP8800-160RAへの更新を行った。新機種は、現行機種との性能比が約1.4倍であるとともに、現行機種にはないサーバとの時刻同期機能を有している。ホストコンピュータと各サーバが保有するシステムの時刻が同一でないと、オンライン機能や電子入力機能に障害が発生したときにログ情報の解析が困難な場合があるが、ホストコンピュータと各サーバの時刻を同期させることによりログ情報の解析が容易になり、障害対応が迅速に行えることとなる。この時刻同期機能を活用するためには、正確な時刻を外部機関から得るためのISDN回線が必要であるが、既存の保守用のISDN回線が流用ができないため、新たな回線の敷設も併せて行った。

ホストコンピュータシステムのバックアップ等については、バックアップ用の媒体として使用していたCMT（カートリッジ式磁気テープ）の生産が縮小され、そのドライブ装置の製造も既に終了しており、将来的に使用できなくなることが予想されたため、LTO（リニアテープオープン）を使用することとし、平成25年3月にLTOライブラリ装置を導入した。これに合わせ、関係機関（日本年金機構、金融機関等）との年金に関する業務に使用していたCMTについてもDVDに変更することとし、情報交換等のデータをDVDに編集するために必要なサーバ機器等

を導入した。

2　年金業務システムの主なシステム開発等

(1) 国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料の特別徴収システムの開発等

平成18年6月に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第83号)により、平成20年4月から国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料(以下「国民健康保険料等」という)を公的年金から特別徴収することとなった。

これにより、年金から介護保険料を特別徴収している年金受給者を対象に、国民健康保険料等を介護保険料と合わせて年金から控除し、市町村に納付することとなり、この特別徴収業務に係る情報交換を介護保険料と同様に社会保険庁を通じて行うこととなった。

平成19年10月下旬には、特別徴収の対象となる年金受給者の情報を作成し、社会保険庁に送付することとなっていたため、その時期に合わせてシステム開発等を行い、平成20年4月の定期支給期から国民健康保険料等の特別徴収業務を開始した。

(2) 個人住民税の特別徴収システムの開発等

平成20年4月に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」(平成20年法律第21号)により、平成21年10月から65歳以上の年金受給者の個人住民税を公的年金から特別徴収することとなった。

これにより、市町村が特別徴収対象者及び特別徴収税額を決定し、65歳以上の年金受給者から住民税を国民健康保険料等及び介護保険料と合わせて年金から控除し、市町村に納付することとなり、他の特別徴収と同様に社会保険庁を通じて情報交換を行うこととなった。

平成21年1月に公的年金等支払報告データを地方税電子化協議会経由で市町村に提出し、同年4月に特別徴収の対象となる年金受給者の情報を作成し、社会保険庁を経由して市町村に送付することとなるため、その時期に合わせてシステム開発等を行い、平成21年10月の定期支給期から個人住民税の特別徴収業務を開始した。

(3) 元組合員の住所・氏名変更届を登録するためのシステム開発等

「国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令」(平成22年財務省令第24号)により、平成22年4月1日以降、組合員であった者についても住所・氏名に変更があった場合は、連合会に届け出ることとされた。この住所・氏名を現役組合員の住所・氏名の変更とは別に管理するため、標準報酬管理システムの開発等を行った。

(4) 住民基本台帳ネットワークシステムを利用した住所情報変更システムの開発

「国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年財務省令第62号)により、平成23年10月1日以降、年金受給者が転居等により住所が変更された場合であっても、「住民基本台帳ネットワークシステム」により当該変更情報が確認できるときは、住所変更の届出は原則不要となった。

これに対応するため、住基サーバから住所変更対象者のファイルを作成し、年金業務システムに登録するためのシステム開発等を実施した。

(5) 過払金債権管理システムの再構築

事務処理の効率化及び簡素化を図るため、過払金債権管理システムの開発等を行い、平成11年10月に稼働したが、年金業務システムとの連動を意識したものではなく、過払情報の登録作業は、主に年金部担当者がオンライン端末機から直接入力するものであった。

過払金の発生原因は、死亡届出の遅延によるものが太宗を占めていたが、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した現況調査システムが平成15年4月から稼働したことから死亡届出の遅延過払は大幅に減少した。その一方で、年金制度改正に伴う併給調整、在職中一部支給停止、雇用保険との支給調整等による過払が増大していた。また、同一の年金受給者において複数の過払が発生するケースも増えたため、過払発生ごとの管理が必要となり、年金業務システムとの連携が欠かせない状況となってきていたことから、過払金債権管理システムの再構築を行った。

具体的には、サーバによる過払金債権管理システムを新たに構築し、過払情報をこのシステムに集中する一元的管理とし、併せて、年金部職員の手作業を減らすため、年金業務システムと連携させ、過払情報の自動登録を基本とするシステムとした。さらに、過払情報を関係部署が年金業務システムから閲覧できるようにし、平成24年8月に過払金債権管理システムが稼働した。

(6) 標準報酬等管理システムの再構築

昭和61年4月の新共済年金制度の施行により、組合員の標準報酬等の情報管理のため、標準報酬等管理システムが開発され、昭和62年2月から同システムの運用が開始された。その後、法改正等に伴うシステム改修を繰り返してきたことから、かなり陳腐化したシステムになってきていた。

このため、年金部担当部署における事務処理や情報登録手順が煩雑化するとともに、法改正等に伴うシステム改修等についても、熟練した電算管理部職員でなければ困難な状況となっていた。また、日本年金機構との情報交換に関する進捗管理が行われていないことや民間船員及び船員組合員に関する情報管理ができないことなど多数の問題も生じていた。

これらのことから、現行の標準報酬等管理システムを全面的に見直し、2か年計画で再構築を行うこととした。具体的には、年金部職員のパソコンからの入力機能を設けるとともに、船員情報等の登録項目の追加及び登録内容のチェック機能の強化を行い、併せて日本年金機構との情報交換の改善及び情報提供年月等の管理を可能とすることとした。

初年度の平成22年度においては、再構築に係る基本設計書の作成を、翌平成23年度においては、基本設計書に基づき詳細設計以降の開発作業を外部委託により実施し、平成23年度内に開発作業は完了したが、更なる仕様の追加により内部開発を行ったため、翌平成24年11月からの稼働となった。

(7) 復興特別所得税の創設に伴うシステム開発等

平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)により、「復興特別所得税」が創設された。これにより、平成25年から平成49(令和19)年までの各年分の年金が、復興特別所得税の課税対象とされ、所得税の額の2.1%相当額が年金から源泉徴収されることとなったことから、システム改修を実施した。

3　企画調整課の設置

基礎年金制度が導入された昭和61年度か

ら平成20年度まで、連合会が社会保険庁から基礎年金交付金を過大に受領していたことが判明した。基礎年金交付金は、旧共済年金の基礎年金相当部分の原資となるもので、その金額を算定するための基礎数字を打ち出すために開発したプログラムに不備があり、交付金を過大請求していたというものであった。

この件については、財務省へ報告するとともに事実確認等が行われ、財務省主計局長からの通知により問題点の指摘と今後の対応について指示があった。

問題点としては、年金制度改正等への対応において、年金関係業務を行っている部署を横断的に統括する責任体制が十分確立していないこと、プログラム開発又は修正等を行う際におけるルールが、一部の開発部署内の業務運営要領にとどまり、連合会の規則として明文化されておらず、プログラム開発又は修正等における検証方法、情報の共有・交換の手続等が十分整備されていないことが指摘された。

今後の対応としては、再発防止策を平成21年9月30日までに策定し提出すること、再発防止策を着実に実施するとともに、全ての年金関係のプログラムを検証すること、再発防止策の実施状況について、平成22年3月31日までに報告することとの指示があった。

再発防止策については、次の（1）～（4）のとおり策定され、その全てが実施された。また、全ての年金関係のプログラムに問題のないことを確認した。

（1）年金関係システムの管理体制の整備

①年金関係システム全体を統括・管理する部門の設置。

（i）平成21年10月1日付で、電算管理部内に企画調整室（室長1名、室員1名）を設ける（正式な機構は、22年度設置の方向で今後検討）。

（ii）企画調整室は、年金関係システム全体を横断的に管理し、次の事務を所掌することとする。

・システムの企画・開発・運用のルールに関する企画・立案
・システム開発等計画の策定（より効率的なシステム構築をめざした中長期ビジョン、システム開発の優先順位等）
・システム開発等に当たっての年金関係部署間の連絡調整
・システム開発等スケジュールの作成とその進行管理
・システム開発等に係る完了報告
・システム開発等に係る関係書類の一元管理
・システム運用後の不備への対応（システム毎の不備の履歴を管理・評価し、必要な措置を講じる）
・システム管理のための人材育成（研修等の実施）

②年金関係システム全体を統括・管理する部門（企画調整室）の担当役員は、年金部及び年金企画部の担当役員とは別に定める。

（2）年金関係システム運営規程の制定

年金関係システムの横断的な管理体制を構築し、年金関係業務の適正かつ安定的な実施を図るために、年金関係システムの開発、改修等に関し、年金関係部署における具体的な手続及び部署間の相互検証並びに情報の共有及び責任の所在等を定める「年金関係システム運営規程」を定める。

（3）内部監査の実施

「年金関係システム通営規程」等の遵守状況について、監査室による内部監査を定期（年1回）又は随時に実施する。

（4）評価委員会による検証及びフォローアップ

①平成21年度の評価委員会において、再発防止策の検証・評価を行う。

②平成22年度の評価委員会において、再発防止策の実行状況についてのフォローアップを行う。

再発防止策のうち、「年金関係システム運営規程の制定」については、平成21年10月1日に制定された。

この規程の施行に併せ、「電算管理部業務運営要領」（平成17年4月1日制定）を一部改正し、電算管理部内に「年金関係システム企画調整室」を設置した。その後、平成22年4月1日、組織規程・分課規程が改正され、「年金関係システム企画調整室」は「電算管理部企画調整課」となった。

4　外部委託による年金業務システムの運用体制

年金業務システム等の稼働維持支援業務の体制については、平成20年度において、「インターネットを利用した組合員向けの年金情報提供サービス（情報提供システム）」が本番稼働となり、同システムの関連サーバは、インターネットとの接続を前提としていることからセキュリティ対策のための作業が必要となる。

このため、平成20年4月から常駐SEを1名追加することで8名とし、当該システムの稼働維持支援の強化を図った。

第3　HITAC-AP8800-170Eへの機器更新とシステム開発業務等

1　機器更新及び処理性能向上のための設定変更

平成20年12月の機器更新から5年が経過し、年金受給者及び待機者がさらに増加した。システムへの登録情報量も増加の一途をたどり、業務処理に多くの時間を要するようになっていた。被用者年金制度の一元化（以下「被用者年金一元化」という）やマイナンバー制度の導入に伴い、新システムの開発や既存システムの大規模改修も予定されていた。

被用者年金一元化後は厚生年金部分（2階部分）と併せて経過的職域部分（旧3階部分）を決定・支給し、それぞれ別の年金として管理が必要となること、年金決定の際に他種別の厚生年金の年金額情報を年金額計算システムに取り入れる場合があることなど、これまで以上に年金業務システムによる業務処理の増大は必至であった。そのため、現行のホストコンピュータでは、処理の非効率化、処理の遅延、データ容量不足が危惧されることから、業務処理を遅滞なく行うため、平成27年1月、現行機種より高性能なHITAC-AP8800-170Eを導入した。

これ以後、新機種により年金業務を行っていたが、被用者年金一元化により実施機関間の情報連携システムの運用が開始され、新たに300種類を超える情報交換データを送受信することとなった。これにより、情報交換データ数が増大し、当該データの作成及び取込処理にかかる電算処理時間が想定以上に増加したため、当該処理以外の定常業務にも大きく影響し、電算処理業務の終了が深夜に及ぶこ

とも頻繁にあった。

このような状況から、ホストコンピュータの業務処理の運用スケジュールを調整することで対応してきたが、それも限界がきていた。

そこで、現行のホストコンピュータ機器のまま業務処理時間の短縮が図れないか調査したところ、処理性能の向上を図る設定変更を行うことにより処理速度の引上げが可能であることが判明したため、平成29年4月、現行機器に処理性能を2.3倍にアップさせるための設定変更を実施した。

この設定変更で現行機器より上位機種であるHITAC-AP8800-1A0ERAと同等の処理性能となり、余裕を持った運用スケジュールを作成し、安定した稼働環境を構築することができた。

2　被用者年金一元化に伴うシステム開発等

(1) 年金業務に係るシステム開発作業のための基本計画書の策定

被用者年金一元化法の公布に伴い、年金業務システムに大規模なシステム開発等を実施するとともに、実施機関間での情報連携のためのシステムを新たに開発することとなった。

これらのシステム開発等作業を遅滞なく計画的に実施するため、まずは平成25年度中に基本計画書を策定し、併せて、新規に導入が必要となるサーバ機器等のスペック及びソフトウエア構成に関する要求要件の整理及び取りまとめを実施することとし、平成25年7月より作業を開始した。

(2) 年金業務に係るシステム開発等作業

被用者年金一元化により公務員等も厚生年金保険に加入するとともに、厚生年金と共済年金の制度間の差異が解消されることとなった。共済年金独自の職域加算額は廃止され、新たに退職等年金給付（新3階年金）が新設されることとなった。また、各実施機関での年金業務については、実施機関間で年金加入記録等の情報の共有及び連携を行い、年金請求及び年金相談等のワンストップサービスを実現するとともに、年金決定の際も他の実施機関が保有する情報を使用できることとされた。

これらに対応するために、平成25年度に策定した基本計画書に基づき、厚生年金と共済年金の制度間差異の解消及び職域加算額の廃止に伴う現行プログラムの改修等、並びに新たな退職等年金給付システムの開発を実施することとした。併せて、これらの改修等に伴う既存の年金業務システム、政府共通ネットワーク年金額試算システム、KKR年金情報提供サービスの改修も必要となった。

各実施機関で年金加入記録等の情報を相互に利用する情報連携システムを構築し、当該システムにより取得した情報を年金業務システムに取り込むための改修も必要となった。この情報連携システムについては、基礎年金番号が付番されている者全員の個人情報が閲覧できるようになることから、日本年金機構よりセキュリティに関し、各実施機関で証跡管理を行うよう要求されていたが、従来のユーザID・パスワード方式ではなりすまし等が防止できないことから、情報連携システムの認証は確実に閲覧者を特定できる生体認証方式を採用し、生体認証システムの開発を行うこととした。

これらのシステム開発作業が大規模であることから、平成26年度及び27年度の2か年で開発等作業を実施することとした。被用者年金一元化法の施行日には確実に本番稼働させる必要があることから、当該作業の工程管理は専門業者が行い、平成27年4月から開発作業を進め、同年10月、被用者年金一元化に対応した年金業務に係るシステムが稼働した。

(3) 厚生労働省向け個別回付情報作成に係るシステム開発及び統計システムの改修等

被用者年金一元化により厚生労働省に対して厚生年金保険法に基づく報告が必要となったことから、年金情報、離婚分割情報等の統計情報の作成のためのシステム開発及び厚生年金部分と職域相当部分の経理を分離するための現行統計システムの改修等を実施した。

(4) 退職等年金給付制度に係る統計資料等作成システムの開発

退職等年金給付に係る財政検証、業務統計等が必要となることから、当該給付に係る統計システムの開発を実施し、平成28年4月に稼働した。

(5) 厚生年金拠出金等の予想額算定のための報告に係るシステム及び新動態システムの開発

被用者年金一元化により厚生年金拠出金・交付金の仕組みが導入されたことに伴い、当該拠出金・交付金の予想額算定のために必要な事項を財務大臣経由で厚生労働大臣に報告することとされたことから、そのためのシステム開発を実施し、平成28年11月に稼働した。また、従来の動態システムでは、調査票による調査データから動態マスタを作成していたが、それを年金業務システムの組合員データベースから作成する新たな動態システムを構築し、平成29年4月に稼働した。

(6) 年金に係る請求書等の受付進捗システムの構築

被用者年金一元化により年金に係る請求書及び届出書の提出については、ワンストップサービスが導入されたことにより連合会に直接提出されるもの、各共済組合を経由して提出されるもの、他の実施機関に提出された後PDFファイルにより回付されるもの等、受付経路が複数あるため受付進捗管理が非常に煩雑になっていた。

この課題を解決するために受付経路にかかわらず統一的に受付状況、進捗状況、書類の所在等を把握することができる受付管理機能を年金業務システムに追加するため、受付進捗システムを構築し、平成30年4月に稼働した。

3　マイナンバー制度の導入に伴うシステム開発等

(1) マイナンバー制度の導入に伴う開発等のための基本計画書の策定等

平成25年5月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という）の公布により、マイナンバー制度が導入されることとなった。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。社会保障の一つである年金の分野では、マイナンバーを利用しての年金業務及び行政機関の長等(注1)の間の情報提供ネットワークシステム(注2)を使用して特定個人情報の提供の求め又は提供を行うこととなる情報連携が実施されることとなった。

年金業務システムにおいても、マイナンバーを利用しての事務及び情報連携への対応が必要となったが、マイナンバーに係るシステムの仕様全体の提示がされないなか、情報

連携開始の予定時期である平成29年1月に向けてシステム開発を行わなければならず、仕様内容の変更にも対応できるように作業を進める必要があった。まずは平成26年度において、マイナンバーを取り扱う上で必要となる業務の洗い出しと現在の年金業務システムに対して必要となるシステム開発・改修等の基本計画の立案を行うこととし、併せて、当該業務を行うために必要となる連合会保有データの整備作業を行うこととした。

具体的には、次のとおり。

①システム開発・改修作業等の基本計画の作成

②①のための連合会保有データの整備及び準備作業

③ログ管理システム(注3)の基本設計及び詳細設計作業

(注1) 行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに「番号法」第19条7号に規定する情報照会者及び情報提供者（平成25年番号法制定当時）。

(注2)「番号法」に基づき、総務大臣が設置・管理する情報連携のための基盤。情報連携に必要な機関ごとの符号（機関別符号）の生成や変換等を行うコアシステムと情報照会者等間の情報の授受を仲介する中間サーバ等に接続するインターフェイスシステムから構成。

(注3) 情報連携・受付進捗管理システムが出力するユーザ利用履歴情報（ログ）を収集し、だれがいつ、どのデータを利用したかを監視する機能を有するシステム。

(2) 基本計画書に基づく新規システムの設計工程等の実施

平成27年度においては、前年度に作成した基本計画書に基づき、新規システムの設計工程の実施及びログ解析システムの製造及びテスト作業を次のとおり実施することとした。

①マイナンバーを取り扱う各システム開発に必要となる機能及び仕様内容についての調整・確認作業の実施

②個人番号管理システム(注1)及び中間サーバシステム(注2)のシステム設計作業

③平成26年度に設計工程が完了したログ管理システム開発作業

④③により開発されたシステムの稼働のための作業

(注1) 連合会がマイナンバーを管理するためのもので、付番依頼や依頼に伴い当会に送付されるデータを管理する機能を有するシステム。

(注2) マイナンバーによるマイナポータルからの問い合わせに対して、必要に応じ当会保有データを返信する機能を有するシステム。

(3) システム開発作業の継続実施と情報連携開始の延期

平成28年度においては、前年度の成果を基に、引き続き詳細設計及び製造・テスト工程を次のとおり実施することとした。

①総務省が平成27年12月に提示した最新仕様との差分の洗出し作業及び総務省が平成28年3月に提示を予定している仕様との差分の洗出し作業

②中間サーバシステムに対して、①で発生した差分箇所のシステム設計（変更）作業の実施及び符号情報の払い出し依頼・受信のための機能追加のための設計作業。また、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という）が各自治体に配付しているシステムと同じものを連合会でも運用しているが、当該システムが出力するユーザ操作ログ情報を連合会が開発したログ管理システム上で参照できるようにするシステム改修作業

③②で設計した各システム（機能）の製造及びテスト作業

④③により開発された中間サーバ及び総務省から提供される政府共通ネットワークインターフェースシステム稼働のために必要となる作業

⑤平成28年度から本番稼働予定である個人番号管理システムの連合会職員に対する運用支援作業

当初、情報連携の開始時期は平成29年1月の予定であったが、平成27年5月に日本年金機構において発生したウイルスメールによる不正アクセスが原因の個人情報の流出により、同年9月、日本年金機構におけるマイナンバー利用事務及び情報連携の実施時期が延期されることとなった。

その後、日本年金機構以外の行政機関等における情報連携の施行期日については、平成29年5月30日と規定されたが、年金行政全体の円滑な遂行等のため情報連携は日本年金機構に合わせて開始することとされた。

平成29年度におけるシステム開発等の作業については、連合会が保有する個人情報にJ-LISから払い出されるマイナンバーを新たに付与し、マイナポータル経由による個人情報照会に対応するためのシステム開発及び環境構築作業を実施することとした。

また、総務省から提示された平成28年3月版中間サーバの各種課題への対応のためのシステム開発及びデータ標準レイアウト改版対応のための改修作業を併せて行うこととなった。

延期されていた日本年金機構における情報連携は、平成29年11月17日から規定上可能となったことにより平成30年3月26日をシステム上の情報連携開始日として準備を進め、平成30年3月23日にマイナンバーに係るシステム開発が完了したが、情報連携を実施するに当たって特定個人情報の提供の求め及び提供について対処すべき課題が判明した。そのため、平成30年3月26日から当面の間、年金関係の情報連携をシステム上抑止する措置が取られることとなった。

その後の当該課題の解消により実施機関から地方公共団体等への情報照会の試行運用を平成31年4月15日から開始し、令和元年7月1日から順次本格運用へ移行した。地方公共団体等から実施機関への情報照会については、令和元年6月17日から試行運用を開始し、同年10月30日から順次本格運用へ移行した。

4　その他の主なシステム開発等

(1) 育児休業･産前産後休業中の掛金免除期間の管理機能追加に係るシステム改修

厚生労働省へ毎年報告することとされている報告事項に育児休業・産前産後休業中の掛金免除期間が新たに追加された。そのため各共済組合から連合会に提出されることとなった当該掛金免除期間情報を年金業務システムの標準報酬データベースに登録、一括管理することとした。この機能を追加するためのシステム改修を行い、平成29年10月から当該情報の登録を開始した。

(2) 資源管理システムの開発

年金業務システムの開発資源（設計書、プログラムソース、ジョブ管理情報等）については、度重なる「国共済法」の改正等に伴うシステム改修により、整備が必要な資源の量が膨大なものになっていた。

これらの資源については、システム開発等を外部委託により行う際に委託業者へ提示する必要最低限の資料であり、整備することで開発工数や履行期間等に大きく影響する。また、今後は被用者年金一元化関連のシステム改修等も増加することから、開発資源データの電子データ化及び整備を行い、当該資源の継続的な一括管理を行うことができる資源管

理システムの開発を行うこととした。

当該システム開発作業については、平成27年度及び28年度の2か年で行い、平成29年度に開発資源データの電子データ化及び整備作業を行い、システムに移行した。

(3) 振替加算に係る共済情報交換のシステム改修

平成29年9月、社会保障審議会年金事業管理部会において、老齢基礎年金の振替加算支給漏れ事案に係る今後の発生防止のための事務処理の改善として、日本年金機構において配偶者の65歳時点における振替加算の受給要件を確認することとなった。この確認作業については、共済情報連携システムに照会することで機械的にできるようにすることとされた。当該システムによる共済情報交換の開始時期については、実施機関で構成される「年金給付適正化のためのシステム担当者打合会」において、平成30年7月から情報交換が行われることとなり、その開始時期に合わせてシステム改修を実施した。

5　年金ヘルプデスクの開設

年金部からのシステム等に関する問合せに対応するため、平成29年4月21日、情報システム部内に委託業者による年金ヘルプデスクを開設した。

年金業務システムの入力方法をはじめ、情報連携システム、受付進捗システム等の個別事例に関する問合せは、全て年金ヘルプデスクで受け付け、回答することとした。

年金部が問合せをする場合は、所定の問合せ受付フォームに必要事項を入力し、必要に応じて年金ヘルプデスクへの説明や添付書類を提出する。年金ヘルプデスクでは、当該問合せ受付フォームに回答を入力するとともに、問合せ者にメールまたは直接説明を行う。問合せ受付フォームは、年金部と共有し、照会、回答状況を確認できるように管理している。

6　外部委託による年金業務システムの運用業務等

(1) 年金業務システムの運用に係るオペレーション等維持管理業務

被用者年金一元化及び退職等年金給付制度の施行に伴う新たな年金業務処理に対応するため、平成27年10月からオペレーション要員を1人増員し、5人とした。

(2) 年金業務システム稼働維持支援

被用者年金一元化による実施機関間でのワンストップサービスを実施するために稼働する情報連携システム及び受付進捗管理システムを支障なく円滑に運用するために運用支援管理者が必要なことから、平成27年10月から常駐SEを2人増員し、14人とした。

その後、新たに開始された実施機関間での情報交換業務における、他実施機関からのデータ内容に関する問合せや提供データの追加・変更等の機能改修等の対応要望が継続して発生していることから、専任の稼働維持支援要員が必要となっていた。また、退職等年金給付を処理するために開発した退職等年金給付システムも稼働し、本システムの支援要員も必要であった。

マイナンバー制度に係る情報提供ネットワークシステムのインフラ環境においては、システムの安定的な運用のために稼働監視等のインフラ環境支援作業を日々継続して実施する必要があり、これらの作業に当たる専任の運用支援要員を平成29年4月から4人増員、同年7月から1人増員し、19人とした。

その後、実施機関間の情報連携による業務が新たに追加され、他実施機関及び年金部から情報システム部へ提供データの内容に関する調査、確認依頼等が増大していた。これらの対応は常駐SEが2人で行っていたが、情報システム部の職員もその対応に当たらなければならなくなっていたため、本来のシステム開発に支障をきたすようになっていた。

さらに、マイナンバーの利用開始に伴い、平成31年4月から地方自治体等への情報照会が開始され、個人番号管理システム、中間サーバシステム、マイナンバー回答データベースシステム等のマイナンバー関連システムが本格稼働することとなった。

これらの業務に係る運用体制の強化を図るため、平成31年4月から常駐SEを4人増員し、23人とした。

第4　HITAC-AP8800-1A0ERAの機器更新とシステム開発業務等

1　機器更新

現行のホストコンピュータについては、平成27年1月から稼働し、平成29年4月に設定変更の実施により性能の向上を図ったが、令和元年12月に賃貸借契約期間が満了したことから、同2年1月、現行と同機種の機器に更新した。

これに併せて、年金一元化後の増大する業務に対応するため、磁気ディスクの性能向上及び容量拡張並びに処理速度向上のためのSSD(注)を導入した。

また、漢字プリンタの販売終了に伴い、オープンプリンタへの構成変更を実施した。

(注) 外部記憶装置（ストレージ）の一つで、記憶媒体にフラッシュメモリを用いる固定型の装置。ハードディスクドライブ（HDD）と同じようにコンピュータに接続し、プログラムやデータの永続的な保存に用いる。SSDは半導体素子に電気的にデータの記録、読み出しを行うため、極めて高速に読み書きすることができる。

2　ホストコンピュータのサーバ化推進

これまで連合会の年金業務においては、長年にわたりホストコンピュータを中心とした年金業務システムによる業務運用を行ってきており、年金制度改正への対応、業務の変化への対応及び効率化のためのシステム開発等を実施してきている。

一般的にホストコンピュータは基幹システムに用いられるため、度重なるシステム開発等により複雑化・肥大化し、DX（デジタル変革）の足かせになるといわれ、近年、ホストコンピュータをオープンシステムである小型サーバコンピュータにモダナイズ（サーバ化）する企業等が増加していた。そのため、ホストコンピュータの出荷台数が減少し、メーカーがその製造から撤退するなど将来的に供給が不透明となっていた。

また、プログラム言語であるCOBOLの技術者の高齢化による先細りといったリスクや保守、運用等のコストの高止まりといった問題もあった。

さらにホストコンピュータは、CPU（中央処理装置）などの部品やオペレーティングシステム（OS）などのソフトウエアの多くを各社が自社で開発・製造する独自仕様の製品であり、一社からすべての要素をパッケージにしたシステムとして調達することとなる。そのため、機器更新、システム開発等に他社が請け負うことが困難な状態（ベンダーロックイン）も問題視されていた。

これらのことから連合会においても令和2年度から次期プラットフォームの検討を行

い、翌令和3年度にホストコンピュータを脱却し、サーバ化を推進することとした。

令和4年度では、現行システム運用における課題の抽出、業務運用の効率化に向けた調査、リソースの事前調査等を実施した。

令和5年度においては、翌令和6年度以降に年金業務システムのサーバ化を実施するために、サーバ化のための要件定義を行い、サーバ化計画等を取りまとめることを目的とした業務を外部委託した。

サーバへの移行方式は、最新の技術動向、業界の動向及び連合会の特性の調査結果を踏まえ決定し、実機による検証を含めた技術的な実現性の検証を行った上で、「リライト」（COBOL to Java）により移行することとした。

サーバ化後の年金業務システムは、政府の方針であるクラウド・バイ・デフォルト原則や他社の事例におけるクラウド導入実績に鑑み、「クラウド」に移行することとした。

3　年金業務システムの主なシステム開発等

年金制度改正に伴うシステム開発等については、令和2年改正による繰下げ上限年齢75歳への引上げや退職等年金給付の標準報酬を厚生年金保険給付の標準報酬に合わせ、その下限の引下げ等に対応するため、令和3年度から2か年でのシステム開発等を行った。

また、サーバ化後のシステム運用の円滑化、効率化を図るため、現行システムにおける課題等を解消するためのシステム改修を令和5年度に実施した。

その他の主なシステム開発等については、以下のとおりである。

（1）新元号に対応するためのシステム改修

平成31年4月30日限りで天皇陛下が退位し、皇太子殿下に皇位の継承が行われることにより改元が行われることとなり、年金業務システム等の改修作業を行う必要が生じた。各システムへパソコンにより和暦で入力・出力を行っている項目、帳票類の出力、システム内部で和暦での処理を実施している箇所について、新元号に対応できるようシステムの改修作業を実施した。

また、システムの内部処理においては、昭和累積年で処理を行っている箇所についても、昭和累積年で昭和100年に達すると和暦年の桁数が2桁しかないことから、システム的な処理が不可能となるため、本作業においてシステム内部では昭和累積年の使用を廃止し、新元号に対応するようシステム改修を実施した。

（2）年金生活者支援給付金の支給に係る情報提供のためのシステム開発

老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給権者であって一定の所得要件を満たす者に年金生活者支援給付金（以下「支援給付金」という）が支給されることとなった。この支援給付金は、昭和60年改正前の「国家公務員共済組合法」（昭和33年法律第128号。以下「旧国共済法」という）等による退職年金、障害年金等の受給権者についても老齢基礎年金又は障害基礎年金の受給権者とみなされ、支給の対象とされた。

支援給付金の支給業務は、旧国共済法の年金受給権者も含めて日本年金機構が行うこととしているが、当該業務を遂行するに当たり、同機構に対して当該年金受給権者の情報を提供する必要があるため、年金業務システムの開発等が必要となった。

施行期日は消費税率8％から10％への引上げに合わせ平成31（令和元）年10月1日とされ、この期日に合わせてシステム開発等を実施した。

（3）年金給付適正化のための共済情報交換の見直しに対応するためのシステム改修

老齢基礎年金の振替加算支給漏れ事案（前記第3、4、（3）の「振替加算に係る共済情報交換のシステム改修」参照）の発生を受け、当該事案の一因が日本年金機構と共済組合の間の情報連携不足であったことから、従来の実施機関間の情報交換について見直されることとなった。情報交換の追加及び既存の情報交換の項目追加を行い、情報交換方式のベースを提供型から要求・回答型にすることで適正な情報連携を行うこととされた。

これらに対応するため、以下の項目についてシステム開発等を実施し、令和2年10月から新たな情報交換が開始された。

①配偶者加給年金及び振替加算に関する業務の見直し
②併給調整にかかる業務の見直し
③既存の情報交換の見直し
④エラーリストの電子化、ファイル転送化、エラーの進捗管理
⑤共通情報照会のバッチ化
⑥媒体運用の伝送化

（4）公金受取口座登録制度の対応

令和4年10月から公的年金の受取りに公金受取口座を指定できることになった。

年金請求書等に請求者が記載した公金受取口座を確認する必要が生じるため、令和4年度に情報提供ネットワークシステムを使用して個人番号管理システムの即時照会機能から公金受取口座情報の確認を可能とするシステムを、令和5年度にその照会結果についてDB管理及びオンライン照会を行うためのシステムの開発等を実施した。

（5）戸籍関係情報のネットワーク連携に向けた対応

令和6年2月より個人番号管理システムから戸籍関係情報の取得が可能となることから、令和4年度及び令和5年度に戸籍情報の活用に向けたシステム開発等を行った。戸籍情報が必要となる年金請求者等の戸籍情報連携（情報照会）を行い、照会情報に基づいた帳票出力を行うことを可能とした。

第1編　長期給付関係事業部門

第2部
旧令共済組合年金支給業務

第1章

旧令共済組合年金支給業務の概要

旧令共済組合の年金支給業務の概要については、既刊行の連合会『五十年史』によりその生い立ちから平成10年余に至る詳細な記述があるが、ここでは平成11年以降の新たな業務の記述を行うに当たり、過去50年の歴史を改めて振り返ることとしその経緯を要約して記載した。

第1節　「旧令特別措置法」制定の経緯

1　敗戦による共済組合の廃止から救済まで

戦前より設立していた旧陸海軍の共済組合と外地にあった各共済組合（連合会『五十年史（上）』741頁）は、昭和20年8月の敗戦によりいずれもがその事業主体を失い、同時に全組合員を一時に失うことになった。昭和20年11月限りで陸海軍両省は廃止され、各組合の基礎勅令たる「陸軍共済組合令」及び「海軍共済組合令」が廃止された。結果として組合は解散し、その事後処理は各主務大臣の定めるところに任せられて、両組合にそれぞれの措置が取られた。

一方、外地各共済組合は、突発的混乱状態に加えて地理的その他の事情から正常の手続を踏む余裕などは全くなく、事実上解散するよりほかなかった。それぞれの共済組合はいわゆる敗戦廃止組合という位置付けであった。

昭和21年11月新憲法が公布され、翌22年5月に施行されると、それまでの国民の権利義務に関する事項を規定した一切の勅令等は、新たに法律として制定されない限りその効力を失うこととされた。

そういったなか、昭和23年7月「国家公務員共済組合法（旧法）」（昭和23年法律第69号）が施行され、この「旧法」によって従来の勅令に基づく各共済組合（旧組合）で、その際「現に」存したものは、同法によって組織されたものとみなされたが、この旧組合と敗戦廃止組合とは、もともと全く同種のもので、ただ敗戦廃止組合が同法施行時に存在しなかったという点だけで組合として認められなかったのである。

昭和24年5月に「国家公務員共済組合法の一部を改正する法律」（昭和24年法律第118号）が公布され、旧組合支給年金で、退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するものは、「旧法」によるそれぞれの年金とみなされ年金額が大幅に増額された。また、障害、殉職、障害遺族年金等の公務災害に対する年金については、旧組合において既に前年から各種の応急措置によって増額されていた。

こうして、旧組合の既裁定年金受給者の年金は制度の改正とともに受け取る年金額にも整備がなされていったが、敗戦廃止組合の年金受給者は、これと区別すべき性格のものではないにもかかわらず、もし支給を受け取ることになるとしても、依然として戦前に制定された年金額のままであった。

すなわち、ここで初めて「旧法」に係わりを持つと持たないことによって、両者の間に著しい不均衡が生じ、今後もますます大きくなるであろうことが予想された。また、これと同時に「恩給法」（大正12年法律第48号）による恩給は、昭和23年「恩給法臨時特例」によって新給与ベースに応じ、同年10月分から増額された。したがって、旧陸海軍部内の旧文官ももちろんそのうちに含まれ、軍人の増加恩給ばかりか、「厚生年金保険法」（昭和29年法律第115号）の公務災害に基づく障害年金及び遺族年金までそれぞれ増額された。その結果、終戦以前の同種の災害を事由とする救済においても、敗戦廃止組合の年金受給者だけがこれらの改正から取り残されるという不均衡が生じた。

こうした時期に際し、このような不均衡を是正する措置を講じるよう旧海軍共済組合の年金受給者たちから請願運動が展開し始めた。旧海軍共済組合は、終戦後解散となったが、解散と同時に厚生省の監督下にあった（財）共済協会に権利義務の一切を引き継がせることで、あたかも組合がそのまま存続しているかのように業務を処理させることになった。

当時、年金受給者は戦前の有資格者約8,000人、終戦解散による新資格者約1万8,000人、計2万6,000人であった。このなかから13人の評議員を選挙し、これらの者がさらに4人の理事を互選し、共に同協会の事業運営に参画していた。

この13人が中心となり、それぞれ地区選出の各国会議員に陳情し、昭和24年12月に衆参両院に請願書を提出するとともにその他関係各方面に協力を依頼することとなった。

2　廃止組合救済に伴う「旧令特別措置法」案の準備と制定

旧海軍共済組合関係の請願は昭和25年2月の第7回国会において早速取り上げられ、旧陸海軍あるいは外地各組合等の救済措置が早急に審議される運びとなった。厚生省、大蔵省両当局からは技術的な問題を解決した上、救済の実現に努力するといった趣旨の答弁があり、その後、第8回、第9回国会へと審議が継続された。

同年7月の第8回国会において、救済の対象とされたのは、

陸軍共済組合
海軍共済組合
朝鮮総督府逓信官署共済組合
朝鮮総督府交通局共済組合
台湾総督府専売局共済組合
台湾総督府営林共済組合
台湾総督府交通局逓信共済組合
台湾総督府交通局鉄道共済組合

の廃止8組合と日本製鉄八幡共済組合であり、このうち事業主体の存在する八幡共済組合の事務執行はこれまでどおりとされた。

廃止8組合については、新たに独立した一特殊法人を設ける構想であったが、当時は連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の承認を得ることは難しく、大蔵省当局は既設団体として存在していた「非現業共済組合連合会」（連合会）に白羽の矢を立て、その了承を得た上で法案を整備し、これを年末の第9回国会に「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案」として提出した。

この法案の審議は、衆参両院ともに各大蔵

委員会で行われ、大蔵省当局は旧海軍共済組合についてのみ共済協会なる事務処理団体があるが、その他の組合については事実上そうした団体は実在しない。しかも、どの組合も今回の措置による所要費用全額を国庫が負担することになっていることから、新たに政府機関を設けることは実務上適当でなく、好ましいことではない。よって、既存の連合会に特別の会計を設けてこの法案による事務を行わせしめるとの見解を示した。

このようにして、この法律案は採決され、ここに「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」（昭和25年法律第256号。以下「旧令特別措置法」という）が成立し、昭和25年12月12日に公布、即日施行された。

第2節　「旧令特別措置法」の概況

昭和25年12月に施行の「旧令特別措置法」に従って旧陸海軍及び外地関係共済組合からの年金受給者に統一的に年金を支給するためには、まずそのための機構を整え、それに必要な法的措置を講じなければならなかった。年金支給機関として「旧法」に基づく連合会が選ばれた。年金支給のためだけに特別の機関を設けることは問題があるため、当時、各省共済組合の委託に基づいて年金支給の事務を行っていた連合会の組織を利用するのが最も適当であると考えられた。

その法的な措置については、旧陸海軍及び外地関係共済組合ではそれぞれが持つ特殊事情に応じて措置された。旧海軍については、既に(財)共済協会を設立して組合の権利義務の継承、年金の支給を継続させるという措置を採っていたため、その権利義務を連合会に承継させ、(財)共済協会を解散させることとした。一方、旧陸軍は法律的には主務大臣の措置に基づき一時金の支給によって年金請求権が消滅しているものと判断できるため、そのまま連合会にその権利を承継させるには無理があった。

しかしながら、たまたま終戦の混乱のなか採られた処理方法の相違のために、旧陸軍だけ除外することも適当ではないことから、既に支給を受けた一時金の限度で、連合会はその支給すべき年金を支給しなくてよいこととし、組合の支給義務は消滅させず、その義務を連合会に引き継がせることとした。

外地関係共済組合については、従来、年金給付を行っていた朝鮮総督府逓信官署共済組合のほか5組合であった。その給付を復活させるための法的措置については、これらの組合の資産の大部分が海外にあり、その最終的帰属がなお不確定であるばかりか、年金支給義務、特に外地人である年金受給者に対する支給義務の継承等様々な問題を抱えていた。

そこでこの「旧令特別措置法」では、一応これらの組合自体の存廃問題には触れず、連合会が第三者の立場でこれらの組合に代わって年金の支給を行うという形を採った。旧陸海軍、外地関係共済組合にはこのような方法で連合会が統一的に年金支給の事務を行うこととし、その額については、昭和26年1月分以降、法別表の額を基礎にして公務員の新給与ベースに応じた改定がなされた。

このように整備された「旧令特別措置法」において、連合会がなすべき業務の要点は以下のとおりである。

旧陸海軍共済組合関係の資産を承継し、この法律によって義務付けられた業務の執行に要する費用は、国庫より毎年度連合会に対してこれに必要な金額を交付する。事務の整理上、一応旧陸海軍共済組合関係の資産は一切連合会に承継されるが、連合会の業務に不要な資産は、逐次国庫の所有に移す方針とした。

連合会がこの法律に基づいて支給する年金は「国家公務員共済組合法（旧法）」に基づく年金と全く性質が同じであるから、同法の規定に準じて無料証明及び非課税の規程が置かれた。

連合会の以上の業務については、大蔵大臣が監督する、としている。

第3節　旧令共済組合業務の構築

連合会は、「国家公務員共済組合法（旧法）」の規程に基づき、加盟各共済組合の組合員のための福祉事業や長期給付事務を主たる業務とするいわゆる認可法人で、旧令による組合の年金支給業務等のような他の法律によるものを引き受けることは、加盟組合にほとんど関係のないものであった。大蔵省当局は、本来業務と混同して処理するとなると、加盟組合に累を及ぼしかねないことや連合会に旧令組合関係業務を引き受けさせるに至った経緯、国会における数々の応答などを考慮して、「旧令による共済組合引継処理要綱」案を連合会に提示した。

連合会はこの案を骨子とし、多少これを具体的にした正式要綱を作成し、ここで初めて旧令共済部が発足したのであった。発足後は、まず旧陸海軍両共済組合関係の残存資産を引き継ぎ、また、旧海軍関係では、残存する10病院関係の資産の書類上の引継ぎも行われた。

資産の引継ぎを終えると、続いて国内各地に散在しその居所もほとんど不明で、「旧令特別措置法」が施行されたことも知らないであろう廃止8組合関係の年金受給資格者約3万余人の人たちにこれを知らせ、同法の規定に基づいて、その資格を確認するための業務を開始したのであった。以後、昭和の時代から平成、令和に亘って、旧令年金受給者への年金支給を継続し行っているところである。

なお、この8共済組合に支給される年金の種類、年金受給権の確認及び年金計算の基礎等については、連合会『五十年史』に詳細に記載されているので、ここでは割愛する。

第2章

旧令共済組合年金額改定措置の変遷

平成10年度以前の旧令共済組合年金額の改定措置については、既刊連合会『二十五年史』『五十年史』にその経緯とともに記載しているのでそれによることとし、ここでは平成11年度以降のものについて述べることとする。

第1節　平成11年度以降における改定措置

第1　平成11年政令第169号による改定

平成11年6月2日「平成11年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」が公布され、恩給等の措置に倣って、同年4月分から各年金額の増額改定及び最低保障額の引上げ、また、寡婦・遺族に係る年金に対する寡婦加算額等の引上げが行われた（表1）。

①増額改定
この法律の定める新仮定俸給によって各年金額を増額改定した。

②最低保障額の引上げ
各種年金の最低保障額を改定した。

③遺族年金の寡婦加算額の引上げ
遺族年金受給者に係る妻が受ける寡婦加算を改定した。

④殉職年金及び公務傷病遺族年金の遺族加算額の引上げ
殉職年金及び公務傷病遺族年金受給者の遺族に係る遺族加算額の引上げを行った。

⑤遺族年金に係る寡婦加算の調整を要する者に係る限度額の改定
遺族年金の計算額（寡婦加算を除く）が、81万円に満たないときは、81万円を限度として寡婦加算が加えられた。
また、遺族年金の計算額に寡婦加算を加えた額が、81万円を超えるときは、81万円からの計算額を控除した額を寡婦加算として改定された。

第2　平成12年政令第241号による改定

平成12年5月31日「平成12年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」が公布され、恩給等の措置に倣って、同年4月分から各年金額の増額改定及び最低保障額の引上げ、また、遺族に係る年金に対する遺族加算額の引上げが行われた（表2）。

①増額改定
この法律の定める新仮定俸給によって各年金額を増額改定した。

②最低保障額の引上げ
各種年金の最低保障額を改定した。

③殉職年金及び公務傷病遺族年金の遺族加算額の引上げ
殉職年金及び公務傷病遺族年金受給者の遺族に係る遺族加算額の引上げを行った。

第3　平成13年政令第188号による改定

平成13年5月25日「平成12年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、恩給等の措置に倣って、同年4月分から障害年金に係る一部の者の最低保障額の引上げ、また、遺族に係る年金に対する遺族加算額等の引上げが行われた(表3)。

①題名の改正
「平成12年度」の下に「及び平成13年度」を加えた。

②最低保障額の引上げ
各種年金の最低保障額は据置き。ただし、障害年金（65歳以上で在職6年未満の者）を改定した。

③殉職年金及び公務傷病遺族年金の遺族加算額の引上げ
殉職年金及び公務傷病遺族年金受給者の遺族に係る遺族加算額の引上げを行った。

④公務傷病年金と殉職年金及び公務傷病遺族年金に係る扶養加給額の引上げを行った。

第4　平成14年政令第179号による改定

平成14年5月24日「平成12年度及び平成13年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、恩給等の措置に倣って、同年4月分から障害年金に係る一部の者の最低保障額の引上げ、また、遺族に係る年金に対する遺族加算額の引上げが行われた（表4）。

①題名の改正
「及び平成13年度」を「、平成13年度及び平成14年度」に改めた。

②最低保障額の引上げ
各種年金の最低保障額は据置き。
ただし、障害年金（65歳以上で在職6年未満の者）を改定した。

③殉職年金及び公務傷病遺族年金の遺族加算額の引上げ
殉職年金及び公務傷病遺族年金受給者の遺族に係る遺族加算額の引上げを行った。

第5　平成15年政令第155号による改定

平成15年3月31日「平成12年度、平成13年度及び平成14年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、恩給等の措置に倣って、同年4月分から遺族に係る年金に対する寡婦加算額の引上げが行われた(表5)。

①題名の改正
「平成12年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」に改めた。

②遺族年金の寡婦加算額の引上げ

遺族年金受給者に係る妻が受ける寡婦加算を改定した。

第6　平成19年政令第326号による改定

平成19年11月2日「平成12年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、恩給等の措置に倣って、同年10月分から仮定俸給額の引上げ及び最低保障額の引上げ方式を改め自動スライド方式を導入、また、公務傷病遺族年金の最低保障額の引上げ、さらに遺族に係る年金に対する遺族加算額の引上げ等が行われた（表6）。

①題名の改正

「平成12年度」を「平成19年10月」に改めた。

②仮定俸給の改定

この法律に定める別表第一の仮定俸給表の額に調整改定率を乗じて算出する方法に改めた。なお、19年度の調整改定率は「1」とした。

③最低保障額の改定

公務傷病遺族年金の最低保障額は、19年10月及び20年10月に引き上げ、その額に調整改定率を乗じる。

上記以外の年金の最低保障額は、18年度価格を基準としてその額に調整改定率を乗じた。（扶養加給・遺族加算を含む）

ただし、遺族年金の寡婦加算額の上限額には、調整改定率は乗じない。

（81万円相当額は据置く）

なお、19年度の調整改定率は「1」とした。

④殉職年金及び公務傷病遺族年金の遺族加算額の引上げ

殉職年金及び公務傷病遺族年金受給者の遺族に係る遺族加算額の引上げを行った。

なお、平成19年10月以降旧令年金受給者に対する年金額の改定は行われておらず、令和5年に至っている。

表1　平成11年政令第169号による改定表　（単位：円）

年金種別	年度 / 区分		平成10年度 / 適用年月 10年4月	平成11年度 / 11年4月	備考 / 恩給種別	
退職年金	全年齢		1,122,000	1,129,900	普通恩給（長期在職）	
障害年金	65歳以上（最短年限以上）		1,122,000	1,129,900	普通恩給（長期在職）	
	65歳以上（9年以上年限未満） 65歳未満（最短年限以上）		841,500	847,500	普通恩給（短期在職）	
	65歳以上（6年以上9年未満）		673,200	677,900		
	65歳以上（6年未満） 65歳未満（最短年限未満）		561,000	565,000		
遺族年金	全年齢		784,500	790,000	普通扶助料（長期在職）	
	寡婦加算	60歳以上の妻及び子1人を有する妻	153,500	154,200	寡婦加算	
		子2人以上を有する妻	268,600	269,900		
公務傷病年金	等級	1級	5,669,000	5,709,000	増加恩給	第1項症
		2級	4,724,000	4,757,000		第2項症
		3級・4級上位症	3,890,000	3,917,000		第3項症
		4級・5級上位症	3,078,000	3,100,000		第4項症
		5級・6級上位症	2,491,000	2,508,000		第5項症
		6級	2,014,000	2,028,000		第6項症
	特別加給	1級・2級	210,000	210,000	特別加給	
	扶養加給	妻	192,000	193,200	扶養加給	
		他の扶養親族2人まで1人につき	66,000	66,000		
		その他	24,000	24,000		
		配偶者がいない場合1人に限り	132,000	132,000		
殉職年金	最低保障額		1,933,500	1,948,700	（遺族加算を含む額）	
			1,796,000	1,809,000	公務扶助料	
	遺族加算		137,500	139,700	遺族加算	
	扶養加給	扶養親族2人まで1人につき	66,000	66,000	扶養遺族加給	
		扶養親族3人以上1人につき	24,000	24,000		
公務傷病遺族年金	最低保障額		1,534,500	1,546,700	（遺族加算を含む額）	
			1,397,000	1,407,000	増加非公死扶助料	
	遺族加算		137,500	139,700	遺族加算	
	扶養加給	扶養遺族2人まで1人につき	49,500	49,500	扶養遺族加給	
		扶養遺族3人以上1人につき	18,000	18,000		
遺族年金・寡婦加算調整者の限度額			800,000	810,000		

表2　平成12年政令第241号による改定表　（単位：円）

年金種別	年度		平成11年度	平成12年度	備考	
	区分＼適用年月		11年4月	12年4月	恩給種別	
退職年金	全年齢		1,129,900	1,132,700	普通恩給（長期在職）	
障害年金	65歳以上（最短年限以上）		1,129,900	1,132,700	普通恩給（長期在職）	
	65歳以上（9年以上年限未満） 65歳未満（最短年限以上）		847,500	849,500	普通恩給（短期在職）	
	65歳以上（6年以上9年未満）		677,900	679,600		
	65歳以上（6年未満） 65歳未満（最短年限未満）		565,000	566,400		
遺族年金	全年齢		790,000	792,000	普通扶助料（長期在職）	
	寡婦加算	60歳以上の妻及び子1人を有する妻	154,200	154,200	寡婦加算	
		子2人以上を有する妻	269,900	269,900		
公務傷病年金	等級	1級	5,709,000	5,723,000	増加恩給	第1項症
		2級	4,757,000	4,769,000		第2項症
		3級・4級上位症	3,917,000	3,927,000		第3項症
		4級・5級上位症	3,100,000	3,108,000		第4項症
		5級・6級上位症	2,508,000	2,514,000		第5項症
		6級	2,028,000	2,033,000		第6項症
	特別加給	1級・2級	210,000	210,000	特別加給	
	扶養加給	妻	193,200	193,200	扶養加給	
		他の扶養親族2人まで1人につき	66,000	66,000		
		その他	24,000	24,000		
		配偶者がいない場合1人に限り	132,000	132,000		
殉職年金	最低保障額		1,948,700	1,956,000	（遺族加算を含む額）	
			1,809,000	1,814,000	公務扶助料	
	遺族加算		139,700	142,200	遺族加算	
	扶養加給	扶養親族2人まで1人につき	66,000	66,000	扶養遺族加給	
		扶養親族3人以上1人につき	24,000	24,000		
公務傷病遺族年金	最低保障額		1,546,000	1,553,000	（遺族加算を含む額）	
			1,407,000	1,411,000	増加非公死扶助料	
	遺族加算		139,700	142,200	遺族加算	
	扶養加給	扶養遺族2人まで1人につき	49,500	49,500	扶養遺族加給	
		扶養遺族3人以上1人につき	18,000	18,000		
遺族年金・寡婦加算調整者の限度額			810,000	810,000		

表3　平成13年政令第188号による改定表　（単位：円）

年金種別	年度		平成12年度	平成13年度	備考	
	区分＼適用年月		12年4月	13年4月	恩給種別	
退職年金	全年齢		1,132,700	1,132,700	普通恩給（長期在職）	
障害年金	65歳以上（最短年限以上）		1,132,700	1,132,700	普通恩給（長期在職）	
	65歳以上（9年以上年限未満） 65歳未満（最短年限以上）		849,500	849,500	普通恩給（短期在職）	
	65歳以上（6年以上9年未満）		679,600	679,600		
	65歳以上（6年未満） 65歳未満（最短年限未満）		566,400	567,400		
遺族年金	全年齢		792,000	792,000	普通扶助料（長期在職）	
	寡婦加算	60歳以上の妻及び子1人を有する妻	154,200	154,200	寡婦加算	
		子2人以上を有する妻	269,900	269,900		
公務傷病年金	等級	1級	5,723,000	5,723,000	増加恩給	第1項症
		2級	4,769,000	4,769,000		第2項症
		3級・4級上位症	3,927,000	3,927,000		第3項症
		4級・5級上位症	3,108,000	3,108,000		第4項症
		5級・6級上位症	2,514,000	2,514,000		第5項症
		6級	2,033,000	2,033,000		第6項症
	特別加給	1級・2級	210,000	210,000	特別加給	
	扶養加給	妻	193,200	193,200	扶養加給	
		他の扶養親族2人まで1人につき	66,000	72,000		
		その他	24,000	36,000		
		配偶者がいない場合1人に限り	132,000	132,000		
殉職年金	最低保障額		1,956,000	1,959,000	（遺族加算を含む額）	
			1,814,000	1,814,000	公務扶助料	
	遺族加算		142,200	145,200	遺族加算	
	扶養加給	扶養親族2人まで1人につき	66,000	72,000	扶養遺族加給	
		扶養親族3人以上1人につき	24,000	36,000		
公務傷病遺族年金	最低保障額		1,553,000	1,556,200	（遺族加算を含む額）	
			1,411,000	1,411,000	増加非公死扶助料	
	遺族加算		142,200	145,200	遺族加算	
	扶養加給	扶養遺族2人まで1人につき	49,500	54,000	扶養遺族加給	
		扶養遺族3人以上1人につき	18,000	27,000		
遺族年金・寡婦加算調整者の限度額			810,000	810,000		

表4　平成14年政令第179号による改定表　（単位：円）

年金種別	年度		平成13年度	平成14年度	備考	
	区分＼適用年月		13年4月	14年4月	恩給種別	
退職年金	全年齢		1,132,700	1,132,700	普通恩給（長期在職）	
障害年金	65歳以上（最短年限以上）		1,132,700	1,132,700	普通恩給（長期在職）	
	65歳以上（9年以上年限未満） 65歳未満（最短年限以上）		849,500	849,500	普通恩給（短期在職）	
	65歳以上（6年以上9年未満）		679,600	679,600		
	65歳以上（6年未満） 65歳未満（最短年限未満）		567,400	568,400		
遺族年金	全年齢		792,000	792,000	普通扶助料（長期在職）	
	寡婦加算	60歳以上の妻及び子1人を有する妻	154,200	154,200	寡婦加算	
		子2人以上を有する妻	269,900	269,900		
公務傷病年金	等級	1級	5,723,000	5,723,000	増加恩給	第1項症
		2級	4,769,000	4,769,000		第2項症
		3級・4級上位症	3,927,000	3,927,000		第3項症
		4級・5級上位症	3,108,000	3,108,000		第4項症
		5級・6級上位症	2,514,000	2,514,000		第5項症
		6級	2,033,000	2,033,000		第6項症
	特別加給	1級・2級	210,000	210,000	特別加給	
	扶養加給	妻	193,200	193,200	扶養加給	
		他の扶養親族2人まで1人につき	72,000	72,000		
		その他	36,000	36,000		
		配偶者がいない場合1人に限り	132,000	132,000		
殉職年金	最低保障額		1,959,200	1,962,500	（遺族加算を含む額）	
			1,814,000	1,814,000	公務扶助料	
	遺族加算		145,200	148,500	遺族加算	
	扶養加給	扶養親族2人まで1人につき	72,000	72,000	扶養遺族加給	
		扶養親族3人以上1人につき	36,000	36,000		
公務傷病遺族年金	最低保障額		1,556,200	1,559,500	（遺族加算を含む額）	
			1,411,000	1,411,000	増加非公死扶助料	
	遺族加算		145,200	148,500	遺族加算	
	扶養加給	扶養遺族2人まで1人につき	54,000	54,000	扶養遺族加給	
		扶養遺族3人以上1人につき	27,000	27,000		
遺族年金・寡婦加算調整者の限度額			810,000	810,000		

表5　平成15年政令第155号による改定表　（単位：円）

年金種別	年度		平成14年度	平成15年度	備考	
	区分＼適用年月		14年4月	15年4月	恩給種別	
退職年金	全年齢		1,132,700	1,132,700	普通恩給（長期在職）	
障害年金	65歳以上（最短年限以上）		1,132,700	1,132,700	普通恩給（長期在職）	
	65歳以上（9年以上年限未満） 65歳未満（最短年限以上）		849,500	849,500	普通恩給（短期在職）	
	65歳以上（6年以上9年未満）		679,600	679,600		
	65歳以上（6年未満） 65歳未満（最短年限未満）		568,400	568,400		
遺族年金	全年齢		792,000	792,000	普通扶助料（長期在職）	
	寡婦加算	60歳以上の妻及び子1人を有する妻	154,200	152,800	寡婦加算	
		子2人以上を有する妻	269,900	267,500		
公務傷病年金	等級	1級	5,723,000	5,723,000	増加恩給	第1項症
		2級	4,769,000	4,769,000		第2項症
		3級・4級上位症	3,927,000	3,927,000		第3項症
		4級・5級上位症	3,108,000	3,108,000		第4項症
		5級・6級上位症	2,514,000	2,514,000		第5項症
		6級	2,033,000	2,033,000		第6項症
	特別加給	1級・2級	210,000	210,000	特別加給	
	扶養加給	妻	193,200	193,200	扶養加給	
		他の扶養親族2人まで1人につき	72,000	72,000		
		その他	36,000	36,000		
		配偶者がいない場合1人に限り	132,000	132,000		
殉職年金	最低保障額		1,962,500	1,962,500	（遺族加算を含む額）	
			1,814,000	1,814,000	公務扶助料	
	遺族加算		148,500	148,500	遺族加算	
	扶養加給	扶養親族2人まで1人につき	72,000	72,000	扶養遺族加給	
		扶養親族3人以上1人につき	36,000	36,000		
公務傷病遺族年金	最低保障額		1,559,500	1,559,500	（遺族加算を含む額）	
			1,411,000	1,411,000	増加非公死扶助料	
	遺族加算		148,500	148,500	遺族加算	
	扶養加給	扶養遺族2人まで1人につき	54,000	54,000	扶養遺族加給	
		扶養遺族3人以上1人につき	27,000	27,000		
遺族年金・寡婦加算調整者の限度額			810,000	810,000		

表6　平成19年政令第326号による改定表　（単位：円）

年金種別	年度		平成18年度	平成19年度	備考	
	区分＼適用年月		18年4月	19年10月	恩給種別	
退職年金	全年齢		1,132,700	1,132,700	普通恩給（長期在職）	
障害年金	65歳以上（最短年限以上）		1,132,700	1,132,700	普通恩給（長期在職）	
	65歳以上（9年以上年限未満） 65歳未満（最短年限以上）		849,500	849,500	普通恩給（短期在職）	
	65歳以上（6年以上9年未満）		679,600	679,600		
	65歳以上（6年未満） 65歳未満（最短年限未満）		568,400	568,400		
遺族年金	全年齢		792,000	792,000	普通扶助料（長期在職）	
	寡婦加算	60歳以上の妻及び子1人を有する妻	152,800	152,800	寡婦加算	
		子2人以上を有する妻	267,500	267,500		
公務傷病年金	等級	1級	5,723,000	5,723,000	増加恩給	第1項症
		2級	4,769,000	4,769,000		第2項症
		3級・4級上位症	3,927,000	3,927,000		第3項症
		4級・5級上位症	3,108,000	3,108,000		第4項症
		5級・6級上位症	2,514,000	2,514,000		第5項症
		6級	2,033,000	2,033,000		第6項症
	特別加給	1級・2級	210,000	210,000	特別加給	
	扶養加給	妻	193,200	193,200	扶養加給	
		他の扶養親族2人まで1人につき	72,000	72,000		
		その他	36,000	36,000		
		配偶者がいない場合1人に限り	132,000	132,000		
殉職年金	最低保障額		1,814,000	1,814,000	公務扶助料	
	遺族加算		148,500	152,800	遺族加算	
	扶養加給	扶養親族2人まで1人につき	72,000	72,000	扶養遺族加給	
		扶養親族3人以上1人につき	36,000	36,000		
公務傷病遺族年金	最低保障額		1,411,000	1,415,900 20年10月～ 1,420,700	増加非公死扶助料	
	遺族加算		148,500	152,800	遺族加算	
	扶養加給	扶養遺族2人まで1人につき	54,000	54,000	扶養遺族加給	
		扶養遺族3人以上1人につき	27,000	27,000		
遺族年金・寡婦加算調整者の限度額			810,000	810,000		

第3章

旧令共済組合年金支給業務の推移

第1節　平成11年度以降の業務体制

1　業務の簡素化・年金受給者サービスの向上（住基ネットの導入）

年金受給者への過払いを防止し、年金支給の適正化を図るために、旧令年金部（平成13年7月1日付で特定事業部旧令年金課に組織改正）では受給者に対して身上報告書により市町村長より住民票記載事項の証明を付して提出を義務付けていたが、平成11年度から年金受給者へのサービス向上の観点からその証明は廃止となった。一方、年1回の身上報告書の他に過払い防止策として平成7年4月実施以降、毎年8月に年金受給者異動実態調査（実態調査）を実施して生存の確認を行い、過払い状態を極力抑えるとともに、受給者の住所等の異動事項や併給調整の要否の調査を行っていた。

そのなかで、平成11年8月8日付で、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項に新たに「住民票コード」を設け、このコードを基に市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、併せて住民の本人確認情報を保護するための措置を講ずることを目的に、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成11年法律第133号）が公布された。そして、その全国規模のネットワークシステムである「住民基本台帳ネットワークシステム」(住基ネット)の運用が平成14年8月から予定された。

連合会においても、平成15年4月から、指定情報処理機関((財)地方自治情報センター)の住基ネットにおける本人確認情報の提供を磁気テープ及びオンラインで受けて、過払い防止等の観点から共済年金受給者の現況調査（住所や生存確認）に活用することとされ、旧令年金の受給者についても、この住基ネットを導入して現況調査に活用することとし、平成15年度予算で新規要求を行うこととなった。

その結果、平成15年4月以降、住基ネットを利用した生存等の確認を行うこととなり、原則身上報告書の提出は廃止となった。また、毎年8月に実施していた実態調査についても特定事業部で確認することが可能となり、この調査は寡婦加算の調整がある遺族年金を除き廃止することとなった。

この住基ネットの導入は、従来の身上報告書及び実態調査に代わる受給者本人の生存確認処理を反映することによって、年金受給者のサービス向上と相まって、事務処理の合理化、過払い防止等の精査が確実に実施されることとなった。

第4章

旧令共済組合年金支給の概況

第1節　旧令共済組合年金受給者の推移

現実に年金の支給を受ける者は、既刊の連合会『五十年史（上）』810頁表1に施行時から平成10年度まで記述があるように、昭和31年度をピークとして、その後は減少の一途をたどっており、現在では次頁の表1のとおりその傾向が更に増している。

年金受給者のうち、退職年金受給者は「旧令特別措置法」施行当時（昭和26年）約2万4,000人であったが、施行時より67年を経過後の平成29年度にはついに受給者がいなくなるという結果になっている。受給者の高齢化がその減少の起因する主なものとなっている。

また、遺族年金受給者は、昭和49年度をピークとして約1万6,000人であったが、やはり減少傾向は退職年金と変わらず、遺族年金へ転給する該当者や遺族年金受給者自身の高齢化に伴いその死亡率が年々高くなっていることから、令和3年7月末には100人を下回っており、その平均年齢は89歳(令和3年度末時点)である。

このように近年の傾向をみても年金受給者数は高齢化とともに減少傾向にあり、過去の推移とほぼ同等の動きである。この状況を勘案すれば近い将来に旧令年金として大きな岐路に立たされるのは確実で、今後旧令年金をどのように整理・縮小していくか議論すべき時期に来ていると思われる。

第2節　旧令共済組合年金関係決算

旧令年金等の支給に要する所要額及びその業務執行に要する費用は、必要な金額を国が交付することとなっている。その所要額は連合会『五十年史（上）』811頁の記述のとおり昭和57年度までは毎年の増額改定分が年金受給者の減少による減額分を上回っていたことから増額を続け、昭和58年度より減少に転じている。

最近では平成14年度まで毎年増額改定が行われ、平成15年度に一部加算額の引下げ、そして平成19年度の増額改定を最後にそれ以降改定は行われていない。所要額も年金受給者数の大幅な減少と相まって減少し現在に至っている。

表2の「年金別旧令年金受給者一件当たりの平均支給額の比較」によると、一件当たりの平均支給額（その年度の年金支給総額を死亡者含む支給件数で除したもの）は、平成11年度を100とした場合、その10年後の平成21年度には8.1％増、さらにその10年後の令和元年度には25.3％増加となっている。ただ、これは現時点で最後の増額改定となっている平成19年度の公務傷病遺族年金の最低保障額の引上げや遺族加算の増額等が影響しているのと、同時に比較的年金額の低い遺族年金受給者の大幅な減少により金額の割合が高い傾向に出ているからである。

表1　各年度末現在年金別人員　（単位：人）

年度＼種別	退職年金	障害年金	遺族年金	公務傷病年金	公務傷病遺族年金	殉職年金	計
平成11	529	7	4,124	196	157	582	5,595
12	426	7	3,796	184	153	540	5,106
13	355	5	3,403	176	156	494	4,589
14	269	5	3,025	166	153	449	4,067
15	215	5	2,666	154	155	405	3,600
16	165	5	2,379	143	152	371	3,215
17	113	4	2,047	138	148	322	2,772
18	80	2	1,770	129	138	291	2,410
19	60	2	1,506	118	139	255	2,080
20	44	2	1,314	109	136	226	1,831
21	37	2	1,104	98	132	194	1,567
22	22	2	905	83	135	168	1,315
23	15	2	734	73	131	142	1,097
24	8	2	611	63	126	128	938
25	4	1	488	60	118	106	777
26	4	0	388	54	116	87	649
27	2	0	306	45	111	76	540
28	1	0	233	41	108	61	444
29	0	0	183	33	100	48	364
30	0	0	150	28	88	38	304
令和元	0	0	126	23	79	28	256
2	0	0	110	18	73	23	224
3	0	0	78	12	69	15	174
4	0	0	62	8	62	11	143
5	0	0	48	5	56	7	116

表2　年金別旧令年金受給者一件（一人）当たりの平均支給額の比較

年度＼年金種別		退職年金	障害年金	遺族年金	公務傷病年金	公務傷病遺族年金	殉職年金	合　計
平成11年度平均	支給総額（千円）	733,716	2,961	4,098,354	730,533	243,506	1,183,044	6,992,114
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	一件当たりの平均額（円）	1,191,097	423,000	934,204	3,462,242	1,541,177	1,939,416	1,167,688
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
平成21年度平均	支給総額（千円）	48,069	1,248	1,146,802	398,915	212,192	415,334	2,222,560
		(6.6)	(42.1)	(28.0)	(54.6)	(87.1)	(35.1)	(31.8)
	一件当たりの平均額（円）	1,144,500	624,000	915,976	3,438,922	1,560,235	1,949,925	1,262,101
		(96.1)	(147.5)	(98.0)	(99.3)	(101.2)	(100.5)	(108.1)
令和元年度平均	支給総額（千円）	－	－	126,864	105,656	134,141	69,494	436,155
				(3.1)	(14.5)	(55.1)	(5.9)	(6.2)
	一件当たりの平均額（円）	－	－	881,000	3,301,750	1,559,779	1,930,389	1,463,607
				(94.3)	(95.4)	(101.2)	(99.5)	(125.3)

（注1）（　）内の数値は平成11年度を100とした百分比。
（注2）退職年金は平成29年度、障害年金は平成26年度にそれぞれ対象者が0名となったため、令和元年度平均の欄は非該当。

第1編　長期給付関係事業部門

第3部
ガス障害者救済措置業務

第1章

ガス障害者救済措置業務の概要

第1節　救済措置の変遷

第1　救済措置発足の状況

戦前、瀬戸内海の孤島、大久野島（現広島県竹原市忠海町）には東京第二陸軍造兵廠忠海製造所があり、国際条約で使用禁止の毒ガスすなわち化学兵器が製造されていた。その製造期間は昭和3年7月から同19年7月までの間で、満州事変から戦争が拡大されるに従い、同所における従業員数も漸次膨張していき、最盛時の昭和12年から同16年頃には延べ5,000人に達していた。

戦後、これら忠海製造所の従業員であった者のなかで、毒ガスに起因すると思われる患者が多発し、治療を受けても治癒せず咳がひどく呼吸困難となり、また癌を発症するなどし、死亡する者が続出した。そうしたことから、昭和26年頃になると、これら「ガス患者」の人たちは各方面に対して救済措置を求める陳情を始めることになった。

昭和29年2月に大蔵省から連合会に対して「ガス障害者救済のための特別措置要綱」（昭和29年2月12日蔵計第280号。以下「特別措置要綱」という）が通達された。

連合会はこの通達に基づき、ガス障害者救済のため、理事長の諮問機関として「ガス障害調査委員会」及び「ガス障害認定審査会」を設け、この両機関の調査及び審査によってガス障害者と認定された者（認定患者）で、その障害による疾病の程度が「旧令特別措置法」を適用すれば年金に該当する者には、同法により障害年金（後に「公務傷病年金」に変更）を支給するなどとした。また、症状が好転せずなお治療を要する者には連合会関係病院において治療を続けさせるなどの措置を取った。

昭和43年には、医療手当支給要綱を「ガス障害者に対する特別手当及び医療手当支給要綱」（昭和43年10月1日蔵計第2333号）に改め、認定患者に対し特別手当を支給する制度が新設された。このようにガス障害者に対する救済措置も年々改善されてきたところである。

昭和44年12月には同要綱を「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」（昭和44年12月10日蔵計第4347号。以下「特別手当等支給要綱」という）と改め、新たに認定患者以外の者に対しても救済措置が講じられるようになり、ガス障害調査委員会で確認された者（一般障害者）に医療手帳を交付し、指定された疾病の範囲で連合会指定の病院で治療が受けられるよう措置が取られた。その治療の所要費用を限度に医療費を支給し、また認定患者以外で特定の者に健康管理手当を支給する制度が設けられた。

第2　旧相模海軍工廠従業員の救済

昭和53年11月に「特別措置要綱」の別紙「ガス障害者救済のための特別措置実施要領」（以下「特別措置実施要領」という）の改正（昭和53年11月20日蔵計第3091号）により、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠が追加指定され、その従業員への救済措置が講じられるようになり、さらに平成5年4月には同要領の一部改正により旧東京第二陸軍造兵廠曽根製造所の元従業員の救済措置が取られるようになった。

加えて、平成9年以降、旧海軍施設であった旧相模海軍工廠（現神奈川県寒川町一之宮）での毒ガス製造による健康被害を救済する機運が高まり、ガス障害者から請願を受けていた神奈川県の要望を受け、当時の大蔵省及び厚生省により「旧相模海軍工廠ガス障害者救済検討委員会」が設置され、これらの従業員についても毒ガス製造による健康被害を認め、平成11年6月の「特別措置実施要領」の改正（平成11年6月3日蔵計第1492号）により、これらの従業員のうち旧海軍共済組合員で毒ガス製造に直接携わっていた者への旧陸軍造兵廠忠海製造所等のガス障害者と同様の救済措置が取られることとなった（なお、旧相模海軍工廠については次章により記述する）。

第2節　救済措置の内容

第1　認定患者に対する救済措置

1　公務傷病年金

認定患者の症状が転帰をとり、療養が受けられなくなった場合には、その障害の程度が年金受給資格に該当する者に対して、「旧令

特別措置法」を適用し公務傷病年金が支給される。その者が死亡した場合には、遺族に災害年金者遺族一時金が支給される。

2　公務傷病一時金

認定患者が死亡したことによりその症状が固定したと判断された場合には、その障害の程度が公務傷病一時金受給資格に該当する者に公務傷病一時金が支給される。

3　療養の給付

ガスの障害作用によって起因した疾病の療養のために連合会が指定又は承認した医療機関（以下「指定医療機関」という）で医療を受けた者又はその医療を受けた者の支払うべき費用を立て替えた指定医療機関に対して給付する。

4　医療手当（令和5年4月現在）

認定患者が療養を受けている期間、毎月次の区分による医療手当が支給される。

①入院8日以上又は通院3日以上……3万8,280円

②入院8日未満又は通院3日未満……3万5,760円

③入院と通院をした場合……3万8,280円

5　特別手当（令和5年4月現在）

認定患者が継続してその認定された障害の状態にあるとき、その障害に対して療養を受けるか否かにかかわらず、毎月特別手当（10万7,260円）が支給される。

6　介護手当（令和5年4月現在）

一般障害者及び認定患者がその障害により介護を要する状態にあり、所要費用を負担して介護を受けている場合には、その期間介護手当として毎月次の区分による額が支給される。

①中度障害（一般介護）…7万520円以内～10万5,800円

②重度障害（一般介護）……2万2,830円

③重度障害（家族介護）……2万2,830円

第2　一般障害者に対する救済措置

1　医療費

一般障害者がガスの障害作用に起因した疾病の療養のために指定医療機関において療養を受けたときには、その療養に要した費用の額を限度として、その者に医療費が支給される。ただし、連合会はその者に代わって直接医療機関に医療費の支給を行うことができる。

2　健康管理手当（令和5年4月現在）

一般障害者が療養を要する疾病が継続すると認められた場合は、健康管理手当（3万5,760円）が支給される。なお、平成24年4月「特別手当等支給要綱」（平成24年4月10日財計第1257号）の改正により、5年以内の認定期限は撤廃されている。

3　保健手当（令和5年4月現在）

一般障害者が一時的に治癒し、その後再発するおそれがあると認められた者に対しては保健手当（1万7,940円）が支給される。ただし、その者が健康管理手当の支給を受けている場合はこの限りではない。

4　介護手当

認定患者の場合に準じて介護手当が支給される。

第3節　ガス障害調査委員会及びガス障害認定審査会(相模)

平成11年6月、「特別措置実施要領」の改正により、連合会では新たに旧相模海軍工廠の従業員のうち旧海軍共済組合員で毒ガス製造に直接携わっていた者への救済措置が講じられることとなった。

第1　ガス障害調査委員会

ガス障害調査委員会では、新たに旧相模海軍工廠の従業員についてその事実を確認し、認定審査会に送付するための必要な事実関係を調査するとともに、ガス障害者救済のための特別措置要綱に関連する事項を処理することとなった。

設置場所　関東財務局（相模関係）
役　　員　理事長の委嘱する役員
委 員 長　（関東財務局長の職にある者を以てこれに充てる）
委　　員　7人以内（ガス製造等の業務に従事していた者、学職経験のある者又は関係行政機関の職員若しくは職員であった者を以てこれに充てる）
幹　　事　1人（関東財務局理財部主計第3課長を以てこれに充てる）

第2　ガス障害認定審査会

ガス障害認定審査会では、新たに旧相模海軍工廠の従業員について、理事長の諮問に応じガス障害にかかった者につき、治療の要否に関する認定及びその障害による年金受給権確認上必要な障害の程度につき審査するとともに、特別措置要綱に関連する医学的事項を処理することとなった。

第4節　ガス障害者相談会

平成3年度より「改定説明会」を「ガス障害者相談会」と名称を改め、主に相談事項への回答を中心に現在に至っている（表1）。この相談会は毎年の陳情により継続の要望はあるものの、受給者及びその家族の高齢化に伴って相談会場への外出もままならず、年々参加人数は減少している。

表1　相談会開催一覧

年月日	場　所	対象地区
平成12年 2月15日	竹原市保健センター	竹原市
平成12年 2月16日	三原市市民福祉会館	三原市
平成12年 4月28日	藤野町役場	神奈川県津久井郡
平成12年 5月31日	北九州市立吉田公民館	北九州市
平成12年 6月 1日	佐賀東急イン	佐賀市
平成12年 6月 8日	ホテルメトロポリタン秋田	秋田市
平成12年 8月24日	KKR広島	広島市
平成12年10月13日	KKRホテル東京	東京都
平成12年10月31日	秋田組合総合病院会議室	秋田市
平成12年11月 1日	山本組合総合病院会議室	能代市
平成12年11月 2日	雄勝中央病院会議室	湯沢市
平成12年11月 8日	KKRホテル梅田	大阪府

年月日	場　所	対象地区
平成12年12月　4日	村上総合病院会議室	村上市
平成13年　2月　1日	山口グランドホテル	山口県
平成13年　3月14日	三原市市民福祉会館	三原市
平成13年　3月15日	竹原市保健センター	竹原市
平成13年　4月27日	藤野町役場会議室	神奈川県津久井郡
平成13年　5月16日	ホテルメトロポリタン秋田	秋田市
平成13年　5月30日	第一栄城ホテル	佐賀市
平成13年　5月31日	北九州市立吉田公民館	北九州市
平成13年10月31日	ホテルニューヒロデン	広島市
平成13年11月　1日	第一イン岡山	岡山県
平成14年　2月28日	竹原市保健センター	竹原市
平成14年　3月　1日	三原市中央公民館	三原市
平成14年　5月30日	北九州市立吉田公民館	北九州市
平成14年10月　2日	湯沢文化会館	湯沢市
平成14年10月　3日	ホテルメトロポリタン秋田	秋田市
平成14年10月17日	市民活動プラザ	佐賀県
平成14年10月18日	東洋ホテル	福岡県
平成14年11月　6日	KKR広島	広島市
平成14年11月　7日	大三島町コミュニティセンター	愛媛県大三島町
平成14年12月　6日	KKRホテル梅田	大阪市
平成15年　1月30日	KKR山口あさくら	山口県
平成15年　3月　4日	竹原市保健センター	竹原市
平成15年　3月　5日	三原市中央公民館	三原市
平成15年　6月　4日	市民活動プラザ	佐賀県
平成15年　6月　5日	北九州市立吉田公民館	北九州市
平成15年　6月18日	湯沢文化会館	湯沢市
平成15年　6月19日	ホテルメトロポリタン秋田	秋田市
平成15年10月23日	ホテルニューヒロデン	広島市
平成15年11月　7日	藤野町役場	神奈川県津久井郡
平成15年11月13日	博多都ホテル	福岡市
平成16年　3月17日	三原市中央公民館	三原市
平成16年　3月18日	竹原市保健センター	竹原市
平成16年　6月　9日	湯沢文化会館	湯沢市
平成16年　6月10日	ホテルメトロポリタン秋田	秋田市
平成16年　6月16日	ホテルみやけ	山口県

年月日	場　所	対象地区
平成16年　6月17日	北九州市立吉田公民館	北九州市
平成16年　6月23日	市民活動プラザ	佐賀市
平成16年　6月24日	博多都ホテル	福岡市
平成16年11月17日	藤野町役場	神奈川県津久井郡
平成17年　3月　9日	三原国際ホテル	三原市
平成17年　3月10日	竹原市保健センター	竹原市
平成17年　7月27日	ホテル南海なんば	大阪市
平成17年10月　5日	市民活動プラザ	佐賀市
平成17年10月　6日	サンライフホテル2.3	福岡市
平成17年11月30日	宇部全日空ホテル	山口市
平成17年12月　1日	ステーションホテル小倉	北九州市
平成18年　2月　1日	ホテルグランヴィア広島	広島市近郊
平成18年　2月　2日	呉阪急ホテル	呉市
平成18年　3月　1日	三原国際ホテル	三原市・福山市・尾道市
平成18年　3月　2日	竹原市保健センター	竹原市・大崎上島町
平成18年　6月21日	秋田ビューホテル	秋田市
平成18年　6月22日	湯沢グランドホテル	湯沢市
平成18年　9月28日	今治アーバンホテル	今治市
平成18年10月　3日	ホテルグランヴィア岡山	岡山市
平成18年10月　4日	福山ニューキャッスルホテル	福山市
平成18年10月18日	ステーションホテル小倉	北九州市
平成18年10月19日	地共済つるみ荘	別府市
平成18年11月16日	呉阪急ホテル	呉市
平成18年12月11日	藤野町役場	神奈川県津久井郡
平成19年　1月25日	グランドホテル神奈中平塚	平塚市
平成19年　1月30日	市民活動プラザ	佐賀市
平成19年　1月31日	サンライフホテル2.3	福岡市
平成19年　2月　7日	ホテルみやけ	山口市
平成19年　2月　8日	ホテルグランヴィア広島	広島市近郊
平成19年　2月28日	三原国際ホテル	三原市・尾道市
平成19年　3月　1日	竹原市保健センター	竹原市・大崎上島町
平成19年　9月14日	呉阪急ホテル	呉市
平成20年　1月17日	三原国際ホテル	三原市
平成20年　2月13日	KKRホテル広島	広島市

年月日	場　所	対象地区
平成20年 2月14日	竹原市保健センター	竹原市・大崎上島町
平成20年 2月27日	クラウンプラザ神戸	神戸市
平成20年 2月28日	ホテルグリーンプラザ大阪	大阪市
平成20年 3月13日	ステーションホテル小倉	北九州市
平成20年 9月11日	ホテルニューヒロデン	広島市
平成20年10月31日	三原国際ホテル	三原市
平成20年11月20日	メルパルク大阪	大阪市
平成20年12月 2日	湯沢グランドホテル	湯沢市
平成20年12月 3日	ホテルメトロポリタン秋田	秋田市
平成20年12月16日	ステーションホテル小倉	北九州市
平成21年 9月15日	ホテルニューヒロデン	広島市
平成21年10月29日	竹原市保健センター	竹原市
平成21年10月30日	三原シティホテル	三原市
平成21年11月19日	ホテル白石	今治市
平成22年 1月29日	呉ステーションホテル	呉市
平成22年 2月 3日	ステーションホテル小倉	北九州市
平成22年10月14日	竹原市民館	竹原市
平成22年10月15日	三原シティホテル	三原市
平成22年12月 7日	湯沢グランドホテル	湯沢市
平成22年12月 8日	ホテルメトロポリタン秋田	秋田市
平成23年 1月12日	市立藤野中央公民館	相模原市
平成23年10月11日	ホテルニューヒロデン	広島市
平成23年10月27日	三原国際ホテル	三原市
平成23年10月28日	竹原市保健センター	竹原市
平成23年11月25日	梅田センタービル	大阪市
平成23年12月 2日	ベネフィットホテル福山	福山市
平成23年12月 3日	ステーションホテル小倉	北九州市
平成24年 7月13日	呉共済病院会議室	呉市
平成24年 9月26日	グリーンヒルホテル神戸	神戸市
平成24年11月29日	三原国際ホテル	三原市
平成24年11月30日	竹原市民館	竹原市
平成25年 2月21日	ステーションホテル小倉	北九州市
平成25年 2月22日	ホテルセンチュリーアート	福岡市
平成25年 5月16日	ホテルニューヒロデン	広島市
平成25年 6月14日	市立藤野中央公民館	相模原市

年月日	場　所	対象地区
平成25年 6月20日	阪急ターミナルビル	大阪市
平成25年11月28日	忠海公民館	竹原市
平成25年11月29日	三原国際ホテル	三原市
平成26年 3月 6日	下曽根公民館	北九州市小倉南区・大分県中津市
平成26年 3月 7日	ステーションホテル小倉	北九州市小倉北地区
平成26年 6月 3日	ホテルメトロポリタン秋田	秋田市
平成26年 6月20日	市立藤野中央公民館	相模原市
平成26年10月 7日	忠海公民館	竹原市
平成26年10月 8日	三原国際ホテル	三原市
平成27年 2月27日	ステーションホテル小倉	北九州市
平成27年 6月12日	市立藤野中央公民館	相模原市
平成27年 6月19日	阪急ターミナルビル	大阪市
平成27年10月26日	呉共済病院忠海分院会議室	竹原市
平成27年10月27日	三原国際ホテル	三原市
平成27年11月27日	ステーションホテル小倉	北九州市
平成28年10月22日	竹原市保健センター	竹原市
平成28年10月23日	三原国際ホテル	三原市
平成28年10月30日	ソレイユさがみ	相模原市
平成28年11月27日	ステーションホテル小倉	北九州市
平成29年 8月 1日	ソレイユさがみ	相模原市
平成29年10月19日	竹原市保健センター	竹原市
平成29年10月20日	三原国際ホテル	三原市
平成29年11月10日	ステーションホテル小倉	北九州市
平成30年 9月25日	ソレイユさがみ	相模原市
平成30年11月30日	ステーションホテル小倉	北九州市
平成31年 3月14日	グリーンスカイホテル竹原	竹原市
平成31年 3月15日	三原国際ホテル	三原市
令和元年10月10日	グリーンスカイホテル竹原	竹原市
令和元年10月11日	三原国際ホテル	三原市
令和元年11月27日	ステーションホテル小倉	北九州市

第2章

旧相模海軍工廠の従業員に係るガス障害者救済の概要

第1節　救済開始までの経緯

第1　関係者の陳情等

旧相模海軍工廠従業員のガス障害については、「戦時中、旧海軍が神奈川県寒川町に設置した相模海軍工廠に徴用工として従事した同県藤野町と津久井町などの住民らが慢性気管支炎で苦しんでいて、住民らはすべて工廠で猛毒のイペリットガスの製造に携わっており、入院生活を余儀なくされている人も。治療にあたった医師などによると、毒ガス製造の後遺症とみられる。被害者たちは今後、国による救済を求めて行政側への働きかけを始める」（『東京新聞』平成9年5月13日付）とあるように、藤野町の元県議員が中心となって平成9年5月15日に会員数63人で「旧相模海軍工廠毒ガス障害者の会」（障害者の会）が結成された。

同月27日には障害者の会から神奈川県に「旧相模海軍工廠毒ガス障害者援護要望書」が提出された。神奈川県では相模海軍工廠の存在やそこで従事していたことを示す公文書などを障害者の会とともに収集し、国に援護を求める方針とした。

第2　因果関係の調査等

障害者の会は神奈川県に対して、当時の事実関係を立証するための資料として、新たに判明した後遺症に悩む障害者の名簿や工廠などの前で撮影した徴用工の写真、工廠の通行証、併設の青年学校の在学を証明する手帳などのほか、障害者の会以外の遺族から送られた手紙なども提出した。

また、障害者の会では、平成10年2月にガス患者の治療実績のある広島大学医学部による集団検診を20人の会員が受けることとなった。集団検診を担当したのは、当時、ガス障害認定審査会委員でもあった同大学関係者で、津久井赤十字病院の協力のもとに実施された。

この集団検診の報告書によると、対象者の多くが呼吸器系の異常を訴えており、入院歴がある者も複数いた。毒ガス斑と呼ばれる毒ガス特有の皮膚炎症も確認された。これらの症状は旧陸軍の忠海製造所（大久野島）などのガス障害者と酷似しており、ほとんどの症例で、毒ガスによる影響と思われる呼吸器症状、呼吸機能障害が認められ、今後、定期的な健康診断と治療援助体制の早急な確立が求められるとまとめている。

第3　ガス障害者救済検討委員会の設置

神奈川県では、元徴用工等からの聞取り調査や旧相模海軍工廠に関する文献等から、相模海軍工廠における毒ガスの製造はほぼ確実と考えられた。また、広島大学医学部の集団検診の結果、元徴用工の健康被害と毒ガス製造との因果関係が示唆されたことから、平成10年10月13日に神奈川県からも、大蔵省及び厚生省に旧相模海軍工廠の毒ガス製造従事者への救済の要望を行うこととなった。

大蔵省及び厚生省の両省では旧相模海軍工廠において毒ガス製造に従事していた者に対する救済措置を講じるか否かについて専門的見地から検討を行うため、平成11年1月に大蔵省主計局長と厚生省保健医療局長の私的諮問機関として、疫学・呼吸器及び皮膚科学の専門家で構成される「旧相模海軍工廠ガス障害者救済検討委員会」を設置した。

大蔵省及び厚生省では、平成11年6月3日、それぞれ「特別措置要綱」（平成11年蔵計第1492号）、「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」（健医発第847号）を改正し、旧相模海軍工廠のガス障害者にも旧陸軍造兵廠忠海製造所等のガス障害者と同様の救済措置が適用されることとなった。

第4　ガス障害調査委員会の新設

大蔵省では平成11年6月3日付で「ガス障害調査委員会規定」（平成11年蔵計第1492号）を改定し、新たに旧相模海軍工廠に関する調査委員会の規定が設けられた。

第2節　旧相模海軍工廠の概要

第1　旧相模海軍工廠設立の経緯

大正11年4月、海軍では将来の化学戦を見越し、海軍省外局の艦政本部第一部に科学研究室を設置した。翌大正12年4月には研究室が海軍技術研究所となり、化学研究部化学兵器研究室が築地に設置された。しかし、同年9月の関東大震災時に海軍技術研究所は全焼し、目黒に移転することとなった。

昭和5年、化学兵器研究室は、海軍火薬廠用地の一部割愛を受け、平塚に平塚出張所を開設する。昭和8年に海軍は特薬兵器の製造実験工場を平塚出張所に建設する。特薬とは、いわゆる毒ガス兵器のことであった。

昭和9年4月、海軍技術研究所平塚出張所化学兵器研究室は、海軍技術研究所化学研究部に昇格・独立し、平塚において業務を開始した。

昭和12年に化学研究部は、隣接民有地を買収し、特薬庫、火薬庫、爆発円筒及び特種化学研究室などを増設した。

昭和16年の太平洋戦争の開始と同時に、海軍技術研究所は特薬類の生産施設の拡充を迫られた。そのような状況下で、昭和17年、化学研究部は、地下水が豊富で排水の便が良く化学工場に最適の場所とされた寒川の昭和産業（株）寒川工場の土地建物を買収し、造修工場の拡大を図っていった。そして、その場所に昭和18年5月、海軍技術研究所化学研究部を母体とした旧相模海軍工廠を新設するに至った（表3）。

第2　旧相模海軍工廠の組織

『相模海軍工廠』によると、旧相模海軍工廠の組織は表4のように構成されていた。

また、旧相模海軍工廠の従業員の構成は表5のような区分となっていた。

第3　旧相模海軍工廠における化学兵器等製造の状況

旧相模海軍工廠の母体である海軍技術研究所化学研究部は、昭和8年平塚出張所に、特薬兵器の製造実験工場として建設された。

特薬として研究・開発・製造されたものには、次の4種類があった（表6）。

これらの特薬兵器は、寒川町に新設された旧相模海軍工廠で、本格的な量産体制を敷くこととなる。

工廠では、第一火工部においてイペリット爆弾や焼夷弾などの攻撃兵器が、第二火工部では防毒衣や防毒面などの防禦兵器が製造された（表7）。

『相模海軍工廠』（25頁～26頁）に記載されているイペリット等の生産状況は表8のとおりであった。

表3　沿革

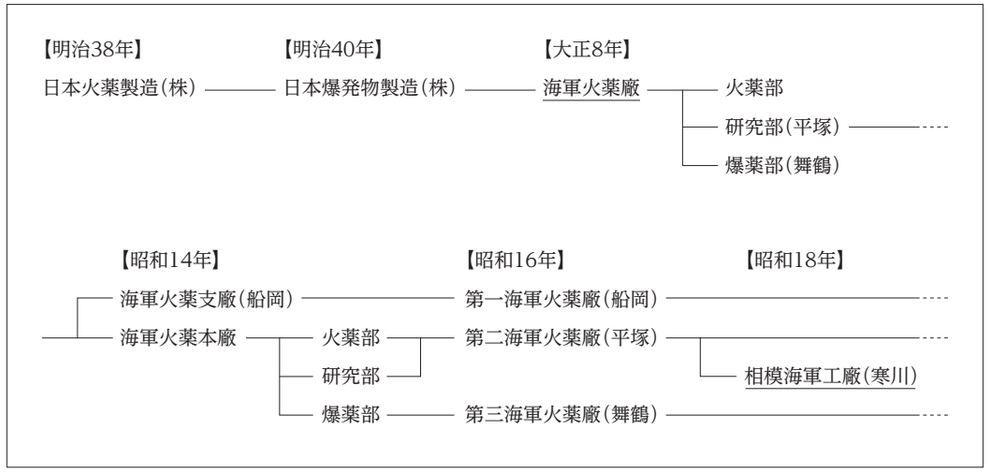

表4　旧相模海軍工廠の組織図

- 総務部
  - 庶務係
  - 警務係
  - 労務係
  - 工務係
  - 運輸係
  - 刷版工場（印刷、写真、製本）
- 造修部
  - 工務係
  - 作業係
  - 設計係
  - 検査係
  - 第一火工部（攻撃兵器製造）
    - 第一工場（化学兵器造修甲）
    - 第二工場（化学兵器造修乙及火工兵器造修甲）
    - 第三工場（化学兵器造修丙及火工兵器造修乙）
  - 第二火工部（防禦兵器製造）
    - 第十一工場（動力管理及一般工作）
    - 第十二工場（化学兵器造修丁）
    - 第十三工場（化学兵器造修戊）
- 化学実験部（平塚工場）
  - 業務係
  - 第一科（分析試験及材料研究実験）
  - 第二科（化学薬剤研究実験）
  - 第三科（化学兵器医学研究実験）
  - 第四科（化学兵器研究実験甲）
  - 第五科（化学兵器研究実験乙）
  - 第六科（化学兵器研究実験丙）
- 会計部
  - 計算課
    - 計算係
    - 工事費係
  - 給与課
  - 購買課
  - 材料課
    - 材料係
    - 利材工場（利材一般）
- 医務部
  - 医務係
  - 衛生係

表5　旧相模海軍工廠従業員の構成

- 職　員
  - 高等官（武官、技師、文官）
  - 判任官（技手、書記、工長、副書記）
- 工　員
  - 工手、職手、一等工員、二等工員

表6　特薬の種類

種　類	名　称	備　考
一号特薬（催涙剤）	クロルアセトフェノン	主として艦船砲弾充填及び瓦斯訓練用
二号特薬（くしゃみ剤）	ジフェニール青化砒素	
三号特薬甲（ただれ剤）	イペリット	主として六番一号爆弾（60瓩）に充填
三号特薬乙（　〃　）	ルイサイト	実験用として中規模生産
四号特薬（致死剤）	青酸	陸軍式を採り陸戦用として実験

表7　イペリット爆弾の製造工程

第一工場　イペリットガスの製造
↓
第二工場　イペリットガスを爆弾の内部に装填するための筒に充填
↓
第三工場　イペリットガス入り筒を60瓩(キログラム)爆弾に装填し爆弾を組立て

表8　イペリットガス等の生産状況

区　分	生産数量（単位：t）					
	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年	総　計
一号特薬（催涙剤）	20	20	40	40	0	120
二号特薬（くしゃみ剤）	30	50	40	0	0	120
号特薬甲（イペリット）	30	80	200	190	0	500
三号特薬乙（ルイサイト）	5	5	5	5	0	20
四号特薬（致死剤）	0	0	0	0	3	3

第4　旧相模海軍工廠の徴用等の状況

旧相模海軍工廠は、設立が昭和18年であり、戦時下、国民の多くの男性が出征するなか、地元神奈川県で労働力が確保できず、全国（秋田県、長野県、山梨県、静岡県など）から徴用工員や動員学徒、女子挺身隊員によって労働力の確保を図ったらしいとのことである。ただし、全体でどの程度の従事者がいたかについては、資料がないことから不明

であるが、元徴用工員等からの聞取り調査によると、最盛期には全体で約3,000人、そのうちイペリット製造に従事していた者は、約300人ほどであったとのことである。

第3節　救済業務の状況

旧相模海軍工廠の元従業員のうち、旧海軍共済組合の組合員であって、毒ガス製造業務に直接従事した者のガス障害に係る救済業務は、平成11年9月から開始された。

この救済業務初年度からの処理状況は表9のとおりである。

表9　相模調査委員会の実施状況

調査委員会	調査結果			
	諮問件数	確認件数	保留件数	申請却下
第1回調査委員会（平成11年 9月10日）	20	19	1	0
第2回調査委員会（平成11年11月16日）	21	16	5	0
第3回調査委員会（平成12年 1月11日）	5	5	0	0
第4回調査委員会（平成12年 2月23日）	12	11	1	0
第5回調査委員会（平成12年 6月 6日）	2	2	0	0
第6回調査委員会（平成12年10月12日）	1	1	0	0
第7回調査委員会（平成12年12月 1日）	1	1	0	0
第8回調査委員会（平成13年 3月 8日）	3	3	0	0
第9回調査委員会（平成13年 6月 5日）	2	2	0	0
第10回調査委員会（平成13年 9月19日）	3	2	1	0
第11回調査委員会（平成13年11月22日）	1	1	0	0
第12回調査委員会（平成14年 3月8日）	1	1	0	0
第13回調査委員会（平成14年 6月13日）	1	1	0	0
第14回調査委員会（平成14年10月9日）	1	1	0	0
第15回調査委員会（平成15年 1月15日）	1	1	0	0
第16回調査委員会（平成15年10月 8日）	1	1	0	0
第17回調査委員会（平成16年 2月 3日）	2	1	1	0
第18回調査委員会（平成16年 6月22日）	1	1	0	0
第19回調査委員会（平成18年 5月10日）	3	0	3	0
第20回調査委員会（平成18年 6月27日）	3	3	0	0
第21回調査委員会（平成18年11月21日）	2	2	0	0
第22回調査委員会（平成18年12月20日）	1	1	0	0
第23回調査委員会（平成21年 5月20日）	1	1	0	0
（以後、調査委員会の開催はない）				
計（累計）	89	77	12	0

第3章

ガス障害者救済措置の変遷

第1節　平成11年度以降のガス障害者救済のための特別措置要綱の改正

1　平成13年1月5日蔵計第2831号による改正

「(一) 年金の給付」中の（年金額の改定）における、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改めた。平成13年1月6日から適用した。

2　平成14年4月1日財計第1043号による改正

療養を要する者に対する療養費の支給に関する事項の改正を行った。

「又療養を要するものは国家公務員共済組合連合会関係病院又は国家公務員共済組合連合会理事長が契約した病院に収容して療養を実施」を「また、療養を要するものに対しては、当分の間、必要に応じて療養費を支給」に改め、「健康診断を要するもの」の次に「に対しては、」を加え、「療養とは」を「療養費の支給とは」に、「療養及び」を「療養費の支給及び」に改めた。

第2節　平成11年度以降のガス障害者救済のための特別措置実施要領の改正

1　平成11年6月3日蔵計第1492号による改正

「旧相模海軍工廠」の救済を追加指定した。

2　平成14年4月1日財計第1043号による主な改正

療養を受けようとする者の医療券の交付申請に関する事項及び認定患者の定義並びに認定患者に対する指定医療機関及び療養費の支給に関する事項の改正を行った。

「(4) 療養の実施」を「(4) 療養費の支給」とし、「(医療券の交付)」及び「認定」を「(医療券の交付)」に、「(療養の実施)」を「(療養の支給)」に変更し、それぞれ規定の整備を行った。

3　平成27年4月24日財計第1994号による主な改正

①公務傷病一時金の受給資格である「恩給法施行令」（大正12年勅令第367号）に規定する「第5項症以下」に係る引用条項「第24条」を追加した。

②「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第102号）第1条による「健康保険法」（大正11年法律第70号）の改正による引用条項の変更を行った。

③「介護保険法等の一部を改正する法律」

（平成17年法律第77号）第3条による「介護保険法」（平成9年法律第123号）の改正（要介護者と要支援者に区分等）による引用条項の変更及び追加を行った。

④療養の支給を受けているガス障害者の年齢が75歳以上となり、適用とならない健康保険法等の引用を削除し、対象法令を「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）と介護保険法に限定するとともに医療内容を明記した。

4　平成28年4月26日財計第2054号による改正

高齢者の医療の確保に関する法律による長期入院療養の生活療養についても、食事療養と同様に取り扱っていることから規定の整備を行った。

第4章

ガス障害者救済措置の状況

第1節　ガス障害者数の推移

ガス障害者数については、平成11年度以降は表1のとおりであるが、平成23年度末に1,000人を割り込み、認定患者及び一般障害者ともに激減している（表1）。

ガス障害調査委員会は平成22年3月9日に第24回曽根調査委員会を開催して以来、調査対象者が発生していないことから、忠海・曽根・相模の三つの調査委員会は本刊発行までに開催されていない。

また、一般障害者から認定患者に移行した者についても、平成26年5月28日開催の第209回障害認定審査会において1人が認定を受けた以降、該当者は本刊発行までに発生していない。

表1　ガス障害者年度別増減人員　（単位：人）

種　別		認定患者					一般障害者					合　計				
年度	製造所名	忠海製造所	忠海分廠	曽根製造所	相模工廠	計	忠海製造所	忠海分廠	曽根製造所	相模工廠	計	忠海製造所	忠海分廠	曽根製造所	相模工廠	計
平成 10	年度末	639	-	48	-	687	1,029	-	404	-	1,433	1,668	-	452	-	2,120
11	死亡者等	△12	-	27	-	15	△53	-	5	-	△48	△65	-	32	-	△33
	年度末	627	-	74	1	702	976	-	359	50	1,385	1,603	-	433	51	2,087
12	死亡者等	5	-	15	33	53	△85	-	△32	△33	△150	△80	-	△17	0	△97
	年度末	632	-	89	34	755	891	-	327	17	1,235	1,523	-	416	51	1,990
13	死亡者等	14	-	41	8	63	△79	-	△59	△4	△142	△65	-	△18	4	△79
	年度末	646	-	130	42	818	812	-	268	13	1,093	1,458	-	398	55	1,911
14	死亡者等	5	-	22	0	27	△84	-	△33	0	△117	△79	-	△11	0	△90
	年度末	651	-	152	42	845	728	-	235	13	976	1,379	-	387	55	1,821
15	死亡者等	△11	-	9	1	△1	△75	-	△27	△1	△103	△86	-	△18	0	△104
	年度末	621	19	161	43	844	611	42	208	12	873	1,232	61	369	55	1,717
16	死亡者等	△8	1	18	2	13	△73	△3	△34	△3	△113	△81	△2	△16	△1	△100
	年度末	613	20	179	45	857	538	39	174	9	760	1,151	59	353	54	1,617
17	死亡者等	△19	2	22	△6	△1	△60	△6	△41	△1	△108	△79	△4	△19	△7	△109
	年度末	594	22	201	39	856	478	33	133	8	652	1,072	55	334	47	1,508
18	死亡者等	△29	1	1	△3	△30	△35	△3	△23	4	△57	△64	△2	△22	1	△87
	年度末	565	23	202	36	826	443	30	110	12	595	1,008	53	312	48	1,421
19	死亡者等	△28	1	0	△1	△28	△40	△4	△15	△4	△63	△68	△3	△15	△5	△91
	年度末	537	24	202	35	798	403	26	95	8	532	940	50	297	43	1,330
20	死亡者等	△20	2	0	△3	△21	△58	△3	△20	0	△81	△78	△1	△20	△3	△102
	年度末	517	26	202	32	777	345	23	75	8	451	862	49	277	40	1,228

種　別		認定患者					一般障害者					合　計				
年度	製造所名	忠海製造所	忠海分廠	曽根製造所	相模工廠	計	忠海製造所	忠海分廠	曽根製造所	相模工廠	計	忠海製造所	忠海分廠	曽根製造所	相模工廠	計
21	死亡者等	△38	0	△7	△4	△49	△33	△2	△12	0	△47	△71	△2	△19	△4	△96
	年度末	479	26	195	28	728	312	21	63	8	404	791	47	258	36	1,132
22	死亡者等	△41	△3	△17	0	△61	△18	△1	△8	△2	△29	△59	△4	△25	△2	△90
	年度末	438	23	178	28	667	294	20	55	6	375	732	43	233	34	1,042
23	死亡者等	△36	△2	△17	△5	△60	△21	△2	△7	△1	△31	△57	△4	△24	△6	△91
	年度末	402	21	161	23	607	273	18	48	5	344	675	39	209	28	951
24	死亡者等	△21	△1	△8	0	△30	△19	△1	△7	0	△27	△40	△2	△15	0	△57
	年度末	381	20	153	23	577	254	17	41	5	317	635	37	194	28	894
25	死亡者等	△54	△1	△15	△4	△74	△39	△1	△8	△1	△49	△93	△2	△23	△5	△123
	年度末	327	19	138	19	503	215	16	33	4	268	542	35	171	23	771
26	死亡者等	△31	0	△15	△4	△50	△20	△1	△2	0	△23	△51	△1	△17	△4	△73
	年度末	296	19	123	15	453	195	15	31	4	245	491	34	154	19	698
27	死亡者等	△49	△6	△11	△2	△68	△31	△2	△2	0	△35	△80	△8	△13	△2	△103
	年度末	247	13	112	13	385	164	13	29	4	210	411	26	141	17	595
28	死亡者等	△35	0	△17	△3	△55	△21	△3	△4	0	△28	△56	△3	△21	△3	△83
	年度末	212	13	95	10	330	143	10	25	4	182	355	23	120	14	512
29	死亡者等	△30	△2	△18	△3	△53	△24	△1	△1	△2	△28	△54	△3	△19	△5	△81
	年度末	182	11	77	7	277	119	9	24	2	154	301	20	101	9	431
30	死亡者等	△32	△1	△10	△2	△45	△17	△3	△7	0	△27	△49	△4	△17	△2	△72
	年度末	150	10	67	5	232	102	6	17	2	127	252	16	84	7	359
令和　元	死亡者等	△20	△2	△8	0	△30	△19	0	△3	0	△22	△39	△2	△11	0	△52
	年度末	130	8	59	5	202	83	6	14	2	105	213	14	73	7	307
2	死亡者等	△15	△2	△13	△3	△33	△13	△1	△2	0	△16	△28	△3	△15	△3	△49
	年度末	115	6	46	2	169	70	5	12	2	89	185	11	58	4	258
3	死亡者等	△22	0	△9	0	△31	△22	△2	△4	△1	△29	△44	△2	△13	△1	△60
	年度末	93	6	37	2	138	48	3	8	1	60	141	9	45	3	198
4	死亡者等	△18	0	△8	△1	△27	△11	0	△2	0	△13	△29	0	△10	△1	△40
	年度末	75	6	29	1	111	37	3	6	1	47	112	9	35	2	158
5	死亡者等	△18	△2	△3	△1	△24	△6	0	△1	△1	△8	△24	△2	△4	△2	△32
	年度末	57	4	26	0	87	31	3	5	0	39	88	7	31	0	126

（注1）平成11～平成14年度は忠海分廠の員数がなく、忠海製造所に合算。
（注2）死亡者等には、障害者への認定等が含まれるため、プラスとなっている箇所がある。

第2節　指定医療機関数の推移

ガス障害者の救済措置発足当時、療養を要するものの重症患者に認定された者が連合会関係病院（呉共済病院及び忠海病院〈現呉共済病院忠海分院〉）の2病院に収容され療養・治療を受けていた。その後、指定される病院は徐々に増加してきたが、認定患者以外の一般障害者の救済措置が講じられたことに伴い、一般障害者の医療の実施及び理事長が指定する医療機関の規定が定められた。その結果、平成11年度末には、53病院が指定医療機関となった。

平成11年度以降もガス障害者の利便等を図るため指定医療機関の拡大に努め、表2のとおり平成11年度末から令和3年度末までの間に15病院が新たに指定・契約され、68病院

（うち1病院は廃止）が指定医療機関となっている。

表2　指定医療機関　　令和4年9月1日現在

都道府県	病院名	所在地	備　考
広　島	国家公務員共済組合連合会呉共済病院忠海分院 （旧国家公務員共済組合連合会忠海病院）	竹原市忠海中町2-2-45	
	国家公務員共済組合連合会呉共済病院	呉市西中央2-3-28	
	広島大学病院 （旧広島大学医学部附属病院）	広島市南区霞1-2-3	
	国家公務員共済組合連合会広島記念病院	広島市中区本川町1-4-3	
	国家公務員共済組合連合会吉島病院	広島市中区吉島東3-2-33	
	JR広島病院 （旧広島鉄道病院）	広島市東区二葉の里3-1-36	
	三原赤十字病院	三原市東町2-7-1	
	三菱三原病院	三原市糸崎3-3-1	令和4年4月1日廃止
	三原市医師会病院	三原市宮浦1-15-1	
	JA尾道総合病院 （旧厚生農協連尾道総合病院）	尾道市平原1-10-23	
	国立病院機構福山医療センター （旧国立福山病院）	福山市沖野上町4-14-17	
	庄原市立西城市民病院 （旧国民健康保険西城病院）	庄原市西城町中野1339	
	尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所 （旧広島県立瀬戸田病院）	尾道市瀬戸田町中野400	

都道府県	病院名	所在地	備　考
広　島	ときや内科	広島県豊田郡大崎上島町沖浦1001	
	広島県立安芸津病院	東広島市安芸津町三津4388	
	因島医師会病院 （旧因島市医師会病院）	尾道市因島中庄町1962	
	本郷中央病院	三原市下北方1-7-30	
	国立病院機構東広島医療センター	東広島市西条町寺家513	平成16年4月1日新規
	府中市民病院	府中市鵜飼町555－3	平成24年4月12日新規
鹿児島	県民健康プラザ鹿屋医療センター （旧鹿児島県立鹿屋病院）	鹿屋市札元1-8-8	
宮　崎	宮崎県立宮崎病院	宮崎市北高松町5-30	
大　分	国家公務員共済組合連合会新別府病院	別府市大字鶴見3898	
熊　本	国家公務員共済組合連合会熊本中央病院	熊本市南区田井島1-5-1	
佐　賀	佐賀大学医学部附属病院 （旧佐賀医科大学医学部附属病院）	佐賀市鍋島5-1-1	
	唐津赤十字病院	唐津市和多田2430	
福　岡	国家公務員共済組合連合会浜の町病院	福岡市中央区長浜3-3-1	
	国家公務員共済組合連合会新小倉病院	北九州市小倉北区金田1-3-1	
	北九州総合病院	北九州市小倉北区東城野町1-1	
	北九州市立門司病院	北九州市門司区南本町3-1	
高　知	高知医療センター （旧高知県立中央病院）	高知市池2125-1	
徳　島	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	
香　川	国家公務員共済組合連合会高松病院	高松市天神前4-18	
愛　媛	愛媛県立中央病院	松山市春日町83	
	愛媛県立今治病院	今治市石井町4-5-5	
	大三島中央病院	今治市大三島町宮浦5318-1	
山　口	山口県立総合医療センター （旧山口県立中央病院）	防府市大字大崎10077	
	宇部興産中央病院 （旧宇部興産株式会社中央病院）	宇部市大字西岐波750	
島　根	松江赤十字病院	松江市母衣町200	
岡　山	国立病院機構岡山医療センター （旧国立岡山病院）	岡山市北区田益1711-1	
	倉敷第一病院	倉敷市老松町5-3-10	

都道府県	病院名	所在地	備　考
兵　庫	医療法人若葉会六甲病院 （旧国家公務員共済組合連合会六甲病院）	神戸市灘区土山町5-1	
	兵庫県立加古川医療センター （旧兵庫県立加古川病院）	加古川市神野町神野203	
大　阪	国家公務員共済組合連合会大手前病院	大阪市中央区大手前1-5-34	
	大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	
	国家公務員共済組合連合会枚方公済病院 （旧国家公務員共済組合連合会京阪奈病院）	枚方市藤阪東町1-2-1	
京　都	京都市立病院	京都市中京区壬生東高田町1-2	
奈　良	奈良県総合医療センター （旧奈良県立奈良病院）	奈良市七条西町2-897-5	
和歌山	日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山市小松原通4-20	
滋　賀	市立大津市民病院	大津市本宮2-9-9	
	東近江市蒲生医療センター	東近江市桜川西町340	平成12年7月1日新規
愛　知	国家公務員共済組合連合会名城病院	名古屋市中区三の丸1-3-1	
静　岡	聖隷三方原病院	浜松市中央区三方原町3453	平成11年12月1日新規
山　梨	山梨厚生病院	山梨市落合860	平成11年12月1日新規
長　野	飯田市立病院	飯田市八幡町438	
	市立大町総合病院	大町市大町3130	平成12年12月1日新規
	軽井沢町国民健康保険軽井沢病院	長野県北佐久郡軽井沢町長倉2375-1	平成12年3月1日新規
神奈川	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東1-21-1	
	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	平塚市追分9-11	平成11年9月1日指定
	相模原赤十字病院	相模原市緑区中野256	平成12年9月1日新規
東　京	国家公務員共済組合連合会東京共済病院	目黒区中目黒2-3-8	
	国家公務員共済組合連合会立川病院	立川市錦町4-2-22	平成11年9月1日指定
埼　玉	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1	
栃　木	JCHOうつのみや病院	宇都宮市南高砂町11-17	平成12年3月1日新規
新　潟	村上総合病院	村上市緑町5-8-1	平成12年3月1日新規
秋　田	JA秋田厚生連秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋1-1-1	平成12年12月1日新規
	JA秋田厚生連能代厚生医療センター	能代市落合字上前田地内	平成12年12月1日新規
	JA秋田厚生連雄勝中央病院	湯沢市山田字勇ヶ岡25	平成12年11月1日新規

都道府県	病院名	所在地	備　考
北海道	製鉄記念室蘭病院 （旧新日鐵室蘭総合病院）	室蘭市知利別町1-45	

全68件（うち1件廃止）

第1編　長期給付関係事業部門

第4部

共済組合及び
社会保険（年金）制度の動向

第1章

共済組合制度の動向

第1節　地方公務員等共済組合

第1　地方事務官制度の廃止

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)により、地方公務員等共済組合法が適用されていた社会保険関係事務又は職業安定関係事務に従事する地方事務官については、平成12年4月1日から厚生事務官又は労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとされた。

第2　地共済と国共済の長期給付の財政単位の一元化

「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第132号)により、地方公務員共済組合(表1)と国家公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料を段階的に引き上げることにより平成21年度に統一するとともに、平成16年10月から両制度間の財政調整の仕組みを導入することとされた。

第3　全国市町村職員共済組合連合会における長期給付事業の一元的処理

前記第2と同じく平成16年の法律改正により、平成19年4月から、これまで市町村職員共済組合及び都市職員共済組合において行われていた長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し一元的に処理することとされた。

その後、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)により、平成27年10月から、これまで指定都市職員共済組合(注)において行われていた長期給付事業についても、全国市町村職員共済組合連合会で一元的に処理することとされた。

(注)　指定都市職員共済組合は平成26年12月に市町村連合会の構成組合となったが、長期給付事業の一元的処理に関しては平成27年10月から行うこととした。

第4　被用者年金制度の一元化

1　共済年金の厚生年金への統合

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)により、平成27年10月1日から、厚生年金と共済年金に分かれていた被用者年金制度を厚生年金に統合することとされ、共済年金に係る規定の削除、共済年金にある公的年金としての職域部分の廃止等の措置が講じられた。併せて、職域部分の廃止後の新たな年金については、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別の法律の定めるところにより、職域加算額の廃止と同時に設けることとされた。

これらの改正については国共済と同様であるが、地共済では標準報酬制度が初めて導入された。

2　手当率制から標準報酬制へ

地方公務員共済組合では、昭和61年4月以降の掛金をはじめ短期給付及び長期給付の算定基礎については、「手当率」と呼ばれる仕組みが採用されていた。各組合員の掛金は、給料月額にみなし手当を加えた額に掛金率を乗じて得た額となる。このみなし手当は、実際に支給された額にかかわらず、給料月額の25%を一律に手当額とみなして処理していた。

この仕組みが、被用者年金制度の一元化に伴い平成27年10月1日から、厚生年金保険・健康保険や国家公務員共済組合及び私立学校教職員共済において実施されているものと同じ標準報酬制に移行することとなった(図1)。

第5　退職等年金給付制度の創設

「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第97号)により、平成27年10月1日から退職等年金給付を設けることとされた。

図1　手当率制と標準報酬制

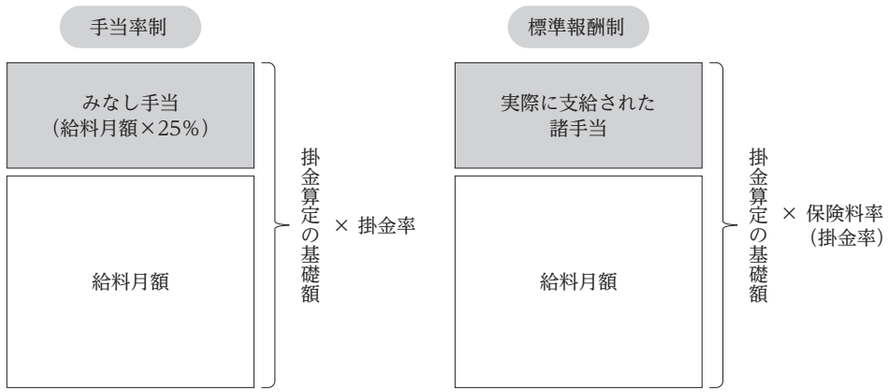

(参考)

表1　地方公務員共済組合の構成

	名　称	組合数	組合員
1	地方職員共済組合	1	各道府県の職員、地方団体関係団体の職員
2	公立学校共済組合	1	公立学校の職員、都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関の職員
3	警察共済組合	1	警察庁、皇宮及び各都道府県警察職員
4	東京都職員共済組合	1	東京都の職員(特別区を含む)
5	指定都市職員共済組合	10	札幌市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市の職員
6	市町村職員共済組合	47	各都道府県ごとに区域内の全市町村の職員
7	都市職員共済組合	3	北海道都市(12市)、仙台市、愛知県都市(12市)の職員
	計	64	

地方公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合全ての長期給付積立金の管理、長期給付に係る財源率の計算及び基礎年金制度に関する事務等
全国市町村職員共済組合連合会	5,6,7の組合、計60組合の長期給付の決定・支払、短期給付の財政調整等

第2節　私立学校教職員共済

第1　平成12年時点の状況

「日本私立学校振興・共済事業団法」（平成9年法律第48号）により、日本私学振興財団と私立学校教職員共済組合は解散し、平成10年1月1日から日本私立学校振興・共済事業団が設立された。

事業団となってからの私立学校教職員の長期給付、短期給付及び福祉事業は、引き続き事業団において「共済事業」として行われることとなり、「私立学校教職員共済組合法」は「私立学校教職員共済法」と題名変更され、「組合員」は「加入者」と、「組合員期間」は「加入期間」となった。

第2　長期給付に係る加入年齢の引上げ

「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第23号）により、平成14年4月1日から長期給付に係る加入者の資格喪失が厚生年金保険と同様、65歳から70歳に引き上げられた。

第3　保険料引上げの前倒し

私立学校教職員共済の保険料については、平成13年3月16日に閣議決定された「公的年金制度の一元化の推進について」1、(3)において、「私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う。以下略」とされた。

これにより、平成17年4月から他の被用者年金制度と同じ引上げ幅（0.354％）で保険料率の引上げを実施した。

第3節　農林漁業団体職員共済組合

第1　厚生年金保険への統合

「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」（平成13年法律第101号）により、農林漁業団体職員共済組合（以下「農林年金」という）は、平成14年4月1日から厚生年金保険に統合された。

第2　統合後の年金給付

統合に伴い、農林年金が支給してきた年金給付は、社会保険庁が引き継いで支給する厚生年金給付と存続組合たる農林年金が支給する特例年金給付（平成14年3月までに加入していた組合員期間を対象とした職域年金相当分）の二つに分かれた。

社会保険庁が支給する厚生年金給付については、その財源として1兆6,097億円を移管した。また、農林年金が支給する特例年金給付については、費用負担の軽減を図るため年金額のスライドを実施しない等の抑制を行った。

第3　特例年金給付の完了

「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第31号）により、農林年金が支給する特例年金給付を完了させるため、令和2年4月1日以降、対象者全員に特例年金に代えて、将来分の特例年金の現価相当額を「特例一時金」として支給することとし、特例一時金の支給に係る業務が全て終了したときに農林年金は解散することとなった。

第4　特例一時金の給付未納者の解消

令和4年11月時点で、住所の未登録者（郵便不着者を含む）が約4万9,000人、この住所未登録者等を含めて特例一時金未請求者が約13万人残っており、この解消が給付完了の課題となっている（『のうりんねんきん広報』2022年12月号）。

なお令和7年3月31日までに特例一時金の請求がなかった場合、時効となり受けることができなくなる。

第5　農林年金の解散時期

特例一時金の支給に必要な財源は、①一部を農林年金の保有する農林漁業団体からの負担金や積立金、②一部を金融機関からの借入金、で賄うこととしている。したがって農林年金は、特例一時金の支給終了後も、②の借入金をその後の①農林漁業団体からの負担金によって返済していく業務を行うことから、解散は令和15年頃と見込んでいる。

第2章

社会保険（年金）制度の動向

第1節　厚生年金保険

第1　平成12年の法律改正

「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第18号）は、将来の現役世代の保険料負担の上昇を抑えるため、年金の給付水準を抑制することを柱としている。

1　平成12年4月実施

①給付水準の5％適正化

厚生年金（報酬比例部分）の額の算定に用いる給付乗率1,000分の7.5を1,000分の7.125とする（ただし従来の年金額の物価スライドした額は保障）。

②裁定後の基礎年金・厚生年金について、65歳以降は物価スライドのみで改定し、賃金スライドは行わない。

③育児休業期間中の厚生年金保険料の事業主負担分の免除

2　平成12年10月実施

標準報酬の上下限を改定した。

3　平成14年4月実施

60歳台後半の在職老齢年金制度を導入した。

就労している65歳以上70歳未満の者について、厚生年金保険の被保険者として保険料の支払いを求めるとともに、賃金と厚生年金（報酬比例部分）を合わせた額が37万円を超える者については、賃金の伸び2に対して厚生年金（報酬比例部分）1を調整する仕組み（在職老齢年金制度）を導入した。

4　平成15年4月実施

ボーナスを含む総報酬制を導入した。

5　平成25年度から実施

老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢を引き上げた。

老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢を、平成25年度から令和7年度にかけて、60歳から65歳に段階的に引き上げる（女子は5年遅れで実施）。これに伴い、新たに老齢厚生年金（報酬比例部分）の60歳からの繰上げ支給制度を導入した。

第2　平成16年の法律改正

「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号）は、社会経済と調和した持続可能な公的年金制度を構築し、公的年金制度に対する信頼を確保すること、多様な生き方、働き方に対応して、より多くの人が能力を発揮できる社会につながるような公的年金としていくこと、との考え方に立ったものである。

1　平成16年10月実施

①厚生年金保険料の将来水準を固定

現行13.58％の厚生年金保険料を、平成16年10月から毎年0.354％引き上げ、平成29年以降は18.3％とする。

②マクロ経済スライドの導入

社会全体の保険料負担能力の伸びを年金改定率に反映させることで、給付水準を調整（マクロ経済スライド）する（ただし調整は名目額を下限とし、名目額は維持）。

2　平成17年4月実施

①在職中の特別支給の老齢厚生年金を一律2割支給停止にする制度を廃止

②育児休業中の保険料免除措置等の拡充

3　平成19年4月実施

①65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度を導入

②70歳以上の被用者が受給する老齢厚生年金にも、60歳台後半の被用者と同様の給付調整の仕組みを導入

③遺族厚生年金については、自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、その差額を支給することとした。

④子供のいない30歳未満の遺族配偶者への遺族厚生年金の給付を5年間の有期給付とした。また、中高齢寡婦加算の支給対象を夫死亡時等40歳以上とした。

⑤離婚した場合の厚生年金について、配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、分割できるものとする（保険料納付記録により、当事者双方の婚姻期間中の合計額の半分を上限）。

4　平成20年4月実施

国民年金の第3号被保険者期間について離婚した場合、第2号被保険者の厚生年金を2分の1に分割できることとした。

第3　社会保険庁改革、年金記録問題等への対応

1　社会保険庁廃止と日本年金機構設立

社会保険の現業業務を行う機関として昭和37年に設立された社会保険庁については、様々な問題が生じたことから、平成16年から社会保険庁改革の取組みが進められた。平成19年に成立した社会保険庁改革関連法案により、平成22年1月社会保険庁は廃止され、年金事務の運営業務の実施主体として非公務員型の公法人である「日本年金機構」が設立された。

2　年金記録問題等への対応

(1) 年金時効特例法（平成19年7月実施）

平成19年には年金記録問題が明らかになったことから、「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」（平成19年法律第111号）により、年金記録の訂正に伴う年金額の増額分は、特例により時効消滅分まで含まれることとなった。

(2) 厚生年金特例法（平成19年12月19日実施）

事業主が従業員の給与から保険料を源泉徴収しながら国に納付していなかったような事案への対応を図るため、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（平成19年法律第131号）により、被保険者の資格確認や標準報酬の改定を行うとともに、事業主が納付すべきであった保険料を時効（2年間）消滅後も納付できることとした。

第4　年金機能強化法

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号）による年金機能強化が図られた。

1　平成26年4月実施

厚生年金・健康保険等について、産休期間中の保険料が免除された。

2　平成28年10月実施

短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用が拡大された。

厚生年金の適用拡大については、週所定労働時間が20時間以上、賃金が月額8万8,000円以上、勤務期間が1年以上、学生は適用除外、従業員501人以上の企業の全ての要件に該当する場合に、適用拡大が図られることとなった。

3　平成29年8月実施

年金の受給資格期間を25年から10年に短縮した。

第5　被用者年金一元化法

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）により、平成27年10月1日から、厚生年金と共済年金に分かれていた被用者年金制度を厚生年金に統一することとされた。

これにより共済年金に係る規定の削除、共済年金にある公的年金としての職域部分の廃止等の措置が講じられたことは、先に述べたとおりであるが、厚生年金に係る改正は以下のとおりである。

1　追加費用削減の実施

国共済及び地共済の支給する年金においては、平成25年8月から追加費用削減のため恩給期間に係る給付について27％引き下げることとした。

一方、日本年金機構が支給する旧三公社（平成9年4月に厚生年金に統合した日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合）の年金においても、昭和31年6月以前の期間に係る給付について27％引き下げることとしたが、その実施時期は平成27年10月からとした。

2　老齢給付の在職支給停止

老齢厚生年金受給者が公務員等（共済に加入）となった場合、一元化前は年金の支給停止は行われなかった。しかし一元化後は公務員等も厚生年金の被保険者となることにより、在職支給停止が行われることとなった。

また老齢厚生年金受給者が国会議員又は地方公共団体の議会の議員になった場合、一元化前は年金の支給停止は行われなかったが、一元化後は在職支給停止が行われることとなった。

3　女子の支給開始年齢（経過措置）

国共済における特別支給（60歳台前半）の退職共済年金の支給開始年齢の引上げスケジュールは、男子・女子ともに昭和16年4月2日以降の生まれの者が対象となっている。

一方、厚生年金における特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げスケジュールは、男子は昭和16年4月2日以降の生まれの者であるが、女子は昭和21年4月2日以降の生まれの者が対象となっている。この厚生年金の女子の支給開始年齢が5年遅れである点については、一元化後も経過措置として存続することとされた。

第6　年金額の特例水準の段階的解消

「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）により、年金額の特例水準の段階的解消が図られた。

具体的には、年金額の特例水準（2.5％）について、平成25年度から平成27年度までの3年間（平成25年10月▲1.0％、平成26年4月▲1.0％、平成27年4月▲0.5％）で解消することとした。

第7　令和2年の法律改正

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）では、より多くの人がより長く多様な形で働く社会へと変化するなかで、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中老齢年金制度の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大等、確定拠出年金の加入要件の見直し等の措置を講ずることとされた。

1　令和4年4月実施

①在職老齢年金制度の見直し

60歳台前半に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度（低在老）について、支給停止とならない範囲を拡大する（賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円（令和2年度額）に引き上げる）。

②受給開始時期の選択肢の拡大等

60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大。なお繰上げ支給については減額率が緩和された。

繰上げ支給…令和4年4月1日以降60歳に達する者については、減額率一月当たり0.5％→0.4％に緩和

繰下げ支給…令和4年4月1日以降70歳に達する者については、受給開始時期の上限を70歳まで→75歳までに拡大

③在職定時改定の導入

高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給権者について、年金額を毎年10月に改定する。

2　令和4年10月実施

①短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる。

（現行従業員数500人超→令和4年10月から100人超→令和6年10月から50人超）

②5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。

③厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、健康保険から公務員共済の短期給付を適用する。

3　その他

①短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年限を3年から5年に引上げ（令和3年4月実施）。

②児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し（令和3年3月実施）。

第2節　国民年金

国民年金の関係で主なものは次のとおりである。

第1　平成12年の法律改正

1　平成12年4月実施

①国民年金保険料1万3,300円は据置く

②国民年金の額

78万円（平成6年度価格）

↓

80万4,200円（平成11年度価格）

③学生について、国民年金保険料を卒業後に追納できる納付特例制度を導入した。

2　平成14年4月実施

国民年金保険料の半額免除制度を創設した。

第2　平成16年の法律改正

1　平成17年4月実施

①国民年金の保険料は、現行1万3,300円を平成17年4月から毎年280円（平成16年度価格）ずつ引き上げ、平成29年度以降は1万6,900円（平成16年度価格）とする。

②若年者に対する納付猶予制度の創設
失業等で低所得の若年者が、所得の高い世帯主と同居しているときは、保険料免除の対象とならないことから、20歳台で将来負担できることとなった時点（10年以内）で保険料を追納できる仕組みを導入した。

2　平成18年4月実施

①65歳からの障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の併給を可能とする。

②障害発生の一年前に未納がない場合でも障害基礎年金の受給を可能とする特例措置を、10年間延長。

3　平成18年7月実施

保険料の多段階免除制度を導入した。現行の全額免除・半額免除に加え、4分の3免除・4分の1免除を追加した。

4　平成20年4月実施

国民年金の第3号被保険者期間について離婚した場合、第2号被保険者の厚生年金を2分の1に分割できることとした。

5　基礎年金国庫負担割合の引上げ

基礎年金の国庫負担割合を本則上2分の1とする。その道筋として平成16年度から引上げに着手し、平成17年度及び平成18年度に更に適切な水準に引き上げるとともに、平成21年度までに引上げを完了する。附則に所要の規定を整備。

第3　年金機能強化法

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号）により、平成26年4月から遺族基礎年金の父子家庭への支給が実施された。

第4　基礎年金国庫負担割合2分の1の実現

1　実現までの経緯

平成16年の法律改正に沿って、平成17年度から基礎年金国庫負担割合の2分の1への段階的な引上げが図られ、平成21年度以降は2分の1が実現されたが、その財源は、毎年度臨時の財源をもって充てられていた。

平成24年度は、社会保障・税一体改革の一環である「年金機能強化法案」で基礎年金国庫負担割合は、「年金交付国債」により2分の1を確保する旨の規定が置かれたが、国会修正により削除された。

2　法案の成立

その後、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」において、平成24年度・25年度は「年金交付国債」から「消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債（つなぎ国債）」に修正されることとなり、同法案は平成24年11月に成立した（平成24年法律第99号）。

そして、平成26年度から消費税が8％に引き上げられたことから、基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化が実現された。

第5　年金生活者支援給付金法

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」（平成24年法律第102号）により令和元年10月から年金受給者のうち、低所得高齢者・障害者等に福祉的な給付を行うこととした。

年金制度の枠外で消費税率引上げ(注)による収入を財源として、低所得の基礎年金受給者に月額5,000円を基準に保険料納付実績に応じた給付を行い、所得の逆転を防止するために所得制限を加えた一定範囲の者にも補足的な給付を行うこととした。

（注）消費税10％の引上げに合わせて実施された。

第6　公的年金制度の健全性及び信頼性確保法

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第63号）が平成25年6月26日公布された。

平成25年7月実施

国民年金の第3号被保険者が、配偶者である第2号被保険者の退職等の際に、必要な届出をしないために年金記録上の不整合が生じている問題を解決するため、不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正するとともに、過去10年間の特例追納（3年間の時限措置）をすることを可能とした。

第7　令和2年の法律改正

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）が令和2年6月5日公布された。

1　公布日実施

年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直しが行われた。

2　令和3年4月実施

未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加した。

3　令和4年4月実施

国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替えを実施した。